日野市議会会議録

平成３年第１回定例会

第１号～第８号

３月７日 開会

３月29日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1594182

平成３年　第１回定例会日程

３月　７日	（木曜日）	会議録署名議員の指名、会期の決定、所信表明 行政報告、諸般の報告
３月　８日	（金曜日）	議案上程
３月１１日	（月曜日）	議案上程、請願上程、一般質問
３月１２日	（火曜日）	一般質問
３月１３日	（水曜日）	一般質問
３月１４日	（木曜日）	一般質問
３月１５日	（金曜日）	一般質問、請願上程
３月２９日	（金曜日）	審査報告

1594182

平成３年
第１回定例会　日野市議会会議録目次

○３月７日　木曜日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 5
所信表明 …… 6
行政報告 …… 72
諸般の報告 …… 110
散会 …… 111

○３月８日　金曜日（第２日）

出席議員 …… 113
欠席議員 …… 113
出席説明員 …… 114
議事日程 …… 114
開議 …… 119

（設置・選任）

日野市議会常任・特別委員会委員の選任について …… 119
日野市議会平成３年度一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について …… 119

（議案上程）

議案　第１号　浅川右岸第６処理区分（２－１）工事請負契約の一部変更に関する専決処分の報告承認について …… 119
議案　第２号　明神上都市下水道（２－１）工事請負契約の一部変

更に関する専決処分の報告報告承認について …… 120
議案　第3号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について …… 123
議案　第4号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 125
議案　第5号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 140
議案　第6号　日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 142
議案　第7号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 143
議案　第8号　社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について …… 143
議案　第9号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 143
議案　第10号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 143
議案　第11号　日野市青年の森あづみ荘設置条例の制定について …… 151
議案　第12号　日野市公民館使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 151
議案　第13号　平成2年度日野市一般会計補正予算について（第5号） …… 161
議案　第14号　平成2年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第3号） …… 180
議案　第15号　平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第3号） …… 182
議案　第16号　平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第4号） …… 184
議案　第17号　平成2年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第2号） …… 186
議案　第18号　平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第3号） …… 188
議案　第19号　平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第4号） …… 190
議案　第20号　平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算について（第1号） …… 192
延会 …… 197

○3月11日　月曜日（第3日）
出席議員 …… 199
欠席議員 …… 199
出席説明員 …… 200
議事日程 …… 200
開議 …… 203
（議案上程）
議案　第21号　平成3年度日野市一般会計予算について …… 203
議案　第22号　平成3年度日野市国民健康保険特別会計予算について …… 234
議案　第23号　平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について …… 234
議案　第24号　平成3年度日野市下水道事業特別会計予算について … 234
議案　第25号　平成3年度日野市立総合病院事業会計予算について … 234
議案　第26号　平成3年度日野市受託水道事業特別会計予算について …… 234
議案　第27号　平成3年度日野市老人保健特別会計予算について …… 234
議案　第28号　平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について …… 234
議案　第29号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について …… 235
議案　第30号　日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 235
議案　第31号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例の制定について …… 235
議 案　第 32 号　市道路線の廃止について …… 265
議 案　第 33 号　市道路線の認定について …… 265
議 案　第 34 号　（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の一部変更について（第２回変更） …… 267
議 案　第 35 号　学校管理下における旭が丘小学校児童の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について …… 268
（報　告）
報 告　第 1 号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 272
（推　薦）
日野市農業委員会委員の推薦について …… 277
（請願上程）
請 願　第 3－1 号　大阪上２丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情 …… 278
請 願　第 3－2 号　２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願 …… 279
（一般質問）
宮沢清子議員
１．環境にやさしい暮しの工夫を（ゴミをみんなの手で、びんかんに） …… 279
散　　会 …… 298

○３月12日　火曜日（第４日）
出 席 議 員 …… 299
欠 席 議 員 …… 299
出 席 説 明 員 …… 300
議 事 日 程 …… 300
開　　議 …… 301
（一般質問）
藤林理一郎議員
１．公共用地に地下駐車場の設置について問う …… 301
２．多摩川、浅川沿いの空き地利用について問う …… 308
谷　長一議員
１．国民年金の前途について問う …… 308
一ノ瀬　隆議員
１．広報活動の一層の充実を …… 321
旗野行雄議員
１．私道処理について …… 337
２．新土地税制に於ける生産緑地について …… 344
竹ノ上武俊議員
１．東京都や市の貯金（積立基金）は住民要求実現のために積極的運用を …… 352
２．日野市企業公社と住宅地域駐車場管理について問う …… 365
沢田研二議員
１．仮称西豊田駅の誘致に一層の努力を …… 368
２．マンション建設等における、施設負担金基準のあり方と、駐車場確保について問う …… 374
散　　会 …… 382

○３月13日　水曜日（第５日）
出 席 議 員 …… 383
欠 席 議 員 …… 383
出 席 説 明 員 …… 384
議 事 日 程 …… 384
開　　議 …… 385
（一般質問）
板垣正男議員
１．小学校、中学校のプール指導時における、体育講師の配置について …… 385
２．小学校、中学校の施設整備について …… 395
３．日野台一丁目に広場（公園）計画を、との要望に応えてほしい …… 398
馬場繁夫議員

１．「箱」的な存在を超え「文化」創造の発信基地の行政たれ …… 402
土方尚功議員
１．明るく住みよいまちづくりのために――街路灯設置を中心に―― …… 424
奥住日出男議員
１．医療を底辺で支える看護婦の労働条件等について問う …… 429
下村　功議員
１．東京都立七生養護学校の高等部新設の早期実現を！ …… 441
２．子ども議会の実施を！ …… 447
内田　勲議員
１．土地区画整理に於ける仮換地の決定は公正か …… 450
２．教材購入時の見積り合わせについて …… 454
３．廃品回収の奨励金を増額し、リサイクル運動の促進を …… 459
散　　会 …… 462

○３月14日　　木曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 463
欠　席　議　員 …… 463
出　席　説　明　員 …… 464
議　事　日　程 …… 464
開　　議 …… 465
（一般質問）
古賀俊昭議員
１．市長は何故、市役所多摩平支所を廃止するのか …… 465
２．日野台一丁目に公園の建設を（モリタ興産移転跡地の活用を視点に入れて） …… 473
３．防災情報センターの充実のために …… 479
米沢照男議員
１．老人保健法改悪と老人入院見舞金制度の見直しについて …… 488
２．住環境保全のため住宅条例の制定を！ …… 493
３．真に市民参加による市民本位のまちづくりを！ …… 497
鈴木美奈子議員
１．希望の家の施設の充実と生活寮の建設について …… 504
２．アトピー性皮膚炎対策について …… 518
執印真智子議員
１．不燃ゴミの週２回収集は本当に市民のためか――日野市ゴミ行政の展望を問う―― …… 525
２．原子力発電所の事故に対する、日野市の防災体制を確立せよ …… 538
佐藤洋二議員
１．蛍の飛び交う自然環境の保護と促進について …… 548
２．東・西平山地域２カ所の道路等の整備について …… 555
散　　会 …… 561

○３月15日　　金曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 563
欠　席　議　員 …… 563
出　席　説　明　員 …… 564
議　事　日　程 …… 564
開　　議 …… 567
（一般質問）
天野輝男議員
１．都道149号線の進捗及び整備状況について問う（立日橋～甲州街道間） …… 567
２．都市計画道路3･4･12号線の用地買収について問う（甲州街道南側～中央高速道路間） …… 573
３．日野本町四丁目周辺道路について問う …… 573
田原　茂議員
１．Ｂ型肝炎予防ワクチンの予防接種を公費負担せよ …… 576
２．多摩平支所廃止後の市役所への足確保と市内の交通体系を問う …… 583
夏井明男議員
１．大阪上都営建替計画と周辺整備 …… 590
２．吹上地域の地区センター建設について …… 593
３．東豊田三丁目地域の課題 …… 595

（請願上程）
請 願 第 3－3 号　公団家賃の「改定ルール」の再検討を要求し、家賃一斉値上げに反対する意見書の提出を求める請願 …… 602
請 願 第 3－4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願 …… 602
請 願 第 3－5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願 …… 602
請 願 第 3－6 号　美浜原発２号機重大事故に関する陳情 …… 602
散　　会 …… 602

○３月29日　金曜日（第８日）
出 席 議 員 …… 603
欠 席 議 員 …… 603
出 席 説 明 員 …… 604
議 事 日 程 …… 604
開　　議 …… 609
（議案審査報告）　（総務委員会）
議 案 第 85 号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 609
議 案 第 3 号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について …… 609
議 案 第 29 号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について …… 611
議 案 第 30 号　日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 611
議 案 第 31 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 611
（文教委員会）
議 案 第 87 号　日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 612
議 案 第 11 号　日野市青年の森あづみ荘設置条例の制定について …… 613
議 案 第 12 号　日野市公民館使用条例の一部を改正する条例の制定ついて …… 617
（厚生委員会）
議 案 第 5 号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 617
議 案 第 7 号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 617
議 案 第 8 号　社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について …… 617
議 案 第 9 号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 617
議 案 第 10 号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 617
（建設委員会）
議 案 第 6 号　日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 620
議 案 第 32 号　市道路線の廃止について …… 620
議 案 第 33 号　市道路線の認定について …… 620
（一般会計予算特別委員会）
議 案 第 21 号　平成３年度日野市一般会計予算について …… 621
（特別会計予算特別委員会）
議 案 第 22 号　平成３年度日野市国民健康保険特別会計予算について …… 646
議 案 第 23 号　平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について …… 646
議 案 第 24 号　平成３年度日野市下水道事業特別会計予算について … 646
議 案 第 25 号　平成３年度日野市立総合病院事業会計予算について … 646
議 案 第 26 号　平成３年度日野市受託水道事業特別会計予算について …… 646
議 案 第 27 号　平成３年度日野市老人保健特別会計予算について …… 646
議 案 第 28 号　平成３年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について …… 646
（請願審査報告）　（総務委員会）

請 願　第 3－3 号　公団家賃の「改定ルール」の再検討を要求し、家賃一斉値上げに反対する意見書提出を求める請願 …… 655
（建設委員会）
請 願　第 2－6 号　高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願 …… 656
請 願　第 2－27 号　高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願 …… 669
請 願　第 2－31 号　東豊田三丁目住宅地内への事業所設置の差止めを求める請願 …… 669
（総務委員会）
（継続審査）
請 願　第 2－29 号　市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願 …… 671
請 願　第 2－32 号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願 …… 671
（文教委員会）
請 願　第 2－24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願 …… 671
請 願　第 2－25 号　中ホール建設に関する請願 …… 671
請 願　第 3－2 号　2学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願 …… 671
（厚生委員会）
請 願　第 2－20 号　日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願 …… 672
請 願　第 3－6 号　美浜原発2号機重大事故に関する陳情 …… 672
（建設委員会）
請 願　第 2－4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 … 672
請 願　第 2－5 号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願 …… 672
請 願　第 2－11 号　中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願 … 672
請 願　第 2－28 号　大阪上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願 …… 672
請 願　第 2－30 号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願 …… 672
請 願　第 3－1 号　大阪上2丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情 …… 672
請 願　第 3－4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願 …… 672
請 願　第 3－5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願 …… 672
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 673
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 673
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 674
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 674
午後11時42分休憩後、再開に至らず閉会 …… 674

3月7日　木曜日　（第1日）

平成3年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第1号）

3月7日　木曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

平成3年3月7日（木）
午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　所信表明
日程第4　行政報告
日程第5　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第1から第5まで

午後１時52分　開会

○議長（小山良悟君）　　これより平成３年第１回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

理事者から、発言をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。助役。

○助役（砂川雄一君）　　貴重なお時間を拝借して恐縮でございますが、去る１月10日付の人事異動によりまして、本会議出席の説明員に変更がございましたので、議事に先立ち、御紹介を申し上げたいと思います。

まず、総務部、前田雅夫部長。（理事者あいさつ）

都市整備部、鈴木栄弘部長。（理事者あいさつ）

水道部、日野義人部長。（理事者あいさつ）

総合病院、須藤雄示事務長。（理事者あいさつ）

社会教育部、大谷俊夫部長。（理事者あいさつ）

以上でございます。どうかよろしくお願いをいたします。（「教育長は辞任したのか」と呼ぶ者あり）

なお、これは小山議長さんの方にも御報告申し上げてありますが、長沢教育長がひどく体調をくずしており、病院での検査などもありまして、市議会を欠席させていただきたいとの休暇届がございました。議会説明員につきましては、教育委員会の２部長が遺漏なきよう務めますので、どうかよろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

15番　藤　林　理一郎　君

17番　高　橋　徳　次　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（古賀俊昭君）　　去る３月４日に開かれました平成３年第１回定例会の会期等につきまして、協議いたしました議会運営委員会の会議結果を御報告いたします。

まず、一般質問の取り扱いについてでありますが、今回、お手元の資料のとおり、21

名の議員の皆さんから通告がなされております。請願、陳情につきましては、２件提出をされておりますので、今までに出されました請願、陳情、それぞれの委員会に付託されることになっております。

また、議案につきましては、市長提案議案35件の付託先についても、それぞれ決定をいたしました。取り扱いについて、決定を見ております。

なお、今回は予算審査の行われる議会でありますので、議会提出の議案として、特別委員会の設置等の議会提案議案も出されることになっております。

会期につきましては、本日３月７日より３月29日までの23日間と決定をいたしました。

なお、お手元の日程資料には、３月の15日、会議時刻が午後１時となっております。これは立日橋全面開通式に議会関係者が招待を受けておりますので、このため、会議時刻が午後１時ということで、皆さんの同意を得たところであります。

なお、市長提案の議案のうち、市税条例の改正が提案されておりますが、この件につきまして、全員協議会が開かれる予定になっております。

以上、お手元の資料等でお確かめをいただきたいと思います。以上で報告を終わります。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から３月29日まで、期日23日間と決定いたしました。

これより日程第３、所信表明を行います。理事者から所信表明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　平成３年第１回市議会定例会の開会に当たり、当面の市政に臨む所信と、新年度事業予算の概要を申し述べ、市議会議員各位と市民の皆さんに一層の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

〈市政に取り組む基本姿勢〉

私は、市長就任以来、一貫して人間尊重を基本理念において、「憲法を市政に生かし、市民のいのちとくらしを守る」、「緑と清流をとりもどし、健康で文化的な生活環境をつくる」ことを行政の基本姿勢として、「緑と文化の市民都市」建設に、もっぱら努力してまいりました。

21世紀を目前にして、世界は大きく変動を遂げようとしています。このときこそ、次

の世紀を戦争のない、平和の世紀とするために、対立を対話に変え、共通の世界観を打ち立てる努力が望まれます。

国内では国際化、情報化、経済の高度化の一方に、人口の高齢化、価値観の多様化が進み、市民意識は個人生活の充実、物中心から心の豊かさ、触れ合いと思いやりの社会が指向されています。このような社会変化を見極め、人間性豊かに、「住むことが喜びであり、誇りであるまち」と言える、質的にも高度な地域社会を目指していきたいと考えます。

市民の自治と連帯の意識に裏打ちされた、魅力と生きがいに富む、平和で活力ある地域社会の実現のため、市民の英知と職員の能力を結集し、情熱をかけて邁進する所存であります。

〈当面する行政課題〉

昨年10月に実施された国勢調査の結果、本市の人口は16万6000人と集計され、この５年間に１万人の増加を見たことになります。人口増加が沈静し、余裕のできたこの時期を、将来のために、都市基盤の整備と人間性を豊かにする条件づくりを、市勢発展の方向に位置づけたいと考えます。

自然環境を生かし、快適な生活空間をつくり出すハードなまちづくり、安心して暮らせる福祉の風土づくり、教育と文化の生涯学習を支えるソフトをまちづくりが、当面する行政課題であると考えるものであります。

１、都市基盤の整備

本市は、多摩丘陵、多摩川、浅川の地形によって、自然の恩恵を今なお多く保有しております。

都市基盤整備のための開発行為や、土地区画整理事業の手法の中にも、できるだけ自然を生かす配慮と、快適な生活環境の創造に向けて進める方針であります。

多年にわたって取り組んできた流域下水道の八王子処理場、浅川処理場の工事進捗にあわせて、公共下水道の管渠工事を積極的に進め、平成４年の供用開始に向けて、できるだけ整備率の拡大を図ります。

モノレールコース整備事業にも、区画整理その他の手法をもって事業の促進に協力しております。

緑地保全のための樹林地の公有化事業は、都に要請して程久保緑地の都市公園指定を行うなど、手順を整えつつあります。その他の樹林地についても、確保のめどが進んでおります。

河川用水の整備事業にも、管理者と密接な協議を進め、浅川関連では（仮称）二番橋架橋の実現、駒形公園のプール計画とその他の具体化を図っております。

西豊田駅の新設運動も、西平山土地区画整理事業の認可を控えて、事業促進の具体化を考えております。

住宅政策では、引き続き市営住宅の改築、増戸を図り、都営住宅の改築のために用地のあっせんなど、計画の促進と増戸を要請しております。

地震や天災に備えて、防災情報センターの整備事業の取り組みにめどをつけました。

2、地域福祉と生涯学習

高齢化社会の到来に直面し、厚生省では老人福祉対策の方向として、高齢者保健福祉推進10カ年戦略を打ち出して、在宅福祉サービスの拡充、老人福祉施設の計画的整備、高齢者の健康と生きがいづくり対策の推進を挙げています。

土方英世氏の御協力で確保できる２ヘクタール余の土地利用については、国や都の施策にあわせて、高齢者福祉の拠点として位置づけるよう、市の老人福祉協議会に諮問をし、検討中でありますが、まず、特別養護老人ホーム100人規模の計画に着手いたします。

都のシルバーピア方式、公営住宅のシルバーハウジング計画にも、積極的に取り組みを進める考えであります。

ゆとりと潤いのある市民生活のために、文化、スポーツ、レクリエーション等の生涯学習と健康づくりに向ける施策について、多彩に前進を図ります。

保健、医療のために、病院建設事業と施設の充実に取り組みます。

豊かな人間性を育てるために、幼児教育センターで保育一体化への具体的な施策を進めます。

3、行政サービスの能率化

情報化の進む社会の中で、行政サービスにも進歩と機能化が重要であります。このたび、生活文化部と環境部の改組新設、多摩平支所の本庁統合の議案を提案いたしますので、よろしく御理解をお願いいたします。

行政サービスの能率化と退職職員の職域拡大を図るため、行政の事業経営を委託できるシステムとして、日野市企業公社を設立いたしました。まず、駐車駐輪場、あづみ荘等の経営業務を委託する考えであります。

基本構想に基づく基本計画は、行政の要をなすものであります。現行のものも、３年後には一応の終期を迎えますので、後続の準備に取りかかることを考えております。

〈平成３年度の主要事業と予算について〉

平成３年度の国の一般会計予算では、総額が70兆3474億円で、前年比6.2％増、政策経費の一般歳出は5.3％の伸びで、税収は法人税収の伸び悩みのため、前年比6.5％増にとどまりました。

一方、歳出面では、日米構造協議による社会資本整備のため、従来の公共事業とは別枠で、下水道、公園など、生活関連事業に2,000億円が重点配分されることになりました。また、社会保障費では高齢者保健福祉10カ年戦略の関連で、前年度に比べ５割増となっていますが、老人医療費の一部負担額が７月から引き上げられるとのことであります。

また、強く要望してきた公共事業に係る国庫補助負担率の復元については、昭和61年度の水準に戻されたとはいえ、平成５年までの暫定措置とされています。

さて、本市の平成３年度予算案の概要を申し上げますと、一般会計の総額は418億8,000万円で、前年度当初予算に比べて７％、27億3,000万円の増で、当初予算で初めて400億円を超えることになりました。

歳入で、市税収入は前年比で4.5％、11億6,000万円の増、伸び率は前年度当初予算に比べ1.5％下回っております。これは市民税個人分の減税と、法人税の減収などによるものであります。

その他の歳入では、前年度に比べ利子割交付金７億円、収益事業収入２億円の増収を見込みました。また、財源不足を補うため、公共施設整備基金、財政調整基金、及び環境緑化基金から合わせて24億円の取りくずしを見積もりました。

歳出面では、経常経費の節減に努めるとともに、財源の効率的な配分を行い、日野市基本計画の事業達成、市民生活の向上、市勢の発展を予算編成の基調といたしました。

特別会計の総額は273億7,000万円で、前年度当初予算に比べ8.5％の増であります。

土地区画整理事業及び下水道事業では合わせて124億2,000万円で、特別会計総額の45.4％を占め、都市基盤整備に意を用いました。

次に、基本計画の柱に沿って、平成３年度の主な施策について申し述べます。

1、生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち

高齢者施策には、前年度に引き続き、高齢者の居室確保のため、新たに１棟16室を見込みます。新規施策として、民間アパート等に入居する高齢者に家賃の助成を行います。老人給食サービスは、浅川苑とかしの木荘でも始める計画です。

障害者福祉には、精神薄弱者の自主生活を助長するため、生活寮を建設いたします。

島田療育園に併設される重度障害者通所訓練施設助成を行います。また、在宅の障害者（児）団体に、研修会やリクリエーションのバス借上料の一部助成を行います。

老人保健法に基づく機能訓練の場を、生活保健センターに設けます。

学童クラブは、１小学校区に１学童クラブを目標に整備してきましたが、今年度１クラブを設置して完成いたします。

市立総合病院建設基金には、前年度と同様、10億円の積み立てを行います。

２、豊かな人間性を育てる教育と文化のまち

学校の施設整備では、第三小学校に校舎大規模改造、第一小学校に校庭整備、第二中学校にテニスコートの設備を行います。第五小学校と七生中学校に、屋内運動場の大規模改造を行います。

平山中学校に食堂棟を建築して、すべての中学校に給食室、食堂方式が完備します。小学校の給食施設整備を、平成３年度より計画的に進め、初年度は第二小学校に実施いたします。

学習指導要領の改定で、小学校に生活科が新設されたことにより、池や飼育舎など、体験学習の場を順次、設置いたします。

市民保養施設として施工中の（仮称）青年の森「あづみ荘」が年度間にオープンいたします。また（仮称）少年の森「大成荘」も改築２カ年事業に着手します。

スポーツ振興のため、第四中学校に５校目の夜間照明施設を設置し、万願寺土地区画整理事業地内の国有地を借地し、浅川スポーツ広場として整備いたします。

子供たちの野外活動の場として、仲田緑地に夏期２カ月の間、自然体験広場を開設します。

３、自然と調和する安全・快適なまち

土地区画整理事業では、施行中の万願寺、高幡、豊田南及び万願寺第２地区の事業を推進します。西平山地区、東町地区については、本年度、事業認可を予定しております。組合施行では、東光寺地区その他に事業を準備中であります。

下水道事業は浅川処理区、秋川処理区で供用開始の前年に当たり、重点的に面整備の促進を図ります。

市営住宅では、川原付団地の建てかえが本年度終了し、今後の建てかえ計画を策定いたします。

自転車駐車場についても、なお、整備を進めているところ、日野駅の西寄り、国鉄清算事業団から求める用地に、２カ年事業、680台規模で新設いたします。

防災体制の充実のため、本庁隣接地に防災情報センター建設を、２カ年事業で実施します。

公園緑地計画では、市民プールを含む駒形公園改造の実施設計、多摩動物公園南平導入路の実施設計を行うとともに、緑地取得と緑地保全事業をさらに進めます。

４、活気ある産業と豊かな消費のまち

商業振興の一助として、商店会のイベント行事に助成を行い、商店街の活性化に努めます。日野の観光ＰＲのため、観光パンフレットを作成いたします。

日野市勤労者互助会が設立10周年を迎えるため、記念行事に助成し、充実強化に努めます。

消費生活関連では、牛乳パック等の集積場を設けるなど、リサイクル運動の推進を図ります。

５、参加と連帯でつくる市民自治のまち

平和事業の推進のため、平和運動展を開催します。

コミュニティ施設では、平山駅前の地区センター、図書館をまとめて、会館としての実施設計を行います。また、地区センターでは新築、改築を実施し、既設の地区センターに冷房機を取りつけます。

日野台地域の交通利便のため、ミニバスの運行を実施します。

以上、私は、「緑と文化の市民都市」の建設に向かって、市政運営の先頭に立つとともに、みずからを厳しく律し、誠心誠意、市勢の発展に努力する所存でございますので、議員各位と市民の皆さんの一層の御理解と御鞭撻をお願い申し上げ、所信表明といたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　何点か質問させていただきます。

まず１点は、先ほど助役の方から説明がございました、教育長、長沢三郎のことであります。

平成２年度12月14日の議会で、教育委員会教育長の即日辞職を求める決議案を、賛成多数で議決した件でございます。

本日、長沢先生は体が悪くて休会しておるということであります。この面につきまして、私は市長の方に、一応議会で議決されておる。そして長沢先生もなかなか正直な方ですから、議会が始まる前に何かお疲れになってしまったのじゃないかなということを感じておるものですから、教育委員会の方には長沢先生の方から、退職願いが出ている

ということも聞いております。そういう面で、この件につきましては（市長、「退職願いが出るはずがありません」と呼ぶ）だからそれを聞きたいわけだ。（笑声）

そういう面で、私は、この議会で議決した件、そして長沢先生の方から当然、そういうものがあったかと思うのですが、そのあたりをまず教えていただきたい。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　長沢教育長本人が、きょうは当議場に出席をいたしておりません。その理由は、先ほど助役が御報告いたしましたとおり、本人が体調をくずしたため、私には昨晩、数日休養させていただきたい、こういう申し出がありました。

それからきょうになって、教育委員会事務局から、休暇の申し出があった旨を報告を受けております。現状は、こういう事情であります。

それから、去る市議会におきましての議決によりまして、本人はもちろん、私も極めて慎重に謹慎をさせていただいております。こういうことで当分の間、御理解をいただくというのが、現状の対応であります。

教育委員会では、本人の議会からの議決に基づく措置として、口頭による、あるいは文書による訓告をされたということも、報告として聞いております。以上です。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　私は、当然、議会制民主主義の中で、そして議会で取り上げた議決であります。そういう面を見たときに、教育委員会での教育委員長の文書訓告、そういう形で出たと思いますが、果たしてその程度でよろしいものであるかどうか。私は大変、疑問に思うわけです。そして、先ほど市長が言ったように、教育委員長の任命というのは、市長がすることになっておりますから、当然教育委員会の方に何らかの形で話はあったでしょう。長沢先生の性格ですから。それをこういう文書による訓告という形で終わった。これだけでは、私は済まされない問題である、こういうように思うわけであります。

しかしながら、私は昨年度文教委員で、文教委員の審議の中で、長沢先生の方から平山の給食の設計が出てまいりました。そしてその中で、たくさんの傍聴者がおりました。そして私は、教育委員長にこの問題はどうなのか。日野市で予算を確保できるのか。そしてまた東京都や国の方から、この件について補助金なり、そういう手当があるのかどうかということを質問したわけです。

そうしたら、一切ないという形のものですから、私はこの問題については、それじゃあ、この請願は否決です、こういう形で話をしておった。そうしたら、その中で教育委

員長が、この問題は私たちの行政側の方に、校長会、そういう中で、平山の校長の方から出てきたのでしょう。要するに４階建ての２階が武道場だったかな、３階がパソコン教室、その屋上にプールもつく、そういう図面のついたところの請願であります。

それを聞いてみると、教育長の説明では、２階をパソコン室にしてほしいという要請を出してある。それを行政側の方でつぶされたということが明らかになったわけです。そういう面で、共産党の方からいろいろ文書が出てまいりました。議会では教育の方に踏み込むことはおかしいというようなことを言われておるわけであります。私もそのように思うのです。教育委員会というものは、独立したものであります。

そういう中で、私は、そのときに申し上げたのは、少なくとも教育委員会というのはもっと力を持って、そして行政側に子供たちの教育を任せられておる現場の校長先生初め、そういう多くの皆さんの要望があるならば、やはりそういう願いが生かせられるような形が一番いい。そういう面で、教育委員会を激励する意味で、これは賛成に回りましょうということを言ったわけです。

そういう面から見たときに、私は教育委員のこの問題に対しても、私たちが確かに踏み込む問題じゃないだろう。しかしながら、この問題を解決しない限り、今回の３月のこの議案に賛成するわけにいかない、このように強く決意をしていたわけであります。しかしながら、長沢先生が病気で来られないということでありますから、もう少し静観をしてみなければならないと思うわけでありますが、そういう面で私は、この問題に対しては、市長がげたを預かっていると思うのです。

そういう意味で、市長にこのようなお伺いをしているわけであります。私はもう一度、市長にお伺いします。長沢先生が病気で来られない、この点については理解をいたしました。そして、もし長沢先生がこの席に来るということがあったならば、市長は議会をどういうふうに考えて進めていく決意をしていたのかどうか、これも長沢三郎教育長のことを無視して、この議会を進めていく意思であったのかどうか、このあたりをお伺いしたいと思います。

○市長（森田喜美男君）　議会の意思は、もちろん尊重しなければならないということは、言うまでもありません。

平山中学校に係ります給食等の整備にあわせて、学校当局から発想があり、また地域住民の方々の請願運動もあったということは承知しておりますが、教育行政の展開の中で、大きな将来計画にわたることは、財政等とのこともあわせ考えまして、段階的に、着実に前進をさせるということが重要な課題だというふうに思っております。

したがいまして、今後の課題として、より積極的なまた改造あるいは改築をする機会がある、こういうふうに意見交換をしたということは事実であります。

議会が、指摘に基づいて、本人の決意すべき内容があったということは、慎重に感じておりますが、願わくは御理解をいただいて、教育行政の正常化のためによろしく御指導もお願いをし、また御判断もお願いしたい、このように考えているところでございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○7番（天野輝男君）　この点につきましては、他市もいろいろ調べてみますと、確かにもっと、日野市は民主的か何か知らないけれども、日野市の場合よりももっと教育行政が独立している部分があるのです。要するに教育委員の意見が、現場においても尊重されている部分があるわけです。私はそれが望ましいと思うわけです。

そしてこの教育行政というものは、そう簡単に変わらないのです。また変わってはならないのです。そういう中で何が正しいのか、そして将来、子供たちにとってどういうことが一番必要であるのか、そのあたりも私は慎重に審議していただきたい、このように思うのです。

先ほど市長は、平和ということで言っております。所信表明の中で、平和のことに対して、そして市長の申しているところの平和というのは、社会主義者か共産主義者か知りませんけれども、私はこの所信表明を読んだ限りでは、やはり自分中心のような考え方があると思うのです。やはり協力すべきところは協力しなければならない、こういう国際情勢になってきているわけであります。

当然、平和について激論を交わして、討論して平和が築かれるならば、何も戦争する必要はないわけであります。私の友達はアメリカにもいます。そして今回の戦争にも招集されて、志願していきました。それはやはり自由というものは、平和というものは口先だけだじゃないのだよと、私たち言われてしまう。体でも、平和を獲得するためには努力するということが必要なんだ、そういうところに達してしまうのです。

そして社会党の委員長も行ったけれども、またほかの社会党の議員がヨルダンの方へ行って、話し合いで解決しましょうと言ったら、何を言っているのだ、こんな人が血を流しているこのときに、話し合いで解決がつくようなものだったら、とっくに解決しているという形で怒られたということを聞いておるわけであります。

そういう面で、平和というものを考えるに当たっては、確かに憲法を生かして、その中で十分討論を重ねて、そして方向づけをしていくということが必要であります。しかしながら上っ面だけで話し合いによってやりましょう、このような平和であったならば、今の国際情勢に合うかなということを、私は強く感じているわけであります。

そういう面で、私は市長が教育委員会は独立したものであるということを申し上げております。そして市長も薄々は感じておるでしょう。しかしながら市長からの意見が強いように、そのとき私は感じたわけであります。

そういう点で私は、教育行政というものはやはり教育長を初め、教育委員にお任せして、そして日野市の教育を方向づけていくということが必要である、このように考えております。

そういう面で、私はこれらのものを審議する前に、やはり今年度の予算を議決しなければならない。このときに、やはりこの問題をまず初めに解決すべきである、このように思ったものですから、あえてこれらのことを質問させていただいたわけであります。

しかしながら、病気ということでありますれば、これはやむを得ませんので、早く健康になっていただいて、そしてまたこれらのことを質問すべきところは質問させていただいて、改めるところは改めていただきたい、このように思うわけであります。そして、この種の質問は終わらせていただきます。

そして私は、防災無線の件について質問させていただきます。

先ほど市長は、防災無線のことをお話しになりました。確かに今、防災センターをつくるという形で、用地を買収いたしております。この中で、あそこの何台か車のとまっているところを見ると、まだ12月までには必ず解決をつけるといっていた、その用地の取得ができていないのじゃないかな、とこのように思うのです。このあたりを、まず最初に教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　防災情報センター事業、このことに関します予算を、今回お願いをいたしております。

本庁舎の、もう既に狭隘という事情も伴いまして、特に災害時の防災対策本部を設置する、その機能を最も確立するために、無電を受診をする機能と、市民に向けて発信をする機能、これを一つにまとめて、建物にまとめたい、こういう計画でありまして、用地に関しましては取得はできております。ただ用地に、まだ未解決な部分として、アパートの棟がありますが、これは将来、防災関係の、あるいはその他の待機宿舎として位置づけたい、こう考えております。

現在、まだ住んでおられる方が、明け渡しということになっておりませんが、元家主

さんの方から、適切な交渉によって、遠からず市に取り引きが完成できるというふうに聞いておりますので、そのことをまず整理しなければならないということがございます。

ただ、その建物は、今言っております無電の建物は、また別に建築する予定でございます。詳細につきましては、担当の方からでもお答えいたしますが、今回の議案の中で御審議いただく機会があるというふうに、お答えをいたします。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○7番（天野輝男君）　大体わかりましたけれども、しかしながら、古賀議員の質問の中で建物、今アパートですね。アパートの使用方法について、何か議会でやりとりがあったと思うのです。そのときには、その中に基地をつくるという形のものだったようであります。

そういう面で私は、多重無線機というのは、調べてみると大体2トンある。2トンの大きい物が、どうしてあそこの中に入るかなという形のものだったですから、一応あの建物を使うのかどうか、確認したいと思いました。そして宿舎にするということであるならば、確かに待機する人も必要になってまいることでしょうから、この点についてはよろしいと思うわけです。

しかしながら、日野市の中の防災無線、これは大幅に東京都の計画からおくれてしまっておるわけであります。そこで、ここで予算計上して、早急にやって、この中で、私は防災無線の件で、再三、質問させていただいておりますが、防災無線の調査費をどこから出しているのかといったときに、災害対策費か何かから250万出した、と生活環境部長の方から説明がありました。

しかしながら、古賀議員の方から質問されたその中には、概算だったかわかりませんけれども、900万近く出ているのですね。と、私は思います。概算ですので、900万弱出ていると思うのです。これがどうして私の質問と、古賀議員の質問と違っているのか、このあたりを市民部長の方ですか、からちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　申しわけありません。資料が来る時間をちょうだいしたいものですので、しばらく時間をいただきたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　私も手を挙げておりまして、この防災センターのことにつきまして、質問する予定でおりました。今、天野議員から話が出ましたものですから関連でお願いしたいと思います。

たしか昨年の第2回定例会だと思いますが、マンションの立ち退きの件で、市側に指摘をしました。その住民との取り決めによりますと、昨年末までに全部立ち退きをしていただく、そして代金を支払う、たしかこういう取り決めになっていたかと思いますが、いまだに7戸の方が残っていらっしゃる。そして、どうもいろいろ聞いてみますと、この家主さんが責任を非常に感じまして、自分で別の場所にマンションをつくって、そこに移転をしてもらう、こういったところまで何か来ているように伺っておりますが、今後この残っている7戸の方たちとどのような相談をなさり、決めることができるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　ただいまの御質問にありましたように、この防災情報センターの土地につきましては、日野市土地開発公社が購入をいたしまして、平成2年12月27日までに、中にございますアパートの入居者を立ち退きをさせまして、引き渡しをするということになっていたわけでございます。

この地主さんは市内の方でございまして、長く住んでいる方でございます。この売買契約を履行するために、最大限努力をしてきたわけでございますけれども、なかなか入居者と条件が合いませんで、この契約の期限が切れてしまったということでございます。

引き続き、市の方からも仲介をいたしました銀行等にも督励をいたしまして、代替の建物のあっせんをしております。この代替の建物といいますのは、当然、現在、借家で入居しているわけでございますから、立ち退きに要する経費等を負担をしなければならないわけでございますけれども、地主さんも積極的にそういう条件を出しておりまして、今、鋭意努力をしている最中でございます。

市の方も、情報を収集いたしまして、この立退者に対する住宅のあっせんを、地主さんの方に情報提供などをしておりまして、早急に解決をさせたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○7番（天野輝男君）　この件については、後で結構ですから私に教えてください。

そして、私はあえてこれらのものを申し上げておりますのは、やはり防災無線の件につきましては、市民の生命と安全、財産を守る上においては、これからは必ず必要である、とこのように思います。そしてこれらの予算を計上して、特命で東芝の方にお願いしたという形でありますから、今度は予算を計上しなければならない、こういう中でいろいろと、今回まで質疑をさせていただいたわけであります。そしてこの本体、基地を

防災無線、市内に117カ所ですか、つくる。これらのもに付随したものとして、携帯用の無線器が必要になってくるわけであります。

そして中の建物に基地をつくります。その建物の電気設備の工事費も、もう既に東芝にお願いをしておるのじゃないかなということを感じておるものですから、私は９月の定例会のときに申し上げました。東京都の方針というのは、まず調査委員会をつくる。そして防災無線なら防災無線、この件について、検討委員会の中から幾つかの企業に入札をさせて、そして機種を選定して選ぶ方法が、一番市民のためになるのじゃないかということを申し上げたわけであります。

そうしたら市長が、東芝が一番いいのだということなものですから、それはちょっと違っているのじゃないですか。無線の一番いいのは日本無線、それから日本電気、こういう形の中で33東芝の議員がいるから、大変失礼なんですが、家電では世界一なんですね。しかしながら、防災無線に関しては、まだ東京都の方に登録されていない状態でありまして、実際、東芝の組織または頭脳集団から見るならば、こんなものは簡単にできてしまう、とこのように思うのです。

しかしながら、簡単にできることを、日野市で特命で任せたわけですから、この中で少なくとも私は、共同入札をするよりも、やはり少しもっと勉強していただかなければ、日野市の市民のためにならないのではないかということを考えておるものですから、あえてこれらのことを言っておるわけです。

もう一度確認いたしますが、当然、すべての面に、防災無線に対して調査を依頼したわけですから、東芝の機種をすべて使うのかどうか、そのあたりをちょっと教えてください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このことにつきましては、生活環境部に小島参事を特命いたしまして、事業全体の具体的な推進を命じております。ほぼ成案ができているというふうに思っております。

機種につきまして、たまたまこれは過去の広報に、この関係の一番明るい方がおられるはずですから、情報を伺いたいということを提案したことがありまして、市内の東芝工場の方に、この事業で、各市で柱を立てて、そして声を出す、そういう方式がある、またそれが一番実績が多いということを聞いておりますので、最終決定ではございませんが、一番能力のある、あるいは後の保守点検等についても、役割を保ってもらえる、そういうところにお願いをするのが好都合ではなかろうかという程度には考えておりま

す。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　そうしますと、今の市長の答弁を聞いておりまして、大分できておると。その中で、私が再三質問している内容は、市民の生命、財産を守る、そういう災害時、一番生活に必要になってくるでありましょう、こういう問題ですから、この問題に対しては、どうこうないわけです。

今、市長は広報で呼びかけた、こういう形ですよね。しかしながら、私、広報で呼びかけて、協力しましょうと言ったら、手を挙げたのは東芝だけだ、そういうことをおっしゃりたいのかわかりません。調査をして、そして機種を選定してきたこの時点においては、これはこれでいいのじゃないかな、と思うのです。

そして一時私は、日野市は独自で防災無線のことを研究しているようだということを聞いたものですから、東京都のような大かがりなものを、もし計画しているとしたら、大変なことになるなと思ったわけです。そして私は、この問題に対して東京都の方にお伺いしながら、だんだん煮詰まってきたわけであります。

そういう形の中で、一応、特命で東芝の方にお願いしてきたと。しかしながら私は、12月議会で私が、用地費まで入れたら30億以上かかるのじゃないか、とこう申し上げましたら、その半分くらいでできるということだから、この半分ということは15億くらいの規模で予算を組んでおるのだろう、とこのように察したわけです。

一口に10億といっても、用地費が11億くらいかかるわけですから、これらのものをやはり考えるに当たっては、少なくとも消防委員会なり、そういうところに、無線をつくるという形で、もっと特別委員会なり設けて、その中から検討していただきたかったなということを感じているわけであります。

そして、防災無線の入札、また機種についても、今、市長の話だと、東芝が一番いいのだという形のものでありますが、もっとほかに無線機種で性能のいいのがあるということを聞いておるわけです。それらのものを交えて、今後入札するのかどうか、このあたりを教えてください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の知る限りでは、今までの経過といたしましては、市内で能力の高い、東芝工場の技術者に調査を依頼してきたということでありまして、その完成した報告書は、私はまだ受けていないのじゃないかと思っておりますけれども、特命の職員を中心にして、一番いい方法を講じていきたい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　そうしますと、今、調査の段階だから、その報告書を見てから判断したい、市長の腹は東芝に任せたい、そういう気持ちなんだろうと思うのですけれども、やはりそれじゃあ私、お伺いしますけれども、概算わかっていると思いますし、この携帯用の無線、東芝で１個幾らで買うつもりなんですか。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　きょうは担当も資料を持っているということではないと思いますが、携帯用の無線というようなことは、話としても聞いたことがありません。固定形のものをつくっているということですから……。（「何種類もあるのだよ。携帯用の肩にかけるやつが」と呼ぶ者あり）専門的なことは、ひとつ後日お答えをさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　やはり私は、日野市の財政を使うんですよ、市長。やはり肝心のところには目を通していただいて、これは私も既に２回質問して、お聞きしているわけですから、これらのことは当然、わかってしかるべきだと私は思うのです。

そういう意味で、後日ということであるならば、またいたしかたないでしょう。しかしながら、日野市の財政を使う限り、やはりしっかり入札するところはして、そしてどこに任すかわかりませんけれども、アフターサービスのしっかりしたものをやはりつくるということが必要である、このように思うので、私が今、質問したことは、あとで教えてください。

○議長（小山良悟君）　　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　　それでは何点か質問させていただきます。

まず第１点目は、当面する行政課題に関してであります。ページ数は３ページになります。「教育と文化の生涯学習を支えるソフトなまちづくりが、当面する行政課題であると考えるものであります。」ということを言われておりますし、次の５ページにおきましても、「文化、スポーツ、レクリエーション等の生涯学習と健康づくりに向ける施策について、多彩に前進をはかります。」ということが述べられておりますけれども、この具体的な方向性をもう少し提示をしていただきたいと思います。

特に、生涯学習であり、多彩な前進はどういう方向なのか、また施設とのかかわり合いはどうお考えになっているか。ソフトなまちづくりというのは、どういうふうな市長自身はお考えを持っているか、市長のお考えについて、第１点目はお伺いいたします。

第２点目は、ページ数が５ページにありますけれども、土方英世氏の約200ヘクタール余りの土地の方向性につきましても、まず特別養護老人ホーム、100人程度の規模の計画に着手していますという形の中で言われていますけれども、この方向性なり、また今後、約200ヘクタール余りの土地にどういうふうな老人施策の方向性を見出しているのか。ここに土方英世氏との協議によりまして、協議の内容から見まして、その辺十分、土方さんを満足させられるだけの方向性を見出せるのか、その一つの方向性についても、お伺いいたします。

それから第３点目といたしましては、ページ数が６ページでありますけれども、日野市の企業公社を設立いたしまして、駐車駐輪場、あづみ荘等の営業業務を委託する考えでありますと。特に、この辺の方向性は、どういう方向の中でやれるか。

特に今回、組織改革の中でレクリエーション係ですか、この辺の兼ね合いも含んで、その方向性について、まずお伺いいたします。

以上、３点についてお伺いいたします。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　３点の御質問をいただきました。

当面する行政課題ということで、我々が最も強く認識をいたしておりますことを掲げたわけでありますが、「教育と文化の生涯学習を支えるソフトなまちづくり」、言葉は簡単でございますけれども、内容は非常に奥行きの深いことになる領域であるというふうに感じております。

ハードのまちづくりは、一応完成いたしますと、それぞれの機能を発揮して、効果があらわれるわけでありますが、ソフトなまちづくりというのは、相当悠久な領域に渡る性格であろうと思っております。

当面、何と言いましても高齢化社会、あるいは余暇の時代、こういう社会環境の中で、いかに一生を、個人個人としても有意義に、かつまた社会としても活躍の場を提供する、こういうことが主眼になるというふうに考えますので、時代の大きな変化と申しましょうか、方向づけということの中で、こういう領域が重要になってくるということを指摘させていただいた、そういうことでありまして、行政の中に、特に文化やスポーツ、レクリエーションの領域、この関係のサービス行政を施設として、あるいはメニューとして展開をする必要がある、こういう考えによるものであります。

具体的と言われますと、なかなか言葉では一気には説明しがたいわけでありますが、現在、取り組んでおりますそれぞれの施策が、それらを目標とするものであるというふ

うに御理解をお願いしたいと思っております。

それから土方英世さんの土地について、好意のある了解をいただいたということは、行政報告の中で申し上げたとおりでございまして、これまで例えば特別養護老人ホームを日野市内に数カ所、ベッド数にして200くらいは必要であり、また欲しいものだというふうに申し上げておりましたが、なかなか用地の確保というところで隘路を感じておりました。

ところが今回、土地が確保できるという見通しが立ちましたので、大変、将来展望が明るくなったというふうに、受けとめております。

特別養護老人ホームは、浅川苑が今、開いておりますけれども、希望者もだんだんふえてまいりますということと、あるいはケアの拠点、出ていくケア、あるいはショートスティ等で受け入れるケア、これらがますます必要性を高めておるということは、もう言うまでもありません。

たまたま東京都で、都の施策として、自治体が公設する場合にも、その用地取得の経費を、15億円を限度に助成をするという政策が打ち出されております。この制度を特に聞いてみますと、自治体には、必要経費の半額くらいは助成できるというふうに伺っておりますので、これを当てにしたいというふうな考えもあるわけでありまして、つまり用地確保は具体的に可能になったというふうに、見通しております。

その施設を一番急ぐわけでありますが、なお、老人保健センター、厚生省が打ち出されております推進戦略に沿いまして、地域に大きな拠点を設ける、こういうことが可能になったというふうに申し上げておきたいと思っております。

それから外郭団体として設けます企業公社という考え方は、行政サービスが複雑になるに伴いまして、一石二鳥と言いましょうか、そういうシステムを外郭団体として定め、行政経験のある者がまた経営者となって、そうして一般的な民間の力も大いに協力をしていただく形で受託できる、そういう機能を持たせたい、こう考えておるところでございます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　答弁、ありがとうございました。

なかなか答弁が抽象的で、質問の内容にお答えをいただけなかったのが残念なんですけれども、特に文化行政というのですか、教育の方針につきましても、特に日野市におきましては緑と文化、メインテーマの都市像としてありますけれども、文化というものを日野市の行政の中で、メインテーマとして大きく方向性をうたっているわりには、文

化行政の姿勢というのが非常に貧弱であり、また当然、今後将来的に問われております生涯教育、お年寄りの生きがい対策、また地域のコミュニティという観点は、当然、文化の範疇の中の大きな柱になろうかと思うのですけれども、そういう点は残念ながら、当市の掲げる都市像のメインのわりには、なかなか十分な方向性すら見出せないのが現状かな。ですから、具体的には市長の答弁の中にも、そういうような方向性が見出されなかったのは残念なことであるということは、深く、改めてまた実感もしたわけでございます。

何年か前に文化本部というものができましたけれども、その機能も十分に把握されていないのが現状でありますので、また関連してさらに、「住むことが喜びであり、誇りであるまち」ということも、市長が前から言われておるところでございますけれども、この辺の物から心と、そういうこともさんざんもう言われておりますので、これにつきましては、一般質問でも問われる関係でありますので、何か市長にお話ししたいことがあれば答弁を求めますけれども、私の方は一般質問の中で、この問題については、いろいろな角度からまた、とらえさせていただきます。

それからあと、２点目の問題ですけれども、高齢化社会に向けまして、高齢化社会に対応する諸施設というのは非常に大事な部分ですけれども、これがこれまでの日野市の行政のあり方を見ますと、どうも全体的な計画なり、また部分的な計画なり、将来性のある計画が余り得意でない。そして短絡的にものをつくってしまう。

そしてものをつくる場合に、市民の多くのいろいろな意見なり、また市民のニーズというのを十分把握しないでものができてしまって、その運用の場合でも、なかなか問題点が起きているというようなことは、よく市民の皆さんからも指摘をされていると思うのですけれども、今回もせっかく２万平米という大きな、非常にありがたい、日野市としてはこれだけの規模の土地を確保し、そしてこれを新しい日野市の位置づけの中でやるということは、すごい重要な部分であり、また市のラッキーな部分であろうかと思いますから、この面についても、もう少し慎重に方向性を、十分庁内のそれぞれの担当の部署に優秀な職員の方がいらっしゃいますから、そういう中で十分煮詰めながら、そしてでき上がったものにつきましては、市民の皆様に本当にサービスが供給できる、また高齢化社会に対する不安がなくなるような施設づくりを進めていただきたいと思うのですけれども、そういう方向性が見出せないままに、特別養護老人ホームを短絡的につくるということは、もう少し方向性を見出しながら、全体計画の中でどう位置づけをして、そして老人ホームをつくるのだということが、もう少し明確にしていただきたいと思う

のですけれども、今後２万平米の土地の方向性について、もう少し具体的に、どういう手順を踏みながら具体化していくか、その方向性について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから３点目の問題でございますけれども、日野市の企業公社に関連して、先ほど答弁の中にも、レクリエーションということの位置づけがちょっとありませんでしたので、あわせて答弁をいただきたいと思います。

それから駐車駐輪場で、特に駐車場につきましても、市長は新聞報道を行うなり、いろいろな動きをしてきておりますので、もう少し具体的に、駐車場についてはどうお考えになり、行政がどこまで駐車場を経営するというか、企業公社にお願いするにしても、この辺の駐車場についてはどういうお考えをお持ちなのか、もう少し具体的な、また当初、新聞報道がありました場所の駐車場経営も、どういう方向になったのか、その辺もあわせて一つ、お教えください。以上です。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　具体性に乏しいということで、だんだん具体性のある事業化につきまして、助言、御指導もお願いをしたいと思っております。

土方英世さんの御協力による用地確保につきましては、いま、順序といたしまして、日野市老人福祉協議会という専門委員の方々にお願いをしている協議会があります。その中に老人福祉施策の体系化ということで、体系づくりをお願いをし、報告もいただいております。

非常に広範な範囲にわたるわけでありまして、その中で特に体系の中の居住施設、あるいはケアでありますとか、先ほども申しましたが地域に、外に出て行うケア、あるいは受け入れて行うケア、これらをあわせ持ったそういう機能を確立をする。

それから中間施設と言われておりますような、保健施設ということが言われております。ホーム、保健施設、それから特に老人病を対象としたリハビリ事業の行える、そういう機能を持たせる、こういうことが総合的に必要だというふうに言われておりますのと、東京都でもまた御指導がありますし、厚生省もまた、先ほど言いました推進10カ年計画もありますので、それらとよく整合させて、財政的にも、あるいは機能的にも地域社会に一番役立つ施設にしていく、こういう考えであります。方向性と言われれば、そういう方向を目指すような考え方であります。

それから企業公社に伴いまして、駐車駐輪場のことでありますが、駐輪場は有料施設を駅近くに大分設けております。よそに委託をしておりますが、あるいはこれらを直接

確保することができるようになると、こう考えております。

それから駐車場につきましては、市内に公営駐車場と言いましょうか、そういう必要があるということを感じております。地主から土地を借りるとか、市の土地があればもちろんそれを直接に使うわけでありますが、そういうことも含めて、市民生活により利便を提供する手段として、必要な駐車場というものを経営をしたい、そういう考え方でございます。

具体的には、調査として進めつつありますのは、かつて南平駅の近いところに駐輪場を設けましたけれども、駐輪場として使われておりませんので、これを駐車場に変更しよう、こういうことも具体的な内容の一つであります。これからだんだんと事業も具体化した形で整えていきたい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　　今、具体的に南平ということで、駐車場の予定も考えているということの方向が見出されましたけれども、ここでちょっと基本的なことをお尋ねしたいのですけれども、区画整理事業が行われてくる、また将来的に区画整理事業が難しい地域につきましては、整備というのはなかなか難しい。特に公園とか道路の整備がなかなか進んでいかないという、非常に難しい面があるのですけれども、そういう場合、将来的に日野市の駐車場を設置していく、駐車場を設置する場合と、例えば地域住民としては公園をつくってほしいとか、住宅地域としての基本的な整備がなされていないところの公園づくりとか、そういう両方が出てきた場合、行政等の位置づけとしてはどちらを優先順位に検討しているか。

例えば今回具体的に出ました南平の駐車場ということで、市長自身から今、話がありましたけれども、この位置づけ、市長はどういうふうな優先的な位置づけをしているか、その辺をひとつ教えていただきたいと思うのです。

それから土方英世氏の敷地についての一つの市長の方向が出ましたけれども、やはり今の高齢化社会の中で、実質的に在宅福祉がどうしても中心にならざるを得ない。施設というのは限界がありますから、これから急速に高齢化になった場合、いかに在宅福祉に対しての軽減をしていくか、いろいろなサービスを提供していくかということが、これから非常に大きな課題になりますし、それを少し重視した部分をもう少しとらえていただきたい。

そういう意味からまいりますと、中間施設的な部分が、厚生省もいろいろな角度から言われておりますけれども、どうしても中間施設というもの全体的に非常に少ない。特

に例えば病院に入院されて、医療は終わりましたけれども、結局は社会生活する場合にリハビリが必要だ。ところがリハビリできないまま、また各家庭に帰されていく。そして最終的には寝たきりになってしまう。

また、そんなに体が病気でもないけれども、いろいろ生活するに不自由だ。ところがそういう人たちはリハビリとか、また看護というのが今乏しいために、在宅の中で寝たきりになってしまうとか、非常に実際難しい問題を抱えていますので、在宅の方を主体としたケアも当然のことでありますけれども、中間施設的な部分をもう少し行政としては対応していただきたいということが非常に大事だと思うのです。

それに従いまして、当然、特養というのが必要になるでしょうし、その場合、高齢化社会になればなるほど、医療とのかかわり合いというのが非常に重要になってまいりますから、やはり市長自身は二眼構想で病院構想を考えておりますけれども、将来的な高齢化社会を踏まえながら、医療と高齢化社会にふさわしい高齢者の位置づけの中間施設も含んだ中での施設づくり、その中でやはり医療というものも十分充実していくことによって、老人施策と医療が一体となりまして、高齢化社会に対しても多くのお年寄りが安心して生活できる実態があろうかと思うのです。

そういう意味では、この２ヘクタールの土地というのは、医療といろいろな高齢者施策が一体化した施設というのが、全国を見てもなかなか数が少ない。本来、一体化した施設というのが理想的であり、一体化によりまして諸問題が解決できるということになりますから、思い切って、市長自身も二眼構想のあり方ももう少し将来的な、超高齢化というものに焦点を当てられる中で、新しい施策の展開、位置づけをしていくことが、より市民にとっても安心して高齢化社会を迎えられるのじゃないかということでありますので、この二眼構想からもう少し脱皮した中で、この中にも500床程度の市立病院ということも、あわせて検討する余地は十分あるのじゃないかと考えておるところでございますが、これについての、市長のお考えをまたお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一朝一夕に結論を言えることではないと思っております。

今日、高齢化社会を迎えて、一方に、医療に求める診療の高度化、そういう両面があるわけでありまして、私どもの自治体といたしましては、医療は二次医療ということを一定の目標とする。それから今日の医療制度を非常に複雑にしている要素に、いわゆる老人病問題が伴っている。

よく病院のベッドが老人に占められて、機能の適切な分け方に不自由だというような

ことも聞くわけでありますので、私はむしろ老人病院は他の老人施設とあわせつくることによって、病院というよりも機能回復、あるいは中間施設としての位置づけで、一般病院に依存する部分を、そちらの方に吸収するということは、医療全体を大変、能率的という言い方が当たるかどうかわかりませんが、機能化あるいは能率化ということに役立つのではないだろうか、こういう見解を持っております。

御指摘の点につきましては、かれからいろいろ課題として、専門的な検討をいただきながら、また御指導をいただきながら、確実な方向づけを行いながら進めていきたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　もう１点。病院構想。市長。

○市長（森田喜美男君）　病院のことは、それでお答えしたと思っております。つまり二眼レフ構想は、それとしてまた非常に意義がある、こういうふうな気持ちでおります。（「駐車場」と呼ぶ者あり）駐車場というのは、これからの地域社会には、今までも民間の経営でやっていただくというのが主力であったわけですが、公営の駐車場もやっぱりその間に伍していく必要がある、そういう役割を持ちたいという考えであります。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長の頭の中に残っていなかったようですから、再度、質問をさせていただきます。

公営の駐車場というのは、非常に今後必要な課題になってきていることは、十分承知しておりますし、今後、行政として対応することは、歓迎できるものであります。ただ、基本的な考えの中で、区画整理等により都市整備が進んでいる場所以外につきましては、大変道路も幅員が狭いし、要するに狭隘道路、もしくはまた公園施設もない、子供たちの遊び場すらないということが、今の実態になっているわけですね。

そういう例えば500平米程度の行政の敷地があったり、それがまた国等から借りられるということになれば、優先順位として、市長自身は地域住民の公園、もしくは緑地確保という観点と、駐車場を設置するという部分と、今回の南平地域については、今、市長は駐車場をつくるということを最優先するというような思考がどうも強いようでございますけれども、これについて市長の見解を、御確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま南平に具体的な場所として申し上げたわけでありますが、あの場所は水路敷というべきところのようでありまして、公園的な活用というよりも、今まで駐輪場に使用されることを期待したわけですが、駐輪場にも使われないと

いうことでありますので、進入路等を整えて、五十数台置ける駐車場の中の一つにしていったらいかがだろうかということを検討しておるということでございます。

これはどちらが優先するかとおっしゃいますと、場所によっていろいろ考え方が出てこなければいけないと思いますし、たまたまあの場所は、子供の遊び場とかいうことよりも、駐車場に使える場所ではないかな、こう考えておるということで、ちょっと具体的な場所を申し上げたようなことでございます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　わかりました。じゃあ、市長、現在の南平の六丁目ですか、あの地域については公園よりも駐車場が優先だというふうに解釈をして、今後そのような対応の中で行動もさせた方がよろしいということでよろしいですかね。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もう一遍、ひとつ場所を具体的に御説明をして、御意見をお伺いしていきたいと思っております。

一般論としては、今までの行政は子供の遊び場等が最優先だということには、変わりございません。ちょっと具体性に欠けて、回答にならないかもしれませんが、駐車場も必要だということは、時代の変化で行政課題にもなっておりますけれども、子供の遊び場とどちらが大切だ言われれば、子供さんの遊び場の方がまず優先するというのが当然の理だろうというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　いつも感じるのですけれども、もう少し行政としてしっかりと基準をつくっていただきたいのですね。優先順位。また特に駐車場につきましても、発想は非常に大事なことです。実際、今、不法駐車によりまして、交通事故の問題等々、いろいろな問題が引き起こされておりますし、社会問題化していることは事実であります。

そういう中で、行政が何かしなくちゃいけないということは、非常に重要な方向性には違いありませんし、私自身も非常にそれは賛成できます。ただ、その場合、行政がどういうふうに、駐車場は行政として取り組む必要があるのか、どういう方向で取り組むことによって駐車場の問題が解決できるかということを、もう少し具体的に庁内で検討をしていただきたいのです。

ただ行政で駐車場をつくるのだということで、駐車場にふさわしくない場所までも駐車場を設置していくというような方針の中で検討するということは、基本がしっかりし

ていないために、そういうような問題点が起きてしまうわけです。今の市長自身の答弁の推移を見てみましても、当然そういう方向をどうしても見出してしまうのですね。

ですから市長自身も、市長室からということで、公営駐車場の発想ということを何点もの角度から言われておりますけれども、もう少しこれを具体的に、市長自身の考えだけじゃなく、それぞれの担当部署の中でもう少し詰めていただきたい。そして行政としての役割分担を明確にしながら、方向性をつけていくことによりまして、市民の皆さんも安心して行政をお任せできるという形になると思うのです。

新聞報道にありまして、一時日野市が防災センターわきのところで、駐車場を行政がやるのだということを大々的に報道されましたけれども、今もう状況も大きく変わってきている。そういうちぐはぐが、今後将来的にないように、もう少し詰めていただきたいと思うのです。

市長自身もわざわざ、今回に限らず、数回にわたりまして、所信表明の中に市民の英知と職員の能力を結集し、ということを具体的にうたわれているわけですよ。実際、でも、市長自身のいろいろな施策を展開する中に、職員の能力を結集ということがいつも欠落をしている。やはりもっともっと職員の皆さんの能力を引き出しながら、そして新しい方向を展開していく、そして市民サービスも強化していく。市民のサービスを強化するためには、多くの職員の皆さんにやはり市長と同じような、経営者と同じような思考を持って市民サービスをしていくのだという、より一層の向上心、また職員のレベルアップしたところに、少ない投資で最大限発揮できるような行政運営というのは、可能になっているわけですね。

そういう意味からやはり職員の皆さんの、部長さん、課長さんのすぐれた才能を、市長自身がいかに活用して行政サービスするかというのが非常に重要になってくると思うのですけれども、なかなかいろいろな政策を見ても市長が独走してしまって、（「フセインだ」と呼ぶ者あり）今、どなたかフセインだなんというやじが出てきましたけれども、そうならないように、流れをしっかりと、方向性を見出しながら行政運営をしていただきたいと思うのです。

種々の細かい点については、また予算委員会等で取り上げさせていただきますので、以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　３点ばかりお聞きさせていただきます。

９ページのところ、「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」という中で、学校施

設の整備で第三小学校に校舎大規模改造というふうにうたっておりますけれども、この第三小学校の場合は、実は今から15年ばかり前だと思うのです。記憶しておりますけれども。実は生徒数が約1600近くということで、その後、東光寺小学校に分校のような形ができまして、その後ずっと生徒数が少なくなって、今、大体600あるなしというふうに聞いておりますけれども、そういう児童数の少ない中で、この第三小学校の校舎大規模改造というのは、どういうふうな改造の予定なのですか。それを一つお尋ねさせていただきます。

それからもう１点、11ページ、自転車駐車場についての整備ですね。ここのところに日野駅の西寄り、国鉄清算事業団から求める用地に２カ年事業として680台規模のものを新設する、こういうことをうたっておりますけれども、この場所はどの辺なのか、お尋ねをいたします。

それから３点目。12ページ、日野台地域の交通利便のため、ミニバスの運行を実施いたします、こういうふうにうたっておりますけれども、大体企画の方から、先日、私と奥住委員とそちらの方に参りまして、話し合いをさせていただきましたのは、運行の順路ということで２人の議員が確認させていただきまして、納得をいたしました。

それにつきまして、運行の日程と停車場ですか、この場所が何カ所くらい停留場ができるのか、それをひとつお聞きさせていただきたいと思います。それからもう一つは、発着時間のことも、わかりましたら、概略で結構でございますから、この３点をひとつお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　第三小学校の校舎の大規模改造でございますが、今現在、大規模改造は年々計画的に、古い学校から行っているところですが、平成２年度では二小と四中を行いました。四中はさらに来年にも引き続いて２年計画で行いますが、三小につきましては、夏休みを中心に３カ年計画で大規模改造を行う予定になっております。

三小は、ごらんのとおり、相当古い校舎、内容になっております。これは暖房の関係から、入り口の引き戸から、すべて計画的に悪い箇所を改造し、そして補助金ももらえる態勢で臨んでいく改造工事でございます。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　２点目の清算事業団の用地の場所でございますけれども、日野駅の西側左をずっと上がりまして、柳町に行く坂がございます。前にはあそこに踏

切があったわけですけれども、閉鎖されておりますけれども、その踏切の南側に国鉄の元の官舎があったところの跡地でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　３点目の日野台地域の交通の、ミニバスの運行の問題でございます。

平成３年度の予算の中にも、予算としてお願いするわけでございますが、現在の目標としては、５月１日を目途に京王との協議を進めてきました。一定の路線を、議会の中にも報告を申し上げているとおりでございますが、１月の末、警視庁の実踏等があって、その路線の通学路の関係あるいは幅員との問題もあって、一部変更せざるを得ない状況になっております。京王とも再度、協議を重ねて、これから路線の一部変更とあわせまして、バスの停留所、発着時間等の協議を、今後、予算の進行状況を含みながら、協議をしていく状況でございます。

○議長（小山良悟君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　ありがとうございました。よくわかりました。以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　谷長一君。

○27番（谷　長一君）　２点についてお伺いいたします。

ページ４の「地域福祉と生涯学習」のところなんですけれども、先ほど馬場繁夫議員から質問のありました、土方英世氏の２ヘクタールの土地の件でございます。

これによりますと、市長の報告によりますと、高齢者保健福祉10カ年戦略だということでタイトルが打ち出され、国並びに都におきまして、高齢者福祉の拠点として位置づけるようということで、市の老人福祉協議会に諮問し、検討中であるということでございます。

そこで第１段階といたして、諮問をした結果、特別養護老人ホーム、100人規模の計画に着手したというところであるようでありますけれども、あくまでもこの協議会は諮問機関でございますので、その事前の国並びに都、さらに市の計画等が整合されてつくられるということでございまして、先ほどの市長の答弁によりますと、福祉施設の体系化を依頼してあるのだ、そこでケア等もあわせた施設とか保健施設、リハビリの施設というようなこともおっしゃっておったわけでございますけれども、やはり国並びに都と整合させたものが、果たして事前にどのような形でできるかということは、その地取り等が、もう諮問機関ができている以上は、諮問するわけですから、大体の構想というの

はできているのではないかと私は考えているわけです。

そこで、今までにどのようなことがこの協議会に諮問なされたのか。またはさらにこれから区画の地取り等、これは２ヘクタールあるわけですから、ある程度の構想というのはかなりできていてよろしいのではないかと思うわけです。その点につきまして、第１点として、お伺いいたすわけでございます。

それから第２点につきましては、これはページ９なんですけれども、「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」についてでございます。その中に、万願寺区画整理の国有地を借地して、浅川スポーツ広場をつくのだということでございます。

この浅川スポーツ広場と称する場所は、以前には中学校用地ということで、いろいろと議会におきましても答弁等がなされておったわけですけれども、この浅川スポーツ広場というのは恒久的なものではないのではないかと私は考えておるわけです。

そこでこの浅川広場を一時くつりまして、後は、前の答弁等によりますと中学校ということで予定されておる国有地、将来は払い下げということになると思うわけですけれども、このスポーツ広場を使いました後、期限があと何年かよくわかりませんけれども、どのように使われる今後の計画等がおありかどうかについて、質問をいたします。

○議長（小山良悟君）　　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　土方英世さんの協力によりまして確保できる２ヘクタールの土地でございますけれども、先般、日野市老人福祉協議会、これに土地の利用計画について諮問いたしました。当然、全体の計画につきましては、今年度の多分後半から来年度にかけまして、日野市の老人福祉計画というものを策定することになっております。

先般、老人福祉法が改正になりまして、それの施行が平成５年でございますので、それに間に合うように、いわゆる日野市の福祉の基本構想ともいうべき福祉推進計画を策定する計画でおります。

そういう中で、この２ヘクタールの用地につきましては、これからの高齢化社会全体を視野に入れた中での計画を立てるわけでございますが、当然、今後策定いたします老人福祉推進計画の中に、これらの２ヘクタールのところにつきましても、包含された基本計画をつくっていきたいというふうに考えております。

なおこの老人施策に対しましても、先ほど御指摘のありましたように、これからは在宅サービスが基調となっていこうかと思いますけれども、当然施設サービスもまだまだ不足しておりますので、一番何といっても緊急性のありますのが特養老人ホームでございますので、とりあえず緊急課題であります特養老人ホームの計画に着手していきたい

ということでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　２点目の、浅川スポーツ広場の関係でございます。

今、質問者の方からもお話しありましたとおり、この場所につきましては従来の淡水跡地の場所を区画整理の中でまとめた場所でございます。面積としては２ヘクタールあるわけでございますが、そのうちの半分を浅川スポーツ広場として借りるということでございます。

よって、先ほど来、質問の中にありましたとおり、現行の中では中学校予定地ということで国の方に申し出をしている経緯がございます。しかし、現在のところまだ使わないで済むというようなことで、交渉を、多目的広場に借用したいという申し出を、昨年来、やってきました。

よって、１年更新の予算計上を平成３年度に行っております。毎年、毎年更新ではございますが、一応学校建設が必要になるまでは借用できるというような見通しの中で、予算化に踏み切ったわけでございます。

場所につきましては、淡水区跡地の２万のうちの１万平方メートルでございます。

○議長（小山良悟君）　　谷長一君。

○27番（谷　長一君）　　そこで先ほど、市長の答弁の中に、これからの老人福祉につきましては、特に病院の関係もその中に含まれておりましたけれども、老人病が医療の中で大きな、重要な課題になっているのだ、そのようなことで、日野市の病院につきましては、２次医療を限度といたしまして云々ということを言われ、その中におきまして、中間施設というようなことをおっしゃっておったわけでございますけれども、この中間施設ということにつきましては、これは非常に幅があるような気がするのです。

特に私が感じたところは、この２ヘクタールの中にリハビリの施設等もつくられるような感じがいたしますけれども、これから病院とリハビリの施設というのを、この二眼レフとは関係なく、どのような考えでこの中に入れられるのかどうなのかということを、わかりましたら、市長さんのお考えとして、答弁をしていただければよろしいのじゃないかと思うのです。

それからあと一つの浅川スポーツ広場の関係につきましては、１年度更新ということで、その２ヘクタールの半分だということであります。しかしこれらの件につきましても、確かに年度ごとにということでありますけれども、多額の市税をここに投入するわけでございますから、やはり計画的にこれを推進する、途中で中学校になるということ

は、人口増が考えられて、好ましいことではありますけれども、やはり市税の配分につきましては、よほど慎重を要しないと、またいろいろとこの議会等におきましても、問題等が派生するのではないかということを考えますと、そのあたりにも十分注意を払っていっていただきたいということを、２点目につきましては要望をいたします。１点目について、答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　たまたま土方英世さんの御好意によって、将来の老人社会に当然必要となる福祉、それから保健医療、あるいは生涯学習の領域まで含めた複合的な施設を実現することができるという見通しであります。

その中で、最優先するものが、よく４点セットという言葉で行政当局で言われる施設なんですけれども、その中の最優先するものがやはり特別養護老人ホームである。日野市の浅川苑のように、既に活動も開始しておるわけでありますけれども、在宅ケアが一方には重要になってまいりますので、拠点を設けて在宅ケアにいろいろな機能を差し延べる。その中に、先ほど言いましたショートスティとか、リハビリの施設を多少設けて浅川苑でも迎えておる、こういう機能もあるわけでございます。

その総合性をどのようにセットしていくかということが諮問の内容であり、また大切な検討課題であります。その決定は、まだ時間を要することでありますけれども、何と言いましても最優先の特別養護老人ホーム、しかも今度は100ベッド規模、これくらいを事業化いたしまして、そして東京都並びに厚生省等とも事前協議を経て用地の助成、あるいは事業の今後の公的な援助、こういうことをあらかじめ目標の中に明らかにしていかなければならない、こういうことに取り組むということを申し上げておるつもりでありまして、まだ具体的にこの土地を、どの部分を何に使うというところまでは進んでおりませんが、ことし中にそれらをはっきりさせていこう、こういうことをこの所信表明の中で申し上げたということでございます。もうしばらく時間をかしていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小山良悟君）　　谷長一君。

○27番（谷　長一君）　　ただいまの市長の答弁で、ある程度はわかったわけでございますけれども、これからの福祉というのは、市長もよくおわかりと思いますけれども、幼児から老人、いわゆる生まれた赤ちゃんから墓場までの方の福祉施設ということになるのではないかと思うわけです。それらをあわせ考えてみますると、最優先というのは、先ほど申されたように、４点セットのうちでは特別養護老人ホームだということで、今

回、協議会からの関係でつくるようになって、計画中だということはよくわかるわけですけれども、やはりいかなる施設にしましても、慎重によく考えていただきまして、さらに４点セットということを考えてみますると、総合性をよくミックスしまして、これからの計画を慎重を計らってしていただきたいということを要望しておきます。

○議長（小山良悟君）　　お諮りいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後３時52分　休憩

午後４時28分　開議

○議長（小山良悟君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　先日、平成３年度の予算説明を私どもの会派に対して市長からやっていただきました。

その折に、日野市企業公社の話が出ました。こういう企業公社の関係予算については、平成２年度に既に計上されているわけでありますが、その折のお話では、ことしの１月１日付で発足をしたということでありました。発足までの経過を、予算の関係を含めて御説明をしていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　企業公社の発足につきましては、今議会の行政報告の中に御報告申し上げているとおりでございます。

１月１日をもって、任意ではございますが、公社を発足いたしました。それまでの予算の経過ということでございます。特に公社の発足までの経過といたしまして、企画財政部が中心になって、職員ともども努力してきたわけでございます。本年１月１日で設立の目標、あるいはそれに対する事業等の関連を含みまして、るる企画財政部の中で協議してきました。

本年１月１日、名称としては日野市企業公社ということで、その発足をしたわけでございますが、１月28日に第１回目の理事会を開催いたしまして、この発足を見たわけでございます。もちろんこの企業公社の規約の設置をいたしまして、規約に基づきまして、役員構成等を行いました。

役員の構成につきましては、この規約上におきましては、監事を含んで12名の構成でございます。よって、理事長１名、副理事長１名、理事８人以内、監事２名ということ

でございます。よって、現行の中の１月１日の発足に当たっては、メンバーを、理事として８名で構成をさせてもらいました。監事につきましては２名でございます。

理事のうち、この１月28日の理事会の中で理事長を決めるということになっております。行政部分の中での理事として６名、学識経験者として２名という形を、現行ではとっての８名構成でございます。よって、学識経験者の中には理事として中山さんと秦さんをお願いし、あと６名につきましては、各行政分野でございます。よって、理事長には助役、副理事長には現在の藤浪さんが当たっているわけでございます。そういう役員構成を行いながら、現行の中で推進しております。

もちろんこれに対しましては、一定の事業計画も定めまして、この理事会で決めております。特に平成３年度以降、この事業に対する手順があるわけでございますので、よって第１回目の理事会の中で、事業内容だけの確認をしております。

それは、前からも申し上げておりますとおり、内容につきましては、あづみ荘の受託、あるいは駐輪駐車場の事業の推進ということでございます。よって、これから平成４年４月１日以降につきましては、今議会の中にも公社に委託する予算をお願いしているわけでございますが、そういう中でのこれからの公社としての予算編成に当たるというふうに、現行で考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　１月28日以降の件については、よくわかりました。

私がお聞きしたのは、平成２年度の予算執行とあわせて、設立されるまでの経過をお聞かせいただきたいというのが質問の趣旨であったわけですが、それはこれから改めて質問の角度を変えてお聞きしますので、そこでお答えいただきたいと思います。

日野市企業公社の規約の第18条には、常時勤務する役員には報酬を支給するということが出ております。１月１日に発足をしたわけでありますので、常時お仕事をなさる役員の方に報酬が支払われているということになろうかと思いますが、平成２年度の予算には、この企業公社の役員の報酬というのは一切ないというふうに、私は思うのです。どこからこの報酬は支出されているのか、その点、お尋ねをいたします。

また以前に、発足前に支払われていた報酬というのは、賃金として出されていたのではないかというふうに思うわけでありますが、予算が180万4,000円であります。この予算がどのように執行されていたかということも、その内容が具体的にわかりませんので、その点も説明をお願いをいたします。

この規約に附則がありまして、附則の第３に、この公社の設立初年度及び次年度の事

業計画及び収支予算は云々ということでありまして、第10条、第21条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとするというふうにあります。

設立された当初年度というのは平成２年度でありますから、もう当然、別紙のこの事業計画書と収支予算書がなくてはいけないわけですね。別紙のとおりありますと書いてあるのです。それは存在するのかどうか、それもあわせてお答えください。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　まず１点目の御質問でございます。

企画財政部の中で準備室を設けまして、この発足に当たっては、準備をしてきたわけでございます。よって、平成２年度の予算、企画の中での予算ではございませんが、その時点から既に２名の方の御協力をいただいております。

その予算につきましては、報償費で、総務費の中で支出をしております。よって、企画財政部の中での予算という計上の仕方はしておりません。準備室の中での対応の仕方として、報償費、月額１人20万というような支出の執行をしているわけでございます。

なお、それにつきましての状況としては、当然１月１日に発足しておりますので、本来なら組み替えてやるべきだというふうには思っておりますが、現行の中では、従来どおり、平成２年度につきましてはそのままの形で現状実施しているのが状況でございます。

なお、予算の中で、企画財政部の中で、賃金を予算を計上しております。この賃金につきましては、もちろん準備に要する賃金ということで、女子職員あるいは男子職員の採用をというような予定でいたわけでございますが、今、お話ししたとおり、２名の方に当初から準備室のお願いをしたために、この賃金につきましては、女子職員を３カ月程度、賃金として執行している状況でございます。

なお、それ以外につきましては不用額として、ここで出していきたいというふうに思っております。

なお、平成２年度のこの規約に関連しての問題でございます。附則の中に、当然、事業計画書あるいは予算収支のとおりとするということでございます。１回目の１月28日に理事会を開催しておりますが、事業計画書の審議だけを行いまして、予算書の関係につきましては、今年度残り数カ月でございますが、現行ではまだ理事会に出しておりません。よって、今の中では企画財政部の予算の中で執行しているのが実情でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ちょっと発足に当たって、いろいろ準備の関係で、事がそごす

るということはあると思うのですが、月額20万の報酬を支払う方の人件費が予算書のどこにも出てこないということは、ちょっと私、予算執行のあり方として、不自然ではないかと思うのです。

特に、ことし１月１日以降正式に発足したのであれば、きちんとそれを予算書の中に、私ども議会がわるような形で計上するのが妥当ではないかと思うのですが、この点についての考え方、これでいいというふうにおっしゃるのかどうか、この点、もう一度お尋ねをいたします。

それからこの規約は平成３年１月１日から施行するというふうに書かれて、その後に別紙事業計画書及び収支予算書ということが出ているのですが、その別紙が存在しないというのは、ちょっとこの規約もいいかげんだと思うんですね。しかも、事業を行う場合、収支予算書がないというのは致命的です。

当然、予算を伴う事業があるにもかかわらず、人件費というのがまずありますね。それから場所の問題もあると思うんです。しかしその収支予算書がつくられていないということは、企業公社という名前がある以上、私はもう少し経営的な感覚とか、視点があっていいと思うんですね。

自分たちの事業の予算の収支書もつくれないで、企業公社という名前はちょっと恥ずかしいのじゃないかと思うんです。いかがですか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の項目につきましては、今、確認をしておりますが、予算書の中では、総務費の中での市の職員の再雇用、その中の項目の中での執行をしております。そういう形で明確には、平成２年度の当初予算の中で、企業公社の準備室発足に伴っての２名を雇用するという形ではないわけでございますが、５名程度の予算を持っている中から使わせていただいたというのが実態でございます。

なお、２点目の関係につきましては、全く御指摘のとおりで、本来であれば、私の方も１月のこの発足にあわせて、すべての予算を組み替えるべきだろうというふうに反省は十分しております。短い期間の準備というような形の中で、今後、平成３年度に当たっての問題としては、今年度、これからの予算審議もあるわけでございますが、それにあわせて当然、明確に対応していくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ちょっと理解できないのですが、理事長は助役なんですか。経営体質、自信がありますか、運営していく。どうですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　先ほど市長の方からも話がございましたように、行政の機能化を進めていくという観点を持ちながら、この企業公社というものが発足をされて、これから多様化していく行政需要にも対応していきたいということで（「お題目は立派なので、わかっているのですよ」と呼ぶ者あり）これから動き出していくわけでございますが、昨年、準備過程を経て、本年から発足をするということでございますので、若干私どもの方でもいろいろ手探り的なところも、確かにございます。

その辺のところは早期に、内部的に克服をしながら、事業が順調に執行できるように、私ども常に今後努力をしていきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　先ほどの企画財政部長、総務の予算の中の報償費で対応しているということですが、これは職員の再雇用の関係の予算だということですね。私もそれはちょっと事前にお聞きして承知していたのですけれども、職員の再雇用じゃないじゃないですか。予算の議決の内容と違う予算執行が行われているというふうに理解せざるを得ないわけですね。

それから助役は、理事長というこの企業公社の最高ポストの地位を今、占めておられる。１月28日に理事長に選任されるときに、いろいろ関係書類に目を通して、皆さんと一緒に御協議なさったと思うのですね。規約に書いてある事業計画書はあったということですが、肝心の予算に関する資料がなくて、よく理事長としてやっていけるという自信をお持ちになりましたね。ちょっとその神経が私、わからないのですが、説明できますか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　先ほど申し上げましたように、昨年来、この発足に当たっての諸準備が進められてきて、発足という形になりましたので、私どもの方としては、その過程で進めてきた準備過程については十分に信頼をして、理事長に就任させていただいたということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　この設立された平成２年度は、収支予算書はつくらないのですね。今後一切つくらない。２月の分はもう予算執行されているのでしょうけれども、一切なしでやるのですか。どうですか。

それから先ほどの再雇用の予算を使うというのは、ちょっとおかしいのじゃないです

か。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　新しい発想の出発だものですから、多少説明の不十分な点もあろうと思っておりますが、該当しておられます２人の方は昨年、つまり準備室として準備作業に取り組んでいただいた人には、日野市嘱託という発令をしてあります。そして任務は企業公社設立準備ということでありますから、予算支出には、根拠として支障はないのではなかろうか、このように思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長があえてそこまで言われるのだったら、収支予算書が存在しないというのはどういうことですか。別紙のとおり存在するというふうに、規約ではなっているのです。この規約が間違っているということになりますよ、ないとおっしゃるなら。そういう体質はどのようにお考えですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なるべく早急に整備をして、出発をしたという根拠も、明らかにしておかなければならないと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　この企業公社の準備室があったということで、お２人の方が毎月20万円の報酬を受けながら準備をしてこられたということですが、平成２年度の予算書を見れば、企画調整費の中の企業公社の関係の予算というは、大体約180万としか読めないのですね。これ以外にもしかし、肝心の一番いろいろなものをこれから考えて運営していく場合は、何といっても人件費というのは大変なんです。人を採用するということは。しかしその予算が使われた、賃金といいますか、報酬が払われているということが、全く見えてこない。この辺が私、ちょっと問題だと思うのですね。

今までに、この準備室ではじゃあどれだけの予算が執行されたのか。その内訳をちょっと説明していただきたいと思うのです。なければ、後で資料で出していただいても結構なんですが、しかし肝心な予算書に出ている予算はほとんど使っていないとおっしゃる。しかし出ていないところで人件費がたくさん出ている。

今度から事業別の予算書になりましたから、もう少しその辺はわかるようになると思うのですけれども、この辺、もっときちんと対応していただかないと、名前は企業公社ということで、経理の面でも、それから経営感覚を持ってきちんとおやりになるだろうという、表札はそういうふうになっておりますけれども、実態は予算書は存在しない、

出ている人件費がどこから出ているかもよくわからない。しかもそれは職員の再雇用の予算から出ている。

この企業公社の前途は、全くお先真っ暗というような気もしないではないのですが、こういう体質というのは、市長は力を入れて市民のいろいろな要求にこたえていくのだというお考えのようなんですが、理事長もそういうお考えを今、述べられたのですが、初めよければすべてよし、初め悪ければそうでないということになるわけですから、重々注意をしていただきたいと思います。

まず準備室関係で、今年度はどの程度のお金が今まで使われたのか。もしわかれば、それは教えていただきたい。資料がなければ、後ほどでも結構です。

そこでもう一つ、先ほど馬場繁夫議員の質問で、市長が答えておられた駐車場のことなんですが、お互いに主張しておられる場所が、もしかすると一致していないのではないかなという気がしたのですが、市長は公園や児童広場をつくるよりも、駐車場にした方がいいと思っている場所を挙げて、駐車場をつくりますとおっしゃったと思うのです。まだ駐車場、どこにも存在しないのです。この企業公社が経営に当たる、管理する駐車場というのは、日野市のどこにも存在していない。しかし市長は、まずここを考えていますということをおっしゃったわけですから、その場所は、子供の広場や公園をつくるよりも駐車場にした方がいいと思う場所だから、市長はそういうふうにおっしゃったと思うのですね。

具体的にどこなのか。場所がもし一致していなければ、聞いていた我々も、はっきりしないまま終わってしまいますので。自転車の駐輪場としてつくったけれども、だれも利用してもらえないのでそれはやめにする。そのかわり、車をとめる駐車場にしたいということですから、駐輪場の計画の段階でもう詰めが甘かったのではないかと思いますが、それはおくとしてどこなのか。その場所をはっきりしてください。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。

議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の関係につきまして、お答えいたします。

大変申しわけないと思いますが、資料を提出させていただきますので、よろしくお願

いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　２点目の駐車場の場所でございますけれども、先ほど市長の方から説明のありました場所と、馬場議員さんから御質問がございました場所とは、同じでございます。

その場所を申し上げますと、駐輪場の名前から申し上げますと、南平北第１駐車場でございます。場所については、南平六丁目の24番地先でございます。面積は526平米、収容台数は332台ということで、この場所を先ほど市長から説明があった場所、それから御質問を受けた馬場議員さんの場所でございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　人間優先を所信表明でまずうたって、所信表明を述べた市長は、駐車場の方が公園よりもいいだろうという考え、しかしその所信表明を聞いた議会の馬場繁夫議員は、駐車場よりも子供の広場のようなものがいいのではないかというニュアンスの御質問であったような気がいたします。どちらが人間優先の発想かというのは、即断はできないと思うのですが、市長がそこまで執着をする、まず企業公社が経営に当たるというこの駐車場は、どういう種類の駐車場をお考えになっているのか。

個人の駐車場がなくて、月決めの駐車場を借りたいという方も、もし市が経営を始めれば、たくさん申し込みが殺到すると思うのですね。また、ショッピングや駅前に、お店に寄って用を足すために一時的にとめる駐車場ということも考えられるのかもわからない。

いずれにしろ、駐車場が絶対数不足という状況は、客観的にはあると思いますが、市長でも企業公社理事長でも結構ですが、公園よりも駐車場の方がいいというまずお考えを裏づけるものとして、どのような駐車場をお考えになっているか。その点、予算書はないのですが、事業計画書はあるということになっていますので、お答えをいただきたい。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先般、公営駐車場の発想についてという記事を、広報にも載せたとおりでありまして、地域社会の要請として、公営駐車場を都市計画的に将来、考える必要がある。具体的なものは、これは大分先の事業になるわけでありますけれども、高幡の駅前広場でありますとか、豊田南の広場、これは国の法律なり制度に基づいて、施行の手順を経て開設すべき将来像であります。

それから一つは公園の地下を、表は緑、それから地下は駐車場というふうな利用の仕方をすることが、都市問題の解決の一助になるという考え方を持っておるということでありまして、なかなか今、公園法の立場上、上野公園の地下でありますとか、あるいは日比谷公園の地下というような発想を生む既成の施設はあるわけでありますが、我々の多摩平の公園の地下をすぐ使うということは、公園法の上でなかなか苦しい面がある、こういう状況でありますから、法制的にそういった事業が都市計画の上で成り立つような、そういう展開をこれからやっていく必要があるだろうという認識を持っております。

それから具体的に、現在、どこで開けるかということで、多少検討いたしました。つまり市有地を開放して、開放というよりも、有料駐車場として利用する考え方、あるいは場所によりましては民地を借り上げて、公営駐車場として管理をするやり方、いろいろ組み合わせながら、必要な最小限の手だてはひとつ実現させるべきではないかということであります。

今すぐ具体的にどこをということがないのを、大変残念でありますけれども、本年中にはそれらを明らかにしていこうという考えでおります。その一例に南平の駐輪場を駐車場に置きかえてはどうかという、内部的な検討課題を持っておるということを申し上げました。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それでは私は、先ほどお願いをした資料を、ぜひちょうだいしたいと思います。企画財政部長が御答弁されましたが、準備室関係の、現在までの予算執行状況がわかる資料、それから市長は、規約には今年度の収支予算書があるということになっているのですが、実際は存在しない、いいかげんな規約ということになるのです。しかし何とかつくりたいというふうに市長、おっしゃったのですよね。

助役、おつくりになるのですか。収支予算書、初年度。理事長としてどうですか。市長はつくるという、前向きの答弁をされたと思うのですが、これ、おつくりになったら、私、見せていただきたいのです。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいま市長の方から答弁がございましたように、その方向で私どもとしては進めていきたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　日野市企業公社、もう仮称ではなくて、仮称の括弧が取れて、立派にここに呱呱の声を上げたわけですので、最初からけちをつけるつもりは毛頭ない

のですけれども、余りにもずさんなスタートであったのではないかなという気もいたしましたので、お尋ねをしました。議会の指摘ですから、何かの一つのいさめにしていただければありがたいと思います。

市長に、全く別のことを最後にお尋ねいたしますが、所信表明の基本姿勢に、これから21世紀を目前にして、次の世紀には――これは21世紀ということですね。共通の世界観を打ち立てる努力が望まれる。市長の考える共通の世界観とは、一体どのようなものか。

軽々しくこういう言葉を、格好がいいから使うということでは私、済まないと思いますので、市長が戦争を乗り越え、平和な21世紀をつくっていくために、創造するために考えている、共通の世界観とは一体何なのか。どうぞ。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま執筆の中で、日ごろ考えたことを最も短く、簡明にまとめたいという表現であります。

共通するということは、つまり相通ずるということとイコールでありまして、世界人類の目指す方向は、そういうことであってほしいという、望まれるという表現としておるわけでありまして、例えば国連の場もそうでありましょうし、いろいろな各国の共通の世界観というものが、当然将来の人類の目指すところになるということは、あってもいいのではないか、こういうことでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　いや、全然私、わからないですよ。21世紀まで残りちょうど10年という今、最後の10年、20世紀の後半に我々いるわけです。次の時代、次の21世紀は戦争のない世界にしようという、これはだれしも、このことには異存ないですね。しかし現実には、この間の中東における戦争のように、全く価値観の相いれない立場の人たちが存在をする、思想的に、また宗教的な立場からの対立です。

こういうのを乗り越えるために、お互いに対話をして、共通の世界観を打ち立てる努力が必要だということであれば、確固たる市長の世界観がなくちゃいけないと思うのですね。私はこういうことを軽々しく言えないと思うのですよ、怖くて。イデオロギーはこういう立場で克服すべきだ。宗教的にはこういう考え方が必要じゃないかというものがなくてはいけないと思うのです。

何が何でも絶対、やるっきゃないとか言って、だめだという、あの土井委員長が行ってもだめだったのですよ。世界で一番戦争が嫌いだと自認している土井たか子社会党委

員長が行っても、一顧だにされなかった。難しいのですよ、共通の世界観をつくるというのは。だから市長なりに何かあるはずですよ、具体的な。

例えば宗教的にもこういうことで克服すべきじゃないかとか、思想的な面でも結構です。一見、読みますとそのまま読み過ごしてしまいがちですけれども、これは非常に大事なことだと思うのですね。そういう対立を克服する世界観というものが、市長にもし考え方としてなければ、こういうことを書くべきじゃないのですよ。このような考え方でいますというような、何か具体的なものがあるはずです。説明してもわからぬというふうに言われるかもわかりませんけれども、精いっぱい聞きますので、ひとつ答弁してください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　世界人類の願望として平和を願う、それから地球環境の健全を願う、人類文化が、お互いが侵す侵されるという関係ではなしに、生々発展の道をたどるということは、当然の願望でなければならないということを申し述べているわけでありまして、それ以外のものはありません。文字どおりに受け取っていただければ、解釈はいろいろあるだろうと思います。私もまた、それを極めるだけの能力もありません。望まれるということは、しかし共通の意識の中に許されるものだと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長が尊敬するサダム・フセイン大統領、こういう人が現実に今、いるわけですね。この人も神の名において正義の実現のために戦う。一方には、またそれと相反する立場の人が存在する。お互いに平和のために戦っているのですよ。お互いに国益を守り、世界平和のために戦っていると思うのです。正義はいっぱいあるのですよ。しかしそういう対決を乗り越えていくという世界観を打ち立てる必要がある、努力しなくてはいけないと市長がおっしゃるのであれば、私はこのように考える、そういう哲学があっていいのじゃないですか。

今、小学校２年、作文を書かせても世界の平和のためにと、みんな書きますよ。環境を守りましょう、そこまではだれでもいくのですよ。じゃあどうするかというところに、哲学がなくてはいけないわけです。市長の立場であれば、これだけのことをおっしゃる以上は、例えば自分は共産主義者だから、共産主義の理想に従ってそれに行くことが世界平和の道だとか、具体的なものが何かあっていいはずなんです。

中学生や小学生の作文は、それなりに尊い内容を含んでいます。しかし市長がそれと同じであってはいけないわけです。何もなくてお書きになったのですか。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　対立を対話にかえてというふうに申し上げております。国際化社会というのはそうあるべきだというふうに考えるということを表明したものでありますから、何か私が具体的な説を持って、あなたに納得をしてくださいというものではありません。

○議長（小山良悟君）　　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　私は納得しようと思っていないのです。市長が何を考えているか、市長の考える共通の世界観とは何かということが知りたいのです。それを納得するかどうかは、聞いてからのことですよ。

共通の世界観は、じゃあないのですね、具体的には。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　平和であり、今日的問題でもある地球環境の、エコロジー的地球を守ろうというのもあります。これらはすべて共通の世界観だというふうに認識をされるべきものだと思っております。

○議長（小山良悟君）　　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　市長、それはスローガンというのですよ。世界観というのは、もっと哲学の分野に踏み込んだものですよ。

市長が尊敬するサダム・フセイン大統領が現に存在をする。あの森田市長が尊敬してやまないサダム・フセイン大統領も、みずからの正義、みずからの主張のために戦って、あれだけの大きな惨禍を招いているわけです。あの人も正義なんです。平和のためにやっていると言っていますから。

しかしその人を取り込んで、世界の平和のために、サダム・フセインをも共通の土俵に乗せようと思えば、何か具体的な説明がなされなくてはならないと思うのです。説明と言えば非常に薄っぺらなものですが、やはり市長に世界観というものがあれば、そういうものをやはり持ってしなければ、説得できないですよ。土井委員長が行ってもだめだったのですから。

森田市長と、森田市長が尊敬するサダム・フセイン大統領との共通の世界観というのは何ですか。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　議論をしても、こういうことは結論が出ないと思います。それから一般的、人に対する儀礼の言葉として、尊敬するどなたということは、手紙の書

き出しにあるわけでありまして、私はそれにならった表現をしたというだけでありまして、本質と一緒にとられることも必要ない、こう思います。以上でもって、この項の議論は、私は御遠慮いたします。

○議長（小山良悟君）　　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　市長が打ち切りの動議を出されましたので、私はそれで結構なんですが、心にもないことを書いたというふうにおっしゃったと思うのですね。まあ儀礼的に書いたのだ――私は別に市長がフセイン大統領に手紙か何かお出しになったということを取り上げてここで言っているわけじゃないのです。ああいう人をも共通の土俵に乗せるには、やはり世界観がなくてはいけないわけでしょう。上がってきませんよ。どうでもいいようなものを出したということになりますよ。手紙を出しました。平和事業をやっていますと、それだけのためじゃないですか。ただ儀礼的な表現をして出しましたというのじゃ、本気じゃなかったということになりませんか。

議論はこれで、市長はもうやらないということですから結構ですが、我々はとかく所信表明というきれいな文章を読めば、人間尊重とか共通の世界観とか、美辞麗句がたくさん並んでいます。しかしこういう言葉に惑わされちゃいけないということですね。単なる作文であってはいけないわけです。

我々が議会でこのことを聞けば、きちんとしたものが返ってくるのが本来の姿だと思います。責任を持って、今後は所信表明を記していただきたい。強く要望しておきます。

○議長（小山良悟君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　今の古賀議員の質問とダブるかもしれませんが、１ページ目にございます人間尊重という言葉、私ども結党以来人間尊重という理念を掲げて、ずっとやってまいりました。どうも、市長の言う人間尊重と、かなり隔たりがあるように思えてなりません。

したがって、市長の言うところの人間尊重という意味はどういうところにあるのか、具体的に詳しく教えていただきたいと思います。

それから２点目には、今も古賀議員から話がありました戦争ということでございますが、戦争だけをとらえて、市長の見解を伺いたいと思います。

今回のこの湾岸戦争で、だれしも戦争を好む者はいないわけです。しかし侵略を侵し、殺人を侵し、法の秩序を守らない。国連憲章を初めとする、国際社会の規範を打ち破る相手に、ここではやはり対話もままならぬところだと思うのです。ただ口だけで平和、平和と言っていてもなかなかこれはおさまらない。

ですから、今回のこの国連決議に基づいての多国籍軍といいましょうか、国際社会のとった行動は、やむにやまれぬ処置だったと、私は考えているわけですが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから８ページでございますが、８ページに24億円の取りくずしということで、これからの財源の行方、見通しといいましっうか、まず第１点。それから収益事業収入、ギャンブル収入の２億円が増収ということでございますが、市長のギャンブル収入についての考え方、それからギャンブルということについての具体的な市長の考え方をお尋ねしたい。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日ごろ私は、人権尊重ということを理念とするということは、もう人生観の一つに、心の中で感じておるところであります。

人によって人間尊重が違うということは、私は一般にないのではなかろうか、こんなふうに思っております。やさしい言葉で言えば、人を愛する、人を大切にする、憲法の用語で言えば人権尊重ということが、人間尊重の理念であるというふうにお答えをさせていただきます。

それから湾岸戦争に伴いまして、イラクのフセイン大統領のクウェート侵略ということは、これはもう世界の制度、あるいは世論、それから国連憲章等に照らしてとられたとおりである。つまり絶対に許されるべき行為ではない、こういうことは言うまでもないと思っております。

したがって、その野望を打ち砕くのにどうするかということですが、できるだけ経済封鎖等の手段によって、その行為の当を得ないということを知らせるということが大前提であろうと思います。

それから基金の取りくずしのことにつきましては、予算編成上、歳入と歳出の関係上、こういう措置をとらしていただいたということでございまして、このときのために、こういう予算編成に遭遇する際に基金制度があるというふうに考えておりますので、そのような御理解をお願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　ギャンブルということに対して、何もお答えございませんでした。

議会の中でも、結構やられる方もいると思いますが、私は自分のことを言うわけじゃありませんが、大変私は造詣が深いわけであります。そのことはちょっとこっちへおいて

おきまして、市長に考え方をまたお尋ねしたいわけでございますが、都営競争事業の廃止という書籍の中に、昔、昭和45年当時、美濃部東京都知事のときの、知事のギャンブルに対する考え方、こういうことで対談がなされております。ちょっとまず御紹介をしておきたいと思いますが、記者が、ギャンブル廃止を言っておられるが、かけごとそのものがいけないのですか、こういう問いに対しまして、美濃部都知事は、ギャンブルをやるには三つの条件がある。

一つは、ギャンブルをするだけお金に余裕のある人が楽しみとしてやる。その２は、かけごとそのものに人間の力が加えられないもの。その限界は競馬くらいで、理想としては人為の全然加わらないもの。三つ目には、胴元がテラ銭を余り取らないこと。例えばモナコのように５％くらいで、日本の25％は取り過ぎだ。こういったことを都知事は言った。

さらに記者が、あなたの話では、金持ちならギャンブルをやってもいい、貧乏人はするなということにとれる、こういう問いかけに対しまして、金持ちでも望ましいことではない。ただ、ギャンブルに伴う弊害が少ないということだ。ロンドンなどのように、競馬場が社交場のようになればよいのだ、こういう答えしたわけですが、今は時代も変わりまして、若い男女が気軽に競馬場に足を運ぶ。大井の競馬場などではツインクルレースと言いまして、ナイターレースをやる。勤め帰りに、若い男女が気軽に寄って、ビールのジョッキを傾けながら見る。非常に大好評だ。昨年の府中の日本ダービーなどは、16万の大観衆が、まさに津波のようなうねり打って、優勝騎手のコールをした。まさに前代未聞のこういう流れだ。今、総理大臣の名前を知らない人でも、オグリキャップの名前を知らない人はいない（笑声）、こういう時代になってきています。

この都知事の話を要約しますと、ギャンブルそのものの是非と、いわゆる公営ギャンブルの是非とをはっきり区別している。つまり、ギャンブルをするとかしないとかいうことは、全く個人、個人の問題であり、それを本当に娯楽として楽しむことは理解できる。それなりの条件がそろっていれば、それはそれでいいのじゃないか、こういうことを言っておられるわけでございます。

しかし東京都は、昭和45年からギャンブル廃止に着手をいたしまして、大井競馬、大井オート、江戸川競艇、京王閣、それから後楽園競輪、昭和47年の末にはこの実現を見たわけです。しかし、毎年、当時のお金で100億円からの収益金を失っているわけです。

さらに知事は、公営ギャンブルの問題は、たまたま東京都がその廃止に成功したとしても、それで解消するものではありません。今日、幾多の地方自治体が、心なずも収入

の多くの部分を公営ギャンブルに仰いでいるばかりか、新たにその機会を求めようとさえしております。現に、都の廃止しようとするギャンブルの幾つかが、たちまち都下の自治体によって肩がわりをされた。すなわち今、日野市は11市競輪、京王閣、４市の競艇多摩川、年に10億のお金をいただいておる。もう一度、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ことしの歳入に、日野市も共同設置しております収益事業の中で、配分金が約２億円ほどふえそうだということを申し上げております。

いわゆるギャンブルという行為が、黒川議員からどう考えるかという、基本的なことであるかもしれませんが、一種の人間本能とも言える興味の部分でもあろうと思いますし、過去の競輪、競艇等が、非難をされる多少の要素があったということは、これも事実でありまして、つまりそれの行為のために人間性を失って家庭を破壊するとか、子供たちを泣かせたとか、そういうことが伴うものですから、ギャンブルの非社会性が言われたということは、理由があったというふうに思います。

それらのことがほとんどなくて、一つの興味として、人間性に楽しませるものがあれば、あえて非難をするいわれは、また変わってきたのじゃないかということも、今の社会の変化の一要素ではなかろうかと思います。

過去の議会で質問をされて、答えたことがあるわけでありますが、市長という立場になりますと、財源確保のためには、原資というものの性格を余り考えないでも、とにかく財源の確保を図りたい、こういう立場にならざるを得ませんというふうに、お答えをしたこともあるわけでありまして、現在の日野市が取り組んでおります収益事業が、いろいろ施行上の問題はありますが、財源として排除しなければならないという性格は、私はない。

それからまた市民の方として、ゲームの一つとして大いに楽しまれるのも結構でありますし、事業の経営者としては、お客さんを集めるのにいろいろ工夫をしておる、こういう状況にも参画しておりますので、特に問われる部分はないのではなかろうか、こんなふうに感じておりました。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それでは、何点かお尋ねいたします。

一つは、この所信表明のことなんですが、いわゆる日野市議会の与党の方に、所信表明をこういうふうにつくられるときに相談をされて、こういうことで表明をいたします

というふうにやっている市もあるようですけれども、日野市の場合は、そういうふうな形をとっておられるのかどうか、これが第１点であります。

それから市政に取り組む基本姿勢ということで、人間性の尊重のお話がありましたけれども、私も人間性の尊重ということは、追求をしていきたいという一人ですが、やはりこれは市長にぜひお聞きをしなければいけませんが、人間性の尊重を口で言うのはやさしいけれども、具体的にそういうふうな振る舞いで相手の方に接しているかどうか。この接している姿が、かなり深く、広ければ、その方の吐く人間性の尊重に対して、感動を受けるわけであります。

市長は、市の大勢の方の指揮をとり、そこでは職場の上下関係がございますから、指揮、命令系統、さまざまな問題があると思います。そういう意味では、今、市長のおっしゃった、説得力があるかどうかということは、生意気なようですが、市長の日常の振る舞い、行動、動作、言葉が部下である部課長以下の方に対する接し方が、人間性の尊重としての一貫性で貫かれているかどうかが、私は問われている問題であろうと思います。この点は、市長はどういうふうにお考えになっているか、その点はぜひ、お聞きをしておきたいと思います。

それから３点目は、平成４年に公共下水道の供用開始に向けてするというお話であります。できるだけ整備率の拡大を図ってまいりますということで、今回の予算の中にも、かなり力の入った予算規模の拡大を見ているわけですが、市長の選挙公約の中で、日野市全体の下水道の完成率との関係で、私はどうかなというふうな危惧を持っている一人ですが、その点、市長の見通しをお話しを願いたい。

前回、私は答弁をいただきましたが、平成10年までには何とかしたい。この平成10年では、選挙公約とはちょっと違うのじゃないかなというふうな感触を持っています。都市整備部長の方から、２年か３年くらい、平成７年、平成８年くらいまでにはというお話もあったわけですが、その辺のお話を、市長の方から伺いたいと思うのです。

それから何点目かちょっと忘れましたが、先ほどからの特養老人ホームの100人規模の計画というお話が出ておりますけれども、私もちょっと唐突に、このお話を承っております。非常に矛盾を感じますのは、老人福祉協議会に諮問をして検討中であるということと、まずはとりあえず特別ホームをつくるということが、どういう形になるのかちょっとわからない。

先ほど市長は、報告もいただいているという話がありましたが、この協議会の中で、大綱としては、まだ報告書としては上がらないけれども、まずは100人規模の特養ホー

ムをつくることはオーケーです、ぜひやるべきですというような報告をいただいて、ここでおやりになっているのかなということを、ちょっと疑問に思っております。

その辺、ちょっと手順が私は逆ではないかというふうに感じますので、お尋ねをいたします。

それからこれは文字の解釈の仕方かもしれませんが、行政サービスの能率化というところで、多摩平支所の廃止の問題が出ております。この理由が、「情報化の進む社会の中で、行政サービスにも進歩と機能化が重要であります。」――この行政サービスの進歩と機能化がが、どうして多摩平支所の廃止に結びつくのか、この点がわからない。

特に私は、この問題を一般質問で取り上げました。どういうふうな取り上げ方をしたかと言いますと、利用率の問題をお話をいたしました。どのくらい今、使われているかという話も、させてもらいました。あと、人的な力をそこからほかの方へ投入したいという発想がおありならば、正の職員の、核とする方を２人くらい中核に置いていただいて、むしろ退職職員の方に周りを固めていただいて、運用を図ってもいいのではないかというお話をさせてもらいました。

ほかの区、市によっては、人口増の関係もあると思いますが、むしろ市の窓口を、利便性を高めて、そこに配置をしていくという方法があります。この方法は、日野市では、一つは問題になりましたのは、豊田駅の北口のところに、暫定的にお二人くらいの方の職員を窓口にして対応いたしますという答弁がありました。これは暫定的という根本的な欠陥があるがために、私は賛成はできなかったわけであります。２番目に私は出てきたというふうに理解しているのですが、各郵便局に郵送して、最寄りのところから発送しておやりなさい、これが一つの代替案なのかなというふうな気もするのですけれども、根本的に違う。廃止とこれと結びつかないというふうに私は理解をしているのですが、その点どうなのか。

特に企業公社の話の中に、非常におもしろい現象ですが、退職職員の職域拡大を図るためという、所信表明としては非常にめずらしい表現で出ておりますけれども、むしろそちらの方で職域拡大を図っていただいた方が、私は一石二鳥、三鳥ではないかなというふうに思うのですが、ちょっと私の視点がずれているかどうか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから第５点目か６点目になりますが、平成３年度の主要事業と予算というところで、これは前に私も一般質問でちょっと取り上げさせていただきましたが、国の財政事情の話の中で、「下水道、公園など生活関連事業に2000億円が重点配分されることにな

りました。」とありますけれども、日野市に全部2000億円来るわけではないと思いますが、この点、どういうふうな見通しでどういうふうに展開をしていくのか、ここで具体的に取り上げられている以上は、私は行政の中で具体的な情報をお持ちだというふうに思いますので、この点の展開を具体的に教えていただきたいというふうに思います。

それから10ページ目でありますが、これは教育関係の方にお尋ねをすることになると思うのですが、いわゆる新学習指導要領の改定、ここでは新というふうな字はありません。学習指導要領の改定の中で、これを実施していくために小学校に生活科が新設されることになる、こういうふうな対策を立てていきたいという話があります。

新学習指導要領の内容につきましてはさまざまな意見がありますし、私どもも考えを持っておりますが、市の教育委員会の根本的な考え方を、再度お尋ねをしておきたい。特に、新学習指導要領の中身については、これは予算化を伴うものがまだほかにもあると思いますが、これは主として実行していく、基本的に賛成であるということで予算化の決定を見たと思うのですが、そのように理解していいかどうか、お話を承っておきたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問に順次お答えをしていきたいと思います。

所信表明の作成に当たって、いわゆる与党という議会構成の中で相談をするかということでありますが、私はよく申し上げておりますとおり、議会の場では、あるいは議場の場では、与野党という区別はなるべく持たない、むしろ全員が与党でいらっしゃるというふうに考えたいということを、申し上げております。

したがいまして、来年度の施策についてということで、常時議場において、あるいはその他の審議の場において御提言をいただいておりますこと、それから市民の情報、いろいろな形で、当然この時点で行うべき、あるいは道がしけたというものを予算化するということで、予算計上の手だてとさせていただいております。したがいまして、所信表明を事前にご相談をするということは行っておりません。むしろ日常的に、いろいろ御指摘、御指導いただいていることを内容としているというふうに御理解をお願いしたいと思います。

それから基本姿勢に人間性の尊重を唱えておるということは、今さら申すまでもありませんし、御質問のとおり、私自身の人間性にそのことが問われているということも、当然だろうと思っております。

したがいまして、みずから厳しく律しという気持ちでおりますけれども、幾多欠けて

おることもたくさんある。みずからもっと自戒すべきことは多々あるだろうということも、御指摘のとおりだろうと思っております。それらを何とか克服をしながら、誠心誠意、能力の範囲でお務めをさせていただく、こういう気持ちであります。

それから公共下水道につきましては、今回、所信にも申し述べておりますとおり、ここ10年間、大変大切な課題として、ハードな都市整備の一分野として取り組んでまいっておることは、御承知のとおりであります。

おくれたという指摘も多々あるわけでありますが、南多摩の特徴といたしまして、水田地帯が多かったこと、あるいは都市化の順位が比較的緩慢であったこと、いろいろ理由はありますが、日野市も本格的な事業に取り組みをいたしまして、現象といたしましては平成４年、つまり来年度は供用開始の新しいエリア、地域がかなり多くなるということも、御承知のとおりであります。その普及度をなるべく高くしていこうということは、もう当然でありまして、願望を含めて、60～65％くらい普及させたいものだということは、かねて申し上げておるとおりであります。

平成10年の100％というのは、一般的な全体の完成度という意味でありまして、なるべく早く、急いで全市域に普及させるということは、大きな政策であるわけであります。

それから用地確保の見通しのもとに、これから高齢化社会を迎える一番重要な仕事として、高齢者福祉施策、厚生省でも10カ年推進計画が組まれておりますとおり、まさに日本の行政における一番大きい課題だという認識でありますので、用地の確保が見通せましたことを幸いとして、かねて200人規模程度の施設が何箇所かに分けて必要だということは、申し上げておりました。

その用地の確保手段として、市営住宅の建てかえの際に用地を生み出すというふうなことも、いろいろ検討してまいりましたが、なかなか用地を生み出すということが困難でありました。したがいまして、都の制度に乗って用地の確保を考えておりましたところ、幸いに該当できる場所ができたということでございますので、第１段の浅川に続きまして、第２段、第３段としましては、やはり必要な規模といいましょうか、ベッド数を積極的に確保するということを最優先させたい、こういう考えであります。

その手順として、老人福祉協議会に諮問をしているということを申し上げたわけでありますが、むしろ私は、もちろん提言もございますし、国あるいは都の施策においても最優先されておるわけでありますが、この次に取り組むものは、用地も見通せることでありますので、100人規模くらいを目指したい、こういうことを政策として申し上げたいと思っております。年次的には、まだ申せる段階ではありませんが、そういう考えを

今回の所信で申し上げたということであります。

それから多摩平の支所を廃止して、本庁に統合するということに対しまして、いろいろな手だてが前提として必要だということは、申すまでもないわけであります。職員定数の確保のこともありますし、それから跡地の活用のこともありますし、なおまた、お話のありました、いわゆる郵便局窓口の活用ということで、完全な代替対策ではないかもしれませんけれども、かなりこたえ得るものがあるというふうに考えております。

機能化ということは、かねがね申し上げますとおり、自治という観点から、なるべく市民自治も能動的に活躍をしていただきたいわけであります。自治のまとめ方として、やはり本庁本位でやっていくということも、情報発信の上でも大切だろう、こういう考えもあるわけでありまして、そういう意味を含めて、統合できる時期に到達したのではなかろうか、このように考えております。

所信の中に、ことしの国の予算に特別枠として、生活関連の2000億円の、日米協議の結果、国民に発表された分がありまして、日野市にどれだけ来るかということはわかりませんが、自治体側としては積極的に受けとめたい、こういうことでありまして、例えば浅川の整備、あるいは駒形公園プール等の整備につきまして、京浜工事事務所当局からも、ひとつ積極的に国に当てて運動をしてほしい、そういう行動もまた、とらせていただきました。つまりこれは期待をするという趣旨での表現でありまして、これが積極的に受けとめたい、こういう意図であります。

学習指導要領につきましては、教育委員会事務局からお答えをさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　７番目の御質問でございますが、新学習指導要領の関係でございます。

この学習指導要領の中で、生活科の問題を初めとしてパソコンの問題、または選択授業の拡大とか、国旗、国歌の問題とか、いろいろの問題が学習指導要領の中で新たに加わったり、変更になったりというようなものがあるわけでございますが、基本的なお考えをということでございます。

この学習指導要領に沿った内容を、私ども既に予算の上でもお願いをしてきているところでございますが、また平成３年度の予算では、生活科の関係で1800万ほどの、生活科の関係の予算をお願いしているというようなこともございます。

いずれにいたしましても、基本的にはこの学習指導要領に沿った学校の運営、管理ができるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　　それでは再度、ちょっとお尋ねします。

特別養護老人ホームを100つくるという話なんですが、これは市長のお話だと計画に着手をするということなんですね。この計画というのは、かなり具体的な、財政的な裏づけを含んだものだと思うのです。

前に、財政部長の方から、今の実施計画というものも後半に入ってきているから、次のをつくらなければいけないという話もありますから、恐らくそこに投入をされてくるだろうというふうに思うのです。

今、私は明確にお聞きしましたけれども、この協議会の答申、中間答申でもいいですね。要するにこの場所にいろいろ考えてつくるべきだという話があって、それでとりあえずそこに確定をしました、こういうふうにやりましょうというお話なのかどうかということに対して、今、市長の方から答弁、ありませんでした。

私はなぜこれにこだわるかというと、浅川の複合施設で今、えらいことになっているわけですよね。あれを担当している方は、助役がやっているのでしょうけれども、助役によく聞いていただければわかるが、四苦八苦の状態です。

あれは急に浮上してきた話で、あれ、どうするのですかといったら、もう答弁が、申しわけないのですが、論理一貫性のない、非常に説得力のない話で終わっているのが現状だと思います。あれが結局、懇談会ということで投げられて、市の基本的な方針としては――基本方針はあるのかどうかわかりませんが、基本的な立場としては600席にこだわって云々ということで、これは懇談会の委員の人の９割以上の方が、これはだめだから、もう一回やりなおして持ってきなさいというのに、また600のを持ってくるのですね。

これは今、押し問答をやっているわけですけれども、結局、懇談会の委員にすら、説明員の市の方が説明できない、説得ができないわけです。これが現実に、こうあるわけです。

私も土方委員長を中心として消防委員になっておりまして、この間の消防委員会で災害救助の対策としてということで、備蓄問題の倉庫、備蓄をどうするかという問題でずっとやってきたわけですけれども、この間市長がお見えになって、うちの方は現在のもの以上にはつくりませんということで帰られたわけですけれども、その後、消防委員の方は皆さんあっけにとられて、我々１年以上かけてきて、これは一体どうなっているのだろうか。これから市長の方に、意見をまとめて、文書をつくって出そう。それを出す前

に、市長がこれはできませんというふうにやったものですから、消防委員の皆さん、私もそうですけれども、一体どうなっているのかなということで、その後、気持ちを整理するのが非常に大変だった。

市長は、その後の雰囲気というのは、帰られてしまったからわからないと思うのです、その雰囲気がどんな雰囲気だったか。市長はあのとき、皆さんの了承を得られたというふうに思って、帰られたと思うのですけれども、皆さん各委員の方は非常に温厚な方でしたから、何もおっしゃらなかったですけれども、後でどうなっているのだ、この１年間やってきたのは何だというふうな意見なんです。これは残られた消防関係の担当の方に聞いていただければわかると思います。

ある国の、ある政府の話じゃありませんけれども、要するに審議会とか懇談会というのが行政の隠れみのになってしまって、それが議会対策として使われるという話を何回か聞いたことがありますけれども、私は今回の浅川の問題の手法にしても、今回の100人規模の話にしても、すごく私は類似性を感ずるのです。

ですからこれは要するに、日野市の福祉全体の中のところで必要なんだという発想でお決めになっているのであれば、私も安心するわけです。と申しますのは、私もこの特養ホームについては何回かお尋ねをしました。市長のお話ですと、やはり数カ所、これは必要になってくるだろうというお話もありました。私も、そうかなというふうにお聞きしました。

在宅福祉サービスということが中心になってきて、中学校区単位になるのかどうかわかりませんが、それをキーステーションを持ってやっていくというふうな構想の話も聞いたわけです。

ですから今度、東光寺の今あります都営住宅の建てかえの問題がこれから起きてくる。そこの絡みで、いわゆる特別養護老人ホームの問題が、一つ拠点としてつくられないかということも、市長からお聞きしたことがあります。これは難しいというお話も、私は聞いたような記憶もあるのですけれども、その辺の全体的な日野市の枠組みをどういうふうにするかということでお決めになって、やっておられるなら安心ですが、そうでなくて、この用地取得が困難だからとりあえずそこへというふうな発想をされますと、それじゃ100人でいいのかどうかということが問題になるわけです。

日野市において、どのくらいのものが必要なのかということから逆算をして、100とか200とかいう数字が出てくるのだろうと、私は思うのです。この辺のことがきちんとしてないのじゃないか。もしもしているのであれば、100ということは、本当に将来的

にこれで日野市の対応として十分なんだというふうに言えるのかどうか。ほかにも土地がある、ここにもあるからそういうことがあるのだということを詰めてあるのかどうか、非常に心配なんです。

ですから、その辺を含めて、協議会の委員の方の諮問の中で、とりあえず着手をしていく計画を上げなければいけないというくらい、緊急性が今、日野市の中であるのかどうかという点が一つと、あと、あの場所に100ということを絶対確保しなければいけないということの意見が、非常に練った中で出てきた、それを受けてやっているのだということであれば、私は浅川の複合施設みたいな手順ではないのだなということで、少しは安心するわけですけれども、その辺どうなのか、ちょっとお聞きしたいのです。非常にめずらしいと思うのです。とりあえずそれだけやってしまって、後の、ほかの面積でやろうというふうな、これはちょっと私はおかしいのじゃないかな、浅川の二の舞いじゃないかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　今回、老人福祉協議会に諮問した内容につきましては、2ヘクタールの高齢者対策用の用地をどのような利用計画を持っているかということでございます。

その中に、老人対策として利用をいかに図るべきかということでございますが、その中には、最優先されるのが、やはり現在の状況から見ますと、養護特別老人ホームだということは明らかでございます。

それでここに100人規模というような計画でございますけれども、今、計画を進めているところでございますが、これについては、この中にも痴呆性のベッドの確保もやはり必要ではないのか、あるいはA型の在宅サービスセンターを併設するということも必要ではないかというような、あらゆる角度から、現在、内部で計画に着手しているということでございますので、建設についてはまだ先のことでございます。

また、土地の利用についても、現在、用途地域が1種住専でもございますので、100人規模の老人ホームということになりますと、面積的にも6000平米近い面積が必要になってまいります。また、これを用途地域の変更が可能になりますと三千五、六百の面積でも可能でございますので、そういうようなところから、土地利用計画を図っていきたいということでございます。

ですから、老人福祉協議会に諮問している事項と並行して、一番緊急性のある養護特別老人ホームの計画にも着手していくということでございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　言っている意味がわからないのですけれども、要するに同時並行して——先ほどもほかの議員の方への答弁でも、福祉部長は緊急性が高いので手を打つのだというお話しですけれども、それと並行して、計画と一緒に進めていくというふうに言っているわけですけれども、緊急性が高いから平成3年度の所信表明の中に入っているというふうには理解していますが、一番問題なのは、土地は今、確保されていて、その中身について、財政的な裏づけの計画を組上で上げるのでしょうけれども、そのときに一番大きな問題になってくるのは、これは私、前に市長にも答弁もらいましたけれども、今の浅川苑というのは直営ですね。市でやっている、市営なんです。50人の方に対して、50人の職員というふうな感じです。もう少し計画的になれば、70人の方を入れて50人でという対応もできたけれども、20人ばかり規模がそれだけとれなかった。むだという言葉は、私は使いたくありませんが、そういうような形になった。要するに50人の職員がふえたと同じの体制になったわけですね。

私が市長にお尋ねしたのは、何カ所かそういう場所をつくります、そういうふうな直営方式でこれからもおやりになるのですか、それでは長期的に、財政的な負担が重くなるのじゃないですかというお話も、させてもらいました。

日野市の浅川苑の話の後に、三多摩の方で老人福祉施設、社団ですか財団ですか、そこで法人にお願いをしてやってきたということが新聞発表もされているわけです。そういう道を探るのかどうかということを含めますと、確かにこれは直営方式だったら、緊急性でばばっとやっていくことはできると思いますが、その点はどうなのか。

市長はそういうことも含めて、これからやっていきたいというお話もありましたから、そうなると、私は非常に時間がかかる問題に入ってきているのじゃないか。平成3年度ということで、今、6000平米というお話もありましたけれども、むしろほかの敷地も含めて、その辺は連動性を持つのではないかというふうに、率直に思うのですが、市長、この点、どうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　全体計画を持ちたいという願望が協議会に検討をお願いをしている、1段階の諮問であります。

また一方に、緊急性ということにつきましては、論議なく特養ということになりますのと、それから規模につきまして、数カ所つくるということも一つの意味はあるわけでありますけれども、日野市の現状におきましても、かねがね申しておりますとおり、20

0ベッド程度の確保をなるべく急いで整備する必要があるという背景もございますので、浅川苑を第１段といたしますと、これが第２段になるというふうな考え方でおります。いろいろまだ整えていくべき課題は多々ございますので、それらの手順もあわせ経ながら同時並行的に進めていく、こういうことになると思っております。

それから経営体にはなるべく財政面、あるいは機能的という面もありますので、いろいろ工夫をして、公設という形にはなると思いますが、経営についてはいろいろ幅広く考えていきたい、こういうことが現状でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それではもう少しお尋ねします。

今、市長のお話しですと、日野市の中では200人収容の特別養護老人ホームが必要ではないかというお話がありました。

日野市の200人ということになりますと、これは100で浅川苑が50ですから150ということで、あと50、どこかへつくって、今、市長の200という頭の中は、恐らく庁内の検討の中で200という数字が計算をされて、市長の答弁となって、200という規模だというお話に出ているのだろうと思うのですが、そうしますと、ここは敷地がまだいっぱいありますから、むしろ150にした方がいいじゃないかという議論だって、私は出ると思います。ほかに土地を探すのは、市長の言うとおり大変だという話がありますからね。

あともう一つは、その点は素人考えですからあれですが、率直に言って150を満たせばこれで済んでしまうのじゃないか。むしろ特別養護老人ホームの施設というのは、日野市内で分散してつくらなくたっていいわけですね、これはまさに。分散してつくるような理念に、私は入ってこないものだろうと思います。むしろそんなに大勢ではいけませんけれども、日野市内に１カ所、２カ所あれば十分対応できるというふうに思いますから、そういう考えもある。

あともう一つ、今市長がおっしゃった直営方式ということは、財政的な中ではどうか。工夫をしていきたいということですけれども、その辺も態度として固まっていないというふうに、お見受けするわけです。私はむしろ、固めておかないと、固めて計画をやっていきませんと、私は失敗をするのじゃないだろうか。失敗という言い方はおかしいかもしれませんが、ベターな結果が出ないのじゃないかというふうに思います。

ぜひその点を含めて、今のお話しですと、この協議会の意見を聞いて、とりあえず緊急性がある、100をつくるべきだという協議会の意見で吸い上がってきたものではない。むしろ従来の経緯を見て、市長の方でこれはとりあえず100必要だというふうに考えて

計画を俎上にのせたというふうに、理解をいたしますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　結論ということで表明しているわけではありませんので、関係するあらゆる条件を同時並行的に進めていこう、こういうふうに取り組みますというふうに御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　大分あれなんですが、余り出なかったところで、ちょっと質問したいと思います。また一部は、重なる部分があるかと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

まず所信表明のページを追って質問を進めますけれども、４ページの河川用水の整備事業に云々というところがあります。計画とその他の具体化を図っていきますというようなことがありますが、この中で特に、前に黒川議員が質問をしておりました、河川のことは二番橋と駒形公園ということなんですけれども、用水絡みの関係で、境界査定の問題を質問されたかと思います。

特に日野用水土地改良区、あるいは七生の改良区というようなことであるわけですけれども、その後に進展といいますか、結局、用水の整備事業があるわけです。そういったことで、境界査定問題等があったかと思いますけれども、そこら辺で、黒川質問以降、状況の変化があるのかどうか、そこら辺。また、そこで解決できれば事業がどんどん進むということがあるわけですけれども、その点を１点。

それからそこに絡んで、これは行政報告の方で質問しようと思っていたところですけれども、立った手前、この（仮称）二番橋という名称であります。これはもう実現できたという意味にとらえて、駒形公園の具体化を図っていくというふうに読むとすれば、（仮称）二番橋は、もう既に我々の方に配られた、英語等で説明をした資料等には、すでに万願寺歩道橋ということで明らかに明記されております。

そんなことからしますと、ここはまた市長が所信表明で広報等に出しますと、既に我々に示した時点でも、正式に万願寺歩道橋を使うのだというようなことがあります。その辺の視点について、特段にここで仮称を使うのはどうなのかということについて、回答をいただければと思います。

それからその次の行、西豊田駅の新設運動も云々というようなことで、西平山の事業が認可を控えて、要するに駅の事業促進の具体化を考えておりますということです。

ある筋の話によりますと、都や関係のところで、そんな話は企画財政部長あたりが来

て、それは向こうの態度ですから、あるいは伝聞ですから表現には不適切があるかと思いますけれども、要するにそんな取り組みが全市、あるいは関係する市等の調整がされて、また今後進んでいくのだという大前提があるというような話も聞いております。

そういう中で、ここで事業の促進の具体化ということはどういうことを言っているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから５ページの、今いろいろ出ておりました、土地利用の諮問をしたというような話がありました。

既に平成２年度では、全体の土地利用計画がこの３月にでき上がってくるというふうに、私ども承知をしています。特にそこら辺が果たして３月いっぱいで、いつ我々の目に触れられる土地利用計画が出てくるのか。そしてまた福祉の、ここは全体的に、この土地について福祉だというようなことが今、出ていますけれども、そこら辺を含めて検討がなされているのかどうか、その点を１点。

それから次の６ページの、先ほどもいろいろ出ています、日野市企業公社の関係に絡んでですけれども、先ほど古賀委員の中に、企画財政部長は資料の提供をするというようなこと、この部分は要するに事業計画といったものの資料なのかどうか。もしそうだとすれば、私の方が求めたいのは、先ほどたまたま古賀議員は資料を持っておりますけれども、公社にかかわる規約といいますか、そういったものと、それから体制が理事、あるいは理事長ですか、そういったことの関係の一覧表、構成まで含めたものの資料提供ができるかどうか。それは全員、当然、要求の範囲になろうかと思いますけれども、そこら辺が可能かどうか。

それから視点をかえまして、企業公社絡みでちょっと、例えばの例で、前段の２ページにも職員の能力ということで、確かに職員は能力の集結でありますけれども、それが終わったといいますか、言い方があれですけれども、先ほど藤浪というような名前が出ておりましたけれども、この方も３月に退職をするというようなことがあります。

つまりこちらでお伺いしたい部分は、職員の再雇用制度といいますか、前々もほかの議員さんもあるわけですけれども、ここら辺を含めて、今後こういった公社、あるいは別途再雇用の制度、今までの職員の能力をどういうところで生かしていくか、この考え方について、お伺いをしておきたいと思います。

それから10ページですけれども、これは評価をする部分でありますが、私の方も少年キャンプ村よどこへ行くというようなことで、質問をいたしました。今回、子供たちの野外活動の場として、仲田緑地が夏期の間２カ月、自然体験広場として開設がされる。

この点については評価をいたしますけれども、あの質問自体のときには、市長もすぐに市内に、水やトイレのことですぐにも対応がつくというような発言もあったのですが、その後２年なりの経過をしてこういう形になってくる。このことは喜ばしいことなんですけれども、この２カ月というのが、ずっと今度永続的にされるようなものなのか、あるいは子供会等の関係に携わる者からすれば、体験広場というようなことであれば、通年ということで求めがあったかと思います。そこら辺に対する対応について、お伺いをしたいと思います。

防災センターについては、夏井さんの方からありましたので、こちらの方は結構ですので、以上、順次、お答えをいただければと思います。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　第１点目の、日野用水土地改良区の境界確定について、その後どうなったかというような御質問でございます。お答えいたします。

前回、黒川議員さんの方からも、問題点についての御質問ございまして、その後関係機関、東京都の確定課、それから法務局、それらの関係者をうちの所管の管理課が主体になりまして、打ち合わせをしてまいりました。いろいろな問題点を出しまして、整理をいたしまして、最終的には日野用水土地改良区の理事長さんも入りまして、２月１日から正式に日野用水土地改良区の境界確定は市ができるという形で結論が出て、現在、実施しているところでございます。

七生土地改良区については、まだいろいろと改良区の問題がございまして、確定業務については以前のとおりの状態で今日まで来ているということでございます。

（仮称）二番橋の件の御質問でございますけれども、３月１日号の「広報ひの」にも掲載したように、万願寺歩道橋ということで決定をさせていただきまして、３月１日以降は、そのような名称でいっております。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　３点目の問題でございます。西豊田駅、仮称ではございますが、事業促進化ということでございます。

これにつきましては、もちろん議会の中でも特別委員会、我々も行政として、ＪＲ本社との交渉を続けております。また最近は、関連議長市の中でも、この要望についてＪＲとの接触があったということも承知しております。

具体的には、ＪＲとして、やはり（仮称）西豊田駅をつくるに当たっての、ある程度の、一定の用地を要望されていることは、既に議会に報告したとおりでございます。た

だ具体的にどのくらいの面積だということは、正式にありませんので、そういった詰めを今後進めながら、促進化を図りたいという意味でございます。

なお、４点目をちょっと除きまして、５番目の企業公社の関係でございます。

資料要求されている部分につきましては、先ほど提出するというふうに申し上げました。これは既に平成２年度予算に関連しての執行の実施した、その資料を提出する予定でございます。よって、今、要求されました規約等につきましては、行政報告等もしておりますので、後ほど配布をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　５ページの土地利用計画の件でございますが、ここに記されております土地利用計画につきましては、老人福祉協議会に諮問いたしまして、できれば今年中に答申を得たいというふうに考えております。

それからことしの３月末までに策定すべき計画につきましては、これは地域の高齢者住宅計画でございます。これにつきましては、およそ10年先を目標にいたしまして、高齢者の住宅計画でございます。これについては策定委員会、あるいは作業部会を設けまして、延べ８回開催いたしました。

そのようなことで、これから10年先の高齢者住宅の需要はどうなのか、あるいはその供給についてはどうあるべきか。公営住宅の建てかえのときに高齢者住宅を設定していくべきだとか、あるいは民間アパートの借り上げ、公団公社の建かえ、そういう中でまた在宅サービスはいかにあるべきかというようなことで、２月28日に最終の委員会が開催されまして、結論に達しております。

この計画については、できれば今議会中にお手元に配布したいと思いますけれども、若干作業がおくれておりますので、もしかいたしますと間に合わないかもしれませんので、その点、御了解いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　第７点目の、仲田緑地にかわる自然体験広場の件でございますが、夏期の２カ月間、7300平米につきましてお借りをするわけでございますが、子供会等から通年の要望があったかどうかにつきましては、ちょっと今、承知しておりませんが、とりあえず平成３年は２カ月間の借用ということになっております。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　第６点目の、市職員の再雇用の問題でございます。

御承知のように、平均寿命が延びたり、あるいは労働力の不足、それから年金の受給資格が、今までは60歳だったものが65歳、要するに厚生年金並みになっていくとか、そういう状況を考えますと、市の使用者の立場、それから職員の立場からいたしましても、定年後の再雇用の場というものが必要でございます。

今後、定年退職者も急激にふえていくわけでございますので、制度化、あるいは受け皿等も含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　再質問で、幾つかしたいと思います。

まず用水の関係については今、お話ありまして、日野用水の方については、都なり法務局、建設部関係が改良区を交えて、２月１日に市が正式に境界査定ができるという形になったということで、これは喜ばしいことだと思います。

七生の方については、まだ今の状況では進展がない、これは財産の所有というふうなこと。日野用水の場合には網の部分、かけたかどうかというようなことが中心になったのだと思うのですけれども、七生は今後精力的にまた方向を見出していただくとして、日野用水の方は、今度建設部を離れて生活環境部になるかと思うのですけれども、今の改良区の関係を面倒を見たり何かしているというのが産業経済課になってくるかと思うのですが、要するに網をかけた部分というのですか、本来、別の角度からすれば、改良区の区域には都市計画法の網をかけるわけにいかないということがあって、非常にその部分からすれば問題なことになると思うのですが、そこら辺が一定の方向が見出せたのだということだと思うのですけれども、しからば用水の改良区の区域の変更といいますか、それを順次縮小していくことによって、改良区の関係の問題が、方向が正式に見出せるのじゃないかと思うのです。

そんなことで、これについて生活環境部としては対応をどのように考えているのか、再質問したいと思います。

それから二番橋の関係については、名称がこういうことで３月に出ている。所信表明がきょう時点出されるとすれば、当然、仮称じゃなくて、もうこれは実現されたということにとらえるとすれば、仮称を使うのはおかしいのじゃないかということで、これは今後もし再検討されて、万願寺歩道橋とするのが正しいとすれば、そのようにお願いをしたいというふうにいたします。

それから西豊田駅の関係も、企画財政部長の方からありました。私の求めた回答というのは、事業の具体化の具体化ということはどういうことなんだということで質問した

わけです。先ほどの回答ですと、ＪＲ等へ行った、それからまたそういう話もあったというようなことも聞いたということでありますけれども、私どももそんなことがあったということは、承知しています。

今までも話をしていますけれども、特段にここで事業促進の具体化ということで、しからば、また再度折衝に行くのだとか何だとか、あるいは区画整理で用地をあける範囲は別としても、もうちょっと突っ込んだ形で、再度お答えをいただければと思います。

それからちょっと、私の勘違いだったのかどうかあれなんですけれども、福祉部長からていねいに住宅計画のことまでお話をいただきました。ただ私が求めたのは、平成２年度では土地利用計画ということで、総体的にやっているのは福祉だけじゃなくて、全市の土地利用計画というようなことの策定だというふうに、私は理解をしていたので、もしそんなことが平成２年度の予算の中になかったかどうか。私が理解しているのは、全市でなくて、たまたま今、福祉部長が答えた、住宅計画等にかかわった土地利用計画であったのかどうか。

その点は、場合によっては私が勘違いをして質問した形になりますので、たしか都市計画の方で土地利用計画、都市計画課の方が委託に出している事業費、その関係を私は中心に、その中に福祉の関係が取り入れられているのかどうか。そしてまた、そのことが３月いっぱいに提示はできないかもしれませんけれども、見通しとしてはどうか、こういう質問をしたので、ちょっと方向が違ったなということで、私の認識が違ったのかどうか、その点の確認をして、もし違っているとすれば、その質問が間違いでありますので、取り下げをしたいと思います。

それから特段に、社会教育部長もその職について初めてなものですから、平成３年度だけのお答えをいただきました。今後の見通しといいますか、ここは東町の区画整理の関係等も絡んでおりますので、果たしてどうなのか。平成３年度だけやっておしまいなのかどうか。そんなこと等が、考え方で結構ですので、今後も継続していくのかどうか、単年度で終わってしまうのか、その点だけを確認させていただきたいと思います。

それから再質問を受けた後に、まとめで今、総務部関係から再雇用の問題等についてもありましたので、それを踏まえた中でまとめて今後に向けた形でいきたいというふうに思います。再質問、以上です。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　御指摘の点につきまして、私どもは２月１日から今、建設部長の答弁にありますとおりの状況の中で一段落したというような状況にあります

し、また一方、七生改良区につきまして、鋭意進めておるという段階でございます。

したがいまして、御指摘の点につきまして、近々、積極的な取り組みをしていく必要があろうかというふうな、内部での話が出ておるところでございます。御趣旨に従いまして、今後検討を進めていきたい、そのように思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　西豊田駅の新設運動ですが、いろいろこれまで責任当局とかなり具体的な意見交換もやってまいっております。

その話の中で、地元の必要であるという要請は理解できる。したがって自分の方の、つまりＪＲ側ですが、要望もひとつ具体化してほしい。その要望というのは、駅前周辺ということもあるようですけれども、何とか用地をあっせんしてほしい。つまり金を出して買うからということでありますから、区画整理の中で、保留地のような形で、可能な規模の施設については設定をすることができるというふうな説明も行っております。

それらのことをもっと具体的に詰めていこう、これをもって大きな促進のてこにしていこう、こういうふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　お答えが十分でなくて、まことに申しわけございませんでした。４年度以降も引き続き借用できますように、努力したいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　都市計画で現在行っております土地利用基本計画、これは福祉とは直接関係はございません。日野市全体の今後のまちづくりの基本をなす方向を示していこうという形でございます。

したがって、現在、区画整理等、事業を実施しているところ以外のところ、こういうところの今後のまちづくりの方向を示していくという内容の調査でございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　大変それぞれの立場がかわっての初めての議会の部分もありますので、若干の方向のあれがあったのですけれども、まとめとしていきたいと思いますが、それぞれの立場、積極的に取り組むという姿勢があるようですので、ぜひまちづくりの基本となる部分、行政側が頑張っていただきたいと思います。

そういう中で、また先ほど総務関係で、再雇用問題もこれから制度化をし、受け皿というような形で考えていくということであります。特に今回は突っ込んだ話で、例えばこれから退職見込みの人がどうなのかなんということも、方向としては聞こうかなとい

う部分もあったのですが、とりあえずそんなことで、いい方向をできるだけ早い時点で出していただければと思います。積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

それからまちづくりの方向ということで、確かに３月いっぱいでまとまりがしてくると思うのです。ですからできるだけ速やかに、私の方は前にもまちづくりの関係、堀之内のまちづくりのときだったかも、ちょっと入れておきました。そのことに触れて質問していたと思いますので、できるだけ早い時点で、そういったものが出たときに提示をいただいていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　どなたかから多分出るのかなと思いまして、最初に手を挙げなかったのですが、１点だけお伺いをしたいと思います。

先ほど、一言だけ夏井議員の質問の中で触れられたのですが、豊田駅に付設されております市の建物といいますか用地といいますか、多摩平支所を廃止したときの一部出張先みたいなことで、６月議会だったかと思いますが、そういった支所の代替とあわせて、展示場ということでの提案がなされましたが、市長のお考えと議会のお考えがマッチしないで、そのままになっている状況でございます。

この所信表明の中には、特にその件には触れられておりませんけれども、あの場所の特殊性からしますと、非常に重要な活用できる場所ではないかなというふうに思いますが、その辺につきまして、何かお考えがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま多摩平支所の本庁統合との兼ね合いの関係がありまして、我々の説明不十分のために、展示場計画はものにならなかった経過があります。

現在の状況といたしましては、特に駅前に多摩平支所を本庁に統合する代替措置としての対策は必要がなくなったというふうに言ってもいいのではないかと考えております。

したがいまして、議会で了承が得られるならば、展示場としての将来の暫定的な使用を進めていきたい、こういうことは、内面的には考えを持っておるということであります。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　支所の代理ということでは必要がなくなったということのようなんですが、それと同時に、前回論議した中では展示場として活用すること自体に対し

ても、大分異論があっだというふうに受けとめております。

そうしますと、あの時期からもう既に半年以上経過をしているわけなんですが、その点について、内部的にいろいろな角度からの討議なんかはされているのかどうか。あるいは全く前回提示された、展示場の域から出ていないのかどうか、もう一回ちょっと、確認をさせていただきたい。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　前回の提案したときから、内部でも検討しました。しかし総務委員会の中でも、さまざまな意見をいただきました。支所の代替の問題、あわせて、もう少し高層化の問題等含んで、内部的には私ども高層化という考え方は、もちろんないというお答えもしましたが、一定の基礎からの調査等もしました。

しかしこれについては、全くＪＲ側との協議の中でも難しいということで、現状の実態を使わざるを得ないというような状況でございます。よって、私の方では、現行の中で展示場というような結論を持っているわけでございますが、まだ関係部との調整を終わっておりませんので、提出するまでに至ってないということでございます。

なお一層、庁内の調整をしながら、この促進を進めていきたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　現時点での考え方は理解できましたけれども、しかしああいう日野市の中でも超一等地と言えるような場所で、ああいう状況のまま、長い時間置くというのはいかにも不自然といいますか、余りにも機動力がないというような感じがいたしますので、ぜひひとつ早急にいい案を持って、提示していただければと思います。

例えば同じ展示場でも、今ごみの絡みでリサイクルセンターといいますか、リサイクルされて、販売できるような、そういったものの展示場であってもいいと思うのです。前回展示されたような展示場とはまた違う質の、それは先ほどもいろいろ関連づけて出されておりましたけれども、やはり役所の中には優秀な職員の方が大勢おられると思いますので、そういったいろいろな角度からの検討を加えて、あの程度のことと言っては失礼かもしれませんが、ちょっと時間がかかり過ぎるような気がいたしますので、ぜひ早急なる対策をお願いしておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　簇野行雄君。

○24番（簇野行雄君）　４ページに出ております仮称西豊田駅の問題ですが、今、土方議員がこの問題に触れてくれたので、ほぼわかってきたのですけれども、私も事業促進

の具体化を考えておりますと、こう書いてある。この意味がよくわからなかったわけです。今さらここへ来て具体化でもあるまいと、もっと早く、反対に解釈すれば、今まで具体的な運動をしてなかったのではないかというように、この文章を見る限りしていたわけですけれども、今、担当部長あるいは市長の答弁で、この具体化の内容が見えてきたわけです。

薄々そのことについては、前々から聞かないこともなかったわけですが、実は交通対策特別委員会で、先だってＪＲ東日本に要請活動をしてきたわけですが、どうも印象が余りよくない、見通しが暗いような感じを受けたわけです。

また議長からも、南多摩議長会で要請活動をしてくれたという報告がありました。余りこれの見通しについては展望が持てないというような、議長からのお話でした。

そんなことで心配していたわけですけれども、今のお話ですが、具体的には新駅をつくっただけでは、東日本では営業的なメリットは余り望めないから、あの近郊に用地を求めて、何か付帯的な事業に使って収益を上げたい、こういうふうなことだと私は解釈するのですけれども、その辺で、その用地についてのＪＲ側の申し出が入れられれば、何とか駅はつくろうよというところまで話が進んでいるのかどうか、その辺だけ、ひとつ伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ＪＲの最高責任者と、これまで協議をしております。

レベル、レベルでとり方は違うと思っておりますが、いわゆる決定権を持つレベルの話では、今申し上げましたとおり、企業体になったわけですから、資本も投下をし、それから複合的な事業もしたいという考え方は、明らかにあるようであります。

ただ、ＪＲの全体の性格として、そういう事業に一歩踏み出したという状況は、具体的にはまだないようでありまして、つまり内部的に企業活動のどういうスタートを切るかということが検討されているだろうというふうに思っております。そのために必要な用地が欲しいという意欲が、意欲といいますか、そういう話が出ております。

これはただでくれということではなくて、お金を出すのだということですから当たり前のことなんですけれども、そういう受けとめ方でかなり内部的には、こちらの条件次第で具体化が進むな、こういう感じがしておるということであります。

○議長（小山良悟君）　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　ここにも書いてありますけれども、この駅新設の運動は、西平山地区の区画整理と密接な関連があるわけでして、この区画整理事業が、予定では３年

度中には事業認可をとりたい、こういうことになっておりまして、多少おくれても、私なりの見通しとしてはその辺が何とかなるのではないかというようなことで、できればそれまでには、この問題についてできるかできないかの結論が出ないと困る、あとの続いて事業認可後のいろいろな手続について、障害が起きてくるのではないかというふうにも考えられます。

いろいろの面で、まだ見通しについてはそんな楽観はできないというふうに考えております。この間、特別委員会で行ったときにも、同じような要望が何十と出ているのだというようなことも言っておりました。

もう大して時間もないわけですから、できる、できないは理事者がいかに熱意を持ってこの問題に対応するかにかかっていると思います。ぜひこれから真剣にひとつ、あの手この手でＪＲ東日本と交渉をしていただいて、この問題を実現していただきたい、そのことを要望しておきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　大変天野議員さんの御質問に対しまして、答弁がおくれましたことをおわびいたします。それではお答え申し上げます。

平成元年度の調査でございます。これにつきましては504万7,000円という金額でございます。これの調査でございますが、緊急に広報する必要が生じた場合におきます広報手段として、防災行政無線を含む、無線による通信システムの基本計画の調査立案を目的としたわけでございます。

ごく大まかな申し上げをいたしますと、それで調査いたしましたものは音響調査、あるいは音声到達調査、また子局の位置関係を見るというところが調査内容でございまして、これらのデータに基づきまして設置場所の設定を行う。さらにはそれを踏まえて無線案のレイアウトを行うといったようなことをしてまいったわけでございます。

次に、平成２年度の調査でございますが、210万1,200円という額でございます。内容的には、かつて通告質問でお答えした経過がございますが、これも大まかに申し上げますと防災センターフロアのプラン、また防災センター規模設計、集合住宅分の音波、電波調査、あるいは屋外支局設置場所の詳細位置設計、そういったような調査を進めておるところでございます。

雑駁ですが、以上をもちましてお答えといたします。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。なければ、これをもって所信表明を終わります。

次に日程第４、行政報告を行います。

行政報告については、配付いたしました報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより、行政報告全般について質疑に入ります。

質問者の確認をいたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後６時44分　休憩

午後８時８分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。小川友一君。

○４番（小川友一君）　昨年12月の30日、年の瀬も迫りまして、私の家の近所で12月の30日の朝方、４時半過ぎに火災が起こりました。私の自宅と100メートルも離れていないところでございましたので、早速飛んでいって、いろいろ消火活動もしましたけれども、結果は全焼をなされたという経過がありました。

もう年の瀬も迫っておりましたので、私も議員として近所の方から何か行政として対応ができないか、御相談をいただきましたけれども、役所もちょうど新年の休みに入っておりましたので、たまたま私の知っている部長さんの自宅の方に、お休みのところ大変申しわけないということで、お電話させていただきました。

行政の対応としまして、早速見舞金と毛布等をいただいたわけであります。当初、もう12月の年の瀬でありますし、住むところも何もない状況だったもので、たまたま近所に、その地域の民生委員の方がいらっしゃいましたので、その方と２人でいろいろな作業をしてまいったわけでありますけれども、私としては素朴な疑問を抱いた経過がありますので、行政に対して改善もしくは何らかの是正措置がとられればということで、質問をさせていただきたいと思います。

当初、火災が発生して、災害金として全焼ということで３万円と、毛布をいただきました。その後に、当然、廃材等の処理をしないと危ないということで、廃材の処理を清掃課の方に依頼しました。

清掃部の方としては、処分は無償で行いますけれども、それにかかる費用は自己負担で行ってください、このようなお返事をいただきました。以前は、地元の消防団の方が、

皆さんと一緒にそれを片づけて、清掃部の方に持っていっていたことが慣例になっていたそうでありますけれども、時代の流れといいましょうか、皆さんもそれぞれ仕事を持っているということで、地元の消防団では処理がし切れないということで、専門の業者に依頼して処分をしました。

当然火災が起きて、何もなくなった状況で、その処理の業者に対して支払うお金も、その方はお持ちではなかった状況でございます。近所の方から少しずつ寄附というのですか、見舞金をいただきながらその処分も、人の善意で行った経過がございます。

私は年が明けて、行政で何かお手伝いできることがないかということで、早速その火災に遭われた方と一緒に、社会福祉課の方へおじゃまさせていただきました。そのときに、今、行政として対応できる部分は条例でこのように決まっておるので、それ以上はできないというお話をいただいたわけでありますけれども、日野市の災害見舞金支給規則という規則があるわけでありますけれども、この中に、この見舞金は、被害家庭の自立更生を援助することを目的とする、と目的の欄に書いてあるわけでありますけれども、現実的に、今の社会の状況の中で、３万円と毛布を二、三枚いただいただけでは被害者の方の自立の更生を援助するという目的が、現実的に果たされるのかということを、私はこの時点で、素朴な疑問を感じました。

そのほかに、何か行政としての助成策はないものだろうかということで、再三お願いしました。ちょうどそんなことを行政とお話ししている中で、あ、そういえば昨年の６月に田原議員の方から関連の質問があったように思い出しました。

私も今ここに、議事録をちょっと持ってきているわけでありますけれども、田原さんの場合には、家がなくなった場合に市営住宅、要するに行政として住む家を、一時的にでも手伝っていただけないかというふうな質問を、ここでなされております。これは市営住宅の場合には公募が原則なので、ちょっと無理だというふうなお話、回答をいただいてあるわけでありますけれども、当初、その中に市長の答弁で、大変うまい答弁をなされているわけです。

家がなくなった、住まいがないということは困難の第一歩であります。何とか工夫ができないか、その際には、状況によっては私は予備費を使って、宿泊所をどこか探すということが不可能ではないと思います、というふうな答弁がなされて、これは解釈によってはどのようにもとれるような答弁なんでありますけれども、ちょうど６月といいますと、火災が起きた時点が12月ということであります。議会からこのような質問がなされて、理事者サイドとして、それなりの検討が何らかの形でなされてきたと思います。

12月に発生した段階では、行政は何もお手伝いはできませんということでありましたけれども、６月以降、何らか行政として対応を考えていった経過があるのか、これを第１の質問にさせていただきます。

２点目といたしまして、今、社会福祉課の方でいろいろな助成金をする何かがないのかという質問、ちょっとお尋ねしましたところ、東京都社会福祉協議会と日野市の生活つなぎ資金貸付制度、この２点くらいしかないというお話でした。

これを見てみますと、条件の中にすべて低所得者世帯、要するに収入の少ない人たちに対する助成策のみでありまして、健全な生産人として、常日ごろ行政、また地方自治、いろいろな部分で税金を納めて協力している人が、いざとなったときに何の助成もされないということは、私自身、私見ですけれどもちょっとおかしいのじゃないか。

これはそれぞれ体にハンディキャップを持った人とか、また病気で働けないとか、いろいろな条件はあるでしょうけれども、その方たちは助成は受けていても、現実的に税金を納められるような状況じゃないわけでありまして、税金を納めてない人には無償で補助をしている。また、日ごろ一生懸命働いて、苦しい中にも行政のために国民の義務だということで税金を納めていた人が、何らかの過失でとはいっても、だれしも自分の家が焼けることを望んでいる方はいないのでありまして、不慮の事故で自分の家屋を失った方に、私は補助をしろとは言いません。生産人である以上、自分たちで一生懸命働いて生活をしてきているわけですから、一時的に低金利、もしくは無利子でも、何らかの形で一時的に行政ができる範囲の貸付制度を、地方自治体独自でつくっていただけないものか、こんなことを考えていましたので、その辺、行政サイドで大変難しいことだと思いますけれども、考えていただけないものか、これを第２点の質問にさせていただきます。

基本的に、それぞれの立場でこういうふうな問題は難しいと思います。逆に交通事故に遭われたときはどうなんだ、いろいろな部分がありますけれども、細目にわたって一つの条項をつくれば、東京都がやってないからだめだ、国がやってないからだめだじゃなくて、その町の地方自治体の色として、こういうふうな新しい制度をつくっていくということも大事であって、東京都でこういうふうな条項がないからだめだ、災害救助法に適応しないからだめだ、すべてがノーでなくて、前向きな検討ができるような行政であっていただきたいし、それが真の福祉じゃないか、このように思います。

以上の観点から、以上述べた質問に御答弁いただけたらと思います。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　とりあえず、私は防災の立場で、今のお話に出ました弔意金なり見舞金という制度を、現在、担っておるところでございます。

これらにつきまして、現在の条例の改正が62年に行われまして以来でございます。また見舞金の方の規則におきましても、同じく62年の３月に改正して以来の内容を備えておりまして、御指摘のように見舞金の額が果たして適当かどうかという点については、内部的に、総体的な見直しの中で改正を図るべく、準備を進めておるところではございます。

かつて市長答弁におきまして、旅館代くらいは何とかなりはしないかというような御発想もあったようでありましたが、これらにつきまして、残念ながら、まだ決着はついていない状況でございます。

また第２点の貸付制度等につきましても、実際にまだ結果を見るに至らない状況になっておる次第でございます。大変申しわけございませんが、以上をもちまして、回答させていただきます。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　具体的な質問をいただきまして、どう、そういう際には対応ができるかというところに、確かに不備な点があるのではなかろうかという感じがしております。

現行の法規、制度という観点からいいますと、保険等は日常、個人の負担で事業とする会社と契約をしておかれる、そういうことが一定の原則だろうと思いますけれども、本当に困っておられる状態、つまり住まいに困っておられる際にはどうすればいいか。たまたまあいている、あるいは建てかえのために空き家になっている住宅等をすぐ適用するのはどうかということも、これまで過去の事例で研究をしたことがあります。

ある期間を限って一時お貸しをするということは不可能ではないと思っておりますが、水道が切られてあったり、電気が切られてあったりするものですから、それをまた復活させるのにも多少の時間を要する、こういうような実情もあるわけであります。

ケース・バイ・ケースということにならざるを得ないわけでありますけれども、もっと危機に対して救援のできる、そういう能力も持つ必要があるということは、今、御質問に対して、感じておるところであります。

私が過去にお答えをしたというのは、多分天災というふうな、不可抗力あるいは相当量の災害時になすべき対応ではなかったかと思っておりますけれども、それでも貸付でありますとか、何かその時、一時可能な代替の対策はぜひ考えたい、このように思いま

す。

現在の見舞金制度では、今、担当がお答えしたとおりでありまして、かつてのそれはもっと低額でありましたが、やや額をふやした、こういう経過もあるわけであります。

何といいましても命第一、それから災害時には臨機応変の対応が必要だということは大原則でありますから、そういった考えに沿って緊急な場合に救援ができる、そういう状況を検討しておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　この議事録、今、全部読んでいるのですけれども、今、市長のお答えは、田原議員の質問のときと同じような答えが述べられているわけです。

昨年の6月に、市長も十分に受けとめてというふうな形で答弁をなされているわけでありますけれども、やはり議員が一般質問として取り上げたものを、何らかの形で早く組織として検討して、100%それができなくても、何らかの是正措置がとられていくような施策をとるのが、行政の役割じゃないかと思うわけです。

これは田原議員にとって議会軽視であるし、大変つらいことだと思いますので、これを教訓にもう少し詰めた形で、補助はできないけれども、一時的には貸付を低金利でしてあげようとか、今、市長さんがおっしゃいましたけれども、市営住宅が公募の原則で借りられないということであれば、民間にだって入れるわけですし、民間に入る場合でしたって、今、一時的にでしたら心の、情のある人間はいっぱいいますし、今回、私どもの方はたまたま地域のその人が、ほかに貸す契約をしていたのを一時的にということで契約を待っていただいて、その家に入れていただいた、こんな経過もあるわけでありますし、やはり地域社会というものは助け合いであります。

行政としても、もう少し心のある補助、対応をしていっていただきたい。すべてこれは条例にないから、そういうふうな規則がないから、何でもノーではなくて、前向きな方法、施策を考えてあげるのが真の福祉であるということは、力強く言いたい、このように思います。

田原さんも、多分、このつもりで言ったのだと思います。今、市長さんの答えの中に、これから大変重要な課題であるから、十分検討して対応をしていくというふうなお答えをいただきましたので、私も何となく心が休んだ感でいっぱいでございます。

社会にはいろいろな方がいらっしゃいます。当然、納税のできない人たちは力のある人が助け合って生きていくのが福祉であると私も思っておりますし、これから行政としても、そういうふうな方が一時的に困ったときには、心ある福祉政策をとっていただき

たい、これをお願いして終わらせていただきたい。どうもありがとうございます。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○3番（田原　茂君）　ちょっとつけ加えさせていただきますと、市長はあのとき天災時ということでなくて、私の、あくまでもそういう火事についての答弁だったのですよ。すり変えをしてもらっては困るのですけれども。たしかそういう形ですよ。天災時について、予備費を使うとかいう話じゃなかったのです。それだけちょっと、つけ加えさせていただきます。

話は違いますけれども、私の方から2点ほどちょっと御質問させていただくのですけれども、一つは生活課の方で消費生活相談をしておりますけれども、この中で、特に最近訪問販売であるとか、多摩市とかよく話を聞くのですけれども、日野市でも私の多摩平団地を中心に、訪問販売の中で、特に乳幼児を対象にしたような英語教室を開くとか、こういったたぐいの戸別訪問をして、その趣旨を訴えながらやっている、そういうのが今、横行というか、はやっているというか、そういう状況がございます。

その中で1点お聞きしたいのは、そういうようなときに、一般市民が消費生活相談の中でAという企業、特にそういう乳幼児の英語教室をやっているというようなA会社としますと、そういう問い合わせをしたとき、例えばA会社という感じで、そういう内容で訪問販売に来ましたと。この会社についての、何か情報が入っていませんか、もしくは相談か何かありませんかとか、そういったたぐいの、要するに状況を知りたいという、市民からすれば、乳幼児についての英語教室ということで、趣旨はすごくいいということでやりたいという気持ちがあるのでしょうけれども、最近の豊田商事なんということもありますから、非常に不安になっているという中で、どの程度まで市の行政側として、この消費生活相談の中で情報提供していただけるのかどうか。この点をまず、お聞きをしたいというふうに思います。

ですから、特にそういうだぐいでの質問があったときの話なんですけれども、これが1点。

それから2点目に、旭が丘小学校外2校の学区域の一部変更についてということで、この点について、最近御父兄の方から結構電話があったり、問い合わせがあったりしているのですけれども、随分父兄の中では戸惑っている方もいらっしゃいますし、問い合わせの電話がそんな形であるわけです。

一つには父母への周知徹底というのですか、それがどのような形で父兄の方々に対して周知徹底しているのかどうかということと、あと今までの経過、経緯、現時点での問

題点は何かという３点について、この学区域の変更の中でお聞きしたいと思います。この２点、お伺いします。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　どこまで情報提供ができるかということでございます。

現在、消費生活相談におきまして導入いたしております都のパソコン情報でございます。これにつきましては、各自治体では東京都からその情報提供をいただいておる、いわば情報を借りるといいましょうか、そういう中で相談業務を、よりよい指導ができるようにということでやっておるわけでございます。

しかし、これも情報の一つでございまして、行政上の他の情報と同様、プライバシー保護ということでの網がかぶさっております。特にこの消費経済情報につきまして、直接は東京都消費生活情報システム運用管理規程というものによりまして、大変その扱いが厳しい状態に置かれております。

私ども日野市では、市としての使用管理者が生活課長になっておりまして、この者の手によってしなければ情報が見られないというのが原則でございます。しかし、やむを得ず相談員なりが直接見る場合におきましても、管理者あるいはその指定する市職員の手によって機器の操作をする、こういうような扱いになっております。

これはやはりその情報というのは、過去の消費相談におきましての、いわばトラブルを収録しているわけでございまして、被害者、あるいは加害者も当然入っておるわけでございますが、それぞれについてのやはりプライバシーというものを守っていかなければならない責務が自治体にはあるわけでございまして、そういうところから、大変にこの使用ということについては、厳しい状況に置かれております。

ましてや、日野市といたしましては、その情報を東京都から提供を受けておるという立場から、裁量の余地はないものでございます。したがいまして、どこまで情報提供ということで、おっしゃられる意味におきまして、転ばぬ先の杖ということで、わからないわけではございませんが、やはり加害者側のプライバシーというものも考えていかなければならないわけでございますので、私どもそれを運用するに当たっては、規程にありますとおり、単にそういう事案ということで、情報の主体者がだれであるかということの特定がなされないように、運用せざるを得ないわけでございます。

したがいまして、市の段階では、おっしゃられます意味におきましてのＡという形での、特定した名称はお知らせできないということでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　　学区域の変更の件について、お答えいたします。

学区域の変更につきましては、日野市学区域検討委員会の答申、平成元年の10月に受けたもの、それから将来の推計をいたしておるところですが、その中で、今回は旭が丘小学校、第六小学校、第五小学校の３学区域を対象といたしまして、過大校の解消、適正規模の確保、それから学区域の明確化、さらに同一小学校の卒業生が同一中学校に進学できるようにということを中心に考えまして、学区域の変更を計画いたしまして、平成４年から変更を行いたいということで、昨年の12月に定例教育委員会で協議し、それから校長会にも話し、また文教委員会にもお話をしてきたところでございます。

なお、１月に入りまして、１月16日には旭が丘小学校の父母会に説明、それから１月19日には六小のＰＴＡ役員に説明、１月22日は五小のＰＴＡ役員に説明、１月26日には六小のＰＴＡ運営委員に説明、１月26日には旭が丘該当地区の父母に説明、２月の16日には六小の該当地区の父母に説明というようなことを続けてきております。

この中で問題点は何かというようなことでの問い合わせでございます。意見の主なものといたしましては、平成４年度からでなくて、その該当の区域については平成３年度から、この４月からその区域に入れてもらえないか、この意見がある程度ございました。割合に多くございました。

それから学区域の変更によって、学校を移ることによって、楽器とか体育着等のものがまた別なものになると、むだになるのではないかとか、またはもし２人のお子さんが別々の学校に行くということになった場合には、行事が重ならないように配慮ができるのかとか、そのような問題点の指摘がございました。

経過としては以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　田原茂君。

○３番（田原　茂君）　　まず、消費生活相談の件につきましてですけれども、そうしますと、情報は、基本的には何も情報としては提供してもらえない、とこういうふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　その主体者がだれであるかが推定あるいは特定できる、あるいはし得るような情報は、提供できないということでございます。

例えばこのような訪問販売、教育教材といいましょうかについてのトラブルの統計的なものを知りたいということであるならば、これはまたお答えできるわけでございますが、私ができないと申し上げているのは、あくまでも主体者がだれであるか、特定ない

しは推定できる形では、提供はできませんということでございます。そのように御理解いただけたら、幸いでございます。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○3番（田原　茂君）　私が質問させていただいているのは、被害者というか、被災者がだれかとか、そういうことじゃないのですよ。例えば私としますよね。私がそういうのを説明を受けて、ああ、いいな、やりたいな、どういう会社なのかな、そういう素朴な疑問に対して、だれかれが被害があったなかったは関係ないのですよ。要するに私が相談に行ったときに、一市民として行ったときに、例えばＡという会社を具体的に指しますよね。こういう会社から来たのですけれども、何か主としてこういう会社に対しての、だれかれじゃなくて、一般的なものとして、こういうようふ相談なりも入っていますとか、第三者でいいわけですよ、別に特定なんかしてもらわなくたって構わないのです。要するにそういったような何か情報が、この会社についての、いい悪いは別として――いい悪いというのは当然行政側ではできませんから、だけど客観的に、この会社についてはこういうもので問い合わせがあって、こんなことも実はありましたというか、客観的に、だれかれと特定なんかしなくていいのですよ。こういうような一般的な相談も入っていますと、こういうようなことさえも、情報として提供してもらえないのかどうかということを聞いているのです。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　おっしゃられておることは、まだちょっと私、理解し切れないのですが、何か特定しないと申されながら、後段に至って、このようなものについて何かないかというふうな表現をなされましたので、ちょっとそういうことでは申し上げられない。

ただ単に、いわば教材販売におけるトラブルで気をつけるものは何かというようなことであるならば、これは十分消費者保護の立場で申し上げられるわけでございます。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○3番（田原　茂君）　もういいです。よく聞いてください。部長。

特定というのは、だれかれがどういうふうな被害を受けて、だれかれがどういうふうな相談をしているとか、そんなことじゃないのですよ。私が申し上げているのは、具体的に、Ａという会社についての問い合わせがあったときに、どういうふうな情報を提供してもらえるのかということです。これ、ちょっとわかりませんかね。

要するにこういうふうにもう一遍説明しますよ。だれかれじゃないのですよ。例えば

Ａという会社が、私のところに来ました。その会社について、主として、当然オンラインされているわけでしょう、東京都と。端末があるわけでしょう。それはもう、インプットされているはずですよ。いろいろな企業の情報というのが。相談があったのは、全部入っているはずです。東京都の消費者相談に入ったやつが、全部端末で入っているはずです。その端末が、日野市の生活課の消費者相談コーナーがあるのにもかかわらず、これは使えないのですか。市民に開放していないのですか。情報提供てしないのですか。何のために、じゃあこの端末機が生活課にあるのですか。その点を、じゃあお聞かせください。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　現在、導入しておりますパソコン情報につきましては、これは相談業務におきます行政内部の情報として導入しているものでございます。そういう趣旨の中で構築されているものでございまして、一般消費者にその情報をそのまま公開するという種類のものではございません。

今申されましたとおり、Ａという会社についてというふうになりますと、それは先ほどから申し上げましたように、Ａについて特定した情報を流すわけでございますので、それはできません。そういうふうにお答えしているわけでございます。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○3番（田原　茂君）　甚だ疑問が残るのですけれどもね。じゃあ、端末の情報を、内部の方が情報を収集してどうするのですか。どうやってそれを生かすのですか。どうやって市民の方々にせっかく――安い機械じゃないでしょう。そういったのをせっかく入れて、情報が入った。それが内部だけのものだと。生活課の職員とか部長とか課長とか、内部の人が知ってどうするのですか、それ。どうやって市民に還元するのですか。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　冒頭申し上げましたとおり、その情報の利用というものは、あくまでも相談業務におきまして、相談者が市民の消費者の方に御指導申し上げるとき、そのたぐいのものはどのように過去において処理されていったか、解決されていったかというようなこと、あるいはお話を伺う中で、注意すべきところをそういうデータから取って、それで消費者にお伝えし、いい方向へと、あるいは問題解決へと向かわせる、こういうことでございます。

行政の中におきましても、やたらに例えば私が担当部長だからといって、その端末を操作し、情報をとるということはできない。ごく限られた者でしか扱えないというもの

でございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、市の段階での裁量というものはございません。あとは情報を管理する東京都生活文化局の消費者部でございますが、その部長が統括管理者でございます。そちらの方での判断がどのようになるかということに、あとは希望をつなぐ以外にはないわけでございます。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○３番（田原　茂君）　部長がそこまで固執をするのであれば、私は実際に聞いたことを申し上げます。

まずその前に、先ほど部長が言われた運用管理規程ですか、これは後で資料としていただけませんか。ありますか。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　今、手元にはございませんので、ちょっとそれは調査してみたいと思います。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○３番（田原　茂君）　それじゃ、後で結構ですから、資料としていただきたいと思います。

実は私も、具体的な話を申し上げますと、同じようなというか、ある主婦から電話をいただいたのですよ。その主婦が、いわゆるそういった乳幼児教育の英語教室の関係の勧誘を受けて、それで不安になって私に電話した。私の方としては、消費者相談のコーナーがあるから、そちらで問い合わせしてみてくださいというふうに、お教えしたわけです。

そうしたならば、その主婦がお電話をした。そうしたら同じように、部長がおっしゃったとおり、にべもなく断られたというのです。その言い方がまた辛らつな言い方だったらしくて、では、だまされて、首つり寸前になるまでにならなければ、相談をできないのですかと言ったら、そのとおりです。事後処理しかできません。こういうふうに言われたというのです。これが本当に消費者相談の窓口の担当者の言葉ですかね。

もう、どうしようもなくなったときにしか、話できませんと言うのですよ。この担当者が言っていた言葉というのは、例えばかつて豊田商事がありました。あれについても、私たちは情報を持っていました。だけども、言ってはいけないので、あえて言いませんでした。だから歯がゆくてしようがありませんというのです。

ああいうだけの事件を引き起こした豊田商事の情報を持っていながら、何も言わなかっ

たということはを平気で言っている、これが行政のやることですかね。私は甚だ疑問でした。

それで私も、実は東京都の消費者センターですか、飯田橋にありますね、あそこに電話を入れてみました。それで具体的に、さっきと同じようなことを聞いてみました。そうしたら、向こうの方はこう言うのですよ。あ、日野市さんですか。端末がありますよ。日野市さん、端末がありますから、何も東京都、私たちに電話をかけていただかなくても、端末で聞いてみてくださいよと言うのです。

あれ。実は日野市では答えなかったのですよ。そんなことはないでしょうというのです。それで事情を話してしまったので、電話しにくいので、あなたから教えてくださいというので、もう私、具体的に言いました。

Ａという会社を言いました。端末で探してくれました。それでこういう相談が入っています、ああいう相談が入っています、教えてくれましたよ。きめ細かく、ていねいに。それで私、ついでに聞いたのです。

消費者相談として、どこまで情報提供をしてくれるのでしょうかねと。こう聞きました。これは市でも、都でも全く同じですよねと。全く同じですと言っていましたよ。その中で、その担当者が言っていたのは、具体的に言えば山本さんという方ですよ。今度、聞いてみてください。山本さんという担当者が言っていました。いいですか。

そういう具体的な問い合わせがあったときに教えられる範囲、こう言っていました。例えばこういうような説明で入ったけれども、内容はこうだったとか、こういったことは言えると、はっきり言っていましたよ、東京都の消費者センターの職員が。東京都と日野市は違うのですか。同じ住民に対するそういう消費者センターの相談のサービスとして、東京都で言えてなぜ日野市は言えないのですか。甚だ私は疑問だし、納得できません。答弁願います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　今、お話を伺っておりまして、大変、私も困惑するところでございます。

私どもは、少なくとも都から導入に当たって注意を与えられてきているところに従ってやっているわけでございます。先ほども申し上げましたとおり、最終的には都の管理者の方に問わざるを得ないということでお答えしているわけでございますが、なお、今、大変具体的なお話がございましたので、後日またその辺、十分に調査してみたい、そのように思います。

○議長（小山良悟君）　　田原茂君。

○３番（田原　茂君）　　もう一言つけ加えさせていただきますと、実はこの担当者の方は山本さんという方なんですけれども、いろいろと聞いてみましたけれども、実は多摩市でも同じような消費者相談の方で働いていましたというのですよ。それでこちらに移ってきたという、そういう方です。多摩市でも同じように、そういうふうな市民サービスをしているのですよ。いいですか、部長。よくこれは調べてください。日野市だけじゃないですか、こんなことをやっているのは。

市民が首吊りするまで待っておく。平気でそんなことを言うのは、恐らく日野市だけじゃないですか。よく調べてください。もし違っていたら担当職員、消費者相談の職員、しっかりと教育してください。そのような対応の仕方は二度とないように、しっかりお願いしたいと思います。以上であります。

○議長（小山良悟君）　　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　助役にまず最初に一つ、お尋ねをいたします。

昨年の８月15日から25日までの10日間、初めて市職員の海外研修が行われました。その海外研修の参加費用のことで、私は一般質問をさきの議会で行いました。つまり、実施主体である社会教育センターが、当初、参加費用として提示した額よりも、実際に支払った額が合計で６万円多かったということについてであります。

その理由を、当初、助役は為替レートの変動を理由に各２万円ずつ、合計３人ですから６万円の追加が行われたというふうに答弁を行いました。

しかしこれは、本会議でも私が述べましたように、旅行代金の額の変更は、為替レートの変動を理由には行えないという、旅行業法に基づく旅行約款ではっきりと決められております。この点について、助役は早急に解明したいということを、さきの本会議で答弁をしておられました。解明できたかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　助役。

○助役（砂川雄一君）　　平成２年度に実施をいたしました幹部職員の海外研修に関しまして、参加経費の増額があったわけでございますが、この増額理由につきまして、さきの12月の議会で、御質問に的確にお答えできずに、大変御迷惑をおかけいたしました。

このツアーを企画、募集した際の参加費用というのは、今、御指摘がございましたように増額がありまして、１人当たり２万円、３人分で６万円の増額があったわけでございますが、その増額の理由として、為替レートの変更というのは、旅行業法あるいはそれに基づきます標準旅行業約款に照らして、増額の理由としては一般的には認められないという御指摘でございます。

この点につきましては、御指摘のとおりでございまして、そのような説明をいたしましたのは、これは私どもの一つは誤解に基づく事務的なミスによるものでございました。

同額分の支払いに当たって、社会教育センターからの請求に基づいて支出をするという手順となっておるために、請求書の形式だとか書式などにつきまして、市の事務担当の方で指示をして、社会教育センターにつくらせるという手順をとっているわけですが、その際、私どもの方で、増額の理由を誤解しておりましたために、為替レートの変更ととらえておって、そうした文言を、書類を作成する際に入れてしまったというのが経過でございます。

当時、為替レートがかなり円安の方に大きく動いていたということも、誤解をする心理的な要因になっていたのではないかというふうに思いますが、いずれにしましても、そういうことで、こちらの誤解に基づいてそういうような形をとってしまったというのが経過でございます。

では、実際に増額の理由というのは何であったのかということでございますが、このツアーは、パンフレットにも表示をしてありますが、定員は30名ということで募集をした。その際、括弧して最少催行人員25名、これは催行というのは催しを行うということですが、最も少ない人員が25名というふうに表示をしております。ですから最低でも参加者が25名以上じゃないと実施が困難だ、あるいは実施ができないということを示しているわけなんです。

実際には、参加申し込みをした人は15名でございました。ですから、募集時の予定人員にはるかに達していなかったわけですが、そこで旅行社の一般的な対応としては、中止ということになるわけでしょうが、企画した側、応募した側の要望意見ということも調整した上で、その人数でも実施するということになって、そのために１人頭２万円の増額が必要になった。

そのことが参加者にも説明され、了解をとって、じゃあ実施をするという過程をとったわけでございます。参加人員の変更に伴う運賃とか料金の増減というのは、旅行業法などに照らして可能ということでございます。以上が増額の実際の理由でございます。

したがいまして、昨年の９月議会で為替レートの変更というふうに私が説明をしましたのは、間違いでございました。この点につきましては深くおわびを申し上げますとともに、訂正をお願いしたいというふうに思います。

いずれにしましても、事実の経過を正しくとらえずに事務処理に当たったために、今

回、御指摘をいただいたようなことになったわけで、深く反省をしているところでございます。今後、事務処理に当たりましては、こういうことのないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　いろいろ事業の遂行に当たっては、無理な事業計画等があれば当然こういうことが生ずるということも、一つわかったわけですので、十分今後問われているのは何かということをよく念頭に置いていただいて、改めるべきは十分、今後対応していっていただきたいと思います。この点は結構です。

それでもう一つ、教育長のことでちょっとお尋ねをしたいのですが、行政報告が今回は具体的に何も、市長からもなされませんでした。教育委員会の行政報告の欄を見ましても、教育長のことは何も出ておりません。

教育長のことはと私が申しましたのは、当然、去る12月議会で教育長の辞職決議を可決したということについてであります。これを受けて、教育委員会は１月21日に教育長を文書訓告をしたということが、新聞報道されておりました。教育長が文書で訓告を受ける処分が確定をするということは、行政報告に値しないことなのか。些細な、取り立てて議会の皆さんにお話しするようなことでもないという程度のことで、一切、行政報告が行われていないのかどうか。この点、私はいささか異なる見解を持っておりますので、お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えいたします。以前に、やはり訓告が出されておるということを、私どもが引き継いで聞いております。以前のときにも、この文書の報告の中ではなかったというふうに聞いて、そのとおり、また今回も本人への通知と市長への報告という形でとどまっております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私どもは、議会で確かに賛否の意見はありましたが、議会の多数の皆さんの意思で、この辞職勧告の決議案を可決をして、議会の意思を決定したわけです。

その意思が示されたことに、当然この処分はもとを発しているわけでありますので、教育長の出版問題に絡んでの一連のいろいろな動きを踏まえた上での処分ということであれば、当然、議会に対して行政報告として、何か記して、議会にその結果を知らせるべきではないかと思うのですが、過去、訓告等の処分はしていないからそれでいいということで、全く類似のケースがあったのでしょうか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　やはり教育長に、同じように訓告を出された、日にちをちょっと忘れておりますが、やはり40人学級の関係で一度出されておるときのことでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　教育委員会サイドが議会に対して行政報告する必要がないということを判断したのは、それなりの根拠があったということを認めるにしても、私どもがそれでは新聞に報道された内容が正しいのかどうか、また文書訓告が行われたという情報もいろいろなところから聞くわけですが、ここで改めて私の方から求めますので、どういう内容であったのか、詳しく報告をしてください。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　平成３年１月17日に、１月の定例の教育委員会がございました。この日に、すべての議案の審議の終わった後で、教育長からの申し出によりまして、秘密会の委員会を持ちました。

これは教育長から、私から経過報告をしますということで、各新聞社には、議会で議決された内容は厳粛に受けとめなければならない。私は、教育委員会に身分を一任し、各委員さんの御判断に任せたい。私は教育委員会の決定に従いたい、というお話のもとに、教育長に退席していただきまして、いろいろ協議をしたところでございます。

その中で、意見の主なものは議会の納得する方法はないのかとか、教育長の後任がないので、何とか続けてほしいとか、または40人学級についてはよいことだが、一つ一つの文章を見ると問題のある箇所はあるとか、また行政上の失態はないが、教育委員会の組織からいっても、今やめてもらうと困るとか、いろいろの意見が出た中で、最終的に何ら行政上の失態はない。この際、教育長がいなくなると、満足な教育行政ができない。予算編成上、新学期を控えて、人事異動を含め、教育と行政の専門家である教育長が必要である。余人をもってかえがたいというような意見が出されまして、昭和63年の文書訓告と同様、今回も文書訓告処分はやむを得ないという総意に基づきまして、その内容については21日の日に最終的に詰められまして、日野市教育委員会は、平成２年第４回市議会定例会が教育長の即時辞職を求める決議を行った事実を厳粛に受けとめ、本人の申し出によって、今回の事態の推移について慎重に検討した。

その結果、今回の出版については、適切さを欠いた点もあったことを認め、教育行政

に寄せる市民の期待と信頼にこたえるため、教育長としてさらに慎重な対応をとることを強く要望し、文書をもって訓告をする。

こういう訓告文の内容でございます。

そして、委員さん３人が市長の方に、21日にこういう文書の訓告を行った、教育長の処分を行ったと、３人の教育委員さんが、今回の件は遺憾であるが、教育長には引き続き任務を遂行していただくように申し入れるということを決めて、市長の方へ行かれたというふうに記憶しております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それでやっと事の経過がわかりました。事、これだけ大きな問題ということで、議会でもいろいろながくがくの議論があったことでもありますので、前例が一つあったということは、理由の一つに、確かになるかもわかりませんが、やはり本来、簡単な文書でも結構ですから、行政報告でされるのが至当ではなかったかというふうに、私は思います。

そこで、きょう、教育長は、議会冒頭に助役からお話がありましたように、病気を理由に出席をしておられないのですが、前回の病欠、休暇届の提出のときも、いろいろ問題がありました。議会が指摘をして、あわてて欠席届が出てくる。しかも診断書も追いかけてその後、出るというようなことがあったわけですが、今回はどのような手続がとられているのか。休暇届、それから診断書等は出されているのか、その点、お答えをいただきたいと存じます。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　昨日の朝、自宅の奥様の方から、嘔吐と下痢を繰り返して、ひどい状態であるので休ませてほしいということが、教育委員会の庶務課長の方へ連絡がございました。

それから冒頭、助役さんの方から教育長の欠席についてお話があったように、きょうの状況が非常にひどい状態で、きょう病院に検査に出かける、そして１時過ぎには、検査の結果さらに検査を続ける必要があって入院ということで、最終的に今度の土曜日にさらに精密な検査をするというふうに伺っております。

休暇の届につきましては、庶務課長の方で、そういう理由で休ませていただくので、休暇の届をという依頼がございまして、申請を出しました。それから診断書につきましては、まだ検査の段階で、病状が書けないので、追っていただくということになっております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　前回が前回でありましたので、私はあえて今、お聞きをしたわけですが、診断書については後日、検査の結果を踏まえて出されるというようなことであります。

大事な予算議会を前に、そういう御病気が非常に重い状態というふうにとるべきなんでしょうが、詳しく経過等がわかりましたら、やはり前回、自宅静養の診断書を出しておられながら、伊豆の温泉に出かけておられたというようなこともあるわけですので、我々は決して教育長にあえてむち打つようなことはしたくないのですが、きちんとその辺の対応は、今後していただくように教育委員会にお願いをしておきます。それは結構です。よくわかりました。

それから最後に一つ、先ほど私、企業公社のことでお聞きをして、資料を後で出しますというふうにおっしゃったのですが、私、１時間食事をしている間にも、何も持ってこられないのです。

先ほどの私の判断では、事業計画書はあるというふうに受けとめたのですが、事業計画書もまだ今年度はないのかどうか。あれば、すぐにコピーすれば出せると思うのです。予算書がないというのは、はっきりしました。しかし事業計画書はあるものだと思っておりましたが、それも出てこないわけです。この点、お尋ねをいたします。

それから先ほど、食事の休憩時間に土方議員の方から、私が先ほど質問しました件で、あれはやはりおかしいよということで、もっときちんと聞かなければだめだというふうにしかられたのです。

それは常時勤務する役員には報酬を支給するということが、規約の第18条に決められているわけです。今、この対象者は何人いらっしゃるか、ちょっとまず、先にお答えください。事業計画も含めて。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　事業計画につきましては、もちろんございますので、すぐ出しますと確かに申し上げました。あしたの朝一番で、私の方は準備するように、先ほど指示したということでございますので、大変申しわけありませんが、あした朝、提出したいというふうに思っております。

なお、理事と常勤の理事という御質問だろうと思いますが、役員の構成の中では２名でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　１名でも３名でも５名でも、それはいいのですが、日野市企業公社はことしの１月１日に発足をしたわけですね。もうスタートしたわけです。できているわけです。この組織は既に存在をする。そうすると、この報酬を受ける理事に対しては、日野市企業公社から報酬が出なくてはいけません。ところが先ほどの市長等の答弁では一般会計から、つまり職員の再雇用者を含めて組まれている予算から出しているということですね。企業公社の規約が守られていないということになりますね。

一般会計の予算の中から、報酬は出しちゃいけないのですよ。企業公社が出さなければいけないわけです。完全な違法ということになります。どう改めますか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　確かに、先ほども御説明申し上げました。その内容につきましては、後ほど資料を提出するということでございますが、今、御指摘のように、確かに１月１日に企業公社がスタートしているわけでございます。本来なら12月議会の中で補正予算を組み、補助金というよりは企画財政部の予算の中で、公社の方に補助金で出しての報酬を支払うという形が正しいことだというふうに思っております。

現行の中では、１月、２月の部分、既に過去の予算計上の中で支出をしております。できるだけ早く改めたいということではございますが、残り３月に既に入っているわけでございます。平成３年度からは明確になるわけでございますが、その点、私の方も十分反省を申し上げますが、御理解賜りたいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　いや、これは理解する、しないの問題じゃないのです。いけないのですよ、こういうことをやっちゃ。１月分の報酬、２月分の報酬、３月分の報酬は企業公社が出さなければいけないわけです。日野市の一般会計とは全く別なんですよ、この企業公社の会計は。みそもくそも一緒というやつです。どんぶり勘定、絶対だめですよ、こういうことは。

企業公社には監事という役職の方がいらっしゃるわけです。代表監査委員と収入役が監事ですね。監事は何をするのが仕事かなと思いますと、公社の財産及び会計の状況を監査する。これはわかりますね。会計の状況を監査しておられないような感じがするのです。

それから公社の業務執行の状況を監査すること。業務執行の状況を監査しなければいけないのです。今、公社が最も大きなウエートを占めている支出というのは、現在、人件費だと思うのです。毎月40万円ずつ、黙っていても出ていくわけですから。この状況

を見ると、これは市の予算から出しちゃいけないということは、１月１日に発足しているわけですから、何らかのこれは是正措置をとる必要があるというふうに、監査の役の方は、本来、判断しなきゃいけないと思うのです。また、そういう指導をしなくちゃいけないですね。これは完全な違法の状態ですね。

自治体の会計の処理としても、全く認められるものじゃありません。会計というか、要するに財布は全く別の物があるのですよ。全然関係のないところから、勝手に出すというのは、これは違法ですよ。収入役、どうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　収入役。

○収入役（佐藤智春君）　おっしゃる内容、よくわかるわけでございますけれども、先だっての、いつでございましたか、ちょっと日にちは忘れましたけれども、星野監査委員と私が監事ということで任命されまして、まだその監査の時期が来ておりませんので、正直申しまして、この次の機会に星野監事さんとよく相談申し上げまして、お話し申し上げたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　監査というのは、ある一定期間、年度末に、用意された資料をもとに判断をするということで仕事をおやりになるということであれば、監事の方は免罪されるかなという気もします。

しかし、今までこの企業公社の設立から運営、準備、すべてに企画財政部ないしは今回、理事長に就任した助役がやはり責任者ですから、こういうでたらめな会計処理がまかり通っているということは、よく平気でおられたなというふうに思うのです。行政のプロ、我々はアマチュアです。しかしアマチュアが見ても、どう考えてもおかしいですね。

この３カ月の支出は違法ですよ。どうしますか、これ。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御指摘いただきました点につきましては、早急に検討をして、善処をしたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　助役、検討の内容は何ですか。是非の検討ですか。是正措置の検討ですか。どちらですか。検討というのは、非常に間口が広い言葉ですね。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　是正措置の検討も含めてということです。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　是正措置の検討も含めてというのはどういうことですか。じゃあ、そのほかに検討すること、何かありますか。是正するしかないのですよ。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　是正措置についてです。大変失礼しました。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　この公社設立までの準備の責任者はだれですか。やはりこういうことは、事業がスタートするに当たって、与党の人は笑っていられるかもわかりません。しかしこの逆ならば大変なことですよ。我々は建設的な批判のつもりです。こういうことをたびたびやられてはいけませんから、議会が指摘しなければ、だれも言わないでしょう、こういうことを。しかし間違っていますよ、これは明らかに。どなたが責任者で準備を進めてこられたのですか、市長でしょう。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すべて、行政に関することは、私が総括責任を持つ立場であります。

多少、思い違いがあったかもしれませんが、日野市の有給職員、無給職員、現職の者は無給でありますし、有給の方にも嘱託職の辞令を出してありましたので、年度内はそれでよろしいかなというふうに思っておりましたが、なお法規上にも検討を加えまして、適切な是正をやっていかなければいけないというふうに受けとめております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　２点について、お尋ねをします。

まず第１点は、日野市の食堂のことについてでございますが、昨年の３月、現在の会社が引き継ぎをいたしました。わずか１年足らずで、聞くところによりますと、この３月いっぱいで今の会社が引き揚げる予定だというふうに伺っておりますが、その現状をお尋ねしたいと思います。

２点目は、私ども議会で毎年、毎年、市長に予算要求と言いましょうか、をしております。昭和57年に設置を見ました100条委員会の議事録、ぜひこれはつくってほしいということで、代表者会等を通し、市長に要求をしているわけでございますが、いまだに市長からはオーケーが出ない。わずか80万足らずの予算でございますが、毎年、毎年削られておる。どうしてこれができないのか、市長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　第１点目につきまして、お答えをいたします。

市役所の食堂でございますが、本年度、平成２年４月１日でございますが、日野市長と、相手といたしましては東京ジューキ食品株式会社と、食堂の経営につきまして、委託契約を結びました。

この契約の内容は、契約の切れる、要するに本年の３月31日前、３カ月前に一方から契約の打ち切りの通告をした場合には、１年で契約が切れる、そういう内容のものでございます。

このジューキ食品につきましては、市役所食堂の、現在の食堂での食事をつくり、サービスをするということと、それから外部の市の職員、事務所等への食事の配達、こういったものも考えまして、スタートしたわけでございます。

しかしながら、昨年の12月末に契約の打ち切りの通知を市に出してきたわけでございます。この来た段階、さらには１月に入りまして二度ほど、ジューキ食品の役員を呼びまして、この契約の打ち切りの内容を聞いたわけでございます。

企業でございますから、当然１年及び２年、短期の期間での赤字というものは覚悟で仕事を受けたということでございます。しかしながら、実際に経営に当たってみますとなかなか難しい。責任者を３人かえまして、内部の検討もしたということでございますが、将来に向かっての経営の見通しが立たない、そういう結論でございました。したがって１年で撤退をしたい。これ以上、引き続き経営をいたしまして、市に迷惑をかけることもできないということでございます。

先ほど申し上げましたように、役員から再三にわたり市が努力することによって経営の継続ができるかどうかもお話ししたわけでございますけれども、そのような話には至りませんでございました。非常に撤退の意思が固いわけでございますので、私ども、このジューキ食品との契約は、本年度末で一応打ち切りをしたいということでございます。

その後につきましては、現在、庁内に業者選定委員会を設けまして、今、業者の選定をし、12社でございますけれども、業者を指名いたしまして、計画書の提出を今、願っている段階でございます。

それから先ほど申し上げました３月31日で契約が切れて、この契約通りいけばこれで食堂の経営から、ジューキ食品が撤退するわけでございますけれども、若干の延長については、次の業者との関係もございますので、弾力的に対応したい、そういうことになっている次第でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　100条委員会の記録の印刷化ということでありますが、資料としては、議会事務局にあるわけでありまして、特に印刷する必要があるかどうかということには、まだ理由が確認できておりませんので、予算もつけてないという結果であろう、とこう思っております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　昨年３月で東京ジューキが引き継ぎをいたしまして、引き継ぎと同時に価格のアップをいたしました。ラーメンからランチに至るまで。したがって、どう見ても営業的に採算がとれないということは全くないと私は思います。経営の見通しが立たないというのは、あくまでも表面上の理由であって、何かその底辺に他の理由があるのではないか。私もいろいろなことを聞いておるわけでございますが、その中の一つは、それ以前の経営者がやめざるを得なかった一つの大きな原因にもなるわけでございますが、いわゆる自治体関連の組合というのがあるわけであります。

四つほど、日野市の職員組合を取り巻く組合でございますが、日本複写工業労働組合、あそこの市職の隣にある、印刷をしていらっしゃる方たちの組合です。それから衛生公社労働組合、環境保全労働組合、そして職員食堂労働組合が組合をつくっている。そして自治体関連が非常に一致団結と言いましょうか、日野市の職員組合を長として、何かと企業の方に深入りをしてくる、こういう話を聞いているわけです。

前にも指摘をいたしましたけれども、わずか６名か７名のパートの従業員が鉢巻を締めて座り込みをする、普通、世間一般の企業では、考えられないことなんです。それが現実にこの市役所の中で行われてきておった。こういったことが日常茶飯事に行われるということは、企業だって、だれだってやりたくなくなってきますよ。こういうふうにされれば。

ですから、当然、こういう経営状態を云々をしてやめざるを得ない、こういう結果になっている。一体このことをどう考えているか、お尋ねをしたいわけですが、いっそのこと市長、この食堂をやめて、あそこを市民に開放するような、何か新しいプランを考えたらいかがでしょうか。恐らく私は、４月になってもなかなか企業は決まらないのじゃないか、このように思いますけれども、市長、いかがですか。

それから２点目の100条委員会の議事録は、市長、何か全くすっとぼけたようなことを言っておりますけれども、議会が毎年、毎年、要求しているのです。ぜひ議事録をつくってほしい。それをいつもいつも市長が断っているのでしょう、これ。なぜこれができないのですか。出されたら、何か迷惑でもするようなことがあるのでしょうか。常々

市民は知る権利がある、知る権利があると言っているわけですから、当然、つくってもいいと思うわけです。

日野市は、昭和48年の12月に100条委員会が設置をされました。日野市は二つ100条委員会が設置をされているのですね。この48年12月には平山台区画整理事業の減歩清算金及び保留地処分に関する調査特別委員会、こういう100条委員会が設置をされました。

委員を一応調べてみますと、この中にいまだに現職で頑張っていらっしゃる２人の委員がおりました。名古屋史郎議員と米沢議員です。どうも２人は長いこと、御苦労さまでございました。

そもそもこの100条委員会の設置の発端は、昭和57年の７月８日に開会されました第１回臨時議会の中で、古谷太郎議員から、遺跡調査の中で公金の使途不明金があるのだと。およそ2000万、あるいはまた4000万とも言われて、非常に大きな問題になったと思うのです。当時、この100条委員会の設置をめぐって、議会を真っ二つに割っての大変な議論が繰り広げられた。

当時を回想してみますと、回想録じゃないですよ、回想してみますと、100条委員会の設置に対する提案理由の説明、高橋通夫議員、今の高橋徹さんのお父さんですね。原案反対に一ノ瀬隆議員、中山基昭議員、米沢照男議員、そして原案賛成の方に今の議長の小山良悟議員、馬場弘融議員、そして黒川重憲、こういうふうになっているわけです。

特に一ノ瀬議員は非常に元気でしたね。まあ今でも元気なんでしょうけれども、ちょっと議事録を見てみますと、今、日野市議会史上に大きな汚点が残されようとしています。このときにかんがみ、これでいいのか日野市議会をと叫びたいのであります。これでいいのかと言っているのです、これでよかったのですね。（笑声）このように議論を真っ二つに大変議会がもめた。市民も非常に興味を持って、この遺跡調査会の使途不明金のことについては、市民からもたくさんの問い合わせもあった。

ですから市民に知らしむるのは当然のことだと私は思うのです。なぜ市長、これを議事録としてやらないのか、もう一度お尋ねします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の食堂の開設のことにつきましては、これは職員に対します福利厚生の施設の一面と、それから市民にサービスを提供する、市民食堂的な、両面の性格を持っております。もともと設計も、食堂として、この庁舎の構造の中に位置づけてありますので、他に転用するということは、今のところ思い立っておりません。何とか食堂として、より有益な機能を果たしいきたい、こう考えております。

それから100条委員会の議事録につきましては、市民から特に見せてほしいという要請があったというふうには、私は承知しておりませんが、資料としては存在いたしますので、いつでも閲覧できる、こういう状況ではないかと思っております。印刷が絶対必要ということでありますならば、そのように対応するのにやぶさかではありません。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　２点ほど、お尋ねいたします。

一つは、先ほど田原委員の方から学校区、旭が丘小学校、それから第六小学校、第五小学校の学区のことなんですが、今、部長の方から、要するに父母の戸惑い、悩みの事例がちょっとあったのですけれども、ないものもありました。これからも恐らく、これは手始めの、第１段階のものだろうというふうに、私は本会議でも確認をさせていただきました。

そこでちょっと気になりましたのは、学校区の変更につきましては、今、定例会でもそれから文教委員会でも御説明しましたというのですけれども、余り説明していないのですよね。できるなら議員さんの気がつかないうちに、さっといきたいなという感じだったのです。議事録を見ていただくとわかりますよ。説明していないのです、ていねいに。私はそれは知っているのです。私が聞きましたからね、そのとき。これは第１段階ですかと言ったら、それについて、言葉を濁していました。

ですから非常にこれは父兄の方も神経をとがらせる問題ですし、純技術的にやるという配慮なんでしょうけれども、市の公開の精神からいうと、余りよくないのじゃないかと思いますね。それが今の説明の答弁の中で、定例会の方でも文教委員会の方で説明しましたというふうな言い方でされていますが、そういうふうな説明の言い方はやめてもらいたいと思います。

それに関連するのですが、今、市の方も非常に苦労されて、現場の説明もされていると思います。いつ導入するかによって、かなり長所、短所というのは出てくるのだと思いますが、一番声が大きかったのは、平成４年から学区を変更して導入をする、実施をするのではなくて、できれば平成３年からお願いをしたいなという声が一番多かったという話がありました。

なぜ多かったのかというその説明が、欠落をしております。そのほかの、二つ学校へ行った場合には運動着がどうのとか、行事予定がというのがありましたけれども、本年度からやっていただきたいという希望が一番多かった理由について話をしていただいて、それに対して市の方では、実はこういうことでやらざるを得ないのだという詳しい理由

を、この本会議で説明をしていただきたいと思います。それが第１点です。

それからこれは企画財政部長の方にお尋ねをしますが、聞くところによりますと多摩平団地の建てかえについての動きが、もうそろそろ出てきているというふうな話を聞いております。具体的に申し上げますと、公団の方から、市の方への打診があるときが第１段階であるというふうな答弁も、過去に企画財政部長の方から何回かなされております。今回、そのような話も聞いておりますが、具体的にどうなのか、お話をしていただきたい。全くないのか。要するに平成４年の４月以降の着工ということで、具体的な話の詰めに入ってくるのか、それとも平成５年を目標に入ってくるのか、三多摩、全国の中でも一番大きな建てかえの対象団地というふうにもうわさをされていますので、その点、何回か本会議でも、何人の議員の方からも一般質問としてありましたので、非常に神経を鋭敏にされて、情報をキャッチされていると思いますので、お答え願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　先ほどの昨年の暮れの説明の状況でございますが、最初に申し上げました定例教育委員会で説明したというふうに、私、説明したと思っています。それからあとは文教委員会でというふうにお話ししたと思いますが、もし言い間違ったとしたら、訂正させていただきます。

まず、旭が丘小学校についてでございますが、平成２年７月１日現在の児童数の学級数将来推計によりますと、平成６年度において保有教室26を上回る児童数989人、学級数で27学級になると推定され、その後、平成８年度には1,013人、28学級になることがわかった。このまま、何の対応もとらないと、児童数減少が続く他小学校との均衡がとれず、また校舎の増築化、プレハブ校舎の建築化が不可欠となる、こういうような理由が一つ、まず旭が丘小学校にはございます。

それから六小でございます。日野第六小学校の卒業生は、日野第二中学校と日野第四中学校に分割して進学することになっており、また一部学区域境界に明確でない部分がございます。

これは日野市学区域検討委員会の答申、平成元年10月の９日付でございますが、この中にある、同一小学校の卒業生が同一中学校へ進学するという学区域整備の視点、及び学区域境界の明確化を図るということに合致しない。なお、これについては将来、検討を必要とする地域として答申されていた、こういう内容がございます。

これらのことの問題点を解決するために、今回の学区域の変更ということを考え、そ

の中で五小がかかわってきております。

この推計におきましても、現在、住民登録をされております、生まれて１歳、２歳、順々に追っていきます生徒を推計して、そのままの推計と、それからまた私立の中学へ行くとか、ほかに転出とか転入とか、いろいろなことの操作をして、より近い推計をいたしましても、旭が丘小学校はどうしてもオーバーをしていく、こういうようなことの中から、緊急性がある、一番先に手をつけなければならない検討区域ということで、この３校の学区域の変更に踏み切る決意を持ちまして、今、説明に入ったところでございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の、多摩平団地の建てかえという御質問でございます。

平成３年の１月に入って、日にちがちょっと明確でございませんので、１月と申し上げますが、建てかえを前提にして、都市整備公団の方から協議がありました。よってその内容につきましては、建てかえをいつから始めるというような年次ではございません。計画を立てるために、市の各部署の意見を求めたいというような形の中で、要請がありました。

既に各部署からは市の意見を、事情聴取は行っております。それをもとにして、できれば都市整備公団は１年以内に、都市整備公団としての、これだけの大きな団地でございますので、どういう計画をすればいいのか、まちの整合性等を踏まえた中で、計画を立てたいというような意向で、現在、各部局の意見を伺っている実態は、事実ございます。

ただ、正確にはいつから建てかえるというような年次の発表は、まだなされておりません。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、教育関係の学区の変更の内容については、私の質問に対しての答弁ではないのですよね。それは、前に、一番初め私、聞きました。なぜそこが必要なのかということは、前回のときに私は聞いているわけです。それは私は、そういう必要性が出てきておるのだなということは聞いておりますから、その理由を私は聞いているのではなくて、それで実際に具体的な実行に入っていって、それで具体的にお母さん方、お父さん方がどういうことを、今おっしゃったようなところで具体的に悩んでおられるのか、それを具体的に把握をしているはずですから、それをここで示していただ

きたい。

それに対しては、それは――極端に言いますよ。お母さん方の一つの危惧に過ぎないというふうにとらえる年齢の問題ですとか、これは小学校から中学校にかわるときの学区としては、大半の子が例えば四中へ行って、少数の子が二中へ行くということも、マイナス要素として出てくるけれども、それは我慢をしていただきたいとか、要するに現場の方で説明をされているものがありますね。

一番弊害といいますか、悩みが出てくるところが、先ほどから何回も言いますが、本年度から実施ができるならありがたいというのはなぜですか。来年ではなくて、ことしから必要があるというのが一番、圧倒的に多いのだけれども、その理由、全然説明ないのですよ。それを聞いているのです。それを後でお答え願いたいと思うのです。

それから今、長谷川部長の方から、公団についての申し出が１月にあって、話し合いに入ったというお話なんですが、それに基づいて１年以内に、これは公団の方の基本的な姿勢なのでしょうが、１年以内に、多摩平団地の周辺を含めたまちの計画を立案していく過程というふうにお話を今、私は受けたのですが、関連の市の庁内の関係する部課の方に今、その話を出して調整をしているというお話ですが、そうしますと市の方ではどういう点をまとめ、どういう点を問題点をクリアをして、どういうふうにまとめていかれるのか。前の答弁でも、公団の方から申し入れがあって１年以内で作業に入るというのは、従来、他市の状況で見ると通例だというお話もありますから、恐らく日野市でもそういうふうな展開になるのだろうというふうに思いますので、その辺のお話を承りたいのです。以上です。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　大変失礼しました。

この学区域の変更を平成４年から行いたいということで説明に入ったわけでございますが、平成３年から適用してほしいという意見の件でございます。

私ども、少しでも早くから説明に入った方がいいということで、実はこの１月から説明に入ったわけですけれども、４月以降でしたらこういうことは起こらなかったと思いますが、既にこの３月に入学ということを控えておりますと、平成４年に例えば旭が丘小学校から六小に行くという学区域に該当した方は、１年間旭が丘小学校にいて、２年生から学校が変わってしまう。それならば最初から六小に行かせたい、こういう親の希望のことでございます。

それから既に入って、旭が丘にいる生徒たちが、希望選択によってそのまま旭が丘小

学校に、既に入った方については残れるということも、適応できるようには、対応は考えておりますが、今、申しましたように、一部の方たちがことしから行かせてもらえないかという問題でございます。

この問題については、非常に難しい問題が絡んできまして、今、既に生徒数を抑えている中で、先生の、クラス数によって張りつけが決まってきます。そういうことで、ここで変更することによって、学校の先生が幾人足らなくなるとか、41人の場合と39人の場合と先生の数が違うわけですので、そういう問題で、簡単にそのことができないという問題がございます。

それがために、この希望を簡単に叶えてあげるわけにいかないという実情がございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○（長谷川暢男君）　お答えいたします。今、再質問の中で、問題点がどうあるのかというような点の御指摘でございます。

今、協議をしていると申し上げました。これはあくまでも公団が一定の計画をつくるために、各関係部に御相談をしている――相談をしているということでなくして、意見を聞いているということでございます。考え方だけの問題でございます。

よって、これをまとめた中で、公団がどういう計画を立ててくるかは、私の方もまだわかりません。初めてそのまとめを公団側がしたときに、正式に市と協議ということになるわけでございます。よって、そこから市はスタートをして、当然、過去の一般質問の中でお答えしているとおり、地域の住民の皆さんの意見、そういった行政の対応をしながら、市としても一定の庁内の調整を図りながら、要望事項としてまとめていきたいということでございます。

よって、今の時点では公団が一定の計画をするために、各関係部に、この点がどうなるのかというような具体的なことを聞いているということでございます。これはあくまでも前段の計画部分の内容の中で各部署に意見を求めているということで、直接やっております。もちろん窓口は企画財政部が中心になっておりますので、私の方で調整をしながら対応しているのが現状でございます。そういう状況でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ちょっと細かくなって恐縮なんですが、もう１点だけ、ちょっとお聞きします。

今、部長の方から学校区の方の関係ですが、要するに新学期が始まってからこの問題

を開示した場合には、こういうふうな問題は起こらなかったというお話がありました。その意味が、ちょっと私にはわからない部分があるのですが、それをもう少し説明していただきたいということと、それは要するに、恐らくこれからのほかの方の地域の学区の変更のときに、その手法が取り入れられるのだろうと思うのです。

あともう一つ、ことしの小学校１年生に入った方が、今度その次から学区変更になったときに、今度そこから移らざるを得ないという話がありましたですね。移らざるを得ないというのが、よくわからないのです。今、学区の変更の中で、非常に工夫をされているということがよくわかるのですが、その一つが、恐らくは自由意思でそこにとどまりたければとどまっていいですよ、また自由意思で、ほかの学区の方へ変わってもいいですよということの調整がなされていますね。それが小学校の場合の１年生で入って、その後、２年目からは強制的に移動するのか。私は強制的に移動するとは思っていないのですが、学区の変更はなっていないと思いますけれども、そこら辺、もう少しちょっと説明をしていただきたいのです。それがお願いしたい点です。

それからこれは、公団の建てかえについての方法は、御答弁、結構でございますが、今、部長の方からお話があったのは、公団の方であそこの団地を建てかえる計画の参考意見としてお聞きしたいというふうにとれたわけです。

その中で、過去に一般質問でなされた内容についての要望も、その中で取り入れていきたいという、こういうお話がありました。特に問題がないのは、環境整備の問題ですとか、道路周辺の問題ですとか、そういう点については、それほど難しい問題はないと思いますが、私は一般質問で、お年寄りの方が将来１ＤＫで家賃が10万円くらいになってしまう、二十何万というふうに家賃がなったときにどうなるかということで質問させてもらいましたけれども、そのときには一つの方法として、市の方で土地を公団から借りてしまって、市の物を建てたらどうかという、ある意味で非常に乱暴な議論ですが、何点かそういうふうなことで提案させてもらいました。

そういう提案も含めて、過去に出された、各いろいろな議員の方からのそういう提案もぶつけていただける、こういうふうに理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　最初の４月以降、説明に入ればこういう問題が出なかったということにつきましては、すでに４月は入学されていますので、そうしたら入った方だけに対する対応ということで済んだのですが、１年以上早くからこの準備を始めて

説明に入りましたので、こういう事態が起こった。要するに質問が起きたということで申し上げたつもりなんです。

例えば旭が丘小学校に入っている方、また来年入る方もありますが、この方の変更される地域の小学生につきましては、原則的には六小へ行っていただくということになります。その変更区域の方につきまして。ただし、既に入学をして、１年、２年、３年、４年とおられる方については、希望によって卒業年度まで旭が丘小学校にそのまま残ってもいい、こういう問題がございます。これが東京都の方で認めていただける条件の中の一つに、入っているわけなんです。

そして変えていくものは、学年進行によって５年間をかけて行っていくのだ、こういう内容でございます。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　　何点か伺います。

最初に、先ほど急に収入役に質問があって、大変びっくりされたのではないかなと思いますけれども、別の角度から、収入役の報告の中の予備費の充当額、119万6,000円ということで、消防費ということでこちらに何回か前からこういう形で書いていただきましてわかったのですが、こちらについてはどのような状況の中で予備費の流用がされたのか、状況がわかりましたら、御報告をお願いしたいと思います。

それから10ページ、庶務課の関係になりますけれども、第４駐車場の設置工事ということで、完了したということでこちらには、設置がされたということで報告がありますけれども、いつごろ、たしか昨年の段階で11月ころだったかと思うのですけれども、完了して、そのままずっと大変立派な舗装ができているにもかかわらず、利用に供されなかったなという状況であります。今後どのような方法で管理、あるいは開放といいますか、していくのか。

それからこの場所については、埋蔵文化財の包蔵地の区域内でもありますけれども、特段にそこら辺に向けて、埋蔵文化財関係の調査等が行われた後にそういう処置がなされたのかどうか。

それから１点は、特にこの土地は、私の記憶違いでなければ、借用の土地であるというふうに思っておりますので、そのことを含めた中に御回答をいただければと思います。

それからあと教育の問題は出ましたけれども、その前に２月１日の広報で、イラクの大統領サダム・フセイン閣下に世界の平和を訴え、関係国に申し入れというような大きなタイトルの中にこの一つと、それからアメリカ合衆国大統領、ジョージ・H・W・ブッシュ閣下、それからソビエト社会主義共和国連邦大統領、ミハイル・S・ゴルバチョフ閣下ということで、市長が世界の平和を訴えた全文ということでございました。

大変そのものは、内容としては、当然だれもが求めるようなことであります。これに対して、市長が訴えをしたにかかわらず、相手国は無視をして、何ら回答をしなかったのかどうか。イラクの方は、一応撤退をしたようですけれども、特段に市長あてに文書等で回答があったかどうか、確認を求めておきたいと思います。

それから２月15日号に、前回の議会のときに、補正予算で50万ずつとった関係の事業で、チェルノブイリの関係でありますけれども、２月の21日に実際に行われたようであります。こちらについて、実際にもう事業が行われているわけなんで、50万の支出があったのか、あるいはまた総事業費等、どの程度の中に50万の組み込みがあったのか、そこら辺の費用明細等が、もし発表ができればいただきたいと思いますし、またその参加状況、そこら辺の御報告をいただければと思います。

それから同様、３月１日号にネルソン・マンデラ基金援助活動講演会、これはこれから行われる３月16日ということでありますけれども、既にそういった事業計画等がなされ、申請が当然されていると思いますけれども、そこら辺の費用関係等、発表ができればお願いをしたいと思います。

３月のやりとりのときには、救援物資を出すというような方向の市長の発言がありました。そこら辺で、これを見ると、あくまで講演会活動だけに出す。ですから、あれだけ議論のやりとりといいますか、内容が質問したこととちょっと方向が違う、どうも物資等をやるということであると、方向が変わってきたわけですけれども、そこら辺のことについて、お願いをしたいと思います。

それから３月１日号にはもう一つ、１面で自治体の国際平和運動というようなことで、そこら辺のマンデラあるいはチェルノブイリ、50万で協賛をしたというようなことでありますけれども、ここでは結論的には日数の不足云々で、平和貢献はなかなか難しい仕事ですというようなことでありますけれども、その前段の質問の部分にあわせた中でお答えをいただければと思います。

それから教育の問題で、先ほど古賀議員から質問ありましたので、ほとんど重なってしまう部分ですから、それを避けていきたいと思いますけれども、きょうの所信表明の中で、天野議員が質問したときに、市長は、ちょっと私もよくわからなかったのですけれども、よろしく御理解し、御協力を願いたいというような発言がありました。

天野議員は、教育長がいないのでというような前提に立ったので、そのまま下がった

というようなことがあったようですけれども、特に先ほども行政報告の中にないということで、明らかに文書の訓告をした内容の発表がありました。初めてそんな内容をこっちも知るわけですけれども、しからば、教育委員会はそういうことで態度を、文書でやりましたけれども、先ほどよろしく御理解というようなところが、このまま市長は、教育長については何ら、教育委員会の処置だけで教育長に対してどうのこうのするというような考え方がないのかどうか、その点だけ、もう一度再確認の意味で質問をさせていただきたいと思います。

とりあえず、そういうところでお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　収入役。

○収入役（佐藤智春君）　それでは第１点目の６ページでございますけれども、予備費の充当の件でございます。

これは11月30日でございましたけれども、例の台風の28号によりますところの災害の復旧費の予備費の充当ということでございます。

２件ございまして、１点は三沢の1295番地先の山ののり面のくずれでございます。それからもう一つは、平山六丁目先のいわゆる平山苑でございますけれども、道路の５メートル以上の陥没ということでございまして、危険でございますので、消防費の方への予備費の充当ということでございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは市役所の第４駐車場につきまして、お答えをいたします。

まずこの土地は、民地を市が借用をしております。それで活用の方法でございますが、指定駐車場と称しまして、市役所及び市民会館などで会議等を行う場合に、その参加者につきまして、この第４駐車場を使っていただくということで考えております。

方法といたしましては、庶務課に台帳を置きまして予約をし、会議の開催通知の中にこの駐車場の指定の案内図等を入れておくということで、この駐車場を使う。収容能力は34台でございます。こういった使い方をすることによりまして、この市庁舎の地下駐車場等の緩和ができるということで考えております。

それから文化財の関係ですが、ちょっと私、過去のことわかりませんが、多分この地域は御承知のように神明上の遺跡の包蔵地に指定されていると思います。この駐車場の造成につきましては、転圧をして、砕石を入れまして表面を舗装したということで、深く掘りまして、この遺構を壊すということではないので、遺跡調査はせずに舗装したと

いうふうに思っております。

それからチェルノブイリの関係でございますけれども、この件につきましては、事業名といたしまして、チェルノブイリ原子力発電所事故罹災者救援後援会事業ということで、市が50万円の助成をして行ったということでございます。実施の期日は、平成３年２月21日午後６時30分からでございます。参加者につきましては、約50人でございます。

それからこの関係での実績報告でございますが、まだ提出されておりません。

それからネルソン・マンデラの関係でございますが、これは開催の期日は３月16日を予定をしております。現在、補助金の申請交付等の手続中でございます。

それから実績報告の関係が、チェルノブイリの関係でございましたけれども、まだ実績報告はこれからということでございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私に問われた部分のお答えをいたしたいと思います。

12月議会の場におきまして、当時ちょうど湾岸危機の状態が日１日と増幅をし、国連の理事会では12月25日、つまりクリスマスの日を特に指定をして、人質の解放を求め、１月15日を期して完全撤退を求める、そういう状況があった当時であります。

たまたま議場でも、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている自治体の首長として、何か行動を起こさないのかという御質問もありましたので、そのときは、国連事務総長にでもひとつ書信を差し上げたい、こういうことをお答えをしておりました。

その後の経過の発展の中で、ついに１月15日が過ぎ、17日には国連も認めた軍事介入によって爆撃が始まった。そしてまたその後には、地上戦の予告がなされた。こういう経過のあったことを、記憶をしております。

その中で、国連に文書を差し上げるよりも、現状では特にまたバルト三国の共和国側の、ソ連側の武力介入もあったというような事件もありましたので、多国籍軍と言われております、一番その中枢にあるアメリカ大統領、それからクウェートの軍事侵略の元凶とも言えるイラクのフセイン大統領、そしてまたソ連のゴルバチョフ大統領、それぞれに、大使館に文書を送って、意思表明を行いました。

当時、小さな声であっても、あちこちからその小さな声が上がることによって、世論を動かす一つの情報発信になりたいということを期待したという経過でございます。

別段、回答があるということを、また期待したわけでもありません。しかし日野市民には、そのことを特に市民意識として、御存じいただきたいということで、広報にも掲載をしてごらんに供したということであります。その程度を、お答えにさせていただき

ます。

長沢教育長に関連いたします議会の議決等につきましては、経過といたしましては、きょう議場で応答のあったとおりでございます。私自身も、ともにみずからを自責の念を持って受けとめておるというふうに申し上げておるとおりでございまして、このことについて、議会にもよろしくお願いを申し上げたい、御理解をお願いしたいということをお答えさせていただいたとおりであります。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　一部再質問と、先ほど私の方の中で、質問が落としてしまった部分を、あわせてさせていただきたいと思います。それぞれ、再質問がないところは理解をしたということでよろしいかと思います。

民有地の借り上げをして、あれだけの形のいい駐車場にして、指定駐車場だということでありますけれども、見る限り、今まであれだけできたのに、11月の29日に完成をしたというふうに、後ろの方の55ページに書いてありますので、それ以降、結局全然利用に供さないで今日まで来ているわけですね。

今回はたまたま指定駐車場だということの理解の中で、議員もそちらへ置いてというような話もありました。それはいいのですけれども、ここまでずっと使わなかったという（「2台ある」と呼ぶ者あり）――午後見れば、2台しか置いていないのですけれども、別に置かなくてもいいということだから構わないわけですけれども、そうしますと、今も後ろの方で発言があったように2台、私も午後見たところ、2台しか置いてないようでした。

つまり、一般市民からみれば、本当に市民に供する下の駐車場にしろ、それから市民会館側の駐車場にしろ、幾つかあるものが大変混雑をしている。そういったときに、もう3カ月も使わないであったという現実があるわけですね。そこら辺、どのように考えているのか。先ほどの回答の中には、この辺が含まれてなかったのです。

それから遺構を壊さない形で、そういう形でいいのでしょうけれども、そういうのだとすると、かつて隣に、職員の駐車場に、谷さんのところなんかが貸している部分があったわけですけれども、あれをかつて舗装しろというふうに職員側が申したところ、遺跡の関係が絡むということでそのままになって砂利の、片方は舗装がされていますけれども。そんなことがあるとすれば、上にただアスファルトをかけるだけならいいのだということがあるのだとすれば、またほかの形が出てくると思うので、それはそれでの確認で結構ですけれども、前段の段階をお答えを願えればと思います。

それから世界平和のことは、なかなか一朝一夕にいかないわけですから、これはこれとして、先ほども別のどなただったか、私、ちょっとメモを落としましたけれども、格好だけつけるのじゃというようなことがありました。私も、まあそんな程度だろうというふうに、この部分については理解していますから、発言した段階で結構です。

それから教育長問題については、今後、病状を見てみなければわかりませんけれども、特段に、たまたま見方によればよかったのかなという感じも受けるのですけれども、もし健康であったときに、この状態が、欠席等があれば、大変問題となります。たまたまぐあいも悪いようですから、ちょうど年度の切りかえですから、我々が決議をした部分に沿って、市長が対応されるようにお願いをしておきたいと思います。

それから、特段にそれに触れるということはありませんけれども、どうも先ほど来、海外研修の問題の古賀議員の質問、あるいは今の教育長の行政報告の問題、それからきょうも冒頭ありました、たまたま不規則発言の中で、教育長はどうしているのだというようなことの発言を受けて初めて、助役が体のぐあいが悪いというようなことでの発言がありました。

通常、議会の当初には、市長をして説明員の欠席等は、今まで大体行われていると思います。そんなことが、特段に理事者側という議長の配慮の中に助役が発言したのだなというふうに私は理解しますけれども、もしそんなことがなければ、そのまま過ぎていってしまう。そんなことを一つ、こちらが指摘しなければほおかぶりをしてしまう姿勢といいますか、見方によればそういうことであります。そこら辺に、今後いい方向を見出していただけるかどうか。

それからあわせて、ここに立った質問の状態でありますから、どうも例規集の差しかえというのが、議会が始まる前、我々が一番見て、議案等に向けてしたいというときに、差しかえにどうしても当たっているというのが今までの傾向であります。

それからあわせて、前回の議会の議事録が、どうしても会議が始まってからということであります。そんなことで、例規の差しかえといったものが、もうちょっと早い時点でできないか。それから会議録も、議会が始まる前に我々の手元に来れば、要するに前回のとき、こういう問題があったなというようなことで、行政側の方もそういう意識がずっと残るでしょうし、我々としても再質問といいますか、前回積み残しの部分を、それを見ながら、的確な中での議事録という形でできるわけですね。

そこら辺について、もし回答がいただければお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第４駐車場に関連いたしまして、少しばかり経過の説明と、それから今、御指摘のありましたことについても、御理解をお願いしておきたいと思います。

第４駐車場は、あそこの土地所有者が有料駐車場を設けるということで、その情報を知りました。そこで相隣しますいわゆる防災情報センター予定地、将来はブロックぐるみ、なるべく将来の庁舎のことも考えて、用地も確保しておく必要があるということから出た一つの利用策であります。

ちなみにまた、こちらの方の広い道の方の関係につきましても、なるべくもし土地を処分される場合があれば、日野市の将来の行政センターの条件を整えるために、用地を確保しておく必要があるという考え方から、それぞれの土地所有者にあらかじめ、処分をされる場合には、市にぜひ前段の御相談をお願いをしますというふうなことをお願いをしております。

その一環といたしまして、この第４駐車場は、地主さんの計画を変えていただいて、市に貸していただくということで、了解をいただくことができました。そして現在、駐車場が来庁者に対して特に不足をしているという状況ではないわけでありますけれども、一番近い市民会館のことも考えまして、有料駐車場として何とか管理ができないだろうかということも、いろいろと検討をいたしました。

コンピューター装置によって、時間制の車の出入りによって計算をし、料金を自動的に支払っていただく、そういうシステムもないわけではありませんが、大変経費がかかるということもありまして、有人制も無理、それから現在、機械制も無理ということで、ちょっととまどっておりました。

いろいろ考えました結果、将来のことは将来といたしまして、当面、特に庁舎に一番近い部分の駐車場の事情を緩和するために、指定駐車場として公用で来られる方々の駐車場に、当面使用していただく、こういうことを考えまして、今、そのことを進めつつあります。

それぞれの市の施設にも、必ずしも駐車場ということがまだ結論づけてはありませんが、できれば施設に属する駐車場は本当の行政センターとしての市役所の関係は別といたしましても、市民の方々が例えば市民プール、あるいはその他の温水プール等にいたしましても、自転車で来ていただく方、あるいは車で来ていただく方、どちらにもサービスができれば大変結構なんですけれども、駐車場をこれから十分に確保するということの困難は、並大抵ではないと感じます。

そこで有料システムによる駐車場ということを考えて、利用者の方の利便に供するとともに、ある程度受益者としての負担もお願いをする、こういうことを思い立っております。そういう全体の考え方の中から、適切な区分けをしていくということで、第４駐車場の用途が長い間、使わずに放っておいたという事情にも、そんな事情がありましたということと、これからそのような考え方で管理を、当分の間、進めようと考えておりますので、御理解をいただいておきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　２点目の、例規集の差しかえにつきまして、お答えをいたします。

多分、年２回差しかえを行っていると思うのですが、ここの差しかえは、昨年暮れの第４回定例市議会の議決をいただいた例規、条例、こういったものを年が明けまして、業者に印刷をさせ、差しかえをしているということでございます。

３月の重要な定例会を控えておりますので、これを後に回すことはかえってマイナスが多かろうと思いますが、御指摘の趣旨も十分わかりますので、できるだけ早い時期に差しかえができるように検討してみたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　議会事務局長。

○議会事務局長（落合　豊君）　会議録の件につきまして、お答え申し上げます。

土方議員さんの御質問の趣旨につきましては、十分理解できるところでございます。しかしながら、御承知のように、大変毎回期膨大な量の会議でございますので、反訳並びにその校正等に相当の手間を要するわけでございます。

私ども、比較的少ない人数で毎回、一生懸命やらせていただいておりますけれども、その日数を縮めるということは、大変厳しいものがございます。しかしながら１日でも２日でも短くするということには努力をしなければならないというふうには考えてございますけれども、御質問の御趣旨のように、次の会期の前までにというのは大変厳しい状況じゃないかというふうに考えております。

ただ、そういう意味で努力は重ねますけれども、すぐにそこまで持っていくということは、厳しいということで御理解いただきたいと思います。また、校正が終わっていない段階の、いわゆる本当の反訳しただけのものは、ばらで私どもの方でも残っておりますので、おおよその概略をおつかみになりたいようなときがございますれば、お申し出いただければお見せすることもできるという状況もございますので、当面の間は御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　　それぞれ積極的な総務、あるいは議会についてもそういう方向性でということであります。期待を申し上げ、そしてまた第4駐車場の段階の部分では、市長の方から事情があったというようなこともありましたけれども、総体的に言えることは、先ほどの前段の問題も含めて、行政側としては確かにほおかぶりをしてしまいたい部分もあるかと思いますけれども、我々とすれば、ぜひ先ほどの古賀さんの事例みたいに、初めて質問したときに本当に基本的に変わってくるような内容の話を初めて聞くわけですから、そういったことは積極的に発言を、理事者側の方から求めて、前回こういうことがあったというような段階では、報告をしてもらう。

それによって、我々の方も理解をするということがあるわけですから、ぜひそういった工夫を重ねていただきたいと思います。

それから特段に第4駐車場についても、有料駐車場をつくるというようなことをとらえた時点で、ことさら市側の考え方がまとまらない中にこういったことをやったという事実があって、初めはこういう結果が出てきて、みんなにも事情説明をする状態になってしまうと思うのですけれども、ほかのことにも、行政全般にわたって、いろいろ浅川公会堂問題にしても、ぱっと出てきてこういう方向で行くのだ、それから福祉の、さっきの報道のゾーンにしても、考え方が先に100人なら100人という問題の考え方がすっと出てきちゃって、それに対する対応の方が逆におくれてしまっている、そういうようなことが随所に、今の行政の中にあるかというふうに、私は思っております。

ぜひそういうことのないように、積極的にそういった検討を重ねていただいて、落ちのないような、そして文句の出ないような行政に全力を挙げていただきたい、こういうことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって行政報告を終わります。

次に、日程第5、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配布してあります報告所のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければ、これをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後10時33分　散会

3月8日　金曜日　（第2日）

平成3年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第2号）

3月8日　金曜日　（第2日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成3年3月8日（金）
午前10時開議

（設置・選任）
日程第1　日野市議会常任・特別委員会委員の選任について
日程第2　日野市議会平成3年度一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について
（議案上程）
日程第3　議案第1号　浅川右岸第6処理区分（2－1）工事請負契約の

一部変更に関する専決処分の報告承認について
日程第4　議案第2号　明神上都市下水道（2－1）工事請負契約の一部変更に関する専決処分の報告報告承認について
日程第5　議案第3号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6　議案第4号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7　議案第5号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8　議案第6号　日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9　議案第7号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10　議案第8号　社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について
日程第11　議案第9号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議案第10号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議案第11号　日野市青年の森あづみ荘設置条例の制定について
日程第14　議案第12号　日野市公民館使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15　議案第13号　平成2年度日野市一般会計補正予算について（第5号）
日程第16　議案第14号　平成2年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第3号）
日程第17　議案第15号　平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第3号）
日程第18　議案第16号　平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第4号）
日程第19　議案第17号　平成2年度日野市立総合病院事業会計補正予算に

ついて（第２号）

日程第　20　議 案　第 18 号　平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第３号）

日程第　21　議 案　第 19 号　平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第４号）

日程第　22　議 案　第 20 号　平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算について（第１号）

日程第　23　議 案　第 21 号　平成３年度日野市一般会計予算について

日程第　24　議 案　第 22 号　平成３年度日野市国民健康保険特別会計予算について

日程第　25　議 案　第 23 号　平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について

日程第　26　議 案　第 24 号　平成３年度日野市下水道事業特別会計予算について

日程第　27　議 案　第 25 号　平成３年度日野市立総合病院事業会計予算について

日程第　28　議 案　第 26 号　平成３年度日野市受託水道事業特別会計予算について

日程第　29　議 案　第 27 号　平成３年度日野市老人保健特別会計予算について

日程第　30　議 案　第 28 号　平成３年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について

日程第　31　議 案　第 29 号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　32　議 案　第 30 号　日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　33　議 案　第 31 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　34　議 案　第 32 号　市道路線の廃止について

日程第　35　議 案　第 33 号　市道路線の認定について

日程第　36　議 案　第 34 号　（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の一部変更について（第２回変更）

日程第　37　議 案　第 35 号　学校管理下における旭が丘小学校児童の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について

（報　告）

日程第　38　報 告　第 1 号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

（推　薦）

日程第　39　日野市農業委員会委員の推薦について

（請願上程）

日程第　40　請願 第 3－1 号　大阪上２丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情

日程第　41　請願 第 3－2 号　２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第22まで

午後２時31分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、日野市議会常任・特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件を採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会常任・特別委員会委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小山良悟君）　これより日程第２、日野市議会平成３年度一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会平成３年度一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第１号、浅川右岸第六処理分区（２－１）工事請負契約の一部変更に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１号、浅川右岸第六処理分区（２－１）工事請負契約の一部変更に関する専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、株式会社大林組と締結しております浅川右岸第六処理分区（２－１）工事請負契約の契約金額及び工期を変更したことについて、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成３年１月18日付で専決処分にしたものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは議案第１号、浅川右岸第六処理分区（２－１）工

事請負契約の一部変更に関する専決処分の報告承認について御説明を申し上げます。

２ページをお開きをいただきたいと思います。専決処分の内容でございますが、平成２年８月３日に議決をいただきまして、工事請負契約をいたしました。この契約の一部を次のように変更するものでございます。

まず契約金額でございますが、１億2,772万円を１億2,960万4,900円に変更するものでございます。なお、工期につきましても契約の翌日から、これは平成２年８月４日でございますけれども、平成３年３月16日までとなっておりましたものを、平成３年３月27日までに延長をするものでございます。

変更の理由でございますけれども、立て坑現場の土質が、当初想定したものと異なりまして、立て坑の山どめ工事を原設計に基づきまして施工することが不可能になりました。工法を一部変更することによりまして金額及び工期も変更が出たというものでございます。今までの契約の内容でございますけれども、３ページに記載してございます。

この工事の場所でございますが、旧市役所の生活・保健センターの東側の川崎街道のちょっと北にいきまして神明上の都市下水、失礼しました。場所は、高幡図書館の前の部分でございます。大変失礼しました。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１号、浅川右岸第六処理分区（２－１）工事請負契約の一部変更に関する専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第２号、神明上都市下水路（２－１）工事請負契約の一部変更に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第２号、神明上都市下水路（２－１）工事請負契約の一部変更に関する専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、戸田建設株式会社と締結しております、神明上都市下水路（２－１）工事請負契約の契約金額及び工期を変更したことについて、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成３年１月30日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　議案第２号、神明上都市下水路（２－１）工事請負契約の一部変更に関する専決処分の報告承認について御説明を申し上げます。

２ページをお開きいただきたいと思っております。本工事につきましては、平成２年８月３日議決をいただきまして工事請負契約を締結をしたものでございます。この契約を一部次のように変更するというものでございます。

まず契約の金額でございますが、２億1,218万円を２億1,826万7,300円に変更するものでございます。工期につきましては、契約の翌日から、これは平成２年８月５日でございます。平成３年３月16日までででございます。この工期を、平成３年３月25日までに延長するものでございます。

変更の理由でございますけれども、立て坑現場の土質が当初想定したものと異なりまして、立て坑の山どめ工事を原設計に基づいて施工することが不可能になりまして、工法を一部変更することに起因するものでございます。

工事の契約の内容につきましては３ページに記載してあるとおりでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ちょっとお尋ねしますが、普通私が聞いていますのは、こういうふうな下水の工事関係になりますと掘ってみなければわからないというふうな話を聞くことがあるわけです。その危険負担というのは、それを請け負った会社が負うというふうなのが普通のルールというふうに聞いているわけですが、それ以上に、それと今回の変更理由とはそれとは違うんだというんですか、そこら辺の基準がきちっとしたものが私はあると思うんですけれども、その辺のことをちょっと教えていただきたいんです。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　特に下水工事の場合に実施設計をするわけでございますけれども、そのときにあらかじめボーリング調査をしまして設計する場合と、それから付近の工事等がございまして、そのボーリングの調査の資料を使う、そういう場合がございます。いずれをとりましても実際に工事をいたしますと、特に日野市の低部、それから山際、非常に短い距離の中で土質が大きく変化するということでございます。したがって、下水道工事につきましては、この低地あるいは山際の土質の変更が実際につかみにくいということでこのような変更が出るということでございます。日野台地の関東ローム層につきましては、当然のことながらもう土質はほとんど一定をしておりますので、こういう変更が出てこないということでございます。

これから下水道の工事をやる場合に、調査段階でボーリング調査をよりきめ細かくすればいいわけでございますけれども、経済性からいきまして双方細かいピッチでできないわけでございますので、今後このような変更がないように努力するわけでございますけれども、今後このような変更も出得るんではないか、そう考えております。

○議長（小山良悟君）　　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　　なぜここでこういうことをお尋ねしているかというと、前に有名な話は、川崎街道のところの南平のところの話で、あそこをボーリングをやってみて上の方の沢地の跡地だったということで、それを固める溶剤というんですか、それを注入するための予算をつけてくださいなんていうふうなことで、金額が大きく上がったことがありまして、あれも議会で出たわけですが、そのときはボーリングをやってそこのところはどうしてもつかめなかったということで一応お話を聞いたわけです。

今のこの場所についても関東ローム層のところと、それから浅川の川のところですね、それから段丘のところ、いろいろ出てくると思うんですが、そうしますと、今のお話ですと、原則としては請負で完成させるまではこの金額でやりましょう、しかし、予測がつかないようなことについては、こういうことがあったので、これは契約外ですから負担をしてください、ということなんだろうと思うんですが、そうしますと実施設計をやってボーリングをとってやっても場所の地形によっては実際に工事で入っていかなければ何が出てくるかわからないというところについては、請負契約の中でそういうふうな場面が出てきた場合には市の方も何とかしましょう、とこういうふうな契約になっているんですか。それとも、そういうものはなくて、一応この契約でお願いをしたいということで、後は自由裁量的にその契約外というんでしょうか、そういうことで運用されていくのか、その辺がちょっと私にはわからないのでお聞きしたいんですけれども……。

○議長（小山良悟君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　お答え申し上げます。

一般に設計変更の場合、絡む場合ですけれども、工事を発注する現場説明の時点で、予測、事前に、先ほど総務部長の方からお話ございましたとおり、事前にある程度調査をしたものについては、ボーリング調査等相当費用をかけて調査したものについてはそんな大きな変更はないと思います。ただ、この地域につきましては、過去のデータとか、そういう周辺の調査の資料を使って設計をいたしております。そういう関係で現場説明の時点で、この土質が大幅に変わっておる場合は設計変更をいたします、こういう現場説明を行って入札をしているというのが実態でございます。

したがって今回土質が今設計の中で想定している工法ではシートパイルがもう入っていかないということでやむを得ず設計変更をするものでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第２号、神明上都市下水路（２－１）工事請負契約の一部変更に関する専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第３号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第３号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定

について提案理由を申し上げます。

本議案は、使用申込者の資格等の基準金額を改めるため、日野市営住宅条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは議案第３号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成３年１月22日、政令第３号をもって公営住宅法施行令の一部改正がございました。この政令の改正に基づきまして、日野市営住宅条例の一部を改正するものでございます。

２ページをお開きいただきたいと思います。まず第５条でございます。これは申込者の資格でございますが、第１項第４号のア及びイの中に「100,000円」を「115,000円」に改める、さらに「162,000円」を「198,000円」に改めるというものでございます。

それから第７条第６号及び７号でございます。これは公募等の例外でございますが、この表中「100,000円」を「115,000円」に改めるというものでございます。

それから第20条第１項第１号中とございますが、これは収入超過者の明け渡し努力義務でございます。これもここにございますように「162,000円」から「198,000円」「100,000円」を「115,000円」に改めるというものでございます。

それから第21条でございますが、これは付加使用料でございます。「162,000円」から「198,000円」「204,000円」を「245,000円」それから「100,000円」を「115,000円」に改める。要するに入居基準が金額が上がりましたので付加使用料の金額もそれに合わせまして引き上げる、そういうものでございます。

それから第22条第２項第１号ア及びイでございますが、ここに記載してあるとおり金額を改めるものでございます。

４ページから新旧対照表がございますが、これは今本文の中で説明をいたしましたので、説明を省略をいたします。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第３号、日野市営住宅条例の一部を改正する条

例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第４号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、都市計画税の税率の特例を平成５年度まで延長するため、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは議案第４号、日野市市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。今回の改正は、付則第28条の改正でございます。改正内容につきましては、都市計画税率、これの特別措置の適用期限を平成５年度までさらに３年間延長するという内容でございます。このことは既に御承知のとおり、昭和63年度に固定資産の評価替えがございました。納税者の税負担の増加というものを軽減する意味合いから、市税条例133条に決めてあります税率100分の0.3を３年間100分の0.27とする特別措置でございます。これを時限立法で定めておりますので、本年３月31日でこれが切れることになります。本年分の評価替えの状況そして市民税減税措置、これらのかかわり合いを考慮いたしまして、さらに向こう３年間軽減の措置を継続したい、こういうものでございます。

施行日は３年４月１日といたしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省

略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。市川資信君。

○26番（市川資信君）　議案第４号につきまして、市税につきまして、我が自由民主クラブでは修正案を提案したいと思っております。議案がスムーズに流れる中、恐縮でございますが、暫時休憩を希望するものでございます。議長をしてよろしく取り計らいをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時57分　休憩

午後４時44分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

本件について、米沢照男君ほか３名から提出された修正案と、市川資信君ほか15名から提出された修正案の２件の修正案が提出されました。よって、これを本件とあわせて議題といたします。

まず初めに、米沢照男君ほか３名から提出された修正案の趣旨説明を提案者から求めます。米沢照男君。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　議案第４号、日野市市税条例の一部を改正する条例案に対する修正案について一言提案理由を申し上げます。

現行の100分の0.27という市長の提案、原案でありますけれども、御承知のように、固定資産税の評価替えによる増税ということを考えますと、この100分の0.27という現行そのものが増税につながるということが１点言えるかと思います。

３月議会を前にしての議員団と市長との協議の場では、三多摩各市とも種々の状況もあって減税の動きはない、という説明がされ、不承不承現行のいわゆる原案の提案を認めたという経過がありますけれども、きょうの資料の提出によりますと、既に10市が減税の提案をする、こういうことが明らかにされました。したがって、当市議団としては各市でこれまで何年かにわたって都市計画税の減税の運動、そして議会での提案、提言が繰り返され、その実現に向けての努力がされてまいりました。

そういうことで今回、修正案の提案に踏み切ったわけであります。100分の0.27を100分の0.24に改めるという修正案の提案であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　ちょっとお伺いいたします。

今の率の問題はさておきまして、我々野党の段階では前段の細かい打ち合わせその他に入らないわけですが、今の提案者の説明によりますと、当然協議がされた、要するに理事者、市長とですね、与党である共産党はかつてその問題について協議もした、そして各市が動きがないから不承不承ながら認めた、という発言がただいまありました。当然認めてきた後に若干各市で提案、要するに減税の方向といいますか、そういった方向がとられたので今回修正をしたということでございますけれども、我々のとらえるところによりますと、町田市あるいは八王子市等、共産党とすれば100分の0.2というようなことでほとんどの各市が提案を共産党としてはされているという状況がありますけれども、そこら辺について今回100分の――その今、今回出しました0.24ですか、こういったいきさつでありますけれども、そこら辺について整合性がちょっとないなという感じを私は受けるわけですけれども、そこら辺についてどのように見解を持っていられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　お答えをいたします。

これは全協の場でも若干やりとりされましたけれども、日野市は御存じのように、今相当下水道事業、区画整理事業、いわゆるまちづくり、都市の基盤整備に力を入れております。下水道事業では受益者負担をしない、という方向で取り組んできているわけですが、そういう点では、他市よりも市民の立場に立ったまちづくりがそういう点での努力がされているというふうに思っております。全都的に今御指摘のように100分の0.2を目途にそれぞれ取り組んでおりますけれども、日野市の場合は、まずそれに向けての第

一歩ということで今回の100分の0.24という修正案の提案に踏み切った、こういうことであります。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　本来ならば当然共産党さんの理論の展開からすれば、もうすぐにほかの動きなんていうことは十分過去においても100分の0.275の問題のときにもいろいろ各市の状況を見て、ほかにも100分の0.22とか、そういった状況が現実にあるわけです。そんなことからすれば当然市長とはもう本当に前段の説明の中でそこら辺まで強く出されるのが筋であろうというふうに私の方は通常からすれば感じます。

そんな中であって、今回ほかの動きが出たので歩調を合わせる意味でそれを超えた数字を出してきたんではないかなという感じを強く受けます。今、私の質問の後にお答えをいただいた部分は、当然今までも言われていることですから、そこら辺の財政の状況を見る中、この後説明がされるであろう提案の中にも同じような理由が当然出てくると思います。

そんな中で、我々が見る範囲ではやっぱり与党という立場がそういう修正を加えたということが現実にこういう形で提案されているわけですけれども、その点について市長の方から、それでいいのかどうか、そういうようなことに関してひとつ感想といいますか、心境ですね、所見、こういったものをぜひお聞かせいただいて、状況によってまた我々は修正案をまた――その点をひとつこの際、はっきりしていただいて我々の態度を次の段階であらわしたいと思いますので、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　提案者といたしましては慎重に熟慮した結果の提案であります。したがいまして、提案を修正されるということは極めて遺憾、残念であります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　米沢議員にちょっとお尋ねをいたしますが、日野市議会の与党である政党は日本共産党と日本社会党、二つの大きな政党が存在するわけです。森田市長は革新統一候補ということで市長の座に5期その任に任じながら市政運営を担当しているわけですが、なぜ、この提案者の中には社会党のお名前を記載されなかったのか、同調を求められなかったのかどうか、革新の大義に反するのではないかと思うんですが、その点、提案者はどのようにこの分裂状態をお考えになっているかお聞かせをいただきたい。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　社会党にももちろん呼びかけましたけれども、原案賛成という立場でいくと、こういう返事が返ってまいりました。だからといって同じ与党ではありますけれども、このことが分裂というふうに私は思っておりません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）同じ与党であってもあれこれの議題や議案やあるいは課題について異なる見解を持つ、これは別の政党ですからあって当然だというふうに思います。ただ市長を擁立してこれまで頑張ってきたという点では同じ立場に立つわけでありますから、常に同一歩調をとるべくお互いに努力をするということは必要ではないかと思います。あと、つけ加えての社会党の意向といますか、この段階での考え方については直接伺っていただければよろしいかと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　共産党所属の4名の議員が賛成者ということでこの修正案を出されているわけですが、今、土方議員の質問に対して市長は不快の念をあらわにしました。この市長の答弁を聞いて提案者はどのようにお考えですか。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　提案する側と、それからそれを審議する立場の議会側との立場の相違はあると思います。したがって、仮に原案について与党から異論が出る、これは往々にしてあることですけれども、したがって市長の立場からすれば、今のような答弁になるだろうと思います。そのことで市長と当市議団との関係がどうこうということは私は懸念しておりません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私からとやかく言うべきことじゃないかもわかりませんが、あえて革新勢力の力を分断してまでこの提案を共産党がしたということは、党の立場で判断をしたのか、社会党は市民の立場でこの提案に乗らなかったのか、その辺の判断が私にはちょっとつきかねるんですが、政党としての立場でこの提案をしたのかどうか。日本共産党のために提案をしたのか、市民のためにこの提案に乗らなかった社会党が存在するということも考えられるわけで、提案者はその点どのように考えているのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　これはもちろん市民の立場からの積極的な修正案の提案であります。御承知のように、固定資産税の評価替えによる増税そして日々買い物を通じて消費税が重くのしかかっている、そういう状況からすれば、たとえわずかな税率であって

も常に引き下げる、負担を軽くする努力はすべきだろう、こう思います。そういう立場からの修正案の提案であります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市民の立場から出したというお話ですが、市民の立場を考えて物事を判断する際、革新の統一候補のもとで与党を形成している社会党と共産党が全く価値観が相反する結論を出した。極めて今後の市政を占う上で明るい方向ではないかと思います。結論の行方を注目したいと思います。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ちょっと非常に奇妙な話を米沢説明員の方からお聞きしているわけなんですが、非常に奇妙なんですね。一つは、今回の与党、共産党政権下の与党の米沢代表の方は、この都市計画税の税率改正の修正案について出されるについてそれを擁立します市長に、こういうふうな修正案を出しますが、ということで、事前に相談されたんですか、されてないんですか。市長には全く相談もしないで、いきなり出されているんですか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　この修正案の提案に対しての質疑ですけれども、今の御質疑は答弁の必要はないと私は思います。（「なぜ答弁しない」と呼ぶ者あり）つまり与党である当市議団と市長との関係といいますか、事前の協議やら打ち合わせやら、そういうことまでこの場で述べる必要はない、こう思います。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　非常にお話をしていただいてもいい話なんですね。といいますのは、先ほどこの予算原案の説明にしても法案の説明にしても、原案についても、市長の方からこういうふうな案でいきたい、というふうな話を承った。そのときに市長側の答弁としては、この都市計画税についての減税については三多摩でそういうふうな動きはありませんということを、これは時期の問題ですが、聞いているので不承不承ながら原案に賛成をしたといういきさつがあります。この状況は、三多摩のほかの市については、ある意味で市長の方からだまされた、正確に市長の方から三多摩のほかの市の方からそういうふうな正確の情報を得ていれば、要するに原案に賛成しないで、市長の方に原案の段階で交渉する余地が十分あったんだ、こういうお話なんであります。これは与党の共産党と市長との関係でどういうふうな形なのかということは原則として大きな問題であります。

一つは、口頭に対する虚偽の話をしていることになりますし、それに対して今の米沢代表のお話ですと、修正案を出すについては事前に市長の方にお話をしなくてもこれは構わない話なんだ、というふうにちょうど結びついてくる話ですから、私はこの修正案を出されるについて、市長に事前に話をされたかどうかということをお尋ねをしているわけであります。これは法案の修正案を出される根本的な話ですから、ですからお尋ねをしているわけであります。どうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　修正案を出すにしても、あるいは意見書案、決議案等々手続を経てのあれこれの提案、それに至る経過といいますか、だれと相談したかとか、どうしたか、ということまでこの提案に当たって述べる必要はないというふうに私は思います。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　要するに答弁を拒否しているわけですが、修正の理由の中身として内容自体もそうですが、その沿革というのも非常に大事なわけです。法案の審議の場合には絶えずその沿革までさかのぼります。それは当然のことであります。しかし、それについては答える必要はないということで一方的にお話しなさっている。これは異例であります。

これ、市長の方にお尋ねをしますが、今米沢代表の方からこの修正案についての提案理由の中で三多摩のほかのところでも減税のものはないということをお話しなさっているんですか。その点ちょっと確認させてください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　予算議案を各会派に事前説明を行いました。その際に、共産党議員団の方にも同じような都市計画税で臨む姿勢を説明をいたしました。その時点では余り各市は現行の数値が動かされるということはないというふうに私は承知しておりました。したがってそのような説明もいたしました。

今御質問の与党として事前に何か連絡があったかということに対しましては、私の方から連絡をいただきました。原案に賛成してくださいという要請をいたしました。こういうことであります。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今のお話は、市長のお話は、原案に賛成をしてくださいということは当然お話しなさったということですが、要するにこの修正案についての事前説明はなかった、というふうに私は受けております。

それから、今市長の方で三多摩のほかの市の動きはそのときとしては状況把握をしていなかった、こういう認識であったということですが、これは私は非常に考え方が甘かったんではないかと思います。といいますのは、去年の決算委員会の中でも私はこの計画税の問題については、都市計画税の問題につきましては、減税につきましてはお話を市長の方にもお聞きいたしましたし市民部長の方にもお尋ねをした経緯があります。

このときに三多摩の各市もその対応としては考えざるを得ない、市の方も考えざるを得ないというふうないきさつのことを述べられています。これは各市非常に頭を痛めている問題で、固定資産税の伸び率によっては都市計画税のさらなる減税の対応で市民の生活を防衛しなければいけないんではないか、十分それはあり得るというお話で推移をしてきております。途中から、思ったよりも大きな値上げの幅ではなさそうだという情報も入ってきましたし、さらには逆にそれに対する市民税の減税的な対応も出てきたという経緯が生まれてきましたから、その辺を十分配慮していきたいということで一歩後退した答弁をされております。

他市の状況は個々でかなりいろいろと対応がばらばらな状態でありましたし、まして予算の原案をつくる段階というのは、これは去年の前の段階から行われている状況であります。与党の共産党さんに対して説明をされるときには、他市についてはやはり同じです、というふうな話は私はあり得ない。他市の状況も流動的な部分もあるし情報として得ている段階では減税の話もあります、ということが私は正確な話であろうと思います。その辺、私は全くそういうふうなことは考えていなかった、という話はちょっと私は納得できない。客観的な状況から見て納得ができない。

米沢説明員のお話のように、間接的にはだまされたと、それが正確な情報として入っていれば不承不承原案に賛成することはなかったというお話と結びつくわけですが、その点どうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市計画税につきましてはいろいろな熟慮、判断という経過があります。確かに固定資産税の見直しという年に該当し、実勢の土地価格というのは異常高騰いたしましたので相当見直しを、ということになるという予測と、それから一方に、今回歳入という観点から税収のことを当然いろいろと検討したわけでありますが、いわゆる国の所得税の減税に伴って、市税にこのような大きい12億近い、こういう税収減が生じるということは余り早く知り得たということではありませんでした。したがいまして、総合判断の結果、税収、市税収入の大幅な減りぐあいと、それから都市計画税

との兼ね合いの中で現行に維持をするというのが妥当の線であろう。特に日野市の現状といたしましては都市基盤整備、目的税そのものを大変有効に使う時期でもありますので、提案のとおり率を現状にとどめるというのが最善の対応であろう、このように感じたところであります。

市民の立場に、納税者の立場に立っていろいろ判断をした結果、また財政運用を担う立場として、現在の都市計画事業のことを考えれば当然市民にも御理解がいただける、こういう判断でございます。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

修正案を含めた本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ただいま米沢議員の提案いたしました議案第４号、日野市市税条例の一部を改正する条例の修正案について賛成の立場で御意見を一言申し上げておきたいと思います。

今、地価高騰あるいは民活路線などによる自民党政府の土地政策というものに主な原因によりまして地価は相当の勢いで上がってきたということは何人といえども否定することのできないものであります。そして土地の固定資産評価替えを迎えて全国的な大きな問題にされて都市計画税を初め評価替えの凍結を求める声が上がっていたわけであります。こうした全国の動きを反映いたしまして、東京都あるいは三多摩の各市町村におきましても都市計画税の減税を求める要求は相当高まっていたわけであります。しかし、東京・鈴木都政は、都市計画税については現行のまま平成３年度も執行する、こういう状況のもとで、三多摩の市町村においても現行維持が大勢であるという説明を受けてまいりました。しかし、きょう説明を受けたこと、あるいは資料などに基づきまして、三多摩の26市中11市においてこれまでの税率をさらに引き下げるという動きが見られたわけでございます。これは重税感に耐えかねて、それぞれの自治体における住民の声の反映でもあるというふうに判断せざるを得ないわけでございます。

そこで日本共産党市議団も検討した結果、先ほどの米沢議員の説明にありましたような考えに基づいて今回の修正案を提案し、それに賛成する立場で今御意見を申し上げているわけでございます。

午前中の全協での説明によりますと、100分の0.01％引き下げると約7,500万円程度の減収になるということでございます。これを今度の修正案で当てはめてみますと約２億2,500万円程度の減収ということになります。今日の日野市の財政状況、積立金等の財

政状況なども考慮に入れまして十分この減税分を補えるだけの財政力は持っている、このようにも判断しているわけでございます。強い住民の要望にこたえましてこの減税が実現し、市民の要望にこたえるということが今必要ではないかと考えているわけでございます。

よって、先ほどるる説明申し上げました米沢議員の修正案提案をよく御理解され、議会多数で可決できますよう強く申し上げまして賛成意見といたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　私ども日本社会党・市民連合は、提出されております二つの修正案に反対し、原案に賛成する立場でありますけれども、説明はされてませんけれども、書類でだされ議長も出されているということを表明されています。その二つの修正案に反対でありますけれども、今その一つが説明提案され、賛成、反対の意見が問われているところでありますけれども、このやり方について、議事の進め方について異議があります。

米沢議員の修正案が提案説明されました。さらに市川議員の修正案が提案されることになっているようでありますけれども、その提案をして質疑を受けた上で原案も含めた意見を問うのが、意見を求めるのが当然のやり方ではないかと思うわけです。繰り返しますけれども、私ども日本社会党・市民連合は二つの修正案に反対し、原案に賛成の立場であります。今のようなやり方でしたら二度同じことを私どもに繰り返して意見を言えということでしょうか。議長の明快なる答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　一ノ瀬　隆議員にお答えいたします。

採決の方法、いろいろあろうかと思います。今度のこの意見のとり方ですか採決――議事の運びですか。――本件について修正案が出されまして、二つの修正案が出されまして、一つ一つの修正案に対して質疑をし意見を求め、そしてこの採決の最終的な意思表示をいただくという運びでやっておりますけれども、特段不都合はないというふうに判断しておりますが……一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　私は今の議長のおっしゃったことに不満であります。しかし、既に板垣議員の意見が述べられたことですので了承せざるを得ないと思いますから、繰り返し意見を申し述べるという非常にむだな、私が判断しておかしなことにならざるを得ないと思います。

○議長（小山良悟君）　一ノ瀬　隆議員にお答えいたします。

一つ一つの修正案について意見を求めるという形をとっております。議事の運びにつきましては、今後さらにまた検討の余地があるようであればまた研究をしてまいりたいと思いますが、本日はそういう運びで取り組んでおりますので、よろしく御了解をいただきたいというふうに思います。

ほかに御意見はありませんか。一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　日本社会党・市民連合を代表して、議案第４号の米沢議員の提案した修正案に反対し、原案に賛成する立場を表明いたしますが、もう一つ修正案が出るということですので、後ほどそれも含めて原案賛成、修正案反対の立場を表明したいと思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

次に、市川資信君ほか15名から提出された修正案の趣旨説明を提案者から求めます。市川資信君。

〔26番議員　登壇〕

○26番（市川資信君）　日野市市税条例の一部を改正する条例の修正案について提案理由の説明を申し上げます。

まず付則第28条の100分の0.27を100分の0.25に改めるものでございます。

提案の理由を説明させていただきます。

午前中の全協における説明でも指摘したわけでございますが、理事者側の報告にも私どもは現況の市財政あるいは都市基盤整備の事業の遂行等を勘案したときに、都市計画税の減税そのものについて是か非かという論議を長期にわたって論議してまいりました。いわゆる、ただいま日本共産党日野市議団から提案されたつけ焼き刃的な思いつきの提案とはおのずと意を異にしておりまして、私どもはきちっとした改正的な裏づけ、数値をもってこれから説明を申し上げたい、かように存ずるものでございます。

まず先ほど提案されました板垣議員からの近隣各市の状況でございますが、11市とおっしゃいましたが、１、２、３、４、５、６、７、８、９、10、11、12、13、14、既に日野を除く15市が日野を下回る都市計画税の導入にまず１点は踏み切っているということ。その次に、過去いわゆる日野市は都市計画に余りにもおざなりな一考だにしなかった時期が長過ぎたわけでありますが、そのとき既に最高限度額である100分の0.3を徴収してまいりました。特に浅川以南の七生地区に住む住民は、都市計画道路ひとつ計画性のない中で、何ゆえに都市計画税を納めなければならないかということで私は議会を通じて

論議した経緯があるわけでございます。

さらに、いわゆる私どもが今回0.27を0.25に、いわゆる0.02を減額した修正案の根拠でございますが、いわゆる先般の理事者の説明によれば、0.01が5,600万円、0.02で1億1,200万円の減収になるということでございました。現行の本年度の財政事情を見たときに、確かに財調基金からの取り崩し等の現況はあったようでございますけれども、しかしなおかつ130億円の財政基金、またいわゆる平成4年度における自然増収を見ただけで既に本年度の減収分は取り戻せるということでございます。

なおかつ平成4年度に行われます、いわゆる長期営農農地の固定資産の見直しであります。私どものある議員が試算したところによれば、もしこれが外れたときには宅地並み課税ということで年間10億円を下らないだろうという数値でございます。もし、長期営農が半分になったとしても5億円を下回らない税額が市に既に来年度から入ってくる見通しであるという積算が私どもではいたしました。

また現在の経済見通しでございます。もし湾岸戦争が長期化するようなことがあれば、あるいはあのオイルのバーレル当たりの単価というものは大幅に単価が上昇したであろう。日本の経済基盤の経済見通しにはいろいろとあるでしょうか、資本はオイルであります。オイルがこれだけ安定化してくればまず日本経済の基盤はある意味で盤石であろう。あとは確かに日銀の公定歩合、いつ引き下げてくるか、これによってまた刺激が大分違ってくるわけでございますが、柱はオイルであります。等を見れば、今回我々が踏み切った0.02の都市計画税の減税はまことにタイムリーであったということを申せざるを得ないのであります。

各種るる申し上げましたこれらの点について、各議員におかれましても反対と言わずに、ぜひ御協力いただいてこの私ども自由民主クラブ、公明党の共同提案でございます。

本案に御賛同くださいますことを心からお願いいたしまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　一言提案者に質問をさせていただきます。

日本共産党議員団は御承知のとおり都市計画税については、ここ数年、市長に対して減税の方向でいくように予算編成の数カ月前に要望書を提起してまいってきているわけでございます。そして市長と与党である共産党市議団が部分的に意見が食い違って提案に反対などをした、あるいは修正案を出したということは時にはあるものでありまして、これはほかの党の関係でも保守であろうと革新であろうと時々生じることであって別段

意図するに足りない問題である。議会制民主主義では当然そういうことがあり得るということが言えます。

しかし、私ども日本共産党市議団は市民に対する立場、考え方でその方向を変えるということはないわけであります。したがいまして、今回も予算編成に対する要望で出しましたし、あれこれのやりとりの後この今のような修正案ということになってきたわけです。都市計画税を減税する、この観点については日本共産党市議団は変えたことはないわけでございます。

そこで先ほど申し上げましたように、二つの会派で今回修正案を提案しましたと今報告がございました。ところが、私ども日本共産党市議団、三多摩各市におきまして御存じのように、住民の署名運動などに依拠いたしまして都市計画税の減税について100分の0.2という案で各市市長にさまざまな形で提案をしてきているわけでございます。また議会において提案権を持つ市議団の場合は提案権を活用いたしまして都市計画税の減税、これを各地で提案をしてまいりました。ところが、各市におきまして各市の自民党、公明党の皆さんが住民要望であるこの都市計画税の減税提案に対して反対の立場を表明されることが多かったわけでございます。例えばお隣の多摩市におきましては、去年の6月、日本共産党多摩市議団が0.2の税率にせよと提案をしてきたんですね。ところが、これがずっと審議をされてまいりまして、ことしの2月まで多摩市議会で審議をされたようでございますが、そこにおきましても自民党、公明党は0.2に下げるのはよくない、今減税をすべき時ではないというようなことで種々反対の意見を述べられまして、この日本共産党多摩市議団の提案を否決をされております。ところが、きょうは日野においてはこういう減税の修正案が出る、こういう点について私はやっぱり政策的に変えていくということは非常に疑問を感じるわけでございます。

そこで質問したいのは、そういう各市の状況があるが、日野市ではなぜ減税という立場で修正案まで出す、御奮闘されているのか、その辺の考え方について両党の意見調整などがあったとすれば、そこらを聞かせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　ただいまの竹ノ上議員の質問にお答え申し上げます。

まず、すぐ隣の市ですから、多摩市で日本共産党多摩市議団は0.2の減税案を提案したが、他の自民党、他の会派によってそれが押し切られたということでございますが、多摩市はもう既に0.25で運営されているわけですね。私はむしろ竹ノ上議員にお聞きしたいのは、多摩市で0.2で提案しているならば、なぜ日野市に0.2を持ってこなかったの

かということをお聞きしたいわけであります。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　質問者の質問に答えるのが提案者の義務でございます。逆質問ということは議会にあってはございません。そういう点で水かけ論になったりしても困りますので、私の今の質問に対する見解を述べて問題点だけ明らかにして質問は打ち切りたいと思います。

多摩市におきましてはそういうことで、自民党、公明党などの反対で、日本共産党の都市計画税減税提案が否決、２月にされたわけでございます。ところが急遽３月定例会が始まる直前になりまして、これは臼井市長が0.24ということで、失礼いたしました。0.25ということで提案をしてきたものであって、これは議会の中の形としては明確に自民党、公明党は反対をされておりますので、そういう点で、自民党、公明党の皆さんがいろいろ共産党にも質問されます。しかし、終始一貫しない、党利党略的な発想がうかがえる。そういう点で私はいつも市民の立場に立って減税をするなら、する、という立場を一貫していただくことを期待をいたしましてこの質問を終わります。委員長から答弁があった場合はまた再質問することは保留にしておきます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　竹ノ上議員にまず私は答弁をする前に、そういう提案をされなかったのかということをお聞きしてしたかったから今お聞きしたわけでございますが、冒頭にも私、提案理由でも申し上げましたように、私どもは単なる数字だけをぶっつけて市長を困らせたり、あるいは市の行政サイドを困惑させるようなことは良識の党ですから一切いたしません。すなわちすべてが数字に裏打ちされたものでございまして、これをだれが攻めても私は受けて立つ自信がございます。そういうことでございますので、ひとつ答弁にさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　一言だけつけ加えておきます。先ほど委員長と呼んだのは提案者の誤りでございますので訂正しておきます。

我々は御指摘いただくまでもなく都市計画税の減税については全都的に0.2の税率で日野市におきましてもそういう方向でずっと要望は当然しております。ただ御承知のとおり、各市におきましてもそうであるように、その市の財政力や判断によりまして0.25になったり0.27を持続したり0.24になるわけでありまして、そういう点で0.2を要求してないんじゃないかとかいろいろなことをおっしゃることは非常に私は干渉がましいこ

とである。今回の提案については板垣議員と米沢議員から説明がありましたような意味で0.2を提案したのでありますので、あらぬ心配はしていただく必要はございません。以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

修正案を含めた本件について御意見があれば承ります。宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　公明党を代表いたしまして議案第４号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について100分の0.25の修正案賛成の立場で意見を申し上げます。

昭和61年７月の２日より平成元年７月の１日までの土地調整によるもので、土地が異常高騰したため市条例28条における都市計画税の特例を３年間延長するものであります。三多摩26市の平均上昇率は22％で、日野市の上昇率は三多摩26市の平均を上回る22.8％となっております。宅地は市内平均値22.8％より下回って21.5％の上昇であり、多くの住宅地は実際の上昇率より高い負担となります。土地税制の見直しにより負担調整措置を行ってもこの金額の差の問題点は解消されません。

また日野市を取り巻く近隣市の都市計画税率を見ますと、八王子市は平成３年100分の0.27、平成４年から５年は100分の0.25、立川市は100分の0.24、多摩市と町田市は100分の0.25でありますし、三多摩26市の平均も日野市を下回る100分の0.259であり、税率100分の0.25が最も多く11市にも及んでいます。三多摩26市との均衡を図るとともに市民の皆様の税負担の軽減もできると考えられます。

以上の理由から修正案賛成の立場としての意見といたします。（拍手）

○議長（小山良悟君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　日本社会党・市民連合を代表いたしまして議案第４号に対するただいまの市川議員の修正案、そして先ほどの米沢議員の修正案、２つの修正案に反対し、原案に賛成する立場を強く表明いたします。

原案は既に全員協議会で十分説明されていますので多くの発言は要しないと思います。市民部長の言う都市計画税現行の0.27％を事務的にいって引き下げる理由はない、ということはそのとおりだと私は思います。市民税の減税などで思ったように増収が得られない現実は市民から望まれている減税ではありますが、これを実現するのには厳しい状況であると判断せざるを得ません。原案に賛成するゆえんであります。

現状を引き継ぎ都市基盤整備を中心として確固たる自信を持って市民から喜ばれる市政の邁進を強く期待するところであります。1992年度からの都市計画税の税率引き下げ

のための努力を望みまして、簡単でございますが、原案賛成の表明といたします。以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　自由民主クラブを代表して市税条例の一部改正100分の0.27を100分の0.25に改める案に賛成の立場で一言申し上げます。

詳細につきましてはただいまといいますか、公明党の宮沢議員の理由の中にすべて述べられております。私の方は簡単に近隣市との均衡関連と市民の税負担の軽減、こういった立場に立ち、行政のペースでない、市民の立場に立った修正案ということで賛成をいたす立場から意見といたします。以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより修正案を含めた本２件について採決いたします。

まず初めに、米沢照男君ほか３名から提出された修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手少数であります。よって米沢照男君ほか３名から提出された修正案は、否決されました。

次に、市川資信君ほか15名から提出された修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって市川資信君ほか15名から提出された修正案は、可決されました。

これより議案第５号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、三沢西地区センターの新設並びに別表第１の文言整理に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは議案第５号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本改正は、平成２年度予算をもちまして建築を進めてまいりました地区センターがここで竣工を見ますので、本条例別表第１の表に新設されます三沢西地区センターを加えることと、同別表中の設置場所欄の表示において文言整理をさせていただくというものでございます。

では議案書６ページから９ページにかけての新旧対照表の上で御説明いたします。

事柄が前後いたし大変恐縮でございますが、新旧対照表に従いまして順次進めさせていただきます。まず現行別表第１は、小見出しによりまして、１、大地区センター、２、小地区センターと区分されております。この点につきまして日常の使用に当たりまして特に区分して使用する状況がございませんことから、実情にあわせて１表の形に改めるものでございます。次に別表第１の表中、設置場所の表示でございます。一つには町名地番整理施行基準に合わせて表示を整理いたすものでございます。二つには、地区センター設置後の同敷地に関する分合筆等により表中表示と財産台帳との間に不整合を生じているものを正すということで整理いたすものでございます。これらの点につきまして整備がおくれましたことは、まことに申しわけなく慎んでおわび申し上げます。

次に整理いたしました別表第１の表の末尾に、新たに１施設を加える形で、議案書の８ページ、最下段にありますように、名称、市立三沢西地区センター、設置場所、日野市三沢742番地の22を書き加えるものでございます。施設の規模を御紹介申し上げますと敷地面積、330平方メーター、建築面積、92.54平方メーター、建物構造は木造平屋建て、コロニアルぶきでございます。なお、この地区センターの周辺自治会といたしましてはみどり坂、高幡芙蓉ハイツ、三沢上、長銀住宅、程久保第三の計５自治会、およそ800世帯が近接してございます。

以上でございますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第６号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第６号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地区計画の適用区域の追加並びに区域内の建築物の高さの制限を改めるため、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは議案第６号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

今回の改正は昭和60年、62年に定められました高幡鹿島台ガーデン54地区と万願寺地区に引き続きまして、ここで都市計画で決定されました高幡地区それから下河内地区それから南平地区を追加するものでございます。また地区の特性を考慮いたしまして、一部の地区に建築物の高さの最低限度を設けるものでございます。

それでは新旧対照表で主な点について御説明申し上げます。

12ページ、13ページでございます。第６条でございます。最低限度を追加するものでございます。２項にこれの規定を定めたものでございます。それから８条にも同じく最低限度の特例を追加したものでございます。

次に14ページ、15ページでございます。別表第１に、新たに高幡地区それから下河内地区、南平地区を挿入したものでございます。

次に別表２の中で、特に変わった、今までと変わっておるところを御説明いたします。

20ページをお開き願いたいと思います。高幡地区の中で店舗地区（A）店舗地区（B）と、それから次のページで沿道地区、住宅地区（A）（B）と分かれております。それで、この店舗地区（A）でございますけれども、建物の１階及び２階につきましては住宅及び住宅の用に供するのを制限しております。さらに建築物の高さの最低限度を10メートルと定めております。それから店舗地区（B）におきましては、建物の１階を住宅及び共同住宅をやはり制限しております。高さの最低限度が７メーターという形で定めております。

それから次の24ページ、25ページでございます。南平地区も同じく沿道地区（A）（B）住宅地区と分かれておりますけれども、沿道地区につきましては高さの最低限度を７メートル、それから同じく建物の１階部分は住宅その他の共同住宅の用に供するのを制限しておるということでございます。

概略申し上げましたけれども、以上をもって説明を終わります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第６号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第７号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定、議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第７号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、東京都の心身障害者（児）福祉手当に関する条例の改正に伴い、心身障害者（児）福祉手当の支給額を改めるため、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第８号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について。

本議案は、多摩市に建築している重症心身障害者（児）通所施設の新設事業について、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例第１条の規定にかかわらず資金を援助するため、臨時特例条例を制定するものであります。

議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、東京都の老人福祉手当に関する条例の改正に伴い、老人福祉手当の支給額を改めるため、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、東京都児童育成手当に関する条例の改正に伴い、児童育成手当の支給額を改めるため、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

以上４議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御説明申し上げます。

議案第７号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、別表の６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表をもちまして御説明申し上げます。

まず別表でございますが、区分１でございます。これにつきましては対象者20歳以上の身体障害者の程度１級から２級の方、精神薄弱の程度１度から３度あるいは脳性麻痺、進行性筋萎縮症、これらの方は該当でございます。12,500円を13,000円に改めるものでございます。それから同じく区分の４でございます。これらにつきましては特殊疾病ということで、いわゆる難病でございます。この中で欄中の点頭てんかん及び血友病ですか、これを削りまして、新たに好酸球増多症候群の次に強直性脊椎炎を、それから原発性胆汁性肝硬変の次に重症急性膵炎、先天性血液凝固因子欠乏症を加えるというものでございます。

それから付則でございますが、この条例は、公布の日から施行するということでございます。それから付則の２項でございますが、この条例による改正後の日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例、別表中、心身障害者（児）福祉手当の額に関する部分は、平成３年の４月以降の月分の心身障害者（児）福祉手当の額から適用し、平成３年３月

以前の月分の心身障害者（児）福祉手当の額については、なお従前の例によるというものでございます。それから３項でございますが、新たに、失礼しました。別表４の項中、削られる血友病の部分、それから先天性血液凝固因子欠乏症を加える部分は、平成元年の４月１日から、それから点頭てんかんを削る部分及び強直性脊椎炎を加える部分については、平成２年10月１日から、それから加える部分の重症急性膵炎を加える部分については、平成３年１月１日から適用ということで、遡及適用するものでございます。以上でございます。

次に議案第８号でございます。社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例でございます。

これにつきましては一般条例で規定されております日野市の区域内において日野市民を対象とした社会福祉事業を経営する社会福祉法人に資金を助成することができるという規定になっておりますが、たまたま、ここに提案いたします助成の対象であります第２条の社会福祉法人、日本心身障害児協会は日野市にございませんので臨時特例条例として制定するものでございます。

これにつきましては昭和63年４月に東京都におきまして重症心身障害児の通所事業ということで実施要綱が制定されまして、それに基づく設置でございます。この対象者といたしましては、障害の程度が重度であるため心身障害通所施設に入所できない、未就学児並びに養護学校を卒業した者、または18歳以上の者で、障害の程度が重度であるため、心身障害者生活実習所等通所施設に入所できない方、こういう方たちの通所する施設でございます。これにつきましては社会福祉法人、日本心身障害児協会、これは島田療育園でございますが、ここに設置されます。これにつきましては八王子、町田、日野、稲城、多摩の５市でもって、これら建設に当たっての助成をしていくということでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成４年の３月31日限りで効力を失うというものでございます。

お手元に議案第８号の参考資料としてお配りしてあると思いますが、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の臨時特例規則（案）でございますが、一般規則第３条の規定にかかわらず、3,000万円助成をするものでございます。したがいまして５市で１億5,000万円ということでございます。

ちなみにこの建設費でございますが、総工費７億4,290万ということでございます。そのうち１億5,000万を５市で助成をしていきたいということでございます。建設の場

所でございますが、多摩市の落合2227番地でございます。構造といたしましては鉄筋コンクリート地上２階、延べ床面積1,637.66平方メートルでございます。内容といたしましては生活指導室あるいはグループ指導室、ＰＴ、ＯＴの部屋あるいはホール等でございます。以上でございます。

次に議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては４ページ、５ページ、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。第３条でございますが、70歳以上の者に支給する手当につきましては43,000円を45,000円に、同じく３条の２号でございますが、65歳から69歳の者で所得基準以内の者、この者につきましては36,000円を37,500円でございます。それから同じく２号の中ほどでございますが、ただし書きの部分がございます。規則で定める額を超える者に支給する手当につきましては24,000円を25,000円でございます。それから３条の２項でございます。前条の規定にかかわらず、東京都重度心身障害者手当条例に基づく手当を受給している者、これはいわゆる重度の障害者手当の受給者でございます。この者については24,000円を25,000円に改めるものでございます。

付則につきましては、２項で、この条例による改正後の日野市老人福祉手当条例の規定は、平成３年４月以降の月分の老人福祉手当の額から適用し、平成３年３月以前の月分の老人福祉手当の額については、なお従前の例によるということでございます。以上でございます。

次に議案第10号でございます。日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例でございます。

「10,500円」を「11,000円」に、「12,500円」を「13,000円」に改めるものでございます。

４ページ、５ページ、新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

前条第５条のところでございますが、支給要件児童の区分、前条第１項第１号に該当する児童ということで、これにつきましては父または母の死亡、父母の離婚等による一人親家庭でございます。これらにつきましては育成手当を10,500円を11,000円に、それから前条第１項第２号に該当する者、障害手当でございますが、これにつきましては、常時介護を必要とする状態にある児童で20歳未満で、身体障害者手帳１級から２級あるいは愛の手帳１度から３度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童、これらの方々に対しましては12,500円を13,000円に改めるものでございます。

付則でございますが、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

２項といたしまして、この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、平成３年４月以後の月分の児童育成手当の額から適用し、平成３年３月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例によるということでございます。以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　議案第７号について質問したいと思います。

６ページ、７ページの別表で今部長の方から説明があったわけですけれども、区分の４で難病の点頭てんかんと血友病が削られたということなんですね。で新たに３つの難病が追加されたわけですけれども、なぜ削られたのか、削られた理由。

それから、厚生省が認める難病が数多くあるわけですけれども、その中で支給対象になってない難病もあるわけでございます。そういったものは、どうすれば対象になるのか。いわゆる発生率との関係があることはある程度理解をしているわけでございますけれども、こういった難病の支給を求める場合には市民運動なりあるいは請願なり、そういったことを起こさなければ実現ができないのかどうか、行政側としてその辺の上に対する働きかけをどんなふうにやられているのか、その２点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

説明が不十分で申しわけございませんでした。削られる点頭てんかんですか、これにつきましては、東京都の指定する難病の指定は削られません。ですから治療費については、これは東京都で全額治療費は見ていくということでございます。手当については削るということでございます。

それからもう一つの血友病でございますが、これにつきましては先天性の血液凝固因子欠乏症、この中に包含されるということですので――説明が不十分で申しわけございませんでした。

これらの基準につきましては、すべて東京都の基準ということでそのまま日野市の条例として使わせていただいております。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「後の方の質問」と呼ぶ者あり）もう１点。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　追加された部分につきましては追加されたその理由は私ちょっ

と理解してないんですけれども、たまたま東京都の条例を受けて日野市の条例が制定されておりますので、東京都がこのような改正がなされたので自動的に日野市の条例も改正したということでございます。その理由につきましては把握しておりません。後ほど調べましてお答えしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ちょっと私、質問した内容が舌足らずでおわかりいただけなかったと思いましてもう一度質問いたします。

点頭てんかんと血友病が削られた理由、血友病については包含されたということで、これはわかります。点頭てんかんは手当は支給しないという、この理由をもう一度お聞かせいただきたい。

それからもう１点は、国が認める難病が50近くあるわけでございます。その中に日野市民の中でもそういった難病にかかっている方がいらっしゃいます。ところが、発生率が非常に低いという、こういうことからなかなか国があるいは東京都なりが支給対象に認めないという、こういう難病でございます。当人は大変苦しんでまして治療しないと死んじゃうという大変な難病ですから、そういう方に対する手当等は市民運動なりあるいは請願なりを出さなければ、都や国に対して何ら運動を起こすことはできないのかどうか。行政側としては、そういうところをどのようにして国に働きかけていくのか、その辺を質問したわけでございますけれども、もしお答えできなければ結構ですけれども、答えられないんであれば、それはこんな運動をすれば何とかなるよとか、そういった御指導でもいただければ早速運動を展開したいというふうに思っていますので、その辺の考え方あるいはどんなふうに現行やられているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

点頭てんかんの削られました理由につきましてはちょっと把握しておりません。またこれもあわせまして後ほど御回答いたしたいと思います。

東京都は、これら特殊疾病につきましては厚生省の特殊疾病とほぼ一致するんではないかとは思いますけれども、現在、46項目ほどございます。そんなことで、いわゆる難病指定はそのままでございます、外すわけじゃございません。いわゆる治療費の助成は当然あるわけなんですけれども、手当だけは削られたということなので、その辺につきましては委員会等におきまして御説明していきたいと思います。

それから、いわゆるそのほかにも厚生省、東京都で認められていない難病があろうと

いうことでございます。これらはどういうふうにしたら、どういう働きかけをしたらそういうものが救われるのかという御質問でございますけれども、これら運動の展開、ちょっと今どのようにしたらいいのかというような考えはありませんので、申しわけないんですけれども、お答えにかえさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　往々にして、いわゆる難病で苦しんでおられる状態がありながら、なかなか法を制度の中に取り上げられないということもこれまであるわけでありますし、また傷病者――当事者あるいは周辺からの問題提起で政策化されるということもあり得ることでありますので、我々もなお状況をよく把握をいたしまして市長会という組織を通じるとか、いろいろな方法で実際に欠落しているという状況があれば制度の中に押し上げていかなきゃならない、こういう今の御質問に対しては感じております。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　要望だけしておきます。

厚生省で難病として指定をしている患者さんがいるわけですから、少なくとも国が認めている難病患者については、医療費がもしだめであれば、市としても手当ぐらいは出せるような何か一つ方策を考えていただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　議案第８号についてお尋ねをいたします。

この臨時特例条例は条例、昭和38年制定の20号の臨時特例というふうに読んだわけですが、この条例の20号自体が日野市民を対象にしているかどうかということで議論になったことが何回かあります。それで、これについてのさらなる、要するに日野市外の施設に対する助成ということで私は珍しいなというふうに理解をしているんですが、この実益を教えていただきたいんです。お願いします。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

この特例条例につきましては、過去におきまして例えば立川にございます至誠老人ホームあるいは八王子にあります老人ホーム、それら建設に当たりまして今回の条例と同じように建設資金の一部を助成している。その一部を助成することによってベッドの確保をするということでございます。今回の条例制定につきましても、ここの通所できる障害児等につきましては定員40名でございます。そんなことで５市でもちましてその定員を確保していこう、いわゆるベッドの確保あるいは定員の確保の担保として、結果的に

は資金を助成するというようなかっこうになろうかと思います。そのようなメリットがあるわけでございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　わかりました。そうしますと、今のお話ですと、建設資金についての助成ということでお話を受けたんですが、そうしますと、当然今ここにもあるとおり、これは平成４年の３月31日で終わるわけですが、そうしますと多摩市にできますその施設に対する運用上の応援といいますか、助成ということが一般条例ですね、の要するに条例20号でお願いをしたい、というふうな要請がありましたならば助成ができるんでしょうか、できないんでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ちょっと今の御質問の、申しわけございませんが、もう一度御質問いただきたいんですが、申しわけございません。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　多摩市に設備ができますし、さらに建設資金の助成ということですからこういうふうな条例を設けて対応したということで理解をしたわけですが、でき上がって運営をこれからされていくわけですね。そうしますと例えばこの辺が補修がしてほしいとかいろいろ出てくるわけですね。それは日野市内の中でもそういうものがありますから、それは日野市内の場合ですと条例20号で、本年度はこういうふうな、例えばボイラーがもう機能してないんで市の方が助成してくださいということであるわけですけれども、そういうことが今後こういうふうな多摩市にできますこの施設に対しても、そういうふうなことが考えられるのかどうか、ちょっとその辺教えていただきたいんです。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　今回の助成につきましては、建設費に対する助成でございますので、建設後の運営維持等につきましては助成はいたしません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第７号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給

条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定、議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第11号、日野市青年の森あづみ荘設置条例の制定、議案第12号、日野市公民館使用条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第11号、日野市青年の森あづみ荘設置条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、市民が大自然の中で活動体験を通し、心身のレクリエーションを図るため設置する宿泊施設「青年の森あづみ荘」の管理運営について必要な事項を定めるため、日野市青年の森あづみ荘設置条例を制定するものであります。

議案第12号、日野市公民館使用条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、公民館にホール及び保育室を設置したことに伴い、日野市公民館使用条例の一部を改正するものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　御説明申し上げます。

ただいま提案されました二つの議案について御説明申し上げます。

まず第11号、日野市青年の森あづみ荘設置条例につきまして詳細説明を申し上げます。

議案書の２ページから６ページまでを順次お開きをいただきたいと思います。

第１条は、目的でございまして、豊かな人間性を育てる施設として設置し、その宿泊施設の管理運営について必要な事項を定めたものでございます。第２条は、施設の名称及び位置を定めたもので、名称を「日野市青年の森あづみ荘」と定め、位置は「長野県

南安曇郡安曇村4306番地４」と定めたものでございます。第３条は、あづみ荘が行う業務の内容を定めてございます。第４条は、使用の許可について。

第５条は、使用者の範囲について定め、第６条で使用の制限について定めてございます。第７条は別表に定めたあづみ荘の使用料と使用料の納付について定め、第８条は、使用料の不還付について定めたものでございます。

第９条の使用権の譲渡等の禁止から第10条、使用の取消し等、第11条、原状回復の義務、第12条、損害賠償までは、使用上の注意と義務を定めてございます。第13条は、管理の委託でございまして、公共的団体に施設の管理運営を委託することができることを定めたものでございます。

第14条は、規則への委任規定でございます。付則では、本条例の施行日が確定できないために、施行日を規則に委任することを定めてございます。

次に６ページの別表の使用料について御説明申し上げます。使用料は１人１泊について、大人3,000円から4,200円まで、子供は1,500円と定めました。この使用料は近隣の類似する施設の料金や、現地の宿泊施設の料金等を参考にして定めたものでございます。

なお、宿泊に伴う食事料等につきましては参考資料として御提出してございます日野市青年の森あづみ荘の施行規則（案）の５ページに定める規則第９条関係の別表に食事料１人１泊２食つきで2,500円、冬期の暖房費として１人１泊につき300円と定めてございますので御参照いただきたいと存じます。

続きまして議案第12号、日野市公民館使用条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の４ページ、５ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。第２条の改正は、同条中に定める使用申込書の「別記様式」を削除して、施行規則の方に定めまして条例の整備を図るというものでございます。

次に別表の改正でございますが、条例第８条で、社会教育法第20条に定める公民館事業の目的以外に公民館を使用する場合は、使用料を徴収することが定められております。別表に定める使用料に新たに改修されましたホール並びに増設されました保育室の使用料を追加するものでございます。あわせて婦人実習室の名称を男性の利用に供することから「調理実習室」と改めるものでございます。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　11号の方で御質問したいと思います。

名称の件でございますけれども、これまで（仮称）青年の森あづみ荘という言い方をずっとされてきていまして、この論議の中で名称も正式に決めよう、ということではあろうかと思いますが、この目的の冒頭に、市民が大自然の中の活動云々というようなことがありますように、以前からもいろんな場所で名称についてはこの「青年」という文字は果たして正しいのかどうかということが再三論議をされてきたというふうに思いますが、ここでこういう名称で提案をされるまでのそのあたりの論議経過などがございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　青年の森あづみ荘というふうに仮称で参ってきましたんですが、来年度から改修されます大成荘が少年の森というふうに位置づけてございますので青年の森がふさわしいということで青年の森あづみ荘というふうに名称を決めました。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　そういう説は昔から聞いていたわけなんですが、実際に大成荘の場合は、まさに目的は少年といいますか、そのあたりにターゲットを絞った施設であったわけです。これからも恐らくそうなると思います。ただ、これからつくっているあづみ荘については、青年というよりはむしろ使う人の大半が一般市民であろうし、またこれから高齢化を迎えるということになりますと、むしろ青年よりは別な人が中心になって使っていくんではないかな、そんなようなことも感じられるわけです。

そういうことからすると、この青年の森というのは計画段階からあった名前でそれなりの親しみを持ってきている名前かもしれませんが、そういうことの論議はなかったのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいま申し上げましたとおり、仮称からそのような名称できまして、青少年の体験活動の場としても使用しますし、また市民の保養施設としても使用していくわけでございますけれど、青年の森あづみ荘ということでそのように名称を……（笑声）

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　名称の考え方は今までも意見も承知しておりますが、要するにこの大自然のもとでどなたも青年になったつもりで（笑声）大いに活用していただくということをめどに考えまして、それにふさわしい名称として呼称させていただきたい、

こう考えております。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　どなたも青年になったつもりという大変すばらしい回答をいただいたんですが、例えば今回二番橋を万願寺歩道橋というような形で市民の皆さんに公募して、そしていい名前をつけたということなんですが、それ以上にこのあづみ荘なんかは有料で、しかも大変遠い所に市民の方に利用していただかなければならない施設だと思うんですね。そういうことからしますと、まさにこの名称なんかについては大いに市民に公募して、そしてその段階からＰＲをして、そしてオープンしたときには皆さんに利用していただく、こういう施設こそ大いに事前のＰＲといいますか、そういうものが必要ではないかなというふうに思うんですね。そういう面からも、その結果やはり青年の森あづみ荘ということであれば問題ないわけですけれども、そのもっていき方といいますか、そういう面では非常に疑問もあるわけなんですが、そのあたり、どのようにお考えになっているか、これは市長からお答えいただければ幸いだと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　呼称のつけ方にはいろいろの方法があると思っておりますけれど、私は先ほどお答えをさせていただきましたとおり、かつて日野市には大成荘がありまして、こちらに少年の森と、そうしてまたあづみ荘に青年の森という対称的なエネルギーにあふれる、そういう施設であってほしい、こう願っております。青少年の健全育成ということも重要な課題でもありますし、それから市民一般にお使いなられる、これに何ら支障なり抵触なりあるいは違和感というものはないんではなかろうか、こんなふうに思っておりました。御承認をいただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　名称そのものにこだわるというよりも、先ほどもちょっと申し上げたようなこと、いろいろなことを考えると、やはりステップが大事ではないかなというふうに思いますし、まだオープンするまで時間もあるわけですから、何らかの形で名称もこの場で決定をすることになるのかもしれませんが、まだまだ検討の余地ありということで意見として出させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　全く同感の質問でありましたので、その部分、私もちょっとニュアンス的に市民を対象としていながら青年の森ということがつきますと、我々はまだ青年というふうに感じる部分もなきにしもあらずですけれども、ほとんど無理ですね。ですから抵抗を逆に青年の森だから青年が対象だろう、やっぱりタイトルといいますか、そのものがそういうふうにある以上、どうも抵抗をこれは感じます。どうも行きづらい施設になりそうだなという感じ、これ実感であります。そんなことで、これは委員会に付託をされる部分で私の方からも名称についてはあわせて検討をいただきたいと思います。

視点を変えて、ほかに二、三お伺いします。

業務の中で宿泊等に伴う接客サービスの業務、何か接客、特段に通常行政側が考える中での接客という意味がどの程度範囲をとらえているのか、いかがわしい形をとらえますと大変いかがわしくなりますし、健全なレクリエーションの場ですからそういうことはないんですけれども、接客サービスの範囲、それから共同生活に伴う支援サービス、このサービスの内容といいますか、どの程度までを考えられているのか。

それから使用の関係のことはほとんど宿泊施設ということでとらえてますから、それはそれでこの条例上はいいんですけれども、大変今高速道路等で行きますと本当に昼間のレクリエーションに使うという考え方の部分がこれには一切ないということだと思いますし、もともと市側が考えているのか考えていないのか、要するにほかの所から回って来て、これは泊まるのは午後３時から10時までの段階で、次の日は10時なんですけれども、昼間たまたまあちらの方へ行ったときにこの施設を使うということがありますね。それで昼食の部分は別途考えられていますから、いずれ昼食も提供されるということもあります。そんなことからすると、当然10時以降３時までの間は昼あきますし、必ずそれは継続ではないわけですから、当然そういった使い方が可能なはずなんですね。そのことを一切これは触れてない。条例上も触れてないしすくい上げがないということであります。そこら辺の考え方はどのようになってこれがつくられているのか。

その２点をとりあえず伺えば昼食問題も別として、それからあとあわせて夜、１泊につき食事の関係も2,500円ということで一括であります。大変場合によっては夜遅く入るというようなケースで夕食は要らない、朝食だけお願いしたい、逆に次の日議会があるんで早く帰るから朝食は要らない、こういう事態が当然考えられるんですけれども、そういったことからすれば分けておいた方が、いずれ朝食の料理も出てくると思うんです。そんなことも当然考えられたんだと思うんですけれども、以上の質問についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　お答え申し上げます。

まず第１点目の業務の内容でございますけれど、宿泊等に伴う接客サービスの業務、こういうようなかたい表現でやっておりますけれど、内容は食事の提供等あるいは寝具の提供等、そうした接客サービスをするということが１号で考えてございます。

それから２号の共同生活に伴う支援サービスの業務と申しますのは、学習体験等した場合にいろいろな視聴覚の機材ですとかあるいは登山に行く場合の地図の提供等ですか、そういうような情報の提供等のことを考えてございます。

そのほか３号では野外活動に必要な物とか、あるいは囲碁、将棋、マージャン等の用具とか、そういう物の必要な業務を提供するんだというふうに考えてございます。

それから休憩の関係でございますが、定めてはございませんが、御利用の中で例えば使用の状況とかあるいは食事の用意の状況等を考えた中で、運用の中で休憩の点は考えていきたいというふうに思っております。

それから食事料の2,500円の中で朝食と夕食を分けた方がいいんじゃないかというような御質問でございますが、一応考えといたしましては、夜1,800円、朝700円というふうに考えておりまして、朝立ちをする場合には朝食の700円はお返しをするというふうな形に一応運用上は考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　　わかりました。そういう中で、これはいずれにしても文教委員会の方へ付託になる案件だと思いますので、そちらの方で特に名称の関係を重点に、そしてまた今運用ということで考えられたようですけれども、これだけ条例、規則を提示されて我々はそういう角度で見ますから、ぜひ運用、最初から運用ということでなく、やっぱりこういう規則の中に盛り込むのが当然だというふうに私の方は理解をしてますので検討方をお願いしたいと思います。

最近、朝立ちは私も先ほど事例として出しましたけれども、そういうこともないかと思いますが、そういう事例に遭遇したときに、ことも考えられますので検討をお願いしたいと思います。

それからもう１点、12号の方に絡んで使用の、今度殊さらこの時点で規則にもっていく、たまたま調理実習室の名称変更でありますとかホールその他がふえたので、様式を変えざるを得ない段階だから、あえて今までは規則で、じゃなくて条例で決めていたものを規則に移行させる、そういうもうちょっと細かい、このままあっても、要綱じゃなくて申込書だけを変えればいいというふうに私の方も理解をするところなんですけれども、特段に施行規則の方で定める、要するに別記様式だけを削ったという意図とするところ、ほかの条例にも当然条例で殊さら別記様式ということがなくても後ろに様式を備えている部分のものもあろうかと思いますが、そこら辺にはそれ以外に意図するところがあるのか、ないのか、一応確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　特に意味合いはございませんが、申込書の方が条例で定めてございまして、許可書が規則というふうになっておりますので、一般的に条例、規則、その許可あるいは申し込みの場合は規則で定めているものが普通の通常の例でございますので、そちらに整備させていただいたということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　議案第11号についてお伺いしたいと思います。

使用料の件なんですが、１室を２人以上で使用する場合は3,000円で、１室を１人で使用する場合は4,200円というふうに書いてありますけれども、私も仕事で以前ちょくちょく旅館等を泊まり歩きまして地方の公共施設なんかも泊まりましたけれども、１人で泊まったから、１室を１人で利用したから特別料金を取られたという経験を持たないわけです。したがいまして、ここで4,200円に食事２食つけますと6,700円という額になりますが、これは少々常識的に考えると高いのではないか。一般的に私の見識がないのかもしれませんが、なぜ１室を１人使用の場合を高くしたのか。例えばビジネスホテルなんかでツインルームをシングル利用すると割増し料金を取られるというのはわかります。しかし、和室の部屋に１人で泊まったからそれは割増し料金を取るということが一般通常なのかどうか、その辺お伺いしたいのと、この3,000円、4,200円という額を決めた根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　まず１室１人で使った場合と２人で使った場合の料金の差でございますが、こうした施設、例えば近隣の市等の例もこうした区分になっておりますし、１室定員５人といたしまして一応定めてございますが、１人で使用する場合と２人以上で使用する場合と、なるべく大勢の方に利用していただくという建前からこういうふうな分け方になっております。

なお、料金の定め方でございますが、近隣の類似施設の市を持っているところと参考にして定めたものでございますが、御参考までに申し上げますと、府中の場合が3,000円から段階的に分かれておりまして、１万3,000円までの差がありますが、三鷹の場合

は3,100円から5,150円それから調布の場合が2,700円から4,200円、多摩市の場合が3,500円から8,500円までの間というようになっておりまして、また現地の民宿等の料金も参考させていただきましたが、現地の民宿等も大体食事２食つきで6,000円から7,500円の間が多いわけで、その辺のことを参考にさせていただきました。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　ありがとうございました。だけれど、今、他市のことをおっしゃいましたけれど、例えば１万3,000円とか八千幾らというのが果たして参考な金額になるのかどうか、ちょっと私にはわからないわけですけれども、ちょっと高いな、これが食事抜きで１万3,000円の部屋というのはどんなものなのかなと思うわけですね、公共施設で。それで先ほど言いましたように、周辺の民宿ないし民泊を利用される方が6,000円とか7,000円ぐらいだというふうにおっしゃいましたけれども、やはり私の知る限り、やっぱり5,500円ぐらいが一番公共料金としての泊まりやすい、これは食事つきでですね、額だと認識していたわけなので、民間の確かに温泉つきのところに泊まりますと確かに7,000円とか9,000円というところはあったように、これはもちろん食事つきですけれども、あったように記憶してますけれども、どうしても公共施設ということにこだわりますと少しやや、5,500円というのがいいですが、１人１室利用ということで6,700円というのは高いのじゃないか。その区別する理由についてもう少し明確に理由をお聞きしたいなと思っています。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　先ほどの説明のところでちょっと若干説明不足の点がございましたが、府中の１万3,000円とか多摩の八千幾ら、これは市民以外が泊まるときとか使用するときとか、そういうような場合に、１万3,000円とかというような高金額になっております。

それで部屋を、料金を分けた理由でございますけれど、先ほど申し上げましたとおり、初めての施設の運営でございますので近隣の市のこうした状況も参考にさせていただいてこのように分けた次第でございます。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　あとは文教委員会で審議されると思いますので結構ですけれども、一応私はそういうふうな見解で、少し高いんじゃないかと思っております。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　議案第11号の件につきまして１点お聞きしたいんですけれども、

この使用の制限の第６条のところの１項ですかね、何か民法の条文を見ているような、そのような言葉が出てくるわけですけれども、いわゆる「公共の秩序を乱すおそれがあると認められるとき」と余りこういうような形での使用施設の中でこういうような言葉というのは余り見かけないわけなんですが、どのようなことを公共の秩序を乱すおそれがあると認めるというのは、どのようなことを想定しておられるのか、もしわかる範囲で、ただ漠然と書いたわけじゃないと思いますので、何か想定をしてこういう場合には使用を許可しないのではないかということを考えておられるのではないかと思うんですけれども、わかる範囲でどのようなことを想定して今おられるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　多少かたい表現でございますけれど、やはり公の施設ということで管理していく場合にはこのような表現にならざるを得ないような気がいたします。

どういうことを想定しているかということでございますけれど、一般的に通常の市の施設、公共施設を使うと同じように、皆さんで楽しく使っております宿泊施設に迷惑のかかるような使い方をするであろうという想像に入るものについては許可をしないということでございます。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　私個人の気持ちからしますと、やはりこういうような随分幅の広い概念というんでしょうか、言い方をかえれば、その管理者の考えによってというか裁量によっていかようにも運用できるようなこのような文言というのは、私個人からすると余り好ましくないのではないか。もし、そういうような乱すおそれがあるという場合を想定するのであればもっと具体的に、１何々、２何々とか、そう具体的に書かれた方がよろしいのではないかなということをちょっと今思ったものですから……。

先ほど府中の使用料の件も出ましたけれども、何か府中市ではいわゆる泊めないという理由の中にいろいろあって、何かいろいろトラブルもあったというふうに聞いております。内容的には調べていただきたいと思うんですが、いろいろ人権問題も絡んでくるような、ある意味では。そういうトラブルもあったと私は聞いております。そういうことがないようにということですね。何をもって公共の秩序を乱すおそれがあると認めるかということの、やはり余りにも幅広い裁量権を管理者に与えるということはちょっと私個人としては賛成できないなという、そういう気持ちを持っているものですから、で

きれば委員会の中でそのような点も踏まえて議論をしていただきたい、このようにお願いいたします。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今のやりとりでお聞きしたいことがあるんですが、市の施設で既に旭が丘に設置されておりますかしの木荘、この利用者は市長命令によってお酒を飲んではいけないということになっているわけです。今回のこのあづみ荘の場合にはお食事等は提供されるわけですが、そういう種類の提供も含んでいるというふうに考えていいのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　酒類の提供はいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　食事を提供する宿泊施設ということになればこれが初めてだと思うんですね。旭が丘のかしの木荘の場合には自分たちで食事を用意するということになっているんですが、向こうはお酒はだめだ、こちらはお酒は提供するということで、市長、それでよろしいんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この施設の性格は、雄大な自然環境のある中で活力を養っていただく保養施設であります。したがって、度の超えない範囲である程度の活力は満たしていただく、そういうことは差し支えない、こんなふうに思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　日野のお年寄りには酒を禁止して青年には酒は構わないという、この矛盾した考え方はどこかで整理をすべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　常識の範囲でということで物を考えたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　11号について意見を述べたいと思います。

先ほどからの名称の件でお２人の方から出てますので、ぜひ委員会で御検討していただきたいんですが、事前にいただいた予算案の資料を読ませていただきますと、収入と支出の割合が約４対１というかなりの差になっていますので、一人でも多くの方に来てもらわないと困るという、こういうことから意見を述べたいんですが、名称なんですけれども、先ほど沢田議員の方から出た青年の森ということなんですけれども、よく聞かれるのに、大成荘はどこにあるんですか、ということを聞かれるんですね。ですからどこでもいろんなところを見ても、どこにあるんだというのがまず魅力ある一つなんですね。じゃああそこ行こう、あそこなら行こうとかね。そういうことですから、できればあづみ荘の場合には目の前に乗鞍があるということで、例えば乗鞍高原あづみ荘とか、あるいは大成荘の場合には八カ岳があるから八が岳大成荘とか、こういうふうにいうと、ああ、あの辺にあるんだなという、じゃあ行ってみようかという、こんな形にもなりますので、それぞれ青年の森、少年の森も結構でございますけれども、ぜひ愛される、一人でも多く利用していただくという、こういうことから、ぜひそんな名称もひとつ委員会で御検討していただきたい、このように思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第11号、日野市青年の森あづみ荘設置条例の制定、議案第12号、日野市公民館使用条例の一部を改正する条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時52分　休憩

午後７時53分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第13号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第５号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第13号、平成２年度日野市一般会計補正予算第５号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市一般会計補正予算第５号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ23億2,063万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を424億3,117万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいま議案の13号につきまして、市長から提案がありましたとおりでございますが、詳細をできるだけ簡単に私の方から説明を申し上げたいと思います。

平成２年度日野市一般会計補正予算第５号でございます。補正額につきましては、23億2,063万8,000円ということでございます。

なお、繰越明許につきましては以上の中に記載のとおりで、２表で説明を申し上げたいと思います。なお、３条につきましては債務負担行為の補正でございます。第３表で説明を申し上げたい、というふうに思います。地方債の補正は、第４条で掲げてございます。

それでは、ページの２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。

まず、第１表の歳入歳出予算補正でございます。

歳入については、ここに記載のとおり市税、利子割交付金、財産収入、あるいは寄附金、諸収入のうちの市預金利子等が大きな理由でございます。

なお歳出分につきましては、契約差金を中心として不用額等の減額、増額部分につきましては基金の積立、用地買収、あるいは区画整理の繰り出しが主なる理由でございます。

なお、４ページ、５ページにつきましては、第２表の繰越明許費でございます。浅川公会堂の基本計画につきまして、仮称ではございますが、947万6,000円を繰越明許をする。懇談会の進行とあわせまして、まだそこまで至っておりませんので繰越明許をお願いするものでございます。

なお、下の項の２の道路橋りょう費につきましては、この事業名でございます二番橋の新設部分、建設省の委託の関係で多少の事業が遅れますので繰越明許をする、というものでございます。

なお、５ページの上段部分、債務負担行為の補正でございます。これは、追加分としてここに掲げた事項をお願いするものでございます。なお、第４表の地方債の補正でございます。補正後のとおり確定によっての変更をお願いするものでございます。

以上、内容につきましては、10ページ、11ページ、歳入でございます。

特に12ページ、13ページの目の固定資産税でございますが、説明欄記載のとおり償却資産の増加に伴う収入増ということでございます。

なお、18ページ、19ページ、目の利子割交付金でございます。歳入の増は大幅でございますが、御承知のとおり、これは預金の利子、利率の改定等に伴っての、当初の東京都の予測計上で計上させてもらいました。実質この補正額をお願いするわけでございます。

なおページを飛ばさせていただきますが、34ページ、35ページでございます。目の２の利子及び配当金でございます。補正額を５億強の補正でございます。説明欄記載のとおり、おのおの基金の利子等の歳入でございます。

なお、次の36ページ、37ページ、目の１の不動産売払収入につきましては、流域下水道の浅川処理場の用地の売払いの歳入でございます。なお、その下の目の１の一般寄附金でございます。説明欄記載のとおり公共公益施設費、公共施設費分で９件、公益分で13件、あわせて22件の１億6,462万の歳入増でございます。

なお38ページ、39ページでございます。目の１の市預金利子でございますが、現金の運用益の収入でございます。

なお40ページ、41ページでございます。下の目の５の雑入部分だけ説明いたします。説明欄の下から２番目、新井地区センターの移転補償費としてここに歳入を計上させていただくものでございます。

それでは44ページ、45ページにまたがる歳出でございます。特にこの歳出部分につきましては、全体的に契約差金、あるいは不用額の整理、歳入増の関連におきましては基金の積立、区画整理事業への繰出しというような内容が主たるものでございます。特にこのページでは、説明はありません。

46ページ、47ページでございます。目の１の一般管理費の中で、これはすべて人件費に関連する部分を総体的に御説明を申し上げたいと思います。

平成２年度12月の補正予算において給与改定、期末勤勉手当の改正及び率の変動に基づいた増額は、お願いしたわけでございます。しかし、退職者の増加等の関連もありまして、一般管理費のうちの特に47ページの職員手当分が増額の補正をお願いする、というものでございます。

なお減額部分については、全体的な人件費につきましては人事異動、中途退職者によ

る職員の減というのが主なる人件費関係の内容でございます。

52ページ、53ページ、説明欄の節の25の積立金、15億2,573万7,000円でございますが、説明欄記載のとおり積立金をおのおの、この基金にさせていただくものでございます。

なおページを飛ばさせてもらいますが、56ページ、57ページ、目の10の公会堂費でございます。節の18の備品購入費で500万の不用額を出しております。これは平成２年度の当初予算の中で、全く500万をピアノの購入のために計上させてもらいました。しかし、ある程度、この500万範囲では、なかなか目的のピアノが買えないということで不用にさせていただきまして、平成３年度、レベルアップしたものを購入していく、というものでございます。

なお、74ページ、75ページまで飛ばさせてもらいます。

節の13の委託料でございます。減額部分が5,100万強でございますが、特に説明欄の下欄部分、特養老人ホーム「浅川苑」の管理運営、あるいは「浅川苑」のサービスセンターの管理運営、これは平成２年度が最初の予算でございます。そういう中での不用が生じた部分をここに主に減額するものでございます。

なお78ページ、79ページでございます。

目の13の国民健康保健事業費でございます。減額数字が大幅でございますが、28の繰出金でございます。特に国民健康保健の特別会計の繰出金、この内容につきましては、医療費の減による減額内容でございます。

なお80ページ、81ページでございます。目の２の児童措置費の中での節の20の扶助費でございます。民間保育所分ということで国基準支弁額を3,200万の補正をお願いし、減額部分もあるわけでございますが、昨年、単価アップ、単価改定がなされてのアップということで、ここに歳出をお願いするものでございます。

なお88ページ、89ページ、目の２の予防費でございます。予防費の中で節の11の需要費の医薬材料費、あるいは13の予防接種集団式ということで減額があるわけでございますが、集団接種等に関連しての人員の減によるもの、あわせまして医薬材料もおのずと接種者の減に伴っての減額でございます。

なお94ページ、95ページでございます。下の部分の目の１の病院費でございます。補正額をここにお願いするわけでございますが、説明欄記載のとおり負担金につきましては、人工透析に関係する人件費の減、補助金につきましては都の補助増、あるいは外来収益、貯金利子等の増に伴っての減額でございます。

なお102ページ、103ページをお願いしたいと思います。目の１の土木総務費でございます。その中の節の19の負担金、補助及び交付金の中での減額でございます。ここに説明欄記載のとおりでございますが、当初の計画を２期実施するということで来ました。しかし、最終的には１期しか実施できません。これは建設省との関係もあるわけでございますが、１期につきましては３年度以降に計上をさせてもらっております。

なお104ページ、105ページの中で目の３の道路新設改良費でございます。１億1,500万の減額でございますが、節の17の公有財産購入費、道路用地でございます。これは地主との話し合いに努力したわけでございますが、この年度には実施できなかった。よって継続的にまだ話し合いを続けているわけでございますが、３年度への予算を送っていただく、というものでございます。

なお108ページ、109ページ、３の河川新設改良費の減額理由でございますが、節の15の工事請負費でございます。おのおの南平10－３号水路改修、これも地主との話し合いの不調部分、豊田用水の転倒堰につきましては建設省との話し合いの不調のための理由でございます。

なお112ページ、113ページでございます。特に、目の中で５の下水道費の繰出金の減、流域下水道等の負担金の関係でございますが、当初より少なくなったための繰出の減でございます。特にそこは略させていただきます。

114ページ、115ページでございます。目の７の公園整備費でございますが、特に13の委託料の減額内容、１番、委託料の下の部分、多摩動物公園の北門開設に伴う導入路調査、これは調査を実施しておりますが、調査あるいは面積等の縮小によっての減額でございます。その下の17の公有財産購入費につきましては、ここに面積記載のとおりこれを買収する。公有財産として購入するという補正のお願いでございます。３億6,331万2,000円という数字でございます。

なお122ページ、123ページの目の４の林間施設費の減額部分でございますが、節の中の13の委託料、ここに説明欄記載のとおり、おのおのの契約差金でございます。

なお136ページ、137ページ、目の４の学校建設費につきましても節の15の工事請負費、おのおの工事、あるいは整備を終わりました、その契約差金を減額させていただくものでございます。

なお、最後に154ページ、155ページでございます。目の１の元金でございます。これは支出するわけでございますが、土木債、教育債、おのおの繰上償還をしております。土木債につきましては３件、教育債につきましては２件という内容でございます。

なお、下の２番目の目の利子につきましては、説明欄記載のとおり一時借入金をしな

かった、ということでの減額でございます。

なお、一番最後の目の１の開発公社助成費でございます。この補正につきましては、豊田南及び西平山の区画整理に伴う公共用地の先行でございます。それの後期分の銀行からの借り入れの利子の補てんという、後期分の補てん分の額でございます。

以上、雑駁でございますが、補正予算第５号につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　115ページの多摩動物公園北門開設に伴う導入路調査、この件でありますが、この多摩動物園は当然東京都のものであります。そして、そこに道路を取りつけようとして、この用地も買収するということでありますが、この件については東京都とお話し合いを進めているのかどうか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　ただいまの御質問でございますけれども、ここについては多摩動物公園の方と協議をして測量等に入っているわけでございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　そうしますと、この件について私、この間、園長が来たときにちょっとお話ししたんですね。そうしたら、園長は知らないようだったんですね。そういうことでどうなっているのかな、と私思ったもんですから今お聞きしているわけなんですが、そうすると協議に入って、そして取りつけ道路ができる方向で動いているのかどうか……。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答え申し上げます。

多摩動物公園、それから東京都の方の公園課等と協議をしておりまして、今現在どのような形で南平丘陵公園から取りつけをしよう、というふうな形の図面を作成をしている、というところでございます。これについては多摩動物園の方でもそういう話について、ハイキング道路と接続するということは基本的によろしい、という答えもいただいております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　１点だけ伺います。

先ほど説明は特段になかった部分なんですけれども、77ページのコミュニティ費の中

の負担金、補助及び交付金の中の青少年育成活動170万円の減額でありますけれども、これは新しい事業の、要するに地域の育成会の関係だと思うんですけれども、170万ということで、もしそうだとすれば１地区に100万ずつで８地区だったうちの170万であるのかどうか、そういうことであれば70万という端数がちょっとあれなんで、どんな状況でこの170万の減額であるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　170万の減額につきまして、１点は、現在８地区ということで準備を進めてきておったところでございますし、また予算的にも８地区に対する予算を持っておったわけでございます。そういう中で、１地区につきましてまだ発足を見ておりません。そういうような状況で、１地区につきましては補助金交付をできない状況に置かれた、ということでございます。

余す70万についてでございますが、大変申しわけございません。具体的なことについてちょっと不勉強でございました。ただ、活動の状況によりまして、補助金全額を使用できなくて返還してきているものと思われるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　１地区はまだということ、それから、詳しいことは別としても補助金の返還があったというような、これも定かでない、という状況の中でありますけれども、私の方の視点とすれば、この問題は意向のときの段階が多少無理があるんじゃないかな、という視点で質問もしております。そういう角度ですから、なおさらこの部分には私は目を向けていたわけですけれども、ぜひ、この１地区がまだという状況の早期の解消と、それから地域活動――結局100万という金額というのは大変な、地域の活動の状況によっては大きな金額だったわけですね。今までもっと低い数字のものが一遍に100万に上がった、という現状があるわけです。大変行政主導型で、早く組織をつくれというような無理の面があったんじゃないか、というふうに私はとらえております。

ぜひ、そのものの組織はいいわけでありますので、それぞれの地域が充実し活動が青少年に向けてなされるように、ぜひ御指導と、こちらに向けての協力をお願いをして質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　職員手当の増額がありますが、理由として退職者が多かったという御説明でした。定年退職者は既にはっきりわかっているわけですが、途中で日野市

役所をおやめになる方が非常に、考えていたよりもふえたのかどうか、退職者の数等についてお答えをいただければと思います。

それから、日野市企業公社の準備事務臨時職員の雇い上げ、これはきのうもお聞きをいたしましたが、減額されております。だんだん忙しくなるはずなのに臨時職員の方は雇わなくなった、ということで、これもちょっと奇異な感じがするわけでありますが、きのう要求をしていただきました書類、きょう、朝、卓上にありましたので拝見をしておりますが、結局、日野市企業公社はことしの１月１日に出発、発足をしたけれども、この規約にあるところの予算書というものは存在をしない、ということになると思います。出された書類は、これは一般会計の支出額の明細でありますので、もう残り１カ月、つくる予定はないのかどうか、この点、この補正に絡めてお聞きをいたします。

それから、もう一つ、きょういただきました資料で役員の一覧表があります。砂川助役以下、佐藤智春収入役まで顔も名前もよくわかる方がずらっと並んでおられます。ただ所属について、長谷川企画財政部長はそのまま役職が書かれておりますが、糸川部長は学識経験者、大谷部長も学識経験者、以下議員のＯＢの方も学識経験者、藤浪――前の総務部長もまだ職員でいらっしゃるんですが、学識経験者、どうしてこういうことになるのか、同じ職員でありながら所属が違う、これをいかに御説明になるのか、お聞きをいたします。

それから、もう一つ、今説明があったと思うんですが、特別養護老人ホーム「浅川苑」の減額の理由、大幅な減額があるわけですが、もう一度、減額の理由について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、退職金に関しましてお答えをいたします。

まず、平成２年度の当初予算でございますけれども、４億4,982万円を計上いたしました。それで、不足を生ずるということで昨年の12月に805万2,000円の補正をしたわけでございます。今回、8,051万円の補正をするわけでございます。合計いたしますと５億3,838万2,000円でございます。

執行の内容でございますけれども、４月から１月にかけまして12名、普通退職をしております。この中には課長クラス等も入っていたわけでございまして、１億3,519万956円執行いたしまして、そのほか、この３月末で定年退職をします職員が13名ございます。これにかかる予算が３億5,215万4,000円でございます。それで総予算から差し引きます

と、５億1,003万7,000円余るわけでございますけれども、この年度末になりまして急な普通退職が出るということで、この５億1,000万円を保留している、ということでございます。

特に年度末の退職といいますと、共働きのだんな様が転勤等がございまして急に奥様が退職する、というような事態が往々にしてあるわけでございまして、現在そういう計画で今予算を計上した、ということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の企業公社に関連しての御質問でございます。

昨日来、いろいろと御質問を受けているわけでございますが、予算書の関係でございます。一つは、私の方も規約にきょうお配りさせていただきました。この企業公社につきましては、１月１日に任意で発足いたしましたが、原則的には、いずれ法人化を目標にするということでございます。そういう法人化の指導とあわせて地方課の方の指導もいただきながら一定の書式を考えました。よって、その中での規約を作成したということの経過もあるわけでございますが、いずれにしても予算関係の、そこに予算というものは関連するわけでございます。私の方も本来なら新年度を迎えた中で正式に発足をすればよかった、というふうには思っては反省しております。

しかし、一つの事業をやる中で、あづみ荘の竣工が６月30日というふうになっております。できるだけ夏場を市民が利用するということで、まだ正式なオープンは決まっておりませんが、その準備のための事業計画を進める意味で理事会を発足し、企業公社を発足した経緯がございます。よって予算の関係につきましては、現行の中での企画財政部の予算の中で執行し、あるいはきのう来、講習の問題を言われております。その分につきましては平成２年の４月１日に日野市嘱託員に任ず、ということの辞令も交付している、というような経過もあるわけでございますが、予算関係の問題につきましては、当日理事会に星野監査委員も出ておりますので、なお一層その辺を整理をしていきたい。

しかし、なかなか、議会に提案してやはり企業公社に予算をつけるという形になりますと、今年度の３月までにはなかなか不可能だろう、というふうには思っていますが、意見は監査委員さんの意見を求めていきたい、というふうに思いますので、ぜひ御理解賜りたいと思います。

また、役員の構成でございます。本来企業公社の役員につきましては役職では２名だけで、４名の方を学識経験者としました。本来であれば当然学識経験者、一般から選ぶ

ことが筋かと思いますが、しかし、やはり市役所の中のセクションの中での当面学識経験者という形をとりまして、生活環境部長と社会教育部長にお願いするような役員構成を図りました。これにつきましては、今後学識経験者をどうするかという問題につきましては、なお検討をさせていただきたい。特に、とりあえず理事会を開催する、あるいは事業を遂行する目標を持って早くと急いだ理由もあるわけでありますが、そういう中での学識経験者の報酬も予算化してなかった理由もあるわけでございます。とりあえず役所の中での学識経験者２名を理事として選考した経緯でございます。よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　75ページの特養老人ホーム「浅川苑」の管理運営費並びに浅川苑サービスセンターの管理運営費の減額について御説明申し上げます。

まず特養老人ホームにつきましては初めての事業ということと、24時間体制をとるというようなことから若干光熱水費に過大の予算計上がございました。そのため光熱水費だけで1,253万という減額でございます。

また、入所者に対します管理でございますけれども、紙おむつを予定しておりましたが、ボランティアの協力が得られまして、ほとんどその布おむつで紙おむつを購入しないで済んだ、ということでございます。それらが減額の主な理由でございます。

それからサービスセンターの方でございますが、これにつきましては、当初人件費といたしまして11名分を見込んでおりましたが、実際には８名の人員ということでとどまっております。そのための人件費の減でございます。それから、特養老人ホームと同じように光熱水費が若干過大な見込みをされていた、ということでございます。

それから賃金でございますが、これらについては理学療法士ですか、これらを予定しておりましたが、特養老人ホームの方のＰＴ、ＯＴで兼務で行えたということでございます。

以上が減額の主な理由でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　総務部長にお尋ねいたしますが、普通退職なさった職員、年度初めの４月から12月までで12名ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）12名、さらに転勤シーズンを迎えて定年退職者ではない普通退職者が、まだ今後年度末には出る、ということで５億円の残りはあるがここで補正を組む、という説明です。それは予算運用の面でわかるんですが、毎月１人ずつ職員の方が定年を待たずにおやめになっているというのは、

1400人からの職員が働くこの市役所で、その程度のいろんな事情でおやめになる方はあるのかな、という感じもしないわけではないんですが、いろいろな希望や夢を持って働いておられる方が、その仕事を全うしないで毎月平均お１人は、日野市役所よ、さようなら、ということでやめておられるわけです。

市長は、この程度は仕方ないというふうにお考えかどうか、市長の部下のことですが、どうですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一番異動の多いのは看護婦、病院看護婦であります。それから若い女子職員等に、いわゆる結婚とか家庭の事情で育児の専念のために、というような理由がままあるように承知しております。そういう範囲でこういう状況が発生しておる、というふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　女性が多いということですが、短期間でおやめになる場合には退職金というのは、そんなに高額にはならないわけですね。12月に補正を800万余計上して、ここでまた退職手当の増額補正が必要になるというのは、ちょっとわからないんですが、その辺、もう少しつじつまが合う、また理解できる説明を、実態とそれから予算措置の面をあわせて御説明をしていただきたいと思います。

それから、実際、看護婦さんが多いのかどうか、もう一度――市長を疑うわけではありませんけれども、御回答をお願いいたします。

企業公社の関係のことは、きのうから指摘をしておりますので、今後きちんとやっていただくということを望むしかないわけですが、予算書が存在をしないとか、それから報酬を支給するその決まりがありながら、公社からは出さずに市の予算から出している。全く別の人格を持つこうした組織が混同されているわけですね。この点をきちんと改めていただきたい、ということを希望として申し上げておきます。

あづみ荘の運営にも職員を配置する、ということになっているわけですが、これは、この理事の中から派遣されるのかどうか、これは来年度のことになるわけですが、この役員の方の中からどなたかあづみ荘に行くのかどうか、その点を御回答をお願いいたします。

それから「浅川苑」についてですが、減額の理由は、当初見積もりが行われた時点では光熱費等の過大な見積もりがあったということで、これは新しくスタートした事業、施設ですからわかります。24時間体制ということで、これも私ども承知しているわけで

すが、医療体制は、実際にはどなたが、どういう組織が対応しておられるか、医師、看護婦等の配置はどうなっているか、その点わかる範囲で結構ですが、回答をお願いします。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

この退職金でございますが、予算といたしまして予定をしておりますのが５億3,800万円でございます。そのうち４月から１月までに執行いたしましたのが12名、１億3,500万円、以下は切り捨てでございます。それで、今後、定年退職分が13名ございまして３億5,200万円でございます。これを差し引きますと5,100万円の留保がある、ということになるわけでございます。この件については、いわゆる２月以降、年度内に退職する者に充てるということでございます。

それで普通退職の内容でございますが、もちろん病院のほか市長部局の職員がございまして、男女を問わず、おおむね男女半々ぐらいだと思います。それで各部課に所属は分散をしております。

それから、病院関係につきましては病院の会計の方から支出をする、ということになっております。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　２点目の御質問につきましてお答えいたします。

企業公社の今までの御質問等につきましては、それを踏まえまして早い時期に改めていきたい、というふうに思っております。質問の中身としては役員の中から安曇野に行くのか、という御指摘でございます。新年度予算、あるいは企業公社の中では、公社の職員を雇った中で安曇野に公社が派遣する、という公社職員ということでございますので、今の時点では理事の中から行く、という考え方はございません。公社の職員を雇い上げた上で公社の職員を安曇野に派遣する形を考えています。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　福祉部長お答えします。

「浅川苑」の、特養老人ホームの職員でございますけれども、29名でございます。この内訳といたしましては、ちょっと細かい資料は持ち合わせがございませんので、内容だけについて申し上げますと、職員29名のうち寮母、あるいは嘱託医、マッサージ師、ＰＴ、ＯＴを含んで29名でございます。

それから、在宅サービスセンターの方につきましては職員14名でございます。これらについては、事務職員あるいは指導員等でございます。

○議長（小山良悟君）　　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　この普通退職のことを私最初に質問したときに、市長は看護婦さんが多いんだ、というふうにおっしゃったんですが、私も――人件費はちゃんと病院の方に別にありますから、念のためにお聞きしたら、どうも違うようですね。もう一度、市長から何かお答えがあってもいいんじゃないかと思うんですけれども……。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　市職員全体ということで、少し思い違いをしてお答えをしたわけでありまして、看護婦が非常に異動が多いということを感じておりましたもんですから、そのことに触れたということであります。

○議長（小山良悟君）　　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　ですから、看護婦さんは全く頭から除いていただいて、毎月お１人ずつ市役所を去っておられるというのは、どういうふうに市長としてお考えになるか、ということをお聞きしているんで、このくらいの数は、どうしても毎年出ているんだ、ということなのかどうか、その点をお聞きしたかったわけです。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　特に分析をした結果、ということではございませんので、現実の姿がそういうことで推移をしている。今のところはそういうふうにしかお答えができません。なお、ひとつ分析をしてみたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　　ことしおやめになった方を私何人か、いろいろ、この議会を通して存じ上げている方もありますが、同じ日野市内でまた別の仕事をして、会社に勤めて働いていらっしゃる方もいらっしゃいます。生き生きと仕事をなさっております。分析をぜひされた方が私はいいと思うんです。指摘をしておきます。

それから、「浅川苑」特養ホームの人事配置のことは、今、部長からお答えいただきました。私は、医師、看護婦の配置はどうなっているか、ということを主眼にお聞きしたんですが、これはどうなっていますか。

○議長（小山良悟君）　　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　医師につきましては常勤ではない非常勤だと思いますが、内科と精神、１名ずつ嘱託医として……。それから、看護婦については多分６名だったと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　特養ホームには24時間、医師が配置されているんですか。これは特養ホームの運営、それから、いろいろな厚生省の基準とか通達のようなものがあると思うんですが、非常勤で嘱託ということで対応しておられるようなんですね。必要に応じて医師が配置されてくる、ということですか。常時はいらっしゃらないわけですね。医師があの施設には勤務しない状態がある、というふうに理解していいんですか。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　正確なお答えができなくて申しわけございませんが、たしか常勤でなくてもよろしいということで、多分週に何日か出勤される、という非常勤の嘱託というふうに認識しております。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　医師会にお願いをいたしまして、医師会の推薦で市内で開業しておられる女医さん２名が必要な勤務をしていただいておるということでありまして、パート勤務の嘱託だというふうに見ております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　医師会にお願いをして２名の女のお医者さん、女医とおっしゃったのはそういう意味でしょ。必要に応じて来ていただくということなんですか、どういうシステムになっているかちょっとわからないんですけれども。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　医師は有資があり必設という原則があります。今の「浅川苑」の勤務態様は条件を満たしておる、というふうに承知しております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　福祉部長も市長も、この「浅川苑」には大変力を入れて取り組まれている。議会でもいろんな議論がありました。そういう中で医師、看護婦等の医療専門職の人が必ずこの施設には常に配置されている、というふうに私は理解をしていたんですが、２名の方が毎日フルタイムでいらっしゃるということは、ちょっと考えられないわけです。医師会でなにか交代して輪番制のようなことでおやりになっているのかどうか、もっとわかるような説明をお願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の承知しておる範囲でお答えしておるわけですが、輪番制

でお勤めをいただいておる、ということです。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　輪番制でお２人の方が24時間対応をされるというのは、ちょっと無理ですね。そのほか医師会からも別の方がお見えになることがあるのかどうか、一番大事なことじゃないですか、医療の専門家がどのようにこの特別養護老人ホームには手当てされているか、ということは。何か、はっきりしませんね。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　担当者から説明をするのが一番正確なわけですが、必要な条件は満たしておるというふうに承知しております、ということと、それから実務といたしましては、推薦いただいた２名の女医さんが勤務をしていただいておる、とこういうことであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　必要な基準は満たしている、というその必要な基準というのは何ですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　医師が勤務をしておられる。これは、常勤という形ではなくても医務室があり必要な医療行為がなされておる、ということが必要を満たす条件だ、というふうに理解をしております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　必要な基準や必要な措置はきちんとやっている、というふうに市長はおっしゃいますが、もちろんそうでなくちゃいけないし、そうだろうと思うんですね。ただ、今のお話をつなげていきますと、お願いしている方は女医さんがお２人いらっしゃる、というのは今わかりましたし、医師会にもお願いしているということはわかりました。その女医さんお２人と医師会との関係がちょっとわからないですね。

それから、こういう施設の場合には、24時間いつでも医療行為ができるような状態でこういう施設は構えていなくてはいけないのではないか、というふうに思うんですけれど、医師の方がその「浅川苑」にいらっしゃらない時間帯も一日のうちには――例えば深夜だとか早朝だとかある、というふうにとっていいのか、また、それでも基準は満たしているということになるのか、ちょっとその医師や看護婦さんがどういう状態でお勤めになっているかが描けないんですよ。どうですか。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

正確なお答えができなくて全く申しわけございませんでした。

体制といたしましては、夜間につきましては夜間寮母が２名待機しております。夜間の寮母です。それから医師につきましては、先ほど申し上げました内科の先生、あるいは精神科の先生、この２名の方が交代で週に３日、昼間勤務されております。それからあと、協力医療機関といたしまして花輪病院、あるいは市立病院、それから、多摩の桜ケ丘にあります天本病院ですか、これが協力医療機関ということで、緊急の場合にはいつでも対応できる、というような協力体制をとらせていただいております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それで、この基準やこの特別養護老人ホームの施設としての機能をちゃんと発揮していくためには、これで問題は全くないわけですね。法的にも、それからいろんな基準と照らしても……。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　定員50名以下の施設については、要件をすべて満たしております。

○議長（小山良悟君）　ほかに質疑はありませんか。黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　大変細かいことで申しわけございません。今、古賀議員の方からも質問があったかと思いますが、私はけさ、この企業公社役員名簿が私どもに配られてきまして、ぱっと見た瞬間に大変奇異に感じました。この学識経験者が、５名の方が名前が載っているわけでございますが、そもそも、この学識経験者として選出される人々というのは、一体どういう人が選出をされるんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　企業公社の理事の推薦の内容でございますが、確かに今御質問のあるとおり、学識経験者ということになりますと、かなり広範な当然知識を持っている人が妥当だろう、というふうに思います。

しかし現行の中での行政の範囲としては、やはりセクション、セクションの中で、十分それに値するというような中での学識経験者としてお願いした経過でございます。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　市役所の中でいろいろな、何々審議会だとか、いろいろな市民から出てきたり議会からも選出されたり、庁内からの部長の皆さんが出ていく。しかし現職の部長さんが、現職で学識経験者として名を連ねたものというのはないんじゃない

か、と私記憶しているんですが、それで私も非常に奇異に感じたわけです。これを見てみますと、なにか長谷川さんと前田さんがいかにも学識がないように見えるわけです。ほかの３人があって、全くないみたいに。

学識というのは学問と見識だそうです、これ。学問から得た豊かな知識、これが学識、これを経験している人が学識経験者として選ばれるわけです。それは、だから中山さんが秦さんがどうかということは別にしまして、部長の皆さんが現職で学識経験者として出ていくというのは、いかにも私はおかしいんじゃないか、学識があるないにかかわらずおかしいんじゃないか、という気がするんです。しかも、先ほど言いましたように今までそういうあれはなかったんじゃないですか。いかがですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　発足の体系を整えるということが、まず基準でございました。当て職で、つまり何々部長という当て職の編成ではなくて、将来、異動も人のかわりもありますので、学識経験者ということで幅を持たせて編成の基準にした、とこういうことであります。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　幅を持たせてとか、何か非常に言いわけがましいように聞こえるわけですが、何かここへ来て、先ほど来、いろいろと指摘をされているように、何かつまらないミスといいましょうか、指摘をされるようなことが多々あるように思います。どうか、ひとつ、この辺もしっかりと是正をしていただきたいことを要望しておきます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　教育費関係にかかわることで、ちょっと御質問させていただきたいと思います。

ページで125ページ、この項目に当てはまるのかどうかというのもちょっと疑問があるんですが、７番の賃金のところの巡回指導員というところ、これは、私が今確認したい内容からすると警備的な要素が絡むので、ここと直接関係あるかどうかわかりません。もし違っていたらそれなりの御指摘をいただきたいのですが、特に小学校、中学校関係で学校開放といいますか、グランドですね、特に。小学校や中学校によって開放時間が違うのかもしれませんが、20校ある小学校、あるいは８校ある中学校の朝の門を開く時間、それから夕方の時間ですか、夕方の方は明確になっていないのかどうかわかりませんが、その辺は一律なのか、それとも学校によって差があるのか、まず確認をしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　　125ページの巡回指導員につきましては、今おっしゃったものとはちょっと違うものでございます。

それから、私、はっきり自信を持ってどの学校も一緒ということは、今はちょっと申し上げられないので大変恐縮です。固い時間の認識を持っていませんので、また後ほど。

○議長（小山良悟君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　それでは、時間の方は後で確認をしていただきたいんですが、実は、こんな声がありまして、例えば小学校で８時前には学校に来ちゃいけない、グランドに入っちゃいけない、というようなことで、これは学校によって違うのかもしれませんが、そういうことで制約を受けている。

そうしますと、家庭では子供をできるだけ早く寝かせて早く起こして、というようなことで、早く起きても学校にも行けない。いっとき学校で起きる事故との絡みで、なるべく――言い方は悪いかもしれませんが、来させないぞというか、かかわらないところに子供さんを置いておいて、それで目の届く範囲だけで管理をする、ちょっとうがった見方かもしれませんが、そういう風潮がなきにしもあらずということで、現在も多少そういうことがあるのかな、というような懸念があるんですが、親からしてみましても本来学校が一番安全な――ましてやこういう交通事情のときであれば、しっかり囲いのある学校ですから一番安全に遊ばせておける場所である、というように思うんですね。もし、それが何らかの理由で制約をしているということであるなら、やはりちょっと問題ではないのかな、というふうに思います。

ここで時間が何分でなくても結構なんですが、考え方の基本としてやはりその辺は非常に大事なことではないのかな、というふうに思いますので、ぜひ検討していただきたい、ということを提起させていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　先ほどの関連で、もう少し質問させていただきます。

今回の歳出の部分の減額というのは、私が市議会へ出てきて一番多い金額だと思うんですね。先ほど民生費の件について、おむつとかそういうものでボランティアの人で浮いた、これは大変ありがたいですね。しかしながら、道路橋梁費とかこういうものは、要するに取りつけ道路が不備なために工事に入れない、そういう部分があるわけです。こういう中で、ざっと見積もると大体13億円ぐらいのものが減額になっておるわけです。それが平成３年度にやらなければ済まないというような――先ほど道路の改築部分とか

そういうものがありましたですね。そういう面で私は、ちょっとこの仕事の進め方に何か問題があるんじゃないかな、と思うわけです。

だからそういう面で、民生費についてはお聞きしました。この土木の関係の減額になった部分で、作業をちょっと過っていた部分もあるようですから、このあたりで教育の中にもこういう部分が、作業の進め方がちょっと間違って減額になっている部分があるんじゃないかな、ということを感じるもんですから、とりあえず土木費、そして衛生費、それから教育費、このことについて、ちょっとわかる範囲で教えてください。

○議長（小山良悟君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　建設関係で土木費ということが出てまいりましたんですけれど、この道路ができないからこういう減額が出たんではなかろうか、というような御質問の趣旨ですけれども、私の方の担当しているこの補正予算の中では、特に公有財産の購入で9,500万ぐらいの減があるわけでございますけれども、これについては、道路用地の買収において地主さんとの御了解がまだ得られない、というふうな形で減額が出ている、というふうな一つのあれがあるわけでございまして、その他については、さほど延長が短くなったとかそういうのはございません。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　衛生費の関係でございますが、保健衛生費、これにつきましては、やはり検査等におきます受診者の見込みに対します実施数が下回った、ということによります余剰金というのが主たる減でございます。そのほか契約差金というようなことがあるわけでございますが、主たるものは先ほど申し上げましたとおり予算上の予定数を下回った形での受診者実数ということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　　教育費関係についてお答えします。

教育費関係の補正前の予算が78億5,569万7,000、こういう大変大きい金額でございますが、補正の減額につきましては１億6,726万9,000ということで、パーセントにいたしましては二、三パーセントではないか、というふうに思います。

主なるものとしましては、第五小学校の工事の契約差金等がやや大きいわけですけれども、総体的には２％前後の残りの集計でこのような数字になっております。

○議長（小山良悟君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を

終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第13号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第５号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第14号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第14号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第３号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ6,831万円を減額し、歳入歳出予算の総額を43億7,942万円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、平成２年度の国民健康保険特別会計補正予算第３号につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出6,831万円を減額するという内容でございます。歳入歳出ともにこの時点で額がほとんど確定してまいりましたので、増減の補正ということになるわけでございます。

８ページ、９ページでございますが、これは国民健康保険税１、２、それぞれ滞納繰

越分の減額でございます。当初におきましては63年度以前の繰越額と平成元年度の繰越見込額を計上しております。平成元年度の収納率が予定より上がりましたので繰越が少なくて済んだ、ということで減額でございます。

10ページの国庫支出金、12、13の給付費交付金、都の支出金、それと14ページ、15ページの共同事業交付金、これにつきましては、それぞれの機関でもって額の決定がございましたので、それぞれ補正をさせていただきました。

14、15ページの下の欄の繰入金でございます。その節の２の、その他一般会計の繰入金でございますが、減額で１億7,673万6,000円でございます。国保事業の安定化を図るために市の会計から繰り入れている、というものでございますが、前年度繰越金の関係から繰入額が少なくて済むということになりました。平成２年の繰入額は３億8,851万4,000円で、何とか賄えそうだ、ということでございますので減額をしております。

16、17ページの繰越金でございますが、２のその他の繰越金、これは前年度の繰越金ですが、途中まで1,538万4,000円開いてありましたけれども、最終的に２億2,688万5,000円、これを全部開かせていただくというものでございます。

18、19ページ、歳出でございますが、歳出の方では22ページ、23ページをお開きいただきたいと思います。国保の会計の大部分を占めます保険給付費でございます。これについて若干説明申し上げます。

１の目１、一般被保険者療養給付費でございますが、これは1,988万円の増額の補正でございます。当初は前年度の５％増というものを見込んでおりましたけれども、最終的に8.89％程度になるということでございます。若干不足いたしますので補正をお願いしたい、というところでございます。

２の退職被保険者等療養給付費でございますが、こちらについては逆に13％見込んでおりましたけれども、10.44％増で抑えられるという見通しがついてまいりました。

３の一般被保険者療養費でございますが、これは窓口払いで、これも発生主義でございます。月を追って実績を計算しましたら700万ばかり減額できそうだということで減額をお願いしたわけでございます。あとはほとんど不用額と、それから若干返還金がございます。

28ページ、29ページ、予備費でございますが、なお、まだ国保事業では12月分から３月分までの４カ月の支払いがどうしても残っております。緊急な対応ができますよう予備費に4,300万繰入をさせていただく、という補正でございます。

簡単でございますけれども、よろしく御審議をお願いします。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第14号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第15号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億7,871万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億6,502万3,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　それでは、議案第15号、日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

歳入歳出事項別明細書に基づいて御説明を申し上げます。

38ページ、39ページでございます。国庫補助金、それから都補助金でございますけれども、これは補助金の額の確定に伴う変更でございます。

それから、次の40ページ、41ページ、都委託金、これも額の確定に伴うものでございます。

それから繰入金でございますけれども、各事業の歳入歳出の調整をさせていただきました。特に５節の万願寺第二区画整理費の繰入金でございますけれども、今年度、事業認可が遅れております。４月に認可が予定されておりますので、大部分減額をさせていただいております。それから、繰越金は特に説明はございません。

諸収入でございます。保留地処分金でございます。10億595万6,000円の減額となっております。この保留地処分をこの３月１日に行っております。全体で、３月に行ったのが3,513平米行っております。その金の入るのが契約をしてから90日以内という形になっておりますので、ここで減額をさせていただくものでございます。

それから負担金でございます。46、47ページでございます。万願寺地内のキャブシステム建設に伴う負担金ということでございます。これは都市計画道路３・４・８号線、一般にモノレール路線と言われている路線でございます。無電柱化を図っております。その無電柱化を図っているそれに対する東京電力、それからＮＴＴの負担分でございます。

それから、歳出に入らせていただきます。

48、49ページでございます。このうち19節、助成金でございます。四ツ谷前土地区画整理事業、それから落川土地区画整理事業の減額をさせていただいております。これは事業認可がやはり遅れております。ちなみに四ツ谷前の方は、６月頃を認可の目途としているところでございます。

次に50、51ページでございます。万願寺区画整理事業でございます。ここで３目の事業費でございます。委託料４億2,546万9,000円の減額という形になっております。これは区画整理業務の委託という形で、これは新都市建設公社に委託をしている部分でございます。当初の計画で、８億9,957万9,000円当初予算で計上している、このうち３億7,546万9,000円を減額する。この一部分につきましては公社の立替で今年度は賄っていく、というふうに考えています。

それから高幡地区、52、53ページでございます。事業費、13節の2,042万円の減額になっております。高幡の区画整理事業につきましては、補助金の形態が東京都の交付金対応の事業という形になっております。したがいまして、補助金が新都市建設公社の方へ直接入るような仕組みになっておりますので、補助金が増額されることによって委託料が減額されてくる、こういう仕組みになっております。その2,042万円の減額という

ことでございます。

それから、54、55ページでございます。豊田につきまして、事業費でございますが、17節の公有財産購入費、これは豊田南の事業用地を買収するものでございます。総体で4742.5平米、今年度買う予定でございます。

次に56、57ページでございます。これは先ほど説明したとおり万願寺第二事業認可が６月にずれる関係で、大部分減額をさせていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第15号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第16号、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億4,553万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を67億6,770万円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願

いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは議案第16号、日野市下水道事業特別会計補正予算案について説明いたします。

歳入歳出それぞれ２億4,553万4,000円を減額するものでございます。事項別明細書に基づいて御説明申し上げます。

まず68ページ、69ページでございます。これは使用料でございます。前期４月から９月までの実績に基づいて計算をして補正をするものでございます。

それから、国庫補助金、都補助金でございますけれども、これは補助金の確定によるものでございます。

次に72ページ、73ページでございますけれども、雑入でございます。還付金、これは消費税の還付金でございます。

それから市債でございますけれども、対象事業の確定による減額補正でございます。

次に74、75ページでございますけれども、この委託料の減額、これは下水道料金改定に伴う経費を後年度に送ったということでございます。それから負担金、補助、これは流域関連公共下水道維持管理負担金、1,360万、これは南多摩処理区の多摩市に支払うものでございます。

次に、76、77ページにつきましては特に説明はございません。額の確定に伴う補正でございます。

以上、雑駁な説明でございましたけれども、これで説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第16号、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号、平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第17号、平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出及び資本的収入及び支出に3,712万3,000円を減額し、収益的収支及び資本的収支の予定額を30億4,711万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　それでは議案第17号、平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号について御説明申し上げます。

まず、第２条でございますけれども、収益的収入及び支出の予定額を3,583万9,000円減額補正させていただき、その結果、予定額が29億2,748万2,000円と相なる補正でございます。

第３条の資本的収入及び支出につきましては、収入において935万8,000円の増額補正をし、支出につきましては128万4,000円の減額ということでお願いするわけでございますが、その結果、収入、支出の差は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするわけですけれども、今回の補正によりましては、その額は4,040万6,000円と相なるものでございます。

次に84ページをお開き願いたいと存じます。詳細を説明させていただきます。

収益的収入の中で、病院事業収益、項の医業収益でございますが、外来収益を増額補正するもので、その内容といたしましては、当初予算において、患者１人当たり１日6,050円と見込んだわけでございますが、決算状況を見まして１人当たり6,150円見込めますので、それに基づく補正額でございます。

医業外収益につきましては、預金利息3,500万の増額分と、それと今まで以上の増額分と東京都から来る補助金の増額を加えまして、また後ほどまいります支出において計数整理の結果、不用額を合わせますと、一般会計からいただく補助金6,544万5,000円を返済するものでございます。

次のページ、支出でございますが、医業費用のうち給与費でございます。退職金の捻出のため節の組みかえをさせていただくものでございます。退職者は定年４名、中途退職者は12名でございます。そのうち看護婦が８名でございます。次に経費でございますが、３月の決算見込みを立てまして減額補正するものでございます。

次に、88ページの資本的収入及び支出でございますが、まず収入の中の一般会計の支出、64万2,000円の減は、支出の方の建設改良費の契約差金による減額に見合う２分の１の額を補正するものでございます。

次に国庫支出金、1,000万円の増額になっております。これは運輸省からまいります交通事故対策としての補助金でございます。昭和63年、平成元年、平成２年という３カ年にわたって補助金がついたわけでございますが、交通事故関連医療機器の購入のための補助金でございますが、これにつきましては、当初予算に購入予算として計上しておりますので、ここでは収入のみの補正ということでございます。その結果、資本的収入と支出の差額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしていたわけですけれども、収入増によって補てん額が減少するものでございます。

これをもちまして説明を終えさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　当初予定をした事業でできなかった事業があるかと思うんですね。平成２年度の市長の所信表明の中では、人工透析とか簡易ドッグですとか、こういったものが、大々的に市民に対して説明されながらできなかった、ということについて、その原因についてどういう努力をされたかということと、どうしてできなかったか、ということについての御説明をいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　お答えいたします。

まことに遅れて申しわけございませんが、人工透析の施設につきましては、当初、早々にやる予定なわけでございましたけれども、内科のお医者、また臨床工学技士がなかなか見つからなかったということで、幸いにこの３月にやっと見つかりまして、あわせま

して人工透析の設置の設備費投資、あるいは工事費につきましては、これらの先生方の御意見を賜って工事した方がやりやすいだろう、ということで、それらの先生方をお待ちしたわけで遅れてしまったわけでございます。

それに伴いまして、先ほど補正予算の中で御説明申し上げましたように、一般会計からちょうだいをする負担金はここで返上し、この工事とあわせまして臨床工学技士の採用によりまして、新年度早々この人工透析施設を設置していきたい、という考えでございます。大変遅れてきたことを率直におわび申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第17号、平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第18号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第３号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2,670万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億1,874万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（日野義人君）　それでは、議案18号、日野市受託水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

ただいま提案理由で説明がございましたように、2,670万6,000円を減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては100ページ、101ページのところをお開きいただきたいと思いますけれど、歳入の関係で都の支出金、水道事業委託金で2,585万の減額補正ということでございます。これは歳出予算の減額に伴う都の委託金の調整減というふうなことでございます。

それから下の諸収入の関係では、下水道使用料徴収事務委託金が85万6,000円減額ということで、これは下水道使用料徴収事務の委託金の確定に伴う調整額でございます。

次に歳出に移ります。

102ページ、103ページの関係でございます。

１番の浄水費で983万4,000円の減額でございますけれども、これの主なものは給料関係の人件費の関係で、ここで当初予算で一般職の職員20人分が計上されていたわけでございますけれども、旭が丘、それから三沢の浄水所が多摩平浄水所の方に統合されたことに伴いまして、浄水費のこの科目の職員が４名減になりまして、16名になった関係の人件費の減額が主なものでございます。

それから、２の配水費の関係で1,364万3,000円の減額になりますけれども、これは人件費の関係では、浄水費の方から振替の職員２人分が増額になっておりますけれども、需用費の関係、それから工事請負費の関係で減額になる、というふうなことで、増減で1,364万3,000円の減というふうなことでございます。

それから、104ページの３番の給水費、それから４番の受託事業費、この関係につきましては人件費の調整でございます。

それから、５番の業務費では９万1,000円の増ということでございますけれど、やはり人件費の諸手当の関係と、それからその他の支出の関係の増減で９万1,000円の増ということでございます。

それから、次の106ページ、107ページ、水道改良費につきましては356万7,000円の減額補正ということでございますけれど、この減額は人件費の関係と、それから委託料の関係で、増減で356万7,000円ということでございますけれど、これは都市計画道路の工

事の先送りに伴います配水新設工事の設計、それから都道の監督事務費の減額によるものでございます。

以上でございますけれど、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第18号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第19号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算第４号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算第４号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億2,262万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を43億1,561万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　福祉部長、御説明申し上げます。

議案第19号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算第４号でございます。

歳入歳出予算事項別明細書によりまして御説明したいと思います。

116ページ、117ページをお願いいたします。歳入でございます。年度内の執行がほぼ確定が見込まれますので、ここに減額補正をお願いするものでございます。

まず歳入の支払基金の交付金でございます。これにつきましては、歳出の医療費給付費の減額、２億2,246万2,000円に対応いたしますところの支払基金交付金の医療費の交付金でございます。これにつきましては、歳出の70％が負担割合となっておるところでございます。

それから、目の２の審査支払手数料交付金でございます。16万1,000円の減額でございますが、これは歳出の審査手数料10割の交付金の減額でございます。

次の款の２の国庫支出金でございます。医療費の負担金でございます。これにつきましては、歳出の医療給付費に対しますところの負担割合20％の相当額でございます。

次の118ページ、119ページでございます。都の支出金でございます。これも同じく歳出の医療給付費に対しますところの負担割合0.5％でございます。

次に款の４の繰入金でございます。これにつきましても、東京都の支出金と同じように負担割合が0.5％というものでございます。

120ページ、121ページをお開きいただきたいと思います。款の諸収入加算金でございます。これは医療機関等の不正請求によるところの加算金でございます。

次の122ページ、123ページでございます。諸収入でございます。第三者納付金でございます。これらは交通事故等に対しますところの損害賠償請求権に基づいた第三者の納付金でございます。

その次の目の２の返納金でございますが、不当利得に対するところの徴収でございます。

それから124ページ、125ページでございます。歳出でございます。医療費、医療給付費２億2,246万2,000円の減額補正でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付

託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第19号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号、平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第20号、平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算第１号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,058万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,556万3,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御説明を申し上げます。

議案第20号、平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算第１号でございます。

歳入歳出事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

132ページ、133ページでございます。歳入の款１、会費でございますが、30名の増ということで６万円の増額補正をさせていただきました。

それから、134ページ、135ページは省略させていただきます。

136ページでございますが、歳出でございます。共済見舞金の1,375万5,000円の減でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　この見舞金制度の関係について、ちょっとお伺いいたします。

大変減額が多いというふうなことで、これは数字的に見ますと、元年度においても、事業がスタートしたということで見込みの関係に大幅な違いがあったということで、実質的に金が出なかった。その部分については前年も減額をしてあります。

そして、今回この数字を見ますと、会費についてはほとんどその差は出ないわけですけれども、一般会計繰入金、今回の減額については当初の予算に対して64％の減額、つまり36％だけしか市が持たない。当初予算にすれば36％ということで、残りの部分が結果的には減額等にされているわけですね。元年度においても2,632万9,000円組んだところが、実質的に、要するに一般会計の繰入金は695万8,000円しか、要するに26％しか市は持ち出しをしていない、そういう状況であります。これは結果が、要するに入院の対象となる人が少なかった、といえばそれまでのことでありますけれども、どうも総体の会費、それから一般の繰入金、それから、要するに支払った総額に対する、一般的に見る一般会計からの繰入金が、ことしの今の時点でもこれを逆に700万しか実質的に出ないという形になりますと、27％、つまり３分の１にも満たない。要するに人のふんどしで相撲をとってしまった事業、というふうに、要するに会費は皆さんから徴収して、当初のスタートでは2,000円払っていただいて、市が2,000円持つ、そしてそれを充てていくんだ、ということでありながら、結果的に――要するに会費で、極端なことを言えば賄っていってしまう、という現象がこれ出てくるわけですね。要するに市が持ち出しをしてない、ということになるわけです。こういう体制であっていいのかどうか、そこら辺、根本的に見直す必要があるんじゃないかということですね。

例えば、これから出されるであろうところの来年度の予算等を見ても、市の持ち出しは900万、会費は1,700万、とにかく現実が市の持ち出しというものがほとんどいらない、という状況になってくると思うんです。逆に、そして先ほど一般会計の段階では、繰入金の部分でちょっと私も目が足りなかったんで、その一番最後の407万2,000円は、もう既に一般会計へ繰り出ししてしまう、という状況がもうここにあるわけです。逆に言えば、会費も下げ市もそれなりに見合った形をしていけば、こういう繰り出しの留保なりをすれば全然その会費なんかいらないで見舞金ができていってしまう。こういう結果が将来的にはなると思うんですよ。

そこら辺の、繰出金をどの程度で抑えていこうとするのか、要するに抑えようとすれば市の繰入金はあくまで当初に組んだものに近い、あるいは会費に見合ったものは最低限出して、その余った部分といいますか、そのものを留保していく、というような一つの制度の見直しの部分につながってこないと、自分たちの会費だけでやっていく互助会

的な性格に、極端なことを言えば変えちゃったっていいんじゃないか、というようなことも出てくると思うんですけれども、そこら辺の見解についてとりあえずお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

実は、この制度につきましては平成元年度から導入した制度でございます。制度の導入に当たりましては、前年の老人保健のレセプト等を精査いたしまして積み上げて、予算を計上したわけでございます。

しかし、平成元年度におきましては相当額の不用額が出たわけでございます。この原因について我々いろいろ検討してみたんですが、制度の発足ということでＰＲの不足もあったんではないか、ＰＲの不足と、それから年度末にかなり申請されてない方の駆け込みといいますか、そういうようなものがあるんではないか、ということを懸念しておったんですが、結果的にはＰＲの不足もなかったようでございますし、申請を忘れていたようなこともなかったんではないか、というふうに考えております。

と申しますのは、平成２年度の決算の見込みにおきましても、前年に比べまして申請件数にといても若干ふえている程度でございます。金額にいたしましても130万程度ですか、大体3.78％程度の伸びではないかと思います。

老人医療の方の伸び率は、大体５点四、五％ではないかと思いますが、それ以下というようなことで、これから大体このような数値で推移していくということが考えられますので、平成３年度の予算編成に当たりましては、前年度対比で25％程度減額いたしまして計上したわけでございます。

会費と、それから一般会計からの繰入金につきましては、これから見直し、あるいは検討していかなければならないところでございますが、制度そのものは、お互いに会費を出し合って、不幸にして入院等された場合には、お互いの会費をもってお互いを助け合う、という精神に基づくものでございますので、会費と繰入金の関係がどの辺が妥当なのか、なかなか難しいところでございますが、いずれにつきましても、その辺について今後課題として受けとめて検討していきたい、というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　確かに動き出してからの問題とか、それから精神とか、そういっ

たものはもう十分承知をして、我々もいろいろ、この問題は議論いたしましたし、2,000円上積みの問題というようなことで相当論議をしたわけです。今の福祉部長じゃなくて、前の山崎部長のときにこれがスタートしたわけですけれども、結果的にこういう数字があらわれる。要するに繰入金部分が本当に少ない。当初の段階だと、見合った形である程度スタートしたと思うんですよね。そこら辺の趣旨がもうどんどん下がっちゃって、もうとにかく会費でいいんだ、互助の精神はそれはそれでいいんですけれども、そうじゃなくて、市側がやっぱりこの事業をスタートさせて、市が出す金が会費よりはるかに下回って、30％を３分の１にも満たないような状況の費用負担しかしてない。だとすれば、自分たちがやっているんだ、ということにしちゃって市がお金を出しているというふうな方がよっぽどすっきりして――逆に福祉だ、福祉だと言いながら――だったら、この新年度予算も今言うとおり900万しか出さない、会費は1,700万という事態があるとすれば、それこそその部分の半分、要するに会費は半額にして結構です、そして市の方で繰入金として出してやっていきます、とそういうスタイルをとるのならば市がやっています、ということで胸を張って言えるような事業なんですけれども、まるきりこれ逆になっちゃっていますよね。

これから新年度予算も検討されますけれども、ここで、その一般会計の繰り出しなんていうのもあるわけですから、普通ならばこの部分をもっと下げておいて留保する。そういった形で最終の決算のときに次年度への繰越で持ってくる。繰り越した去年の数字だって必ずしも会費の方から出たのだか市の持ち出しから出たのか、要するに繰入金の部分が残ったのか、なんて明らかなものじゃないわけですから、そういった意味からすればほとんど会費でやられている。こんな感じがすごく強いと思うんですけれども、市長、これについてどういうふうに思いますか。私の説明しているのは十分承知していると思うんですけれども、今後に向けての関係……。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この仕組みを発足させて、経験を２年ほど積んでおるわけでありまして、この仕組みの発足たるや――老人医療がかつて無料であった。それに対しまして毎月の初診料現行800円、それから入院経費、個人負担１日400円、こういういわゆる個人負担という形が生まれてまいりました。それに対応して国は、自治体が施策として直接にそれらの経費を支出するということは全国的な統一レベルを崩す、ということで一方に厳しいムチの指導もある。それらのことをくぐる、というと語弊はありますけれども、避けるために公費で健康管理手当をふやし、それを会費として共済金の原資

に支出していただく、こういう内容であります。

したがって、会費分あるいは事業経営のための公費支出分ということはあるわけでありますが、私はこれからの高齢社会のことを考え、もうしばらく様子を見たい。そして必要な判断をしてよろしいんではないか、こんなふうに思っております。

日野市独自の特色のある仕組みでもありますし、原資はすべて公費によって賄われる、という性格の事業でありますので、慎重を期しながら取り組んでいきたい、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　今の、市長の経過を見る、というようなことの中で一応の了解はするわけですけれども、原資は市だと言いながら、要するに1万4,000円相手に払って、2,000円を相手からもらっているんですね、市が。つまり一回手を市から離れたもんですから、それは1万4,000円出したときは市でしょう、健康管理手当。だけれども、1万4,000円払って2,000円を相手方から会費としてもらっているんですよ、市が。そうなった以上、個人のものを市がいただいているんでしょう、領収書を出しているんですよ、市は。だから市の金だなんて言えませんよ。全然認識が狂っているんじゃないですか。スタートから市長のもくろんだ1万2,000円、そして1万円だけ出して2,000円は取りましょう。これとスタートだって同じでしょう。そのものは変わらないんですよ。もう少し市長として、はっきりした姿勢の中で発言をしてもらわないと困りますよ。

この点については、一応、今後検討するという中の問題としてとらえますけれども、ぜひ認識を改めていただきい、そういうことを申し上げて終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第20号、平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後9時54分　休憩

午後10時45分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、3月11日の日程といたします。

次回本会議は3月11日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午後10時46分　延会

3月11日　月曜日　（第3日）

平成3年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第3号）

3月11日　月曜日　（第3日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成3年3月11日（月）
午前10時開議

（議案上程）

日程第1	議案	第21号	平成3年度日野市一般会計予算について
日程第2	議案	第22号	平成3年度日野市国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案	第23号	平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について
日程第4	議案	第24号	平成3年度日野市下水道事業特別会計予算について
日程第5	議案	第25号	平成3年度日野市立総合病院事業会計予算について
日程第6	議案	第26号	平成3年度日野市受託水道事業特別会計予算について
日程第7	議案	第27号	平成3年度日野市老人保健特別会計予算について
日程第8	議案	第28号	平成3年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について
日程第9	議案	第29号	日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案	第30号	日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案	第31号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案	第32号	市道路線の廃止について
日程第13	議案	第33号	市道路線の認定について
日程第14	議案	第34号	（仮称）二番橋新設その4工事委託契約の一部変更について（第2回変更）
日程第15	議案	第35号	学校管理下における旭が丘小学校児童の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について

（報告）

日程第16	報告	第1号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

（推薦）

日程第17			日野市農業委員会委員の推薦について

（請願上程）

日程第18	請願	第3－1号	大阪上2丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情
日程第19	請願	第3－2号	2学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配

置を求める請願

日程第　20　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１から第20まで

午前10時22分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより議案第21号、平成３年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第21号、平成３年度日野市一般会計予算について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、418億8,026万6,000円で前年度に比較して27億3,713万円、７％の増となっております。

歳入は、市税が64.4％を占め次いで都支出金、繰入金、利子割交付金等で構成されており、一方、歳出を見ますと民生費が22.8％、土木費が19.6％、教育費が17％、総務費が15％の順となっております。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　歳入歳出全般及び第２表債務負担行為、第３表地方債の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは議案第21号、平成３年度日野市一般会計予算について説明を申し上げます。

１ページをお開きいただきたいと思います。まず第１条でございますが、総額については、例えば市長の方から提案のあったとおりでございます。第１表の歳入歳出予算につきましては、後ほどページを追って説明をさせていただきます。

第２条では、債務負担行為を第２表の中でお願いするものでございます。

第３条の地方債につきましても、第３表の中で御説明を申し上げたいと思います。

なお第４条の一時借入金につきましては、前年同様５億円を定めたいというものでございます。

なお第５条につきましては、歳出予算の流用部分につきまして例年同様、お願いするものでございます。

それでは２ページ、３ページお願いしたいと思います。第１表の歳入歳出予算でございます。歳入部分につきましては、おのおの款の中で市税以下16の市債まで内容はある

わけでございますが、この平成２年、あるいは２年から３年にまたがっての比較対照表につきましては、402ページに記載したとおりでございますので、御参照いただきたいということをお願いしておきます。

なお１番の市税でございますが、特に市民税関係、固定資産税関係の多少の伸びがあるということでございます。

款の３番の利子割交付金でございます。これにつきましては、貯金利子等の増額によりまして７億900万の増額をしたものでございます。

なお８番の使用料及び手数料につきましては、項の１の使用料でございます。住宅使用料の中の増額部分につきましては、あづみ荘の歳入部分を見込んでの増額がございます。

なお３ページにつきましては、13の繰入金でございます。項の２の基金繰入金、一般会計の繰り入れを24億950万お願いするものでございます。

15の諸収入につきましては、項の５の収益事業収入、大幅に伸びておりますので、ここで25％のアップの要件を見込みました。

なお４ページ、５ページでございます。特に歳出部分につきましては後ほど申し上げますが、６番の農業費の減。

７番の商工費の増、これは預託金の増額によっての増でございます。

なお５ページの款の９番の消防費につきましては、大幅に伸びているわけでございますが、防災情報センターの予算計上をここで行っているものでございます。

12の諸支出金につきましては、項の２の公営企業費の中で開発公社の利子補助をここに計上させてもらっているものでございます。

なお６ページ、７ページでございます。第２表の債務負担行為につきましては、防災情報センターの建設、仮称ではございますが、日野駅西第５自転車駐車場の新設、大成荘の改築をここで債務をお願いするものでございます。

以下、その下の二つにつきましては、例年どおりでございます。

なお７ページの第３表の地方債でございますが、４事業につきましてお願いするものでございます。

それでは歳入に入らせてもらいます。10ページ、11ページでございます。まず、お断りを申し上げる部分につきましては、平成３年度の予算につきましては、事業別予算を初めて計上させていただきました。歳出の中に入る前に多少触れたいと思いますが、それに合わせまして歳入部分も整理をしておりますので、よろしくお願いしたいと思いま

す。

なお、一部訂正箇所がございますが、お手元に正誤表をお配りしておりますので、また説明の中で訂正をお願いするものでございます。なお多少、この活字が、小さくて見にくい部分があろうかと思います。事業別予算の編成に当たって、ページ数がかなりふえるというような見込みの中で、活字を一部小さくさせてページ数を少なくするために考えました。しかし最終的には、予算書のでき上がりがこのような形になりました。次年度からは、なお一層活字を大きくした中で考えていきたいというふうに思います。

それでは２の歳入でございます。款の市税分。１の市民税、目の１の個人でございます。ここに記載のとおり、多少の増になっております。

なお目の２の法人につきましては、既に12月に減額をお願いしておりますので、それに関連しての当初対比では減ということでございます。

12ページ、13ページ、目だけの説明でいきたいと思います。目の１の固定資産税でございますが、説明欄記載のとおり、土地の評価替え部分あるいは償却資産の多少の伸びによっての増額計上でございます。

なお14ページ、15ページ、目の６の都市計画税でございます。１の都市計画税につきましては、説明欄記載のとおり、前年同様の税率で当初計上しておりますので、御理解賜りたいと思います。

なお18ページ、19ページでございます。目の１の利子割交付金でございます。既に御説明しているとおり、かなりの増額になっております。当然これにつきましては、東京都の通知をいただいた中での予算計上を見込んでおります。

なお24ページ、25ページでございます。項の使用料でございますが、この説明につきましては略させてもらいますが、当然実績計上と、設置条例の節の区分によっての順序を変えてここに記載をさせていただいております。

なお26ページ、27ページ、目の６の教育使用料でございます。節の３の青年の森あづみ荘の使用料をここに新たに計上をさせてきただきました。

なお34ページ、35ページでございます。項の２の国庫補助金でございます。目の１の民生費国庫補助金につきましては、節の１、心身障害者福祉費補助金でございます。これは、国の歳入としては初めて計上するものでございますが、制度上の改正が行われまして、過去、都費として４分の３していたものが、制度の改正に伴いまして、国が２分の１に変更になり、東京都が４分の１ということで、具体的には２行目の、心身障害者（児）家庭奉仕員等の派遣事業費関連で２分の１と記載している部分につきましては、

すべてそういう制度改正に伴ってのものでございます。

なお36ページ、37ページでございます。幾つか先ほど申し上げました制度改正部分に伴っての関連があるわけでございますが、一番上段部分、説明欄の――失礼しました。そこは説明欄記載のとおりで省略をさせていただきます。

なお目の３の土木費国庫補助金でございます。ここは前年対比で減額でございますが、市営住宅等の建てかえの完了がしております。なお一部残っておりますが、そのような当初予算との減額でございます。

なお４の教育費の国庫補助金につきましても、第五小学校の改築に伴っての減額部分が大きな理由でございます。

なお38ページ、39ページ、節の５の中学校建設費の補助金でございます。説明欄のところの３番目、ここに平山中学校の食堂新築ということでございます。ここは新たにここに計上したものでございます。

なお42ページ、43ページでございます。特に10の都の支出金につきましては説明はございませんが、前年対比で増額の大きな理由としては、東京都の基準単価の改定に伴ったものでございます。

なお46ページ、47ページ、説明欄の一番上段部分、節のところで市町村振興交付金、初めて振興交付金を当初予算に計上をさせていただきました。これは、あづみ荘の関係、小中学校施設の改修に関連してのものでございます。

なお目の２の民生費都補助金につきましては、節の１の心身障害者福祉費補助金、新たに新設された２施設、説明欄の５番目、おちかわや、虹の家、これが新規でございます。その下、同じように二つの項目がございますが、合わせましてこれも新規でございます。

なお52ページ、53ページにつきましては、節の３のコミュニティ施設費の補助金、新設部分をここに計上させていただいております。

なお５の児童福祉費の補助金につきましては、基本額のアップ等によっての多少の増額がございます。

なお56ページ、57ページ、目の４の農業費の都の補助金でございます。比較対照の中で減額でございます。前年度までに都市地域農業生産補助事業の完了に伴っての減額の理由でございます。

なお66ページ、67ページをお願いしたいと思います。項の２、基金の繰入金でございます。目の１、２、３、おのおの基金から24億950万を事業推進に当たって基金の取り

崩しを行いたいというものでございます。

なお72ページ、73ページ、先ほども歳入の中で少し申し上げましたが、項の５の収益事業収入でございます。目の１の競輪、競艇事業収入、これは実績に基づきまして計上をさせていただきました。

なお74ページ、75ページでございます。目の５の雑入でございます。特に説明欄のところで４行目、浅川苑老人措置費負担金でございます。これは、この歳入につきましては、当然歳出が絡むわけでございますが、支出につきまして同額措置費として東京都社会福祉振興財団に出すものでございます。よってそれを、同じ同額をこの雑入の中で受けるというシステムになっておりますので、そういう形での初めての計上になるわけでございます。

76ページ、77ページ、市債でございます。目の１の土木債の中で説明欄の上から２番目、（仮称）日野駅西第５自転車駐車場用地取得ということでございます。道路用地あるいはこの用地、防災センターの用地を含んで高騰分を見込んでございます。

なお78ページ、79ページでございます。３の歳出に入らせていただきますが、既に新規事業等の関連では、各会派の予算説明もさせていただきまして資料もお手元に配っております。ページの中で一部ここに計上しているという部分だけ簡単に説明を申し上げたいと思います。なお総括的には、款・項予算比較につきましては、これは裏側の403ページを参照願いたいと思います。これによっての構成比はそこに記入のとおりでございます。特に人件費に関連して平成３年度の予算書の関係につきましては、人件費部分で給料、平均昇給率は2.8％を見込みました。給与改定分は１％ということでの編成を行いました。特に人件費部分、職員手当あるいは期末勤勉手当等を含んで総体的には9.1％の増でございます。

なお、説明欄で説明を申し上げたいと思いますが、特に事業別予算を組んだわけでございますので、説明欄の中で例えばこのページで申し上げますと、１、議員報酬というようなことでございますが、これは事業名と、この事業に対する下の内訳が予算で、おのおの丸で囲んだ数字が節区分でございますので、この節の総トータルは、この事業の丸で囲んだ部分を全部合わせますと節の総額になるという意味でございます。特にこのページは略させていただきます。

86ページ、87ページ、説明欄の７番、一般管理事務経費の中で下から５行目でございます。市内連絡バスの運行ということで、ここに記載のとおり、この新設に関連しての負担部分を計上させていただいております。

なお103ページ、説明欄の４番でございます。基金の積立金ということで25、あるいは28が一番下でございますが、おのおのこれに対します歳出部分を計上させていただいております。

なお105ページ、説明欄の１の企画調整経費でございます。13番のところで平山駅前市公共施設設計委託料、あるいはその下に基本構想部分をここに新たに予算計上をさせていただいております。

なお下から２行目、日野市企業公社運営費の補助金でございます。補助金としてここに新しく計上をお願いするものでございます。それに関連して出資金を100万円ということでございます。

なお113ページをお願いしたいと思います。説明欄の３番、（仮称）浅川公会堂経費ということで、ここにおのおの１、９、11、13、浅川公会堂に関連する経費を計上をさせていただいております。

なお119ページ、これは目の１の税務総務費でございますが、前年度に多少御指摘をいただきまして国庫の歳入があるわけでございますので、その配分を、税務総務費と裏側の２の賦課徴収費に６対４の割合で国庫の歳入を見込みました。

なお130ページ、131ページ、目の３の東京都知事選挙費でございます。説明欄記載のとおり、関連する経費をここに計上させていただいております。

なお148ページ、149ページをお開きいただきたいと思います。説明欄の６番目、精神薄弱者生活寮建設経費でございます。木造で２階建て、４部屋等を考えた経費の計上をお願いするものでございます。

なお154ページ、155ページに関係して説明欄の中で16番、重度心身障害者の関係でございます。今議会の中でも議案第８号に関連する訓練事業所をここに計上しております。

なお156ページ、157ページでございます。大変恐縮でございますが、説明欄の上から４行目、４万5,000円掛ける285人となっている285人につきまして、385と御訂正をお願いしたいと思います。

なお163ページ、説明欄記載のとおり、おのおの19番の給食事業、あるいは20番の民間住宅家賃助成、ここに記載のとおりここに新たに計上をしております。

なお203ページをお願いしたいと思います。説明欄のところで４の学童クラブ整備経費でございます。15のところで、これはおのおの２施設の改造工事でございます。なお18の中には新設の学童クラブを１、開設があるわけでございます。よって１学校区１施設の、これですべて完了するということを申し上げておきます。

なお228ページ、229ページでございます。説明欄の３の粗大ごみの収集経費につきましては、２台から３台に、１台の増車。４番の不燃ごみの収集経費につきましては、13に書いてあるとおり、収集運搬委託料、これは週２回という収集方法の改善に伴っての大幅な増というふうになっております。

なお236ページ、237ページ、説明欄の19、上から６行目、ここに書いた、10周年を迎えるに当たっての補助金の増額をしております。

なお240ページ、241ページでございます。目の３の農業振興費、先ほども申し上げましたが、この減額部分につきましては、都市地域農業生産団地育成事業の完了に伴っての減ということでございます。

なお244ページ、245ページでございます。目の２の商工振興費でございます。説明欄の１の商工金融対策経費の中で21の中では、3,000万円ほど増額になっております。なお特に、そのページはございません。

247ページの目の観光費につきましても、観光振興経費の中で観光協会の補助金の増額を行っております。

なお248ページ、249ページ、目の１の土木総務費でございます。説明欄の中では２の一般管理事務経費の中で19の３番目、長沼橋に関連しての経費をここに計上させていただいております。

なお264ページ、265ページ、説明欄の４の自転車対策経費でございます。そのうちの15番、17番につきましては、おのおのこういう名称で駐輪場をつくるということでございます。鉄骨づくり637平方メートルの面積を考えてございます。３年、４年にまたがりますので、債務で起こしたいということでございます。なお土地の購入費につきましては、543平方メートルでございます。

なお、細かい部分ではございますが、267ページに御訂正をお願いしたいと思います。説明欄の18のところでございます。「ベンチグライダー」というふうに書いてありますが、「ン」を入れて「グラインダー」ということのようでございますので、御訂正願いたいと思います。

なお272ページ、273ページでございます。説明欄の２の一般管理事務経費でございます。都市計画課の関連でございますが、13の関係で、栄町あるいは森町関係２現況調査、あるいは住民意識調査を行うという経費でございます。

なお274ページ、275ページでございます。説明欄の上段部分で６、モノレール関係の経費をここに計上させていただいております。特に24のモノレールの出資金につきまし

ては、最後の年、7,700万の計上でございます。

なお目の２の区画整理費につきましては、ここに記載のとおり特別会計に支出するものでございます。

なお目の３の街路事業費の関係でございますが、都市計画道路事業費の中で15、ここに記載のとおり、都道築造工事の事業費をここに計上をさせていただいております。

なお278ページ、279ページ、目の７の公園整備費でございます。説明欄の１の公園整備経費の２番目、13の駒形公園の基本設計のための経費をここに計上させていただきました。

なお284ページ、285ページでございます。目の２の住宅建設費、ここに記載のとおり市営住宅等の建てかえ事業等に関連しての経費でございます。

次のページに説明欄の15のところに第４期の工事費を計上させていただいております。

なお294ページ、295ページ、説明欄の４番、防災情報センター建設経費でございます。ここに関連の経費を計上しております。地下２階建てというような考え方の中で990平方メートルの面積の中での計上でございます。同じように債務でお願いしているわけでございます。

なお304ページ、305ページでございます。目の４の林間施設費の中で説明欄の２、大成荘の改築経費、関連経費をここにお願いしております。なお３番の（仮称）青年の森あづみ荘の建設経費をここに計上したものでございます。

なお307ページには、４番の中であづみ荘に関連しての落成式関連の経費を計上しております。

なお目の１の学校管理費でございます。そのうちの２番の学校管理経費の中で10、交際費、決算委員会の中でもいろいろ議論いただきました。ここに明確に計上したものでございます。

なお320ページ、321ページでございます。目の４の学校建設費の中で説明欄１の施設整備経費でございます。その中で13、15につきましては、おのおの委託料あるいは改修工事に関連しての経費でございます。一番下のところで生活課の整備事業ということで、ここに新規として新たに予算を計上しました。年次契約でしていきたいというものでございます。

なお334ページ、335ページでございます。同じように目の４の学校建設費、説明欄記載のとおり１の施設整備経費を、おのおのの内容でございます。なお２番目には平山中学校食堂新築事業経費をここにお願いするものでございます。

なお346ページ、347ページ、説明欄の４番でございます。自然体験広場関係経費として仲田緑地を7,300平方メートルを２カ月間借用する関連経費を計上いたしました。

なお374ページ、375ページでございます。説明欄の一番上に、15で第四中学校の運動場の整備、クラブハウス、夜間照明等の経費をここに計上させていただいております。

なお最後ではございますが、378ページ、379ページの説明欄６、浅川スポーツ広場、具体的には淡水区跡地ということで、１万平方メートルを借りて整地等を行い、広場として活用するものでございます。

なお380、381ページ以降につきましては省略させていただきますが、特に401ページ以降、関係資料を添付しておりますので、御参照いただきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　229ページのこのごみのことでありますが、12月の議会のときにもちょっと粗大ごみの扱いの件で質問いたしました。そしてその答弁は、もう業者から――業者というのはこれは植木屋さん――植木屋さんから入ってくるその生ごみの件は、もう解決ついたという答弁でありました。そして私、業者の人に電話をしたら、正規のルートじゃないんだ、このごみの取り扱いはですね。今まで業者が、日野市の中の公共の、まあ公園とかそういう所から取ったのは引き取っていただいてた、その延長なんだ、とこういう形なんですね。そして、少し今までより取ってもらえるようになったから大変ありがたいという形の話が私のところに返ってまいりました。

しかしながら私は、それはできるかできないか、私はよくわからないんだけれど、やはりできれば、一般の家庭の中から業者が剪定したところのその植木のごみを他市では取って、そのまま無条件で取っているということだから、少なくともこの件のごみについては、やはり他市と同じような形で取っていただけるようにやっていただきたい、このように思うんです。そのあたりをちょっと教えていただきたいですね。これたしか載ってないですね、この中に。だから、そんな形なもので、この件を１点お答えください。

それと、この間は、企画部長には言ったんですけれども、この105ページに美術品の購入費というのが今400万投入してあるものですから、この絵はどんな絵をお買いになるんですか、ということをお聞きしたんですが、そのあたり、わかりましたらお答えください。

それと27ページのこの博物館使用料ですね、ふるさと博物館の。そしてこの中で、ふ

るさと博物館、大して子供たち入っていないようなんですね。こういうところを見たときに、やはり、せっかく資料館をつくったものですから、小中学校で社会科の授業に無償で使わせるような方法も考えてみたらいいんじゃないかなということを感じておるもので、このあたり、社会科の授業、そういう形で使う場合には、ただでやっていただけるかどうか、そのあたりをちょっとお答えください。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　天野議員の質問に対してお答えいたします。

記憶では、天野議員は昨年の３月議会でも、この件について一般質問がありましたし、それから９月か12月の議会でもございました。そこでお答えしておりますのは、いわゆる園芸業者が剪定した枝とかそういうものは、今は業者とお話し合いをして、全部計画的に搬入を認めてる、というお答えをしていると思います。ところが今、天野議員さんは、業者に聞いたら、いや、そういうことじゃない、ということでございますけれども、業者の方も、公共の場所のそういう剪定のものを優先し、そしてあと、一般の大口のものは日野市の処理施設の状況を見ながら、お互いに搬入してほしいということだけは申し入れているわけです。

それから、予算上に出てないと言いますけれども、そういうごみは、いわゆる一般的に持ち込みごみと申しまして、業者の方が自分で車で施設へ搬入してもらうという制度になっておりますので、予算上には出てまいりません。ですから有料物として計量によってお金をいただくという制度になっておりますので、御承知願いたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の美術品の購入についてお答えいたします。

この購入につきましては、市内の画家の方のものを購入するということで、庁内には購入の検討委員会と申し上げましょうか、一応要綱設置で５名の委員をお願いしております。年間通していろいろ選定をいたしまして、年度末近くになりましてこの予算の評価をするということでございます。既に平成２年度は決めておりますが、３名の方から５点ほどの購入をする予定でございます。そういう選定委員会の中で一定の基準を決め、また市内の画家のものを購入していきたいということで計上しております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　お答えいたします。

博物館の小中学生が授業で使う場合の使用料の免除でございますが、博物館条例の中で「教育課程に基づいて学習する場合は、使用料を免除する」という規定がございますので、社会科の勉強に使う場合には無料となります。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君

○７番（天野輝男君）　どうもありがとうございました。

このごみの件ですが、私、少ししつこいかわからないけれど、清掃部長は私に、６月ごろだと思ったが、聞いたのと、変わってないですね。このごみを業者から取る方法が変わってないんです。それで、そのときの説明も、この要するに公共の施設から出たごみと、それに混ぜて民間から出たのを――混ぜてというのは要するに、この取り扱う方法として、たくさん一遍に持ってきてもらっちゃ困るから、このごみの集め方がスムーズにいくような形をとってくれというような形だと、私はそのとき思ったわけですね。やはり、それだったら手続きの方法が、公共の施設から、公園とかそういう所から以外のごみであっても、何曜日においては業者の民間から出るごみを扱いますよ、というような形をとるのが私は筋じゃないかなと思っておるものですから、このようなことをお聞きしておるんですが、そういう形じゃないんですね、今の手続きの方法といいますのは。要するにだから、公共から出たごみと、民間から出たごみとを、手続きの方法としては、今まで要するに公共の公園なり、緑地から出たものを持ってって業者が燃していただけるような方法をとっておる。それとおんなじような方法で民間から出たやつもやっているということなものですから、時代が変わればまた問題になってくるんじゃないかなと思いましたから、あえてこれらのもの、ごみの処理の方法は、やはり区別、しっかりと区分してやっていただける方法がいいんじゃないかとこれは思ったものですから、このようなことをあえて質問したわけです。これについて何かお答えがありましたら、お願いしたいと思います。

そして美術品の件でありますが、検討委員会を設けて日野市の作者の中から集めていくということだと。確かに日野市の中には、武蔵野の絵をかいている人もいらっしゃいます。そして、ずっと40年もかいておりますから、景観も大分変わってきている中で、そういう所の絵が子供たちの情操教育には大変役に立つなということは思いますけれども、検討委員会で検討してこういう方法を決めているということでありますけれども、やはり物の価値観が当然あるでしょう。しかし、だから、日野市において美術館、こういうものはまだありませんけれど、やがてこういうものができてくるときには、多少いいものがないと人集めはできないわけですね。だからそういう面を一応検討しながら、

人集めできるようなものを集めていくということも必要じゃないかなということを感じたものですから、あえてこのようなことについて質問させていただわけです。

ごみのことについてもう一回、回答がありましたらお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えいたします。

昨年の10月に、日野市の緑親会という会がございます。その代表の方とお話をして、そこで合意をして、日野市も原則として今まで受け入れていなかった枝とかそういうもの、剪定したものについては入れます、搬入結構です。ただ施設の関係から、計画的な台数だけはひとつお守りくださいという形で、業者の方とお話し合いをしたわけです。現実には公共の場から枝の剪定で出てくるものが多いわけですけれども、清掃部として大口のものも、前も言ったと思いますけれど、事業系の一般廃棄物であるという認識に立っておりますから、さっきも申しましたように、計画的にただ入れてほしいという要請だけをして、お話し合いは済んでいるはずです。今議員さんのおっしゃったことでございますから、部に帰って、もう一遍その辺を確認させていただきいたと思いますけれども、原則としては私の今答弁しているとおりであると思っておりますので、ひとつ御了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　老人福祉費の関係で１点お伺いしておきたいと思うんです。

ページで言うと159ページの説明欄のところでありますけれど、生き生き体操の委託料が計上されております。これは新規事業ということで、前年度との比較でも来年度大幅に予算が増額されておりますけれど、私も何人かの対象である市民の方々から、この生き生き体操に参加されて、大変好評を得たお話を伺っておりますし、会場となる近辺の方々はよろしいんですけれど、かなり遠い地域の方々からも、近くでやってもらえないかというような要望意見を寄せていただいておるところでありますが、来年度の予算の増額は、この対象となる会場は、さらに多くなるのかどうかということをお伺いしておきたいと思います。

それから都市計画の総務費の関係で、これ275ページ、モノレール関係でありますけれど、いよいよこのモノレールの新駅周辺整備調査計画委託料というのが計上されまして、駅の関係の調査計画などが今年度から引き続いて来年度、具体化されるんではないかと思われますが、私、昨年の12月議会の開会中の交通対策特別委員会でも申し上げて

おきましたけれど、モノレールはすべて駅は高架になると思うんです。その高い所に利用者が階段を上って利用するということだけでは、なかなか大変なんじゃないかと思うんですね。それで、当然エスカレーターを設置するということは、これはもう現代では当然な要望ではないかと思うんですね。したがいまして、調査計画の段階からそうした意見を東京都などにも要望して、必ず全駅エスカレーターが設置できるように取り組んでいただきたいと思っておりますけれど、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御説明申し上げます。

159ページの生き生き体操教室の委託でございますが、実技指導、これにつきましては、市内の14カ所、ここで年12回ほど14カ所で行っております。平成３年度も14カ所の会場ということで予算計上させていただいたわけでございます。増額分につきましては、この生き生き体操をやるときに、体操以外に年に１回でございますけれども、栄養士あるいは保健婦等を派遣いたしまして、体操の終わった後、それぞれ健康教室、お年寄りの栄養のとり方とか、その辺の指導もしていきたいというようなことで、新たに事業の内容を拡充したということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　モノレール駅にエスカレーターをということでございますけれども、ことしの２月に周辺５市の部長と、それからモノレール会社との話し合いがございました。この中で説明がございまして、エスカレーターにつきましては、全駅に今考えている。それからさらに、主要駅につきましてはエレベーターも検討していきたい、こういう説明がございましたので、御報告しておきます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　生き生き体操関係の予算の増額の内容について、今説明があったとおりだということですから、わかりましたけれど、箇所をふやすということも私は大事な市民要望ではないかと思いますので、今後なおそういう点で検討をされますように、御意見申し上げておきたいと思うんです。

それからモノレールの関係につきましては、全駅エスカレーターにするということでことしの２月、そういう協議が行われたということですから、これ大変結構なことだと思うんですが、なおエレベーターも主要駅に設置されるということの御報告がありました。

ぜひこれは、実現できるように今後努力していただきいたいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　　15ページの都市計画税についてです。御承知のとおり、せんだっての市税条例の修正案の審議で、この税率0.27％が0.25％に修正可決されたわけです。それで、この都市計画税の計画、15億7,600何がしについては、当然数字が違ってくるはずだと思います。したがって、この予算案は原案どおり執行できないということは、これははっきりしているわけでありまして、この辺で本来ならば、修正して提案すべきが筋なはずであります。いわば欠陥のある予算案だと言っても差し支えないと思います。ただ、時間的、事務的にこれが無理ならば、提案者から事前に提案のときにこういう事情でできないから、こういうことで後で補正で修正します、とこういう説明があってしかるべきだと思うんですが、全然その点にさっき触れなかったですね。この辺どうかひとつ説明願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御指摘のとおりだと思っております。なるべく近い機会に訂正を行います。そして資料も、訂正した形で提出をするようにいたします。

○議長（小山良悟君）　　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　　本来ならこれは提案するときに市長から、こういう事情で本来修正して提案すべきだけれども、時間的、事務的に無理だから、ひとつこのまま認めていただきたい、こういうような発言があってしかるべきだと、こう私、理解しております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　ほかに御質疑はありませんか。内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　歳入のところの法人税に関する質問をしたいと思います。

市長にお伺いしたいんですが、日野市の場合に市民税のうち、法人税の占める割合が非常に多いと思うんですね。これはこの近隣の市と比較した場合にも明らかに言えるんじゃないかと思うんですが、こういった優位性を市のいろんな施策の中にどういったところに反映されているのかどうか、これをまず１点、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　日野市の財政構成、いわゆる税収の中に市民税、その中で法

人市民税の割合が相当ウエートを占めているということは、日野市政の伝統的な特色でもあり、一面には優位性であるということは今さら言うまでもありません。税収は特定の事業ということにも政策的にはいろいろ配慮していいと思っておりますが、今日日野市の現状は、まさに都市計画事業、基盤整備に大変熱意をかけておる、こういう時期でもございますし、この基盤整備をすることが、ひいては市民生活はもちろん、産業活動にもかなり条件整備に役立つに違いない、こういうことで本来の税制のあり方が成り立っているというふうに申し上げてよろしいかと思っております。そういう観点に立ちまして、直接、間接法人活動にも都市整備、あるいは市民生活としての条件整備を行うことによって繁栄の基盤に活用していただきたい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　ありがとうございました。

今市長の方から、この優位性につきましては、都市整備に使っていくんだというお話でしたけれども、この日野市の特徴的なところは、ことし去年に始まった話じゃなくて、随分長い歴史の中で続いていると思うんですね。そういう中でどうしてこの都市整備がおくれてきちゃったのか。当然逆に言えば、日野は進んでいていいはずですね。ですから、その辺がどうしても疑問に思うんですけれども、過去にさかのぼって見た場合にはどういうことが言えるのかということですね。本来でしたら、さすが日野市は、大きな企業がたくさんあって法人税が入るから、すばらしいまちだ、と言われていいはずなんですが、現状を見ますと、むしろおくれている。先週の市長の答弁にもありましたように、現状が現状なわけですね。ですからその辺が、今の市長の答弁ですと、今期に限っては言えるのか知りませんけれども、過去にさかのぼって見ますと、どうもつじつま合わないんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　日野市のいわゆる自治体経営としまして、伝統的に法人が立地されることによっての特色はあったというふうに言えると思います。言葉の理解の関係で、遅れておると言われる都市整備について、私は私なりに日野市の発展の経過の中でおのずからの順序があるわけでありまして、人口急増というこの大変な発展情勢に伴いまして、教育関係の条件整備が極めて最優先をされたという向きもあるわけであります。市民生活の関連、特に福祉の仕事、これもまた人口の増加に伴って急速に資金需要があったということもあるわけでありまして、経過を全体的に見まして、大変日野市としては法人の立地されておるということを意識をしながら、一面には行政展開の優位性、

あるいはまた法人にこたえる一定の成果もあったというふうに評価をしてよろしいと思っております。

多少見解の相違で、なぜおくれたかと言われることにつきまして、私が余り力むとかえっておかしくなりますから、大きな成り行きでそういう状況があったということは認識してよろしいと思っております。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　市長のおっしゃるとおりで、あんまり力みますと質問も長引いてしまうわけですけれども、できればこういった法人税を見たときに、やはり日野の中には大手と言われる会社がたくさんあるわけですね。そこに働く者から見ますと、じゃあそういった勤労者が日野市の方からどういう恩恵を受けているんだろうかというふうに見たときに、例えば住宅に関しても、あるいはスポーツの施設に関しても、大きな所はほとんど社宅もあり、スポーツ施設もあるわけですね。しかし、それらの社宅を見ましても、有期限でありまして、４年とか５年とかたてば当然出なくちゃならないという関係もあるわけでございます。そのときに市営住宅に入ろうかなと思いますと、もう年収がオーバーして入れない。ということは、結果的に非常に高い民間のアパートとかマンションに入らざるを得ない状況があるわけですね。

それからスポーツ施設につきましても、夜間照明があったりあるいは観客席があったり、そういったような施設がなかなかないものですから、通常の例えば大会の予選などは各企業の中で行ったりしても、決勝だとかあるいは準決勝、そういった華々しい席は、できれば市の方の立派な施設を使って行うというようなこともしたいという希望もあるわけでございますので、できればこういった税金のうちから、そういった日野市内に勤めます勤労者に対しての見返りということも、ぜひ住宅とスポーツ施設の面で反映をしていただきたい、こんなように思うんですが、最後にその点について、お考えありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう考え方で結構だというふうに思っております。今までやってきましたことも、それに大体該当することでありますし、何よりも教育や福祉行政を中心といたしまして、勤労者の方々にしっかりと自治体としての支えをするということに、なおこれからも努力をしていくということでございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　３点ほど質問させていただきたいと思います。

245ページの一番下から２行目のところに、商工関係費の商店会イベント補助金という項目で510万ございます。ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、これは新しい項目なのかなとも思いますが、過去の一般質問の中でも、商工費関係により注力というようなことでのお願いをした経過もあるんですが、これが、現在あるものであれば、どういう形で助成されているのか、内容ですね。新しいものであれば、その辺も含めた回答をいただければありがたいと思います。

それから２点目が、289ページの消防費関係でございます。これも以前の質疑の中で、日野市の消防団員の報酬が低いんではないかという、どなたかからの御指摘があって、そのときの回答はたしか、八王子よりは高い、ということで、ワースト２なのかなというふうに思いますが、今回、一律500円ですが、改定をされました。この500円が改定されたことで、他市との比較といいますか、バランスがどうなったのかなということを一つお伺いしたい。

それからあわせまして、今回、団長から団員まで、すべて一律500円アップということでございます。これは一律アップというのは、平等のような不平等のような関係があると思うんですが、これは他市とのバランスとの兼ね合いもあるから一概には言えないんですが、団員が500円上げるということは14％超えるアップ。しかし、団長にしてみれば、３％弱のアップでしかない。さらに、関係して言えることは、過去の改定のときにどういう形で改定をされていたかわからないんですが、いつも同じように同一金額をくみ上げてきたのか、その辺との関係もあるんですが、こういう扱い方をしていきますと、だんだん団長と団員の倍率といいますか比率といいますか、これは狭まっていくと思うんですね。例えば団長は平成２年のときに団長が１万8,500円、団員が3,500円だったのが、この倍率は5.3倍だったと思うんですが、平成３年度ここで見直された形からいきますと4.8倍になります。これが平等なのか不平等なのか、まあいずれにしても、ボランティアで大変な思いをして、それぞれの役割をされているわけなんですが、この水準、あるいはそういう関係といいますか、その辺について、お考えがあったらお聞かせいただきたいというふうに思います。

それからもう１点ですが、これもちょっと勉強不足なんであれなんですが、327ページ、教育費に絡むところの⑧のところに、課外クラブ活動謝礼として300円掛ける１万8,000時間。これは今までもあった項目、昔からあった項目だと思いますが、この課外クラブ活動ということは、学校のクラブ活動の講師指導の謝礼なのかなというふうに理解をしますが、その中身と、それから300円ということのとらえ方といいますか考え方、

この点についてお伺いをしたい。

以上３点、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それらの商工費の商店会イベント補助金につきまして、考え方を述べたいと思います。

日野市の魅力ある商業の発展を競う、とこういうことで各種の催し、あるいはそのイベントの開催を積極的に推進していく必要があるんではなかろうか、そのように考えるわけでございます。

で、商店街の近代化を通じまして、日野市の商業振興を図るため、イベント事業などを行う商店会に対しまして、その事業の一部を助成して、その活性化を図ろう、こういうことでございます。平成３年度は、この制度の開始年でもございますもので、様子を見る意味におきまして、全イベントを対象とはしておりません。イベント開催商店会は17ございます。その多くが、中元あるいは歳末の年２回開催しておる実態でございまして、経費も１回で150万以上のものがございます。補助対象とすることで活性化も見込まれ、増額が必要であろう、こんなふうに考えまして、１商店会に対して30万という計上の仕方をしておるところでございます。

それから、団員の報酬についてでございますが、おっしゃられますとおり、500円一律ということでございまして、それによりまして他市との比較において、特に顕著にランクが上がるということではございません。とりあえず通告質問の際にお答え申し上げましたとおり、一定レベルまで引き上げていきたいということではございますが、何回かに分けた中で、逐次是正を図っていきたい。その第一弾といたしまして、当面500円ではございますが、報酬を改定させていただきたい、このように考えておるところでございます。

また、一律でございますので、団長あるいは副団長その他に、区分によりまして不公平といいましょうか、が出ておる嫌いがございますが、先ほど申し上げましたとおり、是正の策の第一弾でございますので、とりあえずこのような形を踏ませていただいた、こういう次第でございます。

以上ございます。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　327ページの課外クラブ活動謝礼の件でございます。これは、各学校におきまして授業以外の課外活動クラブを指導していただく先生方に対

する謝礼でございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　それでは、最初の商工会関係、イベントでございますが、理解いたしました。以前、一般質問でも取り上げさせていただいたんですが、日野市の商工関係さらに活性化をしていくために、ぜひ今後とも、より検討していただきたいなというふうに思います。

それから、消防団関係の報酬の改定でございますけれども、とりあえずの第一弾の改定としてということなんですが、これは何年ごとに見直しをするとか、あるいは今回、とりあえずここだけ見直しをして、近いうちに１年後か２年後にまた見直しをするんだとか、何かそういった基準的なものがあるのか、あるいは今回はとりあえずなんだけれど――というその辺の見解があれば、計画があれば、改めて質問させていただきたいと思います。

それから、課外クラブの謝礼の方なんですが、内容は理解できるところだったんですが、問題は、300円という金額が、これがいつごろから300円なのか、ということ、それから、今、本当にちょっとしたパートでも600円を超えるような状況。それから、今、いろんな意味で学校教育の、特にこのクラブ関係がなかなか、これはよし悪しは別としまして、こういったことに先生方も積極的に参加をしていかない傾向にある。これはまあ、じゃあ、500円になったら600円になったらどうなのかという問題はありますけれども、それは別にしましても、この300円というのは、それこそ一生懸命子供のために努力をされている先生と、そうでない先生との兼ね合いを考えると、果たしてこの水準でいいのかなという疑問があるんですが、その辺について何か見解があれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

この報酬の是正計画でございますが、原則的には、そんな遠くないうちに、なるべく近い間で一定レベルに持ち込みたいという希望はございますが、何分とも財政事情その他もろもろの事情もございますところで、今ここで来年は、というふうな形では申し上げられませんが、事務サイドといたしましては、極力短い期間をもって是正を図りたい、そのような考え方でおるところです。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　例えば卓球とかその他のいろいろ活動で、先生がついて外まで行くときだとか、またはその練習とかあったりするわけですけれども、一応、この金額が高いかどうかということ、ちょっと今現在、わかりませんが、他市とも比較してみますが、先生という職にありながら子供を指導していただけるということをあわせて、安い金額におさえてきている経緯があるんじゃないかと思います。状況を調べたりしまして、改善の余地があるかどうかを検討して、また進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

消防の関係も、それからこの課外クラブの方も、ある意味では共通しているところがあると思うんですが、最近、ボランティア的な要因で活動していくことに対して、有料ボランティアという言葉が出てきたように、なかなか、従来はこれでよかったからといっても、なかなかこういう御時世になってきて、大変な思いをしながら、それぞれの分野で活躍、活動されていることに対して、やっぱり何らかの形でバックアップをしていくということも必要ではないのかなと。

今、たまたま二つを取り上げさせていただいたんですが、基本的には、やっぱりできるだけそういったことに対して、こたえられる部分は何らかの形でこたえていく、理解をしていくという姿勢を最後にお願いいたしまして、３点についての質問に対して終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　先ほど、ふるさと博物館の件でお聞きいたしました。私は本来、体を動かしている部分の方が得意なものですから、そういう面で私は、この日野市内に公共施設がございます。その中で学校が使用する場合には、そういう特典を設けられるということでありますから、少なくとも市民の森スポーツ公園につきましては、私は、子供たちが、特にクラブ活動、そういうときに使うときには、やはりあそこを無償にして、そして子供たちの体力の向上、育成に当たるならば、あの施設も生きてくるんじゃないかなあということを感じております。そういう面で、ぜひあそこにみんな、日野市内の小中学生が１週間のうちに何回か集まってきて、お互いに体力向上、そして技術の向上のために努力するということは、これからの学校教育の中に大変私は必要なことではないかな、とこのように思いますから、このあたりを検討していただければ、ありがたいと思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第21号、平成３年度日野市一般会計予算の件は、一般会計予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時40分　休憩

午後１時９分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第22号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第23号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第24号、平成３年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第25号、平成３年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第26号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成３年度日野市老人保健特別会計予算、議案第28号、平成３年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　今上程されました７議案につきまして、それぞれ提案理由を申し上げます。

議案第22号、本議案は、平成３年度日野市国民健康保険特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度の44億3,234万7,000円より２億7,651万9,000円多い、47億886万6,000円とするものであります。

議案第23号、本議案は、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度の48億9,186万5,000円より１億7,890万4,000円多い、50億7,076万9,000円とするものであります。

議案第24号、本議案は、平成３年度日野市下水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度の63億9,047万8,000円より９億6,260万4,000円多い、73億5,308万2,000円とするものであります。

議案第25号、本議案は、平成３年度日野市立総合病院事業会計予算であります。

収益的収支及び資本的収支の予定額を、前年度の30億7,854万2,000円より2,957万6,000円多い、31億811万8,000円とするものであります。

議案第26号、本議案は、平成３年度日野市受託水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度の19億3,200万円より３億4,620万円多い、22億7,820万円とするものであります。

議案第27号、本議案は、平成３年度日野市老人保健特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度の44億7,540万円より３億5,089万1,000円多い、48億2,629万1,000円とするものであります。

議案第28号、本議案は、平成３年度日野市老人入院共済事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度の3,615万円より934万9,000円少ない、2,680万1,000円とするものであります。

以上７議案の詳細につきましては、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは議案22号、平成３年度の国民健康保険特別会計の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、５ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書の総括でございますけれども、今年度の予算は47億886万6,000円でございまして、前年度対比では6.24％ふえておるわけでございます。

歳入の方をごらんになっておわかりかと思いますけれども、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、都支出金、繰入金、この五つが大きな柱になっております。総体的に見ますと、税が３分の１、国と都の支出金が３分の１、残る３分の１が療養給付費の交付金と繰入金という構成になっております。

歳出の方では、款の２の保険給付費、３の老人保健拠出金、これを合わせますと96.2

％になるわけでございまして、歳出のこの二つで96.2、医療費に相当する給付ということになります。これが構成の内容でございます。

それでは６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。保険税でございます。これは前年から比べまして3.8％ばかりふやしております。特にこの積算に当たりましては、所得の伸びを5.1％、資産の伸びを7.7％見込んで計上しております。なお被保険者につきましては、一般の被保険者が２万9,500人、退職被保険者等は4,700人という見込みでございます。

８ページ、９ページにつきましては、もうほとんど内容は同じでございます。単価アップあるいは医療費の増加によるものでございます。

次に12ページ、13ページをお願いいたします。下段の款６、繰入金でございますが、これは一般会計の繰り入れでございます。節の２、一般会計繰入金、平成３年度につきましては６億3,936万9,000円。国保の事業安定のために市から繰り入れるものでございます。被保険者１人当たりにしますと、単純計算で予算上１万8,695円という数字になります。

14ページ以降の歳入につきましては、内容は昨年と全く同様でございます。

それでは18、19ページの歳出に移ります。総務費のうちの総務管理費、前年度に比較しまして135万ばかり減っております。この減の理由は、前年度、被保険者数の更新がございましたので、これにかかる経費が入っておりましたが、平成３年度はそれがなくなりましたので、減額になっております。

20、21ページ、徴税費については、前年と同じ内容でございます。

22ページ、23ページの保険給付費でございます。これは72％の構成を占めるわけでございますけれども、目の１．一般被保険者の療養諸費、２．退職被保険者療養給付費、これにつきましては、２年度の最終的な見込みに５％の医療費の増を見込んでおります。１、２番とも５％の増でございます。

３番、４番、療養費でございますけれども、これは窓口精算の分でございますので、前年実績を計上させていただきました。

５番の審査支払手数料の一番下に、説明欄の２、診療報酬明細書点検経費として505万2,000円を計上させてもらいましたが、これは新規に計上したものでございます。損害賠償請求事務委託料、これも第三者行為として国民健康保険の方で立て替て、後で求償権でいただくわけでございますが、この事務を連合会の方に委託するということでございます。で、下の診療報酬明細書点検等委託料、今までは資格検査等を大分やってお

りましたけれども、内容については、まだ完璧でございませんでしたので、内容の審査を委託するということでございます。これが新たなものでございます。

24、25は、これは前年実績で計上させていただいております。

26、27ページの上の老人保健拠出金でございます。これにつきましては、医療費の拠出金は前年度の8.28%増を計上させていただいております。

28、29以降は、全く前年と同様でございます。

32、33、最後に予備費として300万、前年と同じ金額を計上させていただきました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは議案第23号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

43ページをお開き願いたいと思います。第１条、歳入歳出予算でございますけれども、50億7,076万9,000円ということで、対前年比で3.7%の増となっておるものでございます。

次、第２条で、歳出予算の流用につきましては、ここに記載のとおりでございます。

それでは事項別明細書に基づきまして説明申し上げます。

46、47ページをお開き願いたいと思います。負担金でございます。これは万願寺地内のキャブシステム建設に伴う負担金ということで、都市計画道路3･4･8号線の工事に伴う負担金でございます。ＮＴＴからいただくものでございます。

次に48、49ページでございます。国庫負担金でございますけれども、これは都市計画道路3･3･2号線による公共施設管理者負担金ということでございます。負担金の総額に対しまして、３年度執行されますと92.3%という数字になります。

それから国庫補助金でございますけれども、これは万願寺に１億9,350万、それから豊田南に3,960万ということでございます。内容は記載のとおりでございます。

次に50、51ページでございます。東京都補助金でございます。これは国の裏負担という形になっております。それから、これは東京都の単独分ということになっております。

次に55ページをお開き願いたいと思います。保留地処分金でございます。万願寺事業の保留地処分金でございます。今年度は9,200平方メートル処分を予定をいたしておるものでございます。

次に56、57ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。特にここで３のまちづくり計画調査経費でございますけれども、13節の西平山地区区画整理事業委託、

これは事業認可に向けての公社へ委託するものでございます。昨年の12月６日、都市計画決定がされております。それから東町地区区画整理事業委託、これは都市計画決定をこの７月ごろ予定をいたしております。その後の認可にかかわる費用を計上させていただきました。

次に58、59ページでございます。13節の日野駅前まちづくり調査委託料、これが、今年度初めて計上さていただいたものでございます。これは、日野駅前から東光寺の方へ行きます都道169号線のつけ根の部分ですね、この一帯を2.9ヘクタールをまちづくり調査をするものでございます。４につきましては、おのおの組合に対して助成をするものでございます。

次に、万願寺区画整理費でございます。執行率でございますけれども、事業費ベースでまいりまして、２年度決算見込みで61.45%という形になっております。ちなみに道路の率でまいりますと、77.16%という形になっております。内容的には、例年と変わっておりません。

次に60、61ページでございます。高幡区画整理費でございます。高幡につきましては、執行率が39.6%という形になっております。これも道路の出来高から申しますと、61.35%ということになっております。

それからちょっとあれしまして、60ページで区画整理総務費、それから審議会費、それから事業費、これは廃目という形になっておりますけれども、これは事業別予算に伴う廃目でございます。

次に62ページ、63ページでございます。４の区画整理事業費のうち13節の区画整理事業委託料、これは、新都市建設公社に委託するものでございます。当地区は御承知のとおり、東京都の交付金対象地区ということになっております。

次64、65ページをお開き願いたいと思います。豊田南の区画整理費でございます。豊田南の執行率でございますけれども、4.7%ということになっております。特に説明するところはございません。

次に66ページ、67ページでございます。万願寺第二区画整理費でございます。この４月を、事業認可を目途に今進めておるところでございます。この万願寺第二地区につきましても、高幡と同じ東京都の交付金対象事業区域でございます。

以上でございます。

続きまして議案第24号、平成３年度日野市下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

83ページをお開き願いたいと思います。まず第１条でございます。歳入歳出予算でございますけれども、73億5,308万2,000円でございます。対前年比で15.1％の増ということになっております。

第２条、地方債、これは後ほど説明させていただきます。

それから３条は、歳出予算の流用でございまして、記載のとおりでございます。

それでは事項別明細書に基づきまして説明を申し上げます。

88、89ページをお開き願いたいと思います。まず使用料でございます。これは前年に対しまして、8.2％の増ということになっております。

次に、国庫補助金につきましては、例年と変わっておりません。

それから次は90、91ページをお開き願いたいと思います。都市下水路、神明上都市下水路費でございます。これは今年度が最終年度という形になっております。延長が115メーターを施行するという形でございます。

次に都補助金でございます。ここに記載してあるとおりで、特に例年と変わっておりません。対前年比でいきますと、11.1％の増という形になっております。

次に96ページ、97ページをお開き願いたいと思います。市債でございます。対前年比で申しますと、21.5％の増という形になっております。これは事業量の増加に伴うものでございます。内容としては、ここに記載のとおりでございます。

次98ページ、99ページ、歳出でございます。総務費につきましては、例年と変わったところはございません。特に説明するところはございません。

101ページでございます。維持費の管きょ管理経費のうち13節の公共下水道台帳作成委託量、これは下水道法で定められております台帳を作成するという形で、１億580万円計上させていただきました。

次104、105ページでございます。公共下水道費、１の管きょ建設事業費でございます。この地区で、これは21.4％の増という形になっておりますけれども、この主な増額になっている部分は、東京都新都市建設公社管きょ埋設委託料、この部分が、対前年比で76％の増という形になっておるものでございます。

次に都市下水路費でございます。１、管きょ建設事業費でございますけれども、これは13節の管きょ波せつ委託料。神明上都市下水路がここで全部完了します。したがって、その今とめてある上流部分の管を波せつするものでございます。368メーターの波せつ費用でございます。

次に106、107ページでございます。ここは公債費で、特に説明はございません。

86ページに戻っていただきたいと思います。ただいま歳入で説明したとおり、対象事業が確定しましたので、この２表のとおり地方債を定めるものでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　それでは議案第25号、平成３年度日野市立総合病院事業会計予算を御説明申し上げます。

123ページをお開き願いたいと存じます。本予算の第２条につきましては、業務の予定量を積算したものでございます。年間患者数でございますが、入院を４万7,580人と見込みまして、前年度当初予算よりわずかでございますけれども、増員を見込んでおります。外来分につきましては、年間15万6,880人、１日平均530人見込みまして、前年度当初予算より比較いたしまして、入院患者同様、増員を見込んだのでございます。

第３条につきましては、第２条の基礎数値に基づき、また、あわせまして実績を勘案いたしまして、収益収入及び支出の予定額をそれぞれ30億4,235万5,000円と見込んだのでございます。前年度当初予算と比較いたしまして、8,473万3,000円の増、2.9％の伸びを示しております。

124ページ、125ページをお開き願いたいと存じます。第４条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入においては3,871万3,000円と見込みまして、支出は6,576万3,000円見込んだのでございます。その差額2,705万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするということでございます。

第５条以下につきましては、省略させていただきたいと存じます。

それでは128ページ、129ページをお開き願いたいと存じます。収益収入及び支出のうち、まず収入でございますが、項の医業収益においては、20億2,738万5,000円と見込みまして、前年度当初予算と比較いたしますと、3,175万9,000円の増となり、率に換算いたしますと1.6％の伸びになろうかと存じます。

その内訳といたしまして、目の欄でございますけれども、入院収益において、前年度当初予算より742万3,000円の増、総額は９億8,014万8,000円計上させていただきました。率に換算いたしますと0.8％の伸びを示しております。

また外来収益につきましては、患者１日１人当たり収入を、前年度当初予算は6,050円でございましたが、6,100円と若干上げまして、総額９億5,696万8,000円計上させていただきました。前年度当初予算より1,425万7,000円の増でございまして、率に換算いたしまして1.5％の伸びになるわけでございます。

その他の医業収益につきましては、平成元年12月から平成２年11月までの実績を勘案いたしまして計上させていただきました。総額は9,026万9,000円と相なっているわけでございます。

次に医業外収益でございますけれども、その中の目、他会計補助金につきましては、一般会計から補助金をちょうだいするものでございます。前年度当初予算より3,873万8,000円の減額でございます。トータルは５億2,270万7,000円でございます。

次に目の東京都からの補助金でございます。主たるものにつきましては、市町村公立病院運営費補助金が挙げられるかと思います。１ベッド当たり前年度は５万円アップ、90万円でございましたけれども、95万円。５万円アップということで、162ベッド分の額１億5,390万を計上し、そのほかを合わせまして都の補助金が１億5,765万5,000円計上いたしました。

次のページをお開き願いたいと存じます。負担金交付金でございます。備考欄に記載されたとおりの根拠に基づきまして、一般会計から負担金としていただくものでございます。前年度当初予算より比較いたしますと、6,400万6,000円の増となっており、総額は２億6,496万5,000円となっているわけでございます。

次に目の患者外給食収益以下のことにつきましては、おのおの実績を勘案いたしまして計上したものでございます。

次に132ページ、133ページに移らせていただきます。支出の内容でございますが、項の医業費用でございます。前年度当初予算と比較いたしまして、8,523万6,000円の増額でございまして、伸び率は2.9％となっております。額としましては、30億845万5,000円と相なっているわけでございます。この医業費用の主たるものとして、人件費が挙げられるわけでございます。給与費全体は、18億4,000万7,000円でございまして、前年度と比較いたしますと５％の伸びとなっております。

次に医業費用の中で、次に大きく占める割合は材料費、主に薬品費でございますが、前年とほぼ同額を計上させていただきます。

次に134ページをお開き願いたいと存じます。医業費用のうち目、経費でございますが、おのおの実績を勘案いたしまして計上したものでございます。各節の内容につきましては、備考欄に記載されているとおりでございます。御参照のほどお願いいたします。

次に138ページをお開き願いたいと存じます。医業外費用につきましては、前年度の実績を勘案いたしまして、被用者につきましては、一定の計算方法に基づきまして計上させていただきました。

次に資本的収入及び支出について御説明申し上げます。142ページをお開き願いたいと存じます。まず資本的収入でございますが、平成３年度では3,871万3,000円計上させていただきましたが、前年度当初予算と比較いたしますと、3,115万9,000円の減となっております。この減につきましては、昨年、建物の改良費でございますが、一般会計からエレベーターの建てかえ工事分としてちょうだいしたわけでございます。今年度新しく取りかえましたので、その分だけ平成３年度は減額したということを御理解願いたいと思います。

次に資本的支出でございますが、工事請負費410万円は、病院内の塗装工事分でございます。

それから目の２、有形固定資産購入費でございますが、5,000万円医療機器の購入費として計上させていただきました。

そのほかは、前年度と変わりございませんので、省略させていただきます。

その結果、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額は2,705万円でございますが、過年度分損益勘定留保資金で補てんするというものでございます。

144ページ以降につきましては、参考資料――附属資料ということでございます。参考にしていただきたいと存じます。

これをもちまして説明を終えさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　それでは議案第26号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

まず最初に163ページでございますけれど、今年度の予算の歳入歳出総額につきましては、22億7,820万円でございます。これは前年対比で17.9％の伸びになっております。

内容につきましては、166ページからの事項別明細書で御説明を申し上げたいと思います。

166ページでございます。まず最初に歳入の関係でございますけれど、都の支出金の水道事業委託金につきましては、受託水道事業歳出経費に見合う都の委託金を計上しております。昨年対比では18.2％の伸びになっております。

それから２番目の諸収入でございますけれど、これは下水道使用料の徴収事務委託金でございます。昨年対比で2.2％の伸びでございます。

続きまして168ページ、169ページの歳出について御説明を申し上げます。まず浄水費

の関係でございますけれど、昨年より3,307万円の減額になっておりますけれど、これは浄水所、配水所等の統合に伴いまして、職員が４人減員になりました関係での人件費の減額が2,012万1,000円になっております。

それからもう一つは、15番の工事請負費の関係で890万、それから需用費の関係で336万円の減というふうなことでございます。

それから２番目の配水費の関係でございますけれど、これは昨年対比で51.1％と増額になっておりますけれど、一つには、浄水費の方で支出されておりました人件費の関係が、職員２人が配置替えになりました関係で、2,065万5,000円の増額。

それから２番目といたしましては、次のページの170ページ、171ページの15番の工事請負費の関係で、59％、３億8,439万円の増というふうな内容になっておりますけれど、これは石綿管の敷設替えの工事が、昨年より大幅に増加になりまして、今年度の予定延長数といたしまして7,000メーターの敷設替えを行うというふうなことで、ここで大きな伸びになっております。

それからもう一つは、やはり石綿管の敷設替えの関係で、13番の委託料の関係で、下水道支障移設との両方で設計委託料の関係が増加しております関係で、大きな伸びになっているというふうな内容でございます。

それから、次が３番の給水費でございますけれど、こちらで16.6％の増加になっておりますけれど、人件費の伸びが7.7％、それから委託料の関係で20.9％の伸びになっておりますけれど、この13番の委託料の中で20％の伸びになっておりますのは、西武団地ほかの給水栓のステレンス化敷設委託の関係で5,812万の増額になるというふうな内容でございます。

それから172ページ、173ページの受託事業費の関係でございますけれど、ここでは11.6％の増加でございますが、これは人件費の伸びということでございます。

それから５番の業務費の関係で、5.2％の増加になっておりますけれど、これもやはり人件費の伸びによるものでございます。

それから174ページ、175ページ、建設改良費の関係で、ここでは20％強の減額になっております。この内容といたしましては、次のページの176ページ、177ページの15番の工事請負費の関係で、市で５路線の新設改良工事を予定しておりますけれど、他に４路線ほど東京都の方の直轄工事で工事を行うというふうなことで、その都の工事分が１億749万円の予定になっておりますので、その金額が減額になっているというふうな内容でございます。

以上で、簡単で恐縮でございますけれど、御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御説明申し上げます。

議案第27号、老人保健特別会計予算でございます。

191ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算事項別予算明細書でございます。総括でございます。歳入歳出それぞれ前年に比較いたしまして7.8％の増でございます。

192ページ、193ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。老人医療受給資格者8,723人、前年に対しまして6.44％の増を見込んでおります。これら医療給付費等の48億1,000万に対する歳入でございます。

最初に支払基金交付金でございます。これにつきましては、前年対比7.8％の増でございます。

目の１、医療費交付金でございますが、これにつきましては、総医療費の交付率70％でございます。

次の目の２の、審査支払手数料交付金でございますが、これは10割の交付金でございます。

次の国庫支出金につきましては、前年度対比８％アップの計上をさせていただきました。負担割合は20％でございます。

次の194ページでございます。都の支出金でございますが、医療費都負担金といたしまして、負担率５％でございます。

それから繰入金でございますが、一般会計からの繰入金といたしまして都と同じような負担割合５％。それに加えまして予備費、諸費等でございます。

196ページ、198ページは記載のとおりでございます。省略させていただきます。

歳出でございます。200ページでございます。医療諸費でございます。前年対比といたしまして7.84％の増でございます。受給者見込みにつきましても、6.44％の伸びを見ております。

医療給付につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

医療費支給費につきましても、記載のとおりでございます。

審査支払手数料等につきましても、省略させていただきます。

202ページ、203ページ、記載のとおりでございます。省略させていただきます。

次に議案第28号、平成３年度老人入院共済事業特別会計でございます。

207ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。歳入歳出2,680万1,000円でございまして、前年度対比25％の減でございます。

208ページ、歳入でございます。会費でございますが、前年７％の伸びでございます。会員は、前年に比べまして約７％の伸びということで、8,800人を見込んで計上させていただきました。

繰入金は、記載のとおりでございます。

それから210ページ、211ページ、省略させていただきます。

212ページ、歳出でございます。事業費でございます。一般管理費につきましては、記載のとおり臨時職員の雇上等でございます。

事業費でございます。事業費につきましては、前年に対しまして、911万5,000円の減でございます。一応件数的には平成２年度1,038件に対しまして、1,174件見込んでございます。

214ページにつきましては、一般会計からの繰出金ということで、科目存置ということでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第22号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第23号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第24号、平成３年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第25号、平成３年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第26号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成３年度日野市老人保健特別会計予算、議案第28号、平成３年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第29号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定、議案第30号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第31号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第29号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定、提案の理由を申し上げます。

本議案は、生活環境部及び清掃部を改組し、生活文化部及び環境部を新設するため、日野市組織条例の一部を改正するものであります。

議案第30号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、多摩平支所を本庁に統合することに伴い、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第31号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、一般職の職員の特殊勤務手当の額等を定めるため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

以上３議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは議案の第29号でございます。日野市の組織条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

改正の主なるもの、趣旨としては、今後の行政施策の推進を、効率的な執行体制の確立のために、部の改定を行うものでございます。

２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。第１条中の中で、「生活環境部」を「生活文化部」、「清掃部」を「環境部」というふうに改めるわけでございます。

なお、第２条中の中では、ここに生活環境部以下清掃部の変更があるわけでございますが、この「生活環境部」を下の「生活文化部」に改めたいということでございます。

なおその中には、清掃部を環境部に改める内容でございますが、特に新旧の対照表６ページ、７ページを御参照いただきたいと思います。６ページ、７ページの中で、第１条の中で部の右側に、旧の２部、新たに改めるものは生活文化部、環境部でございます。

なお第２条中の中では、生活文化部の中で公害防災課を除きまして、名称の変更も一部するわけでございますが、本条例の提案につきましては、参考に日野市組織規則の一部改正する規則をお手元にお配りしております。

大きなものといたしましては、規則の中で10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。条例の中では、部の改定が２部でございます。10ページ、新旧の中で申し上げますと、生活文化部の中には従来「生活課」であるものを、「生活文化部」と名称を、課を改めたい。よって１係を新設したいというものでございます。なお、従来の公害防災課を、新たに設けます生活文化部の中では除外をしていくものでございます。

なお、環境部の中で従来の「清掃部」を「環境部」に直し、「サービス課」を「清掃サービス課」に改める。よって、なお新たに環境部の中に公害防災課、公害係と防災係を環境部の中に新設するということでございます。

なお都市整備部の中では、現行の区画整理第１課、第２課とあるわけでございますが、合わせまして事業の拡大に伴いまして、区画整理第３課を新設するものでございます。

条例改正の提案につきましては、部の改定によります２部の改定部分をお願いするわけでございますが、参考までに規則にも関連しますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明は終わりますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

引き続きまして議案第30号でございます。日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。この改正の内容につきましては、大きな理由としては、本庁の現在地への新築移転あるいはＪＲ中央線の多摩平の陸橋の架設ができ上がったことによって、本庁と多摩平との交通事情の改善がなされた。あるいは市内郵便局16局の協力によって、本年４月１日から各種の証明等の申請ができる体制を整え、郵便局で市民課の事務の内容窓口の機能が果たせるという部分、あるいは支所の本庁統合に伴いまして、消防署の移転も進めております。多摩平四丁目３番地のブロックにおける施設の建てかえ等、市民サービスを展開するために新しい計画を樹立したいということでございます。なおあわせまして行政事務の効率的な推進を図るというのが大きな内容でございます。

この中で４ページ、５ページの新旧の対照表でございます。現在の支所の設置につきましては、七生支所、多摩平支所の所管区域を定めております。よって多摩平支所の所管区域をなくすものでございます。

付則につきましては、平成３年７月１日から実施するというものでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　引き続きまして議案第31号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

本改正案は、条例第10条に定める特殊勤務手当の別表３にかかるものの変更でございます。

この特殊勤務手当につきましては、内容の整理統合をいたしまして、昭和63年４月に全部改正を行い、以降、３年を経過いたしたものでございます。

それでは内容につきまして御説明をいたします。

改正の内容でございますが、全体の実質引き上げ率は14.5％でございます。

次に新旧対照表によりまして御説明を申し上げます。

８、９ページをお開きいただきたいと存じます。区分２の不快・不健康手当のうち、1)死体処理等作業手当の支給対象欄、「行旅死亡人等」と改めますのは、行旅死亡人のほかに単身世帯等で身寄りのない死亡者、これは福祉事務所の職員が関係するわけでございますけれども、これらを処理する場合に対象とするものでございます。

次に10、11ページの中ほど2)でございますが、災害出動手当でございます。日野市災害対策本部条例施行規則により本部の設置がなされ、または警戒配備体制の指令が発せられ、出動した職員を支給対象としてまいりましたが、これに待機を命ぜられた職員に対しましても追加をするというものでございます。

次は同じく下段の3)の緊急応急手当でございます。従来は、水道の漏水事故のみを支給対象としていましたが、今回、道路の破損事故が発生し、勤務時間外に出動した職員も支給の対象とするものでございます。

次に病院業務手当の1)医師手当でございますが、この下段の医師の手当月額16万でございましたが、これを、医師経験の２年未満につきましては10万円と改めるものでございます。

12、13ページをお開きいただきたいと思います。6)でございますが、手術・解剖手当のうち、病理解剖に直接従事した職員及び9)分娩手当の２項目につきましては、今回廃

止するものでございます。

全般にわたります支給額の変更につきましては、記載のとおりでございます。

また、この条例の施行でございますが、平成３年４月１日を予定をしております。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これよた質疑に入ります。名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　議案30号、よろしいですね。多摩平支所を廃止をするということで、その理由が挙げられましたが、郵便局で市民課の仕事が代替ができるということは、支所機能と郵便局で代替ができる限界というものが当然あろうと思います。それで市長は、一般質問かなにかに答えたときには、「１人の市民が不便を感ずるようなら、１人来たら１人本庁に運ぶというぐらいの」というお答えをなさっていたように記憶をいたします。

ところが、今回の行政報告ですか、の質問の答えには、「そういうわけにもいかない」といったように、大分後退されているような答弁だったように記憶をいたしますが、かつて新庁舎ができたときに、旧庁舎から新庁舎へ当面の間バスを走らせるといったような手だてがとられたことを思い出しますと、どうしても市民サービスという点から、全く何というんですか、不足はないんだ、ということではないと思いますので、郵便局が全くの代替の機関にならないだろうということも含めて、その辺どんなふうに考えていらっしゃるのか。理由に挙げられているあの土地の利用と、あるいはそこに置く職員ということもいろいろあるんでしょうけれども、その辺どんなふうに当面の戸惑いというか、これまであったサービスから変わるわけですから、その辺どんなふうにお考えになっているか、伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　従来ありました支所の統廃合ということは、行政の立場におきましても、あるいは市民生活の立場におきましても、大変大きい内容の変更であるということは申すまでもありません。したがって、フォローできるいろいろな施策ということを考えるのは当然でなければなりませんし、我々もこのことにつきましては、その市民に理解をしていただける説得と、それから行政の立場という点につきまして、いろいろ検討を加えた結論であるということであります。

今日、市の職員を、一般職の職員の数をふやすということも、大変議会にも今まで御審議をいただきましたとおり、難しいことを内容としております。それから社会情勢の変化と申しましょうか、要するに行政に期待される機能の能率化ということにつきまし

ても、絶えず対応を考えていかなければなりません。それらの総合判断の結果、いろいろなこの現行制度、つまり支所ができたのは、もう30年も歴史があるわけでありますし、一方に現行組織ももう十数年の経過をしておるわけでありまして、絶えず行政のスクラップ・アンド・ビルドと申しましょうか、そういうこともあわせ行っていかなければならないということでございまして、支所の本庁統合につきましては、交通利便の上で多摩平陸橋ができましたとか、あるいはバス運行が一応行われていますとか、いろいろ理由はあるわけでありますけれど、変化ということにつきましては、大変御迷惑がかかるということも、御指摘の背景にあろうかと思っております。いろいろなこれまで経過、広報に掲載いたしましたり、あるいは議会でも御報告、行政報告として行わせていただきましたり、それなりの経過はたどってきております。今回、条例を改正という形で議会に公式の決定をお願いをしようという提案になっております。

伴うことはいろいろあるわけでありますが、今直接御質問の、１人でも迷惑をすればそれなりの代替措置をとらなきゃならない、このことも十分考えました。郵便局云々は別の意味の間接的な一つの対応ということにはなると思いますけれど、ごく直接的な交通が、それだけ距離が延びるというようなことは現実の事実であります。これに対しましても、最善の方策はとらなきゃならない。例えば定期バスの運行ということも、これもなかなか当局との交渉で難しい面もありますけれど、日野市で保有している能力、つまり車でありますとか、人員の活用でありますとか、そのようなことを考えて、しかるべき代替措置は、この条例を施行する時期までにはしっかりと整えて、そうして市民の御了解、それから議会の御了解をいただく必要があるということは十分感じておりますので、それなりの、今、御発言に近いような状態で対応を図っていくという考え方でございます。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　委員会で十分審議をしていただきたいと思いますが、今職員をふやすことはできないけれども、今現状でですね、減らすことはできるわけですよね。将来ずうっとよく見直してみれば。ですから、これはまあ、あんまり理由にはならないと思います。

いろんな経過をたどってきたということの中で、市長の方から、実施までの間には、ということですが、その道路運送法によってできません、なんていうこと以外の手だては考えられているのかどうか、今ね。要するに、公の機関が客扱いのようなことをしてはいけないというようなことがあるのでできません、ということにはならない自信があ

るのかどうか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどお答えもいたしましたとおり、保有する車とか人員を使いまして、不便をかけない最大限のサービス、対応はしなきゃならないというふうに考えておりますので、それらを実施していこう、とこういうことであります。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　議案の29号の組織の改正に関して、都市整備部長にお答えをいただきたい案件がありますので、お願いいたします。

昨年来、今日野市の状況の中で、都市基盤整備を初めとした開発事業が、いろんな形で行われているわけでありますけれども、昨年来その執行に当たって、執行体制をもう少し確立をし直すべきだ、というふうな指摘をさせていただいた経過の中で、今回のこの組織規則の改正に当たりまして、私どもが要望させていただいた中でどのようにこの組織の中で改正が行われているのか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。それが第１点。

第２点は、あくまでも今回のこの改正は、執行体制、要するに事業を進める中での体制を組み直したものだ、というふうに理解するわけでありますけれども、基本的に事業を進める中で、もう少し立案の部分ですね、事業の立案の部分を見直すべきだ、というふうな指摘もさせていただていたわけでありますけれども、昨年12月の議会で企画室の新設等もお願いしてきた経過があるわけでありますけれども、新しく部長になられた関係上、その問題に対して部長の私見でも構いませんので、新しい新設をどのようにお考えなのか、あわせてお願いしたい、とこのように思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　組織の件につきましては、これは企画財政部が管轄所管でございますので、私の方から何とも申し上げられないんですけれども、この事業執行の状況にかかわる部分、この部分につきましては先ほど、新年度予算の中でも御説明申し上げましたけれども、今年度区画整理につきましては、非常に事業量が増大してきておりますということです。特に西平山、万願寺第二、東町、それから組合関係では四ツ谷前、さらに落川、東光寺という形で現在進めておるわけでございまして、これらの体制からいきますと、事業執行上からいきますと、３課というのは今の時点で理想じゃなかろうかというふうに私は考えております。

それから、計画部門の立案についてということでございますけれども、確かに今の都

市計画という大きな面からいきますと、都市計画課の中の係に都市計画のそういう質問する係がございます。この場所の今後人員の補充なりなんかで十分対応、ある程度のものは、都市計画的なものに関するものは対応できるんじゃなかろうかというふうに、今のところはまだ考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　そうしますと、今の部長さんの御回答の中で、今の現体制で今行われようとしている事業に対しては、執行するに対して十分だ、というふうなお考えでよろしいんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　ただいま申し上げましたのは、区画整理についてでございますけれども、その他例えば下水道関係、都市整備全体で見ますと、下水道関係の事業量が非常に多くなってきております。それで、これから浅川処理場、それから秋川処理場の稼働に伴いまして、今の体制では到底不可能だと思います。ですから、下水道につきましては、そういう状況もありますので、以前からその組織の検討の依頼はお願いをしているところでございます。

ただ、先ほどちょっと申し上げたのは、計画立案ですね。都市計画についての計画立案、これについては、今の都市計画課の中の人員をある程度ふやしていただくことによって、対応できるのかなというふうに今のところは理解しております。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　市長にお伺いします。昨年９月の質問でもさせていただいたわけですけれども、今現在の開発事業に対する執行体制の見直しは、大変重要な課題であるので、何らかの形で是正をしていきたい、というふうな市長の考えが昨年述べられたわけでありますけれども、今回の執行体制の一部の改正は、あくまでもこれは区画整理事業に対する執行体制の増を考えたものであって、要するに開発事業全体に対する執行体制を改革が何もなされてない、このように思うわけでありますけれども、その点市長はどんなお考えを持っているのか、今後また執行体制の強化に改めていくお考えがあるのか、あわせて御回答いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　結論として申し上げますと、今回の組織改正によって、大分強化が図れる、こういうふうに見ております。企画部門につきましては、いろいろ法規

あるいは行政の指導していただける当局もありますし、実務相談をして、施行に移す新都市建設公社も存在いたします。組織改正で機能化するということは、できる限り内部努力としてやらなきゃなりませんが、大切なのは、内部の人員を仕事に応じただけ配属をして、そして実務を積極的に処理をする、こういう機能を持つことだということでございますので、そのような努力もしなければならない。

一例を申し上げますと、今回、多摩平下水処理場、これを後日外注をすることにいたしました。委託管理であります。それらによって、職員を配置替えをして、補充強化をする。いろいろな方法でそういうことを具体的に実施しながら、職員定数を一気に増員するということも難しいことでございますので、内部的な努力をし、それによって機能を高めるとともに、絶対数が足りないというところについては、また改めて定数の増数をお認めいただく、こういうふうなことも、内部努力をした上のまた提案でないと御理解がいただきにくいということもありますので、総合的にそのような努力をするということは、行政実務といたしまして当然でもございますし、そういう体系、体制をつくりながら、必要な都市整備事業あるいはその他の事業も遂行していかなければならない、こういう事情が今日の我々の行政の情勢だというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　行財政改革が叫ばれている今昨今でありますので、改正を、その企画室の新設についてはなかなか難しい部分がある、これは理解はできるんですけれども、その部分がしっかりしてなかったら、今進んでいる事業がある程度まで行っちゃってからではもう遅いんですよね。要するに、将来を見越して30年、50年とだれもが言ってるんですけれども、今の段階でその部分がしっかりしてないと、将来に向けてのまち、要するに日野のまちという色合いが出せていけないというふうなことを、もう前々から私は思っているわけですけれども、定数増、さまざまな問題を抱えていることは十分理解しますので、理事者側として早急の対応をこれから前向きに考えていっていただきたいことを強くお願いしまして、終わりにします。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　何点かお尋ねいたします。

議案第29号について、その規則もいただいているわけですが、その規則の方の10ページのところで、ちょっと生活文化課の中に三つの係ですか、になるわけですが、さまざまな社会対応でそれに見合った係を適切にした、っていうふうに理解できるのかなというふうに思うんですが、具体的に例えばレクリエーション係というふうな係をつくって

いるんですが、その辺の具体的な理由をまだ述べられていませんので、理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから、いわゆる環境部の中に公害防災課を持っていったことについての説明がありません。その辺の具体的な説明と、それから現在の公害防災課の職員の人数ですが、ここへ持っていくことによって、現有の職員の人数というのが変わってくるのかどうか、変える考えがあるのかどうか、その辺についてのお尋ねをしたいと思います。

それから、議案第31号ですが、ここで新旧対照表の方でお話をしていただきたいんですが、一つは大きく見てこの問題につきましては、市職労の広報が毎日のようにボックスの方にこう、案内が今入っているような状態ですけれども、この話はいち早く市の職労の機関紙ですか、広報紙の中に出ておりました。それで、私の認識は、市の職員の組合との交渉の中で改正が出てきたというふうに読んでいるんですが、そのようにとっていいかどうかですね。今までのこの各種手当についての市の基本的な考え方はこうだというふうな考えもあると思いますが、その辺どういうふうに認識をしたらいいのか、お願いをしたい。

その中でもう一つ、現在交渉の過程の中で、一つの課題がまだ具体的に残っていると思うんですが、その課題というのはどういう点なのか、それも行政の方の側として把握をしていると思いますので、教えていただきたいというふうに思います。

具体的な中身なんですが、例えばこれ一つの例なんですが、どうしてこういうふうになるのかなということは、現場のことを詳しく知っておりませんと、軽々しく言えない問題だということは重々承知しておりますが、例えば８ページの不快・不健康手当ということで清掃手当というのがあります。この中に夜勤１勤務ということで、2,500円から2,700円というふうな形がとられております。で、この資料の中でのものですが、要するに同じく10ページに、特殊業務手当の中の変則勤務手当、この中に浄水所で深夜勤務に従事した職員、この方の対策が1,000円から1,500円になっているわけです。私は素人ですからよくわかりませんが、夜勤１勤務に対して片方が2,700円、片方が1,500円、どうしてこういうふうな違いが出てくるのかなということは単純に思うんですが、その辺の御説明をお願いしたいというふうに思います。この点については、ほかにも単純な比較はできないでしょうが、出てくると思いますけれども、一つの例として教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは御質問に対してお答えいたしたいと思います。

１点目の関係につきましては、参考資料でお配りした規則の内容の中で10ページ、11ページを御参照いただきたいと思います。

一つは、現行の生活課の中で名称を変えまして、生活文化課ということでございます。現行制度の中では係が三つ、新たに新設する係を１係、レクリエーション係を新設いたしました。よって４係に今後はなるわけでございます。その内容につきましては、レクリエーションという内容の説明をされてないという御質問でございます。御承知のとおり、今後、勤労者等を含んで余暇時間の拡大がなされる中で、やはり余暇活動等を含んでいろいろな文化の振興に関する問題を一つのレクリエーション係の中に位置づけております。もう一つは保養施設の関係、当然この設置施行が４月１日ということでお願いしているわけでございますので、本予算等につきましては、あくまでも社会教育分野の中で提出しておりますが、この組織が通った上では、あづみ荘あるいは今後大成荘の問題、そういった施設等も含みまして、これはやはり生活文化課の方に移行していくという考え方を持っております。

なお２点目の、清掃部の中に改めて環境部ということになるわけでございますが、公害防災課の関係でございます。公害防災課の現行職員につきましては、現時点ではなかなか今の環境部、実際、清掃部の中の施設には無理であるというような中で、防災情報センターが新設された中では、その中に公害防災課を入れていく。人員等につきましては、現行の人数で考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは議案第31号の関係につきましてお答えをいたします。

まず組合との関係でございますけれども、これは先ほど議案上程の中で申し上げましたけれども、この特勤手当につきましては、３年前に整理統合いたしまして、全面改正を行いました。要するに３年を経過をしているということでございます。それから、御承知のように労働条件の一部変更にかかることでございますから、当然のことながら組合との協議が必要だということでございまして、組合との協議をし、合意に達している内容でございます。

それから、今後の課題がまだあるだろうということですが、一番大きな問題は、病院

の看護婦等を中心にいたしますところの職務給の導入でございます。これと病院との手当の問題があるわけでございますが、これは職務給の導入の検討に当たりましては、病院関係につきましては導入に合わせて見直しをいたしたいというふうに考えております。

それから、清掃手当の夜間１勤務2,700円と、変則勤務の浄水所での１勤務1,500円との相違、考え方でございますが、なかなかその辺の区別は難しいわけでございますけれども、この清掃の夜勤１勤務につきましては、この区分の中でも書いてございますように、不快・不健康手当という位置づけをしてございまして、次のページの浄水所での変則勤務手当は、これはあくまでも変則勤務ということで考えております。したがって、それらを考慮いたしまして金額の差がある。じゃあ、どうしてこの金額の差がこれだけ、ということになりますとなかなか難しいわけでございますけれども、今までのこの金額のつけ方等も参考にしてこういう差が生じてきている、また差をつけているということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それでは組織の方の関係で再度お尋ねしますが、今、企画財政部長の方からレクリエーション係を設けた、私はこれを設けなかった場合にどうなのか、という質問をしませんでしたけれども、積極的な理由としては、保養施設の関係が出てくる。例えばあづみ荘であるとか大成荘の関係をやっていただくんだという積極的な理由の説明がありましたけれども、これ前にもちょっと疑問に思ったんですが、あづみ荘と、恐らく大成荘もそうだと思うんですが、公社をつくってそこの方に仕事をお願いしていくんだ、ということが再三市長の答弁の中から出ているわけですけれども、そうしますと、公社の方であづみ荘を管理し、それから、これからつくるであろう大成荘のものについての管理運営をやり、その上、さらに上に、この上か下かわかりませんけれど、生活文化課のレクリエーション係がそれに関与する、こういうふうな組織形態に私は考えるんですが、その辺はどういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　今、今度新設をいたします生活環境部から名前を変更して、中身を充実させる生活文化部の件についての御質問でございますが、御承知のとおり、市の行政の中でも生活文化行政の推進本部をつくって、新しい市民の需要に対応していこうという組織をつくって動き出しているわけでございますが、従来、市長部局の中でのこの担当というのは、まあ生活環境部の中の生活課で行ってきた。この辺についてもう

少し、その辺の今後の事業の進展に合わせて内容を充実させて、それにふさわしい名称をつけていこうということで、これは東京都の場合でも、既にかなり以前から生活文化局という局を、組織を持ってそれで対応をしてきておるわけでございますので、そうした中で今回、市としても生活文化部という名称で、部の名称をそういう形に変えまして、それで実際的な中身の運営をやっていくという形で考えてきているわけです。ですから、この生活文化課のこのレクリエーション係という係の名称というのは、お一人お一人いろいろな考え方があろうかと思いますが、少なくともこの所管の仕事としては、余暇活動と生活文化の振興に関することをレクリエーション係でやる。レクリエーションという言葉が例えば何か体を動かすことを主としてというような理解の仕方もあるかもしれませんが、実際問題としては、そういうもう少し文化的なことも含めまして広い意味でレクリエーション、要するに再創造するという意味でございますので、そういう形で係の名称を、そういう形に設定をさせていただいておるということで、余暇活動と生活文化の振興に関することを扱うというふうに御理解をいただきたいと思います。

で、その中の具体的な業務として、もう一つは保養施設に関することも今後取り扱っていくということで、実際の保養施設の運営そのものについては、これは他の場合でも似たような形がございますけれども、現在の段階では、企業公社にその管理運営については全面的に委託をしていこう。で、その主務機関が、主管する事務組織は、この生活文化部の生活課である、というふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ちょっとわからなくなってきたんですけれども、今私、企画財政部長等の話で、消極的な理由については、今助役の方から話があったわけですが、積極的な理由としては、レクリエーションをつけた実質的な中身というのは保養施設の関係が出てくるから、具体的にはあづみ荘とか大成荘、例えばということで出てきた。そういうふうな理由だとすれば確かに、そういうふうな対応では必要ではないか。ところが、公社がこれ全部やっていくとなると、一体何かということになると、今の助役の答弁のように、単に所管がこうだからそこにつけてあります、ということで、むしろこのレクリエーション係をつけたというのは、余暇の時代とか、今おっしゃったような形のことでなってくるんだろう。そうすると従来どおり、名称にこだわるわけじゃありませんが、何も生活文化係の中でやってても、これはできるんではないかというふうに思うんですが、当然係がつきますと、恐らく人の配置もここに相当やっぱり投入してくる。人的な配置も私は、当然出てくるだろうというふうに思うんですね。

で、今、そういうふうに思うんですが、そうではない、むしろこれは細分化して、責任の所在を明確にするためにこういうものをつくったんだ、という御答弁があれば、その辺も具体的に聞かせていただきたいですね。

というのは、今、市長の方から、多摩平支所を廃止にするのは、議会の方でもなかなか職員のあれを認めてくれてない、切り詰めてやっているんだから、というお話がありましたんで、そこまで厳密にここのところで詰めた上でこういうふうな対応をとっているのかどうか。要するに私はよくわかりませんが、今の体制でも別に不都合はないんではないかというふうに見えるものですから、積極的な理由としてどうなんですか、というふうにお尋ねしたら、今の助役の答弁なんです。それでは私は納得できないということでお聞きしているわけです。どうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政の領域がかなり変わってきているということなんですが、とりもなおさずそれは、余暇時代であり、あるいは生涯学習の時代である。行政もそれなりの積極的な対応が必要である。こういう考え方に基づきまして、従来の教育委員会部局だけでは対応し切れない面がある。つまり文化行政そのものはまさに教育委員会の主管事務になるわけでありますが、生活文化ということになりますと、一般行政の範疇に属させていいではないかという発想がまずあります。その実例といたしまして、東京都でも生活文化局というコミュニティでありますとか、あるいは消費生活、レクリエーション、そういうことが局の仕事になっております。我々も現在ある生活課の中の市民文化係、これは従来やってきました仕事はリサイクル、いわゆる消費者運動といいましょうか、消費者運動の中に特にリサイクルを含めたそういう領域を生活文化の特定した領域、したがって、消費者農園までそこでやっておりますが、そういう消費、リサイクル、この行政の領域と、それからもう一つの、この文化を含めたレクリエーションというのはちょっと組織を分けるべきであろうということで、位置を置きかえるということになったわけでありまして、いろんなわかりにくい面があると思っておりますけれど、積極的にこれからのあるべき市民生活、市民要望にこたえる積極的な行政の組織づくりをしようというところに目的がある、というふうに御理解をいただきたいものだと思っております。

この環境部を設けましたゆえんは、なかなか現在の環境行政を一つの組織にまとめることは難しいわけでありますけれど、従来のいわゆる清掃行政と、それから公害でありますとか、あるいは安全といいますか、防災でありますとか、そういうことを一つ、次元

の多少違う面もないわけではありませんが、それを合わせて、より自治体としての時代の要請に積極的にこたえていこうという考えだというふうに御理解をお願いをしたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それでは１点だけお聞きして、あとは総務委員会の詳しい質疑でお願いしたいと思いますが、要するにこの係が一つふえたということは、これは助役にお尋ねしていいのか、総務部長ですか、企画財政部長ですかわかりせまんか、実務的なことになると思いますが、これ係がふえたということは、要するにここには職員を手当てをしてふやすということを予測してよろしいんですか、それとも現有のその課の中で賄うというふうに理解してよろしいんですか。ふえるんですか、ふえないで現状でやるんですか、どちらですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　当然新しい仕事を、組織を設けて始めますので、職員をふやすという前提で考えております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　私も総務委員会ですけれども、今の議題のことが重点的になろうかと思いますので、文教委員会の場合に、通常は市長の方が出られないと思うので、ちょっと聞いておきたいと思います。

レクリエーション関係につきましては、体育課で要するに教育委員会の事務局の処理規則の方に、体育係の中にレクリエーションの計画、実施、奨励及び助成に関すること、あるいはほかに、体育及びレクリエーション団体の育成に関すること、また体育及びレクリエーション指導員の養成に関すること等、レクリエーションということについて重点的に体育課の中の係に位置づけをしています。そうしますと、要するに教育委員会の人員をふやすということですけれども、そこら辺の兼ね合いはどのようになるのか、その範疇がなかなか難しいということはわかりますけれども、少なくとも教育委員会の中にそういった位置づけをしてやったら、そういった観点についてどのような考え方を持っているのか、１点お伺いすることと、それから先ほど出てましたあづみ荘、大成荘については、今後そらちの体制ができれば移行していくんだというような考え方があるようですけれども、果たしてどの程度の時点でとらえるのか。たまたま今までは学校教育関係で要するに用地の取得なり、そういった問題にかかわってきた。それがこの時点で初めて今度、社会教育部の方へ要するに委託の関係の費用も組んでいる、こういう事実が

あります。そこら辺で、市長部局の方へそれを移行するんだとすれば、時期によっては、この時期に要綱等が定められてきますけれども、そういう見通しがあるとすれば、最初から何年か後にそれを今度市長部局の関係の要綱等にして、変えていくということになりますと、本当に目先でもうわかってくるわけです、そういうことが。余りにも単純にそのときそのときで対応していけばいいやという、基本的な姿勢がないというふうに視点とすれば見えるわけですけれども、そこら辺はどのようにお考えになっているのか、一応お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本来、文化あるいは体育ということは、教育委員会の所管に属する一定の原則があります。そういう範疇で地方自治あるいは地域社会まで律することができれば、それは一つの変化をする必要はないわけですが、今、文化もあるいはスポーツもレクリエーションも、市民生活そのものになってきた。特に文化行政といういわゆる文部省系列の行政の大切さもありますし、それから市民生活としてそれを自治体行政の中でサービスをするという、そういう新しい変化が生まれてきた、これがとりもなおさず余暇行政だというふうに考えてよろしいと思っております。

したがいまして、事務分掌上、従来の教育委員会系列で行っております、社会体育あるいは既に事業化になっております部分は、これは社会教育範疇でやっていただく考えであります。それから新しく展開を図っていく、新しいアイデアで日常的な市民生活の中の文化行政あるいはレクリエーション行政、これらを新たに生活文化としてとらえていこう、こういうことでありますので、線を引くことはあるいは明確に言えない分があるかもしれませんが、大きい原則はそういう考え方で分けていけば、特に迷ったり、うちの仕事、あちらの仕事ということで懸念することはないんではなかろうか、こう思っております。

東京都でも御承知のとおり、教育委員会範疇のものと、生活文化局範疇のものがありまして、コミュニティでありますとか、ごく一般的な生活文化的な領域、あるいはレクリエーション的な領域は、生活文化局というところで事務が担当されておる、こういうことでありますから、むしろそれに整合させる方が行政の展開としては好都合ではなかろうかと考えているわけであります。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「今、質問としては二つしていたと思うんだけれども……」と呼ぶ者あり）土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　私の質問が悪いから答えが出てこないんだと思うんですけれど

も、あづみ荘や大成荘――まあ、いいです、先ほどの件は。

そこら辺はいつごろの時点でどうなのかというようなことですけれども、当然答えとすれば、大成荘ができ上がった時点、というようなことに答えが返ってくるんでしょうけれども、今、大変この問題は、確かに市長の言うように、わかりにくい部分というのはあるわけですけれども、教育委員会の方は今までどおりレクリエーションのタイトル、そういったものが残ってても、また新しいものがこれからだということで、そこら辺の考え方についてはわかりました。しかし、どうもこの後、当然あづみ荘なり大成荘ができた時点では、教育委員会の方の手を離して、要するに生活課の方へ持っていくんだということになろうかと思います。つまりそれまではさほどこの施設に関する関係のことは表面的には出てこない、ということだと思うんですね。わかりますか、私の質問。そういうことですね。要するにそこら辺なんですよね。

総体的に見る考え方は、今説明の中にも文部省あるいは、場合によっては厚生省なり、東京都おいても教育委員会なり、それから生活文化局なり、そういったものが混沌としている部分が確かにあるわけですけれども、どうも私は、うがった見方かもしれませんけれども、要するに市長がやりにくい部分というものを、教育の部分にあったんじゃ、どうも自分の意見が通らない部分が出てきたり、そんなことがあって、全部市長部局の方に持ってきちゃうおうと、こんなようなどうも姿勢っていうか、これはうがった見方ですから、必ずしもそうじゃない、という答えが返ってくると思いますけれども、そんなところがどうも見えるっていう感じですね。

今回、特に先ほど言ったとおり、学校教育の部分だとか、あるいは社会教育の部分だとか、確かに大成荘の今までの関係にしたって、ずっと林間施設という形の流れが来てから、そういうことですけれども、逆に言えば先ほどの、どこに管理をということをはっきり定めてあればどこだって、教育だろうが、要するに市長部局だろうが、市民とっては全然関係ないことなんですよね。今までせっかく教育委員会の方でそういうことで動いてきたものを、殊さらここで市長部局へ持っていくんだというふうなことが考えられるとすれば、ちょっと本当におかしな話だと思うんですよ。これについてと、それから改めて体育関係のレクリエーションと、要するに市長部局で言うレクリエーション部分、それについては今後の体制ができた時点ではっきり行政側としては分けてとらえるのか。

それから、前にもよく少年問題というか、青少年の関係についても、窓口が要するに児童館絡みであるとか、また教育委員会でも社会教育であるとか、そこら辺の青少年という窓口を一本化すべきだろうというような提言も、そこら辺深くは突っ込みをしてま

せんから、あれなんですけれども、そんなことも言ってますね。市民にとっては、青少年の問題、じゃあどこなんだということになると、やっぱり物によって、じゃあ児童課へ行かなきゃいけない、あるいは教育委員会の社会教育課へ行かなければいけない。場合によっては、ほかの課でもやっているわけですから、よっぽどそういうことで、市民の方が迷ってしまう、こういう現実が相当あるんですね。殊さら今回のレクリエーション係なんていうのは、特段に設ける必要ないんじゃないかというのが私の最終的なあれなんですけれども、それはそれとしても、当面はじゃあ、今後の新しい展開についてということですけれども、事例として大成荘なりあづみ荘なり、いつごろの時点からそういうふうな考え方を持っていくのか。そこら辺だけを含めてお答えをいただきたい。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　あづみ荘につきましては、条例提案を今回行っておるわけでありまして、そしてまた宿泊施設、林間施設というよりも、林間にある宿泊施設と。保養施設といっても、また通用もできると思っております。大成荘はこれは、これまで義務教育とかかわってきた、まさに教育領域の行政であったわけでありますから、特に市長部局にそれを移すという考えはありません。あづみ荘につきましては、新設をいたしまして、市民一般の宿泊保養施設ということでありますから、新しい組織になるべく受け入れをさせていきたい、こういう考えであります。生活文化課にレクリエーション係を設けて、管理はそこが主管いたします。運用を、経営を企業公社にゆだねるという考え方で今整合を図りつつありますので、そういうふうに御理解をしておいていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　先ほどの説明では、大成荘とも含めてということで、今の時点でもう大成荘は消えちゃったという感じなんですけれども、先ほどの説明では、あづみ荘、大成荘、そういったことを生活課の方ということに。発言がじゃあ、さっきの発言間違いだったということ、これはそれでいいですよ。義務教育の一環だというのは、これはもう大分前から外れちゃってたんじゃないんですか。確かに最初は教育委員会、38年の12月に工事にかかって――失礼、39年の10月だったですかね、9月から根切り工事等全部やって、次の年に完成を――次の次ですか、完成をした。我々その根切り工事に行ったわけですから、その後、林間施設としてこうやってきたところが、教育に携わる教員が、いろいろ事故の問題等の責任の問題から、外してほとんどもう使われなくなった。で、ただ施設としてあるけれども、一般的な社会教育的な使い方、そういう意味か

らすれば、今の教育庶務課の方が管理すること自体が見方とすればおかしな形で、本来社会教育課が管理をすべき施設であると、こういうことだと思うんですね、認識としては。間違いないと思うんですけれども。

それはそれとして、大成荘がそういうことで、今はもう説明の最初の段階で私は、あづみ荘、大成荘と聞いてたから、そういう形で、大成荘はまだこれから改築をした後そういったことで用途が変わってくるなあということは判断がつくわけですけれど、しからば、あづみ荘が早速入ってくるとなれば、今回どうしてこの教育委員会の条例、まあ教育委員会というか教育分野の条例として、実際にこの管理や許可をしたりするのは教育委員会なんですよ、全部。これはやっぱり、市長部局でもともと管理をするようだって、そういうことがあって、レクリエーション係を設けてここにあるとすれば、この条例は市長部局の方の生活課が管理をするんだとか、要するに許可をするんだとかっていう手だてを、もう最初からこれ修正したらどうですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　内部でもいろいろとそれの経過があります。当初、社会教育課に予算がつけてありますし、現在まだ受皿の方の組織改正が議決されているということでありませんから、流れとしては教育委員会の中で条例設置までの事務を担当する、そういう考え方で、今まで協議をしながら内部統一の上で、そういう進行の図り方をしてきたということでありまして、条例が制定されれば、事務分掌を改定する根拠ができる、こういうふうに考えておるということであります。

もう一つつけ加えておきますけれど、大成荘につきまして、まだ先のことですから余りはっきりしたことは結論づけておりません。したがいまして、特に教育との関係も深いわけですから、義務教育に関する分、できれば移動教室等もある程度規模も整ってきますから、教育行政の中で積極的に使っていただきたいと思っております。その余力の保養部分につきましては、またレクリエーションという立場から活用ができる、こういうことは適当ではなかろうかと思っておるわけでありまして、余り今、決定的なことを申し上げるわけではありませんが、おおむねそういう考え方で両方の機能をそれぞれに大きく分担をしながら、市民的な立場からは大きな効果がある、というふうに取り計らっていくのが今日の考え方だというふうに御理解をお願いしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　ある見方で、大成荘の方はとにかくいいですよ、先のことですから。目前のあづみ荘、今回の条例をこうやってた、たまたま今度組織のものに出てき

たときに、このあづみ荘についてはそんなことで、「当面はその受皿の云々というようなことで」というようなことが今ありましたけれども、これ文教委員会で一生懸命審議を文教委員さんはこれからするわけですけれども、文教委員会でこの条例云々といったら、早速これができて、また体制が整ったからって、今度、この条例そのものをじゃあ、すぐ改正することになると思うんですよね。教育委員会が許可するんですから、これ。最初から、市長部局の生活課が今度この窓口になって許可もすべてしますよということならば、いいですよ。最初からそういう体制が組まれているならば。現実にはこれ、教育委員会が、ということで、教育の部分の位置づけをしているんじゃないですか、このあづみ荘については、今時点。そこら辺、全然整合性がないでしょう。事務分掌云々だとか、そんなこと言ってますけれども、しっかり最初からこのものについてはどういう体制でいくんだということが、もともと決まってないからこういう事態になるんじゃないですか。ひとつ、文教委員さんはこの点を、ぜひ委員会の中で協議をいただく。片方の組織の問題なんていうのは、別に係だけのことですから、そんなこと書いてあっても、そんなものは、だってやらなくていいわけですから。ぜひ、この条例の方を中心にこれからとらえていただいて、なお一層何ていいますか、市側には、いずれにしても体制の一つの方向を見出したとき、浅川公会堂なんかも建設の問題、大変いろいろ問題をはらんでいて、あるわけです。これも結局、そういう地域の意見やら、それぞれのことを大きな意味で検討を加えてから、そこへ入っていくっていうことじゃなくて、もうそこに土地が求められたから、もう市長の考え方で600のあれが最初から出て、こういう形になってくる。すべてにそんなことが言えると思います。

ぜひ、行政側については、そこら辺慎重に計画等立てて、物事に進んでいただくように要望しておいて、質問終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　多少前の質問者の方と少なからずダブるところもあるかもわかりませんが、お尋ねをいたします。

まず、組織条例を見ておりますと、今度、清掃部が環境部に変わるということですが、清掃部の場合にはクリーンセンターに、清掃部長は通常勤務しておられたわけです。議会のときにはこちらにお出かけになるということです。環境部長になりますと、今度はクリーンセンターの所管をする部長さんは、今度は公害防災課の仕事も指揮指導していくということになるわけです。部長さんはどこで勤務をするようになるのか。そのデスクはどこに存在するのか、お尋ねをいたします。

それから、防災情報センターが今度できるということになっているわけです。もう数年のうちに完成をするわけですが、防災情報センターの責任者は公害防災課長なのかどうか、そこの点をお答えをいただきます。

それから、これは規則にわたる部分ですが、今回条例改正に伴って、婦人センターのこの名称が、私、もしかすると変わるのではないかなあという気がしておりました。今は「婦人」という要望よりも「女性」という言葉が多用される、そういう時代の趨勢にあるわけです。その点、何か検討されたことがあるかどうか、お尋ねをいたします。

なお、規則の３ページ、婦人センター1)として「女性の活動の推進に関すること」となっております。婦人センターで女性の活動の推進に関することを行うということですが、この婦人と女性は、どういう概念の区別を持って使用しておられるかお尋ねをいたします。

それから、多摩平支所のことに関しましては、私は一般質問で取り上げる予定にしておりますが、その前提として一つだけお尋ねをいたします。企画財政部長が廃止の理由に挙げておられる、新しい計画の樹立が考えられるということですが、新しい計画とはどのような計画なのかお答えをいただきます。

それから、特殊勤務手当のことについて最後の質問といたしますが、前の特殊勤務手当の大幅な見直しの際にも、特殊勤務手当というものの性格からして、一律に、しかも月額幾らで支給するやり方は本来の特殊勤務手当の趣旨に反するのではないか、ということを主張しておりました。著しく不快また不健康、あるいは勤務環境が劣悪、危険、こういうものに限って特殊勤務手当を支給するというのが建前であるわけです。今回はそういう観点からの見直しだ、というふうな恐らく、主張だと思いますが、この点まず、どのような観点に立って改正をされたか。ただ年月がある程度経過をしたので手当額を引き上げたい、ということだけではなかったと思うんです。その点お尋ねをいたします。

なお現在の特殊勤務手当の支給対象職員の比率は何％なのか。今回の見直しによって、この比率はどのように変わるのか、この点もあわせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　御質問のうちの最初の方の何点かについてお答えをさせていただきます。

今度、環境部というのが新たに設けられて、その中に清掃部が統合されるわけですが、その場合部長はどうするのか、どこにいるのかという御質問でございますが、まだその辺のところについてきちっと定めているわけじゃございませんが、現状で行きたいとい

うふうには思っておりますが、いずれにしろ、これは業務の実態に合わせてその部長の所在地については、実態に合わせた形で決めたいというふうに思っております。（「どういう実態なのか」と呼ぶ者あり）現状では、従来どおりというふうに考えています。従来どおりというふうに考えておりますが、実務的な面から、従来どおりとは考えておりますが、これはいずれにしろ、業務の実態に合わせて位置は決定をしたいというふうに思います。

それから、防災情報センターが設立を、建設をされた以後の問題で責任者はだれかということでございますけれども、これはまあ、これから今検討はしますけれども、当然公害防災課の業務でございますので、課長もしくは、あるいは担当参事を、病院の場合には担当参事というような形になろかと思います。

それから、婦人センターの名称の問題でございますが、今回、特に婦人センターの名称については、例えば女性センターというような形に特に変更の御提案を申し上げておりませんが、これはまあ、今までこのセンター、さまざまな形で女性団体の方々いろいろかかわって、いろいろ進めてきていただいておりますので、そういった方々の御意見に従って、将来それらの団体との協議を通じて、やはりそういう形で名前を変えるべきだということになれば、また変える機会も当然出てくるだろうというふうには考えております。特にまだ概念上の区別その他について、細かい議論はしておりません。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の議案30号に関連しての御質問でございます。新しい計画ということでございます。もちろん、過去にもお話ししてありますとおり、多摩平四丁目３番地につきましては、今、現行の消防署の移転を精力的にお願いしているところでございます。一定の方向で移転先がある程度確定いたしました。東京都の予算の中にも、新年度は移転のための調査費等が予算化されるという実態でございます。あわせまして、そこにあります公共施設、幼稚園、保育園等を含んだ施設でございますが、かなり保育園の現状としては、老朽化されているというような問題が過去あるわけでございます。そういったすべての公共施設を含んでその後にどういう公共施設を建てかえるべきであるかというようなこと、あるいは市民サービス面を含んでの建てかえ計画をやはり何らか立てなければいけないというふうに思っております。

具体的な問題としては、計画は持っているわけではありませんが、いずれにしても、現行の公共施設を早急に建てかえて、それに附帯すべき条件として、市民サービスの施設としてどういうものを建てるかということに、計画を踏み切っていきたいというふう

に考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

若干質問の順序と変わりますけれども、本条例の改正によりまして、支給対象がどう変化するかということでございます。平成元年４月１日が40.5％、平成２年４月１日が39.8％でございます。今回の改正をいたしましても、いわゆるこの手当の支給の条件が発生をしないと、支給しないものがあるわけでございます。要するに月額は決まっておりますけれども、それ以外のものは、発生主義で支払うということでございます。今回の内容につきましては、まだこの運用を実際にやらないわけでございますから、細かい正確な数字は出ないわけでございますけれども、件数としてはわずかであろうというふうに思っております。今後、この点について、いま少し細かい数字を当たってみたいというふうに思います。

それから、この条例の見直しの基本的な事項でございますけれども、３年前に先ほど説明いたしましたように、全般的な見直しをいたしたわけでございますけれども、その後、この表の内容につきまして実態に合わない点、それからこの特勤手当といいますのは原則的には、給与の中で見られないものをこの特勤手当で見るわけでございますから、こういったものの拡大なり金額の大幅な引き上げといいますのは、ある意味ではまた職員間に不公平を生むわけでございます。その辺への対応といいますか、注意を注いだ。

それから、先ほど申し上げましたように、引き上げ率が実質14.5％でございます。この14.5％の数字が妥当かどうかということになるわけでございますけれども、過去の人勧の、いわゆる３カ年の人勧の積み重ねとか、あるいはこれはどこに物差しを持つかというのは非常に難しいわけでございますけれども、過去３カ年の市税の伸びでありますとか、いろんなことを配慮いたしまして、この範囲内でおさめたということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　まず、環境部長に、今度新しく組織替えがもしこの条例改正案どおり決まりますと、環境部長はどこで勤務をするのかというのがまだ決まってないということです。で、勤務実態、状況を見ながら決めていくということですが、しかし、おおむね現在の勤務場所を念頭に置いておられるというようなことなんですが、現在の勤務場所というのは、環境部長は本庁にいて、清掃部長はクリーンセンター、どちらともとれるわけですが、これはどういうふうに理解すればいいか。

それから、もしですね、今までは清掃部の場合には、清掃部長が指揮する清掃部の関係職員は、すべてクリーンセンターに勤務しているわけですね。ここで決裁等の事務の面でも全く問題がない。部長が必要に応じて本庁の方に来るということで、まあ支障なかったと思うんですが、今度もし、この案のとおり、改正案のごとく組織改正が行われると、環境部長がもし本庁ならば、清掃サービス課及びクリーン課の職員は、部長不在の勤務場所でお仕事をなさるということになる。逆に清掃部に環境部長が勤務する、いわゆるクリーンセンターに勤務するということになると、今度は公害防災課の職員は、直接の部長が勤務場所にいないということになり、いろいろ決裁の面で不便等があるのではないかと思いますけれど、従来どおりの方がいいのではないかなという私、気がするんです。どちらに行っても、部長不在の職場がここで誕生するわけです。この点は、いや、前よりもうんとよくなるよ、という何か理由の説明がないと、ちょっと理解できないんですが、この点の説明をお願いいたします。

それから、婦人センターのことは、余り難しいことは考えていない、ということです。今後、そこを利用する婦人センターの利用者の皆さんの意見を聞いて考えていきたいということで、それは結構なんですが、役所でこういう文書、規則等をつくる場合は、割と用語の規定、その意味するところというのはある程度詰めて議論をしてお使いになっているのではないかと思うんですが、婦人センターでは、この規則を読みますと、「女性の活動の推進に関すること」。「婦人の活動の推進に関すること」とはしなかったわけですね。ちょいと女性という言葉を使って、何か時代のそういう流れを一応キャッチしてますよということなのかもわかりませんが、まあ似たような言葉だというようなことならそれまでなんですが、私はやはり、利用者の皆さんに問題提起をして、用語の統一、それから定義、こういうことはある程度、日野市ではこういうふうに考えています、ということは私は、この辺でぼちぼち作業に入っていかれてもいいと思うんです。これ一つ要望しておきます。

それから、多摩平支所のことなんですが、新しい計画というのはまだ存在をしないということがはっきりしました。ただ、今後、消防署が移転をする。また、保育園、幼稚園等が老朽化しているので、それらの対策も含めて考えていきたいということですが、あの場所には、四丁目３番のこの当該地にはもう一つ有名な施設があるんですね。岩崎さんという方が頑張っている所です。この社会教育センターは、何か関連があるのかどうか。新しい計画の樹立に何かかかわってくるのかどうか、この点お尋ねをいたします。

それからもう一つ、最後の特殊勤務手当のことなんですが、発生主義でこの手当は支給されるということが原則です。ただ、一律にその勤務をとにかくサボらずにやれば与えられるというこの特殊勤務手当も幾つかあるんですね。こういうものの見直しは全然お考えになってないのかどうか。例えば車を運転する移動図書館の場合に、日額今まで150円。本来の職務ではないかなあという気がするわけですね。図書館の仕事をするということを了解をして、市の仕事をやってくださっているわけですから、車を運転したから手当がつくというのは、ちょっと時代の趨勢に合わないのではないか。昔のように、市の職員の中で数えるほどしか運転免許を持っていないというようなことではない時代です。もう老いも若きも、とにかく車には大体ほとんどの方が免許を持って乗れる時代、こういう車の運転についてのことは、私は見直しの対象になるような気がするんですが、それは置くとして、日額150円が１回200円に変わった。これはどのような変化が生ずるのかですね。午前中、車に乗車をして、移動図書館を担当する。午後からまたもう１回、その仕事につく。２回だと。夕方また出てきて、もう一度休憩の後担当する。３回になる。この１回というのはどういう適用をお考えになっているのか、この点お尋ねをいたします。

それから、過去３年の支給対象職員の比率というのは出ると思うんですが、今度の改正によって、私はふえるのではないかと思うんですね、実は。この点はどのようにお考えになっているでしょうか、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　組織が変わった場合の部長の所在地の問題で御質問いただいているわけですが、ちょっと生活環境部が生活文化部になり、環境部ができるということで先ほど申しましたのは、環境部長の所在地という意味で申し上げました。やはり実務的には、現在の段階で、環境部という部の取り扱う仕事というのは今後いろいろまた中身が充実をされていくと思いますが、当面やっております業務からいいますと、清掃部、クリーンセンターでの仕事が中心になるだろう、というふうに先ほど申し上げました。したがって、実務で至便な場所にいるというのが原則ではなかろうかというふうには思ってますが、いずれにしましても、例えば公害防災、防災情報センターが設立をされるというような形になってきたような場合にどうするかということは、改めてその辺の実務上の問題を含めて検討して、しかるべき位置に部長さんにいていただくというのが一番よろしいんじゃないかと思っております。

今、確かに、部長のいない場ができるというお話でございました。例えば、現状での

生活環境部の場合は、生活・保健センターの方と本庁の方とに分かれていて、今度生活文化部に変わっても、その辺はやはり同じような現象が残って、生活課と健康課については生活・保健センターの方という形になっておりますので、そういう点では似たような状況が、今度の生活文化部の場合も、そういった問題もちろん残りますけれども、この環境部についても、当面やはりクリーンセンター側と本庁側という形で２カ所になりますので、部長はどちらか一方に常駐するという形をとらなければいけませんので、当面は業務その他の関係から、クリーンセンターに従来どおりいるのが一番適当ではないかというふうには考えているところです。いずれにしろ、これは固定的なものでなしに、今度実務の、業務の発展とともに、その場所についてはまた再検討する時期が当然出てくるだろうというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の多摩平支所の関連での問題でございます。多摩平四丁目３番地の新しい計画の中には、現行の中で、社会教育センターがあるということでございます。この場所につきましては、既に一定の用地を貸して、建物をつくっている現場でございます。よってこの場所につきましては、過去にもお話ししたつもりでございますが、除外した敷地の活用というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

月額の問題でございますが、この月額の手当については、一応必要だというところに立っているわけでございまして、これを、月額を廃止をするということになりますと、給与の制度を見直し、その中に入れていくということになるわけでございます。実際問題として、こういう手当を給与で見るということは、給与制度の面からいきまして、実際には不可能だということで、この月額が他市におかれても残っているんではないかというふうに考えております。

それから、例の中で図書館の運転手の関係でございます。これは、確かに運転という業務は、これはもう通常、職員の一つの何といいますか、通常の資格でございまして、この庁用車を運転することによって、特別な手当をもらうということは、確かに一般論としてはおかしいわけでございます。しかしながら、この図書館の車は、御承知のように、特殊な車でございます。あの車は、シャシーを改造いたしまして、いわゆる補強いたしまして本を載せておりまして、あの本の重量が非常に重いということ、それから車

自身が、一般職員が運転している車と違いまして、かなりボディー自身も大きいということでございまして、本来なら、運転手をつけてもおかしくないような車でもございます。これを市の職員が運転をし、さらには、一般の貸出業務をやっておりますので、この図書館の車の運転につきましては、金額の多寡は別といたしまして、手当をつけているということでございます。

それから、この改正によりまして、対象人員がふえるのではないかということでございますが、確かに対象人員はふえます。改正の中で若干申し上げましたけれども、例えば８ページでございますけれども、死体処理等作業手当というのがございます。これは、行旅死亡人等の取り扱いの手当の支給でございましたけれども、これは福祉事務所のケースワーカーでございますけれども、いろいろな原因で死亡者に立ち会うといいますか、そういうケースが実際にあるわけでございまして、これを新設したということでございますから、これは年間一、二件でございますけれども、増になるケースでございます。

それから次のページにまいりまして10ページ、災害出動手当でございますが、この中には、いわゆる待機命令を出した職員に2,000円ということでございますから、この待機命令は新たな項目でございますので、人数の増につながっていくということでございます。

そのほか、この下に緊急対応手当というのがございますけれども、これも今までは水道部の漏水事故の出動の職員だけでございました。近年、あの道路の何といいますか、陥没といいますか、穴があきまして、緊急に夜間出て、関連対策なり応急処置をしなきゃいけないというケースが出てきております。これらにつきましては、平均でございますけれども、月0.5件ぐらい、２月に１件ぐらいは出てくるであろう。これに１回に出動するところの職員が４人ないし５人ということでございまして、ただいま申し上げましたようなことだけでいきましても、ふえたケースにはなるわけでございます。そのほかにつきましては、ほぼ同じと考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　まず、その一番最後の質問の中に、お答えにならなかった部分があるんですが、この図書館車運転手当の、日額から回数１回ということに変わったことの理由、これをお願いします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　申しわけございません。これは言葉を変えますと、１業務ということで考えております。これは、職員のローテーションが午前、午後になっておりますので、いわゆる午前１業務すれば１回、ということで考えております。細かいことにつきましては、また規則の中でさらに解釈がまちまちにならないような手当をするつもりでおります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　その最後の特殊勤務手当のことなんですが、全般的な傾向として、特殊勤務手当は対象職員の率、それから額がふえないように見直しを行うというのが一般的な方向なんですね。今回は対象者数がふえるという方向での改正、革新市政ならではの内容だというふうに思います。委員会で御議論があれば幸いです。

それから、始めに戻って組織条例のこの環境部長の所在については、クリーンセンターの方が仕事の中心だから、そちらに勤務することになるだろう。ただし、今後のいろいろ新しい公害防災センター等の業務の開始に伴って、また考えていきたい、というお話でした。まあ、部長さんが直接近くにいないから、仕事やりやすいという職員の方もいらっしゃるかもわからないんですが、今、生活環境部の中で生活課、それから健康課は生活・保健センターの中に入っておりますから、同じようなケースはあるんだということを例に挙げられたんですが、これで特段、不自由な思いをしているということも、私、正直申し上げて、聞かないんですが、しかし、変則的であることには変わりないと思うんですね。それを１カ所から今度２カ所にふやすということは、前例があって、それが特段支障になっていないから、もう一つそういうケースをここで設けるんだということにもなるのかもわかりません。

しかし、私も消防委員会で委員長させていただいて、いろいろ公害防災関係のことにいろんなテーマを絞りながら勉強する機会があったわけですが、私ども全員に配られてます「地域防災計画」――赤い表紙のですね――あの中には、例えば市に大規模災害が発生をして、緊急のそういう対策本部等が置かれた場合には、もちろん最高責任者は市長なんですが、総務部長が直接の、部長さんの中では責任者ということになっておられました。それは今も全く同じだと思うんですが、そうすると、公害防災課の職員が中心になってそういうときには動くわけですね。直接の上司部長はクリーンセンターに、かなり地理的には物理的に離れた場所です。しかも災害発生時には総務部長が指揮を直接とるということになっているわけですね。直接の部長は近くにいない。しかも所属する部の部長は、災害時には総務部長にかわる。こういう理解で間違いないですよね。ちょっと非常に、何か物事をややこしくしたんじゃないかなという気がするんですね。しかも時間を争う緊急時ですから、そういう場合にはコミュニケーション、お互いの職員の間、

それぞれの担当課の間でスムーズに連携がとれなくてはいけないわけです。この点ちょっと私、せっかくこういう組織条例を見直すのであれば、もう少しきちんとわかりやすくした方がいいのではないかと思いますが、杞憂ですかね。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいま御指摘をいただきました点につきましては、確かに災害が起こったときの、災害対策本部を発足してからの体制については、今御指摘いただいたとおり、これは全市的に挙げて、対策本部をつくって動き出しますので、市長以下総務部長の現在ある行政組織が一体となって動き出すという形で、そういうような組織となっていくわけでございます。もちろんそれに至る前も、昨年あたりもいろいろその他でいろいろ対応をとっておりますが、それ以前の段階でもいろんなもちろん対応があるわけでございまして、それについては、従来も生活環境部の中にございましたので、確かに、例えば部長さんがいる場所の問題だけでいいますと、生活環境部長は今までは本庁でございましたので、今度環境部長がクリーンセンターだということになると、距離的にその辺の問題が出てくるということは確かにあろうかと思いますが、いずれにしろ、そういう災害の場合の、本部制をしく以前の段階で緊急に対応しなきゃならん場合でも、そういったものを含めて迅速に対応できる体制は、従来からも若干の矛盾もないわけではなかったんで、きちっとした本部制になってから以降のははっきりしているんですが、それ以前の分も含めてきちっとした組織体制を、内部的なそういう定めをつくろうという形にして、今準備は進めることにしております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これから準備を進めるとおっしゃるんですが、せっかく組織条例の見直しをここで久方ぶりにやるわけですよね。準備をしてから組織条例の改正をやるべきじゃないかと思うんですけれど、災害対策本部ができる前後の総務部長の役割は、どのようになっていますか。ちょっと改めて教えてください。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　防災対策本部が設置されるまでにおきます総務部長の役割でございますが、これは、はっきり言いましてありません。本部設置と同時に役割が生ずるものでございます。もちろん、対策本部設置するかしないかという協議におきまして、それは総務部長を交えた、現在の生活環境部長と関係者の協議によりまして、本部設置いかんということが討議されるわけでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ですから、総務部長は、この対策本部が設置されたらどういう役割を担うのですか、ということを質問したんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　総務部長は、全庁の職員を統括する規定があります。つまり災害時出動体制というものでありまして、その所管は総務部長がやっておる。第何次出動にはどの範囲で招集をすると。これは、つまり職員課の事務として関係が深いわけでありますから、そういう形になっておるということでありまして、災害対策本部は全庁の組織はもちろんでありますし、警察署並びに消防署の署長の協議によって、市長との協議によって、避難命令を出すとか、いろいろな防災活動が本部等の司令部になる、こういう性格のものであります。防災対策会議を持ち、また防災本部が設置される、そういう仕組みでありますから、緊急の場合にはかなり整った活動ができる仕組みでありますことは言うまでもなく、またこれから取り組もうとしております情報関係の受信、発信を統一的にできる、そういうことを目指しておるという状況であります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私の判断というか、考え方は素人の発想かもわかりませんが、私がもし市長なら、やはり万が一、災害対策本部を設置するような状況というのは一刻を争うわけですから、そういう場合はやはり、そこで一番重きをなす、まずいろんな状況を一番把握することができる公害防災課の職員ですね。防災情報センターができていれば特にそうですね。最新の通信機器でいろんな情報を一番集めるわけですから。そうしたら、やはり対策本部が置かれたときに、職員を統括する総務部長が直属の部長である方がいいのではないかと私は思います。しかし、それは環境部長だということに今度なっておりますし、しかも環境部長は本庁にいない。防災センターにもいないし、本庁にもいない。クリーンセンターで勤めるということを今、助役はおっしゃる。これはやはり、ちょっと迂遠な経路をたどって、いろんな命令や考え方が伝わり、しかも協議しなければならないということになるんじゃないかなあというふうに思うんですが、市長は整っているとおっしゃるんですね。ちょっと私、そうは思えないんですけれど、間違ってますか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　緊急時の機危管理に対応できる、こういう能力が法律制度の

上で一応できております。また、日野市もそれに合わせて組織されておりますので、機能は可能であるというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　かなり日ごろ、組織というのは訓練をし、要するにトレーニングを積んでいても、いざとなると当たり前の行動ができなかったりして、どうしてこんなことがおれはできなかっただろう、というようなことが必ず起きるんですね。ですから組織というのは、よりよく常に見直しを行うならば、現状よりだれが見ても、うん、それならばやはり、当然よくなるだろうし、おれたちもわかる、というそういうことでなくては、私はいけないんじゃないかと思うんですけれど、勤務場所のことにこだわるようですけれど、また、その直接の上司である部長の所在、それから対策本部が置かれた場合、こういうことはない方がいいんですが、置かれた場合には、総務部長が全職員を掌握するということになっていれば、新しい情報が刻々入ってくる。しかもそれをまずキャッチするのは公害防災課の防災情報センターにいる職員ですから、その辺をもっとこう、遠回りの情報伝達システムじゃなくて、もっとストレートに協議をしたり伝えることができるような、そういう考え方に立つのが、私は妥当だと思うんです。しかし市長は、そんな心配はしなくてもいい、ということですから、総務委員会の皆さんがどう御判断なさるか。はっきりした結論を出していただけると思いますので、私はこれで質問終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　すみません。大分時間延長している中で、２点ほど要望させていただきたいと思います。

一つは、今回の30号の条例の変更であるとか、あるいは午前中の一般会計の中での手当だとか、あるいは報酬の見直し改定のとき、これは前回見直されたのがいつだったのかというようなことを一言、何年何月ぐらいの表示をどこかにしておいていただければ非常にわかりやすい、また、それだけ討議時間も減るんではないかと思いますので、ぜひこれをお願いしておきたいなと思います。

それからもう一つ、先ほど大分論議になりました生活文化課の中でのレクリエーション係、これも私、大変疑問に思っていたんですが、論議されたように、レクリエーション係という、あるいはレクリエーションという言葉は、従来から日本で使われてきている言葉のニュアンスといいますか、その辺は、ここでやろうとしている内容と若干こう、関連づけると言えば関連づいているんですが、若干違う部分も感じられますので、これをつくった目的が、余暇時代を反映したことに、ということであるならば、例えば余暇係だとかゆとり係だとか、あるいは余暇・ゆとりだとか、何か先ほど土方委員からも指摘したような、体育課で扱っているレクリエーションとの区別をする意味でも、何か別なことを検討されたらいいんではないかなということを要望いたします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第29号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定、議案第30号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第31号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時48分　休憩

午後４時23分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第32号、市道路線の廃止、議案第33号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第32号、市道路線の廃止について。

本議案は、開発行為に伴い、新設道路の区域に編入された、D79－18号線を、道路法

第10条第３項の規定に基づき、廃止するものであります。

議案第33号、市道路線の認定について。

本議案は、万願寺歩道橋の新設及び開発行為の完了に伴い市に帰属した、Ｃ75－３号線ほか２路線を、道路法第８条第２項の規定に基づき、認定するものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　議案第32号、市道路線の廃止について御説明を申し上げます。

路線名は、Ｄ79－18号線でございます。起点は大字川辺堀之内109番地先で、終点が大字川辺堀之内114番地先でございます。延長が52メートルで、幅員が1.82メートルでございます。

その図面につきましては、２ページをごらんになっていただきたいと思います。

廃止の理由については、日野市大字川辺堀之内の109番地先でございます。この場所は、堀之内研修所の東の方向になります。これについては、開発行為によって築造された新設道路の区域に編入されたために、市道路線をここで廃止するものでございます。

続きまして議案第33号、市道路線の認定について御説明を申し上げます。

今回は、３路線につきまして認定をお願いをするものでございます。１につきましては、Ｃ75－３号線でございます。起点は大字万願寺294番地先で、終点が大字新井922番地先でございます。延長が148メートルで、幅員が６メーター80から14メートル40までございます。

その図面につきましては、２ページをごらんになっていただきたいと思います。

認定の理由は、本路線は、浅川に新設された万願寺歩道橋を管理する面で市道路線として認定をお願いをするものでございます。なお認定後は、自転車・歩行者専用道路として指定する予定でございます。

次に２につきましては、Ｄ79－20号線でございます。起点は大字川辺堀之内85番１地先で、終点が大字川辺堀之内89番７の地先でございます。延長は125メーター10で、幅員が６メーターから６メーター30でございます。

図面につきましては、３ページをごらんになっていただきたいと思います。

これについては、議案32号で廃止をお願いした場所と同じでございます。認定の理由については、日野市大字川辺堀之内109番地先の開発行為により築造された道路が市に

帰属されたので、市道路線として認定をお願いするものでございます。

次に３につきましては、Ｄ79－21号線でございます。起点は大字川辺堀之内114番６の地先です。終点が大字川辺堀之内85番24地先でございます。延長は102メーター50です。幅員は５メートルでございます。

図面につきましては、３ページをごらんになっていただきたいと思います。

認定の理由については、先ほど言いました番号２と同じ理由ですので、市道路線として認定をお願いをするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第32号、市道路線の廃止、議案第33号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第34号、（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の一部変更（第２回変更）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第34号、（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の一部変更について提案理由を申し上げます。

本議案は、建設省関東地方建設局長と締結しております、（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の工期を変更するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　議案第34号、（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の一部変更について。第２回の変更です。

内容の説明をいたします。（仮称）二番橋新設その４工事の委託契約の一部変更につ

いての内容でございます。

これは工期の変更でございます。変更前は、契約の日から平成３年の３月30日までとなっておりましたものを、平成３年の７月の31日までに工期を変更するものでございます。

変更の理由は、建設省から業者への発注時期がおくれたというものが、主な理由でございます。

以上で説明終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第34号、（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の一部変更（第２回変更）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第35号、学校管理下における旭が丘小学校児童の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第35号、学校管理下における旭が丘小学校児童の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について提案理由を申し上げます。

本議案は、旭が丘小学校児童の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願

いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　議案第35号について御説明申し上げます。

まず事故名でございますが、学校管理下における旭が丘小学校児童の負傷事故。和解の相手方、東京都日野市旭が丘三丁目３番地の８ＧＳハイム506。被災児童の親権者、斉藤邦重様。損害賠償額、241万5,123円。

事故の内容でございます。平成元年11月２日、日野市立旭が丘小学校２年生児童が図工授業中、教材である一升瓶（砂入り）を落として負傷し、右手薬指先端骨を欠損した事故で、被災児童の親権者である斉藤邦重様より損害賠償を請求されたものでございます。

和解の内容の示談書の案でございます。甲といたしまして第１当事者、被災児童の親権者・斉藤邦重様。乙として第２当事者、日野市長　森田喜美男。

事故の表示で、まず事故当日でございますが、平成元年11月の２日午後０時30分。第４校時、図工授業中でございます。

事故発生場所は、日野市旭が丘小学校２年１組教室。

事故発生状況でございます。上記発生場所において、当該児童は展覧会作品として一升瓶に砂を詰めた紙粘土人形を作成中、教師に見せるために作品を持って教室の床に座って順番を待っていたが、手が滑り、瓶の底と床との間に手が挟まれ、右手薬指の先がつぶされ、先端の部分がちぎれ落ちた。医師により縫合処置を受けたが、先端の骨が欠損し、日本体育・学校健康センターで14級の認定を受け、障害見舞金40万円が支給されている。薬指の機能はほぼ回復し、爪も再生している。

示談条件でございます。乙は、本件事故につき、甲に対し慰謝料、通院費その他本件事故に関する一切の解決金281万5,123円から日本体育・学校保健センター法第44条第１項の規定に基づき支給されている障害見舞金40万円を控除した241万5,123円を支払う。甲は、乙に対し、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立て、訴訟等はしないものとする。

なお、この原資と申しますかお金、全額が全国市長会による学校災害賠償補償保険によって補てんされます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　１点だけ、ちょっと教えてください。この事故の対策につい

て、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　事故の対策でございます。まず最初は、この事故児童に対する病院の見舞いから、それからその間の学校の指導等を密に行ったほか、この事故の反省、瓶の重さの問題とか、そういうようなことを学校で協議し、今後、極力事故がないように努め、それから担当の先生と校長先生には、かかる事故が発生することがないように厳重な注意を行った、とこういう経過でございます。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　それは当然だと思うんですね。ですから、この事故の再発防止の対策ですね。いわゆる一升瓶に砂を詰めたというと、かなり重量があると思うんです。ですから、例えば持ち方はこうしなさいとか、そういうものはどっかへ置きなさいとか、そういう具体的な再発防止対策をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　事故の後、学校を中心として指導室の指導主事を含め、いろいろ協議している中で、小学校の低学年においては、この一升瓶に砂を入れる重量はやはり、負担があって重いんじゃないかということで、本来ならば、ビール瓶ぐらいが、ということが適当ではないか。幼稚園や保育園では、牛乳瓶も使ったりしているところですけれども、この担当の教諭の判断で、学芸会に出すということで、できるだけ見ばえのするもの、というような考えが優先されて、一升瓶になったという経過につきまして、今後は、この一升瓶については、やはり十分考えて使わなければ、危険じゃないか。それからまた、持って待機する、先生のところに持っていくということについては、逆に先生の方が回って見るべきじゃないか、そういうような反省点がたくさん出されております。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　再発防止の点については、今お伺いしたんですが、見舞いといいますか、補償といいますかは、よくここでわかりましたけれども、学校の中での責任といいますか、学校長なりその担当教諭が、どういう何というか、処分というとちょっとオーバーですけれども、補償はこれで済んだわけですけれども、教職員に責任が過重にかかるような状況で処理されているのか、今後の反省ということに重点が置かれて処理されたのか、それをちょっと伺いたい。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　この事故につきましては、反省に重点を置きましたが、厳重注意という処分をしております。これは平成３年２月の20日付で教育委員会から校長先生と、今は既によその学校に異動している先生でございますけれど、それぞれに「平成元年11月２日木曜日、日野市旭が丘小学校２年１組の図工の授業中に発生した――ここに名前が書いてありますが、子供の名前は両親の要望で伏せてほしいということになっていますのでＳとしますが――右手薬指を損傷した事故について、既に注意を促したところである。安全であるべき学校において、かかる事故の発生することのないよう重ねて厳重注意をする」ということを、校長先生とその先生を教育委員会に呼んで、厳重な注意をしたところでございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　今の質疑を聞いて、１点お聞きをしたいんですけれども、当事者の先生にそういう注意をされたというのはわかったんですけれども、市内の他の小学校に対しまして、こういう事例が起きて、こういう結果が出たというようなことは、やはり連絡のような形てやる必要があるかと思うんですけれども、それはされたかどうか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　教育委員会での報告はもちろんのこと、校長会、教頭会を通じまして、この事故以外にも小さな事故もございますが、それらを報告いたしまして、そしてかかる事故のないように注意をするように、という連絡をとっております。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第35号、学校管理下における旭が丘小学校児童の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定の件は原

案のとおり可決されました。

これより報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　２ページをごらんになっていただきたいと思います。日野市西平山四丁目24番６地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について御説明を申し上げます。

事故名、日野市西平山四丁目24番６地先路上の事故。和解の相手方、東京都日野市東平山三丁目22番地の７、福本多岐子さん。

事故の発生状況です。平成元年の６月の26日午後10時ごろ、日野市西平山四丁目24番の６地先の幹線Ⅱ－29号線の市道でございます。この場所については、ＪＲの平山台踏切の東の方向約150メートルの地点でございます。この場所で、八王子方面からバイク（50x）で帰宅の途中、道路上の舗装が破損していた箇所にバイクの前輪が落ち転倒したため手足を負傷したということでございます。また、バイクも破損したということでございます。

損害賠償額については、20万431円で和解が成立いたしまして、平成２年12月の25日で専決処分をしたものでございます。

次に３ページをごらんになっていただきたいと思います。日野市日野台一丁目17番８地先の路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について御説明を申し上げます。

事故名は、日野市日野台一丁目17番８地先の路上の事故です。和解の相手方、東京都日野市大坂上二丁目６番地の６、清水清三さんです。

事故の発生状況でございます。平成３年１月の13日午後２時過ぎ、日野市日野台一丁

目17番８地先の市道でございます。Ｆ－８号線でございます。この場所は日野自動車工業の東側で、遠藤製作所日野工場の前でございます。これについては、日野市立日野第三小学校の方向に乗用車で走行中、対向車を避けるために左側に寄りまして、そこに公共下水道のマンホールの箇所の鉄製のカバーにこの普通乗用車の前輪が接触して、左側のタイヤ・ホイール・ドアを破損したものです。

損害賠償額は９万7,768円で和解が成立いたしまして、平成３年の２月の７日で専決処分をしたものでございます。

以上で御報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　引き続きまして御説明申し上げます。

４ページでございます。本件につきましては、日野市多摩平二丁目７番２地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定でございます。

内容といたしましては、事故名、日野市多摩平二丁目７番２地先路上の事故。和解の相手方、東京都八王子市堀之内1252番地の12、天野恵子さん。

事故発生の状況でございますけれど、平成２年８月20日午前11時ごろ、落川地区におきまして、水道管の漏水がございまして、水道部工務課の職員が運転する水道部の庁用車が、現場に向かう途中、日野市多摩平二丁目７番２地先路上の交差点、これは水道部の庁舎の前の交差点でございます。信号を見誤って、赤信号にもかかわらず発進したので、右から直進してきた車両と衝突し、双方の車両に損害を与えたものということでございますけれど、直進信号と横断信号を見誤って発進したというふうなことでございます。

損害賠償額といたしましては、44万497円ということで和解が成立し、12月25日付で専決処分をしたものでございます。

引き続きまして５ページでございますけれど、内容といたしましては、日野市多摩平三丁目１番１地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてということでございます。

事故名といたしましては、日野市多摩平三丁目１番１地先路上の事故。和解の相手方といたしまして、東京都武蔵村山市中央区四丁目４番地の３、有限会社川崎建材、代表取締役、川崎英夫さん。

事故発生の状況でございますけれど、平成２年10月８日午後11時ごろ、日野市多摩平三丁目１番１地先路上で砂を積載した大型ダンプが駐車したところ、水道管の漏水があ

りまして、大型ダンプの重量で道路が陥没したというふうなことで、左後輪が沈下し、車両に損害を与えたというふうな内容でございます。

損害賠償額といたしましては、97万857円ということで和解が成立し、12月25日付で専決処分をしたものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　事故のそれぞれ内容ということじゃなくて、ちょっとお伺いをしたいと思いますが、今4件ありましたけれども、大変部長の説明のときも言いにくそうな感じだなあということがありまして、なおかつ今回、地区センターの条例の関係でも、正確を期すというようなことで、何丁目何番地の何々というようなことの改正部分というものがありました。この事故に関してだけですけれども、タイトルの部分、あるいは事故名、そして発生状況の中に何丁目何番地ということの表示があるんですが、和解の相手方等については大体何番地の何々ということであるんですけれども、今までの事例でちょっと気がつかなかった分もあるんですけれども、例えば「地の」というかね、最初の報告1号で言えば、西平山四丁目24番地の6というのが正式な地番表示といいますか、そういうことだとすれば、番と枝番といいますか、その6の前に「地の」というのが、ずっとそれぞれ、もしそうだとすれば、それぞれの案件に3件ずつそういう表示の部分があるんですけれども、果たしてこれが、こういう事故だけがそういう形であらわすのかどうか。地先ということと、たまたま普通、何番地だとすれば、ちょうどタイトルとあれがくっついていくんですけれども、そこら辺が、特段にこういう表示が正しいものなのか、そこら辺の表現の仕方ですね、ほかの住居の表示と違ってくる点があるんですけれども、それだけちょっと確認をさせていただければ結構なんですが。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

御承知のように日野市は、住居表示の地番整理ではなく、いわゆる土地登記簿から直す、いわゆる町名地番整理をしております。したがって、住所及び法人等の所在地をあらわす場合には、番地という呼び名をしております。こういう事件等が発生して、その事件の場所をあらわす場合には、土地登記簿の土地の表示を使い、その後に地先をつけるということで今回、統一したということでございます。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　専決処分の多摩平三丁目1番地の1についてですが、この砂を積載した大型ダンプが、午後11時ごろここに駐車をしたということですが、漏水の箇所に駐車をしたんですか、駐車をしたら漏水が起こったんですか。私、ちょっとあの朝拝見したところでは、水道部が総出でこう事故の処理をしていたように見たんですが、ダンプの砂の重量はどのくらいであって、法定内であったのかどうか。

それから、午後11時ごろ何ゆえにここに砂を積載したダンプが駐車したのかですね。どうも、よくこれではわからない点があるんですけれど、もう少し詳しく、まあ午後11時でも12時でもとまるのは勝手だって言えばそういうことですけれども、どうしてその場所に砂を満載したダンプがとまったのかなあ。私は漏水があったんじないかというふうな、そのとまる前にね。で、それと関係した車が行ったら、ということじゃないかなあと思うんですけれど、そうじゃないんですか。たまたま漏水しているところに砂を満載した、法定内かどうかわかりませんけれどね。あれ、積荷の何ていうんですか、制限もあるわけですよね。何キロぐらいの積み荷のダンプがとまったら、市の水道管がどうだという、そこのところがちょっとよくわからないんですけれど。

○議長（小山良悟君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　今の御質問の関係でございますけれど、御指摘のように、たまたま漏水していて、表層の舗装下が何といいますか、陥没していたといいますか、その上にダンプが偶然にも駐車したために、後輪がその重みで落ちたというふうなことでございます。

それから、時間的な関係でございますけれど、これは翌日の輸送のために既に積載していたものを、そこにとめたというふうなことのようでございます。（「駐車禁止場所じゃないの」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　駐車禁止場所じゃないか、という声もありますが、翌日の何の仕事のためにとめたんでしょうね。駐車禁止ではあるんですけれどね。どうも漏水の手当てのために砂を運んできたんじゃないかなという感じがするんだけれど、全く関係ないんですね。漏水のところにたまたま、重量はよくわかるんですか、わからないんで

すか、とめたらあれだから、市が申しわけないと言って、払ったということなのか。その重量はどうだったんですか。もう少し詳しくひとつ。

○議長（小山良悟君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　このダンプの積載していました砂は、何かゴルフ場に運送する砂であったというふうなことのようです。それから、ちょっと私の手元にございます資料の中で、重量等の関係は記録が出ておりませんので、後ほど調べたいと思いますけれど。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　何でも訴えられれば、という感じが私はするんですけれども、変な考えでしょうか。駐車禁止ということもあるし、重量も調べてない。それは漏水していたところへ偶然とまったからということなんですけれど、それは、もう文句ないんだ、もう唯唯諾諾として示談に応じたんだというのか、ちょっと、いろいろあるんだけどなあ、という感じで受けたのか、その辺を……。ちょっと問題があるんだけれど、とは言えないでしょうね、締結しちゃったんだから。要するに砂の重量はわからないんですか。相当量の砂が満載されていたように私は見ましたけれど、素人目で。

○議長（小山良悟君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　大変申しわけないんですけれど、砂の重量については、手元に資料がございませんので。ただ、この事故につきましては、警察署も立ち会いの上で、私どもの方の職員が確認しました内容といたしましては、この事故の原因が、漏水によって発生した事故だというふうに判断をいたしましたので、それに伴いまして、与えた車両の損傷につきましては補償をすべきだ、というふうに判断をしたというふうなことでございます。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　その現場の漏水というのは、どういうような状況だったですか。例えば、応急的なそれをしてあったのか、それからその復旧作業中、休憩をしている間に、偶然すうっと、砂を積んだダンプがとまったのか。本当に申しわけないっていうようなケースなんですかね。その漏水に対して手当てをしなかったわけでしょう。漏水の状況のままのところへダンプが来たわけでしょう。だからそこのところは、漏水事故が何メートル幅で、どんなふうなそれであって、復旧ができなかったとかいう、そこのところはどうなんですか。もうとにかく悪いんだという姿勢で臨まれて、示談にしたということになるわけですか。

○議長（小山良悟君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　ここの路上におきます、この事故発生の前後でのいわゆる水道工事等は、全然行われていない、通常の路面舗装の状態であったというふうなことで、埋設されております関係としましては、150ミリの管が埋設されていたというふうなことで、事故発生の後は応急復旧をいたしましたけれど、その発生前には、全然手がつけられていない路上であった。たまたま毎年定期的に漏水検査はしているわけでございますけれど、ここのところでの漏水の発見には至っていなかったというふうなことです。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより日程第17、日野市農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市農業委員会委員に奥住日出男君、古賀俊昭君、名古屋史郎君、柴崎亮助君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました奥住日出男君、古賀俊昭君、名古屋史郎君については、一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により、それぞれ退席していただきます。

まず奥住日出男君の退席を求めます。

〔21番議員　退席〕

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。奥住日出男君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって奥住日出男君を推薦することに決しました。

奥住日出男君の除斥を解きます。

〔21番議員　着席〕

○議長（小山良悟君）　次に古賀俊昭君の退席を求めます。

〔25番議員　退席〕

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。古賀俊昭君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって古賀俊昭君を推薦することに決しました。

古賀俊昭君の除斥を解きます。

〔25番議員　着席〕

○議長（小山良悟君）　次に名古屋史郎君の退席を求めます。

〔28番議員　退席〕

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。名古屋史郎君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって名古屋史郎君を推薦することに決しました。

名古屋史郎君の除斥を解きます。

〔28番議員　着席〕

○議長（小山良悟君）　次に住所、日野市下田174番地。生年月日、大正15年９月11日。氏名、柴崎亮助君を指名いたします。

お諮りいたします。柴崎亮助君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって柴崎亮助君を推薦することに決しました。

これより請願第３－１号、大坂上２丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第３－１号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第３－２号、２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第３－２号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

これより日程第20、一般質問を行います。一般質問１の１、環境にやさしい暮らしの工夫を（ゴミをみんなの手で、びんかんに）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　通告に従いまして、環境にやさしい暮らしの工夫を（ゴミをみんなの手で、びんかんに）について、質問をさせていただきます。

ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に大別されています。一般廃棄物であります生活ごみは市町村の処理として、また、産業廃棄物は排出事業者の自己処理が原則になっておるところでありますが、その排出量は年々増加の一途で、日本全国では一般廃棄物は年間4,800万トンで、産業廃棄物は年間３億2,000万トン、合計で３億7,000万トンという膨大な量となっています。ちょっと実感できない数量ですが、例えてみますと、これは２トンの収集車を地球に並べると、何と23周することになるそうです。その一般廃棄物処理に使う金額は、し尿処理も含まれますが、年間１兆4,000億円になります。赤ちゃんからお年寄りまで含めて１人当たり年に１万円が生活ごみの処理に使われているということになります。

また、ごみの質も年々に変化して、処理困難度が高まってきております。特に最近問題となってきていることは、最終処分地がなくなってきているということで、全国平均であと２年で処分地はなくなると言われています。ごみは収集されてきてから、一部はリサイクルに、また多くは、焼却されてから処分地に埋め立てられておることは周知のとおりであります。その処分地がなくなっては大変です。ごみが動脈硬化を起こすと、まちはごみの山であふれてくることは避けられません。これからはごみそのものの発生を減らして、物を大切にする生活を目指していくこと、リサイクルシステムをつくって、再資源化を進めていくことが重要なテーマとなってきております。これは市民の生活に

対する意識変革とともに、連帯と協力がなくしてはできないことであります。

最近、マスコミ等がごみ問題を頻繁に大きく取り上げていますが、国も抜本的な法改正を行っていこうと、取り組む姿勢を示してきていますが、21世紀にかけての大きな社会問題として、ごみはクローズアップされてきております。日野市のごみ行政につきましては、理解を示すところでありますが、ごみ処理の現状と対策、また将来の展望等、さらには、どれだけ費用が使われていくのか、再資源化へのリサイクルシステムが強化促進されていくのか、等々について質問させていただきます。

ケニアのことわざに、「地球を大切にしなさい。それは、親からもらったものではなく、子供たちから借りているものだからだ」とありますが、私たちは、未来の子供たちにどんな地球を残せるでしょうか。そのことを自分の中に問いかけ、地球を守るための闘いを一歩前進させる日として昨年の４月22日、「地球の日――アースデー」。1990年には世界139カ国で約１億人の人々が集い、地球を守るさまざまな趣向を凝らして環境の保全を訴える催しが展開されましたことは、記憶に皆さんもあることと思います。

このアースデーは、21年前の４月の22日、カリフォルニア大学生、デニスヘイズ氏の呼びかけでスタートした市民運動であります。アメリカ全土で約2,000万人の市民が参加され、米国の環境保護庁の設置や、各種環境関連法案成立の原動力となったとも言われています。以来、10年に一度、４月22日に開催することになっておりますが、日本は昨年初参加いたしました。

首都圏のメーン会場となった東京湾夢の島公園に、私も自分にとっての環境問題を問い直してみたいと思い、一連のシンポジウムとイベントに参加いたしました。当日は約３万人の人が集い合いましたが、一人ひとりの参加者の原則として、１．入場券は空き缶、２．はしと食器の持参、３．ごみの持ち帰り、４．自動車では来ないことの４点でした。この中で最も難しかったことが、はしと食器の持参でした。使い捨てのライフスタイルを見直すための呼びかけでしたが、持参したのはほんの一握りの人でした。持参していても、売店に使い捨ての食器や、割りばしが用意されていたので、肩透かしを食わされたようで、何とも複雑な気持ちでしたが、さすがにごみだけは、所定の場所に捨てられ、イベント終了後の見なれた光景である、ごみの山は見かけられませんでした。すっかり生活に溶け込んでしまった使い捨て文化を転換することは、不便を伴うだけに、なかなか難しく、その意味で環境問題解決のかぎは、意識変革をどこまで徹底できるかにかかっているのではないかと思われます。企業にしても、個人にしても、「あなたつくる人、私捨てる人」。自分一人くらい――という気持ちが今日の環境問題の一つの元

凶になっているのではないでしょうか。これからは一人の人の意識変革こそ、環境保護の第一歩、との考えが必要ではないか。アースデーがそのスタートの一歩となるように、そんな思いを強くして帰ってきたことが、とても印象に残っております。

人類にとってかけがえのない地球が、今、フロンガスによるオゾン層の破壊、二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化現象や、酸性雨、森林破壊、そして野生生物死の消失、海洋生物の死と、まさに我らが乗った生命の星宇宙船地球号は、重大な危機にさらされ、病める地球と化しつつあります。したがって、地球環境の保全は、何よりも優先されなければならない世界人類共通の課題であり、平和と文化の前提条件であり、原点だと思います。酸性雨の拡大で、森や湖への被害が危惧されていますが、実際に中部ヨーロッパとアメリカ北東部では、広大な地域の森林が被害を受けており、日本でも関東平野の西半分、約50万ヘクタールに大きな杉がことごとく枯死していると言われます。雨は大気中にある二酸化炭素を取り込んでいるので、もともとＰＨ5.6の弱酸性ですが、大気中の硫酸や硝酸を取り込むと、自然の雨よりも10倍から100倍も酸性化し、さまざまな被害を起こすと言われています。

次に私は、循環資源研究所の村田徳治署長の講演をお聞きする機会がありました。そのときに、村田署長は、資源回収は、資源の枯渇を防ぎ、同時に有害物質による環境汚染と資源開発に伴う自然破壊とを防止する唯一の手段と指摘されていました。実際にある民間団体では、多くの市民の御協力で、623トンの牛乳パックを回収しましたが、これは樹齢20年の木で約１万2,000本の伐採を防いだ計算になり、「紙も積もれば山」となって、山をつくった回収運動も見られます。このことは、もう皆さん周知御存じのとおりてございます。

日野市におかれましては、牛乳パック用ストックヤードを１基購入される予算が今期計上されておりますが、これからが拡充の第一歩として理解を示しておるところであります。

また、アルミ箔を有価物回収と、チョコレートを包んでいるアルミ箔まで、スイスではリサイクルをしているところだそうです。アルミニウムの空き缶からアルミニウム金属を再生するのにかかるエネルギーは、ボーキサイトからアルミニウムを製錬するエネルギーの３％と言います。

今、市民の間でリサイクル運動が推進され、助成もされてきておりますが、活動の拠点が求められてきております。環境問題解決のために、必要な材料を確保するため、資源回収の売払代金あるいは企業等からの寄附を募るアースサバイバルファンド、すなわ

ち地球環境再生基金の設置を、国のこととは言わず、日野市としても設置をされたらいかがと思い、提唱させていただきたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

第２点目の質問といたしましては、資源リサイクル促進計画の策定を提言したいと思いますが、そのお考えについてお伺いいたします。

厚生省は、20年ぶりに廃棄物処理法を改正することを明らかにされております。また、通産省では（仮称）再生資源利用促進法案の要綱をまとめられています。さらには、環境庁が、リサイクル法を今国会に提出するとされておりますが、自治体としても資源回収事業の目標を定め、実情に即した資源リサイクル促進計画を策定されたらと思いますが、いかがなものでしょうか。

第３点目といたしまして、厚生省では、空き缶や空き瓶、古紙など、資源ごみを一般ごみと分けて回収し、鉄やアルミニウム、ガラス、紙などの原料に積極的に再生利用するよう、各都道府県に通知を出されていると聞いております。その通知では、市町村に資源ごみの分別収集や、ごみの選別から再資源化まで行う、廃棄物再生利用総合施設、リサイクルプラザの整備を進めるよう要請されていることも、認識するところであります。

日野市のリサイクル事務所の整備実現についても、お伺いしたいと思います。日野市としても、ごみの減量と貴重な資源を有効に活用することを目的に、社団法人シルバー人材センター日野市高齢者事業団により、昭和61年７月１日に開設されてから数年たっております。現在、家庭で要らなくなった品物に手を加え、再生品としてよみがえらせ、市民の方々に廉価で提供されておりますことは周知のとおりでございます。私も一度、友人と一緒にこのリサイクル事務所をお尋ねしてみましたが、任務にかかわっていらっしゃる方々は、一生懸命に説明してくださり、心よく応対もしてくださいましたが、置かれている品物は、ほこりをかぶって薄暗い倉庫に雑然と保管してあるようで、幻滅をいたしました。室内の照明灯を明るくして、汚れている品物には手を入れて、きれいに掃除をして、整理整とんをされたら、どなたが伺っても気持ちよく購入することができると思いますが、ぜひ現状の見直しをお願いしたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

また、クリーンセンター内の展示場は、不便で目につきにくい所ですので、生活・保健センターの生活課と連携をとっていただき、展示品のカード等を置いていただき、市民の皆さんの心にとまるようにしていただけたらと思います。さらには、日野市消費者展や日野市産業祭り等々に出展されたらいかがでしょうか。できれば、市民のリサイク

ルに対する意識高揚のためのリサイクル祭りの開催をされたらいかがでしょうか。御検討していただければと思い御質問をさせていただきます。

４点目といたしましては、もう既に皆さんも新聞でごらんで、理解を示しているところだと思いますが、２月の26日付の毎日新聞に掲載されておりました、「ごみ箱設置場所見直し」の記事に関連してお伺いいたします。

「日野のごみ箱設置場所見直し――危ない、通れない、渡れない」というタイトルで出ておりました。ごみ収集にダストボックス方式を採用している日野市は、ボックスが路上を占拠し危険なことから、数を減らしたり、設置場所を全面的に見直す方針も固めている。同市のダストボックスは、縦１メートル、横1.4メートル、高さ1.2メートルの鉄製。可燃ごみ用3,150基、不燃ごみ用2,610基が設置されております。周りはごみが散らかり、においもひどいと玄関先への設置を拒まれ、交差点のわき、歩道の隅に設置している場合が多いという。全体の６割が公道上に置かれ、歩道を完全にふさいだり、横断歩道上にあるケースもある。そして一昨年10月、小学校１年生の男の子がけがをしたということが述べられております。

市は昨年１月、交通安全推進本部長に建設本部長を設置され、ダストボックス問題の検討を開始、これまでに最小限の道幅を確保できない場所や、急坂、交差点付近にあるものを移動させる方針を打ち出した。現在、具体的な基準づくりと実態調査を進めている。また、来年夏までに不燃ごみの回収を週１回から２回にふやすかわりに、ボックスを400基減らす方向で検討中だ、というこのような記事が載っておりました。このことについて、具体的に教えていただきたいと思います。

第５点目といたしまして、ごみ減量部署の強化についてお伺いいたします。

きょうも、新しい組織機構のことでるる質疑が行われ、議案も上程されたところでございますが、ごみ減量部署の強化について、どのようなお考えを持っていらっしゃるのか。また、ごみ減量に関することは、サービス化の位置づけとして、職務としてあるのではないでしょうか。ごは減量部署としては、ごみの減量対策室として主幹を充ててあげ、ごみの発生から処理までに至るまでの総合的な検討をするための体制を強化していかれ、具体的に減量化への行動計画の策定をされたらと思います。市民と職員が一体となって、ともに考える機会をつくり、日野独自の方式を作成されたらいかがなものでしょうか。

第６点目といたしまして、瓶、カレット類の回収についてお伺いいたします。

瓶の生産量のうち、繰り返して使用することのできるリタナール瓶約30％で、一度きっ

りの使い捨ての瓶は70％とされています。瓶のうち最も多いのは酒類用で34.4％、次に薬瓶で20.6％、飲料用・調味料用で19.9％、その他の瓶として5.8％となっておるところであります。年間に使用されますガラス瓶リタナール瓶は約900万トン、使い捨て瓶は180万トン、合計1,080万トンの瓶が日本で使われているそうです。出回っておる瓶の83％がリタナール瓶であると言われております。現在、市内に回収用、リサイクル用容器としてのドラム缶を設置しておるところですが、地区センターでは23カ所、市内各地の諸団体が47カ所設置されておりますが、地区センターでの回収は山村硝子にお願いして、４トンクレーン車で収集しておりますが、さらにこれを地域を拡充していくためには、道路事情といろいろな問題点があると思いますが、公共住宅を初め集合住宅等、さらには公共施設への拡大をお願いしたいと思いますが、そのお考えはどのようにお持ちでしょうか、お伺いいたします。

エコストは、環境に優しい商店制度です。この制度は、環境保全を積極的に進める商店や、酒販店、スーパー、コンビニエンスストア、一般商店等で消費者に推奨し、支援していくものですが、具体的には１．ごみになりやすい包装の自粛、２．環境に優しい商品の普及、３．空き瓶等の回収などに協力していただける店の店頭にシンボルマークを掲示して、ごみとして出される前に、買い物段階でごみを抑制しようとしています。アルミ缶、牛乳パック、トレー、プラスチックごみ等回収箱の設置を、買い物等のついでに主婦が気軽に投入してもらえるシステムを確立できるよう、関係機関に働きかけていただきたいと思います。

秋川市の野辺のスーパーでは、牛乳パックの回収をお店の２階のサービスカウンターがパック回収を兼ねているそうです。同店では、このシステムを「幹の会」とネーミングして、木を救おうというイメージで、牛乳パックの幹から緑の枝が伸びるというデザインのシールを作成して、持参した人には用意した手すきのカードにスタンプを押し、たまったらブルーチップのスタンプにかえられるそうです。このアイデアが生まれたのは、住民の声を聞いた店長さんの熱意によるものです。こうした事例もございますので、今後、積極的に関係機関に働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。この点についても、御答弁をお願いいたします。

次に、安定した清掃行政を確立、推進に資するために、清掃行政に関する協議機関として「日野市清掃問題協議会」が設置され、要綱によって定められております。協議会は、目的を達成するために必要な事項を調査し、審議し、市長の諮問に対して答え、提言をされております。日野市のごみ減量研究会に続いて清掃問題協議会が設置され、ま

た、昨年はごみ減量市民会議が開かれ、ことしも２回予定されていると聞き及んでおります。これらの答申が、現在どのように活用されているのでしょうか、お伺いいたします。

また、ことし２回ごみ減量会議を予定しているようですが、この点もしっかり吸収していくことができるのでしょうか、展望について、あわせてお聞かせ願います。

引き続きまして、子供のごみ減らす会についてお伺いたします。

環境教育の効果的な実施方法としては、学校教育における環境教育が66％、テレビやラジオ、新聞を用いての広報62％の２項目が特に多くなっています。また、だれを環境教育の対象とすれば効果的かと聞いたところ、小中学生が58％、企業関係者が52％、主婦は42％などが挙げられています。学校教育における環境教育については、96％と９割以上が必要だと思うとしており、そのための効果的な方法として、観察や調査などの体験学習を行う69％、学校外における自然保護活動などの環境保全活動へ参加を図る53％などが挙げられています。

日野市の小中学校におかれましても、小学校３年生以上から社会科、生活指導の中でクリーンセンターの計画等を実施されており、物の再利用、有効活用、また不用品やごみを適切に処理する等のことを学んでおります。中学校でも、環境副読本を使っての学習をしているようであります。子供のすばらしい発想と可能性を見詰め、子供議会や子供ごみ減らし会議等開催され、幼児教育から学校教育を通じて取り組んでいただけたらと思いますが、いかがなものでしょうか。

女性団体の声も聞いていただきたいと思います。女性の活動は、生活に密着したものを中心に多岐にわたっています。環境問題を考えるグループもあります。ごみ減量化を目指して、地域の人たちにも意識啓発を図ろうというグループもあります。食品の安全性を求めてみずから学習、行政への要望活動などを展開するグループもあります。教育問題を考えるグループもあります。女性の市民的自律の確立を目指して、女性施策の点検をするグループ、等々とさまざまございますが、女性自身の意識の目覚めと、意識向上に活動が行われています。趣味やサークル的な活動にとどまらず、自分たちの家族や生活、また自分たちを取り巻く環境を守ろうという心情からだと思います。こうした女性たちの思いを、これからも積極的に取り入れていただきたいと思い要望をさせていただきます。

海や河川、湖など、水質汚濁の主因の一つと言われながら、一般家庭や外食産業などから、年間約40万トンも発生する廃食用油について、その処理をどうするかが、これま

で全国の自治体で大きな問題となっていましたが、来年度から国も回収して、飼料や肥料、石けんなどに再利用する廃食用油、リサイクルモデル推進事業に着手すると聞き及んでおります。これまで市民団体の方々が熱心に取り組んでおりますが、まだまだ意識が低く、廃油をそのまま流しから捨てている家庭も多いし、紙に吸い込ませたり、凝固剤で固まらせて、ごみとして処理する家庭が一般的のようです。廃油を吸い込ませたり、固めたとしても、可燃ごみとして出せば、焼却熱の上昇によるごみ焼却炉への負担増や、処理能力の低下を招く、と専門家たちは指摘をされております。環境に悪影響を与えないためにも、回収して再利用していくことが、現時点では最善の策ではないでしょうか。日野市としての、現状からさらなる今後への取り組みについてお尋ねをいたします。

以上、数点にわたり質問させていただきましたが、今後、ごみ行政を充実発展させていくためには、現在のクリーンセンター内に各種の処理施設を集中設置していますが、手狭になってくることも考えられます。隣接地にあります、多摩川と浅川の合流地点にある建設省の用地ではございますが、ぜひ、日野市でも積極的に働きかけをしていただき、買収をしていただき、このリサイクル運動とクリーンセンターがさらなる発展をし、拡充を図っていただけるよう、要望させていただきたいと思いますが、その点についてもお考えをお伺いしたいと思います。

以上の点について、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　宮沢議員にお答えしたいと思います。

少し数が多いものですから、抜ける点があったら後で御指摘願いたいと思います。簡単にお答えさせていただきたいと思います。

１番目の、地球環境保全のために、再生資金の設置についてというお問い合わせでございます。御指摘のとおり、ごみ問題も広く言えば、地球環境に大きく携わっているわけですから、これ以上地球環境を悪化しないためにも、これは一清掃部だけの問題でなく、広い観点から関係部局と連絡をとりながら、この基金についての問題を掘り下げてみたいと思っております。そして、この基金については、私たちの知っているところでは、ことしには調布で2,000万円の基金を設けて、基金を一般会計から出して、地球環境保全基金をつくるということも、新聞で見ております。そのような観点、また東京都も、平成元年度に、環境保全基金というものを設けているということを聞いておりますので、日野市も研究させていただきたいと思っております。一つの提言としてお承りたいと思います。

それから、市民リサイクルの促進計画を日野市でも策定したらどうだ、という御提言でございます。御承知のとおり、処理法の第６条で、「各自治体で一般廃棄物処理計画を定めて、計画的に廃棄物処理をする」ということが義務づけられております。ですから、その処理計画つくっておりますけれども、しかし、現行の法律は、狭い意味で極端に申せば、廃棄物をごみとし尿、これを対象にしておりまして、有価物は法律の対象にしていないわけでございます。ですからその辺のあいまいな点、ごみになるのか、有価物になるかどうか、その境界が全然わかってない。これ今の法律でですね。そういう姿でございますので、議員さんのおっしゃいましたように、今度法改正があると聞いております。その中で少なくとも資源リサイクルに関する事項をきちんと各自治体が計画的に定めて、計画を示せという条例文をやっぱりつくるべきだと思っております。また、それを期待しているところでございます。

いずれにしましても、御提案を私たちも、一般廃棄物の処理計画とは別に、ごみ減量のためにこのリサイクル促進計画はつくってまいりたいとは思っているところでございます。

それから、リサイクル事務所の整備充実を、ということでございます。確かに御指摘のとおりに、現在日野市は、リサイクル事業を設けております。ですが、一つは御指摘のように、展示する、整理整とんができてないということが一つありますし、確かに場内も、来ていただいても、電灯のかげんがあんまり明るくないということでございますので、この辺はシルバー人材センターの職員等ともよく話し合って、市でできることは改善してまいりたいと思いますし、市民の皆さんに買いやすいように手入れを少ししていくということも、行政指導していきたいと思っております。

ただ、私たちがいつも言い続けていることは、ちょっと市民の皆さんが来ていただくには、交通不便な場所であるということは、いつも思っているわけです。できれば市内の中に展示場ができれば、ということを要望しているところでございます。この点も、現状のリサイクル事務所、また展示場をできるだけ整備していくようにしたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、毎日新聞に出ていました記事のことでございますけれども、清掃部の課長も、この推進本部の一委員として出席しているわけでございます。その中でいろいろ交通安全推進のために、いろんな観点から討論はしているということは承っております。正直な話、ダストボックスが俎上に、中心になって上がっているということは、あの新聞が出るまで私は知りませんでした。しかし、あの中に書かれていることの中で、確か

に今、路上は、ダストボックスが5,000以上置いてあるわけです。ですから、交通とか歩行に大変迷惑をかけている部分もあるということは認識しているわけでございますけれども、そのために、前々から御指摘があったように、オレンジボックスの週２回取りをして、少しでも現状のボックスを減らしていく努力をしていかなきゃいけないんではないかと思う点もありまして、週２回取りを今回の予算の中に計上させていただいたわけでございます。特に不燃は、オレンジボックス１本でとっておりますので、いろいろ毎年ボックスが多くなっていくのが現状です。ですからそれを、どこまで抑制し、また減らすことができるかというのが、清掃部に課せられた課題だと思いますので、ひとつ御理解のほどお願いしたいと思います。

それから、順番はちょっと違うのかもしれませんけれど、いろいろなごみ減量のために、また市民のＰＲとか理解と協力のために、ごみリサイクルのお祭りという御提言でございますけれども、またそれから、展示品をいろんな催しに出したらどうかという御提言でございますけれども、毎年の日野市消費者連絡協議会主催の消費展には、自転車とか家具の一部等を展示して希望者に、申し込みが多いときは抽選でお分けしているわけでございますけれども、できればこれを消費者展でなくて、他のお祭りとか催しにも、不用になったものの中で皆さんに見てもらって、お分けできるものは積極的にそういう機会を利用して参加していきたいと思っているところでございます。

それから、ごみ減量の部署の拡充というんですか、について御質問ございました。現在、清掃部は主幹が１人おりまして、ごみ減量対策を進めているところでございますけれども、このように、ごみの減量、またリサイクルという問題が、急を迫る問題になってまいりました。それには、やっぱり研究をし、またそれを実践していかなきゃいけないわけですから、少なくとも、もう少し人員をいただけるものならいただきたいというのが本音でございます。そして正職員が難しければ、再雇用の職員でもよろしいですから、やっぱりごみ減量対策の中に来ていただいて、研究と実践を伴った姿でごみ減量対策を進めていきたいと思っております。これが現状でございます。

それから、カレットの収集でございますけれども、昨年から市が、地区センター――11月になりますか――23カ所、約ドラム缶にしまして110本ぐらいを設置しているわけですけれども、場所によっては、排出の多い所は４種類と限らず、本数をふやした中で対応している。ということは、その一つは、回収してくださいます山村硝子が、正直な話、ここへ来て、やっぱり月１回回収するのが、今の姿ですね。ですから、地区センター23カ所、それから子供会等がやっていただいている箇所、46カ所あるわけですけれども、

これがもう手いっぱいで、これ以上、ちょっと今の会社の体制では無理だというような、担当からのお話がありました。この点もとらえて、一生懸命、会社とは、どういう打開策があるかということも、ごみ減量担当主幹が打ち合せをしているわけですけれども、現状の中では、私たちはもう少しカレット収集を公共施設にというのが、初めの考え方でございましたから、市はその体制をできるわけですから、後は回収業者である山村硝子が理解を示して、回収をしていけるか、その点を今後努力していきたいと思っているところでございます。そういうのが今の現状でございます。

それから、よく聞くことですけれども、いろいろごみ減量また、牛乳パックとか、それから瓶とかなんかを、協力している所に対するマークとかシール等で、という制度があるということは承知しております。これも清掃部だけでやることなのか、それともやっぱり、消費者の団体の皆さんのお知恵をおかりして、一緒にやっていくのかということになりましょう。なかなかこういう今の御提案のところは、清掃部ではなかなか現実の問題がありますから、難しい点もありますけれども、そういう消費者の皆さん、また関係部局、生活課とも相談して、何とか方策をとらせていただきたいと思っております。

それから、日野市には清掃問題協議会というのが、たしか昭和58年に設置しております。そして委員さんが15名いたという形で、昭和60年に１回、それから平成元年に１回答申をいただいております。

主な内容としては、ごみ減量と資源化・リサイクルについて。それからまた、市民のごみの排出について、ルールとマナーということを大きなテーマとしてアンケートをとったりなんかして、いただいているわけでございます。その中から市が実施したというのは、市内の小中学生を対象にポスター展を募集しまして、入賞者を市の庁舎に展示したり、その最優秀作品のポスターを印刷して啓蒙に当ててるということでございます。それからカレット収集についても、この答申に基づいて実施したところでございます。要綱はまだ生きているわけでございますから、必要があれば、清掃問題協議会も設置するということは可能なわけでございます。今のところは、市民会議というのがあって、もう少し広い自由な中から市民の皆さんの声を聞いてみたいということが、市民会議の始まりでございます。この辺とどうドッキングさせていくかが、今後の課題だろうと思っております。

それから、今申し上げましたように、市民会議も去年１回させていただきました。ことしは少なくとも２回ぐらいは市民会議を開催したいと思っています。先ほどの中に、女性の声を聞けという御提言もありました。ですから、市民会議としての予算も多少い

ただいておりますので、その女性の皆さんの声と市民会議の声、どういうふうな形で持っていくかというぐらいで、今後検討させて、何らかの形で実現していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、子供たちのごみ減らし会議というんですか、という御提案をいただきました。確かに、子供のときからごみ問題についての、例えばルールに従って決まりを守る――ごみを出すことをですね――そういうことを子供のときから身につけてもらいたい。それは重要なしつけの一つだろう、と担当部の一人としていつも考えているところでございます。先ほどの清掃問題協議会の答申の中にも、やはりこういうマナーとかいうものは、幼稚園のときからやるべきじゃないかという提言もございます。幼稚園また保育園では、すごろくでもかるたでもいいから、ごみのことを教えていくとか、小学生には、副読本を作成して、一つのカリキュラムの中に組み入れて、ごみ問題の意識の高揚を図ったらどうだ、というようなこともございます。それからおっしゃいましたように、中学生にも、広く環境を知ってもらう立場からも、やっぱり少なくとも子供たちには、ごみ問題を、子供のときからごみ問題について関心を持つことは、大人になっても大事なことだと思います。その点から、これは教育委員会ともできれば詰めてみて、子供さんが、その会議に参加していただけるかどうかも、教育委員会とも話し合ってみたいと思っています。いい提言だと思っております。

それから、これは廃油による問題は、生活課になろうと思います。私どもの指導は、少量であるならば、紙とか布に浸して可燃物に入れてくださいというんで、逆に怒られそうなことを言ってるわけですけれども、市としては、廃油の、ちょっとこれ言うと――廃油の貯蔵をして、貯蔵場所に置いてあるということを聞いてます。何でしたら、生活環境部の方から、細かいお答えがあれば幸いだと思います。

最後に、クリーンセンターの隣接地の確保ですね。確かに、今クリーンセンターの用地は２万8,567平米ございます。ああいうふうにし尿の施設から消火器施設まで、一貫して一ところにあるなんていうのは、日野市だけじゃないかと思うぐらい、施設はきちんとしているわけでございます。ですから、将来のことを考えた場合には、もう少し広い敷地が欲しいというのは、関係者として切なる願いなわけでございます。というのは、例えば施設を修繕にした場合、一つの例でございます。一時、積み置きということをしなきゃいけないわけです。そのとき、昔は浅川の都の用地をお借りしてたんですけれども、あれが今度下水道の公共用地になってしまいまして、私たちにも貸していただけません。ですから、今度大きな施設の修繕をしたりなんかするときに、一時積み置き場とかがなくなってしまっているわけです。それから将来は、駐車場問題も当然出てきます。それからまた、施設もできれば改善して、またふやさなきゃいけない場面になるかと思います。そのときに当たって、隣にある建設省の用地が市で取得できれば、大変ありがたいことであると思います。関係部局等にお願いして、取得の機会があったら、ぜひ取得してみたいというのが願望でございます。

雑駁でございますが、以上終わります。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは、清掃部長のお答えに続きまして、市民運動をサポートしていく立場からお答え申し上げたいと思います。

今お話がありましたように、最近の消費生活運動は、環境保護あるいは保全の中で、運動展開へと変化してまいってきておるところは、皆さん御承知のとおりでございます。私どもといたしましても、関係部局との連携の中でなければ、解決ができないものになってきているという行政内部の状況もございます。今後の支援の仕方といたしましては、関係部局との有機的な連携のうちに、支援体制を組んでいこうという考えのもとに現在あるわけでございます。したがいまして、具体的に廃油が取り上げられましたが、廃油の問題につきましても、今後、より以上に支援できるように努めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

多岐にわたる御質問で大変恐縮でございます。市長さんにお考えを伺いながら、また御答弁をいただきたいと思いますが、今部長さんの方からいろいろと御答弁いただいて、理解をするところでありますけれども、さらに腰をつかんでいただくというか、押さえていただくというか、そういう意味で、ぜひ市長さんのお考えというか御見解を伺いたいなと思います。

地球環境再生基金でございますけれども、こういう大きな問題でなくっても、私はいいんではないかなと思っています。手前でリサイクルの基金条例みたいなものを立てていただいて、それから輪を広げて大きくして、地球環境再生基金まで発展させていくような考え方を持っていただければ、というふうな気持ちでおります。

それから、資源リサイクル促進計画の策定ですけれども、一昨年の、ちょうど１年前の平成２年３月１日号で、「まちをつくる市長室から」ということで、ごみ問題の考え

方といたしまして、市長さんが寄せられておりますけれども、日野市の場合には、市民生活から出されるごみの集荷と、集めたごみの処理処分については、「市のクリーンセンターを拠点とするシステムと、その稼働によって、今すぐに支障となっている問題はありません。市民の皆さんの理解と協力によって、都市自治体の中でもごみ問題の解決に、一応は成功している優等生の立場です」というふうに述べられております。

それからもう一つ、最後の部分で、「それぞれの系列で再利用する工夫を立て、従来の廃品回収を、業者依存から再構築の道を求めるべきではないかと考えられます」ということで、いろいろと指摘をされて、最後に「自治体運動の重要な課題となっています、こういった糸口を探していきたい」ということで、「よい知恵を出し合っていただきたいと思います」ということで広報で紹介をされ、結ばれておりますけれども、今、奨励金制度は確立をされておりまして、150団体以上の方たちが、その恩恵を受けているわけなんですけれども、私は、行政と、それから業者と、そういった市民の立場での方たちと一体となった、そういったごみ行政を推進していくということが大事ではないかと思いますし、「従来の廃品回収を、業者依存から再構築の道を求めるべきではないかと考えられます」。ここは、すごく大事なところだなと思いましたし、私自身も、この問題こそ、ある部分では自治体の問題としての突破口となっていくんじゃないかっていうふうに理解をいたしました。

それからもう一つ、大変これ小さなことなんですけれども、一般会計予算の中の諸収入、雑入のところで、有価物の売払金とか、肥料（みどり）の売払金等が諸収入として雑収入の方に組み入れられているわけなんですね。ですけれども、これを明確にしていただいて、リサイクルの定義として積み立てていただけるのかどうか、その辺、専門的にちょっと、私もわかりませんけれど、素人の主婦の感覚での発想でございますけれども、ある部分ではそういった、リサイクルの経費として活用し、市民の皆さんに形として見えるような慣用をしていただけたらと考えたんですけれども、愚問かもしれませんけれども、この辺をどのようにお考えになっていただいているか、伺いたいなと思います。

この資源リサイクル促進計画の策定というのは、本当に将来の環境に優しいごみ行政というんでしょうかね、基本的な未来像をつくっていくという上でも、一つの基準を策定をしていくということが、大変大事ではないかと考えている次第なんですけれども、この辺ももし、市長さんがどんなお考えを持っていらっしゃるか、伺いたいなと思います。

それから、リサイクル事務所の整備充実については、部長さんから、御検討ということで御答弁いただきましたので、ぜひ、その辺も工夫していただければと思っております。いろいろの形で粗大ごみとして出されておるわけなんですけれども、その辺のサイクルがわかれば、みんなの協力体制ができ上がっていくんではないかなと思います。私も、先ほど申し上げましたように、クリーンセンターで見た展示品の数点に、売約済みの値札がついておりましたので、これはどなたがお買いになって、数点ですから、お一人の方がこれだけのものをお買いになったのかなあって感じたんですけれども、数日後、日野市の消費者展に伺いましたときに、そこできれいに再生というか、磨かれておりまして、一つの商品として展示をされておりまして、本当に買っていかれるというか、購入される人の、とっても何とも言えない、ああ、何となくこう、得をしたという言い方をしちゃいけないんですけれども、ラッキーなものを買ったなあという、笑顔がこうこぼれるようなね、そんな雰囲気というか、光景に接しまして、磨きがかけられれば、きれいになってれば、本当にこういうものも再興されていくんだなあということを、しみじみと感じました。

で、ごみ減量部署の強化ということですけれど、これはひとつもう、本当に、ごみ行政の柱とするくらいに据えつけていただいて、対策として考えていただけたらいかがなものかなと思います。先ほど、不燃物のダストボックスの回収を、週１回から２回にということで、本年度予算も計上されておりますけれども、その点に対して、市長さんはどんなお考えを持たれていらっしゃるのかどうか、その辺、ちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、一般的に収集の回数がふえると、ごみがふえるんじゃないかっていう懸念する声も一部にありますし、ボックスが設置をされ、利便性になれた生活様式を、市民感情としては、ある部分では、なぜっていうふうなこう、感じを受け取れるんじゃないかなと思います。私、このやり方がいいとか、悪いとかという問題ではなくって、リサイクル体制が確立していく中で、そういった中で市民の理解を得て、市民の皆さんの世論の盛り上げとしてこのことを対応していくのが、大事かなあっていうふうに考えたわけなんですけれども、その点で、今後、もし廃止をされたときに、モデル地区等を設置をされまして、そしてそれを拡充していくのか。この対応に対して、先ほどの毎日新聞の記事を御紹介させていただきましたけれども、さまざまなある部分では問題点もございますので、これからが一つの大きな課題ではないかっていうふうに考えるんですけれど、その点についても伺っておきたいなと感じます。

いろいろと伺いたいんですけれども、時間等もございますし、最後にカレットの収集

ですけれども、今山村硝子さんから４トンのクレーン車が入ってくださってやっているんですけれども、ある部分では４トン車となれば大きいですから、道路事情だとか、いろんな部分で障害というか弊害があると思いますが、もし市部局が小さいですね、半分の２トン車等を購入して、直営のストック場所を確保して、それを山村硝子の方に引き取っていただくというような方法というか、方策はいかがなものかなあって。車が小さくなれば、それだけ回数のあれもふえていくんじゃないかなというふうに感じますので、この点も今後、どのように対応されていくのかなあって感じておるものですから、またさらにその、砕いてしまうだけではなくって、生き瓶として生かせるルートの開発というんでしょうか、そういったことも研究されていらっしゃるでしょうし、実現の方向で取り組んでいただければと思います。

幾つかお願いというか、市長さんの考え方を伺いたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当面いたします自治体行政のかなり大きい問題について、その解決策の提言並びに行政の現在の取り組みについて御質問いただいた、というふうに思っております。

今、国でも清掃法を改正して、メーカー側からは一定のごみになり得るものの規制をする、それから消費者側には、あるいは消費者行政側には、ある程度リサイクルの原則を規定づける、このような取り組みが進んでいることを、新聞紙上等で承知しております。今までのいわゆる清掃法は、これは生活廃棄物と、つまりいわゆる生活ごみと、それから産業廃棄物、産業側が処理すべきごみ、このような二系列になっておりまして、自治体がかかわりますのは、産業側のごみとは無関係に、市民生活から出てくるいわゆる生活廃棄物のみを処理をすると、これが自治体の固有の義務というふうに規定されておるわけであります。

今日、ごみが非常にふえたということは、経済活動が盛んになり、また消費活動も大変利便性が追求されて、また大量生産、大量消費という仕組みで、ごみ問題が具体的な問題となって目の前にあらわれてきている、こういう現象だと思うわけでありまして、私かつて広報で、マクロの問題としては、地球規模の環境破壊あるいは資源の浪費ということであり、ミクロの問題としては、自治体の固有の事務とされております処理に相当困るということと、あわせて終末処分地の確保ということが非常に難しくなってきたということをとらえて、二系列に分けて考えることが必要じゃなかろうかと思っており

ます。

資源浪費、あるいはとりわけ、まあごみではないんですけれど、化石燃料を使うことによって、それらの容器のことも含めて大変憂慮すべき課題が経済発展に問われておるということがあるというふうに考えるわけでありまして、今、それぞれの御提言は、それらを解決する非常に身近な、具体的な取り組みについて御指摘をいただいたということでありますので、まさにごもっとも、というふうにお答えを申し上げて差し支えないと思っております。

具体的に今問われました、これまでその、いわゆるリサイクルは、廃品回収業者によって、いわゆる経済ベースで処理されておった、つまり仕事として成り立つということで、うまくいっておったわけですが、今日は、経済環境というものが、資源回収を必要としなくなった、あるいは依存を大変下げてしまったということで、問題が特に大きくなったという感じがいたします。つまり、森林あるいは大きく言えば緑の破壊、それから世界の農業の破壊、それらにもかかわってくるいわゆる林産資源の需要ということが、大変浪費という形で大きな地球環境の課題になっておるということもありますし、紙がとにかくめちゃくちゃに使われる。そしてかつては、回収業者によって再資源、再利用に循環があったわけですが、一方的にとにかくごみとなって、その処理がうまくいかない、こういうことが一番大きな原因だと思いますので、いろいろ考えてみるんですが、自治体が市民から再利用できる資源につきましては、分類をしていただいて買い取ったらどうだろうか。そうするとかなり一つのルートが生まれますが、じゃあ買い取ったものをどこに持っていくかということになって、途端に見通しが出てこなくなるわけでありまして、今言われますその基金の設定などというのは、そういう意味での設定ならば、一つのリサイクル環境を解決をする手段になるという感じはするわけであります。そういうこともあわせてやはり一つの課題にしていきたいということには、清掃部長がお答えをしたとおりであります。

それから、確かにストックヤードがないと、かなりの量のリサイクル資源をストックすることができません。そのストックヤードを設けるということ、これまたかなり大変でありまして、場所なり用地なりを要するということはもちろんでありますし、あるいは建物も倉庫風のものが必要になってくるように思います。ということになると、工業地域が広域にあって、それで市がその範囲に土地を持っているということがあれば、かなり解決は早いんですけれど、市の持つ土地というのは極めて目的を持ち、また事例としては少ないわけでありますから、今一つだけ考えを進めつつあります。建設省用地の

ことは別といたまして、現在市が持っている土地を活用していこうという考えを持っております。

それから今、清掃行政なのか、リサイクルは生活文化行政なのかという、一つの線を引かなきゃならんと思っております。リサイクルという名のつくのは、生活文化行政に置きたい。それから清掃というのは、それらの一つの原理をつくり出す必要があると思っておりますし、たまたま今生活廃棄物の流れが、清掃部にみんな集まることになっておるものですから、清掃部である程度まではやれるわけですが、もっと積極的に市民運動ということで間口を拡大する場合には、まさに日常生活、特に婦人の消費生活運動に依存するところがかなりなければいけないと思っております。それで、便不便ということも、距離的な、位置的なこともありますし、日野市は日野市として可能な範囲でそれらの領域をある程度仕分けをしながら、消費者運動の高揚と、それからとりもなおさずリサイクルという事業を実際に具体化していかなきゃならない、こう考えております多少そのあたりを、これから取り組んでいく、今後の補正の中等で明らかにしていきたいと思っております。

それから、ダストボックスの増設ということにつきましては、確かに理論的には問題があるということも否めないわけでありまして、つまり市民生活をなるべく迷惑をかけない、また市街地を清潔な状態におくというためには、やはり受け入れを積極的に行って、迅速にその他を集荷をして持ち去るということが、やっぱり市民サービスとしては大切な部分だと思いますし、もっと逆説的に言って、不便な状態をつくり出すということが、ごみ問題にはより関心を高めるということになるかもしれませんけれど、そういう解決はやっぱり自治体としてはとるべきではない。市民生活の環境は、より積極的に守りながら、しかも一定のリサイクルルートを行政で解決をして、そうして市民参加によって実績が上がるという方向を目指すべきだというふうに考えました。したがいまして、ある程度設置数は減らして、そうして集荷を積極的にやっていこう、とこういうことであります。

それから、カレット収集につきましては、まだ未解決部分が少なくないと思っておりますが、生き瓶回収はまたその一つの手段ですし、しかし、生き瓶を今のところでは、あるいは一緒に入っていてもいいと。いわゆる生き瓶というのは、一升瓶とそれからしょうゆ瓶でしょうか、今のところはつまりあれですね、生き瓶として出されたものは、近くの消費者運動がひとつ有料化してください、というふうにしてあります。これも、言葉では説明しにくいんですけれど、生き瓶は生き瓶として、むしろ幸いに日野市内にも

回収業の方もおられますので、持っていけば５円になるということですが、１万円の集荷をするためには、2,000本の瓶を集めなきゃならんわけですから、大変なことだなということはつくづく感じておりますけれど、ともかくまあ持っていき場所があるということで、一つの循環をつくることは可能である、こういうことだと思っております。山村硝子と十分協議をしまして、向こうにもやっぱり企業ですから、能率が合わなきゃいけないだろうと思いますから、その能率に合わせる容器等の配置はしなければならない、あるいは中間的なある程度集めてあげる仕組みもあっていいんじゃないか、こんなふうに思っております。

大変範囲が広範なものですから、ばらばらの回答で申しわけないんですが、これらの自治体としてのリサイクルを確立しながら、この清掃問題の一定の解決を目指していくということが、当面の大きな課題だということには、もう全く同感でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

何点か市長さんのおっしゃった中で、再質問というか再度伺いたいなということも考えたわけなんですけれども、時間等のこともございますので、次につなげることとしていきたいと思っております。

ただ、一つだけ私の考えというか、先ほど、女性団体の声を聞こうとか、ごみ減量市民会議ですか、そういったものを充実させていこうとか、それはそれとして、当然市民の幅広い声を聞くということで、とても大切なことだと思いますけれども、私、せっかくつくられている要綱を生かしていただきたいなって考えます。で、この要綱をもう一度あれしていただきまして、ごみ減量の対策を進めていくんなら、幅の広い、また層の厚いごみ減量対策委員会っていうんでしょうか、また清掃問題協議会という要綱に沿っても結構だと思いますけれども、そういった観点に立たれまして、行政と団体と回収業者というんでしょうかね、市民と、三位一体となった情報連絡会というのを持つことが、時機に応じた大切な意見交換の場ではないかと思いますし、時流に沿った一つの物をつくり上げていく一層の運動を推進していくということが大事ではないかと考えておりますので、この点を酌んでいただければと思います。

それから、先般いただきました東京市長会において配付されました「多摩東京移管百周年記念事業」基本計画取りまとめの基本的方向についての案ではございますけれども、これをいただきまして、その中に「365万人リサイクルシステムの形成」ということが

書かれておりました。多摩地域市町村では、それぞれの総意により施策が展開されているものの、統一した取り組みによるスケールメリットを発揮できていないのが実情である、というふうに指摘もされております。また、広域分別収集の実験っていうんでしょうかね、そういったことで25市２町ですか、そういう方たちと一緒になってイベントを体系的に組み合わせ、企画実施することを検討していかれたらいいんではないかっていうふうに、絵図でこうかいてありますけれども、こういったことも幅広く広げていくということが大事ではないかと思いますし、近隣市に呼びかけ、そして三多摩地域に呼びかけ、東京都に呼びかけ、また大きくは日本、世界というふうに足元から固めつつ、輪を広げていくということが、大変大事だと思いますので、この辺のシステム化の拡大にも積極的に働きかけていただければありがたいと思います。

で、文明はごみで滅ぶとも言われていますし、「地球も花も木々も人間もまた、大地も大海も、それぞれがみずからの歌を歌っている」と述べられた哲人がいらっしゃいますが、自然と人間を貫く生命のリズムに立って、おのれのなすべき第一歩を考え、行動していきたいものだと感じまして、この問題に関しましての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって１の１、環境にやさしい暮らしの工夫を（ゴミをみんなの手で、びんかんに）の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時32分　散会

３月12日　火曜日　（第４日）

平成３年
第１回定例会　日野市議会会議録　（第４号）

３月12日　火曜日　（第４日）

出席議員　（29名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

16番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成3年3月12日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時15分　開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。本日、議長所用のため私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

日程に入る前に理事者から発言をしたい旨申し入れがありましたのでこれを許します。助役。

○助役（砂川雄一君）　長沢教育長の病気に関しまして、その後精密検査の結果、腸に障害があるため約1カ月間の入院加療が必要であるという診断書が提出されました。それに基づきまして1カ月間の病気休暇の届け出がございましたので、市議会を欠席をさせていただくことになります。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○副議長（福島敏雄君）　これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問2の1、公共用地に地下駐車場の設置について問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔15番議員　登壇〕

○15番（藤林理一郎君）　通告に従いまして質問をさせていただきます。

新庁舎ができまして約9年を過ぎた現在でございます。市の発展、まちの発展を約束するがごとく、その偉容を誇り、毎日のように庁舎を訪れる市民の方々にも何となく笑顔が多く見られ、ゆったりとした感じが見受けられた、市民のための庁舎という感じを深くいたしておるわけでございますが、この庁舎が落成以来、市民各層から庁舎落成の喜びと裏腹に、駐車に対する苦情と不平不満が毎日のように高まっております。市当局も既に市民からの苦情が殺到されていることと思います。市民の素朴な声として、市職員は立派な庁舎でゆったりとしたゆとりのあるところで仕事ができることでございます。

けれども、市民が、駐車場が少ないためにときには車の中で時間待ちをしたり、またそのあげくほかの駐車場に移動してみたり、市役所で用事を済ませなければならない、こんな不親切な市役所はないというような不平をよく耳にするのであります。

また、たかが駐車場と思われるかもわかりませんが、ともかく市役所に来る場合、坂を登らなければなりません。また、バスの回数も少ないために、車に乗れる方は車で来られる。いつも気になるのはこの駐車場のことであります。駐車の建設に並行して庁舎建設特別委員会でも、来訪者の駐車場低下が当初から論議されてまいりましたが、実際に庁舎ができてみますと、車での来客が予想以上に多く、目下のところ仮駐車場でわずかながら台数をさばいている状態であります。この先も人口が増加しつつあります。今

問題になっている多摩平支所も本庁に移動となりますと、ますます車で来られる方がふえると思います。

日野市内においては、ほかに比べてみますと、日野の都市機能、充実度、活性度がどんどん低下している事実を日野市商工会の調査でも明らかであります。商工都市として発展していくに、大型店に立ち向かっていく商店街対策として、買い物客のために駐車場の確保がぜひとも必要であります。なお転落しないためには、人や物、市内にスムーズに運ばれて集まるような誘導策をして、十分な駐車スペースを確保することが肝要であります。商店街振興策を図るために、消費者が安全で快適に買い物ができるよう公益駐車場整備建設、市民利用者並びに商店街よりの要望が、重ね重ねお願いが、市当局に要望がなされていることでございます。

市当局は、今の段階で何らかの対策をお考えがあるように聞いておりますが、例えば本庁舎前の中央公園敷地内に地下駐車場の建設計画があるように、耳にいたしております。もしあるようでございましたら、内容についての、この際、お知らせをいただきたいと思います。

2点目でございますけれども、本庁舎北側裏に地下駐車場がございます。本庁舎南側に2カ所の仮駐車場、利用いたしております。その中で、こういうようなところに、いろいろと駐車場につきましては問題があろうかと思いますけれども、実は最近どこの駐車場を見てみましても、リストスロープというような施設を、随分民間であろうと公共施設であろうと考えを持ちながら施設をつくっておられることも見受けられます。

3点目。市立病院前の多摩平第一公園敷地内において、地下駐車場にする考えがあるかどうか。いずれ市立病院の建てかえの建設が行われるであろうと思います。とすれば、今から計画を立てる必要があると考えますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

次に、日野駅西口ロータリーターミナル並びに周辺に公益駐車場の施策の考えがあるかないか、ということでございます。例えば、この国道20号線北側に、土方ガソリンスタンド西側に空地がございます。地主さんは、田倉様と天野様の持ち主でございます。このところに市当局から地主様のところにお伺いをして駐車場の施策を話し合ってみてはいかがかと思いますが、4点目のお尋ねをいたします。

それから中央公民館、これは日野本町にある福祉センターの敷地でございますけれども、これも最近はたくさんの方が利用されております。公民館、福祉センター、利用者がとっても最近になってふえております。そういう中で、このところの場所にも先ほど申し上げましたリストスロープの設置をする考えがあるかどうか、お尋ねをいたします。

5点目です。

以上でございます。これに御答弁をお願いいたしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　総務部関係につきまして、お答えをいたします。

まず第1点の市役所前の中央公園の駐車場でございます。この利用は、当然、市役所及び市民会館の利用に際するところの活用ということが前提になるわけでございますけれども、まずこの公園は公園法の適用がございまして、公園の施設として、いわゆる公園の施設を利用する場合には必要な台数の駐車場が可能かと思います。

あと一つは、市民会館及び市役所が使うということになりますと、公共的な駐車場になるわけでございまして、これは現在の第1種住居専用地域では不可能だというふうに、現在考えております。要するに商業地域でないとできないということでございます。

それから、今ある市役所の周辺の市の駐車場の活用の効率化でございますけれども、これには、いわゆる駐車場ビルをつくる場合と、あるいはエレベーター式の立体駐車場とか、あるいは2層、3層のリフトといいますか、上下をするような形の駐車の方法があるわけでございますけれども、今後この辺については、いわゆる市役所を使うところの車の需要等も考えまして、広い範囲で検討を進めていきたいというふうに考えております。

その関係は以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　3点目、それから4点目、多摩平の中央公園、それから日野駅周辺についてお答え申し上げます。

まず、多摩平の公園の関係でございますけれども、ただいま総務部長の方からございましたとおり、公園法の適用を受けますので、その利用につきましては制限がされるものでございます。したがって、これは現在、国の方で駐車場がますます今後不足する、こういう中で今検討をされております。その検討の中に、要するに公園、それから道路、こういう公共施設の立体的な駐車、活用、こういうものを検討の課題になっておりますので、その方針が前進されるものというふうに期待をして見守っておるところでございます。その状況を見た上で検討をしてみたいというふうに思っています。

日野駅でございますけれども、現在、日野市で平成2年から3年にかけまして、公共駐車場の整備基本計画を、今、策定中でございます。この中で日野駅周辺、それから多摩平、豊田ですね、それから高幡周辺、この三大商業核といわれる地区の整備を、計画

をつくってまいるという計画を持って、今進めている段階でございます。その中で、当然この周辺の官民負担の割合とか、そういうものも含めた形での検討をしていくわけでございますので、その実現のための方策、それから問題点等が提起されていくというふうに考えております。その状況を見た上で今後の検討を、具体的な検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　公民館、福祉センターとも駐車場が不足して、大変利用者の方に御迷惑をかけていることは承知しておりますけれど、ここにリストスロープの駐車場が設置できるかどうかにつきましては、ちょっとわかりかねますが、いずれにしても駐車場対策につきましては、福祉部とも相談の上、対策は講じたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　今、１点目、中央公園のことにつきまして、何か計画はしているようですけれども、実は難しいというような答弁がございましたですね。

それから、２点目の庁舎北裏の地下駐車場、これも難しいということですね。

３点目の駅前ですか、これは今、部長さんが言われたように「検討はしております」という答弁をいただきました。

５点目も、今、何か難しいというふうな。

繰り返して申し上げますけれども、何か難しい、難しいといってしていますと、なかなかお客様に利用していただくのが、このままで、私が考えるのには、幾らか駐車料金を私は取ってよろしいんじゃないかと思います。そういう不平不満が言われる方に、ときどき私は聞くんですが、さりとて有料化の駐車場をつくってもよろしいんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか、というふうに私はときどきお客さんに聞きます。そうしますと、今このような駐車場のない時点で、市役所の中に入ろうとしても、道路に置けばミニパトカーが来て、最近何人かがつかまっているところも見ております。そういうようなところから見ますと、ミニパトカーで持っていかれちゃいますと、大体１万2,000円ぐらいの金額がかかるわけです。ですから、できましたらお金は払ってもいいからそういう施設を当然つくるべきじゃないか。そしてお客様は一度私にこういうことを言ったこともあるんですが、もうちょっと便利がいいところに市役所があればよろしいんですけれど、歩いてでも行けるけれども、なかなか歩いて行くのには坂を登らなければなりませんので、多摩平方面から来る方は平坦地でいいですけれども、ほかから来る人は全部歩く場合には坂を上ってこなきゃいけない。そしてバスを利用するにしても、バスの数が少ない。こういうようなことから、有料化にしてもいいんじゃないか。こういうようなことを常に私は耳にしております。そこで、できましたら有料化にしても私はやるべきではないか。

実は私、８月20日に高松の市役所に研修に参りました。そこで、こちらと向こうとは違うといっても、市役所のことについては変わりがないと思います。そういうようなところから、高松市のことをちょっと申し上げさせていただきます。

実は高松市は、ちょうど庁舎の前に中央公園がございまして、その公園内の敷地に実は金額、事業費として10億4,000万かかっているわけです。そして台数が221台というような駐車場が、この公園の地下につくってあるわけです。そしてもう一つは、美術館が本庁から幾らか離れたところでございますけれども、そこにしても上は建物、美術館でございます。その美術館の地下に、やっぱり144台。そして事業費が６億2,050万。こういうような、大体２年ないし３年がかりで駐車場をつくっているわけでございますから、日野市もつくれないことがないんじゃないか。土地柄多少違っていても、こういうようなこともあるということをちょっと私は申し上げておきます。

そういうような中で、もう一度皆さんで検討する余地があるんじゃないか。そして検討しながら一日も早くこの問題について解決をしていただきたいと、このように考えます。それにつきまして、市長さん、どんなようなお考えでいるか、最後にひとつお考えをお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　車のふえる今日の市民生活に対応をして、駐車場の位置づけをどう考えるかという一つの課題があると思っております。

昨年の秋ごろだったと思いますが、公営駐車場の発想についてということを広報にも掲載をいたしまして、将来構想というものは発想として持ち得ることはできますが、今御質問の、現状に対して今具体的にかくかくの手だてが可能でありますというお答えのできないことを、大変残念に思っております。

将来構想といたしましては、御指摘のとおりの、公園の下に駐車場を設けて相当な車両の駐車ができるという状態をつくり出したい。あるいは、今、都市計画で行っております高幡の駅前広場、あるいはこれから取り組みます豊田の駅前広場、あるいは既に完成を見ております日野駅の駅前広場、これらに駐車場をぜひ設けたい。つまり公共用の

駐車場をぜひ設けたいということで、事業計画にはある程度のせておりますが、現在まだ法規制の、法律改正等が行われないと、思うように発想を現実化することが困難だ、こういう実情もあるわけでありまして、特に公園地下の利用はまだ法規制が障害になって、容易ではないという状況であります。

広い意味の、つまり市民生活に提供できる公営駐車場、それから今御指摘の、いわゆる市役所とか公民館とか市立病院とか、行政が行っておりますそれぞれの施設の直接の駐車場が必要だということも確かに現実の問題ではありますが、現状はどうにか間に合うという程度で、将来の大きな見通しということにはまだ成案を持ち得ておりません。

庁舎に関しましては、できるだけ周辺の空き地を借りたり、あるいは買収をしたりして、そうして将来を描きながら用意をしていくということには、ある程度手を染めておるわけであります。

もう一方には、やっぱり別の手段、具体的には循環バス等の整備ということになるわけでありますが、そういう手だてによって、なるべく車でおいでにならなくても、車を使わなくても別の手段があるという条件も、これまた解決に役立つ施策となりますので、それらを両々あわせながら具体的に一歩一歩解決に向かって実現を図っていくということ以外には、なかなか直ちにとれる手だてがない。こういう状況でありまして、御指摘に対しましては十分意を理解しながら、また現実に向かっていろいろの手だてを講じながら市民生活に寄与できる、いわゆる車の駐車場の条件、これに取り組んでいきたい、いかねばならない、というふうに御質問を通じて特に受けとめております。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　今、市長さんの答弁の中で、公共用地の中での考え方は前向きに考えていかなきゃいけない。そしてまた、市役所周辺の空き地があればそういうようなところも借りるような形をとってやってまいります、というような前向きの答弁をいただきました。

そこで、高幡は区画整理の中でそういう考えがあるということ、これは非常に私は結構だと思います。これにつきましても精力的に取り組んでいただきまして、そして高幡駅前周辺のお客さんに対しての便宜をぜひ図っていただきたいと思います。

それから、もう一度申し上げておきたいことは、中央公民館と福祉センターのところでございますけれども、これは本当にどなたが見てもあそこでは狭いし、そしてあのような状態では利用者にとても迷惑をかけているんじゃないか、こういうふうに考えます。そしてあれは聞いてみますと、あの西方にあるお寺、最近きれいにでき上がってまいりましたお寺の敷地の関係もあるので、なかなかそういう整理もしなければ、そういう駐車場の問題につきましても解決はできないんじゃないか、こういうことも耳にしております。そういうところは私は深くどうこうということは考えてみてもいませんし、またそれ以上私は理事者側の方に話をしてもどうかと思います。ですからその辺のところも十分に整理をしていただきまして、そしてできれば先ほども申し上げました、今よくやっておりますリストスロープというようなものを設置していただけたらよろしいんじゃないか。そうすれば20台、30台は、またお客さんに歓迎できるというふうに私も考えております。この点につきまして、ぜひひとつ考えていただきたいと思います。

日野駅のことでございますけれども、日野駅は、これは西口のロータリーというのは面積が非常に少ないんです。4.009ヘクタールとか、こういうような面積らしいです。非常に少ない。その中で、今までがちょうど２車線になってお客さんが一時車を停めて乗り下りできる場所が実はあったわけなんですけれども、それも１車線に最近なって、そしてほかの企業が独占しているような形。そしてその独占している企業のところに、一般個人の車が一時とめて使う場合、非常に文句が出ているということです。どうしてあの２車線のところを１車線にしたのか。これもちょっと私の方で理解ができないんですが、その辺のところも、多少なりとも元に戻していただけるとか、そして企業が使っている場所をお互いに使えるような方法に――独占じゃなしにお互いに使えるような方法をとっていただけるように、ひとつ考えていただきたい。こういうふうにも考えております。

それと、先ほど申し上げましたガソリンスタンドの西側の空地でございますけれども、これは夏になれば田んぼに使っているようですけれど、冬は全然使っていないという。時によっては、話の持って行き方によっては、あそこを何らかの形で買っていただけるか、それとも貸していただけるかということも、話し合いによっては何とかなるんじゃないか。こういうふうな私は気持ちを持っています。

そこで、あの場所が仮に駐車場にできた場合、２階、３階というような形で取れば、大体100台前後の車が置けるんじゃないか。これは無料でやるということじゃなしに、あくまでも駐車料金を取ってやっていくというような方法。これが行政の中ではとても難しいとは思いますけれども、そこはその地域住民、それから地主と話し合っていただければ何とかできるんじゃないか。こういうことも考えております。このことにつきましても、ひとつ行政の方で積極的に取り組んでいただけたらよろしいんじゃないかと思います。

今度、実は病院の建てかえをする場合でございますけれども、これにつきましても、前の公園、そしてもちろん考えてはいると思いますけれども、地下駐車場、これはぜひやっていただけるようにお願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうも皆さん、ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって２の１、公共用地に地下駐車場の設置について問うの質問を終わります。

次に一般質問２の２、多摩川、浅川沿いの空き地利用について問うの通告質問者、藤林理一郎君より取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げます。

一般質問３の１、国民年金の前途について問うの通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔27番議員　登壇〕

○27番（谷　長一君）　それでは通告に従って、国民年金の前途について問うを質問いたします。

ペルシャにおける湾岸戦争も終わりまして、春も迎えまして、いつも眠くなるような陽気になってきてしまったわけでございますけれども、国民というのはそのような中におきまして、何となくいい気持ちでだまされているというようなことが言われているわけなんです。（「何をだまされているのか」と呼ぶ者あり）非常に、だまされているということは、今何をだまされているかということになると、後でだまされているようないないようなことであるということも、恐らくお気づきではないかと思うわけです。その点につきましては、この国民年金は私は機関委任事務であるということもよくわきまえまして、これから質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

実は、この国民年金につきましては、これは昭和36年４月以降ということになると思うわけでございますけれども、今回、この４月からまた幾つかの改正が行われるわけでございます。特に今回の見直しは、大学生の子供を持つサラリーマンの家庭に大いに関係があるということでございます。

というのは、これまでの国民年金は入っても入らなくてもよかった20歳以上の学生が、この４月から必ず加入しなければならなくなるからでございます。20歳以上の学生ということになると、これは１浪とか２浪とか３浪ということは珍しくはないわけです。普通、行っていればもう大学２年、３年ということになると、今まではただだったんですけれども、出さなくてもよかったんですけれども、今度は厚生年金に、または国民年金かに加入するということは一般的に今まではなっていたんですけれども、どうしても今

度はそれをめぐりましていろいろと問題が沸き上がってくるわけなんでございます。

それはどうしてかと申しますと、強制加入ということになりますと、その保険料は一体だれが払うかということになるわけでございます。国民年金の被保険者になれば、もちろん20歳を過ぎた学生である子供です。本来なら子供自身が保険料を負担するわけでございますけれども、払えないわけです。改正法では、最終的な保険料の負担というのはどなたがということになると、当然、親権者である親に求められるわけであります。もっとも、その負担責任を子供に求めるということになると、今の学生はアルバイト等をしていて相当稼ぐ人もいるし、また幾らも稼がない人もいる。またはしない人もいると、この三つになるわけでございますけれども、国民年金の保険料をみずから進んで払うという方は少ないのではないかと思うわけでございます。

そうなると、当然その負担というのは親にかかってきてしまうわけでございます。現在、国民年金の保険料は１カ月8,400円であります。これが、この４月になりますと9,000円になるわけでございます。子供が恐らく１人の方もいらっしゃるけれども、２人、３人という方もいるということも考えてみますると、２人であると、9,000円とすると１万8,000円からの今度は出費ということになるわけでございます。確かにこれらは恐らく皆さんは覚悟をしていらっしゃると思いますけれども、保険料を、これは国民年金の保険料を払わなければいけないということになるわけです。そうなると月々、２人いらっしゃるということになると、１万8,000円を払わなければならないということになってしまうわけであります。20歳以上ということになると、就職をしていない人、特に浪人の方や何かも払わなければならないということになると、その家庭の負担というのは大変であります。これは奥さんも含めると、３人になると三、九、二十七、２万7,000円ということになってしまうわけでございます。もちろんこれは強制加入でありますから、これはサラリーマンだけではなく、商工または自営の家庭等も同じでありますので、国民年金の保険料を払っているということになると、今まではどっちでも、払わなくてもよかったんですけれども、今度払うようになると、その負担増というのは、実態としては非常に大きな負担感というのは感じられるのではないかと私は考えているわけです。

そのような中におきまして、今回この20歳以上の学生を、または学生でなくても同じですけれども、これは勤めていなければ浪人の方も含まれるわけですから、国民年金に強制加入ということになるわけですから、これはもう強制ですから、もし保険料を払わなければ滞納処分等もなされるのではないかと思うわけです。

確かに今回の改正や何かの点について見ますと、新聞で発表されたものが手元にある

わけですけれども、国公立の場合は、同居の場合が600万円以下で、これは所得です。１人いると60万円の上乗せがあって、また別居の場合は660万であり、約120万円の上乗せがある。私立の場合は680万円で上乗せが140万円。――公立の場合、元へ戻しまして600万円。上乗せが同居の場合は60万円の上乗せがあり、別居の場合は660万になって、それに対して上乗せが120万円ある。それで私立の場合は、今度は680万円以下であり、上乗せが同居の場合140万円。別居の場合は740万円に対しまして上乗せが200万円ある。こういうふうになっているわけです。そうなりますと、恐らく議員の方々も大学生、20歳以上の学生のいる方もおありと思いますけれども、そのような方はみんな適用になるわけでございます。

そのようなことを考えてみると、保険料というのは非常に多く我々の負担として、のしかかってくるわけでございます。そのようなことで、このような、これは３月３日の読売新聞に出ておったのを切り抜いて持ってきたわけです。それで、保険料を免除するというような基準額がこのようになっているわけでありますので、その保険額の免除になる人というのは全国では約220万人いるであろう。それで、払えない人という、今度はいわゆる滞納者というのもまた試算によりますと、相当いるのではないかということが言われているわけでございます。

そのような中におきまして、この日野市におきましても、市役所から60歳になる方へという通知等も出されているわけです。平成２年度の国民年金保険料納入通知書をお送りします。国民年金の保険料は60歳になる前月で納め終わりとなります。括弧して、ただし60歳前から厚生年金の老齢年金、共済組合の退職年金を受給していて国民年金の任意加入の方を除きます。括弧とじる。昭和61年４月１日に年金法が改正されました。それによりますと昭和５年４月２日から昭和６年４月１日に生まれた方は、昭和36年４月以降で29年間、348カ月年金を納めた期間があれば、老齢基礎年金の最高限度額が受給できます。この348カ月年金を納めた期間があれば老齢基礎年金の最高限度額が受給できます、ここなんです。それで、あなたの場合は昭和36年４月以降で29年、年金を納めた期間があれば、それ以上納めなくても老齢基礎年金の額に反映しませんし、今年度の保険料を納めなくても年金がもらえなくなることはありません。ですから御自分の昭和36年４月以降の年金納付期間について御留意ください。あとは省略、一部しますけれども、そうなると29年間に達しない方は、また後で本人の申し出によって再加入して年金の納期間をふやすことができるというようなことは、これは希望です。そのようなことが60歳になると保険年金課年金係から送達されるわけであります。

そのようなことを考えてみると、日野市におきましても国民年金が法改正になるわけです。そこで、年金に加入している、これから義務者になるわけですけれども、何人ぐらいいるのかということであります。

それから、特にその中で、これは平成３年１月31日現在の国民年金という、この被保険者とみますと、第１号の被保険者、任意保険者、第３号被保険者ということで、ここに第１号の被保険者が１万4,923人、その次が733人、次が１万9,112ということになっているわけです。

そのような中におきまして、いわゆる先ほど申しました、特に、私もよくわかりませんのでお聞きいたすわけでございますけれども、国民年金法が改正され、４月から実施されるが、その主たる改正点というのは一体何なのか、ということを質問しなければならないというふうになるわけです。

それから、年金には日野市は何人ぐらい入っているか。これは国民年金です。それから基準額を下回る免除対象者という方は何人ぐらいいらっしゃるか、というようなことです。

それから４番目として、満額の老齢基礎年金受給者の払い込み月数は、生年月日によって月数に相違がある。ただし、この通知を見ると、348カ月納めれば老齢基礎年金の最高限度額が受給できるんだということになっているわけです。しかし、人によると、この通知が来てもよく理解できないということもありまして、それ以上納めてしまう方もいると思うわけです。それですから超過分については滞納者に早く、もう29年だ、348カ月になりました。それ以上納めても上積みはなされない。もう最高限度額の受給は348カ月ですよということが通知ができないのか、ということをお伺いするわけです。また、中には滞納なさっている方もいらっしゃるのではないかと思うわけです。それで、滞納者がどのくらいいらっしゃるかということです。

それから、後でこれは質問するわけですけれども、この不公平を解消するために抜本的には何をしなきゃいけないかということになると、当然、国民年金法の改正をしなきゃいけないんじゃないかと思うんです。これは回答をいただいてからまたお伺いいたしますので、ひとつ以上の５点についてよろしく御回答をお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは何点か御質問ございましたので、順次お答え申し上げたいと思います。

おっしゃられましたとおり、この４月から法が改正されまして実施される、まず点で

ございますけれども、大きくは２点ございます。

まず一つは、学生の適用でございます。国民年金は20歳から60歳まで40年間入っていただくというのが原則になっておるわけでございますが、今まで大学生、学生につきましては任意の加入でございました。したがいまして、40年といいますと二十歳から入っていただいて60歳ということでございますので、任意ですと満額支給の権利が到達しないということが一つございます。あと一つは、最近非常に交通事故等が学生の中で多いわけです。したがいまして、その間、加入していないと障害年金、障害者になった場合の障害年金が受けられないというようなこともございましたので、今回、改正をしまして、20歳以上の学生についても要するに当然適用、行政適用といいますか、加入していただいて満額支給、あるいは障害者の年金も受けられる手だてを加えたいということの改正がまず１点でございます。

あと一つは、国民年金基金というものを新たに創設するということでございます。これは老後生活のより安定を図るということから、今までの年金がそんなに多くないわけでございますので、これは任意加入になりますけれども、上乗せして年金が受けられるような基金を、東京は、都道府県一つでございますけれども、それを設置していきたい。これにつきましては、基本型でございますけれども、加入しまして掛金を払いますと、一口月に３万円上乗せするような制度、これは生命保険と同じような給付型でございますけれども、それにも加入できるような方法をとるという、この二つの改正が大きな点になっております。

そこで、２番目の年金加入義務者、これが何人ぐらいおるかということでございますけれども、これは学生でよろしゅうございますか（「はい」と呼ぶ者あり）――今回、ただいま申し上げましたように学生の加入があるわけでございます。したがいまして、その分が年金加入義務者となるわけでございますが、これは現時点では正確な人数をつかむことがまだ困難な状態でございます。

といいますと、これは先ほどもちょっと御指摘がありましたけれども、学校に入学される年齢も最近非常に異なってきているということと、20歳以上の者でも必ずしも学生であるかどうかというものは、調査をしていかないと今わからないということでございます。私どもでは４月以降、二十歳から23歳までの者全員に対しまして調査票及び加入申込書等を送りまして、対象者の把握と加入奨励というものを実施する予定でございます。この時点になればある程度わかってくると思いますけれども、現在、そこまでまだ把握していないというのが現状でございます。

これはあくまでも推計の域でございますけれども、日野市の場合、二十歳から23歳までの年齢別の人口を見ますと、約１万4,000いらっしゃいます。東京都から示しております数字でございますけれども、大学の進学率あるいは現在任意加入されている二十歳から23歳までの方もいらっしゃいますので、その方たちを抜いて考えて試算しますと、大体6,000人ぐらいが学生の加入義務者になるのではないか、というように私どもは推計しておるところでございます。

３点目に、先ほどもお話しございましたとおり、学生が加入しますと負担が多くなるということでございますので、国においても免除というものを考えております。今までも一般の免除規程はございましたけれども、今回、新たに学生対象の保険料の免除基準というものを設けるということになっております。これは、あくまでも学生は所得がないというみなし方から、その親の所得によってこれは判定され、親がお支払いいただくという形になるわけでございますけれども、その免除基準は学生が通っている大学が国公立であるか、あるいは私立であるか、あるいは親と同居をしてそこから通っている学生であるか、あるいは単身あるいは別居して生活されている学生であるか。あるいは、その家族に学生が２人以上いるかいないか。このようなものによって基準額を区分しておるわけでございます。

この人数につきましても、加入の申し込みがあった際でないと判別できませんので、現時点では免除対象者がどのくらいいるかということについては、確定した数字は持っておりませんが、これについてもひとつ推計をさせていただきました。これは厚生省で見込んでおりますのは、大体30％ぐらいが免除の対象になるのではないか、というような数字が示されております。先ほど加入義務者が6,000人と、このように私は申し上げましたけれども、その数字からして、日野市では免除対象が1,800人ぐらいになる、このように推計をしておるところでございます。

そこで、４番目に御質問いただきましたことでございますが、これは満額の老齢基礎年金を受給するための払い込み日数が生年月日によって違う。したがって、それによって超過分、余計に払い過ぎている分があるのではないか。その方に対して早く通知ができないかというふうな御質問だと思いますので、それに沿ってお答え申し上げたいと思います。

確かに御指摘されましたとおり、そのようなことが法改正の経過措置の中で見受けられるわけでございます。国民年金制度は、36年４月１日から施行されまして、昭和61年、法改正がございました。そこの経過措置の中で生じた問題でございます。昭和61年４月、

法の改正の時点で、もう既に60歳になっていた方、あるいはその時点で昭和16年４月２日以降お生まれになった方については、このようなことが発生しないわけでございますけれども、その改正の時点で、昭和16年４月１日以前に生まれた人は40年間に達しないということから、このような経過措置がとられたわけでございます。それで、この加入可能年数というのが年単位で設けられておりました。そこから何年たてば加入可能年数が到達します、というような定め方をしておりました。

しかし、一方、国民年金の保険料というのは、これは先ほどもおっしゃられておりましたとおり、60歳の誕生日の前月まで納付するというような法律でございます。したがいまして、国民年金の制度がスタートした昭和36年４月１日に、生年月日がそれぞれ違ってもスタートは同じ月にスタートしたわけですね、みんな。それで、その到達がやはり年で定められておりますので、何年３月31日で到達します、こうなっております。

しかしながら、保険料は誕生日の前月まで支払うということになっておりますので、その人によっては確かにそのようなことが生じてくるということでございます。したがって、その結果、加入可能年数を上回って保険料を多く納めるということがございます。今では60歳になる前の月まで支払うわけでございますけれども、この経過措置は４月１日にスタートしました。だれでも３月31日になりますと到達するわけです。ですから、そういうことで年数で片方は定められ、一方では誕生日の月数の前月までということですので、そのような少し多く納めるということはございます。御指摘のとおりだと思います。この点につきましては、私ども機会あるごとに都を通じ厚生省に改善の要望を出しておりますけれども、未だその改善がなされていないというのが現状でございます。

そこで、国の方では、それはそういう法律になっているからということでございますけれども、日野市においては、前からできるだけそのことを早く知っていただこうということで、60歳に到達する年度の納付書、これをお送りしますから、その中にその通知を入れてできるだけ周知を図っているというのが現状でございます。

あと、滞納者の問題でございますが、これ、国民年金保険料につきましては、毎月納期というふうになっておりますので、月々の収納状況でお答えを申し上げるわけでございます。ただ、国民年金の保険料は現年度だけが区市町村が管理する。翌年、もう１年経過しますとそれが社会保険事務所の方に移るわけでございますので、２年以降の滞納者についてはちょっと把握できないというのが現状でございます。現年度のみ検認状況をお話し申し上げますと、平成元年度では最終的には81.2％、平成２年度、ことしの１月末日現在で88％という検認の状況でございます。したがいまして、ことしの１月末で

は12％程度の方がまだ検認を受けていないという現状でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　それでは、改正点につきましては、確かに部長がおっしゃったようなことであるというようなことで、またこれからも私は勉強させていただきたいと思います。

確かに国民年金の基金創設ということであり、上乗せをして年金の受給というようなこともなされるということになると、またそうなると確かに共済制度でございますので、健全なる被保険者ということになると、その保険の数理というのは、私は基礎になって発展していかなければならないのではないかと思うわけです。それらを考えると、当然この基金等も創設され、将来の国民年金の健全なる発展というのがなされることが、我々にとりましては非常に受ける利益というといけないんですけれども、相互共助という形での発展というのは得られるのじゃないかと思うわけで、このあたりは納得するわけでございます。

２点の、学生の加入義務者ということでありますけれども、ただいまの答弁によりますと、正確なる把握は現在困難であり、調査をしないとわからない。この学生といっても今は20歳から23歳ぐらいまで非常に幅があるわけです。これから調査書、加入申込書ですか、これらを送って処理をする。推定数は１万4,000人ぐらいで、その学生は6,000人ぐらいの加入義務者がいるのではないかということで、これはそれでよろしいと思います。

第３点の、学生対象免除基準の家庭ということになりますと、30％ぐらいじゃないかということであると、この6,000人ということの30％ですから、当然三、六、十八、1,800人ぐらいということも、これはやむを得ないと思います。これからの問題ですから。

第４点の法の改正措置で、これは満額の老齢年金受給者の払い込み月数は生年月日によって異なるわけです。その超過分ということについてでございますけれども、法改正の経過措置の中で、やはりこのようなことは当然行われるであろうということは、これはわかるわけです。理解はしていますけれども、人によって、誕生日によって掛金が違ってくるということに対しては、やはりこれは私は問題があるのではないかと思うわけです。確かに部長の説明にもありましたように、昭和16年以前の人というのは、昭和61年４月に法の改正があった時点以前ですか、40年に達しない人というのはアンバラがあるかもわかりませんが、そのあたりは確かに国民年金というのは相互共済、お互いが助け

合うんだという趣旨からいけば、その数理は合わなくとも、健全なる被保険数理ということも言えないわけではないけれども、やはり時代は変化しております。また法の解釈等も演繹にこれを推理し解釈してみまするとと、やはり時代背景というのを大切にしていかなければならないということになると、当然、これらのことを考えてみると、やはりこれからどのように改正していかなければならないかということで、確かにこの４点におきまして――５点目に、滞納者等のことも考えると、これは81.2％と88％だというふうになっていて、まだことしの１月１日現在では12％の方が納めていない、ということになるわけであります。

それで、確かに部長がおっしゃるように、厚生省に対して改善要求は出しているということでありますけれども、国がこれにこたえてくれないということになると、先ほども申しましたように、時代というのは変わっているわけです。そうなると、これは一体どのような形にしていかなければならないかということも考えなければならないわけです。第１点から第５点までのこの質問に対しては、それでいいですけれども、あと一つ、また質問をしなければならないようになってしまうわけです。

それはなぜかと申しますと、今回、ここに法の改正がなされ、国民年金に加入する20歳以上の方が大勢いるわけでございます。これが全民がきちんと保険料を払ってくれば、もちろん私は誕生等によってある程度アンバラがあるということも、許すわけではないけれども黙認をしなきゃいけないかもわかりませんけれども、今度、払わないと。日野市におきましても今までの滞納者というのは１月１日に88％なんです。そうなると、今度は全国ということになるとどのぐらいの滞納者がいるかということを、今度は類推してみますと、何百万人という方が滞納するようになってしまうのではないかと思うわけです。そうなると、これからの国民年金というのがどうなるか。滞納者が出れば、当然この滞納分が保険料にアップされてくると考えるのが、数理の上では出てくるわけでございます。国民年金加入の場合も、確かに先ほど部長が申されたように、親の年収が600万円以下の場合は保険料が免除になるんだと。細かいことは抜きますけれども、私大の場合は660万円、また下宿している場合にはそれに上乗せがあるんだ、というようなこともあるわけです。

そうなると、いわゆる厚生省が、恐らく日野市でも今、学生が免除対象者がどのくらいいるかというようなこともあるし、学生の加入というのはわかっていないわけです。当然、もう４月１日から実施ということですから、ある程度の試算というのはなされていると考えてもよろしいんじゃないかと思います。そうなると、保険料を払う学生と払

わない学生というのは、これは当然出てくるわけです。そうなると、国民年金というのは一体何なのかというような不信感も、私は国民の間にも出てくるのではないかと思うわけです。そのことを考えてみると、私はもちろん国民年金の制度は、国民全体で国民年金を守って育てていかなければならないというふうに思っていますけれども、それは公的年金は世代間の助け合いという制度ということはよくわかっているわけです。しかし、いろいろ将来のことを考えてみると、受け取り額等には不満があっても、やはり保険料というのは滞納してはいけないんだということが考えられるわけであります。しかし、類推して推計してみると、保険料を払わないと申しますか、払えないという、そういう方も相当出てくるということは現段階で考えてみると、相当数いることは間違いないと思います。

そこで、やはり保険料の徴収ということについては、先ほど部長さんがおっしゃられたように、厚生省に改善要求が出されているんだ、その努力はしているんだ、ということになると、私はここで今度は市長さんにお伺いしなければならないということになるわけですけれども、この保険料の徴収の仕方については、税金の形にするというような抜本的な改正というのが、私は必要になってくるのではないかと考えているわけであります。これは再々申しますけれども、払わないケースがそうなるとさらに今度はふえてくるんではないかと思うわけです。もう４月１日から今度新しい制度が実施されるわけですから、これはそんな悠長なことを考えているときじゃないと思うんです。特に、やはり働く方はすべて地方公務員ですから、いわゆる全体の奉仕者として公共の利益の発展のために全力を挙げて専念しなきゃいけないということは、どなたもよくおわかりだと思うわけです。

しかも専念をしなきゃいけないといっても、それは保険、共済制度ですから、先ほども申しましたように、健全なる保険の数理というのが基礎になっていなきゃいけないということです。やはり地方公共団体で機関委任事務といえども、扱っている国民年金でございますので、そのあたりもよくお考えになって、これからどのような形にして、よりよき国民年金に発展をさせていくかということは、我々国民が共通の考えを持ってよりよく発展させていかなければいけないということは、すべての方が承知していると思うわけでございます。

私は、この通告質問にも出してありますように、不公平解消のために抜本的な改正を行っていくんだ、それにはどうしても税の形にできないかということで、強くお願いするわけでありますけれども、この点につきましては、部長さんに答弁していただいた方

がいいか、市長さんに答弁していただいた方がいいか。よろしい方で答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　　それでは、私の方でちょっと御説明申し上げます。

その前段として、保険料を納付しない月がありましたら、それは受ける方の形で、もらうときにそれはやっぱり引かれていくということが一つございます。

それと一般にも、例えば法的な免除で、どうしても生活保護を受けている方、あるいは所得が少ない方については免除規程がございまして、納められない者についてはそれは免除するということで、日野市でも6.7％の方が一応免除を受けている。したがいまして、できるだけ納めやすいようにしているということと、納める能力があって納めない人については、今度は年金をいただくときにはそれは差し引かれるというようなことでやっております。それは前段でございます。

ところで、その抜本的な改正が行われて税にできないか、という御質問でございますけれども、これは御存じのとおり61年４月の改正によりまして、老齢基礎年金の制度というものが導入されました。それで厚生年金あるいは共済組合などにお入りのすべての公的年金加入者が国民年金の加入者というふうになったわけでございます。したがって、その抜本的な改正を行うためには、すべての公的年金に入られている方とのかかわりというものがどうしてもございますので、これはそういう中で考えていかなければならないのではないか。こんなふうに思っております。

ただ、聞き及んでおりますところによりますと、外国でも幾つかは基礎年金部分の付加方式というものを取り入れた国もあるそうでございます。税がこの制度になじむかどうかというものは、十分これは今後考えていかなければならないというふうに思います。

いずれにしても、おっしゃられますとおり、国民年金事務というものは国の機関委任事務ですので、一市町村でこれをどうというところまではまいりません。したがいまして、そういうような市町村の声も出し合って、最終的にはこれは社会保障制度審議会等にかけて御協議いただくということになろうかと思います。そういうことで御勘弁をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　　確かにただいま部長が答弁なさったように、すべての公的年金という形が国民年金の加入者であるということは、昭和61年４月の法の改正によってなってきたんだということであるということになると、当然すべてということになるわけで

すから、この場合、やはり案外、税金の方に持っていくというのも楽にいけるんじゃないかと思うんです。

ただし、役人は非常に頭が古いし、守ろうという形を持っているわけです。特に、私は市役所の職員はそういうことがなくて柔軟な脳裏を持っていらっしゃって、よりよく発展させていただいていることに対しては、心から感謝申し上げるわけでございますけれども、特に年金を税という形で付加徴収するということになると、やはりその部門に対しての改革等も行われるわけです。改正が行われるわけですから、どうしても抜本的改正ということを行うには、やはり市長等が先頭に立って、市長会でくどいようでも「税金にしろ、税金にしろ」ぐらいのことは、また言っているといわれるぐらいのとこでも、やっぱり市長にこの際、奮闘してもらわなきゃいけないと思うんです。特に、市長だって公務員ですから、全体の奉仕者です。公益の利益の発展のためには専念していかなければならないんだということを考えると同時に、この共済制度というのは健全なる、先ほども申しましたように保険の数理という、その数理なんですよ、数理が基礎になって定められているわけですから、また定められなければいけないということになっていると、この不公平さをやはり経過措置であっても、あってはならないことですから、ないようにしてもらうということで、ひとつ市長に、そのあたりにつきましてお考えがありましたら、また積極的にやるんだという考えがありましたら、答弁をしていただきたいとお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　国民年金制度が社会保障の一番太い柱でなければならない。欧米先進国といわれる地域の仕組みが、社会保障が非常に独立されておるということ。それに伴って医療保険制度がその一翼を担って、大いに学ぶべき保障制度が成り立っておるというふうには承知をしておるわけでありまして、我が国の年金制度は、これは国の制度であって、我々の地方自治体は、国民健康保険は自治体が管理者という立場にあるわけでありますが、年金につきましては委任事務ということで自治体に、ある部分ゆだねられておるというふうに理解をいたしております。

御指摘の、今、法改正のこともありまして、年金制度をより有力な施策として確立をしていくということは、国民の一つの共助の精神にあわせて、また独りの老後になって収入がないという人はないんだ、という状態をつくり出すための仕組みでもありますので、それが公平にかつ全部の人の漏れなく負担をすることによって成り立たせる、そういう制度でなければならないということにつきましては、御指摘のとおり同感でありま

す。

その際に、自治体という立場でどの程度関与できるかということも、まだ我々も定かではありませんが、国の大きな仕組みが個人、それから自治体、それで国政という関係でいろいろな憲法のもとに公制度が設けられ、自治という大きな権限能力が与えられておるということでありますから、主体的に今度のこれらのことにつきましても市民に高い理解をお願いをしていくということは、非常に大切だと思っております。

そういう観点に立ちまして、今御指摘の、今の年金の仕組み、負担原則の基本はあるわけでありますが、これらを税の制度としてより責任を全うする、また義務として基礎づけるということが重要であるというふうには、御指摘のとおり同感でございますので、市民の立場に立って、そうして社会というものの仕組みということをよく考えていただいて、機会を見てそのような提言もさせていただきたい。こんなふうに思っております。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　市長のただいまのお話を伺いましてもよくわかるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、この国民年金の制度は、先ほども申し上げましたように、国民全体で守って育てていかなければならないと私は思っているわけです。

お互いに公的年金は世代間の助け合いということが基調になっているわけでございますので、受け取り額等につきましては、役所を辞められた方も非常に安い。給料が高い高いという人がいるかもわかりませんけれども、辞めて年金を受け取るときになると、共済金は安いものだなということを時々耳にするわけでございます。不平不満があっても、保険料はやはり払うべきものは払って、保険料の滞納をなくしてお互いが助け合っていかなければならないということを、私は質問をしながら、また特に私自身として感じたわけでございます。これからも一生懸命公共のために私もともども働いていかなければならないと考えておりますので、ぜひとも御支援のほどをお願いいたします。

長い間、質問ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって３の１、国民年金の前途について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時42分　休憩

午後１時４分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の１、広報活動の一層の充実をの通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（一ノ瀬　隆君）　広報活動について質問をさせていただきます。

私、1978年12月、昭和53年の第４回の定例会で「市民参加の市政を実現させるために広報活動をさらに充実せよ」と題した質問をしたことがあります。このとき私は、市民のための市政を行うには市民参加の市政を実現させることが必要であり、そのためにはこれに必要な情報を市民に提供することがどうしても必要であり、市の広報活動の重要性が認識されなくてはならないと前置きして、日野市の広報は他市に比べて決して劣ったものではなく、「広報ひの」の質は高く、全国的にも評価されて、読みたい広報、読んでみたい広報の域に達しているといわれている。この広報活動をさらに充実させたいとして、広報活動全般にわたって数多くの提起を行いました。「広報ひの」の発行回数を月２回から３回にしなさい、「広報ひの」の配布方法をもう少し改善したらいかがですか、「広報ひの」の紙の質をカラー写真の場合など考えたらどうですか、などの提案をし、さらに「広報ひの」の内容の改善、広報スタンドの増強、掲示板の整備増強、壁新聞、写真ニュースの発行、映画、スライドによる広報、広報車による広報、対報道機関活動、テレホンサービス、広報連絡組織の充実などについて、質問ないし提案をしました。それから12年余りたちました。質問者の不徳のいたすところか、残念ながら私の提起した方向での改善が余り進んでいません。今回、これらの幾つかは繰り返し主張し、加えて、最近特に感じたこと、考えたことを提起し、質問したいと考えます。

まず、今回この質問を取り上げるきっかけとなったことから、質問したいと思います。

私は、昨年12月定例会の一般質問で、市の表彰、特に職員の表彰について取り上げました。職員の表彰を突如やめるのはけしからん。職員を表彰しないために急遽規則を変えたようだが、そのことを当事者であり一番関心のある職員が知らなかった。市民はおろか職員にも知らせるようになっていない現状は改善する必要があるのではないか、という意味の質問をしました。

総務部長の答えはいとも簡単に「規則を改正し、それを告示しました」というものでした。確かに日野市広告式条例第３条によれば、規則の交付は市役所及び七生支所前の掲示場に掲示して行う、とあります。これだけでいいはずはありませんが、念のため広

告式条例に定められた掲示場、日野市役所公示板を見てみました。自転車がいっぱい置いてあり、公示板の前には沈丁花が植わっていて、すぐ前に幾らは骨が折れました。すぐ前にいかなければ、ガラスの向こうの公布された書類を見ることができません。公示された、あるいは告示された書類には、何枚も重ねられたものもあります。ガラス越しには見られませんので、ガラスをあけようとしたが、あかないのです。「そんなばかな」と思い、力いっぱい動かしてやっとあけて、２ページ目以下も苦労して読むことができました。

そこで、こうやって私のように見る市民が、あるいは職員が何人いるだろうかと思いました。ゼロに近いのではないか。そうだとしたら、この公示、この告示は何の意味があるのか。単に形式だけになっていて、何の実益もないと言わざるを得ないと思いました。日野市だけでなく、どこの市もこんなことのようです。ある市では、ガラス戸にかぎをかけっ放しだとも聞きました。他市に先駆けて旧来の陋習を破り数々の実績を上げてきた森田市政のことですので、告示行為のこの現状も打破していただきたいと思います。小さいことだとお思いかもしれませんが、憲法第92条によって制定された地方自治法第16条に基づく日野市広告式条例による行為であります。もっと重みを持って正しく、名だけの行為ではなく実質的に市民のためになる行為であってほしいと思います。

日野市広告式条例によりますと、市の条例、規則、規定の公布は、市役所及び七生支所前の掲示場に掲示してこれを行う、とあります。私はこの条例を改正してほしいと思います。もともと「公布」は、辞書によりますと、決まった法律や命令、条約などを国民に知らせるために官報によって発表すること、であります。

一方、日野市広報発行規程の中で、広報に搭載する事項を定めた第２条に「条例及び規則等で広く市民に周知を必要とする事項」というのがあります。広報は国の官報に相当するものでないことは知っていますが、公布のある部分を広報に担ってもらうことができないものでしょうか。

従来の公布の手段、すなわち日野市役所公示板利用を基礎にすることはやむを得ないとして、「広報ひの」を可能な限り利用するようにする。時間の関係でそれが不可能な場合にも、後刻「こういう公布があった」ということを漏らさず掲載するのがいいと思うのであります。

市役所公示板が使用されるのは、条例、規則などの公布だけでなく、ほかに地方自治法101条に示されている議会の招集に際しての市長の告示、地方自治法102条に示された臨時会での付議すべき事件の告示があります。これらの告示は、時間的な点で広報利用

には無理があるとは思いますが、後追いでも直近の広報に正確に市民に知らせる。「公示板」という名の囲み記事で知らせるのがいいと思います。議会の招集の告示の場合、臨時会では議案が示されるが、定例会ではその必要がないことになっているようです。しかし、可能な限り議案を告示するのが市民本位の市政だと思います。

告示とは別になりますが、そのとき議員に渡される議案書、これは一般市民が見たいときは、たやすく見られるようになっているのでしょうか。この内容を「広報ひの」に掲載するのは無理でしょうが、できるだけ市政に関心の深い市民には見られるように配備し、そのことを広報で知らせるようにすべきがいいと考えます。議員だけでなく市民にも閲覧可能な議案書ということで、ここで一言触れさせていただきたいことがあります。

定例会、臨時会の議会ごと我々に配付される議案書、私の提案を受け入れてもらって、以前より見やすいものになっていると思いますが、まだ大きな欠陥が是正されていないと思っています。私、今、三多摩広域廃棄物処分地組合議会の議員をさせていただいていますが、この議会に配付された議案書が私の主張してきたものと全く同一でしたので、自信を持って再びここで触れておきたいと思います。

今、定例会での平成３年第１回定例会議案書の中に盛られた議案はそれぞれ大切なものですが、中でも一番重要であると一つを取り出すならば、議案第21号、平成３年度一般会計予算であると思います。何しろこの議案が万一否決されたら市長不信任とみなして、市長が議会を解散することもできるというものだからであります。この１冊にまとめられた議案書の中に、最も大切な議案の内容が全くのっていないのです。1991年の日野市政を端的にあらわすのによく使われることになると思われる数字、418億8,000万をこの議案書の１冊のどこにも書かれていないのです。議案書は件名だけで、予算すべてを別冊としてしまっているのです。内容が議案書に全くのっていないのは一般会計だけでなく、特別会計も全く同様ですが、いずれも議決が必要な予算内訳はごくわずかな量の印刷物で、一般会計で数ページ、特別会計や補正予算では１ページで済んでいるものも多いと思います。地方自治法216条により議決を要する歳入歳出予算は、款と項だけが対象になっているだけですから、議案を100％掲載しても簡単に収容でき、別冊だけにゆだねることは全く必要がないのであります。予算説明書に議案部分を重複して載せることになりますが、わずかなことですし、決してむだにならないと考えるべきだと思います。議案書を一般市民にできるだけ見てもらうことを考えた場合、予算説明書がなくても独立し得る議案書であってほしいとも考えましたので、以上、申し上げました。

日野市表彰条例施行規則が昨年の８月に、市の職員から見て改悪されました。条例にのっとって公布された規則の改正だとはいえ、形ばかりの公示板が使われた公布であり、実は当事者である市の職員もわからないようなひそかな改悪でした。長年、市の職員として市政発展に尽力した方への表彰をやめてしまうことはとんでもない、と指摘した私の質問が昨年の12月10日でした。そしてまた同じような方法で、11日たった12月21日、ひそかに日野市職員顕彰規則なるものが公布されていました。この規則31号をどれほどの職員が見たかは知る由もありませんが、私は最近、差しかえが完了して戻ってきた分厚い例規集２冊の中から、やっと探し出すことができました。

12月21日といえば、12月定例会最終日、午後12時まで議員全員がいたときです。「議会で発言のあったものですが早速規則をつくりました」と、見せてくれてもよかったと思います。ガラスはあけにくいけれど見てこいよ、と言ってくれてもいい。議会と執行部が敵対関係にあるように感じるのは、私のひが目でしょうか。このことを、公布広報の現状に何らかのプラスを望む理由にもしていただければ幸いであります。

議員の場合、条例は議会に提案され可決されれば、公布施行されるのはわかります。しかし、規則などの場合わかりません。公布したことを一般市民以上に知らせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

日野市職員顕彰規則が昨年12月21日施行され、昨年11月３日、表彰されるべくして表彰されなかった市の職員だった方が、ことしの１月５日、市の新年会の前に表彰されたと聞きました。私の調べた範囲では、職員だけを対象とする表彰ないし顕彰は、他市では勤続15年表彰とか勤続20年表彰というのがほとんどでした。ところがこの規則では、従来の表彰を一般から職員だけを切り離して表彰のレベルを下げた、後退させただけになっています。

25年勤務した者が定年退職した者となっているのは、一概によくなったか悪くなったかは言えませんが、受章者の待遇として従来の死亡の際における弔詞及び弔慰金の贈呈が、これからの職員顕彰は弔詞がマイナスされています。

また、従来文化の日であり、市制施行記念日である11月３日、市民会館大ホールで多くの来賓や市民の前で表彰されたものが、今度からはごく内々で行われるのだと聞きます。あの大ホールの金屏風の前での表彰を見てきた職員にとっては、さみしい思いがするに違いないと思います。職員を顕彰するということですが、辞書によると「顕彰」とは、隠れたよいことなどを表彰して広く知らせること、とあります。狭い部屋では広く知らせることはできないと思います。広く知らせる。まさに文字どおりこの質問のタイトルにしてあります「広報」もその意味ですが、毎年11月15日に一面写真入りで表彰者一人ひとり詳細に紹介されていたものが、今度は広報からも職員の表彰はボイコットをされたことを確認いたしました。顕彰としたからには、広報に載せなくては理屈が立たないと思います。

今、多くの企業で永年勤続者に対しての慰労の施策がとられています。長期休暇を与え、金一封を出して夫婦で旅行に行ってきなさいといわれ、海外旅行に行く人もふえていると聞きます。私のような会社始まって以来の不良社員ですら、30年勤続のときフリーエイティブ休暇１週間と金一封をもらったことがあります。

市職員に対する永年勤続表彰を含めた施策の前進を期待します。今までの主張を繰り返しますが、他市並みに職員表彰をするべきだ。15年、20年、25年、30年の永年勤続表彰、またはそれにかわる施策。そして退職したら従来のような一般の表彰をすべきだということです。他市にない独特の中小企業功労、労働精励功労の表彰を持つ日野市ですので、なおさらのこと従来の表彰から職員を外すのは間違っていることを再度主張しておきます。

市民参加の市政を進めるのに、広報の発行は非常に重要なものだと思いますが、この広報の発行について例規集に出てくるものは、「広報発行規程」と「広報発行細則」だけです。この重要である広報の発行は条例で定めるべきだと考えるのですが、間違っているのでしょうか。規則すらもないというのも理解できないところです。

先ほど申し上げましたように、国語辞典によりますと「公布」とは決まった法律や命令、条約などを国民に知らせるために官報によって発表すること。「公示」とは市が決めたことを広く一般の人々に示し知らせること、「告示」とは市が決めたことを一般の人々に広く知らせること、と記されていますが、これらの行為を日野市では市役所公示板に掲載することで実施しています。これを「広報ひの」を利用して可能な限り実施するのがよいと主張しました。

そのためには、「広報ひの」の速報性の発揮が必要です。12年前から月３回の発行を主張してきました。その間、担当課は実現のために努力してきたように聞いています。この辺で思い切って月３回、旬刊の広報にしてほしいと思います。12年前の主張を繰り返すことになりますが、市民参加の市政を目指す広報としては、市民に情報をできるだけ早く提供する立場はあるはずですし、さらに市民の生活が広報とともにあるという意味でも、月２回では少ない。毎週とまでいかないにしても、せめて町田市のように月３回、10日ごとに発行する広報であってほしいと思います。日野市広報発行規程の第３条

「広報の発行は毎月１日と15日とする」というのを、ぜひ「広報の発行は毎月５日、15日及び25日とする」というように改正していただきたいということです。

この広報発行規程にあわせて広報発行細則というのがありますが、その第５条で「広報課は広報発行20日前までに原稿を編集し決裁を受けて印刷所に回送する」とあります。こんなことでは、速報性も月３回も余り意味がないと思います。前夜のプロ野球のナイターの記事がこと細かに記載されて、翌朝早く配布される新聞、その新聞に折り込まれてくる日野市広報がこんなに時間のたった記事では市民は喜ばないし、市民参加の市政は得られないと思います。

12年前にも申し上げたことですが、発行日直前で問題があって、記事を書き直して全戸に正常に配布できたという経験も何度かあるようです。現在よりも大幅なスピードアップは可能だと思います。もちろん担当職場の人員増強、予算の増額などの手だては必要であります。速報性を盛り込んだものを、特に１ページに限定し、これだけはぎりぎりに印刷するということも考えられるはずですし、何とか努力してもらって市民に最新の情報を提供していただきたいと思います。

12年前の質問で、「広報ひの」紙質、中質紙とか上質紙とかいう紙の質について触れました。八王子の広報は上質紙、日野のは中質紙、両者を並べてみると月とスッポン、やっぱりいい紙の方がいい。値段だってそんなに違わないだろうから、と申し上げました。これに対して加藤一郎総務部長からは「印刷しやすい紙であり決して劣っているとは思いません」と冷たくあしらわれました。

質問が終わった後、ある保守会派の先輩議員から「かつて社会党の石川佐太郎議員が広報はもっと悪い紙でいいと発言したことがあるぞ」と言われて困惑したことを今でも記憶しています。それでも、時代は変わりました。一方では再生紙の利用の運動はありますが、市民参加の市政を築くための大きな武器である広報をより親しめる、より見やすいものにするためには、上質紙あるいはアート紙がいいと思います。今、写真はまさにカラーの時代です。白黒のプリント料金がカラーのプリントよりはるかに高いのです。広報もできるだけカラー写真を使うべきですし、そのためにはどうしてもいい紙が必要です。ざら紙へのカラー写真が好ましくないのは、だれもが認めるところです。カラー写真を採用するときだけでも、アート紙を最低使うべきだと思います。次に申し上げる広報紙の形式、大きさと相まって、「広報ひの」の紙の質の向上を再び提起したいと思います。

今、「広報ひの」の大きさはＡ３版で８ページが普通になっているようです。ところ

が、今の各市の広報の趨勢はＡ４版へと移行していると聞きます。新聞形式が雑誌形式に近いものになり、大きさが小さくなってページ数が多くなることになります。当然のように紙の質もよくなりますが、この方が見やすく親しめるものになると思います。隣の八王子市も既にこの形になっています。八王子の場合はＡ４版より少し大きいようですが、ことしの１月１日から実施されています。八王子では、この大きさで16ページと８ページ、交互に発行しているようです。

これが八王子の広報です。この日野の広報と比較して見ていただきたいと思います。この切りかえには時間がかかるそうです。八王子市では準備に３年かかったとか。早く決断して準備にとりかかってほしいと思います。

私たちは、下村　功議員の仲立ちで会津の福島県柳津町と交流しています。柳津町は人口5,330人。日野市の30分の１の小さな町です。この柳津町から毎月広報が送られてきます。これもＡ４版になっています。これがその３月号です。小さな町の広報ですから比較するのも無理がありますが、実に見やすい、読みやすいものになっています。蛇足ですが、この「広報やないづ」３月号には、下村　功さんの長年の労苦が実って、この柳津町に国内最大の地熱発電所が建設されるという記事も載っています。原子力発電にかわるものとして期待される地熱発電です。

この「広報やないづ」の最終ページに「戸籍の窓」という欄があります。前々月に生まれた赤ちゃんの紹介、亡くなった方のお知らせ、いわゆる訃報――少しおくれた訃報ですが――そして御結婚の紹介も記されています。

小さな町だからこそできることですが、日野市でも、できたらこういうことも記載してほしいと思います。私は、かねがね亡くなった方だけは広報で知らせるのがよい、そうしてほしいと思っています。柳津では亡くなった方の年齢と部落と喪主が記されているようですが、年齢と住所だけでもいいですから、実現していただきたいと思います。そして若干時期がおくれることになりますが、日野市民全体から御冥福を祈ることがいいのだと思います。同じ市民であり、知人でありながら何カ月も何年もたってから、あの人は亡くなったと聞かされるような事態は避けられると思います。ましてや月３回の広報が実現し、速報性が強化されれば、それから駆けつけることもできると思います。人口30倍の日野市では、広報による結婚の披露は無理にしても、結婚50年、金婚式に対して市民全体からの祝福ができるような広報への掲載は、できるのではないでしょうか。

柳津の広報から、広報の中身、記事について既に踏み込んでしまいましたが、広報の内容について幾つか触れておきたいと思います。だれもが読みやすい広報を目指して、

担当の広報課職員が日夜苦労していることを私は知っています。さらに改善してほしいとお願いするところです。

12年前、紙面全体が文字でうずまり、固すぎるということを指摘し、イラストなどを組み入れることがその一つの改善方法であり、写真をふやすことも必要だということを申し上げました。その当時から比べたら大分読みやすいものになっていると思いますが、まだ文字が多いようです。文字が多いということは、活字が小さいということにもつながります。「広報ひの」の活字は小さすぎるのです。一般の新聞の活字より小さいようです。活字が小さくて読むのが大変だという人がいます。一般の新聞が競い合って活字を大きくしていますが、「広報ひの」も活字を今よりも大きくすべきだと思います。

最近、活字がいっぱいに詰まっていると感じさせたものに「90年日野市憲法講座」があります。１ページ全面が使用されています。昨年の11月15日号が第１回で、ことしの２月15日号が第５回と、連載されています。１回が１ページ全面を使っていて400字詰原稿用紙で17枚ぐらいが使われているようです。読んでみると立派な憲法講座ではあると思います。しかし、これを何人の市民が読むでしょうか。私の聞いたところでは、ほとんどの人が読んでいません。日野市は、憲法を市政に生かそうをスローガンにしているのだから、広報に憲法講座を連載するのだからといっても、またその内容が幾ら優れているといっても、市民が読んでくれないのでは話になりません。このような連載は、継続することは無理だと思います。市長としても不満でしょうが、そう言わざるを得ません。憲法の擁護を旨とする日本社会党の党員である私でも、そう言わざるを得ません。写真入り、イラスト入りの、だれもが簡単に接することのできる憲法講座もあると思います。そんなことを考えていただきたいと思います。この連載された憲法講座は、まとめて本にすれば、あるいは小冊子、パンフレットにすれば分厚い立派なものができるはずです。それを希望する市民に、しかるべき市民に無料で差し上げるのがいいと思いました。

私は、前回の質問で「広報に市長の顔写真ばかり載せられている現状を打破すべきだと思います」と発言しました。これを自民党のある議員に間違って引用されてしまいましたが、私の言っていたのは「市の部長や課長は市政を執行する実戦部隊であり一分野の責任者だ。市民参加の市政をしくためには市民との深い交流が必要だ。市民によく知ってもらうために広報にも登場してもらい、たまには顔写真もいいだろう。そのことで市民への自覚ややる気も出てくるだろう」というものでした。それから12年、依然として市長の写真だけが相変わらず頻繁に出てくる。部課長どころか助役の名前も、収入役も

教育長も出てきていません。たまには「まちをつくる助役室から」の記事でも載せたらどうでしょうか。

いずれにしても、優れた内容の広報を、発行を数多く早くつくるには、強力な体制が必要であります。予算の増額も欠くことができないと思います。他に優先してそれを実現しても決して間違っていない。市政にとって重要な柱である広報の発行であると考えます。もちろん広報発行細則に言う、各部局の広報連絡員の充実も必要だと思います。

広報活動を取り上げた今回の一般質問は、最初に、公布、告示、公示を、法律に定められた最も大切な広報であるとして、これを取り上げました。ちなみに、「広報」とは辞書によると、役所が多くの人に広く知らせること、というのですから、公布も告示も公示も広報に違いないと考えました。「広報ひの」について申し上げたところですが、最後に、掲示板について取り上げます。

12年前に掲示板を市内全域で整備補強し、壁新聞、写真ニュースなどを発行したらどうかと提案しました。これに対し、壁新聞などは考えていず掲示板も「広報ひの」の補完的役割だ、という答えでした。掲示板の広報効果は非常に大きいものだと、このときもいろいろと例を挙げて申し上げたのですが、非常に冷たい答弁で、今、会議録を読み返しても腹の立つものでした。それでもここで繰り返したかったのは、こんなことがあったからです。

私の家の近くには第一幼稚園がありますが、よくその生け垣にポスターが余り上品でなくぶら下がったり、置いてあったりしてありました。市民会館の実施事業のポスターだったと思いますが、これなど、その近くの適当なところにちゃんとした掲示板をつくって張ればいいのにと、それを見るたびに思いました。掲示板の設置管理は自治会任せになっているようですが、幼稚園、小中学校を初め公共施設で人の目に触れやすい掲示板を置くのに絶好な場所がいっぱいあると思います。広報紙にない掲示板の広報効果を見逃すことなく、充実させていただきたいと思います。

以上を申し上げて、質問をいたします。

質問１、公布、告示、公示を市役所公示板で行っている現状をこれでいいと思っているのか。

質問２、公布、告示、公示に「広報ひの」の利用は考えないのか。

質問３、定例会の議案は告示してないのか。今後はどうか。

質問４、議案書は一般市民が閲覧できるようになっているか。今後はどうか。

質問５、予算の議案も網羅した議案書はなぜつくれないのか。

質問６、規則などの制定、改正を、公布と同時に議員にだけでも知らせることはできないのか。

質問７、職員の顕彰を広く知らせるのに広報を利用しないのはなぜなのか。

質問８、市政の重要な柱である広報の発行を条例で定めるのには不都合があるのか。規則にもなっていないのはなぜなのか。

質問９、「広報ひの」の月３回発行を実現できないか。

質問10、「広報ひの」の紙の質についてどう考えるか。少なくともカラー写真を掲載するときだけでも上質の紙にすべきだと思うが、どうか。

質問11、「広報ひの」の大きさをＡ４版へ切りかえることについてどう考えるか。

質問12、亡くなられた市民を「広報ひの」で謹んで知らせることはできないか。金婚の夫婦を紙上でお祝いすることはどうか。

質問13、「広報ひの」の活字を大きくできないか。

質問14、憲法講座などの掲載はどれほど読まれていると思っているのか。

質問15、憲法講座などは別にパンフレットでまとめて、しかるべき市民に配布したらどうか。

質問16、市長以外の市政担当者の広報登場はやってはいけないのか。

質問17、広報発行担当職場の一層の体制強化、予算の増額などは考えられないか。各部局の広報連絡員の活動の現状と今後の充実をどう考えるか。

質問18、市内掲示板の現状はどうか。

質問19、掲示板を自治会管理とは別に、公共施設などの見やすい場所に設置することはできないか。

以上ですので、よろしくお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、総務部の関係につきまして、お答えをいたします。

まず第１番目の、公布、告示、公示を市役所公示板で行っている現状をこれでいいと思っているのか、ということでございます。

ただいまお話にもございましたように、日野市におきましては、地方自治法第16条の規定に基づきまして、日野市広告式条例を制定しております。この条例は、条例規則の公布、それからこの公布場所の位置、それから規定の公表、さらには議会及び市の関係の機関が定める規則を公表するときに、この条例を準用する、そういう規定になっております。それで、ただいま申し上げましたように、条例等の公布等につきましては、この広告式条例に基づきまして手続を行っているわけでございます。

ただ、行政が事業を進める場合におきましては、担当課で広報に掲載するとか、あるいは個別に通知等をいたしまして、その制度、それから事業の内容等について周知をしているということでございます。

３番目の、定例会の議案は告示していないのか、今後はどうか、ということでございます。

この件につきましては、定例会の開催の告示につきましては、自治法に基づきまして告示をしております。議案につきましては、これは一種の、法的に言いますと印刷物でございますので、この公示の中には入れておりません。

第４点目の、議案書は一般市民が閲覧できるようになっているか、今後はどうか、ということでございますが、定例会及び臨時会の議案につきましては、議員さんに配付すると同時に、プレスに発表する。それとあわせて市立の中央図書館、高幡図書館、日野図書館、市政図書室、こういうところに配付をいたしまして、一般の利用に供しているということでございます。

５番目の、予算の議案の網羅した議案書はなぜつくれないのか、ということでございます。

これは、庁内で検討をしてみたいというふうに思います。要するに、議決事項だけの部分でございますので、議案書にとじましてもそう大きなボリュームではございませんので、今後、検討をしていきます。

６点目の、規則などの制定、改正を公布と同時に議員だけでも知らせることはできないか、ということでございます。

市が定める規則、要綱等につきましては、この要綱集をつくりまして年４回に分けまして開示を行っているところでございます。この御指摘の規則等の改正の都度、議員さんにいわゆる配付ということでございますけれども、今後、検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、企画財政部に関係する部分として、12点ほど御質問があるわけでございます。御質問の順番を追いまして、御回答したいと思います。

今、質問者の方からお話がありましたとおり、広報の発行に当たりましては、日野市の広報発行規定あるいは発行の細則に基づいて発行しているものでございます。もちろん市の広報でございます。市民にわかりやすく、また読んでいただくという大原則に立って、53年度の質問以降、それも踏まえながらかなり改善したつもりでございます。

まず質問の２点目の中で、公示広告あるいは告示の関係の「広報ひの」の利用は考えないか、という御質問でございます。これにつきましては、現在の発行等の月２回ではございますが、かなりの多くの記事があるわけでございます。実情等を踏まえた中では、これを掲載することはなかなか困難であろうというふうに現在では考えております。

なお、７点目の、職員の顕彰の問題でございます。広報を利用して紙面に、という質問だと思います。確かに職員の問題をことし１月から表彰規定、職員顕彰をしたわけでございますが、しかし、広報については、やはり紙面を使って、市民原則に立った中でできるだけ速やかにＰＲすべきだろうというふうに思っておりますし、また、当然、市民に関することを優先した中でやはり掲載していきたいというのが、現在の我々の考え方でございます。よって職員の掲載部分については、これがいいのかどうか議論のあるところでございます。私たちもまたこれを検討した中で考えていきたい、というふうに思っております。

なお８点目の問題でございます。市政の重要な柱である広報発行の条例云々ということでございます。重要なことはもちろんでございます。しかし、現行の、冒頭申し上げましたように発行の規定細則で、現状では十分私の方では賄えるというふうに考えております。例えば、ほかの市がどうのこうのということではございませんが、26市のうち23市程度もやはり規定細則によっての問題でございます。まだ規定細則もない市もあるわけでございますが、現状の運用の中では規定細則で十分間に合っているというふうに考えております。

なお、９点目でございますが、「広報ひの」の月３回ということでございます。細則の第５条には、１日、15日というふうに明示されているわけでございます。先ほど質問者の方からもかなり53年度質問のときにもこうだ、という御指摘もいただきました。しかし、これを３回やるということにつきましては、大変、人的な面あるいは印刷関係を含めての発行体制の確立が必要だろう、というふうに思っております。しかし、過去４ページの格好であったものを８ページ版にするとか、あるいは号外発行等を組んで、かなり、回数は月２回ではございますが、他の方法でのカバーをして実現してきたつもりでございます。そういう意味では、現行の中では２回で進めていき、また今後の掲載の

状況を勘案した中で考慮していきたいというふうに思っております。

なお、10番目の「広報ひの」の紙の質の問題でございます。これにつきましては、上質にすべきだということでございます。御承知のとおり、当地におきましても資源保護の問題あるいは再生利用の考え方から昨年７月以降、再生紙で発刊させていただいております。しかし、実際にやってみると、カラーあるいは写真等をかなり多く使っておりますので、鮮明に出ない部分が一部ございます。そういう中では、今年度は、特にカラーあるいは写真を多く使うものについては予算の範囲内で上質も考慮をしていきたい、というふうに思っております。

なお、「広報ひの」のＡ３版と申し上げましょうか（「Ａ４版です。今までがＡ３」と呼ぶ者あり）はい。いずれにしても、新聞という開きのものでなくして、冊子ということだろうと思います。今、八王子の例等があるわけでございますが、確かに今週刊誌的なつづり的な広報が採用されている傾向に多くなっております。すべてではございませんが、他市にそういうものが出てきております。当然これは保管上の問題等もあるわけで、それらをあわせまして、当然、広報の中では準備期間等も必要でございます。これからの中での十分理事者とも相談した中で考えていきたい、というふうに思います。これは現行の今の紙面でも、我々は十分市民には活用していただいているというふうに理解しておりますが、ただ、保管の中では、現在の週刊誌的な発刊の冊子の方が保管には便利であるというふうに考えております。

12番の問題につきましては、亡くなられた市民の広報にというような、金婚式の問題を含んででございます。大変この問題につきましては、紙面上の制約もあるわけでございます。果たしてどこまで個人的なことを掲載することがいいのかどうか。この議論も多少はあると思っております。大変、紙面の制約を含んでの困難性を十分我々も認識しているところでございます。今後どうすればいいのか、プライバシー等の関係も含んでの検討課題というふうに受けとめております。

13番目の、活字の大きさの問題でございます。活字につきましては、当然、一般紙にも最近の傾向としては活字が大きくなっているということも十分承知しております。当市におきましても広報の一部、活字を大きくした経緯もございます。また、紙面内容によってはその都度大きな部分を含んで掲載しているつもりでございます。できるだけ活字の大きくするということについては、質問者の意味もわかるわけでございますが、記事の掲載量との問題との関連もありますので、内容に応じての活字の大きさの活用をしていきたいというふうに考えております。

なお14番目の関係でございます。憲法講座の記載問題でございます。確かに質問者からは、この広報掲載部分については見ていない、というような御指摘でございます。しかし、我々は広報発行に当たっては関心を持たれている市民においては読まれている、というふうに思っております。講座内容などについては市民にもお知らせをしているわけでございますので、できるだけ掲載できるものは掲載していくというふうに考えております。

また、憲法講座のパンフレットの問題でございます。これは現在も広報に出すと同時に、冊子でつくっております。もちろん必要な人には無料で配り、また自治学園、あるいは園生の中でも配布をしているのが実態でございます。

なお、16番目の問題でございます。広報登場の市長以外に、という問題でございます。広報紙面上の問題につきましては、市政に関するところでございますので、市政担当者という御質問でございますが、我々は市長は適当だろうというふうに判断しております。

17番目が、市の広報担当者の職場の一層のという体制強化の問題でございます。当然、質問があったように体制強化の問題、予算増額等については、これはやはり必要に応じた対応をしていくのが当然だというふうに思っております。市民に速やかに、やはり早く広報することが――一つの市民に知らせるのが大原則であろうか、というふうに思います。予算関係を含んで、あるいは今後の充実の問題につきましてもなお一層努力するとともに、幾つかの課題も検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　それでは最後の２点、18、19問になろうかと思います。お答えいたします。

18問の市内掲示板の現状はどうか、ということでございます。市では広報板と称しておるわけでございますが、これは行政及び市民相互の情報を広く一般に周知しようというのが目的でございます。現在、市内には281本の広報板を設置しておりまして、今後も逐次増設していこうという方向にあるものでございます。

利用状況でございますが、平成２年度は２月末で104件の申請でございます。8,857枚のポスターあるいはそのチラシが掲示された経過がございます。その主たるものは、市民会館自主事業、また市民団体グループの催し物の案内、行政のＰＲ、それに自衛官募集などがございます。

これら広報板の維持管理でございますが、現在、自治会の協力を得て市が管理しておるものでございます。

掲示物の申請の仕方でございますが、これにつきましては、生活課の方へ書面で申請をしていただいて提出するというのが原則でございまして、ただ、自治会あるいはその地域活動につきましては、小回りがきく形の中で、口頭によっての申請で運用しておるということでございます。

設置の仕方でございますが、これは自治会等の御要望にこたえる形の中で普及を図っていくというのが現状でございます。

次に19問目の、掲示板を自治会管理とは別に公共施設などの見やすい場所に設置することはできないか、こういうことでございますが、現在、市内には、今お話し申し上げました市の管理いたします広報板、そのほかに自治会等が所有管理する掲示板等がございます。この御指摘の公共施設などの見やすい場所にということは、大変ごもっともなことと思うところでございます。生活課が所管いたします広報板は281本のうち、その55本は地区センターあるいは地区広場、また公園前、児童館前などといった公共施設に設置しておるところでございます。今後とも現行の広報板設置につきましては、その事業効果が促進されるよう努力してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　　３人の部長にお答えいただきましたが、このうち幾つかは市長に答えてもらった方がいい、市長が答えるべきだというような質問もあったと思います。憲法講座について、あるいは市長以外の市政担当者の広報登場、広報に大いに名前を出し、あるいは写真を出そうというふうなことについては、部長からは答えにくいものだと思いますので、その点も含めて市長からお話しいただければ幸いであります。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　自治体行政に関します内面的な心構え、あるいは表現の仕方ということで御指摘いただいたというふうに受けとめております。

自治の本旨という言葉が憲法91条とか、あるいは地方自治法の中にも出てくるわけでありまして、自治の本旨というのは、とりもなおさず自治体の性格を規定するものでありまして、そのまた内容に、市民参加でありますとか、市民自治でありますとか、こういう内容がなるべく豊かであればあるほど自治の本旨に沿うものである、という考え方を持っております。

そして、自治の意識をいろんな形で市民に自覚をしていただく、そのために広報手段があり、また掲示板やいろいろな行政施策が行われておるわけでありまして、一つ一つに一応の理由があり、また意見もあるということは、当然であります。なるべく改善すべきものは改善をしながら、具体的な自治の発展のために積極的に効果をつくる、あるいは寄与するということでなければならないというふうに思っております。

特に広報につきまして、いろいろ内容、形式、御質問がありましたが、国に官報というのがありますし、それから東京都にも多分、都報とかいう形だと思いますが、いわゆる我々がやっております広報というのは官報というところまででではない。しかし、公式のお知らせすべきものを取り上げようということは、当然でなければなりません。それに加えて、本来ならば一般の新聞が媒体になってもらうとか、あるいはテレビその他の媒体が役割を果たす、こういうことがあわせ加えて効果をつくることになると思いますので、努めてその方面のＰＲを広報課は特にこれからは留意しなさい、市の方は提供しなさい、というようなことを今言っている状況であります。

形式とかいろいろ御意見がありますが、市民の御意見を聞く手段として、広報モニターというのを手法として行いたいというふうに思っておりますけれど、なかなか委任が窮屈なものですから、市民から反応を受ける、あるいは諮問をする、そういうことから思うようになっておりません。今後そういう手段を取り入れて、広報の内容や形式や、より市民的なものに、あるいは市民が期待されるものにしていかなければならないということが御指摘の内容だろう、こんなふうに思っておるところであります。

その例だと思いますけれど、日野市がかなり内容のある一応の広報を発行していることによって、市民から特に取り立てたおしかりをいただいたということはないわけでありまして、一応了承をいただいておるんではなかろうか。こんなふうにも思っておりますが、また市民の提言なぞはむしろ積極的に取り上げて、記事の内容にするということについても努力をしておるつもりでおります。一つ一つのお答えにはなっていないかもしれませんけれど、そういう手法を取り入れながら、よりよい広報を発行していくということにしたいと思います。

職員の顕彰方式、これは私も少々意見が違うわけでありますが、言うなれば市の行政組織、つまり職員というのは、企業にしますならば従業員に属する立場でありまして、それを職として勤めをしておるわけであります。したがって、表彰対象には別枠で行うべき行事だということで、今御指摘のとおりの職員顕彰方式というのを設定をいたしました。定年退職まで、つまり一生の大部分を地方公務員として勤務をするということも、

これも大変なことでもありますし、また個人としては評価されるべきことであります。別枠で十分内容ある、そういう形式をつくり上げていくのが日野市の表彰条例の趣旨にかなうものだろう、このように考えております。

広報に対して職員が登場するのは結構なことだと思いますから、何かいい方法があれば、議員さんでも職員でもひとつ大いに登場していただきたい。こんなふうに申し上げてよろしいと思っております。そのために分量がふえるということは、非常に制約条件があります。今の配り方が新聞折り込みなものですから、大変重くなったりすることはかなり制約条件になるということがあるようでありまして、何か別途の各全戸に配布できるものが確立できないものだろうかということも、いろいろと内部で意見交換をしておる。こういう状況であります。

御趣旨で、早速採用できるもの、あるいは検討を要するものがあろうと思っておりますが、よりよい広報にするためにいろんなお知恵をかりながら最大限の努力をするということで、お答えにさせていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　　ありがとうございました。

12年前の質問を思い起こしながら、質問をさせていただきました。12年前といってもついこの間のような気がして、年月の経過する早さを感じたところです。広報活動の前進のために一層の努力をお願いしたいところですが、12年たったらまた質問しようかと考えましたが、私は70歳、森田市長は91歳、森田市政30周年のお祝いの準備をしているときかもしれませんが、それまでいかないうちにぜひ私の提起を実現していただきたいと思います。

終わります。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって４の１、広報活動の一層の充実をの質問を終わります。

一般質問５の１、私道処理についての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

〔24番議員　登壇〕

○24番（簇野行雄君）　　私道処理についてということの質問でありますけれども、私道についてもいろいろの形の私道が現在あるわけであります。

一つは、最近の開発行為の中に、例えば行き詰まりの道路とか、市の規則によって市道として編入しがたいような形の私道があるわけであります。もちろん公道に面しない、個人で宅地に造成する場合に、そこまでの道路をつくる。その形の私道もあるわけであ

りますけれども、ここで私が問題にしているのは、旧住宅地造成事業というのがありますけれども、最近の開発行為に関する法律がきちんと整備されておりまして、こういうケースはないわけでありますけれども、それ以前に開発された古い団地の中に、機能的には公道の役目を果たしている道路でありながら、まだ私道のままである道路が相当数市内にあるわけであります。

例えば、私の住んでいる平山地域で申しますと、最近開発された京王住宅、あれはきちんと道路も整備され、市道に編入されておりますけれども、その西側の平山苑という団地があるんですけれども、あそこは多摩丘陵の開発のトップを切って造成されたところでありまして、中の道路はほとんどまだ私道の形で残されております。そんなことで、担当者に言って、市内に果たしてそういう形の私道がまだ残されているところはどのぐらいあるだろうか、というようなことを調べてみました。

私の予想した以上にかなり広範囲にこういう形の私道が残っているようであります。既に公道、市道への移管の処理が終わった地域もあり、また現在、手続中というとこもあるようであります。大体その延長はどのぐらいになるんだろうか、というようなことも聞いてみたわけですけれども、これは市道と違ってきちんとした数字はつかめないというようなことでありますけれども、現状、どの程度、どこにそのような地域が残されているのか。また、どの辺まで処理が終わっているのか。あるいは現在処理しているとこがどこだとかいうようなことを、できる範囲内で結構ですから、ひとつ説明をお願いしたいと思います。

また、一般的に市道への移管についてはいろいろ問題点があろうかと思います。その辺のこひともあわせて説明願えればと思います。

さらに具体的な問題に入りまして、私の住まいのすぐそばに、さっき申し上げました平山苑の地区があるわけですが、昨年の秋の台風で、あの中の道路の一部が陥没しまして、早速市でも災害復旧工事ということで対応をしてくれました。非常に迅速な処置をしていただいて、私も地域の住民も感謝しているわけですが、これからもそういう事態が予想されるわけであります。あの地区の自治会の手で、何カ年計画かで市の市道補助の補助金をいただいて、ある程度整備は住んでいるわけでありますけれども、今申し上げた陥没事故とか、そういう事態がまだ将来予想されるわけです。よく公道について、公道上の欠陥で事故が起きた、その補償をどうするのかという問題が、ああいう地区でも将来起こりかねないと思います。そのときにどうしたらいいかというふうな問題もありまして、ようやくこの移管の問題についても、地域の皆さんが何とかしなければならないというような意向が高まっておるようでありまして、自治会としてもこの問題を近いうちに取り上げようというようなことになっております。移管について、もちろん権利者があるわけでありまして、権利者の同意は必要であるし、あるいは構造上、市道に編入できないというような問題もあろうかと思います。また、これについてはいろいろ費用の面でも、測量あるいは権利者の調査とか、いろいろかかるわけでありますので、その辺の、市はどの程度まで面倒を見てくれるんであろうかというようなことも、住民、関係者の皆さんも心配されておるわけでありますので、その辺の説明をお願いしたいということであります。

いま一つ、具体的に問題を申し上げたいのですけれども、南平の駅の北側に松風地区というところがあります。大部分の議員さん、この問題については既に議会でも幾人かの方が取り上げまして、問題点を御理解願えているはずですけれども、また一昨年の12月、あの地域の住民の皆さんからも請願が採択をされているはずであります。この地域の道路は、今、平山苑の例を申し上げましたけれども、この形とは違いまして、道路面が開発されて、ある方の名義になっております。

また、いろいろこの道路問題ばかりでなくほかの問題もあるわけでありまして、住民からの依頼を受けて、その問題も兼ねて解決を市の当事者にお願いしているわけですけれども、ほぼ問題点がどういうところにあろうかというようなことは、ほぼ解明できたはずであります。そして、それを解決するにはどうしたらいいかというようなところまで話しは進んでおりますけれども、これは住民の負担も必要であろうし、開発者の協力も必要である。しかし、こればかりではありませんで、ある程度いろいろの面で市にも協力をお願いしなければならない面もあるわけで、その辺の現状はどうなっているであろうか、というような説明を願えればと思います。

まず、この辺から答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　３点の御質問に対してお答えを申し上げます。

まず、１点目の御質問の内容は、旧法によって造成された住宅地内に残された私道の被害における現状、というふうな御質問だと思います。お答えを申し上げます。

旧法の住宅地造成事業等について造成された事業箇所は、市内に31カ所ございます。そのうち住宅目的以外で造成されたものが２カ所ございます。東電学園と杉野学園でございます。それから事業主の管理のものが１カ所ございます。これは、ＪＲの官舎でございます。それから一般住宅として造成地は28カ所ございます。その大部分は既に市に

移管されております。市道として今管理をしているところでございます。現在、手続上のものが３カ所ございます。南平台団地と第二武蔵野台団地、それから第一武蔵野台団地でございます。まだ移管の条件が整わないものが、市内２カ所ございます。これは、平山苑地区と松風地区でございます。

以上が１点目の御回答でございます。

２点目の御質問でございますけれども、平山苑地内の私道の現状と移管についての問題点及び今後の対応、というような御質問の内容だと思います。お答えを申し上げます。

平山苑地区は、昭和36年以降に建築基準法に基づく道路位置指定の許可を受けて開発された住宅地でございます。現状については、昭和57年から平成元年度までの８カ年間で整備計画を建てまして、私道の補助金を受けて路面の整備が完了しているところでございます。

移管についての問題点としては、５点ばかりございます。

まず、１点目でございますけれども、平山苑住宅地の中に国有公共用地がまだ未処理になっているという点があるわけでございます。

２点目でございますけれど、私道の部分がまだ分筆されていない箇所があるというのでございます。

３点目でございますけれども、道路位置の指定図に基づく道路境界の確定がまだなされていない、というところがございます。

４点目でございますけれども、道路に埋設されている構造物、これは排水管、要するに下水管でございますけれども、これが不明確であるということでございます。

５点目でございますけれども、寄付による同意しない人たちがまだ存在しているということでございます。

以上の５点の問題点を踏まえまして考えると、現段階では市側の対応を示せる状況ではございません。こういうものは解決した後に移管という問題がつながってくる、ということでございます。これが２点目の回答でございます。

３点目でございますけれども、南平六丁目松風地域の私道の取り扱いということの御質問だと思います。お答えを申し上げます。

南平六丁目地内は、これは場所から申しますと、松風自治会内の財産処理の問題でございます。これも本会議で取り上げられまして、平成元年の12月議会で、南平松風自治会内道路の市移管並びに自治会内の官有地の現居住者への名義変更に関する請願というのが出されておりまして、これが議会で採択をされておるということでございます。関

係者にとっては長年の懸案でありまして、基本的にはこれは民民の問題と考えますが、市としても住民福祉の立場から何らかの役割をと、解決を考えている現状でございます。現時点ではまだ見通しを述べる状況ではありませんけれども、重要なことは、過去の経緯にとらわれず事実関係を共通の認識として出発点に立つことを、やることを基本的に考えているところでございます。

そして市の役割としては、行政的な立場で問題の処理に向けて関係の官庁と協議いたし、調整を図って実現の可能な処理方法を検討した上で、事業主と居住者との調整を市として行っていきたいという考え方で、現在おります。その方向で、今後とも努力をしていきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　大体、市内のこういう地域の、あるいは私道の現況はわかりました。

あと具体的に平山苑の問題ですが、今、建設部長が５点ばかり問題点を指摘して、こういう問題が解決しない以上、市では手を出しかねる、こういう答弁であったと思います。

ただ、今この５点について、最後の寄付がどうなろうかと、権利者のですね、これについては大部分が住民の方でありますから、住民の合意を取りつける。これは住民サイドで解決すべき問題であり、あるいは地域外のあそこにお住まいでない方が道路上に持っているようなケースもあるかと思いますが、その辺も含めてある程度住民サイドで対応すべき問題だ。このように理解するわけですが、あと、確かにあの地域、雨水、下水管も埋没されているわけですけれども、それの同時の、どこにどういうような形で埋没されているというような状況が、図面もなしにさっぱりつかめないということは理解しております。

また、公共用地でも境界の問題とか現状の道路境がどうなっているんだろうか。さらに、かなり公図、混乱の状況もあの地域では見られるようであります。この辺をきちっと整理しなければ、最終的な処理はできない。これもわかります。

ただ、かなりの、一時こういう処理については資金的な問題も絡んでくるわけで、どの辺まで、もし住民の協力といいますか、同意が得られれば、どの程度まで市で面倒を見ていただけるのであろうかという辺も、いま一回、説明願いたいと思います。

さらに、松風地区の問題ですが、この問題については当然、理屈を言えば、開発者で

ある鈴木独歩氏といいますか、正式には東南アジア資源開発連盟というんだそうですが、の責任であることは間違いないはずでありますが、あれがたしか昭和40年前後の開発なんですけれど、既に二十何年か経過しているわけです。あの方も御丈夫だとはいえ既に相当の高齢で、あの方がもしものことがあると、後の処理が非常に難しくなるというような事情もあります。あの方に来ていただいて、この問題についてお会いしたことがあるんですけれども、彼にはあの人なりの言い分があります。ただし、そのことについて私、これは証拠も何もないんで、確認ないしどっちが、あの人が言っていることが正しいかどうかは、これは私は確認できないんですけれども、こういうことを言われているわけです。

一つは、事務的には全面的に協力しますよ。ただしこれ以上、資金的な手当は私はできかねます。それから部分的な解決では困る。いろいろな問題は一挙に全面的に解決してもらいたい。――こういうようなことを言われているわけです。余りこれ以上細かい問題については、私はこの場で触れたくないんですけれども、問題は、住民サイドでも解決にはある程度の住民の負担もやむを得ないというような意向でもあります。ただし、その段取りが、この辺ぐらい大体住民の方に負担していただければこの問題は解決できます、というような見通しがつかない以上、住民側に「どうでしょうか」というふうなことも言っていけないというような事情もあります。

逆に言えば、市で解決のためにはどのぐらいの援助をしてくれるか。それが確定といいますか、つかめない以上、今言った住民サイドの負担も出てこないわけであります。最終的にはその辺が問題であろうかと思います。開発者が負担しない以上、これは余り立ち入ったことに触れたくないんですけれども、ある程度資金が必要なわけですね、解決には。これをどうするか。これを全面的に住民に負担させろというわけにもいかない事情もあるので、それを勘案して、あとはほぼ係数的にどのぐらい総体的に全体的に負担すれば、この問題は解決できるというような、ほぼそれに近い線まで事務的には調査がほぼ終わる段階に来ております。いま一歩でありますので、この点については市長の意向というようなものが大きなウエートを占めると思います。もちろん原則に、こういうケースの場合に、市で何でも面倒を見てやるよというわけにもいかないことはわかりますけれども、やはりこれから、ここで問題を解決しないと永久的に解決できないというようなことにもなりかねないわけでありますので、ひとつ、この辺についての市長の考え方をお示し願えればと思います。

あと、ことしの予算書を見ますと、土木費が約82億ですね。そのうち都市計画費ほか

が52億。今ざっと私、見てみたんですけれども、あと狭い意味の土木費が30億。そのうちの道路にかかる部分が、維持補修費と道路改良費で約10億です。そのうちの市道整備補助金が約1,500万という予算になっております。大体この1,500万で、これは4分の3補助ですが、その補助について対応できるのかどうか。その辺もちょっと答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私道という、つまり未解決の開発後遺症と私は内輪の話でそういう考え方を、あるいは言葉を使って解決をしようという仕事もあるわけでありまして、今御指摘の、特に松風自治会地区あるいは平山苑地区というようなものがそれに大きく該当しておるということであります。

類似の例といたしまして、三恵水道という、つまり私設水道の公共水道化というのもありました。つまり日野市民として生活をしておられるし、また納税をしておられる立場の方々が、私有財産という意味合いもあるわけですけれど、とにかく財産保全ないし日常生活に、法のもとに平等でない。こういうことはやっぱり解決をすべき対象とせざるを得ない。その際の解決に公費を使うことも、これはおのずからの限度がなければなりませんけれど、共に解決をしようという意欲があれば、お手伝いということで道筋をつけて差し上げる。こういうことでありまして、一般の日野市民の方が、同じ困っている日野市民に対してお見舞いを公費でひとつ理解をしていただく。こういう発想であります。そういう考え方で、大分、いわゆる開発後遺症は整理をしてまいりました。水道関係がそうでありますし、梅が丘という団地のことも進みつつあるわけでございます。

松風の場合、特段、解明が難しかったわけですが、担当者の方で熱意を持っていろいろ条件、経過のこともありましたが、解決するにはこういう方法が考えられるというところまで詰めてまいりましたので、先ほど言いましたような開発後遺症を日野市民の納税による公費である程度援助をしながら、公的なレールを敷いて解決にまで持っていくということをやろうと思っております。ほぼ方法ができておるのではなかろうかと、このように理解をしておりますので、なるべく、私道ということで公道の対応ができない。そのために生活の難儀といいましょうか、あるいは不公平ということも伴っておりますので、それを一気にというわけにもいきませんが、順序を経て解決をしていこう、こう考えております。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　３点目の御質問の中で、平成３年度で土木費の中で予算計上をしている私道の補助金の1,500万でございますけれども、先ほどちょっと平山苑でお答えをさせていただきましたけれど、今までの私道の補助金についてほとんどが平山苑に該当して支出をしてきた、というのが経緯でございます。

平成２年度からは、今、実績では２件ぐらいが実績でございます。そういう意味で、平成３年度の1,500万を計上したというのは５件程度で、そういう対応をしていきたいというような考えで計上をさせていただいた、という経緯でございます。

○副議長（福島敏雄君）　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　今の市長の答弁を聞いて、私も今までいろいろ一般質問をしてきたわけですが、どうも市長とは議論がかみ合わない。すれ違いになったケースが多いんですが、今回、非常に具体的な答弁をいただいたわけで、私も一般質問に取り上げたかいがあった、こういうふうに思っております。

平山苑については、今市長が言われた水道の問題、これを大分前に解決しました。

また、待望の地区センターも１年前につくっていただきました。

あとは残る問題は、この道路問題であるわけであります。自治会の役員もここで改選されまして、これから取り組むべき問題は、この道路移管問題だというふうに理解しているものであります。そのうち地域の意向をまとめて、また市へ要請に来るかと思います。ひとつ、その節はよろしくお願いしたいと思います。

それから松風地区の問題ですけれども、担当職員が確かにいろいろ調査してきまして、今後、事務的にはこういうふうにして解決すれば何とかなる、あと資金的にもこのぐらい必要であろう、というようなところまで解明できたようであります。あとは具体的に、もちろん住民サイドあるいは開発者との話し合い、あるいは合意が必要かとも思いますが、その辺までよく、市長もせっかくこういうような理解を示してくれたわけですから、当事者はひとつ熱意を持って取り組んでいただくことをお願いして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって５の１、私道処理についての質問を終わります。

一般質問５の２、新土地税制に於ける生産緑地についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

○24番（旗野行雄君）　けさの新聞に、ごらんになった方が多いかと思いますが、東京都の地価動向調査のことが出ていました。これは３カ月に１回調査するというようなことになっているようでありまして、１月１日現在の地価動向ということのようであります。

それによりますと、都内全調査箇所で値下がりしている。日野市の場合に、三沢と豊田四丁目でしたか、２カ所の結果が出ておりましたが、三沢地区において2.5％値下がり、それから豊田四丁目で0.7％値下げになる、というような結果のようであります。

これは、ちょっと新聞を私は端から端まで読んだのですが、前年比か、あるいは３カ月前に比べてか、ちょっとその辺はわからないんですけれども、いずれにしても、大体において地価が値下がり方向に向いてきたということは間違いない事実かと思います。それについて、土地金融を引き締めたのが原因であろうか、というようなことが、その記事に載っておりました。

生産緑地についてということで、この質問に入るわけですけれども、余り時間的に長くかけるのも問題でありますので、ただ、こういうことをある資料で見たわけであります。

日本の国道の面積が37万8,000平方キロだ。こういうことで、これは全世界の陸地面積の0.3％だということであります。その地価が、計算してみると約2,000兆円ということになるんだそうです。日本よりも何倍も広い米国の地価が、推計すると約400兆円から500兆円のレベルではないかと。さらに推して、全世界の地価の大体の合計はどのぐらいになるであろうか。日本を除いて約1,200兆円ないし1,300兆円というような数字が出ております。日本が2,000兆円ですから、合計すると三千二、三百兆円。そのうちの60％ですね、2,000兆円というと。この広い世界の0.3％の面積しかない日本の国土が、世界の地価の60％だということになるわけでありますけれども、いかにもこの数字を見ても、日本の地価が国際的にもハイレベルにあるということが言えるかと思います。

また、サラリーマンの立場からしても、言わせれば大体五、六年の所得で宅地が求められるというようなのが標準的なものだ。ところが今の地価では到底、一生かけてもなかなか土地を買って家を建てるのは難しいというような実情であります。日本が豊かさあるいは自由で平和で、しかも安全で平等な社会だということはよく言われておりますけれども、このまま土地問題を捨てておくと社会不安の種になりかねないということで、地価問題あるいは土地問題をこれからどういうふうに対応していくか、あるいは解決するかということが、国内の政治問題の一つのメインテーマになっていると思います。

昭和59年に土地基本法というのが成立しました。これは、土地についてはある程度公共の福祉優先、私権の制限もやむを得ないというようなことが内容であります。そして最近、新土地税制がほぼ明らかになってきたわけであります。60年以降、非常に狂乱地価といわれているような時代があったわけであります。

一つは、よく言われるんですけれども、東京の国際都市化に従ってオフィスビル事業が非常に多くなってきた。それが引き金であったということは、ある程度は引き金として事実であったろうと思います。さらに財テクブーム、バブル経済というような影響もありまして、銀行が不動産関係へ約、最勢時には50兆円、銀行以外も含めると約100兆円の貸し出しがあったというようなことが言われております。それで東京を発端に、都内周辺あるいははかの地域へ地価暴騰の影響が広がっていったわけであります。対策として、一つはそういう金融を引き締めるということ。一つは土地税制をどうするかという対応も必要なわけであります。

一つは、御存じのとおり土地保有税、これの新設というようなことが出てきました。たしかあれは初年度0.2%、２年目から0.3%というような低い数字の税率でありますし、基礎控除10億円というようなこともありまして、果たして地価の安定に貢献するであろうかどうかというようなことは、問題視されております。

いま一つ、この土地税制の一つの問題点として、市街化区域内の農地の宅地並み課税の問題があるわけであります。もうこれは20年の歴史があるわけですけれども、これの一応はこの闘争も終止符を打って、宅地並み課税の導入という結論が出たようであります。それの見返りとして生産緑地制度の拡充、こういう結論のようであります。

現在、市街化区域内の農地は、一つは生産緑地です。一つは、固定資産税の長期営農継続農地の農地課税。それから相続の場合の納税猶予制度によって守られてきたわけですけれども、これが３年度末をもって廃止されます。４年度から、それを補完すべきものとして生産緑地制度が導入されるわけであります。その内容は、まだ建設省案がほぼ固まった段階で、立法化されてはおりませんし、細かい点は不明な点が多いようであります。

主なるその建設省案の内容を申し上げますと、今まで市街化区域内の農地を含めて、おおむね10年以内に宅地化する土地だ、こういうようなことで来まして、農地としての都市機能、緑地機能とか、そういうものについては一切認められておりませんでしたけれども、今度の生産緑地についてはその面も農林漁業と調和した都市環境の保全ということで、はっきり農地の市街化区域内における緑地機能ということを認めておりました。その上に立って、面積制限、これがほぼ500平米以上ということになるようであります。これは従前の生産緑地に比べると、はるかにこの面積規程は緩和がされたわけでありますけれども、長期営農の今までの措置に比べると厳しくなっている面もあります。

いま一つは、生産緑地に指定された農地の買い取り申し出期間が30年ということになるようであります。これはまだ未確定でありますけれども、30年ということは、１ジェネレーション、俗に30年といいますから、もし生産緑地の指定を受けると、農地課税を受けるかわりにまず一生、宅地として売ることはできない。こういうことになります。非常にこの面はこれからは厳しくなるわけであります。

今、日野の農業ないし農家の現状がどうなっているだろうかと、私は日野の統計の最近のを調べてみたわけですけれども、今、日野の市内に二百七、八十ヘクタールの農地が残されておりまして、その99%が今まで長期営農継続農地の適用を受けてきたわけであります。大分この面積も減ってきまして、昭和38年から比べるとわずか37%ぐらいだということのようであります。

いま一つ、１戸当たり大体どのぐらいの面積を耕作しているであろうかということですが、資料によると、平均したら38年当時が約68アール。現在はその63%、43アールが平均だそうであります。専業農家も非常に激減しておりまして、現在、本当の専業農家といえる農家は38年に280戸約ありましたのが、37戸ということのようであります。１種兼業農家、２種兼業農家、これがふえておるわけであります。

いま一つ、前提として申し上げたいんですけれども、日野市で市民意識調査というのをやっております。最近号を見てみますと、市民が日野市についてどう考えておるだろうという、こういう資料があるわけであります。二つ統計があるわけですけれど、一つは、今日野市に住んでいられる方はどういう点が、わけでというか、定住理由というのですけれども、日野市に住んでいるのはどういうことで住んでいるのか。ちょっと言い回しがおかしいんですけれども、それで当然、第一は、ここに日野市に土地があるから住んでいるんだ、これは当たり前の話ですけれども、そういう答えが返ってきております。

次に、自然環境がいいからというのが２番目で、それから交通機関が通勤通学に便利だと。最後に、生活に便利だからと、こういうことになるそうです。

では今の日野市の生活環境がどの辺がいいのか、どの点が悪い、どう考えるか、こういうようなアンケートがあるわけですけれども、大体これは皆さんそうだろうというような結論が出ております。マイナスは、一番マイナス、否定的なパーセントが多いのは、道路整備の立ちおくれ、こういうことだそうです。その次には、医療施設が整っていない。あとは下排水、それから文化スポーツ施設が不十分だ。

プラスはどういうことになっているかというと、さすがに緑と清流といいますけれども、緑や清流に恵まれているからだというのが、これは一番多い回答であります。

意外に思ったのは、ごみの回収がよくできているからというのも、これは２番目に挙げられております。ごみ問題が大きな問題なことは間違いなく、または再利用あるいは減量について、これからやらなければならない問題も多くあるわけでありますけれども、収集面においては、ほぼ他市と比べて平均レベル以上だと、この数字を見ると市民は理解しているようであります。

あとは、日当たりがいいからとか、あるいは空気がきれいだからというようなことが評価として出ています。ごみの問題はとにかくとして、緑、それから清流、日当たりがいい、空気がきれいだということは、これは自然環境がいいということを言っているわけであります。

確かにこの資料ばかりでなくて、各地域で市民の方によく話を聞いてみますと、日野市はこういう面はいいよという一番トップに出てくるのが、自然環境がいいということがまず挙げられます。

最近、西平山あるいは東平山の区画整理のことで、あの地域の住民と話し合う機会が多いわけですけれども、こういうことをよく言われます。

道路を広げ、下排水をつけ、文化施設を持ってくるのもいいけれど、今ここには非常に――非常にでもないですけれども、農地がたくさん残されている。これはすぐには、非常にいい環境だ、区画整理によってこの農地が減らされるのは非常に残念だ、こういうようなことも往々言われる人も相当数見られるわけであります。

それでは区画整理もしないで道路も何も現状でいいかというと、そういうことでもないわけですし、区画整理をしないでも今の農家のサイドの事情を見ると、農地は後継者も非常に少ない。あるいは労働人口が高齢化していく。あるいは税制面の事情もあります。乱開発が進んで農地も減っていくのはもちろんなんですが、いろいろの面でおかしくあの地域はなってしまうんではないか、ということを私は申し上げるわけでありますけれども、私が何でこんなことを言うかと申しますと、緑と清流、一番市民が守ってもらいたいということの、もちろんこれは川、清流については浅川あるいは多摩川ということで、自然条件がなっているわけで、あと緑については樹林地を確保するという一面とともに、農地が緑の中で大きなウエートを占めているんではないか。こんなふうに言っても言い過ぎではないと思うわけであります。

さっきも申し上げましたように、生産緑地についてはまだ細かい点が煮詰まっていない、立法化されていないという事情もありますし、まだ当面の問題でない。まだ１年か先の問題であり、農家が果たしてこの生産緑地についてどういう対応をするであろうか

ということも、私は幾人かの人に聞いてみるわけですが、理解もできていない、あるいは考え方もまちまちのようであります。人によっては、30年も売れないんじゃしようがないよ、多少税金は払ったって生産緑地の指定なんか受けないよ、こういう人もありますし、いや、おれはまだ当分農業をやっていくんだ、生産緑地の指定を受けるんだ、というような人もあります。

ただ、問題は、これ以上ある程度、ここ幾年かの傾向を見ても、宅地化はほぼ全農地の１けた台、１割以下の転用のようであります。緑を守るというサイドからいっても、急激な農地の減少は好ましくないわけであります。これは住環境を守るという面からいっても、そういうことは言えるはずであります。

ここで具体的な、どうするこうするという問題については、まだ質問する段階ではないんですけれども、市長もこの生産緑地についてはある程度、緑地制度の導入についてはある程度承知していられるはずであろうし、生産緑地制度を通じて、市としても良好な住環境を確保するために可能な限り、指導なりあるいはそのほかの助成をすべきではないかと思うんですけれども、その辺の市長の考え方について伺いたい。こう思います。よろしく。

○副議長（福島敏雄君）　　簾野行雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　それでは、生産緑地の改正の要旨につきましては、ただいま先生の方から御質問の中で何点かございましたけれども、多少ちょっとダブる箇所があると思いますけれども、今回の改正の主な内容について、ちょっと先に説明申し上げます。

改正の要旨でございますけれども、市街化区域内の農地について、大都市圏を中心として住宅供給が逼迫している。その積極的な活用による住宅供給の促進を図っていくのが求められる一方で、ただいま先生の御指摘のように生活環境の上から残存する農地の保全が必要だ、というのが改正の要旨ということでございます。

そこで、市街区域内の農地については、今度都市計画において宅地とすべき地域と、それから農地とする地域を明確に区分する、というふうなことになっております。

それで、その宅地化すべき区域、これは農住組合、それから区画整理等で積極的に宅地化をしなさい。

それから保全する区域につきましては、要するに市街化区域の逆線引きを弾力的に線入していく。

さらに、それと絡ませて生産緑地制度を見直ししてその活用を図っていく、というの

が内容となっておるわけです。

そこで、では生産緑地の改正の内容でございますけれども、先ほど先生の方から何点かのお話が出ましたけれども、まず大きく分けて５点ぐらいになるんじゃないかと思います。現在、生産緑地の場合は第１種生産緑地、それから第２種生産緑地というふうに分かれております。これを、生産緑地を一本化するというのが第１点でございます。

次に、先ほど先生の方からお話がございましたとおり、おのおの１種、２種で指定の要件が変わっておりました。それをすべてここで500平方メートル以上に引き下げる、という内容になっております。

３点として、第２種の方でございますけれども、指定区間が現行は10年、それで更新をしていくという形になっておりますけれども、これも全部廃止をします、ということでございます。

４点目として、先ほどやはり先生の方からお話しございました買い取りの申し出の期間が30年に延びる、ということになっております。

さらにここで５点目として新しく入ってきたのが、生産緑地の管理につきまして、農業委員会に協力を求めることができる、ということになっておるようでございます。

いずれにいたしましても、生産緑地の改正、これはあくまでも概要という形でまだ来ております。この運用方法、それから適用につきましては、近いうちに東京都の方から説明があるというふうに聞いております。この市の方の対応等につきましても、その説明を聞いた上で関係部局、協議しながら対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　申し上げておりますように、まだ細かい点がわからないんです。事務担当者としても答弁しかねる点が非常に多いかと思います。

基本的に都市の中の緑地機能を認めるということで、今回の改正になったかと思います。ひとつ、今部長の答弁の中で、逆線引きというようなことも言われてましたけれども、これは日野市の実情を見ると到底不可能なわけでありますので、大部分が生産緑地制度の適用を受けることになろうかと思います。その辺について、今後、生産緑地制度を含めて、農業をいかに保全すべきかということについての市長の見解を、ここで聞きたい。こう思います。よろしく。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　土地の異常高騰あるいは宅地の供給不足ということで、いつもねらわれるのが近郊の農地ということになっておる状況があります。

我々の日野市の大きな特色として、緑が多い、あるいは水辺が多い。いわゆる自然環境が大変役立っていることは、もうあらゆる面から市民の同じ見方だろうというふうに思っております。したがって、その特色を残すにはどうすればいいかということで、考え方から生産化を図っていくということでなければならないというふうに思っております。

これまでも、いわゆる都市農業として、日野市では特段の手当てをしてまいりました。つまり、宅地課税が言われる都度、積極的にそれに立ち向かってまいりましたし、実質的にも相当高額の宅地並み課税をまた還付するという政策もとってまいりました。そのことが、今日なお市の面積の何％になるんでしょうか。約300ヘクタールという地籍を農地として保有し得ておるということでありまして、将来――個々の農家では、またそれぞれの将来展望を持たれて、いろんな発想があるだろうということも考えなければなりませんが、公的な手段でなるべく生産緑地、いわゆる農地を、場合によったら公有化することも考えるべきではなかろうか、こんなふうに思っております。

国のいわゆる宅地供給のための政策のもとにも、なかなか財政的には対応しにくい面があろうかと思っておりますけれど、日野市の一番特色であります自然環境を、農地も込めて市民で守っていくという考え方で対応すべきことだろうというふうに、日ごろ考えております。

将来のレジャーの方法にも、農業に参加するということも大変、有効有益だと思いますので、そういう市民のいろいろな生活の仕組みの中に、せっかく残っております農地を、個人の所有の形と公的な所有の形を、何か工夫をしてやれる方法があるんではなかろうかということは、今いろいろ模索をしておるという状況であります。

○副議長（福島敏雄君）　　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　これでやめようと思ったんですが、今市長からも問題提起がされましたので、一言その点について触れておきたいと思います。

昨年の６月、市民農園整備促進法という法律が成立しております。まだ私、詳しくは読んでないんですけれども、これは都知事が基本計画を立て、市長が地域を指定して、その中に、そこに市民農園をつくるのが適当であろうということと、近くの農地に影響を及ぼさない、そして相当利用者が見込めるであろうという地域を、市長が市民農園地域と指定するということと、もし市民農園の地域につくりたいという希望者があれば市

に申請するということで、市が同意でしょうか、そういうことで、あとは施設なり、もし施設が必要ならある程度市も面倒を見てやれ、こういうような法律のようであります。

農家サイドからも、これから、たびたび申し上げているように非常に労働力も減ってきます。生産緑地として残す中でも、こういうふうに形で生産緑地にとどまりたいというような意向の方も出てくるかと思います。そこら辺もひとつ留意していただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって５の２、新土地税制に於ける生産緑地についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時21分　休憩

午後３時53分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問６の１、東京都や市の貯金（積立基金）は住民要求実現のために積極的運用をの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　積立基金は、住民要求実現のために積極的に運用すべきである、という立場から一般質問を行います。

特に東京都に対してでありますが、また日野市に対しても言える面がございます。日野市の積立金は、去年の暮れ現在で約143億円です。この３月、補正もございました。決算額としては、より以上のものが出ると思われます。日野市の場合、人口と財政力のことを考え、今後の使い道を考えると、ため込み過ぎとは一概に言えない面もあります。

また、他の市町村に比べて、あるいは東京都に比べて、福祉や教育、この予算を削ってため込んだという言い方も、日野市の場合には言い過ぎということになります。しかし、それでも日野市民の山積している住民要求から見るならば、現在の積立基金はもっともっと市民のために使うべきだと思います。革新市政として、本当の自治とはこんなものだという方向を、財政運営の面からも全国に向けて先んじて示してまいりたいと考えるものでございます。

東京都のため込みはすごいものであります。すごいというよりは、都民の立場から言えば「ひどい」という言い方が当たっていると思います。この12年間、ため込み主義の冷たい都政がやられてきたということであります。地方自治体がやるべきことをやらず都民から吸い上げる方向に力を入れれば、どんな人が政治を握っても、自治体のお金はたまっていくことになるわけでございます。

東京都の場合、この12年間、福祉や教育が随分削られてまいりました。90年度末、積立基金が１兆6,000億に達してきております。89年末では１兆5,825億円であります。そのうち、この４年間で１兆3,700億円がため込まれてまいりました。積立基金の利子だけで、年間1,000億円を生み出すという状況にまでなってきているのでございます。

これは、全国的にもそういう傾向が出てきております。自治省が89年度の決算を修正をいたしました。これによりますと、全国の自治体で89年度末の基金が15兆9,327億円。今回自治省の修正額を加えますと約20兆円を都道府県、そして市町村、これがため込んだということになってきたわけでございます。１万円札を積み重ねますと200キロメートルになるそうでございますので、人工衛星まで届くほどの巨額になってきております。しかも東京都の場合は、この間、豪華都庁舎の建設、そして臨海部副都心の開発、この巨額投資を進めながらため込んだということでありますので、大変な額であるということがはっきりと言えるわけでございます。

１兆6,000億円があればどんなことができるか。東京都の場合、65歳以上の医療費の無料化、乳幼児ゼロ歳から３歳までの無料化、公害患者の医療費の無料化、この三つの医療費を無料化いたしますと、年間で316億円で済むといわれております。ため込んだ額を割りますと50年間にわたって無料化を続けていくことができる。これほどの大変な金額であるわけでございます。

ついでに都庁舎、そして臨海部副都心の開発のことも申し上げたいと思います。大変異常な方向であります。都庁舎は建物だけで1,570億円かかりましたが、移転費あるいは移転のためのＰＲ費、ＰＲだけで10億円かかっております。そして庁舎内の設備あるいは外回り、道路関係、跡地にできる国際フォーラムの960億円、これを加えますと１兆4,000億近い総予算になるわけであります。かなり多数のマスコミ、週刊誌などが、鈴木都政の二大愚挙の一つとして都庁舎を挙げたわけであります。

また、臨海部副都心の計画、これも異常であります。10年以上前には臨海部副都心の開発計画はなかったわけでございます。第１回目のマイタウン計画にも入っておりませんでした。ところが、これは1985年５月から急遽浮かび上がってきた政策であります。

東京都が考え出したものではなくて、当時の中曽根氏が、東京にこういう計画を押しつけてきた。東京改造計画、民活を活用しよう、こういうことで浮かび上がってきたものであります。

1986年、新聞などで報道がありました。金丸副総理が鈴木都知事の案内で東京湾を回ったわけでございます。建設大臣や国土庁長官も付き添っていました。金丸さんが鈴木さんに対して「蛮勇を奮ってやってくれ」こういうことを言ったという記事が出ていたわけであります。そしてその結果、東京臨海副都心建設株式会社、東京テレポートセンター株式会社、東京フロンティア協会、あるいはまた東京臨海新交通株式会社、こういうのが東京都の外郭団体の会社としてできました。今度の都議会で問題になりましたように、ここで入札をした関係29の建設会社等が、その会社に融資をしている銀行を通じて44人も社員を派遣して入札に関係したり設計をしたりして、なれ合いが行われている。こういう状態であります。その会社の社員の健康保険証は、現在ももとの建設会社の健康保険証を使っているということなどが明らかになって、今度の臨海部副都心の開発計画が、そういう私たち都民不在の事業であるということを示しております。ここにまた多額の東京都の補助金が注ぎ込まれ、総額では８兆円にのぼるプロジェクトだといわれております。

一体、このような東京都のため込みがどういう背景から行われてきたか、ということを明らかにしたいと思います。

まず、都民生活にかかわる予算が後退をいたしました。一般会計予算に占める比率がそれを示しております。福祉局の予算は、1978年度6.8％あったものが、1991年度は5.2％に、相当ダウンをしてまいりました。住宅局の予算も、当時5.2％あったものが4.2％にダウンをしてまいりました。教育庁の予算も17.2％あったものが12.1％に下がってきたわけでございます。そして福祉の切り下げで主なものを示したいと思います。

1979年に敬老乗車証に所得制限が導入されました。約７万5,000人から無料パスが取り上げられたことになります。そしてシルバーパスの有料パスの導入、また保育事業の補助金のカット、ゼロ歳児や特例保育に対する補助金が大きく切り下げられてきました。

そして老人クラブ運営費の補助も、都の加算補助率が10分の10であったものが３分の２に切り下げられたわけでございます。

また、老人家庭奉仕員事業補助、これも奉仕員単価基準を国基準に引き下げまして、福祉の切り下げが行われました。

心身障害者ホームヘルプの設置費補助も同じようでございます。

また、友愛訪問事業の補助も３分の２から２分の１に切り下げられました。

地域社会福祉協議会の補助も、補助率が３分の２から２分の１に切り下げられました。

特別区の国民健康保険事業の補助も、２分の１が８分の３や８分の２へと切り下げられてきたわけでございます。

市町村学童保育の運営費補助も３分の２が２分の１に切り下げられました。

そして大きかったのは、1982年、老人医療費の有料化でございます。

また、市町村国民健康保険事業補助も２分の１から４分の１に切り下げられたわけでございます。

住宅そのほかの状況も大きく変化いたしました。都営住宅の新設が、革新都政のときは毎年6,000戸平均で建っていましたが、現在は年平均1,300戸にダウンをしてまいりました。

障害者の生活実習所の建設、革新都政のときは11カ所でしたが、鈴木都政では新設はゼロでございます。

障害者の福祉作業所も同様でございます。

また、都立普通高校の新設、革新都政のときは50校建てました。鈴木都政のときは19校にとどまっているわけでございます。

消防ポンプ車の増強。革新都政のときに98台ふやしましたが、鈴木市政ではマイナス７台という記録になっております。

数え上げればきりがないわけであります。公共料金も引き上がりました。上下水道料金が２カ月4,040円だったものが、1990年では8,070円になっているわけです。

都立高校の授業料も、４万8,000円だったものが８万8,800円に上がってきております。

都立文化会館の大ホールの使用料、これも29万8,000円でした。これが最近では66万4,000円。こういうことになってきたわけであります。このようにして公共料金が次々と引き上げられてまいりました。

その中で、鈴木都政に対する都民の不満も大きくなってきたわけでございます。世論調査の結果によりますと、1985年の調査では、鈴木都政に対する不満は34.6％、満足が59.4％でした。1990年の調査では、不満が55.9％、満足は37.8％へと逆転をしてきたのであります。

一方、都税の収入は、大きくこれは増収になってまいりました。増収額だけでも1988年度は8,611億円。1989年度は7,598億円。こういうふうに都税も引き上がってまいり、総収入額もふえてまいりましたので、先ほど言いましたような１兆5,000億、6,000億と

も呼ばれるため込みが行われてきたということになるわけであります。

そういうふうにいたしまして、区市町村でもいろいろとため込みが行われております。一番大きなのは、文京区といわれております。ここでは、ため込んだお金によりまして都庁に続く豪華庁舎というものが今計画され、間もなく着工されるということでございます。高さは146メートルの超高層で、地上28階、地下４階。東京都庁舎が243メートルの高さであり、２番目に高くなるといわれる計画の大阪府新庁舎220メートル。全国３番目の庁舎を文京区はつくるというのでございます。これも建設費505億円、関連経費を合わせると800億円、こういうことであります。

こういう中で、文京区のため込みについて収入役さんの発言などがあります。日野市でももちろん一定の基金の運用はしておりますが、文京区の場合には区の収入役が莫大な資金を銀行から出し入れして利ざやを稼ぐことに一生懸命なんだ、というふうにまで言われてきております。積立金の運用については、その収入役が「23区で私が先鞭をつけた」というふうに自信満々で言っているわけであります。文京区の場合は区内の43の金融機関を相手に年間五十数回、１回につき五つの銀行を呼んで引き受け銀行を競り落としたなどという答弁などが、議会でされている状況であります。

こういうため込みというのは、今の都民要求、こういう実態から見て異常としか言うほかないわけであります。何としてもこのため込みをもっともっと都民に使う。そういうことが必要であります。

そこで、質問に移りたいと思います。

日野市の積立基金は、決算見込みでどういう状況にあるか。その見込みを教えてもらいたいと思います。

そして、新年度予算案では、この積立基金を取り崩すということが発表をされました。日野市の積立基金の運用についての考え方というものを示していただきたいと思います。

日本共産党市議団は、市民の皆さんとの対話あるいはアンケート調査、こういうもので昨年の暮れに新年度予算編成に当たっての要望を森田市長に行いました。大きく分けまして143項目を要望したわけでございます。そのうち満額予算化されたものも含め、積極的方向で取り組んでいただいたのが105項目ありました。残されたところがまだあるわけでございますので、そういう点でもっともっと積極的に基金の運用ということを考えるべきである、というふうに私は思うわけでございますけれども、市の今後の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部

長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今の質問に対してお答えしたいと思います。

質問者の中に、非常に東京都の状況等がお話しあったわけでございます。もちろん我々も積立基金につきましては、現在、当市におきましては６基金ということでございます。そういう中で一定の将来展望、あるいは住民要求の多様化の中での事業促進というようなことも、言うまでもないわけでございます。そのために積立金の取り崩し等をお願いするわけでございますが、今御質問の具体的な内容の中では、平成２年度の決算見込みで基金がどうか、ということでございます。見込みの数字の中では、149億1,800万という、今推定でございます。

そのような見込みを立てているわけでございますが、もちろん26市を考えてみますと、現在、当市を除いての25市でございます。この基金の状況も参考までに申し上げますと、元年度の基金残高で約2,504億円というような数字になるわけでございます。当然、１市当たりの平均としては100億というような、単純に計算しますとそういう実態でございます。多少、私の方は基金の内容としては、積立額が上回るわけでございますが、これは大きな問題、既に基金の中身の中で病院建設基金とか、一定の将来展望の中での基金もあるということでございます。積極的な基金の活用をしながら取り崩し、また当初予算の中では当然、財源補てんをこの基金でさせていただき、当然、最後の年度末には不用額が出る中では、再度、公共施設建設基金あるいは財政調整基金の中に積み立てをし、当初の中では取り崩しをお願いするというのが、私の方の考え方でございます。

運用面については収入役さんの方で、ひとつお願いします。（「いや結構です」と呼ぶ者あり）

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　最後に市長の見解をお聞かせいただく予定でございます。

このため込みの額は、東京都はさっき言ったような額であります。そして23区の場合は、これが合計いたしまして9,100億円の基金に到達をしてきているわけでございます。そして三多摩は、今部長がおっしゃいましたけれども、私が調査しました数字を申し上げます。それは89年度の決算でございますが、財政調整基金だけで608億円を三多摩26市５町１村、これが基金を積み立てております。そのほかの基金を加えますと2,863億円を積み上げているという状況になってきております。こういう状況が施策の点ではどうかと見ますと、東京都を例に挙げてもう少し申し上げてみたいと思います。これらのお金を運用すればどんなことができるかということもいろいろあるわけで、そういう点

から対比してみたいと思います。

ホームヘルパーについては、東京都の人員、これを例えば進んでいる外国に比較いたしますと、人口対比でスウェーデンの17分の１だそうでございます。デンマークの９分の１。

それから中小企業に対する予算なども減らされてまいりました。88年度は４％の中小企業対策費が東京都は持っておりましたが、1990年は3.8％に減ってきました。

そして都内地元中小企業への発注も、1985年の数字では52.3％という比率で仕事をさせております。ところが88年度には46.6％と、６％ほどやっぱりこういう方向でも減ってきているわけでございます。

そして大型店優先という都政を行ってまいりました。この中で、中小企業の工場が１万5,000つぶれたといいますか、閉鎖をいたしております。商店に至りましては、１万5,500の商店がつぶされ、またはなくなってきているわけでございます。

そして消費者問題についても、消費者センターの支所を減らし、またその職員を減らしてまいりました。

それから食品Ｇメンに対しても、これが対策をとってきていない。こういう状況にあるわけでございます。

このようにいたしまして、あらゆる面で今度の東京都のため込みの中で犠牲が出てきている。

もちろん公害問題でもＮＯ2の基準、これをクリアーするには1990年といっておりましたが、あと10年間かかっても基準のクリアーはできないと専門家が言っているわけでございます。

また、ごみのリサイクルについても、東京都は総ごみの量の0.9％。これが進んでいる外国では、自治体で40％から50％リサイクルに回しているというわけでありますので、こういう点にも結局あり余るお金を使わなかった。こういうことになってきているのでございます。

こういう状況で、今、一斉地方選挙が間もなく行われようとしております。今、地方政治のあり方、あるいは今こそ地方自治体は何をなすべきかということが問われているわけでございます。なぜ地方自治体が福祉や教育を削ってまでお金をため込まなければならないのか。この原因について、私の見解を一言申し上げたいと思います。

それは、臨調行革路線にあったということが、一言で言えば言えると思います。1981年３月、時の総理が臨時だということで、２年間だけだということで、しかも一総務庁

関係の諮問機関だということでつくったものが、第二次臨時行政調査会でございました。ところが、これが国の重要政策について強力な権限を持って行動するということになってまいりました。国の重要政策に対して口を出す。その機能がその後も10年間にわたって続いてきております。これは憲法の上からも問題であります。国会の上に立って最高機関扱いをして行われる。しかもそれがほとんど財界の代表によって行われ、国民とのかかわりがない中で政策が決まっていく。そして軍拡優先、福祉切り捨て、こういう国政の大問題をそこで決めていくということになってきているわけでございます。民主主義の立場から、この臨調行革、これが今申し上げてきましたいろいろの事実から許せないということが言えるというふうに思うわけでございます。

中曽根氏、当時の臨調発足時の担当大臣が、戦後政治を総決算するんだということで、こういう企てをやりました。「あすの日本を拓く」という文章の中で、中曽根氏が言っております。臨調という舞台をつくって、土光さんという名優にお越しいただいて、そして新聞や国民の皆さんに関心を持っていただいて、いろいろと進めてきているわけです。だから安全保障上の問題でも、憲法上の問題でも、同じように舞台をしつらえて、しかるべき役者も登場させて国民のものにしてもらって、長期路線のもとに一歩一歩軌道をたくましく前進していく。そういう政治の手法が必要になってきている。この言葉どおり臨調行革を運用して、マスコミを動員し、さまざまな労働団体まで呼び込んで私たちに福祉、教育を削るという、そういう政治を押しつけてきたということが、はっきりと言えるというふうに思います。

この臨調行革路線が最近総括を行っておりますが、しかし、この10年間、臨調路線の思うとおりになってきたというわけでももちろんありません。五つの点を評価されております。臨調路線をやったために財政再建の第一段階を達成した、といっております。しかし、84年度までに赤字国債をなくするといっておりましたけれども、やっと90年でその姿が見えただけであります。これは御承知のとおり、からくりがありまして、隠れ借金による赤字国債の脱却だというふうに言われているわけでございます。

また、増税なき財政再建ということも公約いたしましたが、これも実現をいたしませんでした。

そして国鉄、電電、専売の三公社の民営化に成功したといっております。しかし、これも一言で言えば、電電もリクルート汚職などで明らかになりました。国民の共有財産が結局は一部の財界の利益運用の材料になってしまう。こういう傾向が出てきて、公共的な性格である企業が、国民へのサービスよりも利潤第一の追求という姿になってきて

いるのは、我々が日々体験しているところでございます。

また、年金、医療保険制度の改革をしたといっておりますが、これも御承知のとおり、さまざまな実際は改悪で、厚生年金の負担率などはふえてきているわけでございます。国民年金などもそうです。国保もそうです。そしてさらには法的規制の確立であるとか、地方行革を推進したといいますけれども、地方行革についてはさっき言ったような状況であります。公的規制については、地価暴騰、そして自然破壊、こういう方向に結局は臨調路線は動いていったわけでございます。

そして、今、第三次行革審が去年９名の委員で発足をいたしました。この中に入っているお１人が磯村さんという方であるわけでございます。あったわけでございます。ここから今後の東京都政、地方自治に対する方向がどんなものであるかは既に過去の事実。この行革審の方向で明らかではないでしょうか。そして、しかも東京都政について最近、数日前、磯村さんはおっしゃっております。自分たちで自公民都政、あるいは政府の指導のもとに行ってきた、このため込みの基金でございます。これについて、東京都はやっぱりちょっとため込み過ぎている、黒字隠しの疑いがあるなどと、おっしゃっているわけでございます。

あるいは、臨海部副都心の開発に批判をしてみたり、都庁舎に批判をしてみたりされておりますが、これは私はおかしいと思います。自己批判をされるならわかりますけれども、こういう態度は許せないわけでございます。少しきざだといわれておりましたけれども、少しきざどころか、相当図々しいということが言えるのではないでしょうか。

ですから我々は、今度の一斉地方選でこのような臨調行革路線というものに対して厳しい審判を下す絶好の機会である、というふうに思います。東京都にしろ、あるいは東京都民にしろ、あるいは日野市にしろ、日野市民にしろ、大きな力があるわけでございます。この大きな力を都民、市民本位に使っていくということが重要です。東京都はＧＮＰの力で言いますと、世界で第８位だというんですね。（「第７位だよ」と呼ぶ者あり）東京都だけで――国の名前を挙げますと、アメリカでしょう、日本があるんです、そしてソ連、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、こう続いて東京都だけでそれだけの力を持っている。

そして今度の８兆円から、特別会計を入れると11兆円を超す東京都の予算規模というのは、御承知のとおり、中国とかインドの国家予算の規模を超えるわけであります。これらを本当に都民要求に使えれば、私はさまざまなことを最初挙げましたように、具体的に数字で挙げましたように、どんなことでもできるといってもいいぐらいに都民要求

を実現をさせていくことができます。今、多くの生活保護世帯が打ち切りになって、その数は大変減少してきております。荒川区では区役所の仕打ちに、悲しい事実として自殺をした保護世帯の方も新聞紙上で発表された状況であります。こういう状況をなくするために、私たちは本当の地方自治の義務、憲法に基づいた地方自治の本旨に基づいて、この力を活発に発揮していくということが必要だというふうに思うわけでございます。

私たち日本共産党は、今度の一斉地方選挙に当たりまして、さまざまな政策を発表しております。それは後で申し上げることにいたしまして、３本の柱だけ申し上げておきたいと思います。地方自治の再生のための三つの柱ということで、発表いたしました。

第１番目は、臨調路線、地方行革の押しつけに抗し住民の暮らしと福祉、教育を最優先する自治体にしていこう。

２番目は、大企業のもうけのための民活方式をやめ、住民主体のまちづくり、村起こし、地域と地球の環境問題に取り組む自治体にしていく。

３番目は、参加と公開。住民と自治体労働者との連携を軸に女性の声が生かされ、民主主義と平和がいぶく自治体にしていこう。このようにして、本来の自治体が住民本位のものとなっていくわけでございます。

まだまだいろいろ市にも問いたいこともありますし、申し上げたい点もございます。しかし、今回はこの程度にとどめまして、市長に最後、一言、答弁をいただきたいと思います。

この積立基金の運用について、日野市としてはどういうふうに考えているか。

また、膨大な東京都のため込みに対しては、さまざまな補助制度、そのほかの問題があります。今後どのように要求をしていくか。

また、政府に対しても同じことが言えると思います。地方自治体財政裕福論というのがございますけれども、これも政府がつくり上げた論拠でありまして、地方交付税を減らそうとか、国の補助金を減らして、その分、海外の憲法違反の軍事支出の90億ドルに回すとか、そういう軍拡あるいは大企業のための特別の予算の配慮、こういうところに持っていこうということで、地方自治体を攻撃しているわけでありますので、その辺も見抜いていただきまして、今後、自治体の首長として、ひとつ上級機関に大きく要望していっていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体にいたしましても、財政運用という言葉があります。その財政運用の巧みさが、これまた行政に問われる内容でもあるわけでありまして、住

民の納税によってすべての事業を行う。それが自治という形で生々発展の道を遂げていくという仕組みには、極めて意義の高い、そういう趣旨であるというふうに日ごろ感じております。

日野市の場合を、今言われるため込みという言葉もありますが、我々は基金の積み立てという言葉で総括をしております。日野市の現在の各基金が六つ七つあるわけでありますが、累計をいたしますと149億円ほどになる。こういうことしの本年度予算の現実の姿であります。

近年、好景気にも支えられまして、ここ５年ほどの間に、いわゆる税収がかなり好転をいたしてまいりました。それに伴って毎年、基金の積立額が確かにふえたことも事実であります。

また一方に、財政運用の一つの形といたしまして、いわゆる市債という、別の言葉で言えば借金という財政運用の仕方もまた制度的にあるわけでありまして、それらをうまく運用するというところに、本来の財政運営の妙味があるというべきだろうと思っております。

今まで学校づくり、あるいは都市計画事業、下水道や区画整理も同様でありますが、今まさにそれらに大きく投資をしておるという時期でもありますので、市債の割合も決して低いという状況ではありません。累積しております市債は、今228億ほどになっておりまして、よく選挙のときにはこれが借金だ、借金だといって騒がれる材料になっておるわけであります。もちろん市債は借金でありますから、長期にわたって返還をする。都市計画事業でありますとか、あるいは大きい建物を建てたりする場合には、当然、一番依存をすべきまた財政運用の一つの手段だということでありまして、日野市の場合は大変いろいろの条件に恵まれておりまして、歳入も毎年の予算編成の六十何％、70％に近い、そういう歳入によって予算を組むことができております。そのために人口急増期もうまく切り抜けまして、教育の条件整備、あるいは福祉の水準の維持向上、これらにすべてこの財政がうまく運用することによって、今日の市の勢い――市勢の状況をつくり出しておるというふうに受け取っていただきたいと思っております。これから財政事情、つまり健全であるということがはっきり私は断言をさせていただける。こういう立場におるつもりでありまして、今当面の課題として、都市基盤の整備事業を大々的に展開をし、また福祉や教育の水準を自治体の高いレベルに置いていく。これが日野市に与えられておる大変ありがたい財政運営の内容である。このように考えております。

基金につきましても、これからもっと、取り崩しという言葉は余りいい言葉ではない

と思いますけれど、財政運用の中に十分充当して、積極的に自治体の使命を果たしたい。そうして市民生活を守り、将来の日野市のあるべき姿を展望しながら大きな発展の基盤をつくっておきたい。このように考えておるところであります。

大体そういうことです。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

ひとつ、積立基金については市民本位の積極的な運用をお願い申し上げます。

最後に、もう一、二、意見を追加いたしまして、この件の質問を終わりたいと思います。

一つは、いわゆる日野市の借金、公債費に対する点でございます。これについては御承知のとおり、毎回、毎年の決算委員会で認定をされてきております。そして一定の基準、見通しのもとに返済がなされていく段取りになっているわけでありますので、もちろんこれ以上、借金をふやすということはよくないことでございますけれども、現在の地方自治体と政府の制度の関係の中では、健全な状況であると思いますし、この枠内で今後も運営をしていけば、私は不安を持たなくてもいいというふうに思うわけでございます。そして日野市は、企業の法人市民税ももちろん豊かに入ってきております。また、市民の、個人の市民税も他市に比べ安定して、大きな割合で日野市の収入となってきているわけでございます。

しかし、大企業の場合には、御承知のとおり、赤字決算をした場合は法人市民税をゼロにすることができますし、また相当多額の利益を上げましても、これを設備投資に使いまして、すべて工場の機械を入れかえる。こういうことにしますと、法人市民税はその間、１年、２年間は何億円というものが１社当たりゼロになるわけでございます。こういうことが大企業には税制として保障されております。

しかし個人の場合には、家庭で赤字が出ても、室内の改装をしましても、市民税は減免がなされません。そういう点で、私たちは一般国民、市民に対することをもっともっと地方自治体が真剣に考えていただきたいというふうに思っているのでございます。

また日本共産党は、大企業を敵視しているということは一切今までもなかったし、政策でもそういうことは発表いたしておりません。大企業と中小企業のことを比較していただかなければなりません。大企業は大企業なりの社会的な役割というものがあります。これを正しく果たせということを日本共産党は言っているわけでございます。

しかし、御承知のとおり、政府はそうではありません。政府は、この間の予算を見て

おりますと、最も大きく伸びているのが防衛関係費でございます。1980年度に比べますと、防衛関係費は1.97倍に伸びてきております。ところが中小企業対策費は20％ダウンをしているわけでございます。このような実態の中で、地方自治体も正しくそのあたりを見て、政策展開をしていくべきである。

しかもまた、大企業の方にはそういう優遇税制があります。しかし社員はどうかというと、先ほど申し上げたとおりでございます。この臨調行革路線の中で、厚生年金の保険料が男子の場合でも相当上がってまいりました。80年以前は7.6％の保険料でございましたが、現在は厚生年金12.4％の率になりまして、厚生年金は高いというのがサラリーマンの皆さんの実感となってきているわけでありますので、こういうところをちゃんと区別して、私は行くべきであるというふうに思うわけでございます。

そして私が日野市の積立基金について、東京都と比較して同列に置かなかった理由を明らかにしておきたいと思います。

それは、例えば1976年、昭和51年の基金を見てみますと、５種類でございました。一般的なもので基金とも言えませんけれども、用品調達基金、庁舎建設基金、土地開発基金、国民年金印紙調達基金、公共施設建設基金と、こういった程度であったわけでございます。

そして現在はと見ますと、平和事業の基金があります。また、環境緑化基金があります。これも12億ほどになってきているわけでございます。そしてまた市民の願いである市立総合病院の建設基金、こういうふうに目的を明らかにして日野市は多額の基金を積み立ててきております。ですから東京都などと比べると黒字隠しであるとか、福祉や教育を削ってまでため込んだというふうには、同列に置けない。このことは明らかでありますので、再度そのことを申し上げておきたいと思います。そして正しい基金運用とともに、特に公共施設建設基金でございますとか財政調整基金、こういうのはもっともっと市民本位に運用することができるのではないか。

こういう問題提起をして、今回の質問をしたわけでございます。今後とも、ひとつ頑張っていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって６の１、東京都や市の貯金（積立基金）は住民要求実現のために積極的運用をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問６の２、日野市企業公社と住宅地域駐車場管理について問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、最後の質問を行います。

特に住宅地域の駐車場問題についてでございます。しばしば一般質問でも取り上げてまいりました。しかし、また今回、取り上げる次第であります。それは、今回、日野市企業公社というものが発足をいたしました。この公社の任務と関連づけて、今後の方向についてお伺いしたいと思います。もちろん日野市の企業公社のあり方については、先般の本会議でもいろいろと指摘をされました。この点については、私からも市民参加、そしてまた公正な運営、こういうことすべてにわたって今後努力をしていただきたいということは、前もって一言申し上げておきたいと思います。その上での話でございます。

日野市企業公社の目的といたしまして、規約の中に明記をされました。公社は、日野市が行うサービス事業の受託または事業の代行を通して市民サービスの充実を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする、ということになっております。

そして青年の森の経営管理、これも行う。また、もう一つとして、駐車場、駐輪場の管理受託を行うということが発表されたわけでございます。その立場から、質問を１点だけいたしたいと思います。

今、この一般質問でもさまざまな方が駐車場問題を取り上げておられます。そのように駐車場をつくってほしいという要求は、大変高いわけでございます。ところが、企業公社が管理受託する駐車場というものが、今私どもの目に見えているのは、駅前であるとか大きな商店街、こういうところが中心になるのではないかというような気がするわけでございます。もちろん地元中小商店の発展のために、日野市がそのための援助として公的な駐車場をつくっていくことは私も賛成であり、積極的に時によっては行うことが必要だと思います。

日野市は、まちづくりの方向が違います。多摩市などの場合は、一部大企業、一部大手百貨店、一部大手娯楽施設のために、市と住都公団が多額な予算を使いまして駐車場をつくるということで、企業負担をさせないということがあり、市民サービスの反面、一面、大企業に偏った駐車場建設であるという批判が大きく出ているところでございます。日野市は、そういうことはないというふうに私は信じたいのであります。

そこで、私からの今後の公社の仕事の内容としてお願いをしつつ、要望いたします。

それは、例えば百草団地、高幡台団地、あるいはマンション建設、あるいはそのほかの集合住宅、あるいは小さな各地、地元に広がっている商店街、この商店街等も最近は駐車場不足、またあるいはお客さんが車をとめる場所がないということで、大変な苦労をされている状況になっているわけでございます。そういうような集合住宅あるいは小さな商店街、こういうところが日野市などと相談をして一定の駐車場用地が探せる。そういう場合にも日野市が仲立ちとなって公社に受託、管理をさせるというようなことが可能かどうか。そういうことも目的に入れているかどうかを問いたいと思います。

例えば、今、百草団地自治会が住都公団と汚水処理場跡地をめぐりまして、話し合いを数回にわたって続けております。ここの土地は面積が9,000平米ほどありまして、既に5,000平米は駐車場になっておりますが、残された4,000平米が汚水処理場跡地でございます。公団は、今のところ住宅と駐車場をつくりましょう、そういうことをしたいというようなことを言っております。住民の方は、駐車場オンリーでいってほしい。2階建てでもいいから、この際、違法駐車を一掃できるような、全国の団地のモデルになるような環境づくりをしたい。そのため公団側も努力してほしいということで、話し合いをしているわけでございます。

汚水処理場というのは、御承知のとおり、地下に巨大な空洞がありまして、そこに汚水をため込んでいたわけでございます。これが今、公共下水道に流入することになりまして、無用になりました。この跡地が残っております。これを取り壊したりして、そこに何らかの施設をつくっていく。公団も住民もいろいろと望んでいるわけでございます。

例えばこういうところを、住民と公団が話し合う中で、仮定の話になりますが、公共用地としての性格で今まで汚水処理を行ってきた場所でございます。そういう場所を公団、住民、日野市、三者で話し合った結果、適当な公共的な管理をするというような展望などが出てきた際には、そういうことについても公社が協力をしていただくということができるかどうか、ということを考え方として前もって私、質問をいたしておきたいと思います。

そうなれば、もちろん百草団地の住民だけのものということにはならないかと思います。あの地域の分譲住宅、あるいは日本信販の住宅、そういうところなどの要望なども話し合うということになっていくことになります。ですから、まだそういう話を住民同士がしているわけではございません。全然そういう意見交換いたしておりません。しかし、本来の日野市のこの企業公社というのは、そういうあたりにも目を注いでいただくということが必要ではないでしょうか。

高幡台も同じでありまして、いろいろの用地、こういうものを賃貸住宅も分譲住宅も駐車場用地として望んでおります。そういうことに対して、将来やっぱり日野市が助力をしていく。こういうことが必要になってくるというふうに考えているわけでございます。これはもちろん都営住宅、市営住宅、あるいはマンション、そういうところにも共通の考え方でございますので、一般的な考え方として御答弁をいただければと思う次第であります。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　原則に沿う部分について、まずお答えをしておきたいと思います。

日野市企業公社、行政サービスを代行する能力を持つ、そういう公社をつくろうということを、一歩進めつつあります。将来はかなり大きい仕事も、例えば駅前再開発地のビル管理というふうなことまでも可能にならしめたいというふうには考えておりますが、当面、あずみ荘の経営管理と、今まで市内では駐車場、これは自転車の置き場という範囲で取り組んでおりましたけれど、社会の情勢といいましょうか、将来の公共駐車場のことも含めて市民生活を守る手だてとして、駐車場の管理経営ということもやる必要があるんではなかろうかということは、確かに発想の中の一つとして存在いたします。

今の御指摘の百草団地のいわゆる処理場跡地、この跡地を住民の方と公団とまず用途について交渉してくださいというふうには公団側に指示してありますが、必要があれば市の行政という立場で公団と交渉をする、そういうこともやっていいと思っております。あとの経営管理のこと、つまり駐車場のことは、地元で非常に駐車場が求められているから、必要な駐車場のスペースはぜひとるようにということは要望してあります。それがどのような今進展の状況にあるか、正確には存じませんが、行政として調整を図るということが一段階。その後の駐車場管理について、むしろ経営について、これは公団のしかるべき機関がやるべきことだろうと、このように思っております。当然、有料駐車場ですから独立採算がとれるということも可能だと思っております。その際に、市でやってほしいということがあれば、そのときにそういう協議が始まるというふうに考えておきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

さらなる担当部長の答弁はいただかなくても、大体方向が示されたので結構なような気がいたします。

ただ、今、住民と公団側が百草団地については交渉中でございます。そういうことで微妙な段階にありますので、具体的な話を市議会や市が先に出してしまうということは、まずいことになる場合もあろうかと思います。そういう点で、差し障りがなければ企画財政部等でお答えいただく点があれば、お答えいただきたいと思います。

それから、公団住宅にありましては、現在は駐車場管理は子会社の団地サービスという株式会社が行っております。また、分譲の公団住宅につきましては、分譲管理組合が行っております。それでまた東京都の公社住宅にありましては、自治会が一定の駐車場を管理運営して有料でやっている、というふうになっております。そのほか地主さんであったり、マンションの管理組合であったり、さまざまな形態があると思います。しかし、私の要望としては、いざというときの構えの話でございますけれども、行政や公社、そういうところにも期待を持って質問したわけでございます。

部長の方で補足があれば、お答えいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　具体的な問題として、都市整備公団からの話の中で、処理場跡地の問題が経過としてあるわけでございます。当然、都市整備公団に対しては地元からも要望があり、あるいは我々行政の立場でも要望している立場もありますので、第一優先で地元と十分協議した中で、市の方に提出するようにというような形で、現在、整備公団の方にはそのような形をとっていることは事実でございます。恐らく地元との協議はこれからか、また入るところかどうか、そのような状況であるということだけ御報告しておきます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって６の２、日野市企業公社と住宅地域駐車場管理について問うの質問を終わります。

一般質問７の１、仮称西豊田駅の誘致に一層の努力をの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（沢田研二君）　それでは通告に従いまして、１番目の仮称西豊田駅の誘致に一層の努力をということでの質問をさせていただきたいと思います。

西豊田駅の誘致に対しましては、これまでも地域からの要請を初めとしまして、多く

の議員から要望が出されているところでございます。昨年の３月議会でも佐藤議員がＪＲ出身ということで、かなり専門的な視点から分析をしまして、詳細データもそろえての質問をされたところでございます。

こういった過去からのいろんな兼ね合いを総合しますと、ここで改めて背景説明の必要もないというふうに判断をいたしますので、その後の状況等についてお伺いをする中で、一刻も早い誘致を実現するよう要望する次第でございます。

そこで具体的な質問といたしまして、１点目、西平山地区の土地区画整理事業計画の中で、新駅誘致のスペース等はどのように確保をされているか、ということでございます。

事例といたしまして、若干古いわけでございますけれども、昨年の９月４日付の日本経済新聞の中で「豊田₃八王子間に新駅を。日野市誘致へＪＲと協議」という比較的大きな見出しで、その内容が掲載をされました。実はこの内容につきましては、既にこれまで言われてきた内容とイコールする部分もありますし、また若干違う表現のところもございます。

その内容といいますのは、西平山地区、これは豊田駅から八王子方面へ約２キロのところに約92ヘクタールの面積の土地区画整理を計画しております。平成10年には完成をさせたい。そして、この計画の中に新駅を誘致し、そのスペースとしておおよそ3,000平方メートルも確保をしていく。また、そこには40メートル道路も通すんだ、という内容です。そしてさらに、西平山地区の人口でございますが、現在おおよそ3,600名でございますが、将来は8,300人程度にふやす計画であるというように、かなり詳細にわたっての内容が報道されたわけでございます。

区画整理事業の概略につきましては、この新聞が発表されて以降12月議会の中でも若干触れられておりますし、また今回の３月議会の中でも市長の所信表明に関連して、幾人かの議員さんから質疑がされておりますので、明らかにされている部分もあるわけでございますけれども、今、報道されている内容との兼ね合いを含めまして、先ほど申し上げた西平山土地区画整理事業計画の中で、西豊田駅がどのような形で位置づけをされているのか。スペースあるいは用地の確保の問題、あるいはその計画の問題について、まず一点、確認をしたいということでございます。

それからもう一点、仮に十分なる土地が確保をされた、あるいは確保されているといたしましても、これは相手のあることでございます。そこで、ＪＲ側との協議交渉あるいは状況がどうなっているかということを、２点目としてお伺いしたいと思います。

最近、交通対策特別委員会がＪＲ本社に出向いて、直接の話し合いも行ってきたという話も伺っておりますし、また、三多摩議長会あるいは市長会の中でも、この日野市の要望を取り入れているということも伺っております。そこで、行政当局といたしまして、この１年間、どのような形で、また何回ぐらい話し合いをされ、そしてその結果、どんな返答といいますか、感触を得ているのか。さらに、それらを踏まえまして市当局として現在どういうような判断をされているのか。あるいは受けとめ、分析で結構でございますが、されているかということを伺いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　前段の部分につきまして、私の方から御説明申し上げます。

御承知のとおり、西平山土地区画整理事業でございますけれども、前年の12月６日に都市計画の決定がなされております。ただいまの新聞でまいりますと11月予定ということになっておりましたけれども、１カ月がこの新聞の報道に対してずれているということでございます。

この区画整理事業で負担分担する西豊田、仮称でございますけれど、駅のスペース関係でございますけれども、まず駅前広場として南側の方に3,000平米、これはこの内容と同じでございます。

さらに3･3･2号線、これ40メーター道路から駅広に至る、要するにアクセス道路です、これが18メーター道路で都市計画決定をされる予定でございます。

西平山の駅の設置については、現在、後ほど財政部長の方から御説明があろうと思いますけれども、ＪＲの東日本株式会社と協議が調った時点で、これらの施設を都市計画の決定をしていきたい。駅前広場、このアクセス道路18メーター分は、その状況を見た上で都市計画決定をしていきたい。こういう状況でございます。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の御質問に対してお答えしたいと思います。

協議状況ということでございますが、今、都市整備部長が申し上げたとおり、この地域につきましては、駅の新設とあわせまして当然、西平山土地区画整理事業の進捗状況に影響するわけでございます。我々企画財政部としては、ＪＲに対して協議を何回か進めております。前回、行政報告の中でも市長からお話がありましたとおり、一定の合意としては、ＪＲの最高責任者であります本部長と市長との協議が一応出されております。

それによって具体的な内容としては、その後、予定の仮称西豊田駅の駅前の用地について、具体的にＪＲからはある程度の面積を提示してほしいという要望があります。また、ＪＲは、これは買うということが前提でございます。

しかし、ただ提示という程度であって、ＪＲとして具体的な面積が提示されていない。よって我々は具体的にどの程度の面積が必要なんだということを、現在具体的に詰めているところでございます。そういった中でのＪＲ本社との協議を進めておりますが、やはりこの面積の要望等につきましても、土地区画整理事業を促進する中での保留地の先行取得の問題もあるわけでございます。よって現在、私の企画財政部の中にも、ＪＲのこの西豊田駅の促進に対しまして、大崎担当参事も現在１月以降、就いております。よって我々も参事を中心として、なお一層ＪＲに対して具体的な要望をし、具体化をしていきたいというふうに思います。

特に質問の中に、昨年、何回ぐらい、というようなお話もあります。私の方の行政部分では６回ほどＪＲの企画部を中心に調整しております。都市整備部との合同の会議、区画整理の促進状況あるいは考え方等を含めまして、６回ぐらい行政としては行っております。それ以外には、先般、経過もありますが、交通対策特別委員会の中でも、そういう陳情等をお願いし、また議長会の新しい京王あるいはＪＲに対する要望事項として、今年ＪＲにも行っていただいていることを承知しております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

もう少し確認をさせていただきたいと思いますが、駅前通りについては、先ほど18メートルを予定、またその他全体のスペースがまだ決まっていないということもあるんですが、新聞の中で報道をされております40メートルあるいは44メートル道路というのは、3･3･2道路との兼ね合いか、あるいはそれをつなぐ3･4･2号道路あたりが関係するかというふうに思うわけですが、この辺は、そこまでまだ具体的になっていないのかどうか、もう一度確認をさせていただきたい。

それからもう一点。将来人口の点も触れられておりますが、これは現在の3,600が8,300になるというような予測もされておりますが、都市計画の中ではこういったことまで検討されているのかどうか。

それからもう一点。先ほど企画財政部長から話がありましたように、内部的には大崎参事が市立病院の問題を含めて、この西豊田駅につきましても専任部長という立場でい

ろいろ企画をされているわけでございますけれども、それに関連をして、部内にプロジェクト的なものをつくって、より検討していくような計画があるのか、ないのか。そこをまず確認をしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目の都市計画の決定の内容でございますけれども、この12月６日に決定された内容でございます。

これは、区画整理をしようとする西平山全体の区域がまず決定されております。それから、その中にございます都市施設、都市計画道路、今御指摘の3･3･2号線、そのほか５路線ですか、五、六線ありますけれども、その都市計画道路はすべて決定をされておりますということです。

この中で都市計画としてまだ決定されてないのが、駅前広場3,000平米です。それから駅前広場につながる新しく今アクセス道路として考えている18メーター道路。これは駅のＪＲとの話し合いがついた時点で都市計画決定をしていきます。こういうことでございます。

将来人口でございますけれども、西平山、現在の人口は現状の人口でございます。将来人口につきましては、一応区域に対しましてこの地域はヘクタールを100人という形で計算されております。ただ、駅前周辺がございますので、その一部分が多少下がるということで、将来人口につきましてはそういう計算のもとで計算されております。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

過去のＪＲに対しての要望あるいは要請等については、都市整備部と十分協議を重ねてきております。しかし、今お話の中に、庁内にプロジェクトをという御質問でございます。これからの促進に当たっての問題として、必要性の問題を考えながら対応していきたい。また、プロジェクトをつくる場合もあるというふうにお答えしておきます。現行では都市整備部との協議を十分重ねてきた中で対応している、というのが現状でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

それでは最後に２点ほど、もう一度確認をさせていただきます。

これまでの交渉状況からしますと、かなり熱意を持った取り組みになってきていると

いうふうに思いますが、これからさらに交渉していくに当たりましては、まさに西平山区画整理事業は、西豊田駅があって初めて区画整理事業が成功するんだというような、そういった意気込み、あるいは西豊田駅をシンボルにして取り組んでいく必要があるんではないかというふうに思いますが、その辺の意気込みがもしあれば、市長に後でお答えいただきたい。

もう一点は、今のお話の状況からしますと、過去20年、30年前から西豊田駅の話は、話としてはあったわけですけれども、現在のように区画整理事業がかなり具体的になってきたときには、あと何年というか、あるいはことし１年、年内にめどを立てるのか、あるいはまだ二、三年かかるのか。その辺のめども含めて、この２点、お伺いをしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の関係でございますが、我々行政としてもいろいろ交通対策特別委員会の御協力もいただきながら、積極的に仮称西豊田駅の交渉をやってきております。交渉に当たっているわけでございますが、なかなかＪＲの組織、私の方は窓口をＪＲの本社、企画財政部を中心に協力をしております。しかし、ＪＲ内部の問題も多少調整する部分もあるわけでございます。もちろんこれを実現できるような方法で積極的な対応をし、具体的にＪＲからやはり用地の問題を提示してもらうことが第一だ、というふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、日野市の大きな都市計画事業の一つといたしまして、西平山に区画整理事業を施行しようということが進みつつあります。この区画整理事業を行うときに、大きなこの地域の将来像を描く公共施設といたしましては、一つには甲州街道のバイパスに当たります東京₃八王子バイパス、それから元国鉄社宅の跡地を予定いたします、現在は生産事業団の所管になっております木造の宿舎部分、これを将来の小学校用地に予定をしたい。それからもう一つ、いわゆる西豊田駅の新設であります。この３点に公共事業の大きな重点を置きまして、区画整理の際に、将来、西豊田駅を解説いたします駅前広場の面積と位置を決めておかなければならない。

そういうそれぞれの相関関係の中から、この西豊田駅の新設運動ということを始めておるわけでありまして、この間、所信表明に伴っての質問でお答えをいたしましたとおり、いわゆるＪＲ当局の責任者の言葉としては、その必要は認める。それから伴う問題

として、要するに駅の新設とともにＪＲの経営事業があわせ持たれている、というふうに見ておるわけでありますが、ある程度の土地をあっせんをしていただけませんか、ということがあります。

したがいまして、ちょうど区画整理事業でありますので、ばら買いでもいいから先買いをしておくという方法があります。あるいは、区画整理事業換地の中で、いずれ駅前に可能な面積を保留地という形で設定をし、それの形で提供することも可能であります。このような程度のことを回答として伝えてあるわけでありまして、我々の方は区画整理事業として駅前広場を、位置と面積を決定しておる。このことはぜひやらなければならないわけでありますが、駅の新設をいつの時点にＪＲ側で決定をされ、事業化をするかということは、これからの双方の強い運動にかかわってくるというふうに受けとめております。

今見ておりますところ、先日も申し上げましたが、ＪＲ全体の事業目録の中で、経営基盤をつくらなきゃならないという意思はうかがえるわけでありますが、投資をするかどうかというところにまだ踏み切っていない、そういう感じを受け取れます。したがって、何回もまた地域の要望をより精力的に伝え、決断をしてもらうということを求めていかなければならない。そういう状況であります。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

ＪＲは、言うまでもなく電車を動かす専門の会社でございます。日野市は電車こそ動かすことはできませんけれども、ＪＲという会社を動かすことは可能だというふうに思います。より具体的な計画を立て、そしてそれを示して、その気概を持って、気概というのはより激しい意気込みでございますので、それをもって当たれば、必ずＪＲも動いてくれるというふうに確信をしております。ぜひひとつ、一刻も早い実現に向けて、これからも行政サイドとしての努力をお願いして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって７の１、仮称西豊田駅の誘致に一層の努力をの質問を終わります。

一般質問７の２、マンション建設等における、施設負担金基準のあり方と、駐車場確保について問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

○１番（沢田研二君）　２点目の質問に入らせていただきます。

マンション等の建設における施設負担金基準のあり方と、それから駐車場確保についてでございます。マンションもしくはアパートなどの集合住宅の建設に当たりましては、行政サイドとして大変きめの細かい指導を行っているということを、今回の質問にあわせましていろいろ調べる中で、確認をしたところでございます。

しかし一方におきましては、世間でよく耳にする話としまして、日野市は戸数制限が非常に厳しい、そしてまた負担金が大きい、ということがよく言われております。これも今回、関連する事項をいろいろ調べていく中で、言われている趣旨が改めて理解できたところでございます。ただし、負担金の対象戸数というのは、昨年の４月に、それまでの８戸から12戸に改定されたばかりということでございます。それでも近隣他市と比較をしますと、三多摩26市と比べたときに、まだまだ大きな差があるというのも実態でございます。

ちなみに、この負担金でございますが、公共公益施設費負担金ということで、具体的には学校あるいは幼稚園などの施設負担金として活用されている、ということでございますので、そういう一面を見ますと、まさに財源ということでございまして、そういう目で見たときには多いにこしたことはないということにもなるかと思います。

しかし、対象戸数12戸というのは、八王子に次いで２番目に厳しい数値といいますか、きつい数値でございます。平成元年度までの三多摩の平均を見ますと、これは18戸ぐらい。なにか平成２年度で見ますとさらに拡大されて24戸というようになっているようでございます。

それから負担金につきましても、昭島に次いでやはり２番目に高いというか、重い負担金でございまして、日野の場合、１戸につき158万3,000円でございます。三多摩平均が85万ということでございますので、これを見ましてもかなりの大きな差があり、かつ負担も大きいということが言えるのではないかと思います。ただ、今回は金額水準を問題にするということではなくて、別の角度からの問題提起をさせていただきたいと思っております。

そこで申し上げたいのは、大差があること自体も非常に問題があるわけでございますけれども、この要綱を設けた本来の目的といいますか、それは財源の確保とかいうことではなくて、むしろ乱開発防止あるいは環境保護にあるんだ、というふうに思います。であるとするならば、この制限値であります12というのは、本当にその目的に沿うものなのかどうかという疑問が、当然、生ずるわけでございます。

ちょっと素人計算で大変恐縮ですが、例えば1,200平米という土地を一つのモデルケースにして試算をしました。これは３階建ての30戸の集合住宅ということで、この1,200

あれば可能面積かというふうに思います。１戸当たりの面積だとか、あるいは高度指定、容積率、建ぺい率等といろいろ条件があるわけですが、これは現実に可能な数値をとった、それを想定して条件づくりをしたものでございますが、この土地に日野市が強く指導しております２階建ての、そしてかつ負担金のない、要するに12戸の範囲内の建物をつくるとしますと、20戸が限度ということになります。

要するにこのことは、今、住宅不足という中での戸数確保という面でも1.5倍の差が生じてくる。そして環境確保という面でも、空き地といいますか、空間といいますか、そういうスペース的な面で見ましても1.7倍の差が生じるということになります。今日のように地価が高騰し、そしてその高騰、いっときよりはおさまっているといいながらも、これはまさに高値安定でございまして、一般市民、とても手も足も出ないという状況が実態でございます。

こういう中で土地の有効活用というのは都市づくりの基本でありますし、かつまた安い住宅が不足をしているという中では、もう最優先課題であるということは、どなたも言われているところでございます。またあわせまして、地球環境の保護という面から見ましても、非常に貴重なテーマであろうというふうに思うわけであります。

以上のようなことを総合的に見極めていく中で、日野市としてのあるべき都市づくり、まちづくり構想を立案をしていくべきできないかというふうに思います。

そこで、改めて１点目の質問を申し上げますと、乱開発防止あるいは環境保護という面から見て、負担金対象戸数の制限12と、あわせまして２階建てが望ましいという指導もあるかと思いますが、それが本当に適当な数値といえるのかどうかということを１点目、お伺いをしたいと思います。

２点目でございますが、関連する事項としまして、集合住宅につきものの大きな問題が、再三出ております駐車場の確保ということでございます。違法駐車問題は、現在ごみの問題とあわせて大きな社会問題の双璧といってもいいんではないかと思います。

そこで、集合住宅における駐車場規模規程につきましても、昨年見直されたばかりということのようでございますが、その内容というのは基本的には住宅建設戸数相当分の駐車場を確保しなさい。要するに戸数分全部確保しなさい。そこで、その確保の場所でございますが、敷地内に50％、敷地外に残り50％。敷地外というのは500メートルの範囲内ということでございます。この敷地内に50％確保した場合には、その確保の状況に応じて軽減率が設けられている。例えば、60％を超えて80％のときは負担金の40％を軽減しますよとか、80％以上のときは50％軽減しますよ、そういった内容でございます。

ただし、敷地外の方が問題だと思いますが、500メートルの範囲内にということでございますが、これは恐らく絵にかいたもちといいますか、あるいは形骸化しているという疑問が起きるわけでございます。仮に申請のときにその数値が確保されていたとしても、実際に入居をするときに果たしてそのまま確保されているかどうか。また、それを実際にフォローすることもかなり不可能なことではないのか、というふうに思います。それは現在の市内各道路がどういう実態になっているかということを見れば、予測のつくところでございます。

そしてこの違法駐車は、当然のことながら交通事故を呼び、そしてそれが人身事故にもつながり、大変多くの犠牲者を出している結果になっていることは、言うまでもないわけでございます。こういった実態を解消していくためには、より大きな視点からの行政的施策が必要ではないかというふうに思うわけであります。

例えば、現在の敷地内50％確保という基準でございますが、これを思い切って100％敷地内というふうにしてはどうかということです。ただ、これは今の50％でも、立場をかえれば大変厳しい制度というふうに映っているに違いありません。まさに言うは易しでございます。したがいまして、その負担を一方的に施工主側といいますか、建てる人に負わせるということではなくて、当然のことながら行政サイドも負担協力をしていくことが必要ではないかと思います。それは、現在60％を超えると負担金軽減何％ということがありますが、一つにはその負担金軽減をもう少し多くするといいますか、要するに施工主側に少しでも軽くするということでございます。

そしてさらに、100％駐車場を確保した場合には、単に負担金を免除するということだけではなくて、例えば台数１台について10万円なり20万円なり、場合によっては50万円でも逆に協力金として補助をする。これぐらい思い切った発想の転換をしていかないと、現状を打破することはできないんではないかというふうに思います。

昭和53年にこの指導要綱ができてから、調べましたところ毎年２億円近い負担金がこの十二、三年の間に入ってきています。これはまさに財政を潤しているということになるわけでございますが、私はこの毎年の約２億円がゼロになったとしても、あるいは逆に、さらに２億円持ち出したとしても、改めて駐車場をどこかに求めるということを考えるならば、経費の面では大変な軽減になるんではないのか。何十分の一で済むんではないか、というふうに思います。

言うまでもなく現在のような至るところに車が溢れて、人々に危険を背負わせて、特に子供あるいは御老人たちに多くの事故という形で代償されているという実態の中でも

ありまして、一刻も早い対策が必要だろうというふうに思うところでございます。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、改めて質問をいたしますと、駐車場の確保義務についてはより明確にして、かつ補助金制度も考えていいのではないかということでございます。

以上、２点についての質問をさせていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目のことでございますけれども、ただいま前段で先生の方からお話がございましたとおり、平成２年８月に従前の見直しを行っております。その中で、従来は対象戸数が８戸でございましたのが12戸という形で見直しをいたしました。

またさらに、開発業者が市民である場合に特例をさらに設けさせていただいておる、ということでございます。

対象戸数につきましては、それからその負担金額につきましては、三多摩の各市が全くまちまちでございます。こういうことを踏まえまして、東京都が多摩西部指導事務所が主催で、今回４月を目標に多摩西部地区開発指導者担当者会議、こういうものが設けられることになりました。この中で、今各市が抱えておりますこういう開発に関する諸問題ですけれど、こういうものを一つ共通の課題として検討していこうという形で、今後そういう東京都が主催でそういうものを詰めていく、ということに一応なっております。したがって、今後そういう中で何か一つの方向が見出せるんではないかというふうに思っておるところでございます。

ただ、少なくとも今まで指定されております――日野市が行っております指導のもとで乱開発、それから環境保護の面から、少なくともある一定の効果は今日まであったというふうに思っております。

駐車場でございますけれども、土地の有効利用という面からいきますと、どうしても立体的利用という形になってくると思いますけれども、土地のそういうふうな立体をする上で、１戸の土地の面積が非常に小さくなっていると思います。そういう中で、この駐車場の100％確保、これは非常に理想ではございますけれども、現実はなかなか難しいのかというふうに思っているところでございます。ただ、それに対する補助というものがあるわけでございますけれども、御指摘でございますけれども、補助金につきましても、やはりこれはあくまでも個人がやる担保制――駐車場として将来的に担保制の問題、そういう問題もございますので、なかなか補助という形のものでは難しいのではないか。

したがって、これは日野市だけではございませんけれども、各市で計画のある一定以上確保をしたことについては、先ほど先生の御指摘のように、軽減措置でそれを対応しておるというのが実態でございます。

以上、簡単でございますけれども。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

それでは１点目の方の、集合住宅の場合の１棟の大きさが小さいほど、あるいは高さが低いほど環境的な面で見たときにはいいんだというのは、恐らく市長の強い信念がこの中に含まれているというふうに思いますが、そのあたりについてもう一度市長に見解をいただきたい。

もう一点。負担金があります。158万3,000円というのは、日野が昭島に次いで２番目とはいいながらも、負担金が発生する数字が極端に日野の場合低い。これは結果的には乱開発防止の効果を相当もたらしているんだろうというふうに思います。そういう一面で見れば非常にいいことかもしれませんが、ただ、この負担金が発生したときには、それは支払いをするのは確かに家主かもしれませんが、その払った分がどこに来るかといいますと、結果的にはそれを借りる人たちに背負わされているということになると思うんです。

例えば、道路を挟んででも横でもいいんですが、12戸の負担金の発生しない建物と、それから20戸でも30戸でもいいんですが、負担金の発生する建物が二つ並んでいたときに、どちらに家賃が合わせられるかというと、やっぱり高い方にしてしまうと思うんです。ですから昔のように地価の問題とかいろんな問題がないときであれば、それも一つの方法でよかったんだろうというふうに思います。決して過去の方法としては間違っていなかったというふうにも私も思うんですが、現在のような地価情勢になっている中でも、やはりそれら何としても守っていくべきことなのかどうか。それをあわせて市長にお伺いをしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　開発指導要綱に伴って、いろいろ今日的な質問をいただいたというふうに思っております。

都市計画事業、都市計画手法と申しますのは、あるいは都市計画法と申しますのは、規制と誘導という形で、一面には将来のまちづくりのために、あるいは市民生活のため

に規制という面と、誘導という面と、両面あるわけでありまして、我々は規制をする面と、また誘導する面と、両方バランスをとって将来のまちづくりのいい姿を保っていきたいということで、いろいろと工夫をしてまいっております。

御質問の、いわゆる開発指導要綱の基礎控除といいましょうか、発想は地元の農家の方がだんだん農業もしにくくなったので、一方に借家もひとつ持ちたいというふうなときに、せっかく自分の持っておられる土地ですから、ある程度の基準を定めて、そうして規制をするという意味になっておるわけでありまして、それが緩ければ緩いほどいいということも、これもないでありましょうし、適当な判断で８戸の時代、今日は12戸の時代、こういうことでだんだんと要件を改めておるということはあります。

それから、我々が規制の面として、特に日野市は用途地域も一応定めてあります。マンションという形で近ごろ出てくる開発は、大部分が工業地域を目指してくる。本来工業地域は、工場に立地を優先させるということで誘導することになっておりますが、住宅が絶対禁止というわけではありません。そして工業地域は、例えば建ぺい率が高い。あるいは高度制限がまた高い。容積率も高い。企業としては極めて有利であります。しかし、これが制度としては横紙破りみたいなものですから、なるべく規制はしなきゃいけない。しかし、地主の地権を守らなきゃならんという一面もありますので、それなりに規制もする、誘導もする、その中で可能なものが立っていくということに現実はなっております。

今、駐車場要件のことが言われました。これはごく最近、指導要綱に追加した部分でありまして、つまり路上駐車がたくさん出てきて、本来は個人が宅地の中で解決をしたわけでありますが、なかなかそれが難しくなったということで、路上駐車、違法駐車が出てくる。そこで居住にはなるべく駐車場を伴っていただきたい、ということになってまいります。

したがって、集合住宅を計画される場合には、戸数要件と、あわせて近頃は駐車場の指導も加えたということでありまして、100％駐車場が併設されることが一番望ましいわけでありますけれど、これもなかなか無理でありますので、最小限の方は50％というようなことを協議の中の課題にしておるということであります。

日野市が都市稼働することはもう必然的でありますし、将来に余り過密にならない、そして秩序のある市街地として発展をするためには、最も、いわゆる開発指導ということに重きを置かなければならない。拙速に人口が移るということでない方がいい、という考え方であります。それらのことで、一面には日野市は開発に厳しいといわれている

面もありますけれど、そのために緑が多く残し得たというかえがたいメリットも積み上げてきたということになるだろうと思います。

今日、いろいろな社会的な圧力がありますが、地域指定に沿って、しかもまた高度制限、今大体住居地域は10メーター規制ですから、これはかつては多摩高度といわれて、つまり多摩には余り高密度の状況はつくらない、住宅地はつくらない、こういうことで今日まで政策的に持続されてきておる。こう言ってよろしいと思っております。

負担金のことは、いろいろな行き方があると思いますが、いいまちに住むには金がかかるということも、これもまた一方に理解をしていただかなければなりません。これまでの住民が負担をして公共施設等をととのえてきているわけですから、ある程度負担をしていただく。これも仕組みの中の払う立場になれば、なるべく少ないがいいわけでありますけれど、理解がしていただける範囲だろう、こんなふうに思っております。

例えば、まだ下水道が普及しておりません。そこで、従来もう一つの規制といたしまして、個人住宅、平屋とか２階とかいう程度の住宅には、道路の側溝に生活排水を放流することを認めておる。これも生活上やむを得ない措置であります。それから集合住宅のために道路側溝は使わせる施設ではない、という解釈であります。本来、道路の側溝は雨水排水をすることが目的でありますので、一つの規制手段として放流の規制もしておる。これはかなり規制には役立つというふうな内容だろうと思っております。最初に申し上げましたとおり、規制と誘導を適切に扱いながら、しかも主権を侵さない。そして住んでおられる方も将来ともに快適なまちになるということを期待をして、この制度があるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

市長の方から、駐車場に絡めた問題も一緒に答えていただきましたんで、もう一点お伺いをしたいんですが、現在、協力金というか、負担金といいますか、これで年間平均２億円近いお金が入ってきております。これ、先ほど一つの事例として50万ぐらい負担をしてもまだ負担金の枠内でできるんではないか。これは部長の方からは、個人的なものとの兼ね合いで非常に制度的にも難しい部分がある、というお話はあったんですが、単純に２億円を50万で割りますと、400台分の駐車場を確保するということに逆算しまして、そういうことになるわけです。

さらに、これは２億円はもともと外から入ってくるものですから、市が２億円持ち出したとすると、その倍の800台分が集合住宅建設とともに駐車場が確保されるわけです。

そうしますと、逆算をしまして、また車１台のスペースが大体十二、三平米ぐらいだろうかと思います。坪にして４坪弱だと思います。今、坪当たり100万とか150万という中で、４坪近い土地を仮に購入するということを考えますと、800台分で見ますと約50億近い金が、もちろんそんな金を出す気はないよと言ってしまえば終わりなんですが、現実的にやっぱり何か対策をしようというときには、それなりのことを考えていて、その中で対策をしていかないと、できる、できないだけの論議ではなかなか進んでいかないというというふうに思います。

60年から平成元年度までの、いわゆる単身者用ではない世帯向けの住宅建設戸数は、およそ3,500戸ということです。年間にしますと約700戸なんです。そうしますと、この800台分を負担をしますと今あるような、恐らく50％は敷地の中で確保されているということですから、その残りの千七、八百台分というのは、（きちっと駐車場を確保している人ももちろん大勢いると思いますが）今の現状からしますとそうでない人も相当な数がいる、というふうに思うわけです。

そうしますと、こういったこともぜひ考えてみる必要があるんではないかというようなことで、今回一つの事例として提案をさせていただいたところでございます。これは今後もぜひ検討していただきたいということにとどめておきたいと思います。

乱開発防止ということで、現在12戸ということで日野は規定をしているわけでございますが、これについては三多摩担当者会議で、これからいろんな形での情報交換をしていくという先ほどの部長の答弁がございました。他市においては、この日野の12という基準に対して30だとか40だとか、あるいは50だとかという、そういう緩和方向に今あります。これは恐らく現在のような高い地価ということとあわせて、もう一方ではやはり自然を大事にする、緑をより多く確保するという両方の面を、当然、日野だけではなくてどこも考えていることだというふうに思います。そういった面も含めまして、こちらの方も大いに他市とその辺の情報交換をされまして、より住みよいまちづくりをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。　ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって７の２、マンション建設等における、施設負担金基準のあり方と、駐車場確保について問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時57分　散会

３月13日　水曜日　（第５日）

平成３年
第１回定例会　日野市議会会議録　（第５号）

３月13日　水曜日　（第５日）

出席議員　（29名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

22番　夏井明男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　大迫曄子君

議事日程

平成３年３月13日（水）

午前10時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前10時10分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、23名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問８の１、小学校、中学校のプール指導時における、体育講師の配置についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　通告に従いまして、一般質問を行います。

今回取り上げましたテーマは、小学校、中学校のプール指導時における体育講師を緊急に配置してほしいという現場の要求に基づくものでもありますけれど、議会にも請願が出て、これから審査に付されようとしている問題でございます。

学校を取り巻く状況はさまざまな問題をはらみつつも、教職員の懸命な努力によって、児童・生徒への教育活動が行われていることは言うまでもないことでございます。私はきょう教育内容について触れるということよりも、教職員の皆さんの学校、教育活動における労働条件という面からこの問題を少し取り上げてみたいと思います。

教職は非常に心労の激しい仕事だということが言われているわけでございまして、精神的にも、また身体的にも大変きつい仕事だとも言われているわけでございます。そうした中で子供たちへの愛情、教育への情熱に支えられて、教職員の皆さん方の日々教育活動が行われているわけであります。

全日本教職員組合協議会が、昨年の国民春闘の際に行いました、アンケート調査がございます。これは教職員独自アンケートとして、実施されたものでありますけれど、その中でも今日の教職員にかかっております実態がかなり浮き彫りにされているものでございます。例えば毎日１時間以上の超過勤務が39％と答えておりますし、翌日に疲れを持ち越す人が87％もいるということでございます。したがって健康に対する不安、不調を訴える人が58％、60％に近い人たちが訴えております。そして突然死、いわゆる過労死の不安ということをいつも気持ちの中に抱いているのが、82％の人が回答をしているということでございます。国際語ともなっております過労死が教職員の方々をも例外ではないという、こういう不安を広めているわけでございます。

さらに19の都府県の合計で、1987年、331人、そして翌年の88年、334人、89年には343人となっております、いわゆる現職死、現職のまま死亡された人数が相当の勢いでふえたという結果を示しているのではないかと思います。この死亡した原因は、がんとと

もに、心不全等の循環器系の疾病、自殺が上位を占めております。さらに増加の傾向にあるということが示されているわけでございます。精神疾患も一般より非常に高率なのが特徴だというのが、教職員の病気や死亡の原因だそうであります。そして何よりも学校をやめたいと思ったことのある人が、80%にも達しているということが明らかになりまして、今日の学校現場における教職活動の困難さを浮き彫りにしたものではないかと思われます。

文部省が調査を行った一昨年の資料によりましても、１年間の精神疾患によります被休職処分者は対前年度比で１.6倍にもなっていることが明らかにされているわけでございます。

こうして職場における大変な困難な状況の中で、よく頑張っておられるわけでありますけれど、全体の傾向とあわせまして、東京都ではどんな特徴があらわれているかという調査もございます。これは時期を同じくして行われた調査でありますけれど、超勤が非常に多くて、振りかえが取れないという、こういう実態も明らかになっております。超勤を行った場合、振りかえのほとんど取れないと答えた人が64.5%にも達しております。大体取れるという人は8.2%程度でございます。

そして持ち帰りの仕事が多い。帰宅しても時間がなかなか足りない、こういう実態も明らかになっておりますが、学校の授業が終わって、いわゆる退勤後の自由な時間がどのくらいあるか、こういう問いには男性の場合、ややあると答えたのが62.6%、ないと答えたのが28.3%になっております。女性では時間があると答えた人は41.6%、ないと答えた人が52.3%となっており、半数以上の人がなかなか時間が取れない、こう訴えているわけであります。その自由な時間がない、自由な時間が取れないという理由に、持ち帰りの仕事のためにと答えたのが、男性では24.2%もおります。そして女性では27.2%を占めるという割合でございまして、この持ち帰りの仕事のために、家庭における相当の時間を割いているということが明らかになっているわけでございます。

健康の問題はどうでしょうか。あなたの健康状態はどうかという問いには、良好だと答えた人が41.2%おります。余り良好でないと答えた人が、46.5%、不調だと答えた人が12.2%、あわせますと58.8%の人が体の調子がよくない。あるいは不調だ、こう答えているわけでございます。ぐあいが悪くなったときは遠慮なく休むとか、通院、入院ができるか、という問いには、できないと答えている人は50.6%もおるわけでございま。できると答えた人が27.4%でありますから、大変な違いが示されているわけでございます。これは薬を常用している人は28.4%もいるそうでありますから、大変な無理をして

毎日の教育活動に励んでおられるということにもなると思うわけでございます。

こうしたアンケート調査の中でも浮き彫りになりましたように、本当にさまざまな学校の行事、会議、そして授業への準備、児童・生徒との対応等々、１日じゅう休む間もなくこうした活動に時間を費やされてしまうという実態だそうであります。都教組の女性の執行委員の方がこのように述べておられます。女性教職員の約70%が病気であったり、健康に不安を感じて働いている。そのうちの25%が薬を常用し、無理を重ね、過労死も人ごとではないという思いをいたしております。運動会の準備、あるいは練習、家庭訪問、熱心に取り組めば取り組むほど、疲労がたまるというジレンマに陥るわけであります。しかし子供たちの先生に対する要望は、東京都の調査「東京における児童」というものにまとめられておりますけれど、この中でがみがみ怒らないでほしい、その日の気分で怒らないでということを挙げておりますし、先生には一緒に遊んでほしい。もっとやさしくしてほしい、わかりやすく教えてほしいと述べておるわけであります。

こうした子供たちの希望にこたえて、教職員の皆さん方もそれぞれ創意工夫を重ねながら、懸命に努力をされていることと思います。そしていつも笑顔でいたいとか、ゆとりをもって子供たちに接したい、こういう気持ちを持つ教職員の方々もなかなかそれができないという場面、場面が毎日の授業や教育活動の中にあらわれてくる、こういう悩みなども訴えているわけでございます。

私はこうした実態を考えるならば、本当に今こそ児童・生徒すべてにわたって行き届いた教育を十分、しかも安全に行うことが求められていることではないかと、強く感じる次第でございます。東京都の教職員配置状況など、定数は一向に変わろうとしておりません。40人学級の強いこれまでの父母、教職員の要望にもなかなか実施されてこなかったという経過などもございますし、さらに35人学級への要求にも、今すぐこたえるという姿勢にはなっていないわけでございます。

小規模校になりますと、それなりのまたいろいろな問題も生じるわけでありますけれど、それに見合った教職員の体制をしっかりと確立するということがどうしても必要なことではないかと思うわけでございます。こういう実態を踏まえながら、私も今回のテーマをいろいろと考えていく中で、プールの指導というのは他の授業課目の中でも最も教職員の方々、体力や、また気を使う授業ではないかと思うわけでございます。それだけに安全の面、あるいは十分な指導体制をしっかりと確立するということが求められているということはもう言うまでもないことだと思うわけでございます。

ところで日野市の小・中学校、特に小学校の場合は年々児童数が減少しているという

ことがございまして、学校の児童の数が減れば、当然クラス数も減るということになってくるわけでございます。元年度の事務報告書によりますと、児童・生徒数、及び学級数の統計資料がございます。ここで２学級以下の学年を擁する学校を調べてみますと、11の小学校で２学級以下の学年を持っているということがわかります。学級数にして44学級があるということになるわけでございますが、これは昨年度の資料でありますから、今年度、そして来年度の見通しなどをを考えますと、まだふえるんではないかという気がするわけでございます。そして教職員の配置などにも、これはいろいろと変化を来すわけでございまして、例えば12学級の小学校には校長、教頭、養護の先生を除いて、いわゆる教諭という方が14名おられるわけです。12学級に14名ということは、専科の先生が２人いるというふうに見たわけでございます。ところが16学級の場合は、16人プラス３人で19名の教諭が配置されているということになっております。専科の先生が３人配置されているということになっているからだと思います。この辺のことなどについても答弁をいただきたいと思いますけれど、そこで質問を行ってまいりたいと思います。

今年度の学級数、そして来年度の学級数の見込みはどのように立てておられるか。いわゆる小規模校がどの程度広がっているかということを伺いたいわけであります。そしてその際に専科の先生の配置状況、特にプールの指導における実際の体制はどういうふうにこれまでつくられていたのか。そして小規模校になるが、どういうものになっていくかということを１点お伺いしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

最近特に各学校の児童数が減り始めているところでございます。単学級に既に今年度からなっています平山台小学校が一番少ない学校でございます。その他の学校で２クラスという学校がさらにふえていくということで、今現在も三沢台小学校、東光寺小学校、潤徳小学校、仲田小学校、程久保小学校、さらにはこれから先にまだまだ旧七生地区にある学校は特に減っていく傾向が見えてきております。

それから専科の先生を体育にどういうふうに向けられるかという質問になるのではないかと思いますが、今、このプールの指導等におきまして、単学級になりますと、先生のやり繰りが非常につきにくいということを、学校当局から学校訪問、その他のときで常に伺ってきているところでございます。専科の先生の応援以外にも、縦割りといいますか、異学年との一緒のプールとか、そういうような工夫でやっている学校、またはぜひ今後もそのことを続けていただきたいというようなことで、現在までは来ております。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　先ほど申し上げましたように今議会にも請願が出ております。この請願書の中にも述べられておりますけれど、来年度はかなり小規模に伴う学級数の減少ということも考えられるわけです。１学年、２学級以下という学年が10校、50学年ほどなり、中には平山台小のように１学年１学級というところも既に出てまいりました、ということを今年度ここで言っているんだろうと思うんです。で、来年度はさらにふえるのかどうかということで、まだちょっとはっきりしませんけれど、しかし七生地域の学校はかなり減少するんではないかという、そういうお話がありましたので、恐らく児童数は減少の傾向をまだたどっているんではないかと思われます。

しかし現在でも10校、50学年にわたって、２学級以下というところがあるわけでありますから、こういうところでのプールの指導時における先生方の配置というのが大変困難になっているということを今の説明でも、学校当局からもそういう訴えが行われているということでございます。これは大変やっぱり深刻な問題ではないかと思うわけでございますし、特にプールの指導は危険が伴うということもあるわけであります。先生方とすれば、安全にしかも一人ひとりに目を届いたプール指導を行いたい、こういう考えを持っているわけでありますから、何としても体制をしっかりとつくるということが今求められているんではないかと思うわけでございます。

実際のプール指導時における平山台小学校などにおける工夫や、体制のとり方というのは、なかなか大変なようなんですね。例えば学年別で合同でプール指導を行うというようなことも行っているそうなんです。そうしますと、例えば１年生と４年生を組んでプール指導を行いますと、体の大きさも違います。プールに入ってからの指導を行う上で、水泳の上達度も違うわけです。こういうのを一緒に指導するというのはなかなか大変だと、それで大プールと小プールというのがあって、１年生は小プールに入れるというようなことを行いますと、それぞれ１人ずつ先生をつけなければならないわけです。プールに１人の先生ということになりますから、これはとてもとても40人近い児童を目を行き届かせて、水泳指導を行うなどというようなことは実際はできないということになってくるんだそうであります。

プール指導の際、どんな手順で先生方は携わっておられるんでありましょうか。いろいろ伺ったものでありますけれど、プールの体育の時間、プールに入るということになりますと、まず子供たちは着がえを行うわけです。更衣室があればそこでやるわけですけれど、ないところは教室で着がえをする。もちろん先生方も着がえを行うわけであり

ますが、で、プールの鍵をあける。あけてプールに入る前に、準備はまたいろいろとあるんですね。例えば消毒液を入れる、その濃度を測る。で、基準点に達して初めてプール使用ができる状態になるわけです。そして生徒をプールサイドに並べて、人数を数えて、それを全部日誌に記入して、それから準備体操を始めて、プールに入れる子供、プールに入れない子供をその前に当然分けなければならない、ということがあるわけであります。

準備体操を行った後、腰などをシャワーで最初に洗うというようなことなどがあるわけです。そういう手順を経て、いよいよプールに入って指導をする。例えば先生が３人ついている場合、１人は個人指導にも当たることができるわけです。そして子供たちによっては二，三メートルしか泳げない子供、あるいは25メートル泳げる子供もいるかもしれない。ですからそういう子供に応じた泳ぎ方を教えるために、それぞれの先生がついて指導するということを行っていたそうです。そして途中で水質のチェックをまた１回やる。で、天候がいい日などは、濃度が薄くなるそうでありますから、さらに薬剤を注入するということなども行っていくわけであります。

そして途中プールから上げて、子供たちの健康状態をチェックするということが行われるわけであります。そして異状がなければ、後半の指導に入っていくということが行われるわけであります。時間が終われば整理体操をやって、シャワーで体や洗顔を行って、その授業はおしまいになるということでありますが、先生はプールの終わった後の日誌をつける。そして安全を確認して、鍵をかけて初めて自分の更衣室に向かうことができる。こういうことになっているわけであります。それを３人の先生が分担して水質検査や、あるいは準備体操や、それから浄化槽の運転など、手分けをしてやることもできたけれど、１学年１学級では、１人の先生ですから、これを全部やるわけです、１人で。とても授業に費やす時間がなくなってくるということになるそうで、次の手順が済むまでは、児童をそのまま待機させるわけです。というようなことなどもあるというんですね。教育部長はよくその辺のことは調査をしてわかっていると思うんですけれど、そういうことを１人でやるのか、３人でやるのか。そして実際にプール指導を行っているとき、プールの全体を見る先生と、プールの中に入って直接個人を指導をするというような人など、それぞれやはり役割があって、安全上そういうものがどうしても必要なんだということを訴えられているわけであります。

私もそういう話を伺いまして、なかなかこれは大変なことなんだということを感じたわけでございますが、しかしそれでも先生方は毎年熱心にプール指導を行っておられる

わけでございます。そして、けがのないように、事故の起きないようにと細心の注意を払って、指導に当たってこられているわけでありますが、しかし最初に申し上げましたように、教職員の皆さん方を取り巻く状況は決して容易ではない。むしろ非常に困難な状況にあるという中で、最も体力を使い、そして神経も使うこのプール指導の人員の配置というものが、今本当に強く求められているんだということではないかと思うわけでございます。

市教委は、市の教育委員会は、今後このことでどういうふうに対応しようとしているのか、具体的に伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　学校のプール指導のことについて、るる実態の細かい御報告がありました、そのとおりでございます。各小中学校においては、水泳指導における安全衛生、児童・生徒一人ひとりの泳力差などを十分に配慮し、自己の能力に適した課題をもって学習に取り組むよう指導しているところでございます。今、議員さんがおっしゃったとおりでございます。

水泳指導は、命の安全に配慮することが重要であることから、プールの構造や、付属施設の設備の特色を十分周知させたり、また実技指導に際しても安全に関する趣旨の注意を払うことが大切であるというふうに考えております。各学校ではこれまで学年を単位として、期間中は特別な時間割りを組むなどして、複数の教員で指導、及び監視に当たってまいりました。学習指導は原則として教員が行うものであり、水泳指導における監視の責任者は、あくまでも教員等の指導者によって行うのが基本であると考えております。

小中学校の水泳指導時における体育講師の配置につきましては、これまで学校訪問の折りに要望として出されております。学校規模につきましては御指摘のとおり、学級数は減少傾向にありますが、教育委員会といたしましては、水泳指導を異学年の組み合わせによる協力体制のもとでの実施、大・小プールの効果的使用等、指導の方法、指導の方法の工夫、改善を図ること。また児童・生徒数の減少に伴い、学校経営全体の見直しも必要であるとは考えております。しかしこの小規模校という状況は、地方の方におきましては単学年がほとんど大きな割合をやはり占めております。いずれにいたしましても工夫された教諭の責任のもとに、この指導を行うということが原則になっておりますので、それを重点的に置きながら、今申し上げたようなことを基本にいたしまして、工夫して異学年との問題につきましても、まあ御指摘ではいろいろ問題がたしかあります

けれども、高学年の方の、例えば今のおっしゃった４年生が１年生の面倒を見るといいますか、そういうようなことをも工夫するとか、いろいろのことで進めていきたいと、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　請願書の中にも述べられておりますけれど、例えば小規模校では専科の先生も少なく、したがってあき時間の教諭も少ない。また一方校務等の負担は１人当たり大変大きいものがあります。で、教頭の場合、会議等への出張や、さまざまな応対のため中座することが多く、常にいつもついていてもらうということは不可能ですと、こういうふうに言っているんですね。ですから部長が言われるように、異学年合同でやる、プール指導をやるような工夫も考えていくというふうにおっしゃっているんですけれど、異学年でやると、先ほど私が申し上げましたような、また困難な状況があるということを私は申し上げているわけです。しかも14学級以下は２名の専科の先生でしょう。14学級以上でないと、３名の専科の先生がつかないということになっておりますから、小規模校というのはだんだん、だんだん――要するに先生が少ないわけですね。先生がたくさんおられれば、いろいろこう組み合わせなどが比較的やりやすいけれど、あるいはあき時間の先生も多くなるわけですけれど、それができないということになってくるわけですよ。ですからそういうときにこそやっぱり何かの方法でそれを補うということを考えないと、この問題は解決しないんじゃないかと思うんですね。あなたが先ほど申し上げたようなことは、ちっともこれ従来問題になっているようなことを解決するような方法、対応の仕方ではないんじゃないかというふうに思うんですよ。

しかも男性の場合と女性の場合は違うということは、もうそれはおわかりでしょう。日野の教職員の中での女性の職員数の割合というのは、一体どのぐらいおられるんですか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　今、小学校の場合には非常に女性教諭の割合が高いんですが、何％と、今ちょっとここでお答え申し上げられませんが、半分以上であることはもう間違いございません。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　20代の女性の先生が小学校では19人おられるんですね。中学校では23人、30代で小学校で120人、中学校で47人、40代では小学校は130人、中学校は33人、50代になりますと、小学校では34人なんです。それから中学校では30人ということになりまして、小学校では合計いたしますと303人おられるんじゃないですか。中学校で133人ということでありますけれど、こういう内容をやっぱり実態をよくつかんでいないと、的確な対応もできないんじゃないかというふうに私は思うんです。

例えば50代で34人に減っているということは、これは児童・生徒の急増期、その以前の採用であったということもあるかもしれませんけれど、しかしやめられる先生も多くなっているということなんだそうですよ、これは。何も日野だけじゃなくて、全都的に、全国的に見ても、40代から50代、あるいは60代近くなりますと、なかなかきつくなってまいりまして、学校をやめざるを得ないということになってくるケースも大変多いというふうに伺っております。これは何もプール指導だけじゃないと思うんです。学校活動全体に、先ほど申し上げましたようなきつい状況があらわれているということの反映だと思うんですけれど、そういう中でも50代の先生がプール指導を行うというのはなかなかこれはもう体力的にも、非常にきつい事態にあるということは御理解できると思うんです。

そしてこの市内の女性の教職員の方々の健康チェックのアンケート調査というのが行われておりますが、この結果を見ますと、例えば342名の回答があったそうですね、全女性の教職員のアンケートを行って、回収率78.5％のものでありますけれど、肩こりとか、それから背中がこう痛いとか、そういう症状を訴えている人が160人、それから目の疲れが非常にやっぱり激しいというのが139人、腰痛120人、疲れやすい、だるい、こういう症状を日ごろから訴えているのが170人おられたというんですよ。これはいずれも回答の３分の１を越えているんですね、これらの人たちは。回答者のうちの３分の１がいずれもこうした症状を訴える身体的な状況があるということをこのアンケート調査で明らかにしているわけであります。

先ほどそうして異学年の組み合わせなどによって、プール指導を行いますと、いろいろ違うわけですから、対応の仕方も、自分の担任の、例えば１年生を相手にしているときと、いきなりプールの指導のときだけ４年生、５年生と、縦を組み合わせてやった場合の対応の仕方というのも、これまた違ってくると思うんです。というようなことなどもありまして、この異学年の組み合わせというのは、それでも工夫してはやっておりますけれど、先ほど請願文書の中に書いてあることを御紹介申し上げましたようなことなどがあって、なかなか大変なことになっているということなんです。

ですから私はこの請願書に述べてありますような体育の講師を配置するということと、当面授業中のプール監視員を配置するというようなことなども、要望としてあるわけで

あります。そういうことをできないのかどうか、あくまでも授業中のことでありますから、これは教諭でなければいけないという規定があるならば、例えば水質検査をするというようなことは、教諭でなければいけないのかどうかですね、そういうようなことだとか、いろいろ浄化槽の運転などは、どういうふうになっているんだということなどもあると思うんです。いろいろ検討の余地がまだあるんではないかと思うんです。そういうことを私は教育委員会に望みたいと思うわけであります。

現場のいろいろな要望等に対する声を、学校の巡回視察などによっても直接学校当局からもこうした要望を伺っているわけでありますから、私は実態はかなり把握されているんではないかと思うんです。にもかかわらずまだこれといった対応を考えていないということは、教育委員会のこうした問題に対する把握の仕方がまだまだ私は足りないんではないかという印象を、今部長の答弁を聞いて受けたわけであります。

教育委員会はむしろこうした問題を積極的に受けとめて、前向きの姿勢で検討を行うということは必要なんじゃないでしょうか。これまで日野市の場合は、いろいろと学校、教育行政に対する積極的な対応を行ってまいりました。決してこれは教育委員会の努力なくしてできたものだというふうには考えていないわけでございます。教育委員会でもいろいろと努力をされて、そして日野の教育行政を大いに高めてまいってきたんではないかというふうに私も考えているわけであります。例えば病欠の代替教諭を配置するというようなことであるとか、小中学校図書館臨時職員の配置、小学校プールの初回の清掃、障害者送迎バス添乗員を配置するというようなことなどもございました。市内社会科見学のバス代などを補助するように今度なったわけですね。こういうようなことなどを相次いで行ってまいりまして、現場の先生方の要望にこたえてきたということがございました。こういうことを行ってきた教育委員会であるわけでありますから、この体育講師の配置ということについて、こたえられないということは私はないと思うんです。こたえられないという障害は何かありますか。障害になるもの。あなたの考え方だけだということであれば、これはまた大きな問題になるかもしれませんけれど、そうじゃなくて、客観的な、これは絶対配置できないという、何かそういう障害があるかどうか、その点だけ伺っておきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　この問題は日野市はもちろんですが、よその市でもやはりいろいろ問題になっております。また、私が聞いている範囲の中では、１市だけそういうことをやっているということも伺っておりますが、この体育講師を配置した場合

の問題ですが、災害や保障や、指導上の責任等について解決しなければならない課題がございます。教育委員会といたしましては今後校長会、体育主任会等とも協議しながら、指導体制、方法の改善、充実に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ぜひ関係者との協議を進めて、詰めた検討を行っていただきたいと思います。三多摩でも１市実施されているという御報告がございました。東京中野区でも来年度予算を計上して、それら体制の配置を考えるということが明らかにされているそうであります。ですから、まあいいことは他市に先駆けてやってもいいわけですよね。ですからそういうことを私は詰めた協議を行っていただきたいということをお願いしておきたきいと思います。

そこで財政当局にお伺いしておきたいんですが、仮に予算が必要だと、教育委員会から積極的な要望や協議が申し込まれたといった場合、財政当局としての対応は十分協議に応じられるんではないかと私は思うんですけれど、いかがでございましょうか、この際企画財政部長にお伺いしておきたいと思うんですけれど。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

もちろんこの事業につきまして、今具体的な問題があるわけでございますが、全体的なフレームの中で、財政の調整をやっているわけでございます。当然この問題、教育委員会自体が一定の骨子がかたまった時点では、改めて理事者とも協議した中で対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　教育委員会の今後の対応も、当初の答弁よりだんだんよくなりまして、協議を、検討するというところまで進んでまいりました。私はぜひとも今私の質問を行った内容なども一つの参考として、より学校の実態を踏まえて、鋭意検討を行っていただきたいと思います。そのことを最後に申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって８の１、小学校、中学校のプール指導時における、体育講師の配置についての質問を終わります。

一般質問８の２、小学校、中学校の施設整備についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　革新市政の小中学校施設整備にかけるこれまでの熱意と、実際の予算の配分、成果ということを私は改めて申し上げるまでもなく、相当の成果を上げ

てまいってきた、このように私自身も考えているわけであります。現在20校の小学校、そして中学校のそれぞれの配置などによって多少の児童・生徒数の規模の大きさの違いはあるわけでありますけれど、施設に対するさまざまな要望がかなり充足されてきたというふうに考えているわけであります。

五小の建てかえなども行われました。あの建てかえが行われた後、私たちも落成式には参加させていただいたわけでありますけれど、20年前考えられなかったようなすばらしい校舎に生まれ変わっているわけでございます。こうして全体を見るならば、施設整備の充実ということが進められてまいりましたけれど、なお今日部分的な要望や、まだまだ不足する点などがあることもまた事実ではないかと思うわけでございます。

そこで教育委員会に伺いたいわけでありますけれど、鉄筋コンクリートの建物の中におりますと、夏場、大変暑くなる、換気がよくない、通風がよくないというようなところは大変暑くなるわけでありますし、これは学校の毎日の授業の中にも、こうした影響なども少なからずあるというふうに伺っているわけでございます。こんなことからクーラーの設置ということが進められてまいりまして、この何年間か、校長室初め、クーラーの設置が進んでまいってきたところでございます。

それでこのクーラーの設置の現状と、将来どんなふうな計画をされているかということを伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　現在３カ年計画でこのクーラー、またはエアコンを設置しておるところでございますが、校長室、事務室、給食調理員の控え室等行っておりますが、平成３年度でこれが終了いたします。

その他の防音工事で特につくりました学校につきましては、窓をあけると音がするとか、いろいろなことで、本来は冷暖房が完備することが望ましい施設であることは申すまでもございません。特に最近の学校の要望の中では、音楽室を冷房にしてほしいと、こういう要請が強くなりました。これは外からの飛行機の音とか、そういうものの遮断ももちろんでございますが、ほかの教室への夏に近い時期の暑いときに、妨げに音がなるというようなことに対する要望が特に出てきております。これらのものについては、これから計画的に年次を定めまして、設置の方向で検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

なお中学校の食堂でございますが、平成３年度で平山中学校ができ上がりますと、残りの３校だけがまだ冷房がついていない学校があるわけでございますが、これも来年度

から計画的に急いで、ほかの学校と同じように冷房をつけていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　部長、今中学校の食堂については、現在ついてないところは来年度から計画的につけていきたいということをおっしゃっているんですが、３年度からということですか、来年度というのは。この４月からということですか。それとも来年ということですか。ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　大変失礼しました。平山中学校が平成３年度で終わりますので、その翌年からということで、平成４年度からつけていきたいと、かように思っております。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　わかりました。

音楽室の冷房化ということについては、これ学校からも強い要望がなされていると思います。授業をやりますと、廊下側の窓なんですね。ここがあけられない。あけますとほかの授業にもいろいろ影響してくるということなどありますから、これどうしてもそういうことが必要なんだ、冷房が必要なんだということが言われております。

それから八小ですか、窓が開閉できないものが、あかないものがあるでしょう。そういう学校もあるんじゃないですか。そういうところはあけられないわけですから、なかなか夏の音楽授業は大変だということになって、児童・生徒が汗を流しながら、音楽練習するという場面もあるそうでありますから、ぜひともこういうところは取りつけを急ぐ必要があるんじゃないかと思うんです。

それから教職員室の要望も高いわけでありますから、あわせて検討していただきたいと思います。大坂上中学校の食堂、三沢中の食堂、一中の食堂がクーラーのない三つの中学校の食堂ですね。これも急いで取りつけてほしいというのが、父母や、あるいは生徒などからも伺っているものでございます。大坂上中学校の食堂ができた際、あれは網戸が当初なかったというふうに、私も記憶しているんです。夏場の暑いときに、窓をあけることはできない、あけるとハエなどが入ってきて、よくないということで、閉め切ったままに、状態で、食堂が開設されたといういきさつなどもありまして、翌年たしか網戸が取りつけられたという経過などもあったと思います。

当時からクーラーという話はあったんでありますけれど、つくる方が先ということで、

他の中学校の食堂の建設に予算が振り向けられて、今日まで来たわけであります。この三つの中学校の食堂にクーラーを取りつけて、快適な食事の時間ということを初めといたしまして、ＰＴＡなどの食堂利用の際にもそれが利用できるということになれば大変うれしいんではないかと、こう期待をされているわけでございます。ぜひとも予算化のために今後努力をしていただきたいと思います。

議題に提案されております来年度予算の中で、地区センターには冷房機51館というのが計上されておりますね。学童クラブの14校、クーラーというのがございますが、名称が違うんですが、機械の種類が違うのか、あるいはそうでないのかよくわかりませんけれど、あわせて65校、５カ所につけるということが予算計上されたわけですね。これは非常に利用者から見れば、年次を追って、順々につけるということではなくて、全地区センターと全学童クラブ、現在クーラーの入ってないところには、単年度で一遍につけてしまうという、こういう思い切ったこともやれるわけですね。ですから教育委員会も、同じ一つ取りつけるにも、規模が違いますから、同じ予算ではないと思うんです、当然学校の方は大きくなって、予算もかかるだろうと思いますので、単純には比較できませんけれど、長い年数をかけて年次的な計画ではなくて、短い期間で、一挙に取りつけるというそういう方向で、検討していただきたいと思うし、財政当局ともよく協議をしていただきたいと思うんです。最終的には市長が判断するということになるかもしれませんけれど、市長もこうした要求が、教育委員会から上がってくれば、私は最大限尊重するという立場には、これは変わりがないんじゃないかというふうに、私自身は思っておりますので、ぜひ積極的な対応をお願いしておきたいと思います。

以上をもちまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって８の２、小学校、中学校の施設整備についての質問を終わります。

一般質問８の３、日野台一丁目に広場（公園）計画を、との要望に応えてほしいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　日野台一丁目の自治会が、30年の歩みをまとめられまして、私にも送られてきたものを拝見させていただいているところでございます。まさにこの30年の歩みは、日野台一丁目地域の住民の生活安定を目指します自治会活動の生々しい活動記録といった内容ではないかと思うわけでございます。

私もこの30年の歩みを拝見する中で、少なからぬ事件といいますか、問題といいますか、かかわってきたことなどもございますので、勢い感慨の深いものもあったわけでございます。この30年の歩みの中で、現在の自治会長、西村さんの語っていることがございますが、請願や陳情、開発などへの対応ということで、次のように述べておられます。「自治会創立の動機がそもそも住民の日常生活にかかわる要求から始まったものでしたから、30年間の自治会活動のすべてが請願・陳情であったといっていいと思います。これを列挙すると次のとおりでした」と、ずうっと歴史的な取り組みの状況が列挙されているわけでございます。昭和36年の２月７日付で小構地区上水道設置計画促進に関する陳情を出されたことを皮切りにいたしまして、ずうっと何件かの、その標題が綴られているわけでございます。

昭和47年の年にモリタ製作所、（モリタ興産）建設中止についての陳情というのが、これ出されまして、当時私も議会におりましたので、この問題で審査にかかわった経過がございます。それ以来日野台の一丁目の住民の皆さん方、まさに地域のさまざまな諸問題などで、自治会を中心にされまして、陳情、あるいは請願、東京都、あるいは日野市などへの要望・陳情が繰り広げられてまいってきたわけでございます。一丁目の生活環境改善、あるいは文化施設等も含めたさまざまな要求に運動をなされてきた歴史がわかるわけでございます。私が直接関係したもので、今申し上げましたように、昭和47年のモリタ製作所建設中止についての陳情が、初めてであったわけでありますけれど、その後数を挙げればかなりの数になってくるわけでありますが、幾つかそういった問題にそれぞれ対応をする皆さんの運動にも関係させていただいてきたわけでございます。

日野境歩道橋設置について、市長に要望も出されております。電通マンション、日野台ハイツ建設計画の対応問題も、これは理事会でもいろいろ検討されております。日野台バイパスへ、バスの運行方請願、これ都議会と市議会にも出されております。ニューライフマンション日野台建設計画の対応、カンナ・ハイツ、ハイム・チクマ建設計画に対応、小笠原機械製作所、社有地取得に関する要望ということで、日野市長にも要望が当時出されました。昭和59年のことであります。センチュリー日野台マンション建設対応、エクセントレ21日野建設計画の対応等々がございまして、最近では市議会に請願出されておりますモリタ興産移転跡地への高層マンション建設計画に関するものでございます。

こうして自治会の方々の本当に結束した運動が列挙され、私はまだその一つ一つを思い出すことができるわけでありますが、こうした自治会の活動というのが、まさにこの西村会長が申しておりますように、住民の日常生活にかかわる要求から、この自治会の創立が始まったということに見られますように、自治会の方々が地域の住環境を守る、

あるいはよくする、こういうことのためにこの30年間の活動に力を注いできたものでございます。こうした経過にもかかわらず、現在の日野台一丁目は、どんな状況になっておられるのでありましょうか。この人口密度で自治会の方が調べられた資料がございますが、この一部を御紹介しておきたいと思います。

人口密度は急速に高まっているということがあらわれているわけでございまして、日野台の一丁目というのは、1975年の１月１日現在で、人口密度の、日野市内の丁目別によります高い方からの順番では15番目だったんです。日野市の平均が１キロ平方当たり、人口密度が4,679人でした。一番密度が高いのは日野台四丁目で、１万8,887人おられたんですね。その当時は日野台一丁目は8,175人で、高い方から15番目に位置する人口密度であったわけであります。それが1980年の１月１日には、17番目に一旦ちょっと順位が落ちまして、しかし密度の人口は8,867人とふえてまいりました。５年前の1985年の１月１日では、人口密度が１万2,818人、高い方から８番目に密度が高くなったということでございまして、昨年の１月１日、日野市の平均の人口密度が5,886人でありました。最も高いのが日野台四丁目で、１万8,150人。その次に日野台一丁目が入ってまいりまして、１万6,681人というふうにふえてまいったわけでございます。

ですからこの10年以内、急速に人口がふえてまいってきているということがわかるわけでございます。この主な原因は何といっても地域の中における事業所の移転などもございました。そしてマンションの建設がふえたわけでございます。昭和55年当時、マンション建設中というのが２カ所ございました。ニューライフマンション日野台と、日野台ハイツの２カ所だったわけでありますが、当時事業所は８カ所ぐらいのブロックに分かれておりました。それが昨年の12月現在になりますと、マンションは実に８カ所になったんですね。

こうしたことなどに見られますように、人口急増の地域ということになるかと思うわけでございます。日野台の地区センターは、日野台ハイツの建設の際にできまして、まあ公共施設の設置が行われたということにもなるわけでありますけれど、その間住民の一貫して変わらない要望と申しますか、要求であったのが、広場の設置であり、公園の設置を望む声ではなかったかと思うわけであります。これらいろいろな、過去自治会が取り上げました問題が発生するたびに、地域に広場をという住民の要望が唱えられているということが言われているわけでございます。しかしこの広場の設置というのがなかなか今日まで実現してこないといっても言い過ぎではないかと思うわけであります。

三小の通学路に接した132平米の土地がありますけれど、これはなかなか公園とは言

いがたい程度のものではないかと思いますので、こういうものがあったとしても、住民の望んでおられるようなことで広場がつくられたということにまだなっていないんではないかと思います。

公園用地取得の地域活動その結果ということで、経過状況なども述べられておるわけでございますが、いずれにしてもこの広場をつくってほしいという要望は、いまだに実現していないという事態にあることは、これはもう間違いないんではないかと思うわけでございます。人口密度がだんだん高まる、公共施設はそれに応じてふえているということではない。地区センターが１館つくられたのみということに今とどまっているわけであります。ですからこういう状況を考えあわせるならば、私はどうしてもあの地域にやはり広場、公園が必要な地域ではないかというふうに思っているわけでございます。市長もこうした状況など十分把握されているんではないかと思いますし、地域の人口密度の変化、マンション建設に伴うこうした人口の増加によるけれど、しかし公共施設はそれに応じたものになってないという状況であります。

私は是が否でも住民の方々の御要望にこたえていただくために、公園、広場の設置計画を全力を挙げて取り組んでいただきたいということを取り上げたわけであります。まさにこの表題のとおり、市はこたえていただきたいというふうに思いますので、市長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野台一丁目、かつて小構と言った地域でありますが、用途地域は準工業地域の指定下にあり、それから一方に日野市の区画整理を施行すべき地域ということで、早い時期に一応の決定を見ております。

日野台一丁目、つまり日野駅、日野坂の上に、日野駅に極めて近く、要するに駅に近いという居住性の利便があることから、むしろ住宅地としておうちができ、それから近ごろは特にまた準工地域という、建物を建てる有利性の上に立って、マンションが幾つもつくられてきた、こういう矛盾をした状況にあることは事実であります。これは行政の手立てが必ずしも適切とは言えなかったということもあったことだと思っております。

今、居住の密度が高まり、それから都市計画を行わないために、特に公園計画もないという状況下ではありますが、機会があれば何か当面の施策として広場、あるいは住民要望にはこたえていかなければならないということを日ごろ感じておる地域であります。

いろいろな状況もあるようでありますので、現状よく踏まえて、適切な対応をしていき、今指摘されておりますところの公園や広場ということについても、十分関心を図っ

ていきたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　地域の用途地域の指定というようなことなどの条件のもとで、なかなかこれまで広場や公園をつくる機会、あるいは条件がなかったということなどもあろうかと思います。それとあわせまして、用地が具体的にどこに取得できるかということの具体的な問題に入ってくるわけでありますけれど、そうしたことなどの条件もこれまでなかなかなかったということも言えるかと思うわけでございます。

しかし市長も日ごろからこの問題については十分関心を持っていたことじゃないかと私も考える次第でございます。小構自治会当時からの経過などもよく市長も知っておられるようでありますから、日野台一丁目の状況は私などよりももっともっとよく詳しく知っているかもしれません。それだけに市長にこの問題について信頼を寄せ、そして期待を寄せ、ぜひ公園を、あるいは広場をと願っているすべての日野台一丁目住民の皆さんのそういう願いにこたえて、今後も全力を挙げていただきたいと思うわけでございます。

機会があればというような話もございました。ぜひ機会もつくっていただいて、取り組みを強めていただきたい、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって８の３、日野台一丁目に広場（公園）計画を、との要望に応えてほしいの質問を終わります。

一般質問９の１、「箱」的な存在を超え「文化」創造の発信基地の行政たれの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1965年、パリで開催されました国連教育科学文化機構の勧告のもと、日本では昭和46年の提唱、また昭和61年、生涯教育体系整備を図る第２次答申が行われたところであります。東京都におきましては昭和58年、生涯教育推進懇談会を発足し、60年に答申を出したところでございます。この答申に基づきまして、生涯教育推進本部を設置いたしまして、62年には生涯教育推進計画を策定しているところであります。

各市町村の課長会を開催し、生涯教育推進体制の整備を各市町村に要請されていることは、もう既に御承知のとおりであります。日野市では昭和58年５月、日野市教育委員会より、日野市における社会教育活動推進のための振興策についての諮問がなされております。その理由につきましても行政は、生涯教育という観点に立って、教育全体の立

場からの配慮と、生涯にわたって継続的な学習の機会をできるだけ多く提供できるような条件整備が必要であります。

生涯教育の視点から、今後の社会教育のあり方と、その施策について質問されているところであります。また平成元年８月に市長を本部長といたしまして、文化・スポーツ行政推進本部を設置し、要綱を定め、事務事業等の推進を図っているところでもあります。人生80年代の到来とともに、高齢化社会におきます生涯学習も重要で大きな可能性と、期待をしているところでもあります。1988年、第２回全国高齢者大会で採択されました高齢者憲章の１節で、高齢者は人格と人生の全面的な発達、熟成を追求しますとあります。ここで見られますように、生きがいという普段の自己発達に求めて、それを可能にする等の社会づくりを目指す決意であるとも考えられるところであります。老若男女、またグループ、及び個人一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じた学習が求められるような条件整備が、行政の役割でもありますし、今後の文部省の専門部門での検討しております学校の週５日制にも受けられるような準備を、今後早急に整備していくことが必要になっているところであります。

またコミュニティーにつきましては1910年代、Ｒ.Ｍ.マッキーバーが「コミュニティー」という著書で、初めてコミュニティーを定義づけたとされているところであります。日本におきましても、最初にコミュニティーを定義したのは昭和44年、国民生活審議会のコミュニティー問題小委員会の報告であります。この報告におきましては、コミュニティーを生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人、及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った開放的で、しかも構成員相互に信頼性のある集団と定義しているところであります。

また自治省のコミュニティー研究会の報告におきましては、コミュニティーとは、地域社会等による生活の場において、地域社会の主体者としての権利と責任を自覚した住民が、共通の地域圏の帰属意識と、共通の利害と、そこでの役割認識にわたって、共通の行動を目指そうとする、その能度の中に見出される連帯のことであると定義されているところであります。

高度成長期以来の都市化が進む中で、従来の地域社会の機能が破壊されて、新しい地域的連帯としてのコミュニティーの形成が要請されているところであります。新しい生活形態を、行政が協力しながら、つくり上げていく、これが地方自治の課題とされている、市民自治意識を高める、市民参加の、市民自治の構築と同じような考えになるものであります。

そこで質問といたしましては、第１点は、いつでも、どこでも、だれでもが自由に学べる環境づくりとしての生涯学習、社会教育への取り組みと、今後への課題、さらには高齢者の生きがいとしての生涯学習についてであります。

第２点目としては、コミュニティーの考え方と、今後の方針並びに課題についてであります。

第３点目としては、社会教育、コミュニティーという縦割り行政、そのままの行政施策でなく、利用する生活者、市民の立場としての生涯学習、コミュニティーの政策の方針、また基本計画、さらには利用する市民側の立場からの施設整備についてお伺いいたします。

第４点目としては、今現在あります、公共施設のネットワークづくりであります。使う市民へのサービス、使いやすさの視点から、市民会館、生活・保健センター、東部会館、湯沢福祉センター等の申し込み手続き、また利用状況等についての、公共施設のネットワークづくりの促進についてであります。

戦後の日本の都市におきましては、経済の発展に力を注ぎ、効率を優先して、また効率追求をしてきたのが主流であったとされているところであります。効率を追求するための道路網をつくり、建物を建設してきた。そこには人間軽視的な部分、また文化も切り捨て的な発想が中心とされてきたことは周知のとおりであります。近年は、道路は車を効率的に走らせるよりも、人間が楽しく歩ける道へと、また住宅や団地も寝ぐらの「箱」的から、人が暮らす場へと変化を見せてきているところであります。この動きの一つ一つは小さく、目立ってはまだおりませんが、これが同時多発的に各地で起こっている事実は、この「箱」からの人間飛躍へといずれも大きな潮流になることは、十分予測もされているところであります。

各地で公共ホールの建設、改装が相次いでいますが、数年前までともっと大きく違ってきているところは、今までは貸しホール的な存在に頼って、独自性を発揮することがなかなかできなかったことが多かったのでありますが、それぞれの独自の斬新的な企画をもとに、今までの壁を突き破り、各地で新しいパワーが生まれてきているのが大きな傾向であります。それが地域の人々のやる気を起こし、地域振興に大きな力となりつつあると言われております。地域振興が物に頼ってきた時代から、文化により実現しようという時代に移り変わってきたと言えることであります。

そこで質問としましては、平成元年第３回定例会におきまして、行政の文化化、行政施策に人間性、創造性、美的感覚など、文化重視の基調を導入することにより、行政担

当者が常に文化的な視点を持ち、意識して、水辺や、道路に、建物のデザインなどの都市景観の上から、潤いのある町づくりを求めるなどについての質問をしてきておるところであります。その後の進捗状況、及び行政の文化化についてのお考えをお伺いいたします。以上５点についての質問をよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　前段の御質問でございますが、１点目の生涯学習の今後のあり方、特に高齢者の問題につきましての御質問にお答えいたしたいと思います。高齢者社会を迎えまして、高齢者の学習の重要視が問われていることは周知のとおりでございまして、日野市におきましても生涯学習の視点から、各部局においてさまざまな機会、場所をとらえて真剣に取り組んでいるところでございます。また新年度におきましても、これらの事業の拡大や、予算の増額、または新規事業を含めたレベルアップ等を図っておる次第でございます。

それから２点目のコミュニティーは、生活環境部長の方からお答えがあるそうですから、３点目の社会教育から今後の生涯学習の推進へのとらえ方でございますが、生涯学習は社会教育の分野に、さらに家庭教育や学校教育を包含した大変幅広いものでございまして、いわば人の一生にわたってすべての体験が、生涯学習だというふうに言われております。そこで行政も教育委員会はもとよりでございますが、市長部局におきましても、生涯福祉にかかわる多くの事業を実施するわけでございますが、この両者の事業を総合的に調整し、効果的に実施していくためには、その機能を果たすところが必要であるというふうに考えるわけでございます。

そこで既に設置されております文化・スポーツ行政の推進本部がこの機能を一層活用いたしまして、生涯学習体系の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えます。まだその推進本部の中に幹事会が置かれておりますが、この幹事会の機能を十分に活用いたしまして、各部局等で取り組んでおります生涯学習関係の総合的なメニューといいますか、そういうふうな把握をいたしまして、市民に情報として正確に伝えていくというふうな他部局との競合の回避とか、それぞれ特性を相互に活用できるというような利点がございますので、幹事会を最大限に利用いたしまして、生涯学習の総合的な推進を図ってまいりたいと、このように考えます。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは第２点目のコミュニティーの現状の課題につきましてお答え申し上げたいと思います。

定住指向の高まり、あるいは生活水準の向上ということでの物質面だけでの充実が、心のつながりの薄らぎというような現象をもたらしておるところのこの状況は、皆様御承知のとおりでございます。また人口急増で、各種都市問題が生じておる面もございますし、またさらにはその居住年数に差のある住民の方が混在するという、こういった状況が多様な地域社会の情勢というものを醸し出しておるわけでございます。

市民の地域社会への関心の高まりが生じてまいって、市民相互の触れ合いを求め、地域社会を見直す気運となっておるところでございます。さらに高齢化社会の進展、また労働時間短縮による、いわば豊かさの創造などによりまして、地域社会を中心としての人々の交流、各種のコミュニティー活動がますます盛んに展開されるものと予測するところでございます。

平成２年度の調査といたしまして、市民意識調査が行われた経過がございますが、それによりましても、コミュニティー活動への参加経験では、参加があると答えておられる方は45.5%、またないとおっしゃられる方につきましては52.1%という状況でございます。

第２点としてコミュニティー活動に参加したことがない理由の主なものは、どのような活動をしているか知らない、あるいはわからない。参加したいが時間がないというようなものが、その主な理由として上がってきております。また一方コミュニティー活動への参加意向は、55.3%の人がぜひ参加したい。あるいはできれば参加したいと答えておる状況でございます。

青少年の育成、ごみ問題、あるいは防災など地域での共通問題、そして福祉では地域社会での心の触れ合いの重要性から、地域福祉活動の考え方の認識、さらには教育やスポーツを地域社会での生活の一部としてとらえる、生涯学習、生涯スポーツの考え方になってまいっております。コミュニティー形成の主役は先ほども申されましたとおり、市民自身でございます。その地域の人々の手による自由でさまざまな活動に対しまして、支援していく立場、それが行政であるわけでございます。

そこで私どもの取り組みの方向といたしましては、豊かな地域社会の実現のため、さまざまなコミュニティー活動への支援を行おうというのが１点でございます。第２点といたしましては、地域性を考慮した市民組織づくりへの支援をしよう。第３点といたしましては、地区センターを基礎的な集会施設といたしまして、地域活動の需要に対応した中規模の一定の広がりを持つ地域を対象とした施設の整備をすることでの支援をしよう、こういうことでございまして、今後この方向において取り組みをしていきたい考えを持っておるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　４点目のコミュニティーと複合化の関係のネットワークの促進ということでございます。

今生活環境部長の方からも話がありましたコミュニティーの施設整備につきましては、当然これからの時代に対応すべき生活文化を創造する場所として、魅力ある場所にするということが大前提であろうというふうに思っております。そういう中に立って市全体、あるいは地域、地区レベルとの問題等の細かい問題があるわけでございます。それを体系的に、やはりまた計画的に施設配置を必要とするというふうに考えております。もちろん各種の住民組織の活動の場でございますコミュニティーを促進するためには、施設の内容、あるいは活動の内容等もあるわけでございます。よって現行の中では施設の複合的なもの、あるいはその内容の多目的に利用されている問題が多くあるわけでございますが、現在施設整備を行うための基本計画の策定調査中でございます。これを調査の結果を待って、コミュニティーとの動向、既存の施設、その現状の評価、あるいはほかの資料等を含んでの分析等を行った中での現状と問題点、あるいは課題の整備等を進めながらネットワーク化を進めていきたいというふうに現状では考えております。

なお最後の質問の中に前回にも質問いただきました行政の文化化、及びその町づくりということでございます。文化行政、あるいは行政の文化化等叫ばれる施策ということで、前回も質問いただいております。２本の柱としては、文化事業の行政を文化事業を促進するためには、行政の中では充実、発展させる面があるわけでございます。その反面行政全体を文化的な水準を高めるというような両面があろうかと思います。この二つを考えながら、現状の余暇の増大、あるいは高齢化の問題等の利用の実態等を踏まえた中で、文化活動をかなり多く市民の広がりが出ているというふうに感じております。そういう中では文化行政は、当然市行政の果たす役割があるわけでございます。このような実態を踏まえながら、行政の文化化というような問題に取り組むべきであろうというふうに思っております。もちろん各種市民団体、文化団体等の文化事業を推進するための問題、あるいは施設、条件整備の問題というふうに一定のものを進めてきております。しかしまだまだ市民と、文化活動の場の提供、あるいは充実にはなお一層努力も必要であろうというふうに思っております。今後の課題の中では、今後さらに充実する、やはり余暇時間等の活用によっての文化面での活動状況を踏まえながら、健康で文化的な生活環境を確保するために、自然環境を骨格とした、地域の特性を生かした土地の有効利

用、計画的な土地基盤利用、含んでの基本計画に基づく五つの柱を中心として、すべての分野にまたがっての文化推進の向上に努めるべきだというふうに、現状では考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　答弁ありがとうございました。

再質問ですね、何点かさせてもらいます。まず４点目の公共施設ネットワークづくりということで今部長から答弁をいただいたんですけど、ちょっとこちらの説明の仕方だったかと思うんですけど、現在あります公共施設を市民にお貸しする施設のネットワークづくりということが今回の質問の趣旨になりますので、当然将来的には施設整備をする中に、市の全町的な部分でネットワーク化しながら、それを市民にサービスとして提供していくということは当然なことでありまして、これにはまた時間もかかりますし、早急というわけにいきませんので、まず今当面すぐできる問題としては、現在の東部会館初め生活・保健センター、市民会館ですね、大ホール、小ホールは別としてもそれに会議室等々ありまして、そういうものについてもう少し生活・保健センターに行かなければ、生活・保健センターの申し込みができないということじゃなくて、少なくともある程度職員が配置されている施設については、そこに行きますと、そこでそれぞれのセンターのあき状況もわかり、そしてそこで申し込みできる、それの小さい意味での当面としてはネットワークづくりというのは非常に技術的には可能でありますので、これについて早急にそれに対応していただきたい。またそれによって市民にサービス提供、また施設を利用しやすい方向になってまいりますので、そういう意味からのネットワークということで、答弁としてはまた後ほどその辺の考え方をお示しをお願いします。

それで生涯学習につきましても、前回も質問している内容でございますけれど、大事なことは生涯学習についても非常に幅広いし、また今後の大きな課題の中で、大きく分けまして行政の縦割りの中で社会教育的な部分と、コミュニティー的な部分の大きな二つの縦割り組織の中で、すべて重複したり、または独自性も置かれていると。ですからこういう状況では、市民の方もなかなか難しい部分がありますし、どうも市長のニュアンス的に、今までのいろんな市長の答弁なり、方向性を見ますとどうも社会教育というよりも、市長はコミュニティーを中心とした日野市の体系づくりを進めていこうというようなニュアンスが非常に強く今感じられてくるところでありますが、今後の中に、生涯学習ですか、そういう中で縦割り行政をいかに市民の側、要するに生活者のレベルからどうそれを展開しながら、今後そういう一つの計画として基本計画を策定し、将来的

には持っていくのか、その辺のことをもう少しわかりやすく具体的に答弁を願いたいと思うんです。

それと同時に、スポーツ・行政推進本部ができまして、これに伴って平成２年の第３回定例会で、生涯学習について質問させてもらった中に、当時の助役は六つの視点、要するに第１回目のときは四つの視点だったのが、平成元年のときは六つの視点が考えられるんではないかと。一つは教育、学習系のシステムなんだ。そして技術・文化系のシステムなんだと。それから健康・スポーツ系のシステム、コミュニティー振興系のシステム。それから五つ目としては国際交流系のシステム、六つとしては情報系のシステム、ほぼ六つぐらいに整理できるんじゃないかという中で、単に教育委員会だけの事業じゃなしに、市長部局全体としての事業との関連をお互いに情報交換も必要です。考え方の整理もしていかなきゃなりません、と言われたわけですね。それからまた、今後の教育委員会は教育委員会サイドとして、いろいろな事業計画も立てると思っておりますけど、市全体としてやはりそういった方向も当然考えなきゃいけないんだと、そう思ってますというような言い方をされているわけなんです。

そういう意味から考えますと、じゃあこの文化・スポーツ行政推進本部というのが設置されまして、もう２年ですか、経過しているわけですね。当初答弁の中では、この文化・スポーツ行政推進本部というのは、実際事務事業の推進か、連絡と調整を当面の課題としていきたいという中で発言がされているんですけど、この機能を、どうもこうある程度経過した中で見ますと、余り機能していない。デスクがそれぞれのセクションの中で、この機能していない中で進んでいるのかなあという、そういう感触を感じているんですけど、もう少しこの機能を持たせながら具体的に縦割り行政のいろんな難しさがあるでしょうけど、その背景を乗り越えながら、使う側の、要するに市民の側にもう少し体系づけるなりをしていくことが大事なんですけど、この辺の文化・スポーツ行政推進本部の役割と、今後の活性化等についてお願いしたいと思うんです。特に具体的には先ほど答弁にもありましたんですけど、幹事会で――第５条に本部に幹事会を置くということが言われているんですけど、この幹事会の役割というのをもう少し強化しながら、具体的に促進しませんと、やはり有名無実になってまいりますので、これについてまた考えをお伺いいたします。

それからコミュニティーということの３点についての、日野市の基本的な考え的な部分を私は答弁いただきたいんですけど、日野市としてのコミュニティーはどう提言していくんだと、どういうふうに位置づけをしながらコミュニティーを推進していくんだと

いう、その方向をもう少し、よく見にくい部分がありますので、それについてももう少し基本的な考え方について教えていただきたいと思うんです。それだけひとつ再答弁お願いします。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの再質問が何点かございましたので、特に初めの方の３点ほどについて私の方からお答えをいたします。

これから時代の変化に伴いまして、市民の文化的ニーズというのが非常に多様化してきているわけで、これは単に狭い意味での文化的な要求ということではなしに、もっと広い意味で、市民生活の全般にかかるような問題としてやはり考えて政策を、考えていかなければならないというふうに、私ども考えているわけでございますが、今第１点目で御質問のございましたネットワークづくりというのも、言葉としてはいろんな施設を連携をとって、有効利用を図っていく。あるいはシステムの連携をとって、有効に機能していくという意味でネットワークという言葉使われるわけでございますが、既に部長の方からの答弁ございますように、そういった形で私どもも今後既に既存の施設の持っているいろんな諸機能を有効に市民生活の場で活用していただくために、そういうシステムをつくっていくために、一層努力をしていくということは当然でございます。その中で、いま一つの例として御指摘もございましたが、これは各施設の利用の申し込みの窓口をできるだけ単純明快にしていくというようなお話でございました。これは文化・スポーツの全分野にもかかわってくるわけでございますが、そういった文化・学習情報についての情報提供を、市民にまとめて、積極的に提供していくという機能の一部としまして、今御指摘がございましたような問題も含めて、私どもとしては早急に検討をしていく課題ではないかというふうに考えております。

これは施設そのものは、それぞれのそのときの理由に基づいて建設をされ、運営をされてきているわけですが、そうした過程も当然踏まえなければならないわけですけども、実際問題として市民の側から見た場合に、果たしてどういう形でそれを利用したら一番利用しやすいかというような問題もきちっとその後の状況の変化も含めて、やはり我々としてはとらえなければならないと考えておりますので、そうした意味で地域におけるそうした文化学習情報の一部として、そういう施設の利用情報ですね、こういったことも含めて私どもとしては検討をしていきたいというふうに考えているわけです。

それから生涯学習という関係で、いろんな事業がそれぞれの部局で当然行われます。これは今までもそうでありましたように、これからももちろんそういう形で現在の行政

組織のあり方からいって、当然そういう形で基本的には進められるわけですが、その場合にやはり文化行政というのは非常に広範囲な視点で問題をとらえていかなければならないということで、その辺の調整が行政内部で十分に行われる必要は当然あるわけでございます。その場合に今御指摘ございましたように、常に私どもはやはり御指摘ございましたように、市民生活レベルで私どもも考え、発想をしていく必要があるというのは、今議員さんが御指摘されたとおりでございまして、これが教育委員会であるか、市長部局であるかということでどうこうという問題ではございません。あくまでもそれぞれの行政部局が担当している事業の中で、それぞれ関係している市民団体なり、市民の各層の違いもございますし、そういった中から出てくる要求をとらえて、それを事業化していく。それが教育委員会である場合もあるし、市長部局である場合もあるわけでございまして、そういったものをやはり全体として調整を図っていく。その調整の基準はあくまで市民生活レベルでやはりどうかということを原則にして考えていくというのが、当然だというふうに思っておりますので、今後も事業の転換を図る場合には、そうした視点、原則に立って考えていくようにしたいというふうに思います。

それから推進本部に関する問題でございますが、もう２年たったというふうに御指摘でございますが、まだ出発して――今基礎的な条件を整備している、そういう段階でございまして、この文化行政を進めていく場合の、一つの問題の整理として、この前も幾つか申し上げましたけども、これあくまでも問題を整理していく場合の視点ということでございまして、そのためには各行政部門でいろんな事業を進めていく場合に、そういう視点について共通した認識を持つということが大事だというふうに思っておりまして、それが第１歩になって、それから次の段階に進んでいくというふうに思っておりますので、そういった意味で推進本部ができて、各部門で行われております各事業について、それぞれの部門で、なぜそういう事業を行うかという趣旨なり何なりがお互いにはっきり、明確に出されて、それについて異なるいろんな行政機関の人たちが共通認識を持っていく。それで今後事業展開していく場合に、そういう共通認識の上に立って発想していくということが非常に大事になってくるんだと思うんですね。そういう形で、まだ２年少々でございますので、まだ必ずしも十分とは言い切れませんが、今まで各機関で行われております文化・スポーツ関係の諸事業を抽出をして、それを整理をして、推進本部の中で検討するというようなことを手をつけてきておりますので、そういった点で今後この推進本部の幹事会を含めまして、機能を十分に発揮するようにしていきたいというふうに考えているところです。以上、３点について私の方からお答え申し上げました。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　コミュニティーについては、じゃあいいです、後で市長にお伺いしますんで。

今、助役から答弁をいただきまして、よくわからないんですよ。特に文化・スポーツ行政推進本部について、共通の認識、随分時間がかかるんですね。実際的には各担当が使途に応じて、それぞれの中で担当同士で話し合いながら、調整しながらかなり進めている部分もあるんです。そういうことを考えますと、共通認識にそんなに時間がかかるものなのかなあという気がするんですよ。じゃあ共通認識する準備のための推進本部で、積極的に対応できるような会議開くなり、そういうことがどうも今の状況じゃ見られないし、やはりつくった以上機能が十分発揮できるような部門を深めていただきたいんです。もう生涯学習というのは目先でありますし、ですから今あるそれぞれの施策を早急に整備し、当然今助役が言われたように生活者の立場、使う側の立場ということを盛んに理解もしていただいたような気がしますので、そういう観点からこの推進本部を中心として、当面の行政のそれぞれの部局のというか、それらの担当の部門を市民の使う側から整備し、またそれによって重複を避ける。またいろんな角度から利用しやすいように対応を早急に、この文化推進本部の役員の中でやっていただきたいと思うんです。

それと同時に生涯学習というのは非常に大きな問題でありますので、ただその現状のものをそのまま推進していけばいいかというと、そうでもないでありますから、じゃあ将来的に日野市としては、どういうような生涯学習体系をつくっていくんだと。それと同時にコミュニティーとその兼ね合いをどういうふうにしていくのかということをもう少し具体的にそれは押してみながら、一つの方向性を見出していっていただきたいと思うんです。

そして今一つの大きな問題点、これからの課題としては、今までの生涯学習的な部分というのは、適応型というのが多いんですね。例えば社会変化、技術革新などの変化に対する必要な知識、技術を身につけていくための生涯学習というような位置づけがやはり主流をなしているような気がするんですよ。これからは発達型というんですか、自己の発達、育成をみずから促していく。そしてみずからそれを求め、それをまたかち取っていくというんですか、成長していくというんですか、そういうような変化が非常に大事になってきますし、また学校教育の中でも適応型ではなく、この発達型というんですか、学習型に移行するという動きもどうもあるようでありますし、また高齢化社会の中で、人の生き方にという中で、やはり自己学習型の考え方というか、能力を備わった人

はぼけにくいんだというようなデータも出ているようでありますので、生涯教育のあり方の中でもそういう意味では発達型という指向を深めながら、新しい形態づくりを、これをつくり上げていただきたい。これらを強く要望していくところでありますので、何か答弁がありましたら、教えていただきたいと思います。

それとコミュニティーなんですけど、コミュニティーの位置づけもいろんな角度があるんですけど、特にコミュニティーの施設計画というのを考えても、今の行政の考えの中では、地区センターもあり、そして正直に中学校区単位にコミュニティーセンターを設けるんだという考え方が主流になってますけど、もう少しそれをわかりやすく、わかりやすくというか、もう少し具体的にその施策というものをつくり上げていっていただきたい。例えば基本的な段階は小学校を基礎としました、大体小学校単位で地区センターが二つないし、３カ所ぐらいあるのかと思うんですけど、それが一つの日野市の最小限の基本的なレベルだと思うんですよ。その次の段階になりますと中学校単位という、これはコミュニティーセンターを順次つくっていくんだというような方向性を見出してます。そのもうちょっと上の段階で、一つの中学校を二つないし３校くらい、だから市内を大きく３カ所ぐらいに設定したような感じで、中規模コミュニティーセンター、例えばそこには社会教育的な――今、市長は余り公民館をつくりたくない、分館ということで考え方を異にしているようですから、例えば公民館設置に関する答申が、これは昭和40年ですか、１月に出されているんですけど、これを見ましても、市内に三つの大きな生活圏が形成されているんだと。旧日野地区、豊田地区、旧七生地区と、この３大地区にセンターが必要なんだと。要するに中央公民館はあるし、公民館は必要なんだというような位置づけもされているんです。ですから公民館の分館をつくるということは、なかなか今の状況の中では難しいですから、この公民館的な部分を含んだ中規模な、コミュニティーセンターを、市内のブロックの中で３カ所ぐらい、場合によれば４カ所、３カ所ぐらいの規模の中で、中規模のコミュニティーセンターを設けまして、そこにはそれなりの社会教育的な部分も兼ね備えていくような部分をつくりながら、市民の生涯学習なり、またその位置づけの中で活用していくという部分が必要かと思うんですよ。

それで市全体的には大コミュニティーセンターという、例えば将来的に今の中央公民館を――中央公民館という名称じゃなく、大コミュニティーセンターというような部分で建てかえてもいいだろうし、その位置づけをもう少し具体的に施策ないし、施設計画の策定を考えていくことによりまして、非常にそれぞれの地区センターの役割、コミュニティーセンターの役割、中規模コミュニティーセンターの役割が明確になってきます

し、そしてそれに地域の特性なり、地域の利用者の市民の皆さんの考え方がプラスされて、それぞれのコミュニティーセンターを形成して、つくっていくという形になると思うんです。そうすれば非常に整理されますし、また各コミュニティーセンターに、すべての市民要望を入れるということは、現実には難しいようですから、それを中規模コミュニティーセンターの中である程度網羅していくとか、そうしますと財政的にもまたいろんな面で現実化してまいりますので、その辺の整備を、また策定計画を設けていただきたいと思います。その辺の考えについて、またこれは市長になると思うんですが、市長のお考えをお伺いいたします。

それからあと一つちょっと考えなければいけないのは、小中学校の施設利用という中で、複合化ということを、新しい観点で考えを入れていく必要があるんじゃないかと思うんです。文部省におきましても、学校施設の複合化に関する調査研究会を発足いたしまして、そういう公立学校の数は全国で約4万校になっているそうであります。そのほとんどが戦後のベビーブームなどによりまして建設され、また増築を重ねたものでありまして、その築造後20年以上を経過している、しかも校舎としても傷みがひどくなってきている。そういうような校舎が全体の中で33%に上っているというように言われているわけです。今の子供が少なくなってきておりまして、小学校は昭和60年をピークに小学生が減少していくという、そういう時代的な背景、また生涯学習的施設を新たにつくるのは土地が非常に高価なために、なかなか土地を取得をして建物を建設するということは非常に難しいという中で、その中学校の校舎の建てかえにあわせて、複合化していくということが今流れになりつつあるということであります。

例えば千代田区とか秋葉原地域を中心とした区立の佐久間小学校なんですけど、これは昭和62年、総合福祉公共施設、千代田パークサイドプラザが誕生したわけです。これは小学校、幼稚園、保育園、それから教育研究所、コミュニティー施設で構成されている複合施設であります。子供からお年寄りまでが集い合いながら、そこで学べるというようなパークサイドプラザであります。非常に学校改革の先覚的な役割も果たしておりますので、複合施設のモデルとして非常に注目を集めているわけです。大体年間160団体、約1,200人以上の方が視察に訪れているそうであります。その背景を見ますと、一つは学校改革がクローズアップされている。文部省が公共施設の複合化を推進している。また地域、土地の値上がり等もありまして、用地の取得が大変困難である。また建設費、管理費の面で大変メリットがある。で、複合化になりまして幅広い市民の交流ができるというような大きなメリットがあるために、これが非常に脚光を浴びている。それで非

常に——都内のどこの区でしたっけ、中学校と特養ホームを複合した施設もできるなど、今までの考え方と大きく型破りした発想の展開が今行われているところであります。その辺からもこの複合というのは非常にまた今後日野市でも、コミュニティーのセンター計画の中では重要な位置づけにもなっていくんじゃないかと思うんです。例えば日野市の小中学校の工事を見ますと、例えば第一小学校なんですけど、この第一小学校は昭和37年につくられまして、学校の開校は明治6年でありますけど、37年に鉄筋の建物に変えられ、その後38年、39年、増築等をしてきているところなんですけど、この学校にかかっていく——昭和54年から平成2年度まで、修繕なり、改修なり等々を含んだ総費用が3億4,400万円の費用が使われているわけです。これは昭和54年ですから、当時の貨幣価値と現在は随分違いますから、現在の貨幣価値に換算すればかなりの金額になるわけです。そしてその上に古い校舎はどうしても時代とともにお金がかってくる。また今の学校の校舎はなかなか今の教育的な部分に、また今の子供たちになかなか合わないようなのが。そういう意味では古い校舎は段階的に建て直していく。その中にコミュニティーというのを含めた複合化することにより、土地の取得という部分が随分助かりますから、そういう意味では現実的に推進しやすくなるという面がありますので、この辺を重要なコミュニティーの整備計画の中で視点を置いて、進めていただきたいと思います。

それと同時に小学校、学校という認識が随分昔と今と、変わってきておりますけど、基本的には学校というのは、戦後特に復興の中で新制中学というものがつくられる中には、そういう地域の人々の血と汗によって攻めてきた感があるというふうに聞いておるんです。また地域の人々によりましては、強い絆がある。自分たちの学校なんだという、非常に学校に対する愛着感が強いわけです。そして今から20年前ぐらいまでは非常に小中学校、特に小学校を中心とした核というか、非常に小学校に集まっていくというような非常に強いものが流れていたんですが、最近はなかなか学校という認識が薄まってきている。それがまた子供たちの学校への問題の認識不足から、いろんな問題が起きたりしている一面もあるわけです。例えば学校開放があってもその学校開放はあくまでも施設の開放であって、そこで何かが生まれてくる。新しい絆が生まれてくるということはなかなか現実は難しい。という中で、学校が複合化して、そこに地域の人々の子供からお年寄りまでが集いあっていくならば、そこの接点の中で非常に人間性が生まれてきたり、いろんなそこに新しい、また昔的な意味の学校に対する関心度が強まってくるんじゃないかと思うんです。そうした中にあらゆる問題も解決していく。また市長自身も教育力を高めるということをいろんな角度から言われてますけど、この教育力もそういう部

分からも随分認識が変わってくるんじゃないかと、そういうものを含みながら、非常に重要な部分だと思うんです。

それで当然学校の建てかえについては、ただ「箱」的な学校をつくっても何にもならないんですね。学校をつくる、建設する当時は大変なものでしたから、いかに安く建てるかという視点の中でつくってきた部分は、これはやむを得なかったと思うんですけど、これからはもう少し美的な感覚、潤いの感覚、やはり人間形成の中で大事な部分というのは、いかに――環境というのが大事なんですね、環境が。どういう環境で子供たちがそこで学び、そこで人間形成の中に育っていくか、その環境によってその子供たちが将来どう社会に貢献できるかという形になると思うんです。

それでそういう中で、地方行政の役割の中で特に言えることは、学校の施設整備、ただ建物を建てるんじゃなく、そこにそれぞれの学校の個性、地域の個性を含めながら、美的感覚、デザイン的感覚も含んだ学校づくりをしていくことにより、そこに子供たちが非常に美に対して、物を、それぞれ画一的な考え方から個性的な考えになっていく。それで前回の一般質問で取り上げました学校における緑の核ということもあわせながらとらえることによって、新しい形態の学校、また学校を中心とした複合施設、それこそ名実ともに地域の核になっていくという形になりますので、この辺の学校の複合化ということもあわせて、施設整備にはとらえていきたい、この辺についての市長の見解なり、お考えをお伺いしたいと思います。

それからコミュニティーにつきましても、コミュニティーセンターというのは、活動の場であり、交流の場であり、連帯の場としての機能を果たしていくのが、コミュニティーセンターの役割であります。残念ながら日野市も含めまして、コミュニティーというのは何かコミュニティーセンターをつくることが目的化してしまって、要するにセンター主義的な部分が、要するに手段と目的が非常にはき違えている部分が非常に多い気がします。コミュニティーというのは、高度成長時代以後におきまして、都市化の中で、従来の社会機能、また地域共同という部分の破壊されていく中に、新しい地域的連帯としてのコミュニティーを形成するというのが要請されているわけでありますけど、また日野市におきましても、日野市の基本計画の中で、第５章で、参加と連帯でつくる市民自治の町ということを具体的に市長の方針の中でうたわれているところですけど、この辺のコミュニティーについての市長のお考えをあわせてお伺いします。以上、お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、社会変化に伴いまして、行政の文化化、あるいは文化の行政化というような言葉で言われておりますとおり、非常に、人の生活にようやくゆとりが生まれてきた。そして潤いの環境を求める、これが今の御指摘の内容だろうというふうに受けとめております。

そうは言いましてもまだまだいろんな様式や形が定型化したということでもありませんし、理念、概念としては存在するわけですが、言葉の言い方、あるいは表現の仕方、それがついついできないものだから、何か別のことを模索をしているというふうにとられがちのようでありますけど、今御指摘の、あるいは御提言のことについてまさに行政の文化化、地域社会の文化化ということが内容だろうと思っておりますし、それをまた目指しておるのが、今日我々の地方自治の行政であるというふうに認識しておりますことをお答えとしたいわけであります。

具体的にまだ我々自身も行政自身も学ぶべきところが多々あるわけでありますし、またゆとりができたという、一般的に市民生活が言われながら、必ずしも実質は全部がそういう範疇にはない。交通のために多くの時間を要して、家に戻っても地域社会との触れ合いが極めて少ないというのが、むしろまだ今日の現象ではないだろうかという感じもいたします。市民側もですから行政側の訓練、それから市民の方々のまたいろいろな経験の機会を積極的に参加という形でつくっていただきながら、言われるような地域社会の新しい創造をしていくということが、いわゆる生涯学習の時代、あるいはゆとりの時代の目標でなければならない、とこのように考えるわけでありまして、特に学校が子供たちの生活から成長を通じて、地域社会の心のよりどころであるという形は極めて健全な形だというふうに考えますので、コミュニティーの概念もなるべくそれに符号させていくべきではなかろうか。その中でまた機能がそれぞれありますので、必要な施設を設けていく。それらを複合的に活用することによって、そうして目指す都市像に我々が描いております緑とそれから文化の市民都市、こういう形が今行政の目標であることは間違いないわけでありまして、御指摘のとおり多々まだそれに沿わない点があるということで、御指摘をいただく部分があるわけでありますが、どなたのお考えも大体同感であるというとらえ方で、これからも御提言を尊重しながら、具体化に努めていきたいとこのように考えるわけであります。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　なかなかいろんな考えがありまして、かみ合わない部分がかなり多いんですけど、時間も限られますので、その辺はまた別の機会にするとしまして、

次に流れを詰めていきたいと思うんですけど、コミュニティー・センターをつくった後、どういうように市民が活用し、交流を育てていくか、そのセンターが活動の場であり、交流の場であり、連帯の場として機能を果たしていくかが、センターづくりの中で非常に重要な部分になってまいることは当然だと思うんですね。ですからセンターが地域住民に対して、地域市民に対して親しまれていく、愛着を持たれていく。そうすると地域の公共施設の中心的な位置に持っていくことが、将来的なコミュニティーの機能という部分から考えていけば、非常に重要な部分になってくると思うんですね、やっぱり。市長の目指すような部分になろうかと思うんです。ただそういう観点から考えますと、今後センターについては、地域住民が建設管理、運営まで将来的には行っていけるような地域の市民の認識を高めていく、これがもっと行政として積極的な角度で進めていくことがコミュニティーを育成するのに大事じゃないかと思うんです。そういうような視点から考えた場合、今の日野市のセンターづくりの仕方は、どうもセンター中心主義的な部分に陥っているんではないかなあと感じてならないんです。例えば、今平山駅前に公共施設をつくっていくということで、懇談会が今開催されているところでありますけど、懇談会の持ち方は、大体今までの状況の中では大体５回ぐらい設けて、そこで市民の意見を聞いて、なにがしの種もつくっていくというのが、今までの日野市の形態のあり方だと思うんです。本当に地方自治というか、市民意識という市長の普段から言われていることが事実というか、それを押し進めていくんだという考えであれば、このセンターづくりこそ、地域の市民の方のコミュニティー意識を高めていく絶好のチャンスじゃないかと思うんです。そうした場合、できることならば早い時点から、地域の多くの方に、自分たちの中核としてのセンターをつくっていくんだという認識を高めていく。そしてそういう人たちの意見を集約できるような懇談会にしていくことが、非常に重要だと思うんですね。形的な部分に要するにコミュニティー・センターをつくるだけという視点であれば、もう市民のなにがしの代表、議会の代表の中で懇談会を設け、意見を聞いて、建物をつくる、これで済んじゃうわけですね。この辺の発想を少し変えていただきたいんです。現在私自身も今回の懇談会の一員になっておりますけど、いろんな意見を聞いているところでありますが、どうも地域の人たちの認識とのズレがますます出てきているような感じがするんですね。ですからこの辺がもう少し、本当に後で親しまれる、使いやすいセンターづくりのためにはこの発想を変えながら、考えていただきたいと思うんです。

現在、浅川公会堂ですか、その辺も顕著な一つの例ではないかと思うんですね、無理

やりにいろんな機能をそこにつけていく。前に福島議員の方から、センターの非常に新しい発想的な部分で、600席のホールの考え方が豊田地域につくったらどうかというような、非常に市全体をバランス的に配置をしていくという立場の中で、非常に新しい、非常に魅力的な考えを持ち出されましたけど、やはりそれをもう少し全体計画の中で、どう地域的な位置づけをするかということをもう少し行政側としてしっかりしたものをつくっておかないと、そういうような部分に陥ってしまう。目先的なことになってしまう。この辺を具体的な流れを変えていただきたいということで、具体的な質問としては、この平山を含んで、懇談会について決まったことに対しては、市長はどれだけ反映していくんだと、懇談会で決まったことに対して、その重要度、そういうことについてはどうお考えになるかですね。そのお考えと、その懇談会をもう少し長時間かけて、やはり他市の場合、例なんか見ますと、長いところで３年、大体２年ぐらいをかけて、内容を市民の要望を煮詰めながらそれを具体的に出していくということがかなり出てきているんですね。日野市の場合は半年以内、本当に３カ月ぐらいで５回ぐらい開いて、これではやはり地方自治の本旨はというか、市長が言われていることとは随分現実と言われていることとがかけ離れがあるんじゃないかと思うんですよ。この辺について市長のお考えをお聞きします。以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、年次計画と言いましょうか、平山駅前に長きにわたって存在をしております、設置しております地区センター、平山地区センターと言っていると思います。それからもう一つ図書館の分館があるわけでありまして、私はこの二つの施設とも、ちょうど有山市長が手がけられた事業でありまして、この設立の当初から事情を承知しております。つまり平山としては伝統的に由緒のある、小学校の所在地を変えたわけでありまして、まあ京王線の駅の新設ということもありましたが、いわゆる学校のある範囲の跡地をどのように地域に役立てていくかということで、初めに地区センターがつくられたと、またついで図書館の分館がつくられた、こういうことでありまして、ちょうど建てかえ期に入っておりますので、ある土地をなるべく有効に活用をして、できればそれを複合化していきたいという考え方に立ちまして、一定のごく基準になる規模の要件、あるいは位置の要件、それから機能の要件、これを提示いたしまして、内部である程度の原案を持って、それで御相談をしているという形で、言われるところの懇談会が進行しているというふうに承知しております。

全く新規なものをつくるわけではありませんし、それから現実にある公共用地を使っ

て、しかも近代的な機能化を図っていこうということでありますから、地域の皆さんにはもうすっかりなじまれてもおりますし、目指す施設の機能につきましては、御理解はいただいておるものだろうと思っております。しかしいろんなまた新しいコミュニティー的な意味もあることでありますから、そういう一つの原則の範囲でいろんな知恵を出していただく。これは大いに結構でございます。まあしかし余りまた時間をかけて、ということも今のところ考えておりませんので、できればことし基本計画ができ、設計に移り、来年はこれが着工できるような手順で、これが進めばよろしいのではないか、こんなふうに思っておりますので、特に基本的な問題で別の意見があれば、これは参考にしなければならないということは、当然だと思っております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　物のとらえ方、考え方の違いで、発想の基本がちょっと違っておるなあという気がするんですけど、これはまた別の機会の中で、もう時間も余りありませんので、次の中で考えをまた市長に問うていきたいと思います。

それでは文化的な部分について、話を、質問を進めていきます。町づくりには重要な役割を果たす自治体の中には、もっと人間的、また人間寄りの視点から町づくりを考えようというような気運が高まってきております。そのあらわれといたしまして、都市デザイン市という組織ができ始めているところもあります。今までにない新しい行政の流れであります。先ほども話しましたように、車を効率よく発車させる道路が、人が楽しく歩いていける道づくりに、また人間を効率的に使用する「箱」づくりの発想の団地から、そこに暮らす人々がどんな生活を営むか、生活者への視点に変化が出てきているところでございます。そこに住む人々が精神的な豊かさや、人間生活を充実するような変化によりまして、町は文化を求めてきていると言われているところであります。

アートを町づくりの基本方針とした二つの大きな再開発が現在は進められております。一つが横浜ポートサイドであります。地権者の民間企業21社と、公団、横浜市で町づくり協議会が結成され、「アート＆デザインの町づくり」の協定書を締結し、これによりますとビルの建設には容積率の100％を目安に、文化、芸術に関連するスペースを取る。この部分は容積率が600％でありますから、現実的に６分の１が文化、芸術のスペースとなるわけであります。また地域全体を遠景、中景、近景のスカイラインで構成する景観計画にあわせて、おのおののビルも３層構成のデザインとしているところであります。

さらには品川駅近くの島にアートを軸とした天王州総合開発基本計画が進められております。この基本的な考えといたしまして、働く人や訪れた人が知的、文化的な刺激を

受ける町づくり、そのためには大きな文化、芸術施設を一つつくるよりも、それぞれの地権者が開発ビルの中に、都市の日常生活から少し抜け出した非日常的な空間をつくっていく。そういうようなのが基本的な考えになっております。

具体的にはミニギャラリーができたり、カルチャースクールができたり、スポーツクラブができたり、ライブハウスができたり、ＦＭ局ができたり、今までにない幅広い範囲でのアートや文化をつくろうとしているところであります。多摩市におきましては、多摩ニュータウンの一角に誕生しましたライブ長池は、町全体がアート化している。町の中に文化の張り紙が大変目についているところであります。また公共トイレにつきましても、町の中で一番汚い、４Ｋ、「汚い、暗い、こわい、くさい」、この４Ｋが４Ａに、「明るい、安全な、愛される、アメニティ施設」と、こういうような方向に変わってきているわけです。例えば羽村町の町内13カ所の公共トイレを、１カ所、約1,000万円以上かけましてつくっているところであります。当初は大変批判が多かったところでありますが、これをつくることによりまして、町のモラルが変わってきた。また美しいトイレというのは、町の自慢になってきている。それにトイレがきれいになったから、ほかの公共施設も見直そうという気分が出てきているというように聞いております。

また世田谷区の東京トイレマップ、トイレの設計コンペ、台東区、さらには静岡県の伊東市、北海道の根室市、トイレが文化のバロメーターと言えるぐらい、公共トイレは町の文化度をあらわしているというような方向が、今少しずつ動きを出してきております。要するに公共トイレ革命が起きているんだとの指摘も言われているところであります。

また町の環境というか、町の質という部分から考えますと、五つの視点があると思うんです。これは前の一般質問の中でも触れているんですけど、一つはフィジカルの視点、要するに機能的な環境である。それからビジュアルの面、目で見た景観的な、美的な部分であります。またエコロジカル、生態学的な環境、ソシアル、社会性、地域性、個性的な町づくり。それからメンタル、心に感じられるような環境、ふるさと意識、この五つの視点をすべて備えたものが、アメニティである環境ではないかと考えるところであります。このアメニティというのは、時代とともに変化してくるんですけど、快適性であり、潤いであり、やすらぎであり、親しみのイメージに考えられるんではないかと思います。

で、文化行政の総仕上げとして考えた場合、行政の職員一人ひとりが行政として美や風景やデザインの価値感が、また判断をできるような、また判断力を育てていけるよう

な体質が、市行政組織になっていくことが、これが行政の文化化ではないかなあと、私は考えるわけであります。

その文化行政の総仕上げが目で見て考えられるのが、都市景観の行政ではないかと思います。五つの視点の中の都市景観の部分が、これは行政の文化化の一つの形としてあらわれた姿と言えるのではないかと思います。

都市景観は市民が率先して、直接みずから市民が都市景観をつくるということはなかなかない。またそれは難しいわけであります。それはいろんな直接被害が出るということが余りありませんから、またそういうことにより、都市景観というのが市民側からつくるということは非常に難しいわけです。例えば行政が都市景観をみずから基本計画に見出しながら、実際そういうふうのをつくっていく、これが大事なわけです。それが市長が言う「住むことが喜びであり、誇りの町」、誇れる町だというふうに考えてもよろしいんじゃないかと思うんです。このアメニティという部分を考えた具体的な施策を展開していくことがやはり日野市の重要な部分であると思うんです。

そしてこのことにより、文化創造の発信基地の行政になれるんじゃないかと思うんです。受け身ではなく、建物をつくればいいんだじゃなくて、建物も美的な感覚でつくりながら、そしてそれと同時に行政側の市長を初め――まず市長が変わりませんと、もう変わるわけがありません、まず市長自身が今までの概念を断ち破り、そういうような感覚を持って変わることにより、その中で新しい市行政の気運が高まってくるわけです。あるところによりますと、硬直した行政体質とか、封建的であったり、また官僚的であった中には、そういう文化的な発想は生まれにくいんだということが、いろんなところでも指摘されているところでありますけど、日野市の目指す都市像というのが、緑と文化の市民都市ということがうたわれている以上、少なくともそういう方向を目指し、努力していく。それがまた形としてそういう施策が出てくる。また形としてそういう建物ができていく、それがないとやはり都市像というのが虚妄になってしまうのじゃないかと思うんですけど、あと13分ですけど、市長のお考えがありましたら、ひとつお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ御指導をいただくところが多いわけでありますが、私は馬場議員の御提言、それらについて概念としては同感であるというふうに申し上げておるわけでありまして、もっと具体性のあることでひとつこれから御指摘、御提言をお願いをしたいと、このように思っております。十分勉強をしながら、また職員も意識

を改めながら、一生懸命にやらせていただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　なかなか市長にはお話になってもわかっていただけないですね。やはりそういう一つの方向性、考え方を我々が議会の場の中で、一般質問という時間の中で発言させていただきまして、それを具体的に行政がどう展開していくか、また今までの行政とは違った、ほかの視点からの考え方をいかに導入しながら、市民ニーズ、新しい時代の変化の市民ニーズに対応できるような行政システムをつくり上げていくか。そしてそのシステムの中に、新しい概念のものを形として出していく。それがやはり行政の役目じゃないかと思うんですね。そういう役目の基本の中で、随分市長自身の認識が違うかなあ。今までもいろんな角度の中で質問させていただいたんですけど、なかなか市長との話がいつも食い違ってしまう。市長自身はいろんな中で地方自治なり、また文化なり、いろんな角度で言葉としては出てくるんですけど、その具体性はない。市長自身がそういう方向性であれば、幾ら具体的なものをこちらで発散しても、それがなかなか進んでいかない。それが今の差ではないかなあと思うんです。

ではまた、それはいろんな角度の中からまた話をしていきたいと思っているんですけど、なかなか市長がそういう考えであれば、質問の意味合いが余りないなあということが、正直な実感であります。もう少し職員の皆さんも非常にいい資質というんですか、1,400数名ということで、大きな優秀な職員を抱えておりますので、この職員の皆さんのそういう持っている特質を十分発揮しながら、それを行政施策に展開させるならば、それこそ名実ともすばらしい行政ができるんじゃないかと思うんです。その辺をもう少し具体的な中で市長自身も考えなり、そのためには例えば現在ある企画部をもう少し強化しながら、そういう市長が言われている日野市の都市像を具体化できるような施策を早急につくり上げていただきたいと思うんです。以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって９の１、「箱」的な存在を超え「文化」創造の発信基地の行政たれの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前12時45分　休憩

午後１時53分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、明るく住みよいまちづくりのために――街路灯設置を中心に――の通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（土方尚功君）　それでは一般質問をさせていただきます。

タイトルそのもので、サブタイトルがなければ、いろいろ幅広い中での質問になるわけですけれども、今回は街路灯設置を中心にということで、視点を絞って、先ほど午前中馬場議員の行政のあり方を中心とした質疑の中、提言いろいろあったわけですけれども、基本的には住みよいまちづくりを考えればこそ、いろいろの提言が行われてあったと思います。そういう中、午前中は大変食事の時間がおくれていらいらしているところに、また市長の馬場議員に対する回答としては大変憤りをも感じるような回答であったかなあというふうに私自身は思ったところであります。そういう中に、午後具体的にひとつ質問を進め、また様子によって若干膨らました私の方の提言というようなことで進めてまいりたいと思います。

さて街灯の問題につきましては、街路灯については、特段に評価をする部分では平成元年度の第２回の定例会に街路灯の費用ということで、補正で8,858万、修繕料を中心で、今まであった20ワットの蛍光灯の街路灯から、40ワットに切りかえをしたということで、大変このことについては評価をするわけです。そういう意味では全部とは言いません。明るくなった部分があるということであります。

さてこういう中で、その後は例年の費用といいますか、予算的なものを見て、平成３年度等も見るわけですけれども、まず１点としては、今まで約6,000ほど蛍光灯のもの、また新設ものでは水銀灯ということでつけているわけですけれども、約6,000あるうちの単純に言えば2,000程度がその元年度に取りかえをされました。これについてはそれに向けて特段に取り組みがなされていないんじゃないかなあというふうに私は見ているところでありますので、これの今ある20ワットのものの、40ワットへの事業化といいますか、この辺の計画的な取り組みがあるのかないのか、ここら辺についてまず１点目。

それから現実に今後――取り組みといいますか、１問目と２問目と同じような形になりますけれども、かつての実績を踏まえ、そして今後の40ワットへの切りかえ、そこら辺に問題点等あるのかどうか。そしてあわせて今後新設をされる部分で、新規設置は概ね年間150から200程度の計画でどうもいっているようですけれども、総体的にとらえて、まあ理想とすれば80ワットの明るいもの、区画整理の中等は、メインの通りについては

80ワットにやっているようですけれども、そういった総体的の考え方を示していただければありがたいということで、当面この過去の切りかえた関係の状況と、それからあわせて今後の切りかえの計画、そして新規での設置の考え方、この３点に絞って質問をしてまいりたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　ただいまの御質問３点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず１点目の御質問の内容は、平成元年度の街路灯の40ワット化の事業の考え方と実績というふうな御質問だと思います。お答えを申し上げます。街路灯については、基本計画の中でも安全で、安心して暮らせる町の中で、交通安全施設の整備として位置づけられているわけでございます。また一方では、防犯上に重要な施設ですということで、今御質問の中に数字が出てきましたように、市内に6,000基近く設置をされているわけでございます。蛍光灯は一部を除きほとんどは20ワットであり、照度を高める必要性から、この事業を実施したわけでございます。

実施に当たっては、実態調査を行いまして、街路灯のグローブ、これは街路灯のカバーの部分を指すわけでございますけど、これが非常に酸化によって変色いたしまして、照度を低下しているというようなことがあるわけでございます。その他では街路灯の用具の中で、老朽化をしてきたものなどを、この平成３年度で、これを中心に補正予算を取りまして、事業実施したということでございます。その完成は平成元年の９月に全部取りかえが完了いたしました。実績として数字を挙げますと、20ワットから40ワットに取りかえた数は、2,260基でございます。事業費は8,822万4,000円を執行しているわけでございます。

それから２点目の御質問でございますけども、今後の40ワット化の考え方という御質問でございます。お答えを申し上げます。平成元年度の末現在の街路灯の数は、水銀灯を含めまして、8,194基でございます。この中で蛍光灯が5,967基でございます。この中で約3,500基が20ワットの蛍光灯でございます。これらの20ワットの蛍光灯の中には、比較的器具の新しいものもございます。また一方では、この20ワットの場所においては、農作物の影響と、また細い通路などに設置されているものもございます。当面こういう場所については、器具の交換に該当しないものとして、除外をしているわけでございます。40ワット化は引き続き進めてまいりたいと思っております。計画で行きますと年間約200基程度をこれからも設置していきたいという考えでおります。

それから３点目のの御質問でございますけど、新規に設置の考え方があるかどうかというような御質問でございます。お答えを申し上げます。新規についてはまず住民の要望や、それから担当課の現地調査により、順に設置をしてきております。また幹線的な市道においては、この水銀灯も80ワットを中心に設置していきたいという考えを持っております。その他の市道では、蛍光灯40ワットを中心に、これからも設置をしていきたいというように思っております。

また今御質問の中にも出てきておりますように、区画整理地内の道路については、計画的に水銀灯80ワットを設置するように担当部署の方に要請をしてあります。なお平成3年度の予定でございますけども、水銀灯を80ワットを50基、それから蛍光灯40ワットを105基を設置する計画になっております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　それぞれお答えをいただきまして、若干の再質問をしたいと思いますけども、過去の実績についてはわかりました。今後40ワットの切りかえというようなことで、今数字も挙げてお答えをいただきましたけれども、例えば今残っている蛍光灯の20ワットが3,500程度ということですけれども、そしてこれの切りかえが年間約200基程度ということでありますと、単純に切りかえを図ったとしても15年間かかるということになろうかと思います。１年間に200で、3,500といいますと、そうですね、約10……、もっとかかるかな、そんな程度に、長期的な展望だと思いますけれども、そこら辺をもう一度よく見直していただいて、まあ20ワットでいいんだというところはそれでも構わないわけですけれども、町を明るくというようなことからすれば、もう少し早い時点で切りかえを図っていくべきではないかと思うんです。

そこら辺に――たまたま元年度はそういう取り組みをして、今後は平年的には200ということですけれども、場合によってはもうちょっと予算を一時的につけて、それでまた切りかえを図るというような必要性があるんじゃないかというふうに思います。そこら辺の考え方、今、予算からすれば、年間の維持、あるいはそういったことで七，八千万、総体とすればそういう金額なんですけれども、そこら辺の考え方がありやなしや。これは財政の問題等もいろいろあるわけですけれども、もう一歩突っ込んだお答えがいただければありがたいというふうに思います。

それから新規ということでありますけれども、一部全然ついてないようなところもまだ見受けられますし、地域、一般的にほかの議員さんの名前を挙げて云々というわけにいかないから、何ですけども、そこを基盤としているところからの区域からも要望を受

けている部分も実際にはあります。

それからまた商店街の明かりが消えるともうとてもじゃないけれども暗くてしょうがないというような、要するに一般で歩いている部分には、商店街があいているときはまあいいとしても、その商店の明かりが消えると、ぐうっと暗くなってしまってというようなことがあります。そういう中で新規、それから当然先ほどの答えの中には住民要望や、現地調査で順次設置をしていきますということでありますけれども、ぜひ実際に夜大変でしょうけれども、もう一度点検をして、対応が図っていただけるかどうか、そこら辺についてお答えをいただければ。

それからあわせて、先ほど申し上げなかったんですけども、今、機能を中心とした、要するについていればいいんだという、結果論ではそういうことになりますけれども、大変、立日橋の開通も正式に15日になるわけですが、今、この庁舎から見ても夜のあの橋の明かりというのが大変明るく見えますし、近くに行ってもデザイン化を図られた街路灯といいますか、そういう形があるわけです。ほかの市なんかへも行ったときに、町の駅前のところのそういうデザインといいますか、その雰囲気でガラッとその町のあれがわかるなあということが出てくるような設置の状況というのがあるわけですけれども、今後機能からデザインといいますか、そこら辺を取り入れたその街路灯、そんなものが考えられてもいいんじゃないかなあというふうに思うわけです。一部四中の東側の道路のところは、そういうデザイン的なものもとらえてやられているようですけれども、この辺旭ガ丘のどなたさんかが住んでいる近くだけじゃなくて、全市的にそんなものが考えられないかどうか、そこら辺のことをあわせて再質問の中に取り込ませていただいて、お願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　３点の再質問でございます。

１点目につきましては、土方議員さんからの御指摘のとおり、私の方も前向きに努力をしていきたいというふうに考えております。

それから２点目でございますけども、これについては御指摘のとおり、やはり現地調査を強化いたしまして、そういう問題についても処理をしていきたいというように考えております。

それから３点目についてのデザインでございますけども、今御質問の中にもありましたように、初めてのケースで四中のところにもやっております。非常に好評でございまして、今後市内でも一つのメインのような場所については、そういうデザインの変わっ

たものも今後検討して設置をしていきたいという考えを持っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　　担当課とすれば、今前向きの考え方を示していただきました。いずれにしてもいろいろ裏づけということになりますと、まず財政の問題ということが一つ出てこようかと思いますけれども、市長に再質問なりをして、そこら辺をどうかというようなことを言っても、余り具体的なものは出てこないと思います。こちらは具体的な質問を進めたところですけれども、余り期待できないなあというふうに思います。そんな中で、意見だけ述べさせてもらっていきたいと思いますけれども、再度担当としては前向きなそういう取り組みがあるわけです。ぜひ財源的に許す限り、積極的にこの事業については進めをいただきたいということを申し上げ、そして今後私もこのシリーズでもう少し具体的に一歩一歩進んでいきたいと思いますけれども、市長も福祉環境整備要綱等にも明るい気分で毎日を過ごせることが町づくりの第1の目的だというようなことで、明らかに趣旨は同じことでありますし、行政のすべての分野でこうした姿勢を貫いてきましたと、こういうふうにはっきり言い切っているわけです。しかし実態としては、そういうふうに指摘をされる部分が相当ありますので、今後一生懸命取り組みをお願いをしたい。

そしてまた、次は――こういう機会ですから、市長に求めるじゃなくて、提言として申し上げておきたい部分は1点としては、過去に私も視点としてはそういうことで進んできてますけれども、町づくりの中に、その市民が明るくということからすれば、今リサイクルの問題ありますけれども、それ以前にやはりごみを道路や何かから取り除くといいますか、缶なんかのポイ捨てといいますか、そんなものも極力なくし、また一方ではクリーン作戦とか、そういうものが行われているわけですけれども、そしてまた人の心と心の和やかさということからすれば、あいさつをお互いに交わす、これも青少年委員中心にあいさつ運動の展開等、行われているわけですけれども、そしてまた片や緑や花ということで緑化から緑化へと、要するに花壇やそういったものを積極的に設置をしてほしいというようなことの、過去に提言もしたわけです。そしてまた市長の方が取り込みました育成会の事業ということで、このものも町を明るくする一つの一環にはなっていくわけですし、青少年の対策、こんなことにもなお一層の力を注いでいただくとともに、先ほど馬場議員も、4Kから4Aといいますか、明るい、あるいは安全、アメニティ、こんなことでお話もありました。ぜひ町づくりの中には、そういったことを先ほ

どの大きな提言としてやっぱりとらえていただいて、また馬場議員も具体的に今度これから質問の中に取り込んでいくと思いますけれども、私の方もそういう形で進んでいきたい。特に先ほどもちょっと出ました駅前広場、これそのものがやっぱり町の顔になってくるわけですから、無電柱化や街路灯の関係、そういったことに取り組みをしていただいて、イメージアップを図っていただきたい。そしてまたこれから行われるであろう、老人、福祉のゾーンといいますか、この問題は土地利用計画を早い時点で出していただくとともに、ちょっと見れば、老人施設だけということでありますと、どうしても暗い感じになります。ですからそこら辺に、例えば特養ホームをつくるにしても、併設的に子供たちもそこへ入り込んでいける、こんな状況の中で触れ合いなりをして、町そのものが明るさをというようなことに全力をかけてもらいたいと思います。

あと具体的には、私が毎回思っているんですが、道路の切り通しの部分でありますとか、中央道の側道の防護壁といいますか、あるいはまた高速道路下のトンネル部分や高架の部分のコンクリートのむき出しといいますか、自主的には部分的には金ごてなり、いろんな仕上げがされていますけれども、こういった部分のペイントが、特に高速道路の下なんかは、いたずら書きがあった後を、幾らか灰色より白っぽい系統のペイントで全部塗って、落書きを消したのが、逆にトンネルの中が明るくなったという効果も出るわけです。その中で、町を明るくする意味からして、府中の刑務所の塀じゃありませんけれども、ああいう絵を書いたり、高速道路の防護壁なんかは、木やなんか、そういう花とか、そんなものの絵を書くということも一つは町のイメージにつながるんじゃないかというふうに思います。

こんなことを先ほど景観の計画というようなことでもありましたけれども、そういう中で、全面的にまた新しい分野といいますか、今までなかった分野にぜひ行政として取り組みをお願いをしたい、こんなことを申し上げて、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　　これをもって10の1、明るく住みよいまちづくりのために――街路灯設置を中心に――の質問を終わります。

一般質問11の1、医療を底辺で支える看護婦の労働条件等について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（奥住日出男君）　　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回のテーマ、医療を底辺で支える看護婦の労働条件等について問うと、こういうテーマでございますけども、これまでも多くの議員の方から本会議において、看護婦さんの労働条件等については、るる御質問等がございましたので、ポイントを絞って質問をさせていただきたいというふうに思います。

高齢化社会の到来や、医療技術の高度化、専門化などによって、看護職の役割は極めて重要になっていること、あるいはその中でも看護婦のニーズが増大しているということは、今さら私がここで言うまでもなく既に御承知のとおりでございます。しかしながら夜勤に代表される過酷な労働条件などによりまして、看護婦不足が社会的に深刻な状況になっている。聞くところによりますと、閉鎖をする病棟なり、あるいは病院があちこちであらわれている。こんなニュースも耳に入ってきております。しかしながら、公立病院はそうはいかない。例え赤字でも、市民の健康を守るために科目を減らすことは大きな問題が生じますし、医療に重大な影響を及ぼす、こういうことから看護婦の養成、確保というのはもう緊急課題である、このようにとらえているところでございます。

既に理事者側の方には御承知のことと思いますけども、東京都では看護婦の確保を図るために、平成３年度の事業計画の中で、都立看護婦専門学校の入学者定員増、あるいは看護婦養成所の運営費補助の増額、さらには看護婦等の就学資金の貸与アップなど養成対策を充実するとともに、ナースバンクの拡充などによって、未就業者活用促進対策、あるいは定着対策にも力を入れる、こういうことから予算措置として約60億円を計上しております。

私どもの日野市としてもこれまで広報等によって毎月看護婦さんの募集を行っております。しかしながら入職者は思うように進んでいない。あるいは定着の面でも課題があるやに聞いております。ただどこの病院でも看護婦が不足しているということじゃないんです。神奈川県の藤沢市民病院、ここは応募をしてもなかなか入れないという、こういう病院であるわけですけども、大変働きがいのある施策が講じられておりまして、看護婦さんに大変人気があるということで有名な病院でございます。一度はあの病院に行って見てきたらいかがですかということをよく聞きます。

こういうふうにとらえてくると、労働条件次第では確保はできる、このような証明にもなるんではないかというふうに思います。こういった背景なり現状を踏まえて、どうしたら看護婦の確保ができ、定着率が向上していくか、こういうことにポイントを絞りまして、労働条件等について質問をさせていただきたいと思います。

質問は７点でございます。まず１点は、看護婦の勤務形態及び人員について病棟別にお聞きしたい。

２点目は時間外労働について平成２年度の規制と実績を聞きたい。

３点目は、現在の賃金体系についての考え方及び職務給についての考え方をお聞かせいただきたい。

４点目は入職後の教育課程について及び正看護婦に至るまでの経緯についてお聞きしたい。

５点目は看護婦の本来業務について、また業務は正しく遂行されているか、お聞きしたい。

６点目は看護婦の確保についてどのように考えているか、できればハード面とソフト面に分けてお聞かせいただきたい。

最後の７点目は市長より今の現状をとらえて、どうしたら看護婦さんが確保できるか、この辺の御見解をお聞きしたい。以上でございます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　ただいまの御質問に対しましてお答えいたします。

まず勤務形態及び人員についての病棟別ということでございます。まず看護婦の勤務形態にはいろいろあるわけでございますけれども、いわゆる３交代と言われるのは一つの流れに沿った勤務が中心となっております。理由は明白でございます。お客様の患者が24時間いらっしゃるということでございます。この病棟における３交代の変則勤務体制につきましては、24時間を８時間ごとに３つに切ってつないでいるのが実情でございます。まずここで８時30分から午後５時までが日勤でございまして、午後４時30分から午後11時30分までが準夜勤、文字どおり言葉どおり夜勤に準じるものでございます。さらに午後11時から翌日午前９時までが深夜勤務となっております。これが勤務形態でございます。

なお夜勤の量でございますけども、月の夜勤回数は概ね月に８回か９回、月30日の場合は８回、31日の場合は９回になるというような計算が成り立っているわけでございます。

次に外来部分につきましては、外来部分の看護婦は日勤でございまして、勤務時間は午前８時30分から、午後５時まで。土曜日の場合は０時15分までが勤務時間となっております。ただ外来部分の場合は、そのほかに月約２日ぐらい夜間の当直をお願いし、また祝祭日の場合は日直勤務もお願いしているところでございます。手術室、オペの勤務

する看護につきましては外来看護婦と同じでございますけれども、ただし当直のかわりに夜間休日の緊急手術に備えまして、毎日２名が拘束として自宅待機というふうになっております。大体回数につきまして、月８回、緊急登院する場合は大体過去の実績を見ますと月２回ぐらいが、実績でございます。

次に病棟別の人員でございますけれども、２階、３階の病棟は、婦長、看護助手を含めまして22名配置しております。勤務体制は準夜３名、深夜２名、日勤には８名ないし９名という勤務になっております。産婦人科病棟の場合は17名、小児科病棟の場合は16名配置しております。勤務体制は準夜２名、深夜２名、日勤は７名か８名となっております。このほかに産婦人科病棟は夜間の分娩に備えまして、１名医師が当直しております。

オペの部屋は、手術室の場合は10名配置しております。外来が20名配置しております。以上が勤務形態及び人員でございます。

引き続きまして二つ目の時間外労働時間について平成２年度の規制、及び実績という御質問でございますけれども、時間外労働につきましては、平成２年度においては、医療の特殊性から病院としての規制はございませんけれども、いわゆる労基法に基づく法定労働時間、裏返しでございますいわゆる法定労働時間外の、超える部分でございますが、これ労基法第64条２項にございます２週に12時間、１年に150時間以内という意味の規制はございます。それらを踏まえながら、ことしの実績の残業を見ますと、延べ907人でございまして、１月まで8,449時間外労働を行いまして、１人当たり換算いたしますと、月約7.8時間になろうかと思います。

平成元年の場合は病棟別に見まして、外来の場合は１人当たり大体3.9時間、それからオペの場合は月13.6時間、それから産婦人科病棟は１人当たり5.7時間、それから小児病棟は１人当たり7.8時間、２階、３階病棟とも大体10時間前後実際実績として残業を行っております。

次に３番目につきましては、これは総務部の所管でございますから、総務部でお答えするかと存じます。

４番目の入職後の教育、また正看になるための経緯はどうかという御質問でございます。４月の新入職員、あるいは年度途中の採用の看護婦さんにつきましては、各婦長より教育指導を行っております。また毎回看護婦部会がございまして、それは主催の中で各病気の症例、あるいは研究会、あるいは講演会等行い、なおかつ院内の医師によりまして、研究会も行っているわけで、このほかに全国自治体病院協議会、あるいは日本看

護協会、あるいは当衛生局等主催におきます各種の研修会に積極的に参加させております。

それから次に正看になるための経緯でございます。正看護婦になるには、いろいろなコースがあるわけでございますけれども、まず一つには高校を卒業しまして、厚生大臣の指定する看護婦養成所に入り、そこで３年間みっちり仕込みまして、それとまた文部大臣の指定する学校へ３年、短期でございます。あるいは大学の看護科に４年間行きまして、厳しい実技を伴う授業を受けます。そこが終わって国家試験を受けるわけで、それにパスしますと、正看という資格になるわけでございます。

もう一つのコースは、高校卒業後、准看護婦養成所へ２年間行きまして、そこで准看護婦の免許を取った後、さらに２年の看護婦養成所を卒業して、そこで国家試験の受験資格が得られるというふうな仕組みが正看になるための経緯でございます。

次に５点目の看護婦の本来業務と、それから業務は正しく遂行されているかということでございます。看護婦の本来業務につきましては、日本看護協会の本によりますと、看護行為分類に大きく分けまして35項目に分かれておりまして、それをさらに具体的に分けますと、160項目にまたがった業務があるわけでございます。私も病院事務長就任いたしまして、初めてこういう仕事があることを改めて認識し、この辺あたりの難しい試験が看護婦不足にもつながってくるんじゃなかろうかというふうに読み取れるわけでございます。

業務につきましては、160項目を読み上げるわけにまいりませんので、省略させていただき、ただこの分類から見ますと、まず２本の柱に分けられるかと存じます。まず診療の補助と、それから療養の世話という２点が２本の柱じゃなかろうかと思います。

まず診療の補助でございますけれども、当然医師の指示に従いまして、患者の症状、あるいは観察、記録、医師の報告、検査のための準備等の診療があるわけでございますが、これらの仕事が看護婦の能力が問われる分野かと存じます。

またもう一つの療養所の世話でございますけども、この辺あたりも本来の業務に、あるいは正しく遂行しているかということに触れるんじゃなかろうかと思いますけれども、つまり看護か介護かという問題が起きるわけであります。もう治療上は終わった。しかし引き続き病院に入院している場合においては、ほとんど看護婦さんが日常世話のみという、本来の看護婦さんの仕事でない仕事をしている実態もございます。その辺あたりがこれからの介護か、看護かというあたりが正しく遂行されるところかされていないところかと判断するところでございます。

次に看護婦の確保についてでございます。全国的に看護婦さん不足しております。東京都でも約6,700人不足しているわけでございますが、こういう状況の中で、私ども病院におきましても非常に苦慮しているわけでございますけれども、まず看護婦の確保のために、やめさせない方法を対策としてどう考えているかということでございます。ハード面につきましては、確かに御案内のとおり老朽化しておりまして、一日も早く新しい病院をつくっていただきたい、イメージアップしていただきたい。そのことによってせっかく面接に来る看護婦さんが勇退しないようにという気持ちがございます。幸いにも今回の異動で新しく病院担当ということに企画財政部が窓口になりましたので、明るい日が見えたということで安心しているわけでございます。ただし病院も365日動いております。今老朽化の病院をいかにして何とか、多少の営繕費でもかけても魅力のある病院へ形だけでも持っていきたいというのが私の役目じゃなかろうかと思ってます。

またもう一つ、今看護婦寮がございます。その寮は共同炊事場、共同トイレでございます。先日も寮に見えた方おりまして、やはり最近の看護婦さんは、学生さんがそうですけど、ワンルーム・マンションというか、プライベートの部屋をつくりたがっている傾向がございます。こんなこともやはりこういう寮があるんだぞということを地方の看護婦さんに呼びかけるハード面じゃなかろうかという考えがございます。

ソフト面につきましては、そこに働く人々の勤務条件も含めて、職場環境を少しでも改善していきたい。なおかつ若い看護婦さんには、行政職の若い青年、ああいう方たちと交流を深めまして、近視眼的なもので見ないような方法で、閉じ込めない、閉鎖的にならないような方法を今後とっていきたいという考えを持ってます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは第３点目の現在の賃金体系と職務給につきまして、お答えをいたします。

現在看護婦の賃金体系につきましては、給与表１を適用しております。これは一般行政職と同一扱いになっているということでございます。

それから職務給の導入でございますが，これはあるべき給与制度、つまり職務と責任に応じた給与体系の導入に向けまして努力をしているところでございます。とりわけ医療職の職務給につきましては、できるだけ早い機会に市議会に提案できますよう、現在努力をしているところでございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　看護婦の確保について現状からどのように考えるかという御

質問であります。

今担当者がそれぞれお答えをしておりますとおり、日野市の市立病院の置かれておる現状という背景の中で、なかなか看護婦の確保が難しいと、こういう事情があるわけでありまして、いろいろ給与面、あるいはソフト面、ハード面、いろいろな対策を考えながら、気持ちよく働ける環境、それから看護婦の本職としての、医療に関します知識、技能をまた勉強できるということも、大切だろうというふうにも考えておるわけでありますので、総合的といいましょうか、総括的に対策を進めていくということでなければいけないというふうに思います。

御指摘のありました神奈川県の藤沢市民病院、私もぜひ行っていろいろ勉強もさせていただきたい、このようにお伺いしたところであります。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

今の現状をお聞きしたわけですけども、私が一般質問の中で、中身としてこういうことを聞きたいよということで若干再質問させていただきたいというふうに思います。

どうしたら看護婦が確保できて、定着率が向上していくのかという、これに絞って聞いてますので、若干突っ込みたいと思いますけども、まず１点目の勤務形態及び人員についての病棟別、推移的にはよくわかりました。ただこの中で深夜勤務、いわゆる午後11時から午前９時までの深夜勤務ですね。現在、２名体制でやっております。今の御回答でもそのようになっております。いわゆる「二八体制」。勤務時間中、４時間につき15分の休息を取りなさいという、取れるということになっておるわけでございますけども、２人の場合、まあ１人は休息している。仮眠はできないんでしょうけども、それに近い休息をしている場合に、まあ緊急事態発生したといったときに、２名のリリーフ的な方がいらっしゃるということですから、その方を呼んでくればいいんでしょうけども、遅くという場合にはなかなかいかない。２人の場合には、非常にこの深夜勤務の時間帯は、私は大変なんじゃないかなあと、こんな気がするわけでございます。

いろいろ看護婦さんあたりに聞いても、週１回ならば何とか我慢するけども、なかなか２回というのは大変だ。ただいまの事務長の御答弁だと、31日の場合には９回やるんだという、こういうことです。特に子育ての期間中の夜勤は耐えられないという、こういう声もあります。これを「二八体制」から「三八体制」に改善ができないかどうか。この深夜勤務だけですね。この辺をもう一度お考えを聞きたい。ぜひ「三八体制」に持っていくように、御検討をしていただきたい、とこんなふうに思います。

それから２点目の時間外労働でございますけども、これも大体10時間前後だと、手術の場合は13.6時間という月平均の数字をいただいたわけですけども、デイリーの時間外見たときに、手術があれば当然時間外が延びます。２週間で12時間ですから、１日４時間やっても５時間やっても変わらないわけですね。そういう管理しておけば。ですからそういう場合には当然長くなるんですけども、何か傾向的なものがあるのかどうか。例えば週間で月曜日とか水曜日が手術がありますよとか、多いですよとか、あるいは金曜日やりますよとかいう、そういう傾向があるのかどうかですね、その辺をお聞かせいただきたい。この実績は、オペの場合の13.6時間というのは、長いのか、短いのか、正常なのか、異常なのか。もし異常とするんであれば、どう対策を取るのか。例えば応援をいただくとか何か、そういうことを考えたことがあるかどうかですね。また職場からのそういう声があるかどうか。それをお聞かせいただきたい。

それと３点目の賃金体系の件ですけども、例えば総務部長の方から今、職務給の場合には職務と責任においてということで、まあ当然ですけども、医療職については近々議会の方に提言、あるいは回答、提案、こういうものをしたいという今御回答でした。夜勤の体制を考えますと、今一番問題になっているのは、給与の面なんですね。給与が低いということ。今回手当が3,500円から5,000円にアップするという、したいという提案が今出されております。委員会で審議することになっておりますけども、夜勤手当の大幅な引き上げでもって、待遇改善をしたのがいいんじゃないか。手っ取り早いよという、こういう声がどこでも叫ばれているんですけども、特殊な職場です。ですから私は手当を若干アップするよりも、当然夜勤手当というのは、深夜勤務手当が割り増しでつくわけですから、法規上、これは問題がないんですけども、職務給の導入というのは、看護職については私は必要じゃないかな、ぜひ早急に実現に向けての検討をしていただきたい。と申しますのは、現在の賃金体系の問題点として、私考えるんですね。経験の差というのがあると思うんですね。例えば先ほど事務長の方から、高卒の場合には２年間、さらに２年間勉強して国家試験だと、受かればいいですけど、受からなきゃまたやるという、かなりの長い期間をかけて、立派な看護婦さんになられる。当然それだけの腕を持って病院に入ってくるわけですから、経験というものがかなりウエートを占めている。現状では例えば28歳の看護婦さんが５年間の経験がある。30歳の、いきなり中途採用なら中途採用が入ってくる。経験がなくても、年齢が高いですから、給与は当然高くなるという、こういう状態。当然、経験者から言わせれば、何だ、あの人は。年が多いだけで給料がいい。こういう不満が出るんじゃないかなという、こんな気がしますから、何

とか特殊な職務であるので、一刻も早い職務給の導入を考えていただきたい。この辺の御見解をお聞きしたいというふうに思います。

それから４番目の教育問題、これはよくわかりました。藤沢市民病院の、先ほど例を申し上げましたけれども、なぜあそこが看護婦さんに人気があるのかといいますと、教育がものすごくしっかりしているんですね。例えば看護学校在学中の３年生、この方をアルバイトとして雇っちゃう。そうするともう卒業すれば即その病院に入るという、こういう青田買いじゃないんですけど、それに近いようなことをやっている。ものすごく教育が行き届いているという、日野市立病院が教育が行き届いているといないということじゃないんですよ。非常に魅力があるということですから、その辺が参考になるのかなあというふうに思います。

それと日野の場合には35歳という年齢制限があるわけですね。看護婦さんになれる。民間ではほとんど今40歳まで引き上げてます。ですから看護婦さんを確保するという面では、そういう年齢も引き上げてもいいんじゃないかなあと、この辺の御検討をされているかどうか、もしありましたらお聞きしたい。なければ結構です。

それから５番目の看護婦さんの本来業務、これもよくわかりました。看護婦さんの場合には、私は医師のお手伝いさんではないと思うんですね。先ほど事務長が二つに分けられるんだと。一つは診療の面の補助、これは医師の指示によって動きなさいということ。これは当然だと思うんですけども、やっぱり看護婦さんあたりに聞きますと、快適な看護をしてあげたいんですよ、患者さんに、ということを聞くんですね、よく。それは何ですか、というと、患者さんにこう呼ばれるんじゃなくて、ベルを押して呼ばれるんじゃなくて、そのときに病室をこう回りながら「どうですか、元気ですか。」こういうような温かい、やさしい言葉をかけてあげたい。こういうことによって患者さんも何となく気分よくなって、早く退院できるかどうか別ですけども、病は気からですから、そういうような感じになるんじゃないかなあと。看護婦さんも、これは市立病院じゃないんですけど、違う病院で聞いたことなんですけども、そういうふうに先取り、先取りで患者さんの面倒見てあげたいんですと、こういうことを言ってますので、私はこれが看護婦さんの裏の面の本来業務かなと、こういう感じがいたしたものですから、お聞きしたわけでございます。これは結構です、再答弁はですね。

それから６番目の看護婦さんの確保についての考え方、私が考えていることと、事務長なり市長の方から御答弁いただいた内容が一致いたしますので、特に問題ないんでしょうけども、やはり今のあの老朽化した病院では、まず病院に来て帰っちゃいますね、あ

れ見て。患者さんもいやになっちゃっうんですから、そこで働く人は余計いやになる。こんな暗いところで、こんな汚いところで、こんな狭いところで働くのかという。今の人というのは、本当に一生懸命でやるんですよ。自分の仕事を与えられたことは。ですからやはり事務長なり、市長が言われたように環境が大事、午前中馬場繁夫議員が環境が大事なんですということを言ってました。私もそうだと思うんですね。すべての面において環境づくりというのは力を入れていかなきゃならない。ぜひこの建物の新築、今、市長は２眼レフ構想ということで言われてますけども、私は公立病院は一つでいい。こういう持論ですから、１日も早くあの病院を建て直していただいて、まあ建て直すということは間違いないんでしょうから、本当に働きがいのある職場にしてあげて、そこで一生懸命気持ちよく働けば、それが患者さんに返ってきます。ですからそういう面でぜひそのハード面の魅力ある病院づくりに１日も早く取り組んでいただきたい。このように思います。

それとソフト面の方、これも事務長の御答弁でよく理解できるんですけども、やはり看護婦さんというのは仲間意識がありますから、いろいろとうちにいらっしゃいとか、うちの病院はこうですよとか、いろいろ意見交換しているようです。市立病院のナースセンター見ても、何となくあそこじゃ休まらない。こんな気がいたします。もっと大事にして、私はやってあげた方がいいんじゃないかなあと、こんな気がいたします。ベッド当たりの看護婦の数が、私、どのぐらいが妥当なのかよくわかりませんけども、藤沢市民病院は、１ベッド当たりの看護婦さんが0.74人なんですね。日野の場合はこれ最近のデータで見ると、あっているかどうかわかんないですけど、私の計算した中では藤沢より低くて、0.6人ですか、１ベッド当たりの看護婦数が、0.6人。多いのか少ないのかわかりませんよ。ですけども、藤沢の病院に比べれば日野の方が看護婦さんは少ないということは事実です。何としても先ほど言ったように「三八体制」が実現できることによって、若干この辺も改正される。余裕を持って私は看護婦さんには仕事をしていただきたい、こんなふうな気がいたします。再質問が長くなりましたけども、以上の点について再度御答弁いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　再質問にお答えいたします。

１問目の「三八体制」でございます。たしかに　私どもも本来のあるべき魅力のある病院、あるいは看護婦さんを確保するためには、「三六体制」、いわゆる３人で６日の夜勤をする、これが一番望ましい姿なんですけども、やはりどこの病院でも看護婦不足

の中において、「三六」は無理である。少なくとも「三八体制」まで持っていきたいということでございます。現状の定数では、なかなか「三八体制」は無理でございまして、いずれまた時期を見まして、内部的に調整しながら、定数も何とかお願いできないだろうかという気持ちも動いているわけでございます。その節はよろしくお願いいたします。

それから時間外、オペの時間外でございます。その傾向はどうかということでございます。現実問題として、オペ、手術は午後行って、午前中は外科の先生、外来で診てまして、午後になるということでございます。それを看護婦さんに、手術はどうしても午後になりますと、すぐ終わる方も、15分で終わってしまう方も、手術もございますが、同じ１件でも８時間も、10時間もかかってしまうということでございますから、そんなようなことでどうしても手術についての時間がふえてしまう。ならばじゃあフレックスタイムを活用しまして、オペの看護婦さんだけが例えば10時出勤でできないだろうかということで――いろいろと手術は準備もございまして、やはり朝８時半には勤務ということになろうかと思います。

また麻酔の先生はパートでございまして、やはり麻酔のパートの先生をお願いするに当たりまして、やはり午後３時となりますと、３時から体制を組まなきゃならないということがございますし、そこへ緊急の患者が入りますと、１度に、２度も３度も手術しなきゃならない。ですからある程度オペの部屋について出勤はやむを得ない事情もあるわけでございますが、これらを解決するにしてもやはり体制を増員することによって、若干解消できるんじゃないかなあ。あるいは医師をふやすことによってオペの先生と外来の先生別々にすれば、これまた午前中の手術の可能性ありますけれども、先ほど申し上げました麻酔の先生等々のこともございますし、夜間の手術もございますから、なかなかこれを１度に解決するのは難しいわけで、できるだけやり繰りの中で、労基法に照らしあわせながら、労働強化につながらないような方法を今後取っていきたいという考えを持っております。

それから、それらについての職場の意向はどうかということでございますが、確かに先般婦長会等を行いまして、やはり婦長からも体の厳しさの訴えもございます。ただ救われることは、休暇の消化が大体89か、90％若干取ってきております。その点救われる気持ちございますし、しかしこういう手術の仕事とか、夜勤は通常の昼間の勤務１時間と違いまして、３時間、４時間に相当する労働強化でございますから、その点の配慮をしていきたいという意向もあるので、それにこたえていきたいということでございます。

それから３点目はそういうことでございます。４点目の教育の問題でございます。も

し看護婦さんの定数があり、余裕が出れば、教育婦長というのを制度化していきたいという考えは、我々婦長会の方で話があるわけでございます。教育婦長が専門に教育をするというような方法もあるわけでございます。それらにつきましても、どのように今後するかということは、関係病院との話の中でやっていきたいと思ってます。

それから年齢を35歳から40歳に引き上げたらどうだろうかということでございます。そのように、一応もともと35歳ですけど、やむを得ない場合は、特に助産婦の場合は40歳を超えることもございます。けれども、また給与体系が経験年数を100％取りますから、いろいろ問題もあるわけなんです。例えば市立病院に経験、貢献度が全くゼロにもかかわらず、20年間貢献した方と同じサラリーということは、そこにお互いに気持ちが少しズレがあるような雰囲気も聞いております。そういった意味で年齢を押さえるわけではございませんけれども、しかしそのことよりも看護婦さんが不足しているということになると、ある程度40歳まで引き上げはやむを得ないだろうという考えを持ってます。しかし今現在は35歳にとどめまして、きのうも面接を行いまして、５名参りました。大体合格という形を取りたいと思ってますけども、そういった傾向がございます。一応35歳で公告に基づいて来ていただいております。これは将来において不足する状況にあれば、年齢引き上げも仕方がないだろうと思ってます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　それでは第３点目の再質問につきまして、お答えをいたします。

職務給の導入につきましては、先ほど私から申し上げたとおりでございますし、また議員さんからお話があったとおりでございます。この給与の改定ということになりますと、勤務条件の変更になりまして、職員組合との交渉が必要になるわけでございます。早急に整えまして、議会に提案をいたしたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。

今の事務長の方から深夜勤務の「三八体制」、できれば理想は「三六体制」だけども、当面は人がいれば「三八体制」でやりたいんだという、こういう考えがございました。条例によると、事務長は病院長の代行まで行きませんけども、そういう指示によって仕事をやるようになってますし、病院長は市長の命令でもって病院長に今就任するわけですから、トップであります市長に「三八体制」していただけるかどうか、していただけないかどうか、この辺の考え方を最後にお聞きしたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　新しい看護体制としては、「三八体制」に進みつつあるということも承知しておりますので、そのような方向を目指したいと、今のところはなかなか具体化は難しいと思いますけど、まず確保し、またそれを目指すということで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。

平成３年度の所信表明の中で市長が、心の豊かさ、触れ合いと思いやりのある社会が指向されているという、こういうことを述べられていらっしゃいます。まさしく実態はそうであります。私はさらにそれを掘り下げて、医療の面においても、豊かな看護、こういったものを求めていくことも、市民意識としては当然の成り行きではないか、自然な形で来ているんではないか、こんなふうに思います。とはいっても、人材がなければそういうことできないわけです。それには現場で働いて、医療を底辺で支えてくれている看護婦さんの職場、気持ちよく、楽しく働けるというそういう職場づくりがまず先決ではないかなあと、こんなふうに思います。看護婦不足の原因、全国では約５万人と言われておりますけども、この原因が女性の働く職場がふえたから、不足したというふうに、いろいろマスコミ等では報道されております。間違いではないと思うんです。しかしながら将来看護婦さんになりたいという、こういう夢を持っている若い人は、私は少なくないというふうに思います。昔は看護婦さんかスチュワーデスかというふうな時代もあったわけですから。

人間というのは物が豊かになって心が豊かになると、多少余裕ができてくる。何か人のためにしてあげたいという、こういうふうな気持ちになるのは本能ですから、そういう面で私は多くの若い人に看護業務についていただきたい、こんなふうにも願っている一人でございますけども、要は働きがいのある職業として、さらには魅力ある職種としてさらに行政側のレベルアップをお願いしたい、このように思います。以上でこの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　　これをもって11の１、医療を底辺で支える看護婦の労働条件等について問うの質問を終わります。

一般質問12の１、東京都立七生養護学校の高等部新設の早期実現を！の通告質問者、下村　功君の質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（下村　功君）　それでは通告に従いまして、七生養護学校の高等部新設ということについて質問をしていきたいと思っております。

昨年６月の定例市議会に、東京都立の七生養護学校の高等部新設と、プールや運動場等の施設の充実に関する二つの請願が、ＰＴＡの方々を中心に提出され、全会派一致で採択されました。またこれを受けた形で９月定例会では議員提出議案　東京都立七生養護学校の高等部新設と施設の充実を求める意見書が決議され、東京都知事と都の教育長あてに提出されたことは、皆さん既に御高承のとおりでございます。

私は文教委員会の所属ではございませんので、先の請願の付託審議の経過については、細かくは存じておりませんけれども、その後七生養護学校のＰＴＡの方々と懇談する機会に恵まれまして、改めてＰＴＡの方々の、特に高等部新設への切実な願いに接して、今回の質問に及んだ次第でございます。現在、七生養護学校に主としてバス通学している小中学部の生徒は、高等部になりますと、どうしても八王子の養護学校に通学することとなり、そうなりますと、通常のバス路線や、また電車等を利用しなければならなくなるわけでございます。この場合日野在住者の平均的な事例では、片道で、つまり送っていくのに１時間半、そして送って届けて帰ってくるのにまた１時間半、そしてまた迎えにいくのに１時間半という形になりますので、生徒の送り迎えという１日のローテーションで２往復をいたしますと、結局６時間が子供の送り迎えに費やされるということになり、普通の主婦が家庭でこなす家事といったものをする時間がほとんどなくなってしまうという声をお聞きしたわけでございます。

さらに子供は高等部まで進めば、世話が少しは楽になるのではないかというように思われがちですが、実際には子供の障害程度にそれほどの変化がなくても、体は当然に大きくなり、力も強くなるわけです。それに反して親は年をとっていき、高齢となる。そういうわけですから遠方への送り迎えは経済的な負担もさることながら、親への体力的、精神的負担がかなり限界まで近くなっているという声をお聞きいたしました。

昨年の請願も、そうしたやむにやまれぬ切実な親の願いを背景に提出されたものであろうということは、想像されるわけでありますが、そこで日野市当局におかれましても、市長、教育長が直接都教委に出向き、高等部新設を強く要望されたというふうにお聞きしております。そして意見書も提出されたとも伺っておりますが、その後本件について都の対応はいかがなっているのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　下村　功君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　御質問についてお答えいたします。

今議員さんがおっしゃられましたような経過の中で、東京都立七生養護学校ＰＴＡより、東京都立七生養護学校の高等部新設に関する請願が６月の議会で採択され、日野市議会は東京都教育委員会に対して、東京都立七生養護学校に高等部を新設し、あわせて施設を充実することを要請しております。

その後市長及び教育長が東京都教育委員会に赴きまして、坂本教育部長に要請をしております。東京都教育委員会は、平成３年の２月27日に開かれました東京都都議会予算特別委員会において、坂口光治議員の質問がこの関係をされております。内容を申し上げますと、一つには、東京都立七生養護学校は校地が狭くプール、実習棟の整備を行う必要があり、高等部の設置について検討するなどの課題がある。二つとして、日野市長、日野市議会等から高等部の新設及び施設改善について要望が出されていると。三つとして整備に必要な費用は約７億円が見込まれる。また四つとしては、高等部を設置するためには、既存の施設を含めて、一体的な整備が必要である。五つとして七生福祉園、及び日野市内の実態から高等部の設置が必要であると判断している。六つ目として、高等部の設置に向けて検討し、関係局、関係方面と調整を図りたいと、このように答えておるところでございます。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　どうやら都も、高等部新設の方向に向かって、今のお答えの中では動いているというような話ですので、ひとまず安心していいのかなあと思いますけれども、問題なのは今後どのようなプロセスでもって、都が高等部を新設し、生徒を受け入れるのか。また期間的には最短でどのぐらいかかるものなのか、受け入れまでにですね。直接の所管でない市ですから、詳しい御答弁というのを求めるのは無理かもしれませんけれども、ごく標準的、一般的な事例で判断されてよろしいかと思いますので、その点についてまずお答えをお願いしたいと思います。

またその場合受け入れの方法、すなわち新１年生から順次受け入れていくものなのか、それとも暫定的に一時ほかの八王子養護なりの施設に行っておられる人も、つまり二，三年生になるわけですか、二，三年生も受け入れてもらえるものなのか。これも一般論で結構でございますから、ぜひお伺いいたしたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　この御質問は大変私どもとしては、お答えしにくいわ

けでございますが、先ほどの都での教育長のお答えの中にもありましたように、用地の確保ということがやはりあるようにも聞いております。この問題の解決がやはり一番大きな課題ではないかと思いますが、いろいろの準備をするとしても、すぐ１年、２年ではできるんではないように私どもは感じてます。数年はかかると思います。しかしこのことの進め方について、協力要請を受ければ、できる限りの協力をしていきたいというふうに考えております。

それからまた受け入れの、いざ学校ができるという形になっての受け入れの方法につきましては、ちょっと私どもでどうするだろうとかいうことにつきまして、想像をするのは非常に困難なわけですけれども、やはりいざ決まった場合には、最良の方法を取っていただけるんではないかというふうに感じております。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　いずれにしましても数年はかかる、完成するまでには。また受け入れを始めるまでには、今のニュアンスだと四，五年ということになるのかもしれませんが、とても時間がかかるということがわかりましたけれども、今回の請願の中心になられた方々の中には、現在、七生養護学校の中等部に通うお子さんをお持ちの保護者の方が多くおられたと、そういうふうに思いますが、先ほど申しましたとおり、子供が大きくなればなるほど、そうした方々の御負担、自分も高齢になっていくといったマイナス面も含めての負担といったものが大きくなってくるという現実があります。

そこで私が心配しますのは、せっかくそうして都が高等部新設の方向へ向かっても、結果的にその請願をなさった方々が横目でそれをながめながら、遠くの高等部なり、他の施設なりへ通学、通所せざるを得ない事態が起こるのかなあと、そう思って危惧しているところです。

自分たちが実行したことで一つの目的が達せられれば、この場合は高等部が新設されればということですけれども、それはそれで一つの意義のあったことだというふうに思いますが、私はやはりこの請願に努力された保護者の方々の一人でも多くの方に、恩恵をこうむっていただきたいと思うのは間違いでしょうか。

高等部新設の方針を都が決定したなら、例えば暫定的にでも、今ある施設を利用して暫定的な開校をし、生徒を受け入れること、これをすぐにやっていただきたい。これはできるのではないかと思うわけです。そしてこれは地元の日野市の協力なしにはできないことだと私は思っております。

そこで提案なんですが、七生養護学校に近い中学校なり、小学校の施設がありますが、

その空き教室を利用しての暫定的な開校を日野市が進めてはいかがでしょうか。もちろん既にもう予算期でもありますし、平成３年度といった、即座というのは時間的に無理でしょうけれども、例えば平成４年度から受け入れができるような条件整備を、早期の条件整備を市が積極的に都と話し合っていく。そしてその場合やむを得ず他の高等部へ在学中の生徒も転学が可能となるような余裕を持った受け入れもできるような制度を整備していくといったことができるのではないかと思いますが、それについて、今、私の提案について、実現するよう努力してまいりますというお答えを、ぜひ日野市の教育部局の方からお聞かせ願えればありがたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと事情説明と、それから我々が把握をしております東京都の教育庁当局の現状をお知らせしておきたいと思います。

地元で七生福祉園が早くから開設をされて、いわゆる福祉園活動と、それに伴う――福祉園はこれは都では福祉局に属する系列の施設であります。それからもう一つの養護学校、これ義務教育としての小中学校が現状あるわけでありまして、それは教育庁当局の所管になる、こういう２系列になっております。

私どもが仕事をして受けますのは、障害者の村があって、その村の子供たちがその村の中の学校に行っていると、こういう感じではありますけど、行政としてははっきりとした２系列に所管されておると、こういう事実があります。

それでいわゆる養護学校、現状は小中学校なんですが、高等部がほしいと、これが運動の目的でありまして、議会でも請願を採択されたり、意見書を提出されておりますし、私どももぜひ地元に養護学校高等部ができることを要請をし、レールを敷いていきたいということで、教育庁当局に長沢教育長と一緒に２回伺いました。

初回は施設部長にお会いしました。２回目は学部長と教育長にお会いをいたしました。東京都でも請願の趣旨、あるいはまた地元の意向、このことは尊重されて取り組まれておるということはわかるわけでありますが、まだ都としての、つまり七生養護学校に高等部を設置するという意思決定はなされておりません。したがって一番つくべき部分はその部分でありますから、そのことを特に教育長には要請をし、一応の理解は得ておるというふうに思います。

その際に日野市の行政当局といたしまして、用地を紹介をするということが極めて有力な手段になるということも、これはおのずからの理であります。幸いに今の七生福祉園で施設の拡張が進められつつありますが、これはいわゆる小中校の養護学校の部分に

スポーツ施設が足りないということで、プールをつくろうということで、用地の拡張交渉がなされておる。大体その用地交渉では確保できる見通しが立ったという、近いところまで来ておることも承知しております。高等部の付設ということはこれまた別個でありまして、別の場所といいますか、用地が当然必要になってまいります。そこでたまたま幸いなことに、ほぼ隣接をする約１ヘクタール弱の、今現状山林でありますが、ある所有者によって別の計画がなされたのを、市の方でお願いをいたしまして、提供してもいいというところまで話はきております。したがって私どもが都の当局に出向いて話を進めておりますのは、まず意思決定をしていただくこと。それからその用地をなるべく速やかに確保していただきたい。場合によったら、日野市で代行しておいてもよろしいという意味のことをお伝えをしているわけであります。

今、下村議員から御質問の、つまり目指すところは同じなんですけど、都の意思決定がまずやはり大前提だという部分がありますので、そのことに集中的に今、具体化をしていかなければなりません。今、開設という決定が決まれば、つまり高等部を開設するという決定が決まれば、そのためにまた多分御指摘されておるところだと思いますが、日野市がどのような協力ができるかということは、御相談があればもちろん最善の御協力をするという回答は可能であります。これは例えば南平高校をつくる際にも潤徳小学校の空き教室を提供して、１年早く開校していただいた、こういう事例も既にあるわけでありまして、東京都の意思決定を促すために、そういうこともあわせ日野市の切望する協力の仕方として、お話をすることは可能でありますが、順序を経てやっていきたい、このように、そういう事情にありますので、そういうことを御理解の上で、この仕事の実現に全力を挙げて協力をしよう、こういうふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんけれども、私はあくまで東京都の意思決定がなされればという仮定のことで話を進めてきたわけで、しかしやはり今までの事の経過、ないしはいろいろ入ってきます情報を勘案しますと、東京都の七生養護学校への高等部新設といった方針は、十中八，九意思決定がなされるであろうということは私は確信しておるわけでありまして、やはりその場合の日野市がどういう協力体制が取れていくのかといったことを、そこに今回、この市議会ですので、スポットを当てたわけであります。

市長からも全面的にというか、できる限り日野市も協力していくといったことで、多分私が先ほど申しましたような方法なり、そうしたことが今後検討されてくると考えてよいと思いますので、これ以上の再質問はいたしませんが、せっかく日野市議会が全会派一致で賛同して、都に意見書を上げた、この七生養護学校の高等部新設の要望ですからやはりぜひとも早期に高等部新設がかなうのと同時に、日野市の力でもって、また１人でも多くの親ごさんがこの恩恵に浴することができるように、暫定的実施も含め、早期の対策を要望して、この質問を終わらさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　　これをもって12の１、東京都立七生養護学校の高等部新設の早期実現を！の質問を終わります。

一般質問12の２、子ども議会の実施を！の通告質問者、下村　功君の質問を許します。

○８番（下村　功君）　　それでは取り急ぎ子ども議会の実施をということで質問してまいります。

これはトップバッターの宮沢議員から、廃棄物のリサイクルの関連でもって、子供議会という名前が出ましたので、ちょっとびっくりしたというところもあったわけですが、私は一つは、子供の教育といった面と、それからあと社会的な議会への政治的な着目といった問題を観点に質問してまいりたいと思っております。

先日日野市内の小学３年生が社会科の授業だと思いますが、市議会の見学と、そして議会事務局の方々からの説明を受けたというお話をお聞きいたしました。まあ百聞は一見にしかずでありますから、教室で先生から授業を受けるだけではなくて、実際に足を運んで見学することは、自分の子供のころのことを思い起こしても意義のあることだというふうに思います。

私はかつてテレビでどこかの市が、市議会本会議場を使って、子供の議会を開いたというニュースを見たことを、そのとき思い出したわけです。そこでは子供議員が自分たちで議長を選出し、実際に本会議場を使いまして、まさにこの議会のように質問し、市長以下の理事者の方に真剣に質問をぶつけておったというテレビの報道に接したわけであります。私はそのときもし日野市でも子供議会が開催され、子供の意見が市政に少しでも反映されるとしたら、子供にとっても、また日野市にとってもどんなにかすばらしいことではないかと思いました。

さて一方で現実の議会への市民の関心はといいますと、日野市議会のこの傍聴席が連日満員で、傍聴券を待つ市民が列をなすような政治的な高まりは、残念ながら見られません。まだまだ市民の政治的な関心といったものは、低いのかなと言わざるを得ないわけであります。そうした傾向は最近の地方選挙の投票率にも端的にあらわれておりまして、特に都市部の市長選挙では、30％を下回る投票率のところもあり、マスコミ的に言

えば、「棄権も意思表明の一つ」などとは言ってはいられないのではないかと思っています。政治への無関心の原因はいろいろとあるでしょうけれども、やはり日常的に議会に関心を持っていただいて、その機能を理解していただくよう、議会と行政当局とが地道に努力を続けることしかないと私は思っております。そうした観点からも、この日野市でも子供議会を開催し、１人でも多くの子供が実際の議会を経験する中から、議会政治を実践的に理解していくということが、少なくとも彼らが成長し、社会とかかわるときの政治への関心の度合い、議会制民主主義への深い理解へとつながっていくのではないかと思っております。

また私が昨年９月議会におきまして、子供の人権について質問させていただいたとき、子供の意見表明権については、日野市でも子供サミット等を開いて、大いにそういう機会を与えている旨の御答弁をいただいたわけですが、そうした観点からも子供議会の開催は意義があるのではないでしょうか。私は以上の理由から、子供議会をこの日野市でもぜひ、ぜひ実施していただきたいと提案いたしますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　　御質問にお答えいたします。

小学校の社会科の授業の中では、２年生には市内の町のこと、それから３年生には市議会を中心としたこと、それから４年生では都議会、６年生では国の国会の仕組み等を勉強させるような教科内容になっております。

児童・生徒が体験的な学習を通して、議会への関心を高め、政治が国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることに気づくなど、社会生活について理解を深めることによって、公民的資質を養うことは、民主的で平和的、文化的な国家、社会の形成者として行動できる市民、国民を育成する上でもとりわけ大切なことであります。

小学校社会科教育では、選挙の様子や、国会の働きなどを調べて、現在の政治は国民が選んだ代表者による議会政治によって成り立っていることなどを、日本国憲法に示されている国民主権と関連づけて学習することになっております。また身近な公共施設や、災害復旧の取り組みなどについて調べ、地方公共団体や、国の政治の働きを学習することになっております。このような学習の一環として社会科見学を行い、日野市の公共施設や議場を見学し、市民の代表を選出する仕組みを調べたり、選挙に参加する態度など、選挙の意義について学習をしております。

中学校社会科では、地方自治の基本的な考え方について理解を深め、地域社会における住民の権利や義務を関連させ、地方自治の発展に寄与しようとする市民としての自治意識を高めることや、議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用のあり方について学習をしております。

また中学校においては、数年来生徒会サミット、先ほど申されましたサミットを実施し、学校生活のあり方や、生徒会、自治活動等について討議を行っておりますが、教育活動の一環として、子供議会についても検討を進めてみたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　ありがとうございました。

前向きに検討していただけるということで、それ以上言うことはないわけですが、既にこの質問に先立ちまして、私は議長と議会事務局長には、この質問の趣旨を御説明いたしまして、もし教育委員会から実施の申し入れがあれば、私は議会側としては快諾していただけるものだというふうに信じておるわけであります。

私は一つの題材から何をどう学ぶかは子供の自由だと、そう思っておりますが、そしてまた教育とはその場を提供してあげるものだというふうに思っております。幼児教育の研究も決しておろそかにしてよいとは思いませんけれども、子供の成長の節目、節目でどういう教育的な場を設定してあげられるのかも、積極的に考える重要な課題だと思っておりますし、また日野市の教育の将来に向けての重大な要素だとも思っております。子供議会の開催は、そうした意味でほんのささやかな提案ではあります。日野市でも、子供議会をぜひ実施していただきたいと思っております。

最後に子供議会の開催には、理事者の方々の出席がぜひとも必要なわけですので、最後に市長から理事者の長として本提案への御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　中学校の生徒会、これが主催をした形で、先ほど言葉にありました、子供サミット会議だったのかもしれませんが、そういう経験を持っております。それから子供が自治について具体的に勉強したり、あるいはみずから議会に模した会議を経験をするということは、十分教育効果のあることだというふうにも思うわけであります。

教育委員会が行うのか、あるいは市民自治学園が行うのか、いずれにしても不可能なことは全くないと思っております。予算を伴うようなことがなければ、なるべく早くやることも可能だと思っておりますので、検討してみたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君。

○8番（下村　功君）　ありがとうございました。ぜひ実現へ向けて私たちも努力してまいりたいと思いますし、市の御当局にはその実施の方をよろしくお願いしたいということを申しまして、私の質問を終わらさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって12の２、子ども議会の実施を！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時33分　休憩

午後４時８分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の１、土地区画整理に於ける仮換地の決定は公正か、の通告質問者、内田勲君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（内田　勲君）　それでは大分質問者の方続いてますので、世界の経済、あるいは政治動向は省きまして、単刀直入に質問の内容に入っていきたいと思います。

御承知のように豊田駅の南地区は、ＪＲ中央線の駅周辺にもかかわらず、大変都市整備がおくれている地区であります。道路が狭いために危険箇所が多く、特に南口駅前や、中央図書館付近は歩行者にとって大変危険な場所と言わざるを得ません。また下水道が完備されていないこの地区の一帯は、どぶのにおいが漂っております。１日も早く整備されることを願う市民の声は、切実なものであります。幸いといいますか、おくればせながらといいましょうか、平成２年度より豊田駅南地区区画整理事業が予算化されました。この事業は、この地域に住む多くの人々から長年望まれていたことであります。しかし期待に胸ふくらます部分と、反面資産の一部拠出や、仮換地後の問題等々心配する人も少なくないわけでございます。

そこで質問をいたします。まず１点は、当初発足した豊田南口開発反対運動の、この運動もトーンダウンをした現在、地域住民の理解と御協力により、着々と進行中と思いますが、その進捗状況と、事業を進める上で、大きな弊害となるような問題点がありましたら、御報告していただきたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　進捗状況でございます。豊田南土地区画整理事業でございますけれども、昭和61年の８月、事業認可をとっております。それで、テーマとしては、清流と緑、豊かな町づくりという形で、87.1ヘクタール、現在事業をしておるところでございます。

事業の進捗でございますけれども、昨年、平成２年の10月29日から、11月11日まで仮換地の案の供覧を実施しております。これは仮換地を全権利者に発表したということでございます。現在、その意見が出てきております。その意見を含めまして、その変更も含めまして、検討の作業に入っているということでございます。

事業の進捗、事業費ベースで参りますと、約５％という割合になっております。これから換地が決まりますと、事業が早急に進展するというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　ありがとうございました。

それでは２点目の質問としまして、仮換地の決定の件でございますけれども、この仮換地の決定につきましては、現在どの程度進んでいるのか。それも御報告願いたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　仮換地の決定でございますけれども、前段でちょっと申し上げましたとおり、現在供覧をして意見が出てきておる段階でございます。全体で、当地域の権利者の数でございますけれども、1,329名権利者がいらっしゃいます。それで筆数で参りますと、2,603筆あるわけでございます。この中で今回供覧をいたしまして、要望が281通出てきております。件数で申しますと、855件の件数の意見が出てきておると。それでこれを、現在これに絡む変更、そういうものを検討している現在段階でございまして、まだ仮換地の指定はこれから先の話になります。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　ありがとうございました。

今の仮換地決定に向けての意義申し立ての件数なども御報告願ったわけですけれども、私の聞くところによりますと、まずこの区画整理が完了した時点では、必ず一方が公道に面している区画になるというふうに聞いている人も多いようにお伺いするわけでございますけれども、こういったことは事実かどうか、これが１点と、それから今御報告ありましたように、異義申し立ての中にもかなりあるんじゃないかと思いますけれども、

現在住んでいる土地が南北に細長い土地に住んでいる人が、それに沿った細長い家に住んでいる場合に、ある人がそのままそっくり今度は向きが変えられてしまうということによりまして、従来の機能が果たせなくなってしまうというような人も実際に出てきているようです。それから既にもう要望した仮換地が取れまして、喜んでいる方もおられるそうですが、一部では市の職員がかなりいいところを取っているとか、あるいは地域の顔ききといいますか、非常に力のある方が既にいいところをもう押さえてしまっているとか、こういった声を聞くわけでございます。それが本当にそうなのかどうかわかりませんので、その辺どんなふうにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点の、公道にすべての土地が面するのかということでございますけれど、これは御指摘のとおり区画整理事業は公共施設の整備を改善して、それに宅地の利用増進を図るというような目的でございますので、当然公道に面するような換地を切っていきますということでございます。

それから２点目として、南北に長かったのが逆になったと、こういうふうな、この度合いの問題であろうかと思いますけれども、確かに１街区の街区長というのは街区の長さがある程度決まってまいります。そうするとその中に、ちょうど街区の真ん中に線を入れまして、一般に背割れ線といいますけれども、それに基づいて換地を切っていきますので、すべてが今の全く同じような条件ということは、これはあり得ないと思います。ただ少なくとも前に、従前に対して、環境が落ちるような形のもの、これは基本的にないというふうに私どもは理解しております。

それから３点目の特定の地主さんが、まあ市の職員も含めていい条件と、これは区画整理事業の場合は、換地基準、これは審議会というものが豊田南には豊田南審議会というものが設置されております。その審議会の中で一つの換地基準というものを定めて、その基準に基づいて換地が割り込まれていくという仕組みになっております。さらにまた換地を皆さんに発表する前段として、審議会にそれを見ていただいて、そういう経過を踏まえた中で、発表していくものでございまして、決して特定の人の有利になるような換地は行わないし、現実に公平にやっておりますということで、御理解賜りたいというふうに思ってます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　ただいまの答弁ですと、公平にやっているということなんですが、それではどうして地元の方からそういう声があっちからもこっちからも出てくるんでしょうか。また、この南地区だけでなくて、過去に何カ所か区画整理やっているわけですけども、そういったところでも同じように経過があったということも聞いております。その辺も含めて、部長としましてはそういった声を本当に聞いたことないのかどうか。再度御確認したいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　非常に何ですけれども、今までいろんな地区で、区画整理を何地区もやらせていただいておりますけれども、とかく前段の換地が決まって、全部皆さんが冷静な目でその換地の内容を見る前段として、いろんなそういうふうなうわさといいますか、そういうお話が出ていることはしばしば聞いております。それで現実にはそういう方が、豊田の場合でもありますし、そういう方とは直接お話をして、「いや、こういう状況ですよ」と、よく内容的に説明することによりまして、そういうのは誤解は解けているというふうに私は感じております。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　はい、ありがとうございました。

それではきょうは具体的な氏名とか、そういった心配をしている方の名前を申し上げるわけにいきませんので、この程度にとりあえずとどめておきたいと思いますけれども、ただいま部長がお答えしましたことを、今後私もそれに照らし合わせて、現地を見ていきたいと思います。その中で部長のお答えになったような形でやられていればいいんですけれども、例えば基本的には以前の環境を悪くしないというようなところを、よく見ていきたいと思います。次に取り上げるときには具体的な例を挙げて、部長が言われましたような条件に合うような形で、改善をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。この件につきまして市長の方で何かございましたら、一言よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　区画整理事業という手法は、なるべく家のない状態のときに早く行えば、それなりに事業を比較的スムースに行う可能性になってくるわけでありますが、宅地に家屋が張りつく数が多ければ多いほど、いろいろ複雑な問題が発生してまいります。区画整理事業の手法そのものは、非常に細かい、少数点以下、２けたまでの点数計算をしながら、そのまた、最終的にはプラスするものには徴収を、マイナスの状況にあるものは交付をというふうな、清算ということも最終段階に行われるわけでありまして、事業の性格、あるいは事業の内容は極めて公正、公平ということが大原則になっ

て、初めて成り立つ仕事でもあるわけでありまして、とかく仮換地の前段におきましては従来の状況もあることでありますし、いろんな比較の仕方で、有利、不利の論が出がちでありますが、できるだけまた具体的な説明もし、納得をいただく手順を経ながら、指定を行っていくというのが、区画整理のまた時間の要する一面でもあるわけでありまして、不平、それから不満、不公平等が存在した中ではこの事業は完成をしないわけでありますので、誠実に対応を図りながら、理解をしていただき、そして全体の町づくりのことと、それから個々の立場について御理解を全うしながらやっていくということでございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

それではこの仮換地の件につきましては公平に進めることを強く要望しまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これをもって13の１、土地区画整理に於ける仮換地の決定は公正かの質問を終わります。

一般質問13の２、教材購入時の見積り合わせについての通告質問者、内田　勲君の質問を許します。

○11番（内田　勲君）　学校教育部長にお伺いします。

きょうは朝から部長におかれましては厄日ではないかと思うぐらい次々と質問が出て大変恐縮でございますけれども、もうきょうは私で終わりだそうですので、よろしくお願いします。

学校の教育には欠かせないのが教材でございます。図書館の充実に向けまして、またあるいは本などを購入する場合、また卒業生の記念品を購入するような場合など、数社の業者による見積もり合わせを行っていると思います。この見積もり合わせをどのように行っているか、見積もりの依頼から業者選定までの一連の手順についてまずお聞きいたします。

またこのときに特に注意している点がございましたら、あわせて教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えいたします。

学校の教材の購入は、金額によりまして、総務部の管財課で買うもの、それから教育委員会の庶務課で買うもの、学校現場で買うものの３通りになっております。学校にお

ける教材の購入につきましては、一般のものは、10万円以下のものについて、図書につきましては20万円までということで、各学校で委任されて業者を選定し、競争によって購入するわけでございますが、この方法は教育委員会の庶務や、総務部の管財課で行っているものと同じでございます。

実際に購入する場合には、市に指名参加をしている約1,000社以上の業者から、取り扱い品や購入金額によって何社か選び、見積もり合わせ、見積もり書を取って、最低価格のところと契約をしています。

何社を選定するかということにつきましては、特に定めはございませんが、１万円以下のものは、２社、10万円以下のものは３社を目安に見積もりを取っております。

それからこのほかに１年間を通じまして、単価契約という方法で、１年間同じ金額で買えるもの、これは利用の多い物品に限って、その都度見積もりを取らないで購入する方法と、こういうものがございます。

特に注意している点ということでございますが、学校現場の事務担当がこのことを取り扱う一定金額以下のものにつきましては、契約担当の職員と同じようなことをすることになりますので、これは厳正な取り扱いが必要であるということで、年に１度は教育委員会の方で研修ということで集めた中でそういうことをお話ししたりしているところでございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。私の調査した結果では、一部の業者が見積もり合わせの前段で、相談をし合って、この相談に乗らない良識的な業者に対して、いやがらせをしているというようなことを聞いております。まさに談合であると思うのですが、このような事実を市関係者はつかんでいるか、お聞きいたします。

２点目が、この見積もり金額が、他の業者に漏れているように思われる節もございます。この点についてもどうお考えでしょうか。

３点目が、業者から要請があった場合に、落札した業者名を公表しているかどうか、お聞きしたいと思います。

４点目は指定業者の選定はどのようにして決めているのか、以上４点についてお聞きいたします。以上です。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えいたします。

一番目の件でございますが、見積もり合わせで談合をしているんじゃないかというような件でございますが、このことについては基本的にはあり得ないというふうに信じているわけでございますが、実は先般見積もり合わせを持ってきていただいた業者が、その自分の会社の封筒の中に、他社の見積もり合わせの用紙を使って出てきたという件がございました。これにつきましては、市の教育委員会の庶務課及び管財課ともにこのことがありまして、これにつきましては管財課の指示に従いまして、取り扱いを一時停止というようなことを行った経緯がございます。

それから漏れているではないかということの件でございます。この取り扱いにつきまして、またこの４月の４日の日に、学校の休みの間に、学校の事務全職員を集めて、講習をする中に、このことのウエートを大きく置いてある、このねらいの一つでもありますが、この契約方法について、契約担当の職員でない職員が、即学校に配置されていくというような経過、また従来から東京都の学校の職員がいるという経過、いろいろなことがございまして、その中でこれらのことに熟知してないというようなことがございまして、見積もり合わせを出したものを、業者が見せていただけないかというようなことで、一部そのことを過去１度、そういうことはいけないとかということを全くその職員が知らないで、スムースに見せたというようなことを１度聞いております。これについては厳重にその後注意をし、今後のこの契約事務の適正化を図るということで、全職員に教育をするということで進めております。

それから、落札――例えば２社なり３社なりの見積もりを取って、その業者が落札をした場合には、その落札した業者に連絡をするということで、大きな工事とは違いまして、通常はほとんど学校で落札する場合には１社でございますが、そちらの方に決まりましたんで、納入をお願いしますという形でやっておるのが慣例でございます。

それから４番の指定業者はどのようにして指名しているかということでございますが、これは学校教育サイドで、この業者を決めるのではなくて、市の管財課の方で年に１度か、数年に１度のこの指名参加願いというものを受け付けた中での取り扱いの一連の中でのもので行っております。以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

まず２点目の金額をうっかりして業者に知らせてしまったということですが、もう少し具体的に、いつごろ、どの業者に漏らしたのか。またどこの部署でそういうことがあったのか、その辺を答弁願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　この件につきましては私も報告で受けたわけですが、日にちはちょっとここで定かではございませんが、私が昨年の１月にこの部署に着任しましたので、それから以降のことであることは間違いございません。これは図書の購入の件で、私は一件を伺っているのがそれではないかというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　詳しいことは覚えてないということなんですが、実は私の手元にこんな書類があるんですが、ちょっと御紹介したいと思います。

「事務連絡、平成２年９月28日　事務職員様、日野市教育委員会学校教育部庶務課長田中正徳、物品購入に伴う見積もり書の取り扱いについて、物品の購入に際して、業者から提出された見積もり書の取り扱いについては、不信を招くようなことのないように十分配慮願います。市の情報公開制度にも、見積もり書は非公開となっています。見積もり書をむやみに見せるということは、市との信頼関係を失うことにもなりかねません。親切に教えたことが、他に迷惑をかけることになります。安易な気持ちで情報を提供したり、逆に業者から疑惑を招くことのないよう注意するとともに、慎重に取り扱うようお願いいたします。」このように９月の時点で、課長名で出ているわけでございます。これを出した背景に何かあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えします。

これが先ほど申しました図書購入の中で、見積もり書をお見せしてしまったということが発覚いたしまして、各学校に速やかにこのことを注意をしたと、これがこの庶務課長の文書でございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　この件につきまして、教育部長さんの方からどんな回答があるかなあということで、いろいろ気にしたことがあったんですが、ほぼ８割方、私の聞いている内容に合っておりますので、そのことを余り深くこの場で追及するつもりはございませんけれども、このことによりまして、ある良識ある業者が大変な迷惑をしております。先ほど言いましたように、数社が談合をして見積もりを取ろうということでございますから、１人でも欠けますと迷惑するわけですね。その時点で相談を持ちかけられた業者がはっきり断って、自分なりに経営努力した中での見積もりを取って落札したわけです。ところが、相談を持ちかけた業者は既に今回はＡ社、次はＢ社というふうに順

番を決めてますから、当然A社に回ってきていると思いますので、A社は品物を購入しちゃって、在庫しちゃっているわけです。ところが、市の方から指名が来ないにもかかわらず、納品に来たそうです。もちろん受け取るわけないですね。したがってその業者は何をしたかといいますと、どこの業者が落札したかを聞き当てまして、今度はその業者にこれを引き取れと、こういうことを言ったんですね。これは私がある業者から聞いた話でございますから、どこまで本当かどうかわかりませんけど、私が聞いたことを今報告しているわけでございます。私が聞いたことは本当でございますので、このことにつきまして、市の方でももう少し本腰を入れまして、調査をしていただきたいと思うんです。で、その後もいろんないやがらせが続いておりますので、本来、私はこの話はもう昨年のうちに耳にしていたわけでございます。12月の議会で取り上げるつもりでおりましたけれども、もう少し市の方の対応を見て、市が９月に出しました文書通知でもって改まってくれば、一般質問に取り上げるつもりはなかったんですけども、その後も改まるような気配がございませんので、今回紹介したわけでございます。ぜひこの辺の調査をした上で、今後行われます業者の指定につきましては、慎重に決定をしていただきたい。この件につきまして市長の方から何かありましたら、答弁願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　公金によります物品の購入、あるいは発注等の業務につきましては、かなり細かく原則に立つ行政手順ということについて、内部的にも厳しく戒めておるところであります。今、議場でこのような質問を受けるということは、非常に不本意なことでありますが、なお一層行政の内部規律を厳正にして、また業者にも、少なくも地元の自治体行政に対しまして、迷惑を及ぼすようなことは断じてあってはいけないという原則を確立していかなければならないというふうに承ったところであります。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　今回、私がいろんな方からお話を聞いている中で、それでは市のこの窓口にいる職員の日ごろの行動の中で、不審な点はないかということを聞いたんですが、恐らく今回のこの情報が漏れたと思われる学校の職員については、そんなことをする人じゃないというのが圧倒的な声でございます。したがいまして、私、思うには、市の中で情報を漏らしちゃいけないという規則があるわけですから、これを侵してまで情報を流すということは、それなりの見返りがあるか、あるいは本当にうっかりしてしゃべってしまったのか、あるいはおどかされてしゃべってしまったか、この辺のどっかだと思うんですね。で、私が今まで聞いている話では、恐らくこの３点目の、業者からいろんないやがらせかなんかされて、しぶしぶしゃべってしまったというケースではないかなあというふうに推測されます。

そしてこの通知文書を出したことによって、職員の方も非常に怒っている方もおります。本当に日ごろ真面目にやっている人たちのところまで、これを配るわけですから、なぜこんなのを配るんだろうという疑問を持つわけでございます。本来でしたらこれを出す前に、もっと個別の注意をしてもよかったんではないか。また窓口としましては、それなりのことができる情報が入っていたはずです。今後はそういった対応の仕方についても十分慎重に行動していただきまして、良識ある職員の方に迷惑かけないようなことも十分配慮していただきたいということを申し上げまして、とりあえず今回の質問を終わらせていただきますけれども、今後さらにこの点について業者の態度に改める点がなければ、また市の方の対応として不手際な点が目につくようであれば、次回はもっと事実に基づいた具体的に業者名等も挙げまして、再度この場で質問させていただきたいということを申し上げまして、この質問については終わらせていただきます。以上です。

○議長（小山良悟君）　　これをもって13の２、教材購入時の見積り合わせについての質問を終わります。

一般質問13の３、廃品回収の奨励金を増額し、リサイクル運動の促進をの通告質問者、内田　勲君の質問を許します。

○11番（内田　勲君）　　清掃部長にお伺いいたします。

12月議会の中で、廃品回収について質問させていただきましたけれども、そのときに平成３年度の予算時に廃品回収の奨励金の単価アップの改定をお願いをしました。そのときの答弁は、各市とのバランスを考え、予算編成の中で検討しますと、こういった答えであったわけでございます。地域においてこの報告をしたところ、大変関係者から喜ばれました。また子供たちの励みにもなりますので、改定に向けて頑張ってくださいと、こういった電話だとか、お手紙もいただいております。平成３年度予算を組むに当たりまして、どう生かされたか、その点につきましてまずお伺いいたします。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　お答えいたします。

12月議会に、確かに御質問受けまして、検討するということは申し上げてございました。それで早速各市等の、特に南多摩ブロック、いつも会議を一緒にしている八王子とか、町田、多摩、稲城等の動向を聞きましたところ、新年度に向けての改定の動きはしないというようなことも耳にいたしましたので、日野市としても平成元年に改めた改定

であります。そして１年、２年、平成３年度が３年目に当たりますので、別に決まりがあるわけじゃございませんけども、こういう単価を見直すのは大体３年ぐらいが一つのめどとして見直すということからしまして、平成３年度は今の単価で奨励金をお出しして、平成４年度に向けて、この奨励金について改定をしていこうという清掃部だけの内部で結論を得まして、平成３年度は従来どおりの奨励金で、やらせていただきたいということで、増額の件はしておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。それでは再度質問させていただきます。

八王子市、立川市、町田市、多摩市、東久留米市、こういったような比較的日野に近い地域についての奨励金を日野市と比較をしてみますと、古紙とか、布、カレットで２円、シールでは３円、日野市が低くなっております。また逆にアルミ缶では４円高いというのが実態でございます。また見方を変えて言えば、日野市は武蔵野市とすべて同額で、八王子、立川、東久留米より低い。そして昭島や町田市、多摩市より高くなっているということでございます。

日野市の財政、または焼却場の能力や将来を考えたときに、リサイクル運動を促進し、この焼却量を減らすことは子供たちの生きた教育にもつながるとともに、焼却費用の面からも一石二鳥と言えるんではないかと思います。リサイクル運動の促進に向けて、ぜひ奨励金の増額を要望するものであります。

続けて質問させていただきますけれども、平成２年度の回収量と、それから奨励金額の実績値を御報告願いたいと思います。それから平成２年度における回収量を、焼却した場合の焼却費用、この２点についてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答え申し上げます。

平成２年度における回収量と奨励金の実績額でございますけれども、まだ平成２年度がすべて終わっておりません。奨励金は年４回に分けて、お払いしているわけでございまして、今のところ数値としては、４月から12月の９カ月間でございますけども、その３期分の集計を出してございます。量を申し上げますと、総量が、これは紙、繊維、瓶、カレット、鉄類を全部含めた総量でございますけども、トン数にしまして1,925トンでございます。奨励金額については972万9,000円になってございます。

それからこの３月の補正で、約、これにプラスすること、900トンの奨励金の補正をさせていただきました。これが金額にしますと約454万、これをあわせますと平成２年度の予測でございますけれども、回収量は約2,825トンぐらいになろうかと思います。そして奨励金額につきましては、1,427万円になります。そのくらいのところへ落ち着くという試算をしてございます。これをトン数に直しますと、平成２年度の決算ができておりませんから、平成元年の１トン当たりの単価に置きかえてちょっと計算してみますと、平成元年度の１トン当たりの単価が、２万1,655円でございます。これに2,825トンを掛けてみますと、約6,117万5,000円ほどになります。ですから奨励金を差し引きますと4,690万5,000円ほどの処理費が浮くということになるわけでございます。これ、仮定の部分が入っておりますから、厳密な意味でございませんけど、試算としては約4,690万5,000円ほどの処理経費が浮いたということになると思います。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

私の予測でも年間2,700トンぐらい浮くんではないかと、金額にして1,300万ぐらいは行くんではないかと思っておりましたけれども、ただいまの部長の答弁ですとさらにそれを上回るような推定をされているようでございますので、それを焼却した場合の費用としましては、私が思っていました4,400万よりさらにふえる見込みになるわけでございます。そうしますと、先ほど言いましたようないろんな教育面から見ても、子供たちが一生懸命リサイクル運動に参加をする、そしてその実践の中から何かを学び取るというような教育の面と、それから費用面からいっても、本当に一石二鳥と言えるんではないかと思うんです。こういった背景の中で、先ほどの部長の言いましたように、改定は大体３年に１遍だというようなことで、本当にいいんだろうかという疑問が出てくるわけでございます。これだけのメリットがあれば、何もそういったことにこだわらずに、毎年でも上げてもいいような気がするんですけれども、いろんな他市とのバランスということもあって、難しい点もあろうかと思いますけれども、いずれこのごみがふえてきまして、焼却能力が足りなくなるわけですね。そういったときに、市民の方にもっとリサイクルしてほしいといっても、すぐその場で単価を上げてもなかなかそう成果は得られないと思うんですね。今から先を見込んでそういった状況に少しでも先に持っていくような形にやっぱり行政としては指導した方がよろしいんではないかと、こんなふうに思うわけでございます。したがいまして余り他市の比較、あるいは改定の期間というものにこだわらずに、もっともっと日野市の将来のことを考えて、ぜひ改善をしていただきたい。今回の予算の中では、残念ながら改定されていないわけでございますけれども、

今後来年の予算と言わずに、この年間の中でぜひ検討していただいて、早い時期にこれを実施していただきたいということを要望したいと思います。

それから蛇足になりますけれども、日野市資源ごみ回収奨励費交付要領というのがあるわけですけれども、これを私ちょっと見ましてその中に、今部長が言いましたような単価につきましては、別表に定めるというのが第4条にうたわれておりますけれども、この別表が見当たらないんですけれども、この別表というのはどこにあるんでしょうか。それを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　別表にうたうということになってますけども、実際うたってなかったんですけど、これは手落ちでございます。この要綱を平成元年度に改正したわけですね。そのときには一緒に出したわけですけど、別表にうたうと出したんですけど、別表を落としてしまったということで、追加したいと思います。決裁の中ではきちんと出ているということでございます。申しわけございません。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　その件につきましてわかりましたので、ぜひ表をつけていただきたいと思います。

それでは以上で質問を終わりたいと思いますけれども、先ほど言いましたように、少しでも早い時期にこの単価アップの改定をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって13の3、廃品回収の奨励金を増額し、リサイクル運動の促進をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時54分　散会

3月14日　木曜日　（第6日）

平成3年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第6号）

3月14日　木曜日　（第6日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

16番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成3年3月14日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時9分　開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員22名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問14の1、市長は何故、市役所多摩平支所を廃止するのかの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔25番議員　登壇〕

○25番（古賀俊昭君）　森田市長に対して質問を行います。

今定例会に、多摩平支所を廃止する条例案が突如と申し上げていいのかもわかりませんが、提案をされております。今まで代替措置を講ずる等の対策をさまざま示しながら、住民の合意を得て一定の方向が示されると思っておりましたが、そういった従前の作業や準備が整わないまま、今回提案されたというふうに私どもは受けとめております。

多摩平支所が誕生して住民サービスの窓口として今日まで広く活用されてきたことは、皆様御承知のとおりであります。提案をされたこの条例の改正の理由として幾つかの点を挙げて、その背景を一応説明はされておりました。多摩平の陸橋ができたことに伴い、バスが運行している。ことしの4月1日から、市内の郵便局で市民課の窓口で取り扱う事務の一部が対応できるようになった。また、この地域の中にあります消防署の移転が具体化の方向にあり、そういった内容も含めて新しい計画の樹立を目指すということが挙げられておりました。

しかしながら、今日、市役所の支所窓口というのは、確かに統廃合の方向には全国的に見てあると思います。しかしながら一般的に考えて、共働きの家庭では、なかなか市役所に足を運ぶことができない。また、学生にしろ、働いている勤労者の皆さんにしろ、市役所というところは意外と遠くに感じているものではないでしょうか。市長は毎日、20年近く市役所に足を運んでおられますから、最も身近な場所としてお考えになっているかもわかりませんが、一般の市民の感覚では、多少違うところがあるということを、理解をしていただきたいと思うわけであります。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、今回、多摩平支所を廃止をする最も大きな理由は、どういうことなのか、具体的にもう一度、御説明をお願いをいたします。

また、廃止をするということであれば、地域住民の意向を確かめることが当然必要であります。例えばアンケートなどによって、地域の住民の意識を掌握をしてこういう結

論を出したのかどうか、その点をお尋ねをいたします。

また、現在多摩平支所で取り扱っております事務の内容、その量はどの程度なのか。これは簡単で結構ですので、大まかな数字で示していただければありがたいと思います。

また、この多摩平支所が廃止されることに伴って、当然代替措置が考えられなければなりません。この代替措置は、どのようなものが挙げられるのか、この点についても具体的にお答えをいただきたいと思うわけであります。

最後の質問は、昨年の６月議会で豊田駅北口にあります100坪の市有地、以前そば屋さんがあった所でありますが、ここを住宅都市整備公団との土地交換によって市が所有するに至っております。昨年の６月議会では、この場所に展示場をつくる。簡単な展示場をつくり、そこに合わせて、もちろん多摩平支所の廃止と関連するわけでありますが、市役所の事務連絡所を設けて併設をするということが出されておりました。しかしながら、その計画内容は非常にずさんであり、具体的に果たして多摩平支所の廃止に伴う代替機能をこの事務連絡所が備えるのかどうか、非常にあいまいな内容であったために、議会ではこれを修正をいたしました。もっときちんと検討して議会に提出をしなさい、という結論を市議会は出したわけであります。この豊田駅北口の土地の活用については、現在、どのような検討状況にあるのか、この点についてお尋ねをいたします。

以上５点について、御回答をお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは私の方からお答えさせていただきたいと思います。

まず、一点目の理由でございます。既に条例の提案のときに御説明も申し上げました。大きな理由としては、本庁が現在地への新築移転がまず神明上になされたこと、それに伴いましてＪＲ中央線多摩平の陸橋の開設がなされたわけでございます。よって、本庁と多摩平との連絡が、交通事情が改善されたというのが１点でございます。２点目としては、御承知のとおり、市内郵便局16局でございますが、この協力によりまして、各種の証明等の申請用紙を備えつけた手続きが可能になって、住民課の事務の代行窓口ができたということでございます。３点目につきましては、質問者からお話もありましたが、この本庁との統合によりまして、あるいは消防署の移転もある程度協議を進めております。よって多摩平四丁目３番地のブロックの施設計画を促進をしていきたい。よって、その場所には公共施設として市民サービスを展開する場所にしていきたいという考え方でございます。合わせまして４点目は、ある程度行政改革の中で見直しを進める中で、

行政事務の効率化を図っていくというのが、大きな理由でございます。

なお２点目の、アンケート云々ということでございます。調査等につきましては行っておりませんが、既に「市長室から」ということで、市の広報を使いまして、広報でＰＲした経緯があるわけでございます。もちろん、このアンケート調査等につきましては、実施を７月１日したいという考え方でおりますので、現在の利用者の実態を担当部とも協議した中で、やはりどんな交通手段あるいはどんな状況で来ているかというような問題についても、調査を進めていきたいというふうに思っております。

なお、３番目の事務量につきましては、市民部長に後ほどお答えいただきたいと思います。

なお、４点目の代替措置の問題でございます。当然、今御質問者の中にもありましたとおり、４月１日以降、市の広報を通じて市民に対して、やはり十分な広報活動をしなければいけないというふうに認識しております。それに合わせまして、一定の期間、支所、本庁とを連絡する何らかの方法、もちろん２点目の中で御説明も申し上げましたが、アンケート調査によっての対応を、やはり考えていくべきだろうというふうに思っております。

５点目の、豊田駅前の市有地の関係でございます。展示場ということで提案をさせていただきまして、総務委員会あるいは議会の中でいろいろ御意見を賜りました。市としても検討を加えましたが、やはりかなり大きなものをつくれ、というような御意見もあったわけでございます。一定の理由としては、南と北を結ぶ一つの連絡場にしたいというような考えが基本でございますし、また、暫定的に開設したいというような考え方を持っておりました。実際に大きなものをつくるとなりますと、基礎的な部分から全部やりませんと、できないということでございます。よって、現在の状況としては、展示場を中心とし、また他の活用方法を考えながら、検討を加えているのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは２点目の、多摩平支所で取り扱っております業務、それと件数をかいつまんで御説明申し上げます。

多摩平支所で扱っておりますのは、本庁市民課で行っております窓口業務、そのうち、戸籍関係の事務を除くもの、これは印鑑証明、印鑑登録、住民票、住民異動と、これらに類するものでございます。それとそのほかでは、税、使用料等の納入の仕事、あるいは国民健康保険、国民年金の事務、その他福祉関係の募金の取り扱い、そのほかには、

殺虫剤の配布であるとか、市営住宅の申込書の配布であるとか、このような仕事が主なものでございます。取り扱い件数につきましては、多摩平支所で発行しております証明の発行件数、これは年間５万4,673件でございます。これは平成元年度の１年分でございますけれども、５万4,673件、諸証明を交付しておるということでございます。特に、またそのほかで多いのは、税使用料の徴収でございます。これは、１人の人がお見えになって１から４期まで払ったのを、４件とみなしておるということから、これが８万8,000円に上っているわけでございます。来られる方は、人数としては少ないんですけれども、件数は今申し上げましたような形で数えておりますので、かなり多くなると。これをトータルしますと、年間で15万7,244件、多摩平支所で取り扱っているということになります。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　大体予想した回答をいただいたわけですが、基本的に考えなければならないことは、行政サービスは年々向上していくということがまず大切なことです。サービスが後退をするということは、絶対あってはなりません。また、今まで受けていた市民が、利便性を損なわれる、はっきり言えば不便になるというようなことは、行政は、今やるべきではありません。そういう観点から見ますと、今回の措置というのは、果たしてそういった時代の要請、また行政として心がけていかなければならない基本的な姿勢に逆行しているのではないかというふうに考えざるを得ないわけです。

先ほど最初に申しましたように、まず窓口は、例えば武蔵野市などでは、従来市内に６カ所ほどありました出張所を統廃合しまして、昨年から吉祥寺の駅前、それから武蔵境の駅前に市政センターをオープンさせております。駅から非常に近い所でありますから、女性の方でも買い物の途中で寄れる。またサラリーマンや学生も、通勤通学の途中に、駅から近いわけですから簡単に利用することができる。むしろ引っ込むのではなくて、出ていく時代の趨性にあるわけです。せっかく豊田駅というあの１日６万人ぐらいの利用者があると思われますが、そういう人たちが利用している駅に今回、貴重な土地を市は取得したわけです。これをやはり十分に活用するという案がまとまって初めて廃止ということが考えられていいのではないかというふうに私は思います。市役所が持っている情報というのは、もともとは市民が持っていたものです。ですから、市民に対してそれを提供する場合には、できるだけその利便性を考える。市役所にもっと引っ込むのではなく、出ていくという考え方が、行政サービスにプラスされていかなければならない、このように思うわけです。

私どもの会派では昨年、出雲市を視察をいたしました。有名な岩国哲人という市長さんがいらっしゃるわけですが、この方も、土曜日も日曜日も住民票を交付します、ということで、いわゆるお休みの日、この日でも証明書をもらえるように既に行政サービスを始めております。これは、具体的にはもう御存じだと思いますが、証明書、各種の市役所が発行する住民票や、市民課が発行する納税証明書とか、税務関係のいろいろな各種証明書、これを月曜日から金曜日までの間に、市役所に電話をする。電話で申し込んで、お休みの日に、ここには大きなスーパー、ジャスコという――出雲の市内に――お店があるわけです。ここに市の窓口を設けておいて、ここで交付を受ける、こういうシステムを既に始めております。先ほど触れましたように、共働きの家庭など、平日には市役所に行けないわけですから、大変これは人気が高いわけです。ひとつ、出雲市や武蔵野市に限らず、何とかして市役所からできるだけ住民の側に近づいていく、こういう市政が本来の住民サービス、市政の基本的な姿勢でなくてはならないというふうに思うわけです。

ところが日野市の場合には、代替措置は何も考えないで、多摩平陸橋に橋がかかりました。バスが通ったといっても、それほど本数が多いわけではない。市内の郵便局で対応ができるようになりましたとおっしゃっても、今まで無料であった手数料に当たるものですね。発行するにはお金がもちろん、手数料かかるわけですが、郵送料が今度はかかるようになるわけです。また、従来は印鑑証明は多摩平支所で受け取ることができましたが、郵便局では印鑑登録証明は発行の手続きはできませんから、これは本庁に来なくてはならない。今まで受けていた印鑑登録証明や印鑑登録に関する事務、これが多摩平支所ではできなくなる。本庁まで行くバス代がかかる。ごくわずかな金額かもわかりませんが、無料であったものが有料になる。切手代がかかる、バス代がかかる。便利であったものが不便になる。これは行政のサービスの後退だと言わざるを得ないと思うんです。この点に関して、市長はどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

特に多摩平地域には、御承知のように多摩平団地があります。昭和30年代に入居された皆さんが大勢いらっしゃいますから、よく言われるように、高齢化社会という中で、お年寄りもだんだんふえてまいります。ということは、年金の受給者もこれから多くなるわけです。で、年金もいろいろな手続きが必要です。社会保険庁から送られてくるはがきでその方の生存を確かめる現況届けというのをやっております。これも多摩平の窓

ロで済んだものが、バスの時間を見て、市役所まで出かけてやらなくては、この証明が受けられない。こういうお年寄りにもしわ寄せが及ぶということであります。こういうことに関して、行政サービスの後退ではない、と言えるのかどうか、市長にこの点、お尋ねをいたします。

なお市長は、この議案が提案されるときに、何か市の保有している車を代替措置として考える、というようなことをおっしゃっていたんですが、市で何かタクシー会社のようなことを始めるのかどうか、旅客運送というようなことは、ちょっとできないと思うんですが、この点もあわせてお答えをいただければと思います。お願いします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の指摘は、一応それぞれに、ごもっともだと思っております。それを超えて配慮を一応尽くしたということで、今回の提案に踏み切っておると、こういう事情であります。

日野市に大きな都市化への変革をもたらしました、今多摩平団地の造成を中心といたしまして、年表を繰ってみましても、33年には七生と日野町の町村合併、それから多摩平団地が造成されて33から37の間に、５期にわたって入居がほぼ終わり、人口５万に到達をして、38年には市制を施行した、こういう歴史的な経過があります。そして多摩平支所は、40年の５月、出張所として設置をされ、翌年の41年８月に、支所として位置づけられた、こういう経過があります。そして、見事な地域社会が生まれたわけでありますから、まず保育園がつくられ、幼稚園が設置をされ、そして消防署の出張所が設けられ、このような経過を経て、日野市が取得したのは37年でありますが、いわゆる地域の一つの行政施設センターとして大変な役割を果たしてきた、こういう経過であります。

多摩平支所を本庁に統合しようというのは、もちろん市民サービスの面でマイナス面を伴うことがどうしてもないわけではありませんので、それをはるかに上回るプラスの面をつくっていく。そのためにまた、この事業の計画をこれまで取り組んできたという経過があります。ちょうど施設そのものが、それぞれに老朽化いたしまして、皆改築をしなければならないという時期を迎えております。保育園にしてしかり、幼稚園にしてしかり、また支所の建物そのものは、当時のいわゆる住宅公団の豊田開発事務所として設けられてあったものを、37年に無償で取得をした、この程度の建物でありますから、もういろいろ手を加えてはきましたけれど、老朽していることはまた、間違いないわけでありまして、あの場所を、つまり四丁目３番地という場所ですが、それぞれの建物を改築するにいたしましても、空き地をつくっていかなければなりません。そういう意味

で、別の説明のありましたとおり、本庁がこの神明に移ってきて、比較的近い距離になったということ、あるいは橋が架橋されて、交通にも大分改善があったということ、いろいろな事情も含めて、つまり市政の大きな発展の転換のために、本庁に支所を統合し、なるべく市民生活に御迷惑をかけない、そういうつまりマイナス面を最小限にしながら、プラス面を最大限に拡張していこう、こういうことで思い立った事業であります。あの箇所が、特に多摩平団地のために用意されたという理由もあるわけであります。多摩平団地という大きな団地を中心とし、あるいは周辺の日野台、旭が丘、大坂上、これらの地域を含めても、より近代的な市民センターに値するものを設位する、そのこともあわせ考えなければなりません。

それらを総合いたしまして、特にこれまで地元からも、児童館、学童保育を含む、つまり五小、六小にかかわるわけですが、児童館を設立してほしいと。あるいは団地集会所はありますけれど、地区センターというものはないわけでありますから、地区センターに相当するものもごく狭い意味での地域施設としては考えなければなりません。そういうことを含めまして、なるべく市民生活に及ぼすマイナス影響を少なくし、また市の大きな発展のために、発展を目指して一つの転換を図る、こういうことを理論づけておるところであります。内部的にいいますと、少数の職員でなるべく大きいサービスをする。定数のこともありますから、定数の配置のためにも、内部の機構組織の配置転換もしなければなりません。

今、そういうことで要するに支所の統廃合のことをここ３年ぐらいの間、広報に掲載をしたり、地元でもだんだんと納得をいただいてきておる、こういうふうに見ております。特にアンケートはいたしませんけれど、全体のサービスを落とさないで他のまた機能をより拡大することによって、納得をいただける、このように受けとめておるところであります。（「車の件はどうですか」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。

代替措置ということが、当面重要でありますから、その代替に値するものが、今説明しております郵便局のサービスの拡大でありますとか、それからバスの運行による交通そのものの利便化でありますとか、これらによって補っていくということが前提になることは言うまでもありません。

それから、豊田駅前云々のことで、貴重な土地を今保有して、特に南部、つまり豊田南との関連において、将来アクセスになる、線路の上に架橋をし、南北をつなぐということの用意として、用地の確保をしておりますので、暫定的な使用として何かいい方法はないだろうかということで思いついたのが、乗降客を慰める意味、あるいは市の行政

等をより知っていただく意味、そういう意味で、展示場を設けようということを発意したことは御承知のとおりであります。いろいろこれからＰＲもし、そしてまた代替措置についての工夫もしなければなりませんが、考えられることは、かつて本庁が下からここに移動しましたときに、連絡バスを設けました。それに類するものを何か考える必要があるだろう、ということは、今検討中でもあります。先般名古屋議員の御質問に答えて、代替措置を考えます場合に、いわゆる道路交通法上のもし支障があるとすれば、ともかく庁内の保有しておる車でも動かして、利便を図る、それぐらいのことは当分の間はしなきゃならいでしょう、というふうに申し上げました。

重ねて申し上げますが、後退ではない。サービスの後退ではなくて、大きなサービスの前進のために、用地をあけなきゃならない、建物を改築しなきゃならない。それらの展望もあわせて、かなり交通面でも利便化ができておりますので、本庁に統合する、そして人員を内部的にまた活用する、こういうことを進めようとしておるわけでありまして、何回も言うわけですが、将来の市政の飛躍の一つのきかっけにもしなければならない、こういうことを申し上げて、御理解をお願いしたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今まで市の広報などを通じて市民には理解を求めてきた、ということをおっしゃるわけですが、ちょうど１年前、まだ１年もたっていないんですが、去年の６月１日の日野市の広報で、市長は多摩平支所を本庁に統合するということを、日野市広報に書きました。この中に市長は、「多摩平支所の本庁統合には、代替措置として豊田駅前に事務窓口の開設」、これをちゃんと挙げているんですね。まだ１年たっていないときです。こういうことをもとに考えれば、「豊田駅前に窓口ができる」というビラをまいた人もいましたし、また、こういう市長の広報を見れば、何らかの代替措置が講じられるものだというふうに判断をして、あえて反対の声が上がらないということも考えられるわけです。また、アンケート調査を行わないということを市長はおっしゃったんですが、アンケート調査をやれば、かなり市長の認識とは違う結果が私は出るのではないか、というふうに予想をいたします。この件は、これから総務委員会で審議をされるわけですが、ぜひ、住民の十分な理解が得られるまで、また、代替措置が市によってきちんと提示されるまで、私は凍結なり、または継続というような扱いで、今後さらに住民サービスが後退しないように、まあかけ声だけの住民サービスということではなくて、今まで以上に、多摩平支所は廃止されたけれども便利になった、そういう評価が得られるような対応をしていただきたいと思うわけです。そのことを強く要望しておき

ます。

それから、最後に市長にちょっと、もうお忘れかもしれませんので、申し上げておきますが、昭和61年に日野市行財政調査会の答申をもとに、行財政改革推進要綱というものを一度市はつくりました。しかしこれは、組合等の反発があったために、市長もこれを廃止した、取り消しました、無効文書だということにしました。で、この無効文書にした行財政改革の要綱には、「統廃合には窓口の一本化を検討する」ということが書かれているんですね。４ページに書かれています。しかし、これを取り消して、市長はこちらが正しいですよということを後になって出した方には、「統廃合」ということが消えているんですよ。昭和62年の２月の６日に出された「日野市行財政改革に関する基本方針」、これには、組織の簡素合理化と以前はなっていたその「合理化」という言葉がやっぱりいけないということで、「機能化」という言葉に置きかえて、変えております。統廃合というものも、言葉を削って別の表現で、これが正しいものです、ということで決めているわけです。ところが突然、数年をして、ここで多摩平支所を廃止するということが出てくる。私は、統廃合は大いにやるべきだと思います。これはいいんです。しかし、今よりも、何度も言いますように不便になるということはやはりやるきじゃないし、サービスが以前よりも後退をするということは避けるべきだ、そういう方向で成案を得るというのが、私は市政の、また市長の本来の姿だというふうに思います。

十分な総務委員会の議論を望んで、この議論を一応お預けにして終わりたいと思います。ぜひ、よろしくお願いをいたします。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって14の１、市長は何故、市役所多摩平支所を廃止するのかの質問を終わります。

一般質問14の２、日野台一丁目に公園の建設を（モリタ興産移転跡地の活用を視点に入れて）の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　私が住んでおります日野台一丁目で、現在、大きな住民運動と申しますか、市民の住民の合意を得て進められている、今通告をいたしました件について、市長にお考えをお聞きをいたします。

先般、モリタ興産という企業があったわけですが、この会社が日野台一丁目から移転をいたしました。そこの跡地を、マンションをつくりたいということで業者が、地元の説明に入ったわけであります。メイツ日野台マンションという仮称をつけておりますが、場所は日野台一丁目の２であります。何度も触れられておりますように、この地域は工業地域ということで、建ぺい率は60％、許容の容積率は200％ということでありますの

で、こういったマンションの業者にすれば、垂涎の地ということになると思います。現在、日野台一丁目には、ことしの１月１日現在で745世帯、1,823人の人が生活を行っております。この地域は、工業地域ということは申し上げましたが、今ではこれだけの多くの住民が生活をしているわけでありますので、当然子育てを行っている方も非常に多いし、私もその一人であるわけですが、切実に感じていることは、広場、遊び場がないということでの不便であります。今回のマンションの建設が具体化されないということは、背景にこういった住民施設、基幹的な社会資本が整備されていない、何としても日野台のこの地に、公園をつくってもらいたい、という住民の強い意識があるからにほかなりません。

私どもはさかのぼって昭和59年にも、このお願いを森田市長にいたしました。ちょうど近くにあります小笠原機械製作所という社有地が売りに出されたときであります。森田市長に会社の方から、市の方で買ってもらえないかという打診があったそうでありますが、市長はお断りになった。そこで、私たちはそのニュースを聞きまして、市長に昭和59年の２月の９日でありますが、地域の二つの自治会、もちろん日野台一丁目自治会が主体でありますが、自治会長のお名前、またこの地には若葉子供会という子供会がありますので、子供会の会長さん、その他大勢の皆さんと一緒にこの日野台一丁目の小笠原機械の跡地をぜひ市で購入をしてもらいたいということで、要望書を提出をいたしました。その理由は、今申し上げたとおりであります。そのあと、要望書に続いて請願を同じように提出をいたしました。ぜひ、この小笠原機械の跡地を、この社有地を市で購入をして、公園や遊園地のようなものを広場をつくってもらいたい、ということで提出をしたわけであります。

この請願は、昭和59年の12月議会で採択をされまして、途中、いろいろなやりとりがあったわけでありますが、議会の会議録、私が要点を筆記しているものを見てみますと、「住民は公園や、また道路、こういうものをつくってもらいたいということで、都市計画税も納めている。しかし、住民に対して、公園や広場の建設は待ってくれという姿勢は、行政として非常に消極的なのではないか」。こういったことも、議会のやりとりの中で、審査の中でございました。日野台一丁目の将来のまちづくりの計画をどのように市は考えているのか。しかし、具体的な説明はなかったわけでありますが、道路は非常に曲がりくねって細い。当然こういった面の整備を行っていくためには、市がまず土地を持つ必要がある。どのような手法をとるにしろ、直接買収で道路を拡幅にしろ、区画整理的な手法を考えるにしろ、やはり市がまず土地を持っておかなくてはならない。そ

ういうことで、ぜひこの土地を購入してもらいたい、ということでこれも何度も市長にお願いをしたわけです。このときお願いした面積が1,718平方メートル、約520坪であります。今回のモリタ興産の跡地も、若干狭いわけでありますが、大体同じような広さと考えていただいて結構かと思います。

日野台一丁目には、公園法で言う都市公園、それから遊び場、また地域の方から借り上げて使います地区広場、これが全くないんです。たまたま今、日野自動車の社有地の前に三角の土地を、これも日野自動車にいろいろな経過がありまして、お願いをし、この小笠原機械の跡地の問題で、結局公園が実現しなかったということから、市の当局でもいろいろ働きかけをしていただいて、私もお願いに上がりましたが、百数十平米の土地が、今一応確保されております。しかし、住宅地に非常に近いということと、狭いということ、形が変則的だということで、いまだに利用に供されない状態であります。ですから、この地には広場、公園というのは、全く１坪もないということが言えるわけであります。

そういう経過がある中で、今回、千載一遇の機会だと思うわけでありますが、この最初に申し上げました仮称のメイツ日野台マンションの建設計画が示され、この土地の行方に熱い関心、視線が今注がれているわけです。

私は、自分自身もマンションに住んでおりますので、住宅を供給するということでの一つの大きな方向というのは考えられていい、というふうに思いますが、何せこの場所は、道路が非常に狭い。また、今まで建設されましたマンションは、甲州街道に面していたり、その他大きな通りに面しているということで、今回のケースとは全く違っております。そういうことで、今度のこのマンションの建設については、ぜひ市長に、今までの多年の悲願である日野台一丁目の住民の要望を聞き届けていただく機会だと思いますので、市でこの土地を購入をしていただき、日野台一丁目の夢をかなえていただきたい、このように思うわけであります。

かつて市長は、私どもが小笠原機械製作所の跡地の購入をお願いに行きました一連の要請活動の中で、私が控えております日付では、昭和59年の２月の17日、要望書を提出したときであります。市長も、また当時、赤松助役でありましたが、出席をしておられました。伊藤総務部長でありました。このときに子供会の会長さんからは、日野台一丁目の子供は遠くの公園、遊び場に出かけていってる。市長さんは日子連の会合で、子供は遊び場で遊ぶのがよい、というごあいさつをされましたが、日野台一丁目にはそれがありません。ぜひ、その場所を確保してください、こういうお願いもしておられます。

また、日野台ハイツの方からは、５割近くの家庭が今、子育てを行っています。ぜひ、この地域に遊ぶ場所をつくってください、こういう話も出されました。まあ、市長はいろいろな回答をそこでされました。公園をつくる方法には、みんなが土地を出し合う方法もある、こういうこともおっしゃったんですね。それから区画整理をしてつくることもできる、とおっしゃったわけです。しかし、ここは工業地域だから、マンションをつくることも、これは業者からすれば、当然のことだ、というようなこともお話しになりました。

私は、もし区画整理を考えるとするならば、まず市は進んでこういった土地を確保していくべきでありますので、この機会に一般質問に取り上げて、市長に重ねてお願いを申し上げる次第です。既に私ども地域住民で請願も提出をし、改めて事態の推移をにらみながら、日野台一丁目に公園をつくってください、という市長あての陳情書も、2,127名の署名を添えて提出をしてあります。ぜひ、この点について、市長の温かい、前向きな御答弁をいただければと思うわけです。よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　ほんの先日、同じ議場で（「きのう」と呼ぶ者あり）きのうでしたか、板垣議員から、同趣旨、同目的の質問をいただきました。おんなじような答えをすべきことだと思っております。いわゆる日野台一丁目、日野駅に近く、高台で、いろんな意味でいい場所だということは、住んでおられる方々が感じておられるところだと思いますが、たまたま日野自動車も近いということもあったと思いますけれど、昭和38年、日野市都市計画が設定されました当時、いわゆる準工業地域としての指定にあると。そして、いろんな交通利便のいい所ですから、近ごろは、マンション企業が用地を確保して、そして事業を進めている例が幾つも出てきた。既にでき上がった分もあるわけでありまして、したがって、将来都市計画を施行すべき区域と、新坂下地域を、都市計画を施行すべき区域ということには、一応決めてありますけれど、現実には、まだいつ、どういう形で都市計画が実行できるかということは、未定であります。そのようなまた、住民の方も多数居住をされ、道路が狭く、今御指摘のとおりの、広場もない。非常に住民に対しては、行政の行き届いてない事情があります。そういう意味で、いろんな矛盾を持っているが、地域要望にはこたえなければなりません。そのつもりであります、というふうに申し上げております。

たまたま今一つの例があるということでありますが、市の方には、正式な情報は届いておりません。先般のお答えでは、機会をとらえて、なるべく確保するという考え方で

対処したいと思います、というふうに申し上げております。今回も同じ言葉でお答えをすることによって、我々の意思のあることを読み取っておいていただきたい、こう思っております。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　なるべく確保したいということで、それは、もちろんそうでなくてはいけないわけです。ですから、いつごろまでにそれでは実現をしていただけるのか。今回、市長のおしゃるように、都市計画のさまざまの手法を使ってこの日野台一丁目の将来をいろいろ考えていただくということであれば、こういう土地というのは、むしろ市が進んで入手していくという姿勢があっていいと思うわけです。1,400平米ありますし、大体425坪、またとない機会だと思うんですね。機会があればなるべく確保していきたい、というそういう答弁というのは、ちょっと、まあ議会ではよく行われる表現であり、答弁だと思いますが、一般にはちょっとわかりずらい、というふうに私は思います。

そこで再質問の形になりますが、もう一度市長の考え方をお聞きしたいと思うわけですが、今までいろいろ言われておりました過去のやりとりの中で、日野台一丁目は、住民の人口密度が非常に高いという理由も挙がっておりました。しかし、これは余り私は根拠にはならないと思うんですね。確かに数字を求めればそういうところに、日野台一丁目は過密ですよ、ということの表現には使える数字ではありますが、日野台一丁目よりもっと人口密度の高い、例えば日野台四丁目には、ちゃんと日野台公園、日野台の四の17に2,900平方メートルの公園があります。昭和53年の３月に開園をしております。ここでは、運動会をやったり、納涼大会をやったり、さまざまな地域の市民行事を行っております。ですから、日野台四丁目の方は、人口密度が日野で一番高いから、この地域は住みにくい、息が詰まる、窮屈だ、というふうには、私は受け取りませんし、そういう話は聞かないわけです。ですから、むしろそういった憩いの場、交歓の場、またさまざまな用途に使える広場があれば、人口の密度が云々ということは、さほど問題にならないのではないかというふうに思います。市長のおっしゃる、別に信用しないわではないんですが、なるべく確保したいということは、いつまでの実現を我々は市長の答弁から期待をすればいいのか、その点、お聞きをいたしたいと思います。

それから、ちょうど２年前になるわけですが、日野の市長選挙が平成元年４月に行われました。このときに森田市長は――市長候補ですね――ちょうど私のマンションの横に街頭演説車をつけて、日野台一丁目には公園がありません、子供の遊び場がないとい

うことをよく知っております、ということをおっしゃって、自分の公約として、この日野台一丁目に公園をつくりますということを、街頭から住民に、主権者である住民にお約束をなさったわけです。たくさんの人が聞いておりました。まあこういうことを考えれば、当然この任期中にやっていただけるのかなあというふうに考えたいわけですが、この点、もう一度具体的にお答えをいただければと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　答弁に機会をとらえてというふうに言っているわけですから、どこそこに空き地があるから、これを買えという、計画のないものを無原則には我々行政は動けないわけであります。都市計画事業を行えば、おのずから公園が公共事業として整っていくわけです。例に出された日野台の場合も、あれは一応既成市街地の広場として、持主は日野自動車であったかもしれませんけれど、すべて寄贈を受けてできたという経過であります。日野台一丁目の場合は、現状がとにかく非常に立て込んで、広場が欲しいという気持ちはもう、痛いほどわかりますので、機会をとらえて確保いたします、というふうに申し上げております。どこにその土地があるのかということは、まだ持ち主から直接意思表示があったわけではありません。それからまた、企業の計画を真正面から妨害するというわけにもまいりません。おのずから手順を経て、向こうが手放したいということになれば、それだけの意思表示があるはずであります。そういうことを経ないで、議場で余り具体的な話もできない、こういう状況です。意思は十分尊重いたします、と申し上げておるわけでありますから、そのように御理解をお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私にもそれはよくわかります。ただ、もちろん人様のものを私どもが勝手にああしろ、こうしろというのは、これは僭越なことです。しかし、地域の自治会から既に市長にはことしの１月の末に陳情書が、先ほども言いましたように出されております。公園をつくってくださいということで、今回のマンション建設計画が一つの契機として実現できるのではないかという、そういう趣旨で出されているわけです。むしろ市からこういう要望が寄せられているから、ひとつおたくの企業でも協力してもらえないかというようなことを、市側が働きかけてもいけないということはないと思うんですね。私どもも、何かお手伝いできることがあれば、もちろんやりますし、市長の方が、機会があればということでおっしゃっておりますので、ぜひこの機会をとらえて、この陳情また多年の、過去にもお願いした経緯もありますし、市長もはっきり、地域に

来てそういうお約束もされておりますので、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

先日、日野市の基金のことが話に出ておりました。いわゆる貯金ですね。ため込んではいけない、と共産党の議員も言ってました。今、日野市の貯金は150億円、この土地を購入するとすれば、何のことはない、一度でたやすく購入できるわけです。毎年、決算でも５億から６億の使い切れないお金が残るという、日野市にはそれだけの財政力がある自治体であります。基金はやはり活用してこそ生きてくるわけでありますので、こういう機会に、各種基金を活用して、こういう千載一遇のチャンスだということを申し上げましたが、当該土地の購入に向けて、市長を先頭にして取り組んでいただきたいと思います。重ねてこの点をお願いをして、この質問、とりあえずきょうは終えさせていただきたいと思います。市長、よろしくお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって、14の２、日野台一丁目に公園の建設を（モリタ興産移転跡地の活用を視点に入れて）の質問を終わります。

一般質問14の３、防災情報センターの充実のためにの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　これもまた市長に質問をするわけですが、来年度、平成３年度の予算に防災情報センターが建設されることに伴い、関係の予算が計上されております。12億7,706万円、大変大きな金額になるわけですが、過去、昨年の６月議会、また９月議会でも、この問題について議会で取り上げてまいりました。現時点での市側の考え方等をただしたいと思いますので、御答弁をお願いをいたします。

この防災情報センターは、平成３年度より、今申し上げました予算を使って設計、建設に入るということになるわけであります。大きな災害が発生し、また災害発生のおそれがある場合においては、すべてこの防災情報センターで対応することになるわけであります。市の説明では、１階が防災センター、それから２階が電算室、当初は１階建てということであったんですが、２階建てに変更されております。地下が発電室であります。ほかに私は、予算説明会のときにもお聞きしたんですが、備蓄のスペースが全くないような建物ではないかということで、その点をお聞きをいたしました。ほかの市内の各建物が、震災等で倒壊してもこのセンターだけは残るわけでありますので、この建物にやはり、備蓄の設備を設けるべきだと思うんです。食糧や飲料水を備蓄しておくべきだと思いますが、この点については、どのようにお考えになっているかお尋ねをいたします。

それから、敷地内に今いろいろ問題になっております、プレハブ住宅があります。最初は市長は、この建物を防災センターにするという御答弁だったんですが、プレハブ建物が震災に耐えられるかということを私がお聞きし、しかも問題ないかということを何度も質問したわけですが、当初市長は、大丈夫だとおっしゃっておりました。しかしやはり、耐震性に問題があるということで、このように、別棟にセンターを建てることになったわけです。で、今度このプレハブ住宅は、どういう利用を考えておられるか、この点についてお尋ねをいたします。

それから、無線の設備のことについてでありますが、現在設置されている無線局、教育委員会や児童課等にいろいろ各出先にあります。しかし私が現地に行って過去調べたときには、スイッチが切ってあったり、バッテリーが上がってしまって使えないというようなのが何カ所もありました。議会で指摘をしましたら、早速、いろいろその後慌てて対応していただいたようであります。先般、あるこの移動無線局を設置している所に行きましたら、ここのところ、ちゃんと日にちを決めて訓練をやっておりますから、もう大丈夫です、というお話をしておられました。もう操作も、やはり訓練をすれば、てきぱきとできるようになっておりました。まあ、安心をしたわけです。

そのときに、前の質問ですが、生活環境部長から、公害防災課へハイテクの最新の機器を入れても、専門の知識のある者を配属しなければ、使いこなせない。いざという時に活用できないということで、専門知識のある人を配属したい、人事当局にお願いしたい、ということを部長答えておられました。この点は現在、東京都の防災センターが２年後にスタート、日野は４月１日からには乗れませんので、２年おくれてこの新しいシステムに参加をする。しかし、同時にこういった新しい市独自の同報無線、また地域防災の無線を整備するわけでありますので、こういう人員の配置の面では、現在どのように対応しておられるのか、マンパワーの面での対応をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは順次お答え申し上げたいと思います。

災害緊急時の食糧また生活必需品につきましては、緊急時にいわば即応できるという、こういう配慮から、現在、避難場所となっております各小学校校庭に備蓄倉庫を分散配置いたしており、これに物資を備蓄しているのが現状でございます。平成２年度現在、10校に設置ができたわけでございますが、今後におましても逐次配置していく計画となっております。

お尋ねの防災情報センター、これはあくまでも情報の発信、受信の基地といたし、また防災対策本部設置場所として設置するものでございますので、これに付随する機能を取り込んでまいるものでございまして、御理解を賜りたいと思います。

また、第２点の、アパートの建物でございますが、これにつきましては、現在、防災情報センター建設、そして無線局開局まで、まだ相当の時間がございます。したがいまして、逐次検討してまいるという体制にあるわけでございます。

最後のマンパワーにつきましてでございます。資格者の確保ということでございまして、少しく現在の法の上でどのような仕組みになっているかを御紹介しながら、申し上げたいと思います。

防災情報センターには、市防災無線と都の防災無線が導入されることにつきまして、既に過去に触れてまいってきておるところでございます。これら無線を操作運用するには、電波法第40条の定めによりまして、無線従事者の資格が要求されておるわけでございます。この点につきまして、少しく紹介しますと、それは、市防災無線については「第２級の陸上特殊無線技士の資格を有する者」、また都防災無線につきましては「第１級陸上特殊無線技士の資格を有する者」とされております。加えて、第１級陸上特殊無線技士をもちまして、市防災無線、また都防災無線の同無線を操作する、すなわち併任させるということはできないものとされております。

次に、有資格者の配置数の点でございますが、法33条の２に定めがあるわけでございます。無線設備の操作に関しまして、「無線それぞれにおいて、複数以上を有する」とされております。ここで言う複数とは、通常の２名以上ということではなくて、３ないし４名とされておるところでございます。

以上が、法で規定された体制でございまして、それぞれの無線に、この点からいいますと、３ないし４名、したがいまして、情報センターといたしましては、６ないし８名の有資格者が必要となる勘定になるわけでございます。

で、現状はどうかと申し上げますと、担当部署は係長以下現在４名の陣容でございます。そのうち、免許保有者といたしましては、第１級特殊無線技士が１人、第２級特殊無線技士が１人となっておりまして、そのうち、現行の無線局といたしましての取り扱い者としての届け出を要している者、いわば資格者は１名という状況でございます。資格につきまして、いわば資格を取得するには、２級特殊無線技士は１週間ほどの講習受講でよろしい、ということであるんですが、第１級になりますと、受験資格として大学卒業者、少なくも電気系の専門高校卒業者であることの上で、厳しい学科試験をパスせ

ねばならない、こういうことでございます。

したがいまして、現状では非常に困難な状況でございます。しかし幸いにも昨年、平成２年５月に電波法が改正されまして、新たに主任無線従事者制度なるものが発足いたしました。これは、有資格者の中から免許人にである市長が、法39条の３項の規定に合致する者を所定の手続きを経て選任した、それぞれの無線について１名の主任無線従事者を置くことによりまして、他の従事者は資格がなくとも、その主任無線従事者の指導監督のもと、操作できることとなりました。で、防災情報センターに導入されます機器はハイテクが進み、専門的な知識を多々要求するものでございます。それで見合った者を選任すべく、また開局に向けまして「日野市防災行政無線局の管理運用規定」の見直しと、これを初め、諸準備を現在進めておるところでございます。逆算いたしましてこととし春過ぎぐらいには、有資格者を選任すべき状況にあるということをつけ加えまして、お答えとさせていただきます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それでは再質問を簡単にいたします。

備蓄のことなんですが、これは消防委員会でも今議論をしていただいているということで、土方委員長からもちょっといろいろお聞きをしたいし、私も消防委員会におりますときに、いろんな方の御意見を聞きました。そのときに、ただ備蓄するということであれば、それは場所はいろいろあるわけです。今の方法で小学校や、そういう教育施設に置くということは、一つの方法としていいと思います。しかし、震度幾つになるかわかりませんが、家屋が倒壊する、つぶれてしまうようなそういう状態も考えなくてはいけないわけでありますので、この耐震性のすぐれた防災情報センターをせっかくつくるわけですから、この場所にそういったものも念のため、万が一に備えるわけですから、備蓄等のスペースを確保するのがいいのではないかと思います。しかし、建物のいろいろな建設に当たっては、規制もあると思いますので、また別の考え方を申し上げてみますので、その際お答えをいただきたいと思います。

それから、今いろいろ問題になっておりますこのアピア神明、プレハブ住宅ですが、今後、また数年あるので、時間をかけて検討する、というふうに今部長はおっしゃいました。市長は今まで、何回か私が質問する中で、要員の待機をする場所、というようなこともおっしゃったことありましたね。ですから、併用して使用するということです。となれば、この建物のやはり耐震性が問題になるというふうに私は思います。防災情報

センターに出入りする人や、またこれから出動する人たちが、非常呼集を受けて、この待機所で集まっている。そうすると、その二次災害といいますか、揺り戻しとかいろいろあると考えられますが、待機所がこういう施設では、万が一、情報センターが残っても、このプレハブ住宅は倒壊する可能性が十分考えられますね。要員がいなくなっては話にならないわけです。市長は私が６月議会、９月議会にお聞きしたときに、まだ耐震性は検討してないということだったんですが、このプレハブ住宅の耐震診断は行われたのかどうか。例えば震度幾つまでこの建物は耐えられます、風速何メートルの強風には耐えられるということがわかりましたと。何か調べておかなければ、私は用途というのは考えられないというふうに思います。この点、どうなのかお聞かせをいただきたいと思うわけです。

それから、資格者のことなんですが、私もアマチュア無線の免許は、資格は持っておりませんが、無線のこういう趣味というのは昔から興味がありましたので、いろんな本も読んだことがあるんです。ここで電波管理局や東京都の防災無線のシステムを今まで担当してきた方にもお会いをして、いろいろ勉強してきました。今部長がお話になった、第２級の陸上特殊無線技士というのは、今日野市では１人だということですね。しかし、その前段では、複数以上置くことになっている、というふうにおっしゃったんですが、１というのは複数じゃないんですよね。単数です。日野市の場合には、この市の防災無線を操作をする要員として、１名を現在考えて配置をしておられるということですが、これは電波管理局等の指導と反すると思うんですが、この点、いつ災害があるかわからないですね。今の市が所有する無線システムでできる限りの対応をせざるを得なくなる事態も考えられるわけです。この点は一体、どういうことなのか。これをお聞きをいたします。

それからもう一つ、聞いてしまいますが、このプレハブ住宅があるために、この防災情報センターの設計や建設というのは非常に制限を受けるというのは、だれの目にも明らかです。しかも民間アパートを防災の市の中枢の施設として、建物として使うというのは、余りにもむちゃな発想だというふうに思うんですね。しかし、市長にすれば、土地開発公社に面して、建物も一緒にいい機会だから買いなさい、といって買ってもらった手前、これを取り壊してあの土地を一帯のものとして、平地にして改めて建設を考えるということは、ちょっと無理があるかな、という判断されたんではないかなというふうに私は推測するわけです。しかし、事は市民の生命とか財産とか生活にかかわる大事な問題ですので、せっかくこういうものをおつくりになるのであれば、私は思い切って、

この民間アパートはなかったものと考えて、あの土地を最高に有効に活用する、そして十分な備蓄――飲料水、それから食糧を含めたそうしたスペースも確保していくのが、これこそやっぱり、行政の基本的な考え方でなくてはいけないのではないかと。何か中途半端なもので、万が一のとき、これから出動する人たちが、防災情報センターは残ったけれども、隣のプレハブの住宅はひっくり返ったというんでは、話にならないわけです。じゃあ、そういうことはあり得ないというふうに市長はお考えになるかもわかりませんが、そういうときのためにつくる施設ですからね。その点、私の発想は、市長の考えと全く違うのかどうか、異なるのかどうか、もう一度お尋ねをいします。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　答弁求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　防災のことを考えますと、もう何をしてもこれで完結ということは、難しいわけでありまして、むしろ地震に対しますいろいろな危険ということは、一応の想定のもとに、できるだけの対応をしなければならない、これは行政の原則だというふうに思っております。したがって、日野市もようやく、防災情報センターを設けて、同報無線を市民には発信をし、また、指令当局からも、必要な情報を受ける。ここからまず仕事は発展させるべきだと思っております。配慮の上に配慮を加えるということも大切でありますが、とにかく一応用地を確保、庁舎に近く、一番好適と思う所に用地を確保することができました。伴って、いわゆるアパート風住宅つきの土地であったものですから、その建物の活用も考える必要がある、こういうことでありまして、当初は、ここに情報センターの装置ができないかということも考えました。耐震性等につきまして、そういう特殊施設を受け入れる建物でもありませんので独立をして、情報関係の施設をつくろうということを進めておるわけであります。

いわゆる防災情報センターという考え方でありますので、備蓄ということは、この場所には特に機能をつけるという考えは、今のところ、発展していないわけであります。水、食糧、最小限の備蓄は各家庭で３日分ぐらいは用意をしてください、というのが常識でありますし、それから食品関係の業者の方々とも提携をいたしておりまして、災害時には放出をしていただく、そういう契約に基づいて、ある短期間の状況は守れるというふうに思っております。立川に大きな防災備蓄施設もできるということでもありますから、そうそう長い期間、行政活動が展開できないということは、私はあり得ないんではなかろうかというふうに考えております。いろいろ御指摘の点につきまして、用意ないし対策を詰めていくということは大切なことでありますので、必要にして可能なこと

を充実をしていこうと、こういう考えであります。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは、住宅の方の耐震調査ということでございますが、これにつきましては、当然、あらかじめの調査を要するもの、という観点に立って現在おるところでございます。ただ、今現在、居住なさっておる方もおられますので、直ちにそれをするということは、困難でございます。しかるべき状況ができました段階で、これら耐震性の調査を進め、かつ先ほどお答えいたしましたように、利用について検討を進めていく、こういう体制でございます。

それから、資格者の問題でございます。先ほど、一つの防災係という観点からお答えしましたので、１人の資格者、そういう表現の仕方をいたしました。大変私の答え方が不都合でございました。現在は、課の単位で資格者を有しておりまして、一応、現行法上での資格者を有している状況でございます。１名だけでということではございませんので、御理解のほどちょうだいしたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　時間もあんまりないんですが、私は市長に提案をしたいのは、こういうことを考える場合には、転ばぬ先の杖ということだと思うんですね。万が一のときを考えて、できるだけ可能なことはやっておく。市長は切りがないとおっしゃったんですけれど、その切りがないところのぎりぎりまで可能なことはやっておくということが、基本的にやはり達成されていかなければならないと思うんですね。ですから、プレハブ住宅を使うというのは、やはり何か無理があるような気がするんです。２階建てというのもちょっともったいないような気もしますし、せっかくあれだけの場所に16万市民の生命、財産を守っていくということで、まさに万が一に備える大事な施設ですから、プレハブの住宅を活用してそういう施設に充てるというのは――私は、あれを取り壊しても文句を言う人はいないと思いますね。むだ遣いだったということにはなるかもわかりませんけれど、議会もだれも、何も言わないんじゃないでしょうか。もっとその点、検討していただけるようなニュアンスでもありましたので、お願いをしておきます。

やはり食糧の備蓄も、絶対震度７ぐらいは耐えられるという建物に入れておくべきだと思います。そういうことのやっぱり発想は、もうなければ仕方ないんですが、私の方からは要望しておきます。

それから、防災無線のその資格者のことをいろいろ部長から詳しくおっしゃっていた

だきました。電波法が変わったということも、私も電波管理局で説明をしてもらいました。その主任無線従事者という人を置けば、都の防災無線が運用されても１名でいい、市の同報無線、それから現在運用している移動系の無線等も含めて、これも１名でいいということで、そういう人員をここで配置をしていくという方向は、当然あると思います。この点、遅きに失しないように前もっての手当てをしていただくようにお願いしておきたいと思いますが、現在の１人というのは、これは複数で無線従事者を確保して対応しなさい、という電波管理局の指導があるわけですよね。これは昔も今も将来も、これは生きているわけです。現在は１名でやってます、というのは、この１名というのは、ちゃんと登録して申請してあると思います。日野の場合には、複数置いていないということに、人事配置の面で問題があるということになる、というふうに私は判断するんですけれど、この点を、見解が異なるのかどうか、もう一度、その点、いかがでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　残り４分です。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　まだ私の申し上げようが悪いようでございます。現在、課で対応するということにおきまして、課の中に合計３名ですか、の２級資格者を有しておるという状況でございます。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　無線資格者というのは、趣味でやっている人は、市役所の中にたくさんいますよ。市の中に何名います、それは関係ないんです。登録するんですよ。申請するんです、これ電波管理局に。それが今、１名のはずです、日野市の場合には。この点が運用の面で日野の場合には間違っているんではないか、ということを私、指摘いたしました。よくお調べいただきたいと思います。

それから、この建物のことなんですが、時間があればお答えいただきたいんですが、耐震調査、まだやってないというのは、随分おかしな話だと思いますね。無線機器を入れようと最初は市長がおっしゃる。しかしこれからは、災害時の要員の宿舎に使うということをおっしゃる。しかし、この建物が震度幾つに耐えられるか、強風風速何メートルに耐えられるかということを、人様がお住みになっているから、これから調べます、調べてません、というのはちょっと私、理解できないですね。この建物は今、だれの所有ですか。まだ時間ありますね。

○副議長（福島敏雄君）　答弁。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　このアパートにつきましては、日野市の土地開発公社が買収をするということになっておりまして、まだこの建物につきましての引き渡しが済んでおりませんから、所有者は、地主の大野さんということになります。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　いや、部長それはね、どうなっているのかちょっと私もわかりませんが、登記は全部済んでいるんじゃないですか、土地建物含めて、土地開発公社に。市のものでしょう、この土地建物は。

○副議長（福島敏雄君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　この建物につきましては、借家人が10人おりまして、現在、この借家人は、契約上は、昨年の12月27日までに明け渡しまして、この土地建物を引き渡すということになっていたわけでございます。

○副議長（福島敏雄君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それは契約上の約束ということは私も承知しておりますが、この土地建物は既に登記が完了しているんですよね。日野市の土地開発公社の所有になっているわけです。市のものなんです。市のものを市が調査できないということは、考えられないですね。あいている部屋もあるわけですから、当然防災センターの用地、しかも附属建物として市長はどうしても使いたいということで、壊したくないというようなお考えのようですが、であれば、当然調査すべだと思います。もう時間もありませんので、これ以上申し上げませんが、土地開発公社の定款等に照らしても、今回のそういう権利がのっかったもの、貸借の関係の権利がのったものを買うというのは、果たしてどうかという疑念もありますし、そういう、市が所有する公有財産として、まだ第三者の権利がのっているものを購入できるかという問題もあるんですね。そういう点をひとつ、きちんと整理をしていただきたいと思います。

終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって14の３、防災情報センターの充実のためにの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時39分　休憩

午後１時５分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の１、老人保健法改悪と老人入院見舞金制度の見直しについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　老人保健法改悪と老人入院見舞金制度の見直しについて質問をいたします。

１月29日、老人保健審議会の答申を受けて、既に国会に提出をされた老人保健制度の改悪案は、老後をますます暗くする老人いじめそのものと言ってもいい内容であります。今回の老人保健法改悪の最大の問題は、御存じのように一部負担の引き上げであります。

内容は、世代間の負担の公平を図るという名目で患者負担を、現行の外来１カ月800円を1,000円、入院１日当たり400円を800円と大幅に引き上げようという内容であります。さらに患者負担を、医療費の伸びに応じて国会の審議を経ずに自動的に引き上げられるスライド制を導入しようという内容でもあります。

老人保健制度の対象となる高齢者は、全国で900万人と言われております。したがって、新たに約1,200億円の負担増が強いられることになります。厚生省の調査でも、お年寄りの６割強が何らかの病気を抱えていながら、実際に医療を受けている人は、３人に１人だと言われております。

政府は、入院時の自己負担１日800円、１カ月２万4,000円について、特養老人ホームの１カ月約３万円、老人保健施設月５万円との比較で、決して高くないと言っております。

しかし、85年の調査によりますと、老人病院では、お世話料、おむつ代など保険外の負担が全国平均で２万7,500円、東京、神奈川、千葉、埼玉の４都県の平均は、４万9,400円にも上っております。入院時の自己負担を２倍にするという大幅引き上げは、お年寄りと家族の負担をたえがたいものにし、老人患者の病院からの締め出し、金の切れ目が命の切れ目という、そういう深刻な事態を引き起こすことは、避けることができないのではないかと思います。

老人医療をこの機会に簡単に振り返ってみますと、1963年、老人福祉法が制定をされ、この法律で、「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛をされ、かつ健全で安らかな生活を保障さるものとする」。「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する」と、その理念を明らかにしております。この法律に基づいて各種老人ホームの建設や、老人健診などの事業が進められてまいりました。そして全国的な老人医療無料化の運動が発展する中で、東京都を初め革新自治体の先駆的な取り組

みが進んで、1973年には、老人福祉法が改正をされ、老人医療費の無料化が実現されてまいりました。ところが、70年代後半から世界資本主義の危機が深まり、その危機を切り抜けるために、戦後のいわゆる第二反動攻勢と言われる革新自治体つぶしや、労働戦線の右傾化、さらに80年代に入るや、財政再建、臨調路線がごり押しに強硬されてきたわけであります。1981年の第２次臨時行政調査会の第１次答申が出され、医療を標的に第１に受診抑制による医療費の適正化、第２に医療保健の国の負担をなくす、第３に老人保健医療の改悪を打ち出してきました。そして83年、老人医療の有料化、老人差別の診療報酬、老人病院の制度化を盛り込んだ老人保健法の制定が行われてまいりました。

老人保健法では、御承知のように「国民は自助と連帯の精神に基づき、みずから加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努めるとともに、老人の医療に要する費用を公平に負担するものとする」と規定しており、老人福祉法と際立った対象を見せております。

一々列挙するのはやめますけれども、80年代に入って診療報酬の実質的な切り下げを初め、老人保健法の強硬、健保制度の大改悪など、８年間に実に21回もの医療制度等の改悪が実施をされてまいりました。これまで医療費亡国論や、高齢化社会危機論がさまざまに装いを変えて、繰り返し繰り返し、宣伝をされながら、命を粗末にする制度改悪が次々に強硬されてまいりました。80年代のこれまでの医療改悪は、老人医療の有料化、健保改悪など、主として医療・保健制度面での改悪、医療需要の抑制を図るところに置かれてまいりました。

自民党政府、厚生省の医療制度に対する攻撃の最大の標的は老人であり、老人医療の改悪をてことして21世紀に向け、日本の医療と医療保障制度を縮小し、統制し、営利へ道を開こうとしております。

今、老人は、外来受診を自己負担の強化によって抑制させられ、病気が進行して入院すると、長期になるほど病院の収入が減る。診療報酬体系のため、退院を迫られる。老人病院や特別養護老人ホームなどは数が少なく、なかなか入れないという実態があります。

老人を標的にした制度改悪が一層強められつつある現在、老人医療に対する市独自の施策の一層の充実が強く求められているところであります。

具体的に質問をいたします。現行の老人入院見舞共済条例について、一つは、対象年齢70歳以上とありますけれども、これを60歳、場合によっては、とりあえずは65歳という段階を設けてもやむを得ないと思いますけれども、年齢を引き下げて対象を広げると

いうこのことについて、一つは改正をする気があるかどうか。

２点目は、見舞金、額の引き上げであります。お手元に市長それから部長には、三多摩各市の条例、その内容の比較一覧を示しておきました。一見してすぐわかることは、対象年齢70歳上というのは、日野だけであります。金額も、他と比べて決してトップクラスではないということは、この数値を見て明らかであります。今申し上げた、老人医療をめぐっての厳しい状況の中で、少しでも条例改正、見直しが求められているのではないかと思います。この点についてまず、お伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

老人入院見舞共済事業制度におきましては、日野市といたしましては、平成元年の４月から実施しているところでございます。余り他市に類のない相互扶助を目的といたしました施策であります。制度的には、任意加入でありますが、加入対象者の理解と、健康管理手当の支給制度の中で、ようやく全員の加入を見ております。このため、相互扶助の目的が達成されていると思います。全員加入につきましては、毎年、若干のトラブルはございますけれども、そういう中で、とにかく全員の加入を見ているところでございます。

御指摘のとおり、対象者の年齢引き下げあるいは現行の制度に結びつけての見舞金の増額、こういうものにつきましては、非常に制度的に、その現在の制度との結びつきは非常に難しい面がございます。例えば70歳以上の方は、結果的には全員加入となっておりますが、他方、70歳以下の方は、もしこれから制度として年齢引き下げをする場合には、当然任意加入というようなことになろうかと思います。そういうようなことになりますと、全員加入の現制度の中にも、それならば、70歳以上の我々も、任意加入でいいんではないかというような混乱のおそれが出るんではないかということで、その辺がちょっと懸念されるところであります。

それから、各市の状況でございますが、資料いただきましたが、現在、８市で見舞金制度を実施しております。このうち、６市におきましては、ただ単なる支給条例でございます。見舞金の額といたしましても、決して日野市が低いということではございません。中には１市でございますが、ちょっと突出した見舞金を出している市もあります。

それから、これら６市の制度を見てみますと、いわゆる会員制度でございませんので、会費がございません。それから年齢は大体65歳以上ということでございます。また、所得制限を設けてございます。この所得制限は、老人医療助成、これの基準であります、

１人の場合にはたしか二百十七、八万だったと思いますが、そういうような所得制限を設けておるために、比較的相当人員的には絞られて、対象の65歳以上といたしましても、適用されるのは半分ぐらいではないかというふうに考えております。それから府中市は、日野市と同じように、共済制度で実施しております。府中市の場合には、65歳以上、いわゆるマル福と言っておりますが、東京都の医療費助成を受ける対象者については、これすべて公費で負担しております。それから年齢的には60歳以上ということで、これらはすべて任意加入で、最高の会費は2,500円というようなことになっております。

いずれにしましても、これからよりよい共済見舞金制度をつくるために努力していかなけりゃならないと思っておりますが、現状のところでは、やはり現在進めております共済事業、その定着を見ながら、今後、これら各市の状況、あるいは将来的にわたる財政負担等を十分検討いたしまして、よりよい制度にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

過日、既に指摘のあったところでありますけれども、平成２年度の老人入院共済事業特別会計の補正予算案が過日示されました。年度末での最後の補正が行われたわけであります。共済見舞金が3,409万5,000円の補正予算が、1,375万5,000円減額補正されて、今年度の最終的な見込みは2,034万ということであります。

詳しく比較検討がされてませんけれども、一、二他市の状況との比較で一言申し上げたいと思いますが、例えば町田市は、１月末現在の見舞金の支出の額は、4,325万5,000。これは件数にして1,625件。２月、３月とあと二月あるわけですが、したがって、どのくらいの最終的な支出総額になるかは、はっきりこの時点で言えませんけれども、こういう状況にあります。それから府中市は、1,302件、4,232万。２月、３月は見込みも含まれていますけれども、こういう額になっております。

対象の頭数、内容などの相違がありますから、支出総額の比較だけで、正確な言い方できませんけれども、少なくとも約2,000万の日野市の事業支出に対して、町田も府中も、倍以上の支出になっている。これは一つは、対象年齢が日野よりも低い、それだけ対象が多い、ということが１点言えるかと思います。それから町田は、額が相当高い、ということは言えるかと思います。180日以上は８万円ということです。同じ151日以上というのは、日野が５万で、町田が６万ということで、１万の差があります。

で、当初見込んだ入院対象が、実際年度末に来て減ったということは、それだけお年寄りが健康だという一面ももちろんあります。一面喜ばしいということは言えるかと思いますけれども、しかし、事業が結局、他市との比較で言えば、対象年齢がまあ70ということで非常に高いということから、みずからその事業の範囲を狭めているということが言えるかと思います。そういう点からいって、もう少し事業として、現状よりはよりましな、という言い方は語弊があるかもしれませんけれども、より充実した事業にしていく、そういう検討がされてもいいんじゃないかと私は思います。そういう点で、市長からちょっとお答えをいただきたい。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市では、現行の入院見舞共済制度を一昨年から発足をさせまして、何年かの経験を積んだ結果になっております。たまたま老人福祉条例の健康管理手当という制度を活用いたしまして、健康管理手当をそのときには増額することによって、共済の仕組みの会費を賄う、こういうことでスタートしておりますし、その方式は、該当の方々に十分理解をいただきながら、なるべく共済制度を確立していくという方向で考えたいと思っております。内容に改善すべき点があれば、もちろん積極的な改善ということで取り組まなければならないと思っておりますし、その際の年齢引き下げということにつきましては、別途の方法で検討はしておりますが、まだ実現し得ておりません。別途の方法といいますのは、保険会社に協力していただく形で、若い年齢層から保険制度に仕組んでいく方法はないだろうか、ということでありまして、これは打ち切り、掛け捨てではなくて、累積をしてそうして財政基盤を、といいましょうか、収支の関係を確実に保っていくということが必要だと思っております。

したがいまして、改善する一つの考え方といたしましては、今御指摘のとおり、老健法が、まあ改悪という言葉でありますが、要するに個人負担分がふえる。初診料もふえるし、１日の入院費もふえる。その部分を現在では、初診料800円、あるいは入院料400円、直接の個人負担の部分は、一応補う形になっておりますのを、それぞれの増額に合わせて工夫をする必要がある、このことは改善すべき点として検討したいと思っております。

なお、よりよい方法があればということになりますが、発足当時の趣旨が、いわゆる個人負担になった部分を何とか共済という仕組みで補いをするというところに重点を置いておりますので、その考え方を今後とも継続をし、生かしながら、現実の個人負担に対して、できるだけ自己負担を軽減をしていく、こういう原則に立ちたいと思っており

ます。日にち制限がありますので、例えば、じゃあ１年間入院すればどうなるかということも、確かに個人負担としては大きな問題でありますので、頭延ばしといいましょうか、制限の点をひとつなるべく延ばせるような、そういう改善の仕方も一つの方法だろう、こう考えております。それらを総合いたしまして、ここ１年間ぐらいの間に、十分情勢を見きわめ、改善の努力をしたい、こう考えます。

指摘をいただいております、つまり当初よりも財政負担、つまり余剰ができて、一会計としては返還をすると、こういう仕組みにもなっておりますから、返還をしない方法、あるいは累積をして蓄えておく方法、これらも検討課題になる課題ではなかろうか、このように考えております。

年齢を下げるという点につきましては、かなり今の制度とは整合できない面もありますので、別建ての方法で民間の保険会社と契約をする形で何らかの方法がないだろうかということも、確かめてみたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に、要望意見を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

質問の冒頭にも申し上げましたけれども、厚生省の調査によっても、お年寄りの６割が何らかの病気にかかっている。しかし、実際に医療を受けているのは、３人に１人だという、そういう実態調査の結果が示されております。この上さらに、老人保健法の改悪によって大幅な負担が強いられるということになれば、一層病院に行きたくても行けない、そういうお年寄りがふえるということになるわけでありまして、そういう実態をよくよくひとつ見きわめながら、今市長の言われたような幾つかの方途といいますか、施策について改善の努力をしたい、という御答弁をいただきました。ひとつ実態を直視ながら、積極的に見直しといいますか、制度の充実を図っていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって15の１、老人保健法改悪と老人入院見舞金制度の見直しについての質問を終わります。

一般質問15の２、住環境保全のため住宅条例の制定を！の通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　住環境保全のため住宅条例の制定を！について質問をいたします。

都内幾つかの自治体で、例えば高齢者福祉住宅条例がつくられ、中野、葛飾、北区、

荒川、三鷹、国立、清瀬などが、高齢者を対象とした住宅条例を制定し、施策を行っております。昭島市では、ひとり暮らしの老人専用住宅条例というのが制定をされております。

きょう私が一つの参考の事例として資料をお示ししているのは世田谷であります。世田谷では、住宅条例を昨年の４月１日から実施をしております。それを知らせた広報の写しを市長そして部長にお示しをしているわけでありますけれども、この世田谷区の住宅条例の基本的なポイントを幾つか拾ってみますと、この条例の目的は、住宅政策について基本的な事項を定めることによって、区民の健康で文化的な住生活の維持及び向上を図る。２点目のポイントは、調査計画であります。住宅及び住環境の実態を的確に把握するために、区長は基礎的な調査を定期的に実施をする。そして住宅委員会を設置をして、住宅整備方針を策定をする。定期的にその計画の見直しを行っていくということを、２点目で明らかにしております。３点目は、良好な住宅、住環境の基本的な水準を定めて、特に住戸と言うんでしょうか、住戸専用面積については、国の第５期住宅建設５カ年計画の最低水準を採用して、１戸当たり16平方メートル以上とする。４点目は、公営住宅の供給、良質な賃貸住宅の建設、これには資金援助を行う。それから５点目は、大規模な開発、建設事業に対しては、事前の協議を義務づける。６点目は、区民が住宅及び住環境の維持また向上を図るために行う自主的な活動については、適切な援助を行う、という住民の自主的な活動に対して、援助をするということも、きちっと明記をしております。

日野市でも最近、ワンルームマンションその他中高層の建設がふえてきております。つまり地価高騰あるいは固定資産税の評価替え等々、土地を持つ住民へのさまざまな負担が重くなる中で、土地を高度利用しようという一側面がもちろんあるわけでありますけれども、そのことから、さまざまな紛争といいますか、周辺住民との摩擦が起きているのが現状であります。あれこれの状況をこう見てみますと、日野市でも積極的な意味合いから、こうした住宅条例を制定をして、きちっと対応していくことが求められているのではないか、こう思います。これについてのお考えを伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　お答え申し上げます。

現在日野市では、過密化、それからスプロール等環境の悪化、それから災害の防止を図り、住みよいまちづくりの実現に向けて一定規模以上の建築物に対して、日野市住みよいまちづくり指導要綱または建設にかかわる指導指針に基づきまして、行政指導を行っております。しかし、その開発業者の計画が、仮にこの指導要綱に合致している場合においても、建築物の建築に対する住環境の阻害、こういう理由で周辺から不満の声が発生しているというのが現状でございます。これは当市のみならず、周辺市域皆同じ共通の課題という形になっております。

そこで、日野市で特に開発業者に対して行っているのは、指導を強くしているのは、まず開発指導に先駆けて、その区域内の見やすい位置に建築計画内容を明記した広告板を設置させております。それで地域住民に周知徹底を図るよう指導しておるところでございます。特にワンルームそれから４階以上の建物を建築する場合には、周辺住民、特に建物の高さの1.5倍の周辺を、建築計画の内容を説明するとともに、建築に対して同意を得るよう、それから事前申請を出すように指導しておるところでございます。まあしかし、今議員さんの方から御指摘のように、周辺住民との合意につきましては、おのずとある程度の限界がございますので、その対応に苦慮しておるところでございます。

これからこういう事業者と住民との双方の隔たりを補うために、地域の住民の意見をもとに、地区や、それから一街区ですね、大きく街区を単位として建築物に関する制限、それから土地の利用状況の制限、こういうものを都市計画として定めると。要するにこれが地区計画ということでございますけれども、こういう導入をしていく必要があろう、またさらに、建築協定等の制限、こういうものも積極的に活用する必要があろうというふうに考えておるわけでございます。

ただいま住宅条例という検討を、ということでございますけれども、この住宅条例につきましては、住宅政策の基本的な、先ほど、議員さんの説明にもございましたとおり、基本的な問題がございますので、今後のひとつ研究課題とさせていただきたいと、かように思っております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　同じことを市長にも質問したいと思いますが、市長にはつけ加えて質問したいと思います。

お手元にお示しした世田谷の広報の下の方に、こういう文言があります。「創意ある住まいづくりのために」ということで、良好な住環境を創出するために、地域の実情に即し、居住者の方々の創意に基づいたルールづくりや、建てかえ時の相互の協力などを進めていただけるよう、まちづくり専門家派遣などを行ってきた。区では今後、これらのほかに、住まいづくりについての研究活動だとか相談などを行う、区民の方々のさま

ざまな自主的活動を応援できるように新たな制度を検討します、とこう言っております。さらに、「住宅政策を計画的に進めるために」ということで、住宅整備方針を策定する、そのための委員会を設置する。当面20億円の積立金の運用収益、これを今後の住宅施策に活用する、ということが示されております。こういうことも含めての検討について、市長から一言答弁をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市化に伴って、建築上のあるべき姿を定めておるのは、都市計画法であり、建築基準法であり、それから世田谷区の場合は、恐らく確認行政、建築確認の行政もやっておるということだと思います。我が市は、建築確認行政は行っておりませんので、条例というよりも、要綱で定めた指導基準というものを設けて、一定規模以上の住宅あるいは集合住宅等の規制と誘導の仕組みをつくっておることは、今まで大変有効な効果を果たしたというふうに考えております。条例によってその法規をなお理念化する、まあ精神条例ということは、これは不可能ではないと思っておりますが、今までのところ、指導要綱がかなり役割を果たしたというふうに申し上げておるところであります。都市整備部長がお答えしております地区協定でありますとか、あるいは建築協定、これらによって将来を誘導するということも、これからの課題でもあるわけでありますから、原則論は理念の高いものを持ちたい、このようには考えております。

近ごろ、よくトラブルになって反対運動となっておりますいわゆる集合住宅、特にワンルーム風のマンション、これらにつきましても、先日質問がありましたとおり、駐車場の義務づけ等によって、なるべく規模を何ていいますか、規模というよりも事業が、無意に契約をされないようなそういう規制にもなっておる、このように仕組みを定めました。なお、放流ということで、かなり放流同意の出し方によって、指導の権限がはっきりとあるということもわかってまいりましたので、それらの手法も取り入れて、要するに違法や無法や、それから悪化を防止していくというふうな役割には、かなり気を使っておるといいますか、大切な役割を行政でも行っておると思っております。

先般、これはまあ一つの話でありますけれど、万願寺区画整理事業の区域の中に、つまり地区協定を無視した、一宅地に建ぺい率違反の建物ができましたので、これは東京都の建築指導当局に強く要請もして、戸数を、建てている建物を壊して、減らさせたというぐらいなことも、主管課が中心になって指導してまいりました。今後も、条例の制定のことは検討課題にはしてまいりますが、将来のいいまちを発展させていくために、また現在の市民生活を守るために、いろいろな工夫を施策としてとりながら、まちづく

りの快適性や、それから心配のあるような過密化を防いでいくということは、これからもなお重要になる行政課題である、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に、要望意見を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

御承知のように、今建設委員会には、中高層の建築に伴う住民運動といいますか、従来の住環境を守るという立場からの運動、そして請願が五、六件だったでしょうか、既に出て、委員会としても、住民の要求に沿った結論を出すべく検討しているところでありますけれども、今回の固定資産税の評価替えに伴って、さらに一層、土地の高度利用の意向が強くなるだろうと思いますし、したがって、こうしたいわゆる建築公害といいますか、中高層の建築に伴う住民との摩擦も一層広がるだろうというふうに思います。そういう点からいって、それに対する対応も含めて、ひとつ積極的により住みよいまちづくりを目指しての行政側の取り組みが一層前進しますように、積極的な検討をお願いをして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって15の２、住環境保全のため住宅条例の制定を！の質問を終わります。

一般質問15の３、真に市民参加による市民本位のまちづくりを！の通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　真に市民参加による市民本位のまちづくりを！と題しまして一般質問を行います。

日野市では、これまでに豊田、平山台、神明上、四ツ谷下、吹上、平山下耕地、金田など、市施行による土地区画整理事業を軸にして、住宅都市整備公団、あるいは組合施行のものも含めて９地区、約500ヘクタールの事業によって新しいまちづくりが進められてまいりました。道路や公園、下水道など公共施設と宅地を一体的に整備することによって、健全な住環境と都市形成を図る、こういう目的で、いわゆるまちづくりに積極的に取り組んでまいりました。こうした取り組みは、高く評価されると思います。

現在、御承知のように、万願寺、高幡、豊田の南が施行中でありますし、準備中のものとして万願寺の第二、新坂下、西平山などが、計画が進められつつあります。日野市のこれまでのまちづくりは、積極的に取り組んできたという点で、高く評価される主要な側面と、市民サイドから見て、これまでの行政側の取り組みはどうだったのかという点で言えば、私は、もう少し市民参加の形態といいますか、取り組みが積極的に取り入

れられていいのではないか、こう思っています。

森田市長が市政を担当してから区画整理事業だけでなくて、いわゆる「緑と清流を取り戻そう」というスローガンのもとでのさまざまなまちづくりが取り組まれてまいりました。全国からも注目されるような施策の幾つかも実施をされてきております。この点については後で触れたいと思いますけれども、これまでの森田市長自身が取り組んでこられたいわゆるまちづくりについて、市長、この時点での感想、そして自己点検も含めての御答弁をいただきたいと思います。主要な側面は先ほど申し上げたように、積極的に評価できると思います。これが質問の１点であります。

それから、２点目は、都市の基盤整備、まちづくりを進めていく上で、関係住民の理解と協力が不可欠であるということは言うまでもありません。まちづくりにおける市民参加の形態はいろいろあろうかと思いますけれども、整理してみると、大きく分けて三つの形態があるかと思います。

一つは、アンケート調査や説明会などを通じて市民の意見を聞くという間接的な市民参加の形態、それから２点目は、行政側が計画案を作成をして、住民の計画への修正、合意を求める形態、こうした市民参加、それから３点目は、市民が主体となって計画づくりをやる、行政はその計画づくり支援をする、そして制度化を推進をしていく、いわゆる直接参加型の市民参加、こうした大きく分けて三つの市民参加の形態があるかと思いますけれども、市長として実際にこれまで取り組んでこられた経験から言って、どの市民参加の形態がより現実的だろうか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　戦後、30年代、国の経済成長政策もありましたし、またその政策が、人口の都市集中を大きく招いた。地方には過疎をつくり、都市には過密をつくっておると、こういう大きい変化が生じております。そして日野市は、御承知のとおり、首都圏の一番近郊地域ということでありますので、都市化への必然性が要請された、これはもう、言うまでもない現実でありまして、農家によっては、被害者だという意識もないわけではないようであります。

私も就任してまちづくりの当面あるいは将来展望ということで、かなりいろいろと勉強もしたり、それからいろんな意見をお伺いをしてきたわけでありまして、都市化は避けられない、都市化する以上は、いい環境のまちを後世代に残す必要があるということが、今日のいろいろな都市計画事業になって進んだわけでありまして、それから国の制

度から考えますと、ちょうど昭和38年のころに、日野市は固有の独立をしたといいますかね、連檐をしているわけですが、いわゆる日野市都市計画というものを持つことになりました。法の制度に基づく手順ということもあるわけでありまして、その際には、市としての意見を申し立て、それからその意見は住民自身のまた意見でもあるということで、一定の整合あるいは合意は図られてまいっております。それから40年代の半ばごろに、例の市街化区域、市街化調整区域の線引きが行われました。それによって、日野市はこぞってといいましょうか、むしろ土地を持たれる立場でも余り規制はされたくないという意図もあって、大部分が市街化区域になったと、こういう現実の経過があります。今、せいぜい残っている二百数十ヘクタールの調整区域ということでありまして、他の部分は全域市街化区域ということになっております。

市街化区域に伴いまして、そういう線引きがあったということがありますのと、30年代後半のいわゆる日野市都市計画によって、大きな骨組みが定められております。いわゆる都市計画道路と言われる主要道路、道路幹線、それから用途指定と言われる地域の指定、これを商業地域、工業地域、あるいは住居の１種住専、２種住専というような、そういう段階でありました。そういう大きな大枠の制定につきましても、法的にはという形になるんですけれど、公聴会を開き、市民に縦覧をし、別段異議がないという形までこぎつけて施行がされた、こういう行政の経過でありました。

それに基づいて現在の都市計画事業も行っておるわけでありまして、特に主要幹線であります、まあ主要幹線に沿って区画整理事業を行ってきたということになるような面もあるわけでありまして、地勢的にといいましょうか、あるいは従来からの関係で、そこの大部分が日野町という地域、つまり浅川の左岸になるわけでありまして、７号という地域は、都市計画を施行するということでは、余り目立ったものはなかったわけですが、民間の開発によって今日の丘陵地がずうっとこう、住宅団地という形に開発をされた、こういう経過がありまして、40年代までは余りまだ行政指導する権限能力を持ち得てなかった。それに各自治体がいろいろな苦心と経験をしながら、工夫をしたのが、いわゆる開発指導要綱であります。条例ではないけれど指導要綱と。また指導要綱は、その開発事業者の対象は少数でありますから、一般の不特定多数の市民を守るという見地から、法律ではないけれど、規制の権限がおのずから住民参加の形である、こういうことであろうと思っております。したがいまして、直接参加型、あるいは合意形成型、アンケートの説明会による、あるいは意識調査、いろいろな手法があるわけでありますけれど、意識調査も５年に１回はやってまいりました。

それから、事業化をするための、事業というものはいわゆる計画決定、事業決定という手順を踏みながら、具体化する性格でありまして、その都度必要とする手続きはとられてきたということは言うまでもありません。人口の急成長したまちでありますから、特に市民意識が高く、しかもいろいろな意見を持たれるということもありますので、それらの調整にもできるだけの努力はしてきたと、このようにみずから考えて、言えるんではなかろうかと思っております。

これからもより合意を形成させるためには、市民参加の形をもちろんとらなければなりませんが、原則は既に定められているものをまた骨組みとして施行しなきゃならないと、こういうのが今日の行政の責任の立場でありまして、いろいろな意見、御指導をいただきながら、事業の完成に向かって一年一年達成の度合いを確かめながら前進することである、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

お手元に、これは武蔵野市で取り組まれているまちづくりの一つの形態を示す資料ですけれども、これは区画整理事業ではなくて、地区計画によるまちづくりであります。西久保２丁目、３丁目地区まちづくりということで取り組まれてきた経過を示す資料ですけれども、昭和57年、58年２カ年計画で実態調査が市当局によって行われました。そして、それに基づいて資料がつくられ、住民側にまちづくりの懇談会が呼びかけられて14回、これは約３年間にわたってまちづくりの懇談会が開かれてまいりました。この間に、まちづくりガイドが５回、それからチラシが約10回ぐらい配られて、全体に全住民がこのまちづくりに参加するような状況で取り組まれてきた。そして、昭和61年の10月から、そのまちづくり協議会の設立準備会がずうっとこう、半年以上にわたって準備会が開かれて、62年の５月にまちづくり協議会が設立されて、その後まちづくり講座が、講師を招いて開かれ、そしてまちづくりニュースが全住民に配られるという取り組みがされてきています。これは明らかに住民主導のまちづくりで、行政側はそれに援助すると。

どういう援助の仕方をしているのかといいますと、最初のこのまちづくり協議会の会長のあいさつをちょっと紹介しますと、こういうあいさつ文があります。

「協議会発足への道は、まちづくりについての市側からの呼びかけと、それに対する地域住民の自主的対応という形でスタートしました。私はここに、まちづくりへの市の基本的な考え方があると見ています。また、住民参加も、だれかが市から任命または委

嘱されてではなく、全く自主的な参加なのです。行政と住民が同じレベルに立ち、そこに専門的立場の方々を加えて、いわば三位一体の取り組みがここに実現したのです」ということで、みずからのまちをどういう方向でつくっていくかということが、延々と講師を招いての学習も含めて取り組まれてきている。

行政側は、ここに例えば昭和62年度の予算に関連してこういう紹介記事があります。今年度のまちづくり協議会関係の予算について、市より以下の説明がありました。講演会開催費、まちづくり先進事例地の視察、バスの使用など、協議会の広報紙、ＰＲパンフレット、まちづくりテキスト・ガイド等の作成費、その他資料の作成費、会議費等の雑費ということで、毎年コンサルタント、これは会社でしょうけれども、600万から800万支出をし、そのうち200万以上がこうしたチラシといいますか、住民運動の宣伝費に使われているということです。

まちづくりの形態というのはいろいろあって当然ですけれども、これも一つの先進的な例だと思います。このままそっくりまねしたらというふうには申し上げませんけれども、区画整理事業の場合には、その一定のはめられた枠内での取り組みが中心になるわけでありますけれども、これからさまざまな形でのまちづくりが進められるわけですが、こうした一つの住民が中心になって運動を進め、そして計画をし、まちづくり憲章もみずからつくって、それをかがみとしてまちづくりを進めていく。行政側はそれを財政も含めて援助をしていく、あるいはアドバイスをしていく、という役割で取り組まれてきております。これもこれからの日野のまちづくり、さまざまな形態があるわけですが、こういう積極的な取り組みも、ひとつ積極的な参考にしていく必要があるんではないかと私は思っています。

これとの関連で、もう一つつけ加えて質問しておきますが、南平駅周辺地区整備計画が進められつつあります。これは現状どんな取り組みになっているのか、そして今後、こうした一つの、今事例として挙げた、武蔵野で取り組まれているまちづくり協議会、三位一体となったこうした学習やまちづくり、こうした手法といいますか市民参加型まちづくり、この南平の周辺地区整備計画に取り入れられないかどうか、その辺をちょっと伺っておきたいと思います。

以上２点、質問いたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　前段のところでお答えをしておきます。

住民参加の型は、いろいろあるわけであります。今、武蔵野で行われたという、つま

り直接参加型のまちづくりということも、成り立つならば結構なやり方だということはもう、異議のないところであります。よくハードなまちづくり、ソフトなまちづくりという言い方をしているわけでありますが、いわゆる土木工事、道路や橋梁や下水道をつくるというハードなまちづくりは、先ほど言いましたように、例えば八王子バイパス、現在の呼称は3・3・2都市計画道路でありますが、これはもう、38年当時の日野市都市計画で固まっている、一例を挙げればそういう骨組みの一つでありますから、骨組みについて変更ということはなかなか難しいことではありますが、骨組みは骨組みとして、それに伴ういろんな肉づけやいろいろな風景を創造――つくり出すというようなことが、先日も問われておりました、まちのアートの施設、あるいは文化のまちづくりと、こういうことに当たるわけでありますから、そういう意味での参加は、むしろ積極的に行政側からも呼びかけて、あるいは地域地域で発展的にそういう形が形成できるということは、極めて望ましいことだというふうに思います。

それから、市街地再開発、例えば豊田の駅前でありますとか、あるいは日野駅に近い（「森町」と呼ぶ者あり）森町地域などの再開発等は、これからやる仕事でありますけれど、まさにそういう点からスタートする必要があるなということは申すまでもありません。南平のことにつきましては、現実に今進みつつありますので、担当の方からお答えをいたします。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　南平周辺の地区整備計画でございますけれども、今市長の方からお話ございましたとおり、一部その地域の中で、もう既に区画整理が一部実施されております。約４ヘクタールぐらいで換地が決まり、今工事をやっておるところでございます。その区域以外の所で現在検討している、実現方策について一応内部的な検討を進めておる段階でございますけれども、一つの方法として、現在の北野街道を含めた沿道型の整備とか、それから、当然この中に入っております地区計画の導入、そういうものを含めて現在内部的に検討をしている段階でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　その、今内部的に検討が進められている南平のいわゆる地区計画、これにどういう形態での市民参加が可能かと、また考えておられるか。考えてなければ、今後考える気があるのかどうか、その辺、ちょっと伺っておきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、今、地区計画のその具体的な実現方策のまだ検討の段階でございまして、これから実現可能な地域、こういう地域が可能じゃないかというふうな位置が定まってまいりますれば、当然それに対する積極的な市民参加が、当然これは必要な事業でございますので、その時点でその参加の方法等について検討してまいりたい。まだ具体的にどういう参加の方法をとるか、今のところは決まっておりません。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最初のいわゆるたたき台を事務当局、行政側がまとめると、そして積極的に関係住民、市民の意見を聞き、それを取り入れていくという方法と、それから、最初からどういうまちづくりを目指すかということで、住民の意見を下敷きにして案をまとめいていくという方法とがあるかと思いますが、そういう点では、両方を並行した形で内部検討を進めるということで、ひとつ取り組んでいただきたいと思います。積極的に行政側が取り組んで、しかし、何となく不満がこもって、だれのためのまちづくりかというような不満が言われるようでは、行政側も努力したかいがないということになりますので、ぜひひとつ積極的に、そこに住む住民がどういう意向で、どういう要求を持っているかを、きちっとつかんだ上での計画の進行を図っていただきたいということを要望いたします。

さらに最後、一言つけ加えてこの質問を終わりたいと思いますが、森田市長が市政を担当して以降、緑と清流のまちづくりを市政の柱として掲げながら、下水道計画の推進を初めとする生活優先のまちづくりを進めてまいりました。緑地の保全事業、用水などの浄化、清流事業、苗木の配布などの家庭緑化事業、緑地信託事業などは、広く全国的に評価をされております。また、数多くの公園の整備、指導要綱による開発の適切な規制、市内循環バスの実現、さらには、歴史的な事業である下水道事業の急速な進展など、自然環境と調和したまちづくりは、広範な市民から高く評価をされております。これまで森田市長を先頭とする革新日野市政が培ってきた緑と清流、生活優先、市民参加のまちづくりを進め、さらに高齢化社会のもとで、だれもが安心して快適に暮らせる都市基盤の整備を目指して進むことこそ、21世紀に向けての市長初め市当局、市議会の共通した責務であろうと確信をしております。今後の積極的な取り組みを強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって15の３、真に市民参加による市民本位のまちづくりを！の質問を終わります。

一般質問16の１、希望の家の施設の充実と生活寮の建設についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、ただいまから一般質問を行わせていただきます。

希望の家の施設の充実と生活寮の建設について。

ことし、1991年は、「国際障害者年」の最終年を迎えています。障害者の社会への全面参加と平等の実現を目指し、国連障害者の10年と定められたときに、障害を持つ人々はもちろんのこと、やっと光が当てられてきた、明るい展望を持つことができたということで、私たちも障害者の人たちも、一緒に大変喜んだものでございます。しかし、この年開始されました臨調行革のもとで、政府の計画は一例を挙げただけでも、障害者に自立自助の精神を強調し、民間への委託など、障害者の望む方向が遅々として進まない、こういう状況であったわけでございます。都においても同じでございます。福祉作業所は、革新都政のときには11カ所、鈴木都政のときにはゼロでございます。

日野市の中においても、この10年、障害者や障害の子供たちが、安心してこの地域の中で暮らし、また仕事をし、ともに学んできたかどうか。例えば障害者住宅ができました。そこに入っても、型に決まった住宅のために、障害がそれぞれ違いますので、おふろに入れないとか、あるいは車いすタクシーの利用者が多くて、呼んでもなかなか車いすタクシーが利用できないとか、一例でございますけれども、こういう状況もございます。

この10年、最終年を迎えるに当たり、ぜひ日野の中での障害者の置かれている立場なども、もう一度再点検する必要があるのではないかというふうに思います。そして、10年前の障害者年を迎えたときに、日野の中においても、「国際障害者年をすすめる日野市民の会」が結成されました。それまでばらばらであった障害者団体の人たち、また個人が一つになって日野市の中で運動を発展させていこう、そういうことで意義のある集まりとなったわけでございます。私も当時、文教委員長を努めさせていただき、この会の呼びかけ人の一人となりましたが、このときに障害者の施設は、希望の家とひの共同作業所２カ所だけで、あとは身体障害者福祉協会とか、あるいは視力・聴覚障害者協会とか、心身障害者を考える会、日野市障害者問題を考える会、医療と福祉をすすめる会という、こういう会だけで、施設としては二つ、そのほかに光の家、日野療護園など――療護園は後かもしれません――福祉園です。そういう民間と都の施設があっただけでございます。

今、日野市の中には、お母さんたちが、子供たちのこれからの発達のために、我が子を通わせたいという、そういう願いを持って何年も子供たちを連れながら、陳情・請願をやりながら、日野市内の中にたくさんの障害者の働く施設ができました。かざぐるまの家、青い鳥作業所、すずかけの家、障害児の子供たちのおもちゃ図書館コアラ、そして他の県ですけれども、緑の牧場学園、そのほかにもあと二、三ございます。たんぽぽの家もできました。こういう中で、たんぽぽの家は成人だけの施設でございますけれども、あとの施設はすべてこの施設で今通っている子供たち、希望の家の卒園児でございます。私は、このお母さんたちのエネルギーと、また希望の家が20年間、地域の中で幼児の早期発達と教育のために努力をされた先生方のこの力、そしてまたお母さんたちが、この中で頑張ってきて、地域の中に新しい施設づくりができたことを、私はここに、希望の家の価値があるというふうに思います。

希望の家の設立の目的、この目的には、「心身に障害を持つ幼児の早期発見、早期教育の理念に基づいて保育をし、その両親に対しても、指導助言の機会を備え、これから先、幼稚園、保育園、養護学校、小学校等への集団への参加ができるよう、心身ともに成長発達を促進する」とあります。

日野市の就学前の教育を、一人ひとりの障害の違うこういう幼児を指導し、同時にお母さんたちにも、指導助言を与える。お母さんから頼りにされている希望の家は、大いに私は評価できるもの、というふうに思います。

在園児が44年から始まり、希望の家になったのは48年でございますけれども、この21年間、222名、卒園児が185名、ここからお母さんも子供たちも、卒園をしたら、幼稚園、保育園、学校へと進み、そしてお母さんたちは、子供中心の生活から、社会へと目を開き、子供たちの幸せを願って施設をつくっていこうという、こういう運動へと発展してきたわけでございます。

生活寮という思いもかけない施設が、希望の家のそばに建てられるということで、15名の障害を持つ幼児の保育に、支障を来してはいけないというふうに思います。二つの施設の充実のために、市は努力をすべきであり、そしてまた、どういう方向を探っていくのか、私は７点について質問を行います。

一つは、これまで希望の家の22年間の果たしてきた役割を、日野市としてどう評価していくのか。

二つ目には、希望の家の建てかえの時期でございます。先ほど述べましたように、生活寮がお庭も少し占めて建てられるということで、幼児が外で遊ぶこと、これも教育の

ためには、大変必要な土地でございます。お隣に児童館があるから、その児童館へ子供を連れていけばいい、こういうふうに行政の方は思うかもしれませんけれども、ここは、それぞれ本当に肢体不自由のお子さんもいらっしゃるし、いろんな条件の子供、一人ひとりが違う、そういう条件のある子供、そしてまた車が通る道路を、狭い専門の道路ですけれども、そこを通ってお隣の児童館のお庭を使うことは、私は、１歳から６歳くらいまでの小さなお子さんにとっては、無理ではないか。一般の幼稚園であれば、大きな乳母車に子供を６人ほど乗せて、そして子供を歩かせて、よくお散歩したり、あるいは公園で遊ぶ姿も見られますけれども、私はそういう意味で、希望の家の建てかえなどは、十分建てる場合には、園の先生や、父母の意見も聞いて、設計の段階から十分、不自由なところがないように、どういう構想を持って建てかえを進めていくのか、その時期についてお尋ねをいたします。

３番目は、施設の充実と内容でございます。現在の施設については、クーラーがないために、６月になると暑い日、温度が30度を超える、こういうふうにも言われております。御存じのようにあの地域は、空に飛行機がいつも飛んでおります。１日に二十数回飛ぶ日もあり、そしてまた多動な子供がいるために、窓をあけることができない。その30度の中で障害を持った子供たちが、体温調節ができない、室温が30度になれば、子供の体温も30度になるという、こういう一般の子供たちと違う、こういう所で学んで、また先生方も一生懸命やっているわけですから、私はクーラーをつけるべきだというふうに思います。このクーラーを設置していただきたい。また、水遊び、これも情緒障害を持っているお子さんには、遊ばせるための施設としては、必要であるわけでございますが、この水遊びができないために、シャワーがありますけれども、そのシャワーもトイレの横です。一般の人たちでもトイレの横というのは、ちょっと考えておりますけれども、特に障害を持っているお子さんは、健康に十分注意しなければならないわけです。そういう点では、トイレの横のシャワーではなくて、十分水遊びができる、そういうシャワーとかあるいはプールとか、室内に必要ではないかというふうに思いますので、その点についてお尋ねをいたします。

それからもう一つについては、保育室が今一つのために、２歳あるいは１歳の子供がおりますけれども、５歳までの年齢の子供を一度に保育していることは、私も現場に行って、いろいろとお子さんたちの動いているその姿も見てまいりましたし、多動な子や、あるいは先生が一人でおんぶしてずうっといる子供、また、一人の先生につきっきりの子供たちとか、いろいろな子供たちがおりますので、これを分けてやる。４歳児、５歳

児では、通園日数をふやしてやりたいと思っても、そういうことが不可能な場合もございますので、年齢を分けて、そして利用できるこういう状況をつくっていくことが必要ではないかと思いますので、保育室をもっと広げること、こういうことができるかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、職員の身分の保障の問題です。定員15名について職員が５人、しかし、先ほど言いましたように、おんぶをしている先生もいれば、しっかりとその子のところにつきっきりの先生もいらっしゃる。そしてまた、もう一人の先生は、私のように、時々行って、どうですかと見に行ったり、あるいはほかからも視察に見えたり、そういうときには、その先生が、その方を御案内しなければなりません。また、さまざまな事務の用もございます。後で述べますように、畑を耕さなければならない、こういうこともあるわけです。ですから、私は職員の身分の保障、そしてしっかりと職員が働けるような、こういう処遇が必要ではないかというふうに思います。今、臨時職員ということでございますが、私は福祉事業団というこういう所で、一緒に入っていく、それも一つの方向ではないかと思いますので、先生方の身分の保障について、もう少し親身になった、この状況に合うような保障をしていただきたいというふうに思います。

４番目には、希望の家からつばさ学園への道路の見直しでございます。素人でございますので、難しい点もあるかもしれません。しかし私は、この道路のことについては、一般質問を行った後から、議会が終わりますとそこを回りながら、道路がどのようになっているか、また、生活寮を建てるにはこのようにした方がいいんではないかということで、２日に一回ほど回りながら、そこの道路を回ってうちに帰る。そして、その道路の所を通って朝、議会に来る。これを繰り返してまいりました。けさも９時35分、通ってまいりましたところ、既に車は４台、これはかしの木荘の横の所に４台、それもしっかりと歩道に全部乗っているわけです。れんがの上の歩道に４台、そして希望の家の所には、２台乗っかっておりましたけれども、これは、もう既に希望の家の中で電気がついておりましたので、お母さんたちが来ているのかなあということで、私は、これは仕方がないというふうに思いますけれども、私が見た限りで、何回もこれは同じ車も乗っていました。きょうは違う車もありましたけれども、そういうことで、これが歩道なのか、道路なのか、そして雨が降っておりましたけれども、道路の幅がどれくらいかということではかってまいりましたところ、３メートル20です。そして、その道路の所にも、低い木が植えられておりまして、それも、真っすぐでなくて、車が通られないようにジグザクに木が植えられているということで、ここの道路というのは、希望の家に通う子供

たち、児童館に通う子供たち、そしてかしの木荘に行くお年寄り、さらにはつばさ学園、こういう人たちが通る、一般の方たちよりも障害を持っている人たちが通る道路であります。この道路が、このような状況でいいのかどうか。かぎ型になっておりますし、このかぎ型についても、多分、余りスピードを出して通り抜けないためにやったのかもしれませんし、そしてそこに、道路の所に、小さな低い植木が植えられているのも、そういうことだろうと思いますけれども、しかし、その一方、歩道としては、れんがが敷かれて、とてもきれいな遊歩道としてはいい道路ですけれども、全く通れない、こういう状況です。そして、木が植えてある所には置かれないものですから、木が植えてない所に4台も並んでいるという、こういう状況ですので、この管理をもっときちっとやるということが一つと、それからかぎ型の道路を歩道だけにして、希望の家の横、都の水道の事務所がある、ここに一本真っすぐ通して、そして希望の家を建てかえるときには、位置をずらして用地を広く広げて、建てたらどうかというふうに思います。これは全く素人でございますので、難しい点もあるかもしれませんが、その点についてお尋ねをいたします。

5番目に、生活寮の建設の内容でございます。生活寮を建設していく、このことはやはり、そういう要望もあり、市にもいろいろと陳情あるいは担当との交渉などがあって、そういう中でことし初めて、生活寮の建設の予算が組まれることになっております。私は、これはこれとして大変評価できるものでございますが、希望の家の中の特にお庭を、お庭もそんな広いお庭ではないわけです。このお庭に、かかる中で、生活寮をつくることには少し、疑問がございます。ここに建てることになった経過、また今後どのような運営をしていくのか、その点についてお尋ねをいたします。

6番目に、第2生活寮の建設の具体化でございます。生活寮は、日野市の障害者運動の中で、一番おくれていた部分だというふうに思います。その前は、精神障害者の働く施設がなくて、ここでも保健婦さんや、あるいは住民の方、また障害者の方たちが一緒になって、狭いですけれども豊田の南口にたんぽぽの家ができて、よかったなあという思いをいたしますが、今度は、やはり生活寮をつくっていく、このことが、私は必要ではないかというふうに思います。そして、生活寮は地域の中につくられてこそ、私は意義があり、またそこで健常者の方たち、一般市民とともに住んでいくことが、生活寮の意義でもあるというふうに思いますので、日野市では老人アパート2棟借り上げて、そしてここに老人アパートをつくる、市もきちっと管理をする、こういう状況が今進んでおりますので、第2生活寮も、そういうことで地域の中で、どういう方法でもいいわけ

ですけれども、計画があれば、また案があれば、お示しをしていただきたいと思います。

最後に7番目、64ブロックの今畑のある空き地、この活用についてでございます。ここは今、畑になって、ここの64ブロックの地域の施設の方たちが、畑をやり、そして四季折々、いろんな農作物がとれる。これはとてもいいことだと思いますけれども、またこの空間というのも安らぎを与えますから、必要の部分もありますけれども、この空間をこのまま畑としてずうっと活用していくのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

まず第一点目の、希望の家の果たしてきた役割をどう評価しているかということでございます。御指摘のとおり、昭和47年に希望の家を建設いたしまして、48年から現在に至るまで、日野市心身障害者を守る会、この会に運営を委託してきております。心身に障害を持つ幼児の早期発見あるいは早期教育の理念に基づいて、保育に当たり、両親に対しても、指導助言の機会を備え、幼稚園、保育所、養護学校、小学校などの集団への参加ができるよう、心身ともに成長発達を促進する目的を持ち、必要な援助をしてきた、というところでございます。

昭和54年から始まりました養護学校の義務制、あるいは最近の出生率の低下に伴う児童数の減少など、現在の障害児通所施設の周囲を取り巻く環境は非常に厳しく、また一方では、多様なニーズにこたえていく必要があるんではないかというふうに考えているところでございます。また、医学の進歩によりまして、障害の発生予防がかなりなされてまいりましたが、根絶はできておりません。このような状況の中で、早期発見、早期治療が重視され、幼児期から社会適用訓練が必要とされ、適切な療育指導や訓練が行われる施設が必要とされているところでございます。

2点目の、希望の家の建てかえ時期でございますが、希望の家は、昭和47年に建設されました木造平家建てでございます。事務室も非常に狭くて、また老朽化しております。敷地面積は約757平方メートル、建築面積は226平方メートルでございます。生活寮の建設の関連からも、土地の有効利用を考慮して、できればなるべく早く建てかえを計画したいというふうに考えております。また、時期等については未定でございますが、できるだけ早く建てかえをしていきたい。また、土地の有効利用ということもございますので、あわせて検討していきたいと思っております。また、設計の段階においても、当然

運営される先生方の御意見、あるいは保護者等の御意見もお聞きしながら、設計に取り組んでいきたいというふうに考えております。希望の家が今年度着工されますので、若干の御不便、御支障はあろうかと思いますが、生活寮の建設ということで、ぜひ御理解を賜りたい、かように考えております。

それから、３点目の施設の充実と内容でございますが、まだ具体的ではございませんけれども、今後の必要性に応じましては、言語治療、あるいは機能訓練等の専門設備、あるいは冷暖房設備などを、施設整備や機能を十分考慮した中で、各種の保育指導、相談等の内容が充実できる施設にしていきたいというふうに考えております。

また、保育室を年齢別に分けるとか、そういうことについては、これから当然先生方とも詰めていきいたというふうに考えております。

それから、この施設につきましては、定員が15名ということでございますが、実員においては下がるわけでございます。現在、職員５名の方がいらっしゃいますが、その身分保障、いわゆる職員の処遇については、これからさらに検討を加えていきたいというふうに考えております。

４点目の、希望の家からつばさ学園への道路の見直しでございます。この道路につきましては、市道として認定されております。当然、希望の家、児童館、かしの木荘などは、この道路を基本に建築許可をとり、施行されております。そのようなことで、確かに御指摘のとおり、非常に使いずらい面もございます。そんなことで、この点につきましては、関連部課と十分協議をしていきたいというふうに考えておりますが、現状では、道路の変更等、見直しが非常に困難ではないかというふうに考えるところでございます。また、この見直しについても、これからの生活寮の設置の位置等十分検討した中でも、道路の見直しについても、検討はしていきたいというふうに考えております。

それから、非常に駐車違反が多いようでございます。私も、あそこに駐車違反が多いということは認識しております。早速、取り締まりの方の実施をしたいというふうに考えております。

それから、５点目の生活寮の建設の内容でございます。生活寮は特別な建物でもございません。通常の家で、特に基準もございません。また、土地の面積についても、必要最小限度の土地でいいんではないかというふうに考えております。今回、平成３年度予算に計上させていただきました規模でございますが、建築面積が68平方メートル、２階建てでございます、木造の。延べ面積が136平方メートルです。ここには、いわゆる共同生活される方が４人ほど入りますので、それの世話人として24時間体制でお世話する

世話人さん、こういう人たちのお部屋でございます。それぞれ個人個人、個々に独立した教室でございます。そのような内容になっております。

それから、この生活寮は、希望の家の敷地内に建てるということで、希望の家の庭等が若干狭くなるわけでございますが、希望の家の建てかえによりまして、また２階建てにすることによって、現状よりか広い庭が確保できるということを考えております。また、生活寮も日中は人がいないわけですので、そういうことで、全体的に庭が使えるんではないか、というようなことで、今現在よりか庭は狭くするような方法はとらないということでございます。

それから、６点目の第２の生活寮の建設の具体化でございますが、生活寮につきましては、いろいろな形態ございます。国の制度のグループホーム、あるいは都制度の日野で始めようといたします生活寮、あるいは各市で単独でやっている所もございます。そういうようなことで、いろいろな形態の生活寮があるわけでございます。今後についても、今御指摘のありましたように、公営住宅、あるいは民間アパートの借り上げ、こういうような方法もとれるわけですので、できるだけこのような施設の拡充をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは再質問いたします。

今の答弁を聞いておりましても、余り具体的な回答にはなっていない、というふうに私は思います。

１番目の希望の家の果たしてきた役割をどう評価するかについても、希望の家の運用要綱に載っております目的のこのところだけが発表されたということで、私はこの希望の家が、就学前の子供たち、赤ちゃんから学校へ行くまでのこの幼児の発達と、そしてまたお母さんたちの教育のために、この20年間の果たしてきた役割は大変大きいですし、もしこの希望の家がなかったら、この子供たちは、どこに行ったでしょうか。障害を持っている子供たちというのは、早期発見、早期治療、これが本当にやればやるほど、日常的に生活できていく、お母さんや地域の中でもちゃんと生活できていく、こういうことなわけですから、私はやはり、15人の定員で、小さな子供たちですけれども手を加えて、先生方もお母さんも、一生懸命やれば子供たちが変わっていったという、この変化があるわけです。

私も、一般質問に先立ちまして、希望の家に行って、いろいろとお母さんたちともお

話をしてまいりました。そして、実際に保育をしている中にも入って見てまいりました。お母さんの声を、少し述べさせていただきます。このときは、12人のお母さんがおりまして、２カ月の赤ちゃんを抱っこしたお母さんもおりましたし、１歳を過ぎたお子さんを連れたお母さんもいらっしゃいました。

そして、希望の家についての感想については、一人ひとりの子供を大切にしている。喜んで、親も子も来る場所である。外の世界とはここは違う。地域の中で母と子も孤立しているが、ここは母も子供も、居心地よく温かい。悩みなどあるけれども、話し合える母と子の心の支えの場所である。多動な子供がいるので、ここにいる間に、買い物に行く、こういうことをおっしゃっておられます。先生については、先生が悩みや相談に乗ってくれる。家族的である。母と子が離れるまで２年半間かかった。根気よく指導してくれる。先生をふやして、賃金や身分保障などしっかりとやっていただきたい。園に対しては、卒園した子も、施設があいているときには開放してほしい。プールも利用させてほしい。卒園した人にアフターケアをしてほしい。多摩市やほかの所にリハビリなどに行かないでいいように、専門の先生が来てくださったら、大変いい。育児・教育相談をしてほしい。さらに、日野の保健所に行きましたところ、保健所は希望の家を知らないで、八王子を紹介して、そこに行くように言われたけれども、私は希望の家を希望してきました、ということでございました。また、施設については、庭が狭い。ジャングルジムなどないということで、これについても、お母さんから不満も出ております。肢体不自由の子供がいるので、２階建ては困る。１階でないと保育は受けられない。保育室に手すりがなく、窓から落ちた子供もいる、こういうことでございました。

そして、お誕生会で前の方に子供たちが並んで、後ろにお母さんが並んで、そこで先生が、大きなお人形の指人形をしながら、歌を歌って２人のお子さんのお誕生会をしておりました。ビーズ、わりと大きなビーズですけれども、そこにフエルトの花の輪をつくって、そこに多分、みんなお子さんたちが一緒につくったんだと思うんですけれども、その花の輪を子供の名前を呼んで、ほかの子供がそのお子さんに首にかけてあげるという、こういうとても楽しいお誕生会があったわけです。そして先生から手づくりの、多分お祝いの言葉が載せられているカードだと思いますが、こういうカードも渡されるということで、一人ひとりの子供がちゃんと意思を持って、そしてお名前を呼べば、はっきりと答える。そういう姿も、私は現実に見ることができたわけです。

入ったばかりのときには、食事も食べさせなければ食べられない、こういうお子さんが、１年２カ月後には、御自分で洋服も来たり脱いだりしっかりとできるようになるし、

食事もフォークで自分で食べるようになる。トイレも先生に教えて行くようになる。あるいは言葉も多くなってくる。そして、今まで母親との関係では、お母さんべったりのこういう関係から、お母さんから離れて遊べるようになる。保育室にいつもお母さんが、保育室はガラス越しに、子供の方から見えないんですけれども、そこから見えるお部屋がありますが、お母さんたち、心配で見るんでしょうけれども、最初のうちはそうでも、もう１年過ぎると、きちっとこういうふうに親と子が分かれて、分離して自我のあるそういう子供たちに育っている。これは男のお子さんの状況です。こういうこともありますし、また女のお子さんでも同じように、やっと口をあけて食べさせてもらっていたお食事が、おはしを使って自分で食べていかれるようになりましたし、時間がかかっても、自分でやっぱり食事をしていく。そしておうちに帰ると、希望の家であったことを、おうちの方にお話をしたり、あるいは歌を歌ったりする。お母さんと子供との分離もしっかりとできるようになって、希望の家に来れば、絵本があったり、乗り物があったり、トランポリンがあったりということで、非常に成長の跡が見られるということでございます。

私はやはり、ここの中で、希望の家のお母さんと先生が、その子供の一人ひとりの発達のために力を尽くしてきたというこのことが、希望の家の子供たちにも、そしてまたこれから長い人生をこの子供たちが歩んでいかなければならないわけです。第二のバトンタッチが今の、先ほど言いましたように、いろんな施設ができてそこに行くようになって、今度は生活寮であるとか、あるいはまたお母さんたちが、自分のおうちを抵当にして、ある人に聞きますと１億円抵当に入れて、新しい施設をつくったという――日野市ではないので――ほかの所につくったというお話を聞いております。みんなこうして、希望の家から巣立っていって、子供たちも大きくなって、生涯をここの市で過ごしたいという、こういう思いがあるわけですから、私はもう少し、希望の家のこの評価についても、市が積極的な対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、建てかえについても、希望の家についてはもう予算もついて、積極的な対応があるわけですから、ことし建てるんですから、私は来年ぐらいには希望の家が建てられるという、こういう回答を、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、施設の充実の内容ですけれども、この先ほど言いました、クーラーの件です。このクーラーを、ぜひことしの夏には利用できるように、つけていただくことができないでしょうか。私は昨日、板垣議員の質問の中で、教育委員会の答弁がございまして、そこに３カ年計画で、校長室や調理員室にクーラーをつける。音楽室や中学校の食

堂にもクーラーをつけるという、こういう答弁がありまして、非常に私は、不満だったんです。教育委員会が健康な子供たちにこういう対応をするのであれば、なぜ希望の家が、二度三度と、クーラーをつけいただきたいということを、多分言っていたというふうに思います。それができない。体温調節のできない子供がいる中で、飛行機が上を通るから、窓をあけられない。窓をあければ、そこから落ちたという、私も実際見ましたけれども、棚がありますので、窓に上られるんです。しかし、窓に手すりもないわけですから、落ちてしまう。健康な子供であればまだいいんですけれども、もしものことがあったらどういうことになるでしょうか。そういう点では、私は福祉部の対応は非常にまずい、というふうに思います。ですから、６月の補正予算でも、もう６月でも間に合わないわけです。希望の家では、もう６月ごろになると、大変室温が高くなるということでございますので、６月の補正予算か、もし６月などということでなくて、もっと先にできるのであれば、ほかのところの予算を回しても、ここにクーラーをつける、このことをぜひお約束をしていただきたいというふうに思います。

それから、シャワーの点も同じでございます。トイレという、きれいに掃除はしてあるというふうに思いますけれども、やっぱり健康な子供と違う、障害のある子供が、教育の一環として水遊びをさせたいというこういうときに、シャワーがないということは、私はやっぱり発達の上に、障害が起きてくるのではないかというふうに思いますので、これについても、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、保育室のことについては、新しく建てられたときからでも結構ですので、ぜひ、この点についてもお願いをしたいというふうに思います。

それから、道路の見直しについては、ぜひここを通る人たちのことも考えて、ルール違反の駐車違反などということは、絶対にやらせないようにお願いをしたいというふうに思います。

それから、生活寮の建設については、これはこれで要求がありますので、私はやむを得ないかと思いますけれども、この希望の家という小さな、本当にささやかな施設です。なぜここに建てなきゃならないのかという、私、ほかのことをちょっと考えていたのかもしれませんけれども、何かはっきりしないんです、ここに建てる理由が。そのことをもう一度、お尋ねをしたいと思います。

それから、64ブロックの空き地、このことについても、畑をやることは、私、それもまた、大変心も和むものですし、畑をやって草むしりしたりすることは、いいことかもしれません。市長も時々、見にいらっしゃるということを聞いておりますが、しかし、

ほかの施設の方はどうかわかりませんけれども、希望の家の方たちは、障害を持っている小さなお子さんを、どのように発達させていくのかということで、５人の保母さん、先生が手いっぱいやっているわけですよ。教材をつくらなきゃならないとか、それから福祉祭りなどありますと、全部そこへ出ますね。みんな手づくりのものです。私も何回もその手づくりの教材を見ましたけれども、子供たちがいないときには、そういう作業も先生やお母さんたちとやらなきゃならない。その準備があるときに、畑をつくって、その畑の種まきの時期ってあるんですね。もうジャガイモをまかなきゃならない時期、しかし、それも今、できないというこういうとき、ジレンマに陥るのではないかというふうに思うんです。

ですから私は、畑をやりたいその施設の希望者がここをやって、そして私は、最終的には、つばさ学園がありますので、この空間の所に福祉工場、これをつくって、最後に本当に、今障害を持っている成人の方たちが、つばさ学園でも同じでございますけれども、働きに出ても、もう戻ってこれないというのは、つばさ学園がいっぱいだからなんです。さらには、民間企業が障害者を雇用するという、1,000人規模については、法定雇用率が未達成の所が８割にも上っている。これは、お金を納めれば、障害者を使わなくてもいいという、こういう変な法律があるわけです。企業のための法律としかいいようがないわけですけれども、障害者を本当に働いていただくということであれば、こういう未達成の所には、もっと国の方が厳しい法律の枠を締めるべきだというふうに思います。

そういう点で、私は日野市――横浜でも今度、精神薄弱者の雇用促進をねらって、福祉工場と農業ヘルパー、この二つの事業を始める、というふうに聞いております。つばさ学園と一体となった福祉工場ができて、横浜の場合は、クリーニングをやるということを聞いております。日野の中でもつばさ学園が今、一生懸命いろんな瀬戸物をつくったり、木工をつくったりして、私たちも市の行事のときにそれをいただくことがあるわけですけれども、それだけではとても賃金が低くて、なかなか働く、自分たちのものとして生活などとてもできない。でも、この福祉工場というのは、きちっとした賃金が保障されるということですから、市長の構想は多分、畑のままでずうっと置きたいという、その気持ちも私はわからないわけではないわけですけれども、日野市の障害者の方たちの中では、やっぱり福祉工場が欲しいね、というそのことも言われておりますので、もしまあここがだめであれば、ほかの地域でも結構ですので、これについても御答弁をお願いをしたい思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　希望の家が二十数年、日野市の障害幼児の一つの拠点として大きな役割を果たしてきたということは、もうどなたも異論のないところだと思っております。行政側が余り自己評価することはどうかというふうに思いますけれども、市民の方から評価をしていただくということが、いつも喜ばれる形で受けとめておるところであります。かつては15人、20人、あるいはそれ以上の子供さんが、お母さんと一緒に集まって、いわゆる障害児の就学前教育、あるいは発達、あるいは励まし合いの場として役立ってきたことはもう言うまでもないと思っております。

設立以来、障害児を守る会という、上先生が中心になって運営をしていただきました。その施設が今、たまたま、だんだんと障害児の数が減ってといいましょうか、５名程度になって現状にある、ということを聞いておりまして、上さんと御相談をした上で、附属施設ということでは直接的にはないかもしれませんが、生活寮を第一歩として、新しい事業の出発をしようということを、建物の形で予算化がしております。そういう事情でありますから、何か福祉の対応が不十分であったというふうには、直接には感じておりませんが、いろいろ御意見もあることも理解をしなければならないと思ってはおります。

それから、これから状況に応じてということでありますが、希望の家をなくしようなんていうことじゃ全くありませんから、よりよくするための手だては積極にやっていくということで御理解をしておいていただきたいと思います。

それから、隣しまて、つまり64ブロックとこう言われておりますが、今日は旭が丘二丁目42番地、つまり行政施設だけのある、かつては区画整理の中では工場団地として処分をするということになっておりましたところ、市の所有をするところになって、いろいろな学校を初め、中学校を初めその他の施設をようやく整い得た、こういうことでありますから、64村というそれぞれの施設が、村の気持ちで交わってくださいと。村長さんを決めて、村らしく農園管理をしていただく、ということをしておるのが64ブロックでありまして、これは人間性を培うために、あるいは同じ街区の、同じブロック内の施設のお互いのつながり、触れ合いを保つために、極めて意義のある施策だというふうに位置づけておりますので、その場所を他に変更して建物を建てるとかいう考えは、ありません。福祉工場というのはまた別の発想で考えるべき課題だろうと、このように考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　再質問いたします。

市長は今、５人しか来ていないというふうにおっしゃいましたけれども、毎日定員が15名で、１歳児が――１歳児はいませんけれども、２歳児が１人、３歳児が５人、４歳が10人、５歳が４人、６歳が１人ということで21名。このお子さんたちが21人全員が来たら、５人の先生ではとてもやっていけないという、こういう状況です。ですから、５人というのは、欠席したり、そのお子さんの体のぐあいが悪いときには来ない、ということとか、それから通園の日数も、５日とか３日、２日、月に一回とか、これはその子供が園になじむまでこういう形でやっておりますので、15名という定員は、枠いっぱいです。そして、お誕生会などのときには、先ほど言いましたように、12人のお子さんが、そしてまた小さな２カ月の赤ちゃんを連れたお母さんもおりました。これくらい私は、もう大変だろうなと思うんです。バスも出ますけれども、そのバスの出発が朝の９時、私も朝早くわりと出ますと、一般の幼稚園に行くバスを、よくお母さんたちが待ってます。それでも９時で大変だろうなあと思いますけれども、障害を持っているお子さんの、そしてまた小っちゃなお子さんを連れて９時に、まあ遠い所は百草団地からもいらっしゃるそうですので、ずっと回って来ますけれども、そういうこととか、あるいは自家用車で来る場合もあるわけですけれども、本当に大変だなあというふうに思います。

で、なれるまでこういう形で来ておりますので、常時15人はいないかもしれませんけれども、六、七人はいるということで、そのことを多分おっしゃったんではないかというふうに思います。そしてまた、希望の家の人たちも、これが、生活寮ができることによってなくなってしまう、そのようなことは思っていません。よりよいやっぱり保育をやっていきたいということで、いろいろと今までも陳情なども繰り返してきたというふうに思いますが、なかなか行政の壁が厚いといいますか、私は生活寮を建てていく、それだけの意気込みがあれば、希望の家の、本当にささやかな願いでもあるクーラーであるとか、あるいはクーラーがだめだったら手すりをつけるとか、シャワーをつけるとか、そういうことについても、もっと具体的な回答をお願いをしたいというふうに思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　設備の充実につきましては、できるだけ実現できるように努力していきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　いついつというのがはっきりと言えないことが、非常に残念でございますけれども、やはりこれからも多分、いろんな形で希望の家のお母さんや、あるいは先生方も、市の方に陳情などにもいらっしゃるのではないかと私は推測しているわけでございますが、生活寮をつくるために15人のかわいい障害を持っている子供たちが、毎日通園をして、子供の変化を見て、楽しい場所だ、と言ってる親と子供たち、そういう子供たちを本当に生き生きとこの日野市の中で生活していけるように、ぜひお願いをして、あと６月の議会もありますので、いろいろ提案いたしましたものについての予算化をお願いをして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって16の１、希望の家の施設の充実と生活療の建設についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時18分　休憩

午後３時45分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の２、アトピー性皮膚炎対策についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは質問をさせていただきます。

アトピー対策のことでございますが、今アトピーの子供が、乳児の場合、３人に１人はアトピーだということで、大変これは社会的な大きな問題として、どこの自治体でもこの解決のために苦労しているところが現状だというふうに思います。

昨年の７月５日、日本体育大学学校体育研究室の正木健夫教授が、子供の体の調査、これをやりまして、新聞にも発表されておりますが、全国の保育所、幼稚園、小中学校、高校、これから選んだ2,660校を対象に、46.3％から回答を得て、そしてその結果、最近の子供の体のおかしさを調べたもので、40項目のうち一番回答の多かったのがアレルギーで、回答者の７割から９割が、「ふえている」というこういう統計が出てきております。そのほか「肌がさかさ」、これが73％とか、10年前に正木教授がやったときには、これも随分話題になりました。いすに座っているときに、背中がぐにゃぐにゃするという。そして、子供たちの体の点では、マスコミもこの体のぐにゃぐにゃは、随分取り上

げたんですけれども、このときの調査では、アレルギーは26％ということで、10年後にこれほど今、ふえているわけです。そしてこの社会的にも問題となっておりますアトピーの国の対策、この国の対策がとてもおくれておりまして、厚生省が89年度に500万の予算でやっと小児期のアレルギー疾患に関する研究として３年がかりで実態をつかんでいこうという、こういう状況にようやくなってきたわけです。

そういう中で、各自治体で取り組みが始まっておりますが、みんな苦労しております。なぜかといいますと、その一人ひとりの子供のアトピーの症状が違うわけです。保育園に行っている子供、それから小中学校に行っている子供たち、こういう状況がありますけれども、実態をまず把握していこうという自治体や、それから、研究をして治療をどういうふうにしていったらいいか、医者とも協力しながら、対策を立てている、そういうことや、公立病院の中にアレルギー科を設置して、そしてこれを健診していく、あるいは乳幼児健診の中でアトピーの健診を行う、こういうことをやっていく自治体もふえているわけです。

日野市でも、実際にどうかということで、私、調べてみましたところ、今、１年生になったお子さん、ゼロ歳のときにある保育園では、６人のゼロ歳児保育のうち、３人がアトピーで、そして３人同じ症状だったので、調理師さんたちが苦労しながらも、６人の食事をつくるうち、３人ずつ分けて離乳食をつるという、こういうことが行われていたわけです。もう既に６年前にこれがやられておりましたけれども、でも、今はお弁当を持ってくる子供や、あるいはいろいろと苦労しながらも調理師さんの方が、除去食をつくるという、こういう状況もあるのではないかというふうに思います。

それで、６年前にやったときには、このことをどういうわけか、ほかの園の方には言わないでくださいというふうなことも、口どめをされたそうです。でも、そこの園長先生や、調理員さんや、保母さんの協力のもとで、ゼロ歳児のアトピーの給食ができて、除去食になりますけれども、そういう中では、本当に先進的な役割も果たしてきたなということを知ることができたわけです。そしてそれをきっかけにして、日野市の中でも、アルギーの検討委員会がつくられて、今中間答申が既に出されておりまして、その中間答申をもとに、比較的その園の中で、その園の実情に沿ってやってもいいということになったので、大変やりやすくなったということも、聞いております。

私はそういう中で、６点について質問をさせていただきます。

一つは、保育園、幼稚園、小学校、中学校の実態調査をやっていただきたいというふうに思います。どれくらい日野市の中でアトピーの子供たちがいるのか、そういう実態

調査をまずやることから認識を新たにすることが必要なのではないかというふうに思います。

二つ目には、除去食をやっている、この給食を実施している園や学校の数があったら、それを示していただきたいと思います。この除去食をつくるのにも、大変それだけの材料ですから、材料費も高くなるということや、また三大アレル源という牛乳と卵と大豆、これが三つ、一番のもとだというふうに言われておりますけれども、これを使わない給食をつくらなきゃならないので、またそのほかにも最近では、麦だとかお米とか、そういうところでもアトピーが出てくるということで、本当にこれは大変な仕事ですけれども、やっぱり行政がしっかりとこれを受けとめて、保育園の中のアトピーの子供たちに対して、対応をしていく必要があるのではないかと思いますので、この給食、除去食をやっている学校と園の数をお示ししていただきたいというふうに思います。

それから三つ目には、除去食を実施している園、それから学校、ここに援助していただきたいんです。それは、その援助の仕方は、先ほど述べましたように、一人ひとりの体の状況によって除去していかなければならない材料があるわけですから、この材料費も、簡単なものであれは、ただそれをどけてつくれるわけですから簡単ですけれども、そうでない、全く複雑なものもあるわけです。同じ卵焼きをつくるにも、フライパンに油を使ったら、それがもうだめだというお子さんもいらっしゃるし、だから家族と全く違うやり方でやらなきゃいけないので、本当にこれは、家庭のお母さんも大変ですが、調理員さんたちも大変だと思いますので、私は正職が正しいと思いますが、もし正職で無理であれば、パートの職員も配置した方がいいのではないかという、こういう援助の仕方、それから除去食というのは、お金がかかります。材料費が特別のものでございますので、一つの保育園だけでの力では大変な状況もありますので、予算を、やっている園にはふやしていただきたいということ、それからもう一つは、栄養士さんの配置です。ゼロ歳児の保育園は、栄養士さんがおりますけれども、ゼロ歳児を実施していない園は、本庁の方に２人の栄養士さんがちゃんと来ていて、そしてそこで献立表などをつくっているということでございますけれども、私やっぱり、すべての保育園に栄養士さんがいた方がいいと思いますので、これもちょっと無理な点もあるかもしれませんが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから４番目には、アレルギー検討委員会がもうすぐ多分、答申が出ると思います。この答申を受けて、今後どのような対策を立てていくのか、これをお示しいただきたいと思います。

それから５番目には、乳幼児の健診、これを早ければ早いほど、このアレギーを退治することができるわけですから、この１歳半健診、３歳になるとちょっと遅すぎるんじゃないかなというふうに思いますので、赤ちゃんの健診のときにアトピーの健診を日野市独自でやっていただいて、そしてこのお医者さんもいろんな対応の仕方があるので、きちっとした方針を立てて、そこでそのお子さんたちの対応をぜひ日野市の方でも、先生方にも対応しながらやっていただきたいというふうに思います。

６番目に、お医者さんにかかる率が非常に多くなると思います。そういう点で、日野市は本当に先進的にゼロ歳児の赤ちゃんの医療費の無料化を、もう20年以上やっておりますが、この医療費の無料化、ほかの方たちのことと同じように医療の補助ができないかという、こういう点をお尋ねをいたします。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

最近、さまざまなアレルギー疾患児が増加してきております。その原因や治療法は必ずしも十分解明されておるわけではございません。医師によっては、見解も治療方法もさまざまである上に、民間療法にも頼る傾向も出てきているのが現状でございます。

まず、第一点目でございますが、保育園における実態でございますが、アトピー皮膚炎ですか、これを含めたいわゆるアレルギー児童ということで、一応のデータが出ております。この調査も若干時点が古いわけでございます。平成元年度のデータでございますけれども、これは医師の診断結果に基づいたデータでございません。保育の中で保育園独自の調査でございますので、その点、御了解いただきたいと思います。

今、御指摘のように、アレルギー湿疹でございますが、これは一般的に食物によるところの過敏反応によるアレルギーが多いわけでございます。食物の中でも牛乳、卵、大豆、これらに対するアレルギーが経験的に多いというわけでございます。湿疹アレルギーの児童の数でございますが、191名ということで、全体の19％を占めております。このうち、医師に常時かかる児童につきましては37名、悪化したときだけかかる児童が75名、かかっていない児童が79名と、一応このようなデータが出ております。このうち、何らかの除去食、並びに量の制限を必要とする児童については、一応39名となっております。また、この実態については、正確な調査をしていきたいというふうに考えております。またこのほかに、アレルギー喘息、これと思われるものが41名、そのほかアレルギーによる鼻炎、結膜炎、下痢、こういうものが31名、というようなデータが出ております。

次の第２点目の、除去食を実施している園でありますが、市内の市立の保育園におきましては、原則としては実施しないことになっておりますが、園の体制にも若干の差異があるわけでございます。ゼロ歳児を抱えている所と、ゼロ歳児をやってない園、これによりましては、栄養士の張りつけとか、そういうところで若干の差異があるわけですが、現在のところ、その園での可能な範囲内で実施している場合があります。これも完全な除去食とは言えないんではないかというふうに考えております。特に、特定の食物に敏感に反応する児童に対しましては、父母と連絡を密にいたしまして、献立のお知らせをして、場合によっては、卵のおかずの場合には、卵にかわるべきおかずをお弁当として持参をしていただく、というような方法もとっているようでございます。それから牛乳に対するアレルギーの児童に対しましては、量を制限したり、いろいろその中で工夫をしているということでございます。いずれにしても、父母、医師との連携のもとで、ケース・バイ・ケースで現段階ではできる範囲内での対応をしていきたいというふうに考えております。やっている園につきましては、大体すべての園で、多かれ少なかれ、やっているんではないかというふうに考えております。

第３点目の、除去食実施の園に対する補助でございますが、民間の保育園につきましては、その状況等十分把握しておりませんので、除去食の実態をよく調査いたしまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。パートの配置、あるいは材料費の助成、栄養士の配置、この辺についても検討課題とさせていただきたいと思います。

第４点目でございますが、検討委員会の答申でございます。これにつきましては、児童課内に平成元年５月に保育園の担当者等をメンバーとして検討委員会を発足いたさせました。アレルギーのまず認識ということから始まりまして、アレルギー児童の情報収集、あるいは現状把握、他市等の対応の状況はどうなのかとか、当面の施策、今後の施策はどうしていくかというようなことで、一応の中間報告は出ておりますけれども、最終的な結論の報告は、平成３年度中に提示されるというふうに考えております。いずれにしても、基本的には、治療その対応の主体は、アレギー児の保護者でありまして、園といたしましては、医師の診断書、あるいは保護者からの申し出がある場合に限って、現段階ではできる範囲で手助けをしていきたいというふうに考えております。御指摘のとおり、同一のアレルギーであっても、年齢、その日の体調、環境によっても、その対応がそれぞれ異なっております。集団給食の中での対応ということですので、非常に難しい面がございますが、御理解を賜りたいと思います。

それから５番は、生活環境部長の方でお答えいただきたいと思います。

６点目の医療費の助成でございますが、アトピー皮膚炎もアレギーの一種であろうかと思います。アレギーの範囲も非常に広くて、一般の疾病との違いはどうなのかとか、いろいろ整理するのに非常に難しい問題があるかと思います。一応課題として受けとめさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは、５点目の乳幼児健診でアトピー健診の実施をということでございます。アトピー皮膚炎につきましての単独の健康診査は、現在行ってはおりません。しかし、公的な乳幼児の無料健康診査につきまして、これは３カ月・４カ月健診から３歳児に至るまでのお子さんを対象にして行われておるけでございますが、保健所それから市合わせまして、その間、５回の実施を行っておるわけでございます。この健康診査の中で、御指摘のアトピー性皮膚炎につきましては、既にくみ上げておるところでございます。早期発見、早期治療ということを心がけておるところでございます。

では、その健診はどれほどのお子さんが受診しているかということを申し上げますれば、元年度の統計をお示ししますと、３・４カ月健康診査、これは保健所で実施するものでございますが、対象のお子さんの83.9％に及ぶお子さん方が受診しておられます。また６カ月健診につきましては88％、これも保健所の実施でございます。９カ月につきましては82.5％。以上三つが保健所主体のものでございます。次に１歳６カ月、これは日野市独自の制度でございますが、90.4％という高率をもって結果が出ておるわけでございます。３歳児におきましては、これも保健所実施でございます。89.6％という受診率を相当高い受診率をもってしております。

そのうち、アトピー性の皮膚炎の数はどうかといいますと、日野市の事業でありますその１歳６カ月健診の数値の中でとらえてみますと、元年度は、先ほど申し上げましたとおり94.4％の受診と申し上げたわけですが、対象者、受診者、それぞれ具体的に数字を挙げますと、1,708人の対象者に対して1,544人の方が受診されたわけでございます。そのうちアトピーという診断が下されたお子さんは125人、率にいたしまして8.1％。平成２年度につきましては、これは４月から12月、３カ月ほど足りませんが、12月末の数値で1,191人の対象者のうち1,093人の受診者、いわば91.7％を受診なさいまして、そのうち62人のアトピーが発見されております。5.7％の発見率でございます。アトピー性皮膚炎につきましては、現在、御指摘のように、確たる治療方法は確立されておりませ

んところから、いわば医療体制のおくれがあるようでございます。このことは、冒頭に申し上げました、単独健診に至らない事情の一つであろうかというふうに思うところでございます。これら先ほど申しました……。

○副議長（福島敏雄君）　答弁簡潔にお願いいたします。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　発見されましたアトピーに対しまして、現状、健康課としましては、１歳６カ月健診及び経過観察の中で、栄養指導、また受診干渉等を行っておるのが実情でございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えします。

私の方からは、小学校、中学校、幼稚園の件について御説明申し上げます。

学校の通常の定期健康診断のときに、皮膚疾患として報告されたものの中から、校医の判断でアトピー性と思われるものを把握したものを、この３月の11日にまとめたものです。簡略に申しますと、中学生では173名で2.9%、全体の。小学生では831名で7.9%。幼稚園児では61名で11.3%。年齢の違いによって、率が違っていっているところでございます。

それから、除去食は、学校ではやっているお子さんはおりません。それから、ある面を、特定の植物を食べない児童数でございますが、小学校では76名、中学生では４名、そのうち小学生のうちの５名が、弁当を持ってきているというのが実態でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、あと11分しかないので、ちょっと簡潔に再質問して、また答弁をお願いしたいと思います。

今、それぞれの担当から回答が寄せられまして、かなり保育園、それから小中学校でも、アトピーの子供たちの実態が把握されておりまして、学校とかそれから保育園にお弁当を持っていくお子さんたちもいるわけですけれども、そのお母さんたちも、本当に努力しながら、献立表を見て、その献立と同じようなものをつくって、そしてそのできたお弁当を保育園の中では温めて、同じお皿に載せて一緒に給食を食べていくという、こういうことがお母さんたちの努力によって、お弁当を持っていくことがやられているということも、聞いております。それで、これにはやっぱり手間もかかりますし、それから感情的な問題も絡むということも聞いておりますので、ぜひこの点については、先

ほど私が述べましたように、パートでもいいから調理師さんを配置して、そして対応していただきたいというふうに思います。

田無の保育園では、公立の保育園から民間の保育園に移ってくる、これは除去食をやっている園なものですから、それではそちらの方に行こうということで移る実態など、それから練馬でも、品川でも、文京でも、いろんな自治体で、保育園でも苦労しながらやっておりますので、ぜひ、これからの答申を受けて、アトピー皮膚炎の対策について日野市も積極的にやっていただきたいというふうに思います。

それから、健診についても、かなり一般の健診でもこれだけ出ているわけですから、この健診を受けた後の治療の問題、これもまたお母さんたちが悩んでいらっしゃるのではないかというふうに思います。これに対する対応についても、これは奈良の実情ですけれども、奈良では、乳幼児健診時におけるアトピー性皮膚炎に対する十分な指導の援助だとか、統一した指導の本を作成して、それを保護者に配るとか、いろんな対策も立てておりますので、ぜひこういうことなども参考にしながら、アトピーの子供たち、そしてまたお母さんたちが、このことで大変悩んでいらっしゃるというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

時間が余りないですので、アトピー皮膚炎の問題については、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって16の２、アトピー性皮膚炎対策についての質問を終わります。

一般質問17の１、不燃ゴミの週２回収集は本当に市民のためか――日野市ゴミ行政の展望を問う――の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（執印真智子君）　それでは通告に従いまして、不燃ゴミの週２回収集は本当に市民のためか――日野市ゴミ行政の展望を問う――を質問いたします。

日ごろ、清掃部の皆様には、常に危険がつきまとう清掃という仕事に御努力いただき、感謝しております。議員になって１年、現場の方々の労働の厳しさにも触れ、ごみの処理をゆだねている市民の立場として、頭が下がる思いがしますとともに、市民の側といたしましても、今以上にごみ減量の前進に向けて努力しなければならないという思いが強まってまいりました。子供たちによりよい地球を残していくために、ごみ問題を何とか解決したい、そのことを一番感じていらっしゃるのも、また現場の皆様であろうと感じております。

さて、平成３年度の予算説明の折、レベルアップ事業ということで、不燃物の週２回収集が提案されました。この提案につきまして、市のお考えをお尋ねしたいと思います。

これまでの週１回収集から、週２回収集にいたしますと、単純に考えて、ごみはさらにふえ続けるのではないでしょうか。市の基本計画には、ごみの減量化と資源再利用の促進、ごみ収集方法の効率化という項目が挙げられ、市民にごみ減量の理解と協力を求めることや、分別収集の徹底を図ること、また新しい収集車両の導入や、収集方法の改善に努め、効率的な収集体制を確立することなどがうたわれておりますが、収集方法の改善や、収集体制の確立が即、回数をふやすこととは私には考えられません。平成２年度から平成５年度の日野市実施計画の中にも、ごみ収集について特に記述は見られないように思います。ごみを出しやすい方式、つまり安易な方式にすれば、ごみはふえます。逆に見ますと、手がかかる方式にすれば、ごみは減っていきます。

例えば、過去を例にとりますと、昭和57年に市内の粗大ごみ置き場を廃止したところ、翌年には、粗大ごみが約３分の１に減っています。だからといって、不法投棄がふえたとも伺っておりません。また昨年11月からは、地区センター23カ所にドラム缶を置いて、ワンウェイ瓶の回収を始めました。不燃ごみの中の40.49％を占めるガラス瓶を分別収集することで、不燃ごみは減るだろうと期待をしておりました。このような施策を行ってもおりますので、不燃物の収集は現行どおりの週１回を維持し、リサイクルの促進でごみ問題を解決するのが、この時代に合った一番よい方法だろうと、ごくシンプルに、ごくごく素直に考えているところです。

そこでお尋ねをいたします。週２回収集を提案するに当たり、どこでどのようなごみが、どれくらいふえているのかという実態調査は実施されたのでしょうか。

２点目は、地区センターにドラム缶を置いての、ガラス瓶の回収の現在の状況と問題点をお伺いいたしたいと思います。

例によりまして、市民にアンケート調査をいたしました。市が始めた瓶の回収を知っていますか。また、空き瓶をどう処理していますか。そして、ごみ問題やリサイクルについて、日ごろ感じていることを書いてください、という簡単なものですが、81人の市民に聞いてみました。81人中地区センターのドラム缶回収を知っていたのが48名、59％。知らないという人が23名でした。市の施策を知っている人の方が多かったわけです。次に空き瓶の処理をどうしていますか、という質問には、不燃ごみとして捨てている人が46名、ドラム缶に入れている人が21名、そのほか９名でした。この、そのほかの答えは、酒屋に持っていくとか、生協を通じてリサイクルしている、ということでした。市の施策は知っているが、近くにドラム缶がないので、不燃ごみに捨ててしまっている人が、46名中16名いました。ごみ問題リサイクルについての意見は、「なるべくごみを少なくして、リサイクルに回るものはリサイクルの方へ回せるといいなと思う」「スーパーなどの不必要なパック詰めは、とてももったいないと思います。リサイクル運動がもっと多くあったらよいと思います。酒屋さんなどで嫌がらずに引き取ってほしい」「集会所の横に電池などを入れるものがあるように、空き瓶なども入れる容器があればよい。私たちにできることならやっていきたいと思います」「ボランティアではなかなか大変だと思います。社会全体で本気で動いてくれたらいいと思います。ガラス瓶はこれからドラム缶に捨てに行きます」というようなリサイクルは進めた方がいいんだという、大半がそういう意見でした。

昨年の11月から、地区センターにドラム缶を置いて、瓶の回収を始めましたけれども、まだ半年もたたずに、新しい施策がしっかり市民生活に根付いたかどうか確かめる期間もなく、不燃物の収集回収をふやすというのは、一貫性のないごみ行政に思えてしまうのですが、何が問題なのか、お聞かせ願いたいと思います。

３点目は、不燃ごみを減らすには、プラスチックのトレーや、ビニール類などを減らすことが必要と思います。市内のスーパーや、小売店への働きかけは、どのように行ってこられたのでしょうか。

以上３点、お答え願いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えいたします。

第１点目の、不燃ごみの週２回についてでございます。御存じのように、廃棄物を処理する施設、また清掃部としてそれは一つの大きな事業でございます。それからもう一つ、廃棄物、まあここではごみと言っていいでしょうけれども、ごみを収集すること、それからごみの減量に関すること、これが清掃部の大きな柱の二つになっているわけです。その上に立って、まちの美観、環境美観と言ってもいいと思いますけれども、を推進していかなきゃいけないという課題が課せられているわけでございます。

この議会の中でも何回か、不燃ごみの収集の週１回に対しての問題点が提起されております。その内容としましては、やっぱり一つは、ごみの量の増大が挙げられます。ちなみに対前年度費用をちょっと見てみますと、63年度におきましては、前年度対比9.1％です。これは不燃でございますね。それから平成元年度におきましては、前年度対比9.9％の増になっているわけです。そのように、ごみの量の増大が一つ考えられます。

それから、これは交通安全上の問題とかかわりがありますけれども、不燃ごみは、すべてがボックスの収集で日野市は行っております。ですから毎年、不燃ごみのボックスがふえてまいります。これは人口とか、そういうものが増加すれば、自然にふえていくのは当たり前ですけれども、ボックスが年々ふえてきてしまっている。そこへもってきて、交通問題上、やっぱり危険性もあるんじゃないか、ということが言われております。それから、先ほども言いましたけれども、週１回ではごみがあふれている、という指摘がされております。そういうまちの美観上の問題点が指摘されております。それから、もう一つ、これは大きなことでございますけれども、日野市の場合は、不燃ごみの中のプラスチックですね、プラスチックは不燃として取っております。この量が多くなっているという現状があるわけでございます。

そのような観点から、日野市としては、昨年の夏に１カ月ほどかけまして、７月の始めから７月いっぱい、１カ月をかけまして週２回取りするためには、何台増車したらいいんだろうということを、収集業者の人たちに搬入ごとに収集量、それから車の走行距離、またその所用時間の細かいデータの調査をしました。それで一方では、職員が不燃ボックスの１個当たりの中身を、重量等を調査しております。そしてその調査に基づいて、数値を細かく挙げた中で、週２回取りにしていくには、走行距離からいって7.6台必要になってくるだろう。それからごみの量からして、7.7台の車が必要になるだろう、ということの結果が出たわけでございます。

御存じのように現在は、不燃ごみは５台で収集しております。ですから、7.6、7.7ということは８台だということで、この平成３年度の議会に、３台分の増車をお願いする予算を計上させていただいたわけでございます。

それから、ガラス瓶の回収の現状とか、また展望についてでございますけれども、カレット回収については、地区センターに23カ所設置しました。白、茶色、それから黒、それから青と、こういう４種類のドラム缶を１本ずつ基本的に置いて、113本を今設置してございます。そしてカレットは山村硝子に月１回、回収する方法で実施しているところでございますが、山村硝子の現状は、これ以上の回収場所をふやしてもらっても、今の会社の状態では、回収能力が限界に来ている、というお話を先日、１月ですけれども、聞きました。ですから、日野市としては、ドラム缶をもっと、少なくとも公共的な場所に、安全な場所に設置したいと思っているわけでございますけれども、回収していただける山村硝子の会社の能力の問題がありますので、この辺を今後会社とよく詰めて、できればもう少しカレットをドラム缶に回収したい。そうすることによって、不燃物の

中に入れられてしまうガラス瓶類が、ドラム缶としてまた再生されるということでございます。組成分析から見ますと、不燃の中のガラスは約30％がガラスでございます。そういうような状況の中で、少しでも分別収集したいというのは、市の考えは変わってございません。ただ、会社との関係があるので、もう少しお時間をいただきいたと思います。

それから、プラスチックを減らすために、スーパーや小売店へ働きかけているかということでございますけれども、組成分析でもわかりますとおり、不燃ごみの中には、16.6％、それから可燃ごみの中にも12.4％というプラスチックが混入されているのが現状でございます。不燃ごみについては、細かく破砕して、これが日の出町の最終処分地へ行ってしまうわけです。そのようなことから、それから家庭から出るプラスチックの90％以上の容器、それから包装材として使用されているのがあるということが、ある町の調査で出ておりました。中でも、今おっしゃいましたように、食品関係のトレーや、パック、カップ類、手提げ袋を減らすという報告がされております。現状では、日野市の清掃部としては、スーパー、小売店へ働きかけておりませんけれども、施設の焼却炉を高温から守るため、また、今言いました最終処分場の延命のためにも、少しでもプラスチック関係も減らしていかなければならないと思っております。ですから、そういう手助けをまた率先してやっていただけるには、日野市の消費者団体が中心になって、それに関係部局が協力して、そして努力していかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

私先日、ある本を読みましたところに、四国の高知でトレー抑制の成功例が出ておりました。この辺が参考になればと思っているところでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

今、ごみについての分析もしたということなんですけれども、分析の結果、どういうふうにリサイクルを進めるかという発想がなかったというのが、ちょっと残念な気がするんです。

で、昨年の決算時に日野市監査委員より出されました、平成元年度の日野市各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書によりますと、「平成元年５月１日に、奨励費交付要綱の全部改正を行い、奨励費の交付範囲を、ガラス類のほかに紙類、布類、アルミ缶、金属類などを対象とし、平成元年度決算では1,013万8,649円を支出している。平成元年度における回収量は2,017トンで、１トン当たり焼却処分費は約２万1,000円であるので、

単純計算で総額4,235万7,000円の処分費が節約でき、さらにごみ減量効果と合わせて、廃棄物のリサイクルなどの面での成果を上げることができた。今後ともに、奨励制度を積極的に市民に周知し、充実を図られるよう要望いたします」というのがあります。

こういう監査委員のこういった要望をどのようにとらえられたのか、ということを感じますとともに、もっと市民に対してリサイクルの働きかけをやった方がよかったのではないかというふうに思います。

次に、山村硝子が収集能力がいっぱいで集められないのでしたらば、市が収集の部分を担って、一時、クリーンセンターに瓶を集めておくというようなことは不可能なのでしょうか。全市の不燃物週２回収集は実施しないで、地域指定して、瓶や缶の収集をする。つまり市内に瓶・缶リサイクルのモデル地区をつくる。そういった実験はいかがでしょうか。市民の中には、こういうことをやってみたいんだ、という声が出ております。例えば、程久保地区は坂が多い所です。しかも明星地区といいますのは、地区センターが坂の一番上にあります。もちろん、地区センターに瓶回収のドラム缶はないわけでして、市民から、なぜいつもこの地区は後回しになるのか、という声を聞いております。坂道でガラスの収集車が入るのが無理ならば、月に一度日を決めてガラス瓶を収集する方法を実験的にやってみたいんだ、という声も聞くわけです。この点につき、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、市内のスーパーはどうなんだろうか。私たちも、スーパーがトレーの廃止をするべきであるということを言っているんですけれども、実際のところどうなんだろうかということで、簡単ですけれども、聞き取り調査をいたしました。新聞に載っておりましたけれども、スーパーサンワ、町田と八王子店では、トレーを回収して、これを熱処理してハンガーとかビデオの枠などに再生するということなんですね。そういう動きが出ているんです。

で、日野市ではどうかということで調査をいたしましたところ、高幡不動にあるスーパーでは、トレーは回収を考えている。袋は有料化など、いろいろな方法を検討している。牛乳パックはテスト回収を始めた店もあり、４月からは２店舗目が始まるんだと。ぜひ消費者の皆さんが何を考えているのか、聞かせてほしいんだ、ということも一緒に言っていたということです。それから西友豊田店、これは昨年の10月から、本部に「環境問題対策委員会」ができまして、女性リーダーのもと、ごみ問題リサイクルについての検討を始めたということです。現実的には、まだ実施できないけれども、２年前から、青果物のトレーを一部紙にしている、ということも言っておりました。それからサンマー

ト、こちらも検討中だということです。それから南平のスーパー、こちらは流通チェーンストア協会による指導があり、トレーについては食品衛生法で雑菌の面の指導がある。紙では無理と言われている。トレーにかわるものがあれば取り入れたい。西秋川店では、実験的に牛乳パックを回収している。これも南平のスーパーですが、本部で検討中である。まだ実施は決まっていないが、トレーを使わずに、ばら売りというのも試してみている、ということでした。

少しずつですけれども、トレーの見直し、また回収再利用の動きが出てきております。それぞれが環境を守るために、少しずつ動き出してきている中で、日野市がなぜごみを減らすという方向にお金を使わないのか、納得のできないところでもあります。本当に週２回収集するしか手だてがなかったのでしょうか。片方では一生懸命リサイクルする市民がいます。そしてもう片一方では、安易にごみを出し続ける市民がいます。納得のできないところですので、行政としての御答弁を再度お願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　再質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えいたします。

昨日も、ちょっと内田議員にお答えしましたけれども、奨励金については、部内でも随分検討したことはお知らせしてございます。ですから、見直しの時期を、もう一年待ったらどうだと、他市との関係ございますので、待ったらどうだというので、平成３年度は据え置きにさせていただいたわけでございます。日野市の奨励金が他市に比べて大分劣っているという現状ならば、これはやっぱり改正にやぶさかでございませんけれども、平均下にありますし、アルミ缶については、他市よりも上位にあるという現状でございます。きのうもお約束しましたように、平成４年度にはこの奨励金を改正していきたいと思っています。そのときに、ただ単に行政の中で幾らにするかということでなくて、これは一つは、回収業者とも十分に話し合って、回収業者の営業というんですか、今後の営業にも差し支えがあるかどうかということも検討した上で、改正するならば改正していきたい。といいますのは、御承知かと思いますけれども、自治体が奨励金をあんまり上げてしまうと、今度、大もとである企業が、それを楯にして買いたたくという現象かあるわけです。このことは、やっぱり十分認識していただきたいと思っているところが一つでございます。

それから２点目の、カレットの回収の方法は、もう少し考えたらどうかという御指摘でございます。十分考えられることでございます。ごみ減量対策室長もおりまして、さっきもお答えしましたように、今のドラム缶による現状のカレットの回収方法が多少行き

詰まっている点がありますので、その後のことを、やっぱり今一番大事なのはカレットの収集だと思ってますから、その辺をどのように手だてをしたらいいかということを、ごみ減量対策室長が中心になって検討を始めております。もう少しお時間をくだされば、何らかの形の答えが出てくると思っておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

それから、スーパーのトレーのことでございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、四国の高知が、生活学校の皆さん――これは生活学校の皆さんということは、消費者の方が中心になっているわけですけれども、スーパーとか百貨店協会と長い間の協議をやって、全国に誇るようなトレーの抑制、細かくいいますと七十何種類のトレーを廃止して、それでもお店側は別に、依存がなかった、逆に喜ばれている、というような状況が報告されているわけでございます。ですから、私はさっき、そういう面からも、高知市の例が日野市に参考になるならば、取り入れたらどうかな、ということをお答え申し上げたわけでございます。何はともあれ、プラスチックは少しでも不燃、可燃から取り除いていくことが、大事だろうと思っているところでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

リサイクルの奨励金につきましては、実は私は、内田さんとはちょっと考え方が違っておりまして、お金を高くすればいい、というふうには思っていないんですね。といいますのは、お金を高くしまと、今まで10万円収集していたものが、例えば５回しなければできなかったものが４回でできるわけですから、ごみのリサイクルそのものが進むということには、そのままならないというようなことも聞いておりますので、そういうことではなくて、やはりこう、もっと広く大勢の市民にリサイクルということを広めていって、それでやるだけのことはやって、そしてもうどうしてもだめだと。その結果、週２回収集というのであれば、納得できるんですけれども、その辺の丁寧な対応といいますか、そのあたりが足りないのではないかなあという気がいたします。

しかし、ごみを出しているのは私たち市民ですから、行政の方だけを怒るというようなことはおかしいことですし、そういう気持ちももちろんない上での質問と思っていただきたいと思いますが、ここにごみ減量市民会議というのがあります。昨年の８月、ごみ減量のために市民が集まって、市長もおいでになって、その市民の意見をお聞きになったということなんですが、その中の市民の意見、それから主張というのは非常にはっき

りしております。

ところどころ抜いて読みますので、その方から見ますと、そんな、ちょっと何というんですか、全部言いあらわせているというふうにはならないかもしれませんけれども、大変大事なことを言っていると思いますので、御紹介したいと思いますが、清掃部長さん、もちろん御存じだと思うんですけれども、これは大坂上の方ですが、「まず第一に、資源ごみの分別収集をぜひお願いしたいと思います」ということを言っております。それからこれは新町の方です。「ごみ処理に対する市の考え方ですけれど、市長の論文と御意見を伺いますと、大きいクリーンセンターが、大きい施設で燃やしてしまえばいい。燃えないごみにしても、溶かす施設をつくって溶かしてしまえばそれで済む、ということが完全解決への道だ、とおっしゃったようですが、そういう考えではなく、ごみというのは、地球の大事な資源でつくられたわけだから、そういう燃やす施設にしても、クリーンセンターでも、もう少し小規模な方がよかったんではなかったかと思います。考え方を、資源を大事にすることから発想していただきたいと思います」これは百草団地の方です。「せめて日野市の中の会社、企業に対して、何らかの話し合いをして、むだなごみとなるものをつくらないような話し合い、そういう研究機関を市民会議といいますか、全く市民としてのレベルでもって話し合うというか、解決問題を探していきたいと思っています」それからもう一人、この方は平山団地でオレンジボックス、ごみを通して地域のつながりを深めてきた自治会の方なんですけれども、この方は、「市側の行政としても、ただごみの回収車が多く来ればいいという問題ではないんではないかと思います」そして最後の方に、「オレンジボックス２個をふやす話があったけれど、ふやせばふやすほど、ごみが出てくる、どうしようもなくなってくるので、ふやさないことにした」というような御意見を述べていらっしゃいます。

市民の中で全体から見ますと、少数派というのかもしれませんけれども、少なくともごみについて真剣に考えている人たちの意見だ、というふうに私は受けとめました。もう少し市民の声を生かして、ごみ行政を考えていただきたかったというふうに思っています。

先ほど、部長さんの方から四国の例がお話しされましたけれども、私も伊達市という所の収集の話を聞いてまいりました。伊達市に行ったわけではないんですけれども、それによりますと、ごみの収集を有料に切りかえたということです。まず、ごみを出す袋に収集手数料を上乗せして売るんだそうです。袋が有料になりますと、トレーとかパックをスーパーに返しにいくようになる。スーパーによりましては、肉とか魚以外はほと

んど裸売りをするようになったそうです。それが要するに消費者サービスということになってきたわけですね。この方法よって伊達市は、月によっては前年度の30から40％のごみが減ったということです。ごみというのはそもそも、自治体が、自分だちがどういうふうにごみを捨てたいかということを決めていいことになっておりますので、例えば沼津の方法が一番いいとか、伊達が一番いいとか、四国が一番いいとかというふうにはもちろん言えないとは思いますけれども、日野市も抜本的に考える時期に来ているのではないかというふうに考えております。

ごみ減量に対してさまざまに考え、実行しているごみ減量市民会議の方の意見を聞きながら、市民とともに対策を立てるべきではなかったのかなというふうに私は感じております。

今回、週２回収集ということが提案されましたので、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合という25市２町が集まったところ、どんなごみの出し方をしているかも簡単に調べたんですけれども、ほかがみんな週２回収集しておりまして、日野市だけ週１回というのでは、これは我慢しろというのも無理かなというのがありまして、調べてみましたところ、週２回収集というのは５市か６市ぐらいだったと思います。そういうごみそのものに関しては、有害ごみの収集、粗大ごみの収集、それぞれ市によって違うのは当然なんですけれども、週２回収集しているという所は少ないということです。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合というのも、最終処分場があと６年、あと５年というふうにごみを捨てる場所がなくなってきているわけですから、ごみをどれだけ減らせるかというのが、これから議題になっていくのではないかと思いましたが、一ノ瀬

隆議員よりお借りいたしました「平成３年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算編成方針」というものによりますと、「ごみは日常生活、生産活動などに伴って、必ず排出されるものであり、その適正な処理は各自治体にとりまして、年々深刻な問題となっております。中でも、最終処分場は不可欠の施設であり、その確保には多大の経費と時間を要するだけでなく、地元自治体や、地域住民の理解と協力を得ることが最も大切であります。当組合の谷戸沢廃棄物広域処分場につきましては、昨年12月末まで全体の約50％が埋め立てられ、遅くとも平成８年度には埋め立てが完了することになっております。最終処分場に限りがある以上、今こそ住民、企業、行政が一体となってごみの減量に向けて思い切ったごみ処理対策に取り組む必要があります。そこで本年度は、当組合では、廃棄物減容化基本計画検討委員会を設置し、各構成団体とともに、処分場へ搬入されるごみの減容化実現のための具体的検討を行いたいと考えております」とい

うふうに、もう少し続いておりますが、まあ減容というのですから、減量というのとは少し違うのかもしれませんけれども、とにかく処分場を長持ちさせるために、そこを使っている各市が、ごみを減らすことを考えてきているということです。

その中で、日野市がもっともっとリサイクルを進めるという方式をとらずに、週２回収集を始めてしまって、本当にいいんだろうかという、素朴な疑問ですけれども、私はどうしてもこの考えが抜け切れません。ごみ減量市民会議に集まった市民は、ごみを減量しようとしております。そして最終処分地も、ごみ減量の方向を目指しております。間にいる行政が、何となく方向が定まらないというふうに私には思えるんですけれども、いかがなのでしょうか。

こういう中で、週２回収集してしまうということは、先に行って結局は、市民が苦しむことになるんではないかというふうに思うわけです。週２回収集を思いとどまっていただき、１年なり２年なりかけて、ごみ減量市民会議など市民とともに抜本的なごみ減量のための収集体制をつくっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、これは大変素人の発想だというふうに笑われるかもしれませんが、資源再生エリアというものを提案したいと思います。これは、今ごみというのは、よその土地、谷を買って全部ごみを捨ててしまっているわけですけれども、ここに例えば廃油の再生工場ですとか、それから現在のリサイクルのシステムの中ではもう処理し切れないガラスの再生工場ですとか、それからさまざまな努力をしても、どうしても使わなければならない必要最小限のプラスチックを油に戻す工場があるというような――まあ今、プラスチックを油に戻すという技術も開発されているようですけれども、必要最小限のプラスチックを戻すという、そういう資源再生エリアというようなものを、最終処分地を使っている各市に提案できないものだろうかというふうに考えております。

以上、週２回収集について、もっと抜本的に収集体制をつくっていったらいいんではないか。それから資源再生エリアの件、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　ごみのことにつきまして、今議会でもいろいろと御意見をい

ただいております。ごく当たり前なことでありますが、行政という立場から心構えを日ごろいろいろ考えておるわけでありますが、市民生活になるべく支障なく日常生活が営まれ、そしてそのことがまた環境問題あるいは健康の問題、それらに支障なく運用できれば、これが一番あるべき方法だろうということになるわけでありまして、ここ数年間、生活向上に合わせてごみがふえた。これは当たり前と言えば極めて当たり前のことなんですけれど、そのことが今度は、一方には資源の浪費ということになり、またその資源の浪費が環境破壊にもかかわってくる。ひいては生態系全体の健全育成にも大きな悪影響を及ぼす。こういう別の環境破壊の循環がだんだんと拡大されつつあるという矛盾であります。

そういう見地から、今まで日野市では割合施策には一応の安定化をたどってきているわけでありまして、最近とみに、いわゆる不燃系のごみがふえて、そしてボックスをあふれさせ、あるいはそのボックスの所在の周辺に御迷惑をかけている、こういう事実があちこちから指摘をされております。御指摘のとおりの、つまりどんどん運べばごみがどんどんふえるではないか、これも一つの理由でありまして、市民運動サイドからごみに対しますリサイクルの必要ということを真剣に考えていただき、また運動として展開をしていただくということにつきましては、我々も大変歓迎すべきこと、また論理としては賛成であるということであります。

そこで、じゃあ現実の問題としてどうするかということで、一つの利害収集という一部分の偏向をつくろうとしているわけでありまして、これもまたそれなりに理由があるというふうに一応考えております。最終処分地のこの搬出に伴って、日野市のいつも分析をしてみるわけでありますが、人口規模、あるいはごみの排出量等に比較しまして、処分場に対する持ち出しは、一番減容できているという意味で、目方も少ないわけですし、台数も少ない。こういうことは、むしろ私は組合当局には、ひとつ表彰制をつくって、各構成自治体の評価をしたらどうかというふうなことも言ってるわけでありまして、御指摘の点、一面の論理もはっきりしておりますし、それから、とにかく市民の方々に不便をかけない、なるべく一定の再システムをつくれば、それに応じたごく簡単な配慮をしてもらえば、生活が極めて快適に毎日毎日が送れるという状態をつくり出すことも、これもまた一面重要なことでありますので、将来の恒久増と、それから当面の対策ということは、やはりある程度分けながら考えていくということでなければ仕方がないと思っております。ごみ減量ということに対しまして、いろいろな条件から、これからもっと可能な、しかも効果のある方法を開発をしていきたい、こう考えております。リサイク

ルセンターと言えるものをつくろうという考えも持っておりますので、近い期間のうちに、あるいは事業という形で市民の御理解をいただくつもりであります。

御質問に対しましては、当面そのような感想であります。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

市長は今いろいろ提案しましたことを、理論というふうにおっしゃっていたように思うんですけれども、自治体によっては実践している所もあるので、私は日野でも、市民の知恵を集めればできないことはないだろうというふうに考えております。

せんだっての所信表明の中で市長は、「対立から対話へ」ということをおっしゃっておりました。何のためにごみ減量市民会議を開いたのかなあというのが、私の疑問です。そして、またその所信表明の中で、共通の世界観、これについて、古賀議員からの質問に、「エコロジーの思想である」というふうにおっしゃっていたように思いますが、まだ市長と市民の間に、共通のエコロジーの思想というのができ上がっていないのではないかというふうにも私は感じております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

本当に残念だなあという気がいたしますが、今回、ごみ減量市民会議を開きますときに、市民のある方が、私におっしゃったんですね。今まで日野市にいろいろごみのことを提案してきました。いろんなことを言ってきたけれども、一つも聞いてもらえませんでした。もうごみ減量市民会議へ行くのはやめます、というようなことをおっしゃっていたんです。とても残念で、「連帯のまち」ということが言えなくなるのではないかというふうに私は考えております。しかし私は、以前市長が私の質問に対して、清掃部のサービス課のサービスというのは、子孫に汚染を残さないことなんだ、というふうにはっきりおっしゃった言葉を信じておりますので、ぜひ再度御検討をお願いいたしたいと思います。

この予算につきましては、一般会計予算特別委員会の中で審議されると思うのですけれども、よくよく社会の流れを見て決めていただきたいというふうに要望いたします。このまま日野市が週２回収集をするということになれば、時代の流れに逆行していくと思います。私は日野市民として、恥ずかしいというふうに思いますので、ぜひよろしく御審議をお願いいたします。

これで終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって17の１、不燃ゴミの週２回収集は本当に市民のためか――日野市ゴミ行政の展望を問う――の質問を終わります。

一般質問17の２、原子力発電所の事故に対する、日野市の防災体制を確立せよの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○２番（執印真智子君）　それでは原子力発電所の事故に対する、日野市の防災体制を確立せよの質問を始めます。

以前から私は、原発の安全性に不安を持ち、日本のエネルギー政策には疑問を抱いておりましたが、平成３年２月10日の朝刊を見て、ぞっといたしました。そこには「美浜原発で重大事故」という見出しが書かれておりました。次の原発事故はフランスか日本だ、とおっしゃっていたある専門家の方のお話がとっさに頭に浮かびました。その後、この事故の全容は徐々に明らかになってまいりましたが、不安が募るとともに、何かしらの対策が必要だと痛感するようになりました。

また、２月21日には、日野市の後援で、チェルノブイリ事故の現地調査団の報告会があり、私も出席させていただきました。スライドによる現地の報告があり、原子力発電所の事故が、人間や環境に与えた被害、特に子供たちへの影響が、甲状腺がん、白血病などの多発にあらわれているということだそうです。子供たちの状況は痛々しく、話が進むにつれ、チェルノブイリとこの日野が重なり、報告にあった甲状腺がんや白血病に苦しむ子供たちの姿は、日野の子供たちの姿に重なり、なすすべもなく子供たちを見守る私たち日野の大人の姿に重なったのです。

さて、新聞、テレビなどで報道されましたので御存じと思いますが、美浜原発での事故は、以前より指摘されていた蒸気発生器の細管が真っ二つに割れて、放射能に汚染されている一次冷却水が大量に流れ出し、ＥＣＣＳという緊急炉心冷却装置が作動したという、今まで国内で起きた原発事故の中で最大級のものでした。蒸気発生器が真っ二つになることといい、ＥＣＣＳが作動することといい、今までになかったことです。新聞に載った専門家の談話にも、「がけっ縁で辛うじてとまった極めて重大な事態だ。最後の守りの緊急冷却装置が働いたからよかったが、そうでなければ、メルトダウンに至っていたはずだ」とありますが、メルトダウンというのは、アメリカ映画の「チャイナ・シンドローム」で御存じの方もあると思いますが、何らかの原因で冷却水が大量に流出すると、炉が空だきの状態になり、何千度もの高温で炉心そのものが溶けてしまうということです。それだけでなく、格納庫さえも溶かし、結果的には原発そのものが爆発してしまうことも起こります。要するに、水を入れたやかんを火にかけますと、それが沸騰して蒸気が出ます。原子炉の場合は、水の中にウランの燃料棒が入っていて、それが核分裂する熱で水が沸き、蒸気が出て、それでタービンを回して発電をいたします。やかんをそのまま火にかけていきますと、水は蒸発してなくなり、なおそのまま放置していきますと、やかんは空だきになり、しまいにはやかんそのものが黒焦げになって壊れてしまいます。

今回の事故は、やかんが黒焦げになって壊れる前に、水を入れて助かったわけです。やかんの場合は、壊れたりガス中毒になる前に気がついて、私って、何でばかなんだろうで済みますが、原発の場合は、中にある死の灰が大量に外にばらまかれてしまうのです。今回は、ＥＣＣＳが作動したので、チェルノブイリやスリーマイルのような最悪の事態を免れたといいます。しかし、私はＥＣＣＳが作動したことで、やはり原発は安全なのだと安心することはできません。（「作動したから安全なんだ」と呼ぶ者あり）事故の原因が明らかになりつつありますが、通産省が11日発表したのは、細管を固定していたはずの振れどめ金具が設計どおりでなく、そのため起きた振動による金属疲労が原因であるということでした。これまで通産省や電力会社は、細管の損傷はあっても、一気に破断することはない、と言い切っていましたし、何度となく行われていた定期検査でも、この原発の安全性は確認されたとして運転を続けていたのです。単純な施行ミスや、人為ミスで済まされる問題ではありません。そして、金属疲労というのは、初期の段階で探知する検査方法は、まだ現在では開発されていないということです。現在行われている１年に１回の定期検査でも、初期に発見することは、全く不可能だと言えます。

このように考えますと、事故が再び起こる可能性を否定することはできません。そして、今回の最後の命綱であったＥＣＣＳも、常に順調に作動するとは限らないのです。実際、ＥＣＣＳのトラブルも年に一、二件起きています。そして原発の故障は、昨年１年間だけでも40件にも上ります。美浜の後も、私たちの恐怖感に追い打ちをかけるように柏崎と東海の原研で事故が起きています。技術が複雑化、巨大化すれば、それに伴い、わずかなミスや故障が、事故を重大なものにすることを、私たちは日航ジャンボ機の事故で知っています。その上、原発は核兵器と同じで、地球上のあらゆる生物と共存できない放射能を大量に抱えています。原発100万キロワット１基を１年動かしますと、広島原爆千発分の死の灰と長崎原爆50発分のプルトニウムができると言われております。

チェルノブイリの事故は、この放射能の半分以上が地球にばらまかれ、今、多くの子供たちが苦しみ、命を落としています。広島や長崎の原爆で45年たった現在も、苦しんでいる人たちがいらっしゃることを考えれば、これからなお何十年も続いていく、人類がみずから起こした最大の悲劇と言えるのではないでしょうか。悲観的過ぎると言われるかもしれませんが、美浜の事故のように、国が想定できない事故が実際に起こってい

るのですから、現在日本で運転されている40基すべてが、これからずっとチェルノブイリのような、あるいはそれ以上の事故を起こさないとは決して言えないと思うのです。

このような危険と表裏一体の状況の中で、私かちは暮らしているということですが、もし万が一、国内で大事故が起きたら、私たちは一体どうしたらよいのかという素朴な観点から質問をさせていただきます。

１点目は、市は原発事故を想定しての対策をお持ちでしょうか。なければ、市独自の防災体制を策定するお考えはないでしょうか。例えば一つは、チェルノブイリの事故のときも、母親たちが子供たちにヨウ素剤を飲ませるため、薬局に走ったという報道があります。このヨウ素剤は、早期に飲ませますと甲状腺に放射性ヨウ素が蓄積されるのを防ぐことができます。チェルノブイリ以後、周辺の子供たちに甲状腺異常やがんがふえていると聞いております。また、現在日本では、原発立地県の保健所、病院などに備蓄されておりますこのヨウ素剤は副作用もあるようですが、わずかでも被曝を抑えるための備蓄をするというお考えはないでしょうか。

２点目は、事故時の市民への通報です。もし日野から一番近い東海村で原発事故が起きれば、平均的な毎秒７メートルの風が吹いているとき、日野市には五、六時間で放射能の雲がやってまいります。どこに避難すればよいか、風上はどちらかなど、いっときも早い正確な情報が市民の安全確保のために必要です。現在、同報無線の計画も進んでおりますが、その計画の中に取り入れるお考えはおありでしょうか。

３点目は、チェルノブイリ原発のような規模の事故が起きれば、原発現地のみならず、広範囲が被害を受けるわけですから、広域防災体制をつくるように都や国へ申し入れをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に４点目として、原発依存のエネルギー政策について、市のお考えをお尋ねいたします。

昨年10月、私は、核燃料サイクル施設が建設されております青森県六ヶ所村へ行ってまいりました。そこで原燃サービスの方から、原子力はクリーンで安く、末代まで使える夢のエネルギーだと説明を受けました。しかし、これは、おかしいと思います。確かに原発は炭酸ガスこそ出しませんが、事故を起こさなくても常時、煙突や排水口から放射能を薄めて出しているということです。1981年、敦賀原発の排水口前のホンダワラから、4,110ベクレルのコバルト60が検出されたり、全国の原発周辺の松の葉っぱ、海底の土などからもコバルト60が検出されています。たとえわずかな量だとしても、放射能は食物連鎖の中で、どんどん濃縮され、私たちは知らず知らずのうちに放射能に汚染さ

れた魚や海草を食べることになります。これは、ほかの公害や地球の温暖化などよりも、解決方法がなく、地球上のすべての生物にとって有害なことです。ですから決して、クリーンだとは言えませんし、経済性の面でも安くはありません。公表されているコストの中には、放射性廃棄物の管理や廃炉のときの費用などはコストに入っておりません。その上、もし事故が起きれば、大変な処理費用がかかります。また、末代まで使えるということで、核燃料サイクル施設の建設を進めておりますが、このサイクル施設の中の再処理工場は、原発以上に危険ですし、使用量以上の燃料をつくりながら発電するという高速増殖炉の実験も進めていますが、実用化は2020年までおくれるようです。原子力の先進国のアメリカでは技術的に困難で、経済的にも高くつくということで、この開発を放棄してしまいました。日本の専門家の間では、将来も不可能ではないかという声が上がっています。電力会社の言うように、クリーンで安く、末代まで使える夢のエネルギーではないというのが実態だと思います。

現在日本がエネルギー資源としている石油を、海外に頼ることへの不安は、今回湾岸戦争が起きて、さらに強まっただろうと思うのですが、では石油の代替エネルギーとして原子力を選択したことが、果たして賢明なことだったのか、私は大いに疑問を持っています。皆さんも御記憶のことと思いますが、20年くらい前までは、原発の大事故の起きる可能性は何万年に一度あるか、ないかと言われておりました。しかし、このわずか十数年の間に、スリーマイル、そしてチェルノブイリと、二度も大事故が起きてしまったのです。事故の後、原子力発電を進めるのはナンセンスだと気づき、脱原発の声が世界中で高まっております。オーストリア、スウェーデン、イタリアなどでは、脱原発に政策を転換したり、ソ連、アメリカでは、建設や運転を停止した原発もあり、新規発注がないとのことです。最近では、旧西ドイツの再処理工場の建設が中止され、その跡地には太陽電池工場が計画されていると聞いております。先進国のフランスでさえ、最近は新規の注文がとまっているそうです。

このような世界的な脱原発の方向の中で、日本は今なお、原発を石油にかわるエネルギーとして強力に推進しており、2010年までにあと40基の建設を予定しています。しかし、石油の代替という点では、原発１基を動かすためにも、また廃炉にする際にも、石油を多量に使います。石油の利用は、発電用は一部で、ほかにガソリンや化学工業に利用していますから、電気と死の灰しかつくらない原発は、石油のかわりには決してなりません。原発は石油の代替にはならないばかりか、事故の危険性が常につきまとい、その上、原発を「トイレなきマンション」と喩えていますように、放射性廃棄物を安全に

処理する方法がまだ見つかっていないのです。そしてもう一つ、忘れてはいけないこととして、原発の中で働く作業労働者の被曝があります。原発ではすべて、コンピューターによって自動で作業が行われていると思いがちですが、点検や故障のときなど、実際に炉心の中に人が入ってチェックをしているのです。今回の美浜原発の事故でも、放射能が充満している蒸気発生器の下に人が入って細管を調べたのですから、たとえ防護服やマスクをしているとはいえ、大変心配なことです。作業は放射能から身を守るために完全武装をし、放射能を検知するアラームや線量計をつけて行うそうですが、騒音のためにアラームが聞こえなかったり、炉心近くは40度以上の灼熱地獄なので、余りの熱さのため、マスクを外してしまう人もいるそうです。そして、岩佐訴訟というのを御存じだと思いますが、被曝をして病気になったり、亡くなったりしても、国や電力会社は、因果関係が成立しないといって、ぼろぞうきんのように捨ててしまっているのです。私たちの一見豊かな生活は、このような人々の危険の上に成り立っているということを、決して忘れてはいけないと思います。

以上のように、さまざまな問題を抱えている原発に、このまま依存し続けていくことは、私たち自身や、私たちの子供にとって幸せなことだとは、私には決して思えないのです。今こそ、真剣にエネルギーのむだ遣いをなくすことや、安全性の高い自然環境、人間に害のないエネルギーへの転換を進めていくときではないでしょうか。そのために、市として市民や企業に省エネや節電のＰＲをもっと積極的にしていくお考えはないでしょうか。また、市独自で太陽熱利用などのソフトエネルギーや、エネルギー効率の高いコ・ジェネレーション・システムの導入を進めるなどのお考えはないでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは順次お答えしたいと思いますが、御質問の順序と違って、順序を崩した形でお答えするようになるかと思いますが、総体的にお答えさせていただきます。

現在、原子力発電所は、今御指摘のありましように、２月１日現在、国内に40基運転中という状態でございます。また９基が建設中、これが現況でございます。現在、この原発によります発電の割合でございます。総発電に占める原子力発電の割合は、平成２年で30％に達しておるということに、原発が普及しているといいましょうか、伸びてきておるところでございます。

ところが、原子力発電は、やはりお話がありましたとおり、核分裂反応による熱で水を蒸気に変え、その蒸気でタービン、発電機を回す仕組みでございます。そんなところから、装置の故障によります冷却水の流出、その後のまた空だき、あるいは燃料棒が溶けるなど、そのような場合に、別系統から水を注入する装置、先ほど出ました非常用炉心冷却装置が設備されておるところでございます。その装置の性能がこれまた常に論争の種となっておるのが現状でございます。放射線被爆汚染問題がクローズアップされておるところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　発言中ですけれど、生活環境部長、できるだけ簡明といいますか、簡略に御答弁をお願いいたします。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　そのようなことの中で、論議が展開されておるわけでございますが、まずもって、その安全管理が急務と言えるかと思います。原発をふやさない、あるいはなくすということであれば、やはり御指摘のように電気使用の節約、あるいは他に安全なエネルギーを求めるということになろうかと思うわけでございます。ソフトエネルギー開発がクローズアップされてきているのも、この点からとも言えるわけでございます。

それではその防災体制は、ということでございます。現在国では、原発事故によります放射能汚染に対する体制は災害対策基本法に基づきまして、地域防災計画の中での対応を行っており、十分な対応がされている、というふうに言っておるところでございます。したがいまして、特別に現段階では、原発事故のための法整備は必要ないと言っておる面がございます。一方、昭和55年、原子力委員会では、その原子力発電所周辺の防災対策につきましての中で、原子力発電所近隣市町村、これは８キロから10キロに対しまして、災害などの緊急時の医療体制について、計画指導が行われている状況でございます。実はこれとて、「原子力発電所を中心とした半径10キロ圏の自治体については、原子力防災計画を作成すること」とされているわけでございまして、したがいまして、都はその対象外ということでございます。もちろん、当市におきましても、具体的にこの原子力に絡みましての対策というものはないということでございます。

また話は変わりますが、地球に優しい環境への仕組みには、エネルギー需要増大を最大限抑制して、原子力あるいは石油の依存度を減らすソーラーシステムなどソフトエネルギーの利用開発を図った供給構造を推進すべきだと考えておるところでございます。

こうした状況の中で、やはり先ほどお話のありました、複合エネルギー時代と言われ、従来の画一的なエネルギーの消費供給システムから、利用効率のよい、より高度化した

ガスタービン、コ・ジェネレーション・システムが開発され、一つの燃料から電気と熱エネルギーを製造して、安定的な供給が行われているという実情もございます。直ちにこれを市の中に取り入れるということは、即座には考えの及ばないところでございます。地球環境問題を考えるとき、このようなエネルギー問題につきまして、市としては市民に向けまして、広報活動を必要と強く感ずるところでございまして、体制を整えてまいりたいと、そのように考えるところでございます。

また、事故の際の市民への伝達方法は、現在進めております防災情報センターのシステムによりまして、逐次情報収集、そして市民へのお伝えということで、できる限りの対応をとっていきたい、そのように考えるところでございます。

それから最後になりましたが、ヨウ素剤のことでございます。これにつきましては、現在、これは日本薬剤師会の雑誌の記事ではございますが、日本におきましては、次のような状況になっております。ちょっと読み上げてみます。日本で市販されているヨード内服剤は、慢性気管支炎、喘息、リューマチ、甲状腺腫等の治療薬であって、甲状腺の放射線保護剤としての適用のあるものは、ないし劇薬もしくは要指定薬であるため、安易に服用すべきものではない。

以上そのように言っておりますところから、なかなかそれを備蓄して、というふうには即座にはならない状況下にあるということをつけ加えまして、お答えとさせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

１点目のヨウ素剤の件なんですけれども、今お答えの中で、役には立たないという、要するにそういうお答えだったと思うんですけれども……（「保有できないと言ったんだ」と呼ぶ者あり）実は、このチェルノブイリはでもとにかく、母親が焦って飲ませていたということがあるわけですね。で、原子力資料情報室に聞きに行ったときにも、まあ、ないよりはあった方がいいんではないかというようなお話でありましたし、私たちも、こんな質問しますと、市民に単に不安を与えるのではないかというようなこともありまして、悩んだわけですけれども、もし本当に何かありましたときに、あのとき言っておけばよかったなあということにならないように、また、知っているんだったら言ってくれればよかったのに、ということがないように、ここで提案をしたわけです。

しかし、部長さんの答弁の中で、どうも薬効については疑問があるということですので、とにかく何の対策もないというふうに受けとめさせていただいていいのかなというふうに思っております。

それから、避難計画については、これは風水害と違いまして、一刻も早く放射能雲から遠ざかることが大切です。遠くへ行くといっても、一体どこに行くのか、北に行くのか、南に行くのか、事故が東海村で起きたか福井県で起きたか、また季節によっても、避難場所は違ってくると思います。また、逃げ出そうということで、車がどんどん出てパニック状態になるでしょうし、私は車がありませんので、市が何かしら交通を手配してくれないと、逃げることはできません。とにかく、皆さん笑っていらっしゃいますけれども、本当にそれが、この原発に対する現実なんだというふうに私は考えております。

先ほどそれから、部長さんの方から、現在30％を原発の電気で使っているので、なくすることはできないんじゃないかというようなお話がありましたけれども、1988年の資料によりますと、この年一番電気を使った８月23日でさえ、ピーク需要は１億2,145万キロワットだったそうです。当時の全発電設備は、１億6,438万キロワットで、そのうち原子力が2,788万でしたから、原発がなくても1,505万キロワット余っていたのです。つまり夏場に火力発電などの定期点検さえしなければ、十分に間に合うのです。また年間を通じてみましても、水力、火力発電をとめて原子力ばかり動かしているので、発電総量の３分の１が原子力というからくりができ上がるということなんです。

それから、私たち自身、電気を使い過ぎるんではないかということがあります。例えば自動販売機、真夜中でもついておりますけれども、これが全国に250万台もあるそうです。これは実に国民の40人に１台の割合にあるということなんです。自動販売機はこんなに本当に必要なんでしょうか。この自動販売機が使う電気料は、年間75億キロワットにもなるのだそうですが、大型の原発の年間発電量が60億キロワットですから、実に原発１基分以上の電気を自動販売機だけで消費していることになります。そして、企業や家庭では電化が進み、電気なしではどうにもならないようになってきています。そういう私たち自身の暮らしを見直していくことが、大切だというふうに思います。

また、ソフトエネルギーの導入に関しましては、この２月、私は内田議員の紹介でさくら町のコニカの日野工場に、日本でも有数の大規模なコ・ジェネレーション・システムを見学させていただきました。コ・ジェネレーション・システムは、発電所の熱効率が40％なのに対し、実に80％以上であります。つまり、発電所では捨てていた熱をお湯にしたり、冷暖房に積極的に利用するそれだけのことです。単純に考えても、エネルギーの使用量は半分になるわけです。また、豊田にある都立科学技術大学の山口先生のところにもお訪ねをしましたが、地方自治体の公共施設でも、温水プールや病院などといっ

た施設にコ・ジェネレーション・システムは、特に適しているということですので、現在市としても、浅川公会堂、それから市立病院の建設を予定しておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、市長にお尋ねをしたいと思います。チェルノブイリ原発事故の基金ですとか、それから事故の報告会の講演などすすめられていらっしゃいますし、２月21日当日、市長もいらっしゃっていたわけですけれども、一たび事故が起きますと、多くの人命を奪い、多くの人たちの生活を奪い、そして子供たちの未来を消し去ってしまうかもしれない原子力発電所を、市長は現在どのようにお考えでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　我々の行政の範囲で日常考え及ばなかった点について、原発事故というまた当面の問題もあるわけでありまして、御指摘のとおり、心配することは極めて大きいというふうに聞いておるわけであります。ソフトエネルギーで早く代替のできる開発をするのは、これはもう人類の文明を守るための悲願と言うべきだ、というふうには思うわけであります。そのことの、科学技術はまたそのために発展をしてほしいわけでありまして、国内に原発の設備がふえるということは、国民として歓迎できることではないと思っております。一番近い所が、多分東海原発基地ではないかと思いますが、事故があった際には、どういうふうな対応ができるかと言われてみると、まだ公的な防災計画等にものってまいっておりません。意識をもっと広げまして、市民生活を守るためのいろいろな考察を整えていかなければならない、このように感じておるところであります。

そのいわゆる消費生活の向上のみに技術革新の方向が走っていることでは、なかなか先ほどのごみの問題といい、あるいは地球環境の問題といい、あるいは大きく言えば平和や地球環境の問題といい、なかなか目から距離が遠くて、我がこととして考えられない。もっと市民生活自身が、エネルギー等についても、もっともっと関心を払う必要があるということには、まさに同感であります。そのために、私は自然に親しむ生活、つまり「親自然生活運動」ということを、広報の上で市民に訴えをしたことがあるわけでありまして、なるべく太陽に近い生活、太陽に親しむ生活をする、こういうことが人間の、人類の将来のために大切である、ということをつくづく感じております。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

太陽に親しむということで、共通の世界観、一つ共通していたかなというふうに私今、

考えたところでございます。

現在、日本で事故が起きましたら、日本からいろいろ支援しておりますけれども、日本の放射能がチェルノブイリに降りましたら、今私たちが躍起になって行っている支援というのが役に立たなくなるという、とてもこっけいとも言えるような状況になっているわけです。また、事故がありましたら、私たちの大事な子供や、そして孫に布団をかぶせても、毛布をかぶせても、放射能から守ることはできません。またさらに、何かあったらみんな一緒に死ねばいいというような言い方もされますけれども、チェルノブイリではっきりいたしましたように、弱い者から、愛しい者から先に弱っていくということがわかったわけです。

ただいま市長からいろいろお話もありましたけれども、何かあったときの情報の伝達を速やかに各市町村へ送るように国・都へ強く働きかけていただきたいと思います。また、広域防災体制の確立も強く働きかけていただきたいというふうに思います。

また、先ほど例に出しました自動販売機というのは、市では把握ができないものなんだそうですけれども、大変おかしなことだというふうにも思いますので、ぜひそのあたりも合わせて、だれも人がいない所に本当に自動販売機があるということがあるんですね。私は万願寺に住んでおりますけれども、万願寺の区画整理地内の真っ暗闇の中に自動販売機だけがなぜか煌々と置いてあることがあるんです。それが、現在の私たちの電気が足りない、足りないから原発をつくるんだと言っているその一つの状況だ、というふうに考えます。市といたしましても、省エネ、節電のＰＲにぜひ力を入れていただきたいというふうにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって17の２、原子力発電所の事故に対する、日野市の防災体制を確立せよの質問を終わります。

お疲れのところですけれども、もう一人させていただきますので、御協力お願いいたします。

お諮りいたします。議事の都合により10分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって10分程度休憩をいたします。

午後５時33分　休憩

午後５時47分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の１、蛍の飛び交う自然環境の保護と促進についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐藤洋二君）　それでは通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

神奈川県の横浜では、ゲンジボタルが６月、つまり入梅のころに飛び交う姿が見られます。そして、ヘイケボタルは、場所によって違いますが、７月上旬から８月下旬、時には９月中旬までも神秘的に飛び交う姿が見られるそうであります。しかし、蛍という昆虫は、気温なり、あるいは降雨等の自然環境の変化、影響を強く受けるため、例年の発生時期と１週間から10日前後ずれることが多いと言われております。

皆様も、御承知かもしれませんが、ゲンジボタルとヘイケボタルは、幼虫時代を小川やあるいは水田で過ごすため、農薬の使用や、あるいは家庭排水によります水の汚染により、いとも簡単に滅んでしまうという、とても弱い一面を持っていると言われております。

横浜では、ゲンジボタル、ヘイケボタルの２種類のほかに、水田や小川の水源となっている林に、一生を陸上で生活するクロマドボタルや、あるいはムネクロイロボタル、オバボタルが生息し、これらの幼虫が発光するのを、６月から10月に見ることができるそうであります。実に半年間、発光することが見られるわけであります。

夏の夜に光りながら、飛び交う昆虫といえば、だれしも蛍と答えるほど、人々になじみの深いものでありながら、実はゲンジボタルやヘイケボタルの幼虫が、水中生活することや、卵、幼虫・蛹・成虫と一生を通じて発光することなど、またゲンジ・ヘイケボタルが、えさとしてマキガイをとりますが、別々のマキガイを食していること、またマキガイの食べ過ぎによって、翌年、マキガイ不足によります蛍の発生が減少することなどなどは、余り知られていないのではないでしょうか。

そこで、蛍がどういう状況や環境の中で誕生、育っていくのか、少し説明を加えながら具体的な質問に入っていきたいと思います。蛍は、世界に約2,000種類生息していると言われております。日本では、42種の蛍の仲間が知られております。その中で、よく見かけるのがゲンジボタルとヘイケボタルの２種類であります。ただし、蛍はもともと南方系の昆虫ですので、北海道にはヘイケボタルと、そして成虫になると発光しないものの３種がいるだけだと言われています。幼虫時代を水中で過ごすのは、ゲンジボタル

とヘイケボタルの２種であり、水生ボタルは、世界でも珍しく、一けた台の種類しかいないと言われております。また、発光しない蛍、幼虫しか発光しない蛍も多いとのことです。

ところで、ゲンジボタルとヘイケボタルの暮らしぶりは、蛍の仲間の中でも変わり者と言えます。他の仲間は、幼虫時代を陸上の湿った所で過ごし、カタツムリやキセルガイなど陸上のマキガイを食べて過ごします。ところが、ゲンジボタルとヘイケボタルは、先ほども述べましたが、幼虫時代を水中で過ごすのであります。ゲンジボタルの幼虫は、きれいな水の流れる川の中で、カワニナを食べて育ちます。ヘイケボタルの幼虫は、流れのない沼や水田等で、モノアライガイや、あるいはヒメタニシなどのマキガイを食べて成長していくわけであります。水の汚れにはヘイケボタルの方が強いようであります。ゲンジボタルのすむ川筋は、どこも自然が十分に残されている所です。両岸にはたくさんの木が茂り、産卵場所のコケも生えていて、サナギになるときに、潜る土手もあるような所です。川がかれずにいつもきれいな水が流れ、えさになるカワニナもたくさんすんでいなければなりません。カワニナが成長するためには、たくさんの植物性のえさが必要であります。えさになる藻類、コケは、魚たちのふんやさまざまな栄養をとってふえてきます。それには酸素が十分に溶け込んでいるきれいな水の流れが必要であります。このようなことが当たり前に行われている環境をそっくり守ることが、蛍を保護する目標とされているわけであります。

ただ蛍を飼育するだけならば、私たちの家の庭でもできますが、それは本当の姿ではありません。最近は、全国各地で蛍保護や復活が図られているようでありますが、各地の清流に沿って蛍の光の飛び交う日の来ることを念じながら、以下３点、質問をいたしたいと思います。

まず、一点目であります。今私が述べたような環境、状況がなければ、蛍は誕生、成長しないわけであります。ただ単に水がきれいであれば蛍が誕生するというわけでありません。市内における湧水が何カ所あるのか、現状についてお示しをいただきたいと思います。

２点目には、昨年、一部プレスで、日野市において蛍が飛んだという記事が載せられました。また、そのような情報も私に入ってきてますが、昨年までの蛍の生息状況について、もしおわかりであれば、お示し願いたいと思います。

３点目には、表題「蛍の飛び交う自然環境の保護と促進について」でありますが、市の取り組み、考え方をお示し願いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　３点についての御質問についてお答えいたします。

まず一点目は、市内における湧水箇所の現状についてということでございます。お答えを申し上げます。平成元年度に湧水現況調査を実施いたしました。この調査は、日野市内の浅川沿岸付近や、丘陵周辺などに多く点在する湧水の現況を把握することと、その保全及びよりよい活用を図るために、基礎資料とするために、この調査を行ったわけでございます。その結果でございますけれども、市内に179カ所の湧水が確認されました。また、湧水量につきましても、夏場と冬場によっては湧水量違いますけれども、この平均をいたしまして一日100トン以上という湧水量の持つ場所がございました。それは箇所数にしますと10箇所確認をされました。

それから、２点目でございますけれども、昨年までの蛍の生息の状況についてという御質問でございます。お答えを申し上げます。昨年７月に市内で蛍の生息が確認できましたのは、３カ所ございました。まず１カ所でございますけれども、倉沢地域で、場所から申しますと東電学園の南側でございます。約15匹確認されております。それからあと２カ所でございますけれど、程久保地内でございます。この場所は、多摩動物公園の南側でございまして、程久保川の上流でございます。ここにおいては２匹確認をされました。また谷仲山の湧水箇所でございますけれども、これは地元及びこの地権者の方々の御協力によりまして、昨年の５月にヘイケボタルでございますけれども、約200匹の蛍の幼虫を放しました。そのうち７匹が成虫となりまして、発光しているのを７月の時点で確認をしております。

それから、３点目でございますけれども、蛍の飛び交う自然環境の保護と促進についてと市の取り組み方というような御質問でございます。お答えを申し上げます。平成元年度で湧水現況調査しました結果、はっきりいたしました市内の湧水箇所の今現在、水質と水量調査、この調査を179カ所の中から８カ所だけ選びまして、月２回、そういう検査をしております。またそのほかでは、市内に地下水の観測調査ということで５カ所ボーリングをいたしまして、月２回、水位関係の調査をしております。これは平成２年度より本格的に始めております。これらの調査の結果を踏まえまして、先ほど御質問がありました蛍の問題、または湧水の保存、こういうものを守っていくために、湧水保全活用計画を平成３年度で立てて、こういうものに対しての保存をしていきたいという考えでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　　大変地味で把握のしずらい調査をやっていただきまして、大変ありがとうございました。

今、回答を３点いただきました。一つは湧水の状況でありますけれども、日野市で179カ所の湧水箇所が発見されている、あるいは一日100トン以上もの湧水量を誇る箇所が10カ所ある、こういう御回答でございました。先ほどの御回答の中に、今年度の中で湧水保全活用計画を立てていきたい、こういう考え方が明らかになりました。ぜひ、蛍がすむための第一条件である湧水、この湧水の保全のために日野市が今後努力をしていっていただきたい、このことを要請をいたしておきたいと思います。

昨年の実態の関係でありますけれども、７月に倉沢の地域において15匹の蛍が、それから程久保の上流部におきまして、２匹の蛍が飛び交ったということでございます。また、谷仲山の湧水箇所にも地元の方あるいは地権者の方々の御協力によりまして、ヘイケボタルが発生した、こういうふうな話でございます。

そこで、この質問に対しまして、再質問をやらせていただきたいと思いますけれども、実は、私の質問の趣旨は、市内における昨年までの蛍の生息状況についてお尋ねしたわけであります。今、部長からいただきました回答は、昨年に限定されて出てまいりました。このことは、たまたま一昨年までは、蛍の生息状況がつかめなかったのか、あるいは生息してなかったのか、こういうことで、たまたま昨年の生息状況しか回答ができなかったのか、その点についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、倉沢地域と程久保地域でそれぞれ蛍が発生しているわけでありますが、この蛍の発生時点で日野市の職員なり、あるいは関係者が現認に行っているのかどうか、このことについて質問をしたいと思います。

それから、このせっかく蛍が発生しました倉沢地域と程久保地域、今後、都市計画がどのようになっていくのか、もし今時点でおわかりであればお示しを願いたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　　再質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　それでは再質問の３点についてお答えを申し上げます。

まず一点目の、先ほど各地区で出ました数字を申し上げましたけれども、その前からそういう現認ができたのかどうかというような御質問だと思いますけれど、私の方で聞いている範囲では、三、四年前から市民の方々から、こういうのが、蛍が飛んでるよというふうな情報をいただいております。

これ、２点目の御質問になりますけれど、昨年、市の水路清流課の職員が、この３カ所については現認をしております。

それから、３点目の御質問ですけれど、都市計画上という形ですけれども、多分、これ私の方の関係になってくるものは、程久保川のその上流の改修ではなかろうかなというふうに思うんですけれども、これは今の多摩動物公園のちょうど西側上流部分になりますけれど、そこまでは東京都の河川管理者で一級河川として認定されているわけでございますけれど、その先はまだ普通河川になっておりますけれども、一昨年あたりから改修をしたいと思っておりましたんですけれど、地元のいろいろの実情がございまして、今の段階では、改修計画もないということでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　　ありがとうございました。

再々質問になると思いますけれども、市の職員の方が昨年現認に行った、とこういうお答えでございますけれども、その市の職員の方々がその現地に行って、蛍を見てきた。その後どのような処置を施してきたのか、もしおわかりであればお答えを願いたいと思います。例えば、せっかく飛び交う蛍ですから、その地域を保全するという目的で何かやることがあったんじゃないか、こういうふうなことを含めまして質問いたします。

○副議長（福島敏雄君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　ただいまの御質問でございますけれども、その現認しての後の対策というものは、全くしておりません。ただそういうところで確認をしたということだけでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　　ありがとうございました。

せっかく蛍が飛び交う自然環境が程久保にでき上がったわけでありますから、この自然環境をやはり残していく必要があると思います。そういう意味では、ことしも自然環境の中で蛍が発生すると思いますので、ぜひ保全のための努力をしていただきたいと思っております。

それから、３番目の市の対応の仕方でございますけれども、実は、蛍の関係につきましては、神奈川県の横浜市が非常に積極的に取り組んでいるわけであります。特に二俣川付近に自然子供公園という公園がございまして、そこに毎年、自然の蛍が発生して、

そしてそれをイベント的に市民の方々に見ていただいている、こういうことであるそうであります。特に市民の方々も、蛍を捕獲してうちに持っていくようなことをしないで、みんなで蛍の夕べを楽しんでいる、こういう状況があるようであります。ぜひ日野市としましても、積極的にこの蛍の養殖というよりは成長に力を入れていただきたいというふうに思っておりますが、当面、新町の三丁目のたしか22番付近に用水路がありまして、そこには市民の方々が、蛍を飛び交うためのいろんな努力を毎月１回ぐらいずつの間でされております。で、既に蛍の幼虫も放しておりまして、昨年あたりは、ひょっとすると飛び交うんじゃないか、こういうふうな期待もあったようでありますけれども、先ほどの部長の説明ですと、この箇所が入っておりませんので、残念ながら蛍が飛び交っていなかったわけでありますが、あそこは蛍の環境には絶好の場所なんですね。ですから、区画整理との関係もあろうかと思いますけれども、あそこの場所をぜひ残していただきたい、このことを市にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　　答弁お願いします。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　お答えします。

場所は、よそうの森というところの中に、今御質問者が出ました素掘りの水路があるわけでございます。私も現場見てまいりましたけれども、非常にああいう昔の姿のままの水路というのは少なくなったわけでございます。そういう意味で、区画整理とかそういう計画もあると思いますけれども、我々の方の部署においては、現状を残して保存をしていきたいという考えでおります。なおかつここについては、市民の御協力がございまして、「私たちの清流連絡会」という会ができておりまして、こういう方々が昨年の３月から、年間を通しまして昨年は約５回、清掃していただいたり、それから草刈りをしていただいたということをしていただいて、そういう方々もその保存をしたいという方で、そういう御協力をしていただいているということでございます。

それから、先ほどちょっと答えの中で、私、確認だけいたしましたということは、程久保川とそれから東電学園の所だけは確認だけでございまして、地主さんからお借りしている谷仲山については、そういう整地をあれしてから立て札を立てたり、それから監視したりして、そういう蛍の飛び交っている間だけは市の清流課で管理をしていたということです。つけ加えておきます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　　ありがとうございました。

最後に市長の方から、今日まで日野市が清流についてかなり力を入れてきた経緯もありますので、清流の本当の原点である湧水イコール蛍、ということで市長からの決意があればお話をしていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市化が進む、自然環境が破壊をされるという観点から、この蛍志向という、つまり自然環境の一つの指標になる、そういう考え方と、市民運動もあるわけでありまして、我々が目指します「緑と清流を取り戻そう」というそういう理念の象徴として、ぜひ蛍が復活できる、そのような自然環境が望ましいということは言うまでもないことでありまして、何カ所かそういう、まだ破壊され尽くしていない状況が残っておりますということと、あるいは清流事業が功を奏して、また蛍が復活する、こういう両面があると思っておりますけれど、両々相まって自然を大切にする市民意識の一つのシンボルとしてそういう行政上のいろいろな施策の取り組みに積極的に取り組んでいく、これが我々の大きな仕事の一つであると、このように認識をしております。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

蛍にまつわる言葉、表現としまして、「螢雪の功」「螢雪時代」、また卒業式の曲の「蛍の光」など、苦学して身を立てる、あるいは学業の言葉としまして古くから使われてきました。また「螢狩り」「蛍観賞の夕べ」など情緒あふれる日本的言葉としても、私たちの生活の中に親しまれてきた言葉であります。その蛍が、一部地方地域を除き、東京ではほとんどの地でその神秘的な姿の大方を消していきました。

私のように、ある一定の年齢になりますと、蛍という言葉を聞き、またその文字を読むとき、遠き郷愁に思いをめぐらせ、友とともに遊んだ川、田んぼ、神社、などなどを思い出さずにいられません。蛍はそれほど深い感動を私たちに呼び起こしてくれるものであります。

近所の子供たちに蛍のことを話し、蛍のことを聞いても、文言では知っていても、蛍という昆虫を自分の目で見たことのある子供がほとんどないということであります。ほとんどないということは、中には蛍を見たことのある子供もいらっしゃいます。それは、ＣＭで知られているあの料亭何とか荘とか、あるいは何とかホテル、そういう所のいわゆるイベントとしての養殖の蛍でして、自然環境から生まれてくる蛍ではないのであります。今、計画的なあるいは無計画な都市化が次から次へと進む過程で、自然が破壊され、蛍が生息する場所が失われ、自然の蛍を見ることができなくなってきたと言われています。

そんな蛍の危機的状況の中で、一部自然を大切にする人、また「蛍を呼び戻す会」の人たち、あるいは行政も参加する中で、最近、蛍が人間社会の中に返ってくれる環境がつくられつつあります。

蛍の最大の魅力は何といっても、あの暗闇の世界で優雅に神秘的な光を放ちながら、飛び交う姿であり、お祭りやイベントにも似合う、数少ない生物であるということであります。人間のまち日野が、緑と清流を基本とし、さらに一歩進み、自然環境を守る立場を再度明確にし、蛍が生息できる環境の保護促進の努力をされることをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって18の１、蛍の飛び交う自然環境の保護と促進についての質問を終わります。

一般質問18の２、東・西平山地域２カ所の道路等の整備についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○９番（佐藤洋二君）　続いて一般質問をさせていただきます。

第二次交通戦争と言われました一昨年、政府は、交通史上初の「交通事故非常事態宣言」を、年末も近い11月に発令をしました。全国で交通事故によります死者が1975年、昭和50年以来、13年ぶりに１万人を超え、前年のペースを確実に上回って推移し、年末には１万1,000人に達するおそれがあることを憂慮したものでありました。東京都におきます死亡事故も、警察、交通安全協会、学校、自治体などなど関係者の懸命な努力にもかかわらず、前年並みに発生するという厳しい状況が年間を通して継続をしました。

そういう大変厳しい状況を受けての昨年はどうだったんでしょうか。1990年の交通事故によります死亡者は全国で１万1,227人で、前年度比較で141人ふえています。比率で1.3％上がっております。１万人以上の死亡者を初めて記録しました1975年以降の16年間で最悪最高の記録だったことが、先日、警察庁のまとめでわかりました。

先ほど申しました89年11月に政府の出しました「交通事故非常事態宣言」も残念ながら抑止につながらず、警察庁が1981年以来取り組んできています、年間死者8,000人以下の目標は、10年目の昨年も、果たせなかったわけであります。

全国的な交通事故死者の状況を見ますと、24都県で減少はしましたが、逆にほぼ同数の22道府県では増加をしております。そのうち11道府県では20人以上、中でも北海道、大阪では、実に50人強と大幅に増加をしているわけであります。ちなみに死者の多かっ

た都道府県は、北海道の715人。北海道では交通事故で年間に715人も死んでいるわけであります。愛知県が540人、千葉県が508人、神奈川県が490人、東京は483人となっております。北海道は、87年以来、４年連続のワースト１位、年間死者が700人を超えたのは1973年、この年の全国の死者は１万4,574人でありますが、この73年の728人以来、17年ぶりの悪い記録でした。また、交通事故死者の増減について、前年より多かったのは、先ほどの北海道の56人、8.5％増。大阪の52人、10％増。三重県の38人、15.5％増。あと岡山、京都と続いてきます。逆に減少の著しい県が神奈川の75人で、マイナス13.3％。滋賀県の41人のマイナス23.4％。栃木の23人でマイナス7.3％、こうなっております。

そこで日野市におきます昨年、90年、平成２年の交通事故の発生状況について触れたいと思います。管内における発生件数は、年間503件と、前年比較で△93件と大幅に減少はしてますが、死者は発生件数の大幅減とは関係なしに、前年と同数の３名でありました。３人の方がとうとい命を落とされておるわけであります。重傷者数も42人で、８人の増となっております。幸い軽傷者数は事故件数の大幅な減少と比例をしまして550人、△104人となっていますが、発生件数が大幅に減少しているのにかかわらず、死亡者、重傷者数が横ばいあるいは増加していることは、事故の単なる偶然性の結果なのか、それとも、交通事故そのものに一度遭遇すると、取り返しのつかない大惨事に陥る危険性を車社会の到来とともに現実のものとなっている証左なのでしょうか。

次に年齢別の死傷者数を見ます。事故503件発生の中で、595人の方がけがを負われております。これは警察庁の資料によりますと、その対象をゼロ歳から15歳としておりますが、この子供の数は34人で、5.7％でありました。それから若年層、この対象は16歳から24歳となっておりますが、実に236人、40％の方が事故でけがを負っているわけであります。それから一般ということで24歳から64歳までの方ですが302人、全体の半数の51％。そして高齢者、65歳以上の対象ですが23人、４％という結果が出ております。

私は、数字を見る前に、小さなお子さんの交通事故がかなり多発しているのでは、と危惧をしていましたが、比較的少ないことに全体の5.7％でありますが、安堵をいたしました。逆に若年層の事故発生が思いのほかに多く、これは236人でありますが、対象年齢が16歳から24歳というわずか９年間しかないのに、全体の約40％を占めていることに胸を痛めるところであります。また、態様別死傷者数から判断しますと、やはり自動車による事故が271人と非常に多いわけであり、また歩行者、原付自転車による事故は、一度遭遇しますとけがの程度が重いことがうかがえます。年間事故発生件数503件は、一日1.5回の割合で、まさに日常茶飯事的に事故が発生しているわけであります。

事故発生を絶滅することは、難しいことかもしれませんけれども、件数を減らすことは可能であります。その努力を市民の一人ひとりの皆さんが、地域、行政等とともに進めていく必要があります。その努力とは、大別して二つに集約されると思います。一つは、ドライバー、歩行者など個々人の責に帰するもの、例えば交通法規を中心とした遵法の精神、歩行者の保護を中心とした思いやりの精神、そしてお互いがお互いを尊重し合い、また譲り合う互譲の精神だと思います。もう一つの柱は、国・都・市など公的の責に帰するもの、これにはガードレール、カーブミラー、信号機、横断歩道、道路標示などなど施設整備事業を基本とします交通安全対策であります。

日野市が交通事故を絶滅する立場を堅持し、今年度も交通安全施策整備事業、放置自転車対策事業、街路灯事業、交通事故被災者の救済事業、そして交通安全活動推進事業などなど多くの交通安全対策事業を展開してきたわけであり、そのことを高く評価するものでありますが、今後もその努力を続けていっていただきたいことをお願いし、以下交通安全という立場で２点を質問をいたします。

一つは、補助13号線、今は幹線市道２－31号線となっておりますが、幹線市道２－31号線は、滝合小より滝合橋に続く道路でして、近年、車の交通量が著しく多くなり、特に浅川堤防に沿う部分は、道路のくびれ、カーブ、歩道石などの影響もあって、事故の最も多い場所となっております。したがって、その部分は堤防の一部を整備し歩道とすれば、人身事故が著しく減少することは明らかであります。速やかに整備をお願いしたと思います。

２点目は、旭が丘一丁目20と東平山三丁目９とを結ぶＪＲ中央線人道橋に、自転車通路の新設と階段下に横断歩道標示をお願いしたいということであります。

それから、交通安全とは別な立場から、先ほど申しました、幹線市道２－31号線の西平山２－２付近の用水路整備について質問をいたします。この水路が浅川に排水する部分が工事上の無理があるために、増水時にはしばしば用水路の側壁を越えて水があふれ出て、付近一帯、湿地帯をつくっております。また、水圧は堤防の損傷にもなっています。つきましては、用水の漏水のないよう、整備方をお願いいたします。

以上、３点の質問をいたします。お願いします。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問３点ございまして、１点目と３点目は関連しておりますもので、一括でお答えをさせていただきたいと思います。

幹線市道の２－３号線の路上と、地番では西平山二丁目２番地先における水路及び歩

道整備につきましては、水路の線形変更も含めまして、過去検討してきております。また、河川管理者であります建設省京浜工事事務所とも協議を行ってきております。その協議の中でも、３点ばかり計画の確認をしております。まず一点目でございますけれども、河川管理者の建設省によります、この地域の浅川の堤防の改修工事の早期の実施計画箇所というようなことを、１点目で打ち合せの中に出ております。それから２点目でございますけれども、この地域の下水道計画、汚水でなくて雨水の排水区の計画によりまして、今ある霞堤の閉鎖ということを２点目として出ております。それから３点目でございますけれども、西平山の土地区画整理事業によりまして、今現在ある水路の系統の変更ということが３点目に出てきてます。このような３点も踏まえまして、現時点では、総合的な解決策を示せる段階ではございませんけれども、いずれにしても、住民福祉の立場からそのようなことを言っておられませんもので、とりあえず暫定的に今の幹線２－３号線のちょうど道路の北側に水路があるわけでございます。その水路を使って暫定的に歩道の整備をしていきたいというふうに今考えている次第でございます。

それから、霞堤の上流部分の溢水する問題でございますけれども、これについては、水路の擁壁またはかさ上げ、それから線形の変更については、用地の中が建設省管理のものでございますもので、再度建設省と協議を行って、この対応に対して努力をしていきたいというふうに思っております。

それから質問の２点目になります。この平山の跨線人道橋でございますけれども、ちょっと過去の経緯を触れさせていただきたいと思います。この平山の跨線人道橋は、都市計画道路3･4･18号の事業決定に基づきまして、同街路と中央本線との跨線橋の新設を平山の第10踏切の閉鎖に伴いまして、その工事期間中、その代替機能としてこの人道橋を架設するという協議の中から実現したものでございます。これについては、昭和48年の３月に工事が完了しているということでございます。

それから財産的な問題でございますけれども、財産については東京西鉄道管理局に移管されまして、その後ＪＲに引き継がれたということでございます。

御質問の中の自転車通路ということも出てきております。これについては、確かに市民の方々から、自転車の通行には不便である、ということは我々も聞いております。聞いておりますが、いずれにしても、このＪＲのまだ財産管理でございますもので、この移管の問題を抜きに具体化をすることはできません。架設ということもありまして、この問題については、今後、ＪＲと協議の中で検討をしていきたいと思っております。

それから、横断歩道の標示でございますけれども、これについては、交通管理者と協

議をしております。ただ一つ問題になるのは、歩行者だまりがないということが、今ネックになっているわけでございます。なお引き続き、御質問の件については、交通管理者に要請をして、これらの実現ができるように努力をしていきたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

再質問を何点かさせていただきたいと思うんですか、実は先日、管理課の方々と現地を見てまいりました。管理課の方々にもその理解をしていただいたわけでありますけれども、一つは歩道の関係でありますが、今の部長のお話だと、いろんな制約がある中で、北側の方に水路の上に何とか工夫を凝らしながら歩道をつくったらどうか、こういうお考えでございますが、できれば浅川の堤防をうまく利用して、桟橋のような形をつくることによって、歩道を整備する方法もあるんじゃないか、このように私は考えております。今の部長のお話でいきますと、北側の方に歩道をつくることによって、途中で歩道がとまってしまう可能性があります。そうしますと、川に向かって横断歩道をつくる必要もあるし、あるいは直接道路を横切るということで、交通事故の心配も当然出てくるわけであります。そういう意味では、私はできれば堤防をうまく利用した桟橋方式にしていったらどうかと、こう思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それから、今の御説明の中で、湿地帯をなくすためには、線形変更を考えている、こういうお話でございますけれども、線形変更とは、具体的にあの場所ではどういう絵図になるのか、口頭で結構でございますので、御説明をしていただきたいと思います。

それから、例の3･4･18号線のでき上がりに基づいて、電車区の途中に人道橋が設けられたわけでありますけれども、説明でいきますと、旧国鉄の西鉄道管理局がつくって、そしてその財産をＪＲに引き継いだ。したがって現在はＪＲにあるものである、こういうふうなお話でございますけれども、かつて国鉄の方から市役所の方に移管の話があったというふうに聞いておりますが、その辺の経緯、もしおわかりであればお教え願いたいと思っております。

それから、もしＪＲの財産が市に移管できないとするならば、十分にＪＲ側と協議する中で、市の責任で、市の予算で自転車の道をつくっていただきたい、このように思っております。

それから、歩行だまりがないので、横断歩道の標示については無理であると、こういうふうなお話もございました。実は、そういうお話を事前に聞いておりましたので、何

点かいろんな所の実態を見てまいりました。先日、所用がありまして、日野市外の所に行ってまいりました。所轄は違いますが、立川ではいわゆる歩行だまりがなくても、道路に記されている何といいましょうか、白線で歩道が引かれておりますけれども、そこを利用して横断歩道をつくっている所もあります。それから国分寺もそういう所があります。所轄は違ったとしても、同じ警視庁でありますので、指導が違うわけがないと思いますので、その辺もあわせてお答え願いたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　答弁お願いいたします。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　3点ばかりの再質問でお答えをいたします。

まず一点目の、私の方から御回答させていただいた方ではなくて、堤防の方に寄った所でそういう歩道橋をつくったらいいんではなかろうかというふうな御質問でございます。確かに、以前もそういう話が出まして、これはまだ結論がだめだという形は出ておりませんけれども、建設省との協議の中には、この場所も、そういうルートも入っております。いずれにしても、すぐやるという形になりますと、先ほどお答えをさせていただいたような方法が早くできるんではないかということでお答えをさせていただきました。

それから、2点目の線形の問題でございますけれども、基本的なお話をさせていただきますと、先ほど、下水道の雨水計画というお答えをさせていただきました。下水道計画の中では、今、本路線の水路は、雨水として今現在滝合橋の左岸側の下流にはけ口がございます。樋管がございます。平山樋管ですか、そちらへ導いて排水をするという計画になっているわけでございます。そういう意味で、線形を変えるというのは、そういうものも含まれているということでございます。いずれにしても、今、現況はクランク型の水路になっております。非常に水衡部分が急なものですから、御質問のとおり、雨が降るとあふれるというのが現状でございます。そういうことで、線形を変えるというのは、大きく言えば、その下水道計画に合わせて変えるということでございます。

それから、3点目のＪＲの移管の問題ですけれども、私、不勉強で申しわけございませんけれど、その移管の話は、私の方ではちょっと聞いておりません。

それから、先ほどの歩行者の標識の問題でございますけれど、たしか御質問者がおっしゃっているように、いろいろと東京都は交通管理者の立場からは、非常に難しいというふうなお話がございましたけれども、先ほど答弁させていただいたように、再度趣旨を交通管理者の方に説明して、実現できるようにしていきたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

最後に2点ほど要請をいたしまして、私の質問を終わらさせていただきますが、今の部長の答弁の中で、いわゆるクランク型になっているというお話がございました。堤防の所に水路が行っていまして、そこが90度のクランクになっております。そこをできれば隅切りにすれば深い流れが緩和されて、堤防を削るようなことがないし、あるいはあの辺一帯に水があふれ出るような心配がないというふうに存じます。その辺もあわせて御検討を願いたいと思っております。

それから、ＪＲとの関係でありますけれども、私がＪＲの方に問いただしたところ、かってあの人道橋を日野市の方に移管をしたいと、こういう話がされたそうであります。当時、都市計画課の方から、その話を断ったという経緯があるそうであります。ですから、ＪＲとしては、当時は国鉄なんですが、日野市の方に移管する意思はあった模様なんです。それをもう一度お調べしていただきまして、できれば、わざわざ平山陸橋を越さないで北口に行けるようなルートをつくっていただきたい、このことを最後にお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって18の2、東・西平山地域2カ所の道路等の整備についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午後1時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時47分　散会

3月15日　金曜日　（第7日）

平成3年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第7号）

3月15日　金曜日　（第7日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

平成3年3月15日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問
（請願上程）

日程第2	請願第3－3号	公団家賃の「改定ルール」の再検討を要求し、家賃一斉値上げに反対する意見書提出を求める請願
日程第3	請願第3－4号	区画整理の諸点についてご配意下さいの請願
日程第4	請願第3－5号	まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願
日程第5	請願第3－6号	美浜原発2号機重大事故に関する陳情

本日の会議に付した事件
日程第1から第5まで

午後３時23分　開会

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、26名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問19の１、都道149号線の進捗及び整備状況について問う（立日橋～甲州街道間）の通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔７番議員　登壇〕

○７番（天野輝男君）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

日野市内の区画整理事業が進捗する中で、未整備のままの地域にとりまして、不安感が高まっております。市内で一番初めに地盤整備が行われましたのは多摩平公団住宅であり、用地買収から計算いたしますと、40年以上も経過してきていることになります。ただいま日野市は区画整理事業が真っ最中であります。高幡区画整理事業、万願寺区画整理事業、豊田南区画整理事業、組合施行の南平区画整理事業、四谷区画整理事業、事業申請中の第２万願寺区画整理事業、西平山区画整理事業、東町の区画整理事業、これらの区画整理事業のほかに、駅前の再開発が予定されているわけです。

大きく分けて三つの駅、日野駅、豊田駅、高幡不動駅の再開発を実施することになりますと、日野市の将来に大変重要な問題が出てまいります。そのために、地域の特性を生かしたまちづくりこそ必要であり、未来に輝く、将来性のある計画が求められております。

今までの区画整理事業の進め方は、区画整理事業内だけの公共の施設をつくってまいりました。そのため、日野市全域の将来的な計画がなされるのが欠けておりました。そのため、地域の区画整理事業内だけの予算を計上して行われますと、小規模の施設しかできませんでした。

特に、都道、国道の整備は全くなされぬままいりました。その理由の一つとして、都道、国道の用地は区画整理事業内だけのものでした。当然、区画整理事業内に都道、国道の予定地があり、国や東京都の計画に積極的に協力することが大切になっております。今後の区画整理事業の進め方として、日野市全域の将来計画を立案して、公共事業を初め、市民が不安に思い、市民生活に負担がかかっているところの諸問題から、優先して取り組んでいただきたい。

本来、まちづくりは時間をかけて、市民の合意、協力のもとに進めることが大切です。今日のように、区画整理事業の完了している地域と、まだ区画整理事業の予定すらない

地域との差は、明らかであります。そこで、予定すらない地域の人々は焦りを感じ、怒りを私たちにぶつけてまいります。

市内に住居する法人、個人で都市計画税を納めておられる人々からは、不満の声があって不思議ではないと、私は思うのであります。区画整理、地盤整備や公共下水道、道路が整備されませんと、不満が募っていくのは当然だと私は思います。

そこで、日野市内で最もおくれております日野駅周辺から東町地域にかけて、３年前に立日橋が架橋されて、片側通行で開通されました。そして昨年度より、市民の森スポーツ公園が通行できるようになりました。朝夕のラッシュ時間帯には、本町周辺の狭隘な道路は大変危険になってきております。私も、朝夕のラッシュ時間帯に本町の道路に出て調べてみましたときに、５倍から６倍くらいの交通量がふえていることが明らかであります。

本日、都道149号線が２車線で、車の量がふえるときには、ラッシュ時間帯はこれまで以上に交通量がふえることが予測されるからであります。都道149号線の開通に伴い、本町周辺の交通網は大混乱することは明らかであります。

そこで私は、これらの問題を早急に解決していただきたい。そしてこの危険な箇所の狭隘道路の拡張などの解決策を考えていただきたいと、このように要望するところであります。

市内の交通網をどのように解決するか、英知を持って頑張ってみたい。今後は少なくとも的確に、しかも地域住民の協力をしていただけるような方法で進めていくことが、私は必要であると思うのであります。

そこで第１の質問に入らせていただきます。

都道149号線の進捗及び整備状況について問う、この質問に入ります。立日橋より甲州街道までの道路は中央分離帯を含めて片側２車線で、車のスピードはアップされることは明らかであります。そこで、今まで一中正門から南に向かって、用水と平行してありました公道が通学路として使われておりました。しかしながら、この149号線ができまして、このところが通れなくなってしまいました。そういう意味で、今まで子供たちが通っておりました。地域の住民がこのところを利用しておりましたので、ここのところに信号機をつくっていただきたいと思うのでありますが、このことについて、何かお考えがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　信号機の設置の件について、お答えをさせていただきたいと思います。

都道149号線の市道と交差する部分でございまして、この箇所へ信号機を設置していただきたいという御質問でございますけれども、この件については、交通管理者であります日野警察署の第一中学の通学路としてあることから、必要性については十分認識をしているところでございます。

この信号の設置については、警察署じゃなくて、東京都の公安委員会というところで設置をすることになっておりますので、日野警察署の方もこの公安委員会の方へ、ここに設置していただきたいという上申をしているところでございます。

ただ、ここに一つ問題があるのは、交通管理者の方から言われている件は、国道20号線のところに信号機がありまして、非常に近い位置に信号機を設置しなければならないという点が一つあること。

それからあと一つは、道路構造上の問題もあるというようなことがございまして、その道路構造上の問題については、交通管理者の方から東京都の方へ改善の要請をしているところということになっております。いずれにしても、この問題点等が解決してからでないと、設置についてはできないと思いますので、もうしばらくの間、時間をいただきたいと思います。

なおかつ、市といたしましても、必要性において、交通管理者の方に今後も協議をしていきたいという考えでおります。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　ありがとうございました。私、あそこの場所は、少なくとも歩道橋だけでも、押しボタンにして、国道に面したところと、距離はたしかありませんから、親子というのですか、そういう形の信号機であるならば、そんなにじゃまにならないと思いますもので、ぜひここのところに信号機をつけていただいて、中学生が安全に通学ができるようにしていただきたいと、このように要望しておきます。

そして私は、きょう、あそこに行ってまいりました。そして（「あそことはどこだ」と呼ぶ者あり）都道の149号線の立日橋の開通式に行ってまいりまして、あそこをずっと歩いてまいりました。きょうはまだ車は通っておりませんでしたから、広くなって大変いいなという気持ちはしておるわけでありますが、しかしながら、朝晩の交通渋滞というものは、先ほど申し上げたように大変多いわけであります。

そして私は、とりあえず立日橋から甲州街道までの距離だけ道路が開通しただけでは、日野市にとっても大変困る問題が往々にあるわけであります。この交通渋滞を解決する

には、どうしてもこの149号線をもっと進めてまいらなければならないと、このように思うわけであります。本日までは溝呂木さんのところを買って、用水のところまで広げてまいりました。そして今後、この用水から高速道路の下までの用地買収を日野市で進めるならば、おのずから東京都の事業として、移行することはできるわけであります。

私はどうしてもこの用水から高速道路の下まで、日野市独自で一日も早く、この用地買収をしていただきたいと、このように思うのでありますが、この方法で何かよい具体的な方法がありましたら、教えていただきたいと思うのです。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　甲州街道から中央高速までの区間でございますけれども、この区間は万願寺の第２区画整理事業予定区域に入っております。それで、現在、認可のための縦覧がきょうから始まっております。認可が、予定といたしまして４月を目途に進めておるところでございます。

したがって、この区域は約270メートルございます。これは万願寺の区画整理事業の中で実現していくということになります。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　どうもありがとうございました。

そういう面で、私は第２の区画整理、都市計画道路3・4・12号線の用地買収という形で質問させていただいておるわけでありますが、この問題をやはり万願寺の区画整理事業の中に取り入れて解決するということになりますと、どうしても私はおくれてしまうのではないかな、このように思うわけですが、今の説明ですと、そういう形でやる以外方法はないのかもわかりませんけれども、やはりこの問題に対しては、この道路の、本町に入っております、来るところの交通渋滞を考えたときには、どうしても独自で進められる方法があるならば進めていただきたいなと、このように思うのですが、その点、もう一度、この方向に区画整理事業の中で進める以外ないのかどうか、このあたりをお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この実現方策でございますけれども、現在の状況からいきますと、これから単独買収という形は非常に難しいと思います。したがって、区画整理事業の方がむしろ時間的にも、また実現する方策としては一番いいのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　確かにそういう形しかないかもわかりませんけれども、市長どうかこの問題で、市長自身、何かいい考え方がないでしょうかね。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　きょう、いわゆる立日橋の全面開通が始まりまして、一つの解決からまた新しい問題が次々と生まれてくるということを、つくづく感じております。

市民の森スポーツ公園の面する北側都道、元2・2・11でありますけれども、これも行き詰まっておるものですから、大変交通量のさばきに支障がある。今、御指摘の甲州街道を越えて、中央道に至る区間につきましても、なるべく仕事を急がなければならないということを、つくづく感じるわけであります。

都市整備部長が今、お答えしておりますとおり、区画整理事業を早く進めることが一番基本的解決になるわけであります。それに区画整理事業を背景といたしまして、もし用地等の借地ができますならば、これも一つの方法でありますので、いろいろな工夫をして、早く暫定措置でも交通量の緩和に寄与しなければならない、このように感じております。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　４月にこの区画整理事業の説明会等があるということでありますから、今の市長の答弁の中にありましたように、やはり仮換地でも何でも始めないことには、どうしようもないと思うのです。それにはやはり私は、日野市の万願寺区画整理事業の取り組み方に問題があると思うわけです。

そして地権者が協力していただけるような態勢すらつくるならば、この問題もそんなに難しい問題じゃないのではないかと、このように思うわけです。そしてもしこの270メートルの区間の用地が買収、また仮換地でできるということになりますと、ここから先はもう東京都の事業になりますから、黙っていたって東京都の方でやっていただけるような形で進んでくるわけです。

そういう面で私は、この日野市の中での問題は日野市で解決しなければならない部分については、やはりもっと可能性を確かめながら進めていくということが一番必要じゃないかと、このように思うわけであります。

そういう面で、私は国道の3・3・4号線、神明から川崎街道までの用地買収も、建設省独自でやっていただけるという形になっております。そしてまた、川崎街道から万願寺区画整理事業の中をずっと今、国道の用地が確保できて、甲州街道のバイパスの用地が確保できました。そして多摩川の中のバイパス分の橋がかかることになっております。

かかることになっておりますから、もしこういう形で１本道が抜けるような形になりますれば、日野市の中の交通渋滞も大変緩和できると、私はこのように思うのです。

そして多摩川の中にかかる橋、これはそんなに長い期間でなくできるような形であると私、聞いておりますが、この橋がいつごろまでにできるか、わかりましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　ただいまの路線でございますけれども、都市計画道路3･3･2号線でございます。

それで、まず橋の方からいきますと、国立のインターの方からおりてきまして、橋の左岸とこの橋の長さでございますが、約340メートルほどあるわけでございます。それから次が北川原公園という形のところで280メートルくらい。次が万願寺の第１期の区画整理の区域の中に入っております。これが1307メートルほどあるわけでございます。それから次が今の御指摘の鎌倉街道まで、ここが340メートル、それから3･2･2号線として日野バイパス、神明につながるところでございますけれども、ここまでの区間が約570メートルほど、こういう状況になっているわけです。

それでおのおのにつきまして、基本的には平成７年を一つの開通の目標という形で、この事業は進められておるということでございます。

それで個々には、現実に買収に入っております。北川原の方につきましては、現在55％、建設省の方で買収が進んでおるそうでございます。それから鎌倉街道、万願寺との境につきましては、まだ用地の買収が26％という形で進んでおる。それから残りの部分につきましては、現在、測量に入って、幅ぐい等が今行われている状況、こういう段階でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　ありがとうございました。

目標は平成７年度だそうであります。そういう面から、日野市で協力のできる部分はやはり協力しながら、平成７年度までにこれらのことが進むならば、この都道149号線から来るところの交通網は、大分私は緩和できると思うのであります。そういう面でぜひこれらのものを真剣に解決するために努力していただきたいと、このように思うわけであります。

そしてこの中で、特に一番問題というものは、北川原公園の近くに工場の代替地があるわけですが、これが動かないことには、この道路は使えないということを、できないのじゃないかということを聞いておるわけです。

そして話の中で、この工場の移転は建設省の方で扱って解決するという形であるということを聞いておるわけですが、この中で私、ここの業者は他市へ行っていただけるというような形でありますれば、それは問題ないと思うのです。そしてまた、日野市の中の調整区域等の土地も限られておるわけです。やはりこのあたりも、幾ら建設省でやるといっても、この土地のあっせんとか、またこれらの問題を日野市で解決するというような形をとるということが、私はこの道路を一日も早く通行させる形になるのではないかと、このように思うわけです。

そういう面で、私はぜひこれらの問題も建設省だけの問題として思うのではなく、ぜひ日野市でも協力していただきながら、これらの問題を解決していただきたい、このように思うわけです。

特に日野市の中の行政区域内を通る以上、日野市民の問題として、そして特に交通渋滞というものは、車に乗る人にとりましても大変不愉快に思うわけです。渋滞でなかなか動けない、そして自分の目的地になかなか着かないという形になりますと、やはり事故も当然発生してくるでしょう。

そういう中で、私は、少なくともこれらの問題に対しては、大変、日野市民の要望も高いわけです。ぜひこれらの問題を一日も早く解決できるようにすることが行政の役目ではないかと、このように思います。ぜひこの問題に対しても、日野市ではことしは基金の累積額が大体149億円以上もあるわけです。この中で、やはり道路網の整備というものをもっと重点的に考えていただきたいと、私は思うわけです。

そしてこの道路網の整備を進めるということが、日野市にとりましても大変必要なことじゃないかと、このように考えます。ぜひこれらの問題を、予算をつけながら、真剣に考えていただきたい、このように要望して、この種の問題を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって19の１、都道149号線の進捗及び整備状況について問う（立日橋～甲州街道間）の質問を終わります。

なお一般質問19の２、都市計画道路3･4･12号線の用地買収について問う（甲州街道南側～中央高速道路間）の質問につきましては、19の１で既に質問が終えておりますので、省略いたします。

一般質問19の３、日野本町四丁目周辺道路について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○７番（天野輝男君）　３番目の質問に入らせていただきます。

先ほど前置きで申し上げましたように、日野市の本町の周辺は、大変狭隘な部分があります。そして立日橋が開通するまでは本当に静かなものだった。夜なんか私の裏まで、ほとんど車が通りませんでした。それがこの市民の森スポーツ公園のところが開通になってから、近道を覚えたせいか、もう大変混雑しております。そして中型の４トン車くらいの車が入ってまいりますと、もう車をよけるために、私なんか体が大きいですから、カニ歩きみたいに、横に歩かなければ通れない部分が、実際あるわけです。

そういう状況なものですから、お年寄りの人がこの道路じゃどうしようもないから、何とか１日も早く解決してほしいという、多くの市民の皆さんからそういう要請がございます。そして今日では、朝夕のラッシュ時には、今までは私のところと本町、２カ所信号機がありますから、この部分から出るには信号を４回か５回待つようです。そして甲州街道が混んでいるときには甲州街道を曲がる人がいますから、もう１回でとまってしまうのですね。だからやはり二、三十分はかかってしまうのですね。

そういう状況なものですから、私はこれは何とかしなければならない。そしてあの狭い道路を、歩道もございませんから、子供が通学路として使っております。またその時分が一番混むわけです。そして車が交差するときには、当然子供は軒下の方によけないと、危険なわけです。

そういう状況なものですから、ぜひこの地域の狭隘の道路の部分の整備を１日も早くしていただきたいなと、このように思うのです。そして本町周辺の道路の整備について、何か具体的な考え方をしていただけるかどうか、まずこのあたりから質問させていただきます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　ここの日野本町四丁目地域の道路は、南北に国道まで２路線あります。いずれも今御質問のように狭隘な道路でございます。特に日野駅寄りの幹線２の53号道路は、狭隘道路のため、歩行者の通行に現時点、問題があるということも、察しております。

このような地区の道路整備事業は、基本的には開発事業等によって実施しなければ、抜本的に解決はできません。当面、このままではいけませんもので、建設部といたしましては、平成３年度、それから平成４年度で２カ年をかけまして、狭隘道路の基本計画を作成をいたしまして、こういう場所等の見直しの中で、今後、関係部課と調整しながら、対応していきたいという考えでおります。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　そういう面で私は、確かにこの道路の根本的な解決方法というものは、やはり駅前の再開発とか、そういう形で進めてこなければならないと、このように思うのです。そして本町周辺から甲州街道を横断できるところは、今、部長の説明の中にあったように２車線しかないわけですね。

そういう中で、私は横断するために、そして今は駅の方に寄った方の道路は一方通行なんです。一方通行で、甲州街道の方から本町の方へ入れないわけです。そのために車が飛び出してきたら、どうしようもないわけです。そういう面で、私はこれらの問題を解決するには、やはりこの地域の皆さんの協力が必要である。そして少なくとも狭くて危ない部分だけは、人が避難できるようなところを用意するなりしなければならないと思うのです。

そういう面で、日野の本町近くにナシ田がありまして、ナシをつぶしたときに、あそこは大変道路が削られて落ちておったところを直していただいた経緯があります。この部分については、少し道路用地として買っていただいたということを聞いておりますからありがたいなと、このように思うのです。

そういう面で、あそこをずっと見まして、何カ所か広げるような形をとっていただけるならば、この地域の皆さんも多少安心するのじゃないかなと、このように思うわけであります。

しかしながら、この道路網だけを考えてみても、やはり私は日野市の中でこの問題を解決するということになると、日野市全域の面から解決しなければならないとは思うのです。少なくとも、あそこには都道がやがて日野市を一周するような形になります。そういうような大がかりな計画のもとに、そしてそれは区画整理事業の中に入ってまいります。そして先ほど申し上げましたように、都道149号線、この延長のように、やはり日野市で独自に取り組んで解決できるような部分については、用地買収等、また道路として利用できる部分を確保していくということが、私は日野市周辺の狭い道路を見ただけでも解決策になるのではないか、このように思うわけです。

そういう面でぜひ私は、日野市の中の行きどまりになっておるところの道路の開通こそ、日野市にとりまして一番必要なことであると、このように思うわけです。そういう面でぜひ、本町からまた栄町の方に抜けるところの都道３・４・８号線の開通も、やはり日野市で取り組まなければならない道路じゃないかなと、このように思うわけです。

ぜひこれらの問題も、区画整理が始まってそれから手を打つのでなくして、やはり道路部分だけでも、少なくとも早く確保できるようにしていただけるならば、特に私ども

の周りに急激に車がふえてきて、心配している方々の心配も消えるのではないか、このように思うわけです。

そういう面で、私どもも日野駅前の再開発の問題について抱えております。私も若い人たち、みな話を煮詰めております。そしてだんだんそういう形で、一度話し合いもしたいという雰囲気になってきておりますから、これらの問題は、私、進んで解決させていただける努力をしてまいりたい、このように思うわけです。

今は大変日本は経済が豊かになってまいりました。この時期を逃して解決する方法はないのじゃないか、このように思うわけです。少なくとも日野市の中の、21世紀を迎え、そして私たちが次の世代へこの町を誇りを持ってバトンタッチできる、そういう作業が今であると、私、このように思うわけです。

そういう面で、まちづくりの進め方も議会で、皆さんと議論しながら、役割をしっかりと果たしていかなければならないということを、強く感じているわけです。そういう面でぜひ地域の皆さんの要望を兼ねながら、私どもも積極的にこれらの問題を解決するための努力をさせていただきたい、このように思います。ぜひ皆さんのお力をかしていただきたい、このように思うわけです。

日野市には、能力のある人がたくさんいると思うのです。そして企業があります。企業からの能力も生かすということが、私、必要であると思うのです。そして特色のある日野の町をつくっていくということが、私どものまた夢でもあるし、それを可能にすることができる、このように思いますので、ぜひ皆さんのお力を集結して取り組んでまいりたい、このように思うわけです。

そういう面で、日野市においては、今日まで前段に申し上げましたように、公共の施設なんかも、ちょっとむだな部分はありますよね。やはりこういうむだな部分は――むだな部分といいますか、同じような施設を幾つもつくるというのではなくして、やはり日野市全域のバランスを考えて、こういう施設も目的を持ってつくっていくということが必要じゃないかと思うのです。

そういう面で、私は今後、日野市のまちづくりに対しては、多くの幅広い市民の考え方を生かしながら実行していただきたい、このようなことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって19の３、日野本町四丁目周辺道路について問うの質問を終わります。

一般質問20の１、Ｂ型肝炎予防ワクチンの予防接種を公費負担せよの通告質問者、田

原茂君の質問を許します。

〔３番議員登壇〕

○３番（田原　茂君）　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

皆様方もよく御存じのとおり、肝臓は食物の消化吸収や解毒、血液循環の調節など、私たちの体の代謝の中心的な役割を果たしているわけでございます。それだけに、さまざまな原因によって障害されやすい臓器とも言えるのであります。肝臓に障害をもたらす原因は、アルコールや薬剤など、実にさまざまですが、中でも問題になっているのがウイルスによる肝炎です。

ウイルス肝炎には、大きく分けてＡ型、Ｂ型及びこのどちらにも属さない非Ａ、非Ｂ型ウイルス肝炎の３種類に分けられるわけでございます。Ａ型肝炎は、先進国では急性肝炎の約20から25％を占めるに過ぎませんが、衛生状態の悪い国では、蔓延しているようであります。しかし、大人では子供に比べて重く、黄疸が広がったり、ときには命の危険な劇症肝炎を引き起こすこともあり、注意が必要です。

Ｂ型肝炎は、いわゆるＢ型肝炎ウイルスによって引き起こされる肝炎であり、慢性肝炎また肝硬変、肝がんへと発展する、一番厄介な種類の肝炎でございます。

３番目の非Ａ、非Ｂ型肝炎とは、ウイルス性肝炎のうちでＡ型でもＢ型でもないものを、一括して非Ａ、非Ｂ型肝炎と呼んでいるようであります。この非Ａ、非Ｂ型肝炎ウイルスにも幾つかの種類があるとされていますが、原因ウイルスの特定、診断方法がまだまだ確立されておらず、今後の研究の成果が待たれているところでございます。

そこで、今回取り上げたいのは、一番厄介とされるいわゆるＢ型肝炎の問題でございます。

Ｂ型肝炎の感染経路には輸血や性交等による水平感染と、保因者である母親から、その出産時に感染する垂直感染の二通りがあると言われております。母子感染を含め、乳幼児期に感染すると、肝炎症状のない保因者、いわゆるキャリアとなり、Ｂ型肝炎ウイルスの感染源として、また保因者自身が青年期に肝炎を起こし、進展が見られることで、社会的にも重大な問題を含んでいると言われております。

肝炎のウイルスの保因者、いわゆるキャリアの持ち主は、現在世界で２億人、日本では300万人いると言われております。日本人口の約３％、100人に３人はキャリアの持ち主ということになります。

また、先ほど感染経路として、輸血のように大量の血液でなくとも、注射針やカミソリの刃についた微量の血液が、直接体内に入ることによっても引き起こされることがあ

り、さらに分泌液の中に含まれている、血液の中のウイルスが皮膚や粘膜の傷口から侵入する場合もあるようであり、意外とちょっとしたことからも感染する可能性があるようであります。まさしく伝染性の病気でもあるわけでございます。

昭和62年、当時各地で医療従事者のＢ型肝炎ウイルスによる発症、死亡事故等が相つぎ、社会問題化したこともあります。

さて、このようにＢ型肝炎は意外と簡単に感染する場合があり、なおかつ慢性肝炎や肝硬変、肝がんへと発展する持続感染ということがわかってまいりました。ちなみに肝硬変の８割は、実はウイルスが原因であり、アルコールによる肝硬変は１割５分という統計が出ているようであります。

私の友人も、昨年の12月に肝硬変からがんになり、亡くなりました。普段から酒は余り飲まない人でした。病院のレントゲン医師をしていたので、ウイルスによるものとのことでした。

そこで、自分が働いている職場がそのような感染しやすい職場だとしたらどうでしょうか。これほど不安なことはありませんし、まして市民へのサービスを提供する市役所業務の中で、そのような職場があるとすれば、逆に市民もそのような危険にさらされているといっても、過言ではありません。病院従事者などは、典型的な例だと思われます。

幸いにも、Ｂ型肝炎についてはワクチンが開発され、年に３回ほど注射をしておくと抗体ができ、８割から９割は予防ができるとされております。しかし１回につき8,000円くらいかかり、３回打ちますと２万4,000円くらいかかるわけであります。これを自己負担したら、結構大変です。

そこでお尋ねいたしますが、現在、市役所の職場の中で、この予防ワクチンを公費で負担している部署があるのでしょうか。またどこでしょうか。ちなみに、老人福祉課のホームヘルパーさんについては、やっと昨年度、職場の強い要望を受け、職員課にある予算を使って実施されたと聞いております。これは一時的なものなのかどうか。今後、継続的に続けていかれるものなのかどうかを含めて、さらにどういう方法で実施しているのかどうか。通常は抗体の有無を検査した上で、抗体のない人に年３回ワクチンを打つという方法が一般的にとられているわけでございますが、そういう方法をとっているのかどうか、これらの点について、御答弁願います。

○議長（小山良悟君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　まず、職場の公費負担ということでございますけれども、その前にこのＢ型肝炎に感染したり、予防するときにどうするかということを、ちょっ

と触れておきたいと思います。

一つの方法は、ワクチンを打ちまして抗体をつくり、いわゆる抵抗力をつけていくという、これが一つの方法でございます。あと一つは感染の危険があったときに、先ほどお話がございましたけれども、傷口から他人の血液等が入った危険があったというときには、速やかに治療をするということが、一つあるわけでございます。

今お話になっておりますのは、抗体を既につくっておき、この感染を防ぐということでございます。これはどういう形で抗体をつくるかということを、ちょっとお話しをしておきます。

これはＢ型肝炎のワクチンを打つわけでございますけれども、まず血液をとりまして、その人に抗体があるかどうかというものを、チェックをいたします。それで抗体が既にある者はそれでいいわけでございます。抗体がない者、いわゆるマイナス者につきまして、ワクチンを接種をするということになるわけでございます。

それでそのワクチンの打ち方でございますけれども、まず１回打ちまして、２回目でございますけれども、これは１回目から約４週間後に打つということでございます。３回目につきましては、２回目の接種から20ないし24週間後に打つ、そういう形になるわけでございます。

それで３回目を打ちまして、４ないし８週間後に採血をいたしまして、抗体ができたかどうかを調べる。それでプラスになればいいわけでございますけれども、まだマイナスの人もあるということでございます。場合によっては、さらに４回目を打つ方法もあるそうですし、これだけやりまして抗体がつかない場合には、その人は感染する可能性が少ないというふうに見ているようでございます。

それで御質問の内容でございますけれども、市職員でございますけれども、昭和63年度でございますけれども、病院の全職員を対象にいたしまして検査並びにその検査の結果に基づきまして、ワクチンの接種をするということでございます。それから引き続きまして、平成元年度でございますけれども、清掃部の全職員、それから健康課の予防接種等を行っている、そういう感染のおそれのある職場の職員、それから老人福祉課のホームヘルパー、これらの職員につきまして、検査並びに検査の結果に基づきまして、ワクチンを行っているということでございます。

それから２点目は継続性でございますけれども、これは一説によりますと、抗体ができますとかなりの年月、人によりましては一生抗体がついている方と、それから人によりましては１年ないし２年で抗体がなくなる方も、中にはあるようでございます。した

がって、事後の処理といたしましては、ある程度定期的に採血をいたしまして、抗体がついているか、ついていないかの検査をしなければいけない。抗体がなくなっていれば、またワクチンの接種を行うということになろうかと思います。

あと答弁漏れがございましたら、再質問の中でお答えをいたします。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。詳しい内容を含めてお話しいただきました。

病院は当然のこととして、清掃部ですか、あと健康課の予防接種の職員、ホームヘルパー、こういうことで行われてきているという話を伺いました。ヘルパーさんについては遅過ぎたのじゃないかなという感じもいたしますけれども、ヘルパーさんについては今後も、その内容的なものを含めて、全員がそういったものの危険のあるところから防げるような形で検査及びワクチンの予防注射の実施を、原則的に行っていただきたいと思いますけれども、御存じのとおり、ヘルパーさんは特にお年寄りを中心にほとんど介護に近いお世話をしているわけでございます。一番感染しやすい職場とも言っていいでしょう。

また、ヘルパーさんとともに、ヘルパーと協力しながら仕事をしているのが実はケースワーカーでございます。現在、社会福祉課、老人福祉課、児童課にケースワーカーがそれぞれ何人か配置をされているわけでございますが、これまたヘルパーさん同様、なかなか大変な仕事をしているわけでございます。

高齢者を訪問するのも仕事ですけれども、訪問した際に、もし体の具合の悪いようなお年寄りがいれば、その方を抱きかかえるようにして病院に連れていくということも、ケースワーカーに課せられた重要な仕事であります。病気の感染のしやすいという意味では、同じく大変危険な職場と言えます。私も、ケースワーカーとして5年8カ月従事させていただきましたが、当時、先輩の職員などは肝炎になり、自費で治したとぼやいていた先輩の話を覚えています。

そこでお尋ねいたしますけれども、前述の福祉三課のケースワーカーについても、またこのような仕事をされておる訪問看護等に従事される保健婦についても、私は同様にB型肝炎の検査及びワクチン接種を、早急に実施をすべきであると思っております。この点については、いかがでありましょうか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　ケースワーカー、保健婦などでございますけれども、さら

に市の職場の中では歯科衛生士もおります。こういった職種を含めまして、平成3年度、積極的にこれらの検査、予防接種等、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○3番（田原　茂君）　ただいまかなり前向きの、実施していきたいというようなお話を伺いました。どうか一時的ではなく、継続的に、その都度、そういう心配のある方についてはもちろん公費負担の形で実施をしていただきたい、このようにまずお願いをしておきたいと思います。

ここでさらにお尋ねいたしますけれども、今後もその対象の職場を拡大していくお考えがあるかどうかについて、お尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　拡大というお話しですが、考えられるのは保育園の保母さん、それからさらに言いますれば幼稚園の教諭ということになるわけでございますが、これは第2段階という形で検討し、対応いたしたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○3番（田原　茂君）　私もまさしく、次の職場としては幼稚園や保育園職場、こういったものが当然対象になってくるべきであると、こういうように思って質問させていただいたわけでございますが、同じように、こういう職場も、考えてみれば非常に大変な職場だなと私は思います。

もし保母さんにキャリアの人がいたならば、どうでしょうか。乳幼児期にB型肝炎ウイルスの感染を受けると、子供の体質的に、体からそれを追い出すことができずに、キャリアになる可能性が非常に高いと言われております。逆に、園児が既にキャリアだった場合には、保母さんにも感染することも、また園児同士にも感染することが十分考えられます。

特に幼稚園や保育園は、だれかかぜをひくと、すぐみんなかぜをひいてしまうとか、そのようにいろいろな形ですぐ感染しやすい環境だというふうに言われております。そういった意味で、児童課のケースワーカーを対象に入れていくというお話が、ただいま平成3年度から行われるというお話、今伺いましたけれども、児童課のケースワーカーを対象に入れて、保母さんを対象に入れないというのは、やはりこれは片手落ちではないでしょうか。この点はさらにいかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　ケースワーカーと、それから保母さん、及び幼稚園教諭の

ことでございますけれども、これらを比べますと、やはり緊急性からいきますとケースワーカーの方が高いということで、ケースワーカーについては平成３年度、積極的に行いたいということでございます。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○３番（田原　茂君）　ぜひ、幼稚園やまた保育園職場、早急に対応していただきたいということを、お願いしておきたいと思います。

私は、そのほかにも実はまだあると思うのです。これ以上は具体的に職場のあれこれは言いませんけれども、まだまだそういった面で清掃部、予防接種の担当職員、ケースワーカー、ヘルパー、幼稚園、保育園、そのほかにも私は考えていくとあるような気がいたします。

そういう意味で、私はこの際、全職場、全職員を対象にして、あくまでもこれは希望者に限るわけでございますが、希望者には無料でそのような検査と、またワクチン注射をしてあげられるような体制をつくるべきではないかと思うわけでございます。

最後に、この点を再度、お聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　これは医学的な問題、疫学上の問題等がございまして、なかなか我々素人では最終判断ができないわけでございます。十分検討いたしたいというふうに考えます。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○３番（田原　茂君）　今後検討とのことですが、この問題は職員の安全を図るとともに、市民の安全を図ることにも当然通じるわけでございますので、早急な対応をぜひ、お願いをしたいと思います。

最後に、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　近年、血液の接触によるいろいろな疫学上の心配事がふえてきたというように承知しております。

今、肝炎という病気のことで質問をいただき、一定の答えはしたわけでありますが、この話を聞いておりますと、職員の労働安全衛生ということは言うまでもなく対応しなければなりませんし、なお、市民全般についてもむしろ積極的に考えなければならない課題ではないかなという感じがしております。

今考えられますのは、保健所に十分意見を聞いて、そして国レベルの対策並びに次元

の高い対策もあわせ考える必要があるだろうというふうに伺ったところであります。手落ちのないように努力したいと思っております。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。今回はとりあえず職員の関係と、職員が携わる市民の関係でお話をさせていただきました。先ほど市長からもお話があったように、今後は全市民的な観点でも、この問題は重要な問題を含んでいるというふうに思いますので、そういった観点でも、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上をもって、この問題を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって20の１、Ｂ型肝炎予防ワクチンの予防接種を公費負担せよの質問を終わります。

一般質問20の２、多摩平支所廃止後の市役所への足確保と市内の交通体系を問うの通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○３番（田原　茂君）　多摩平支所廃止後の市役所への足確保と題した最初の質問については、去る３月７日の議案の提案理由及び昨日の古賀議員の一般質問の詳しいやりとりの中で、市の考えはわかってまいりましたので、ここでこれ以上は深く触れないことにいたします。

ただ１点だけ確認させていただきたいと思います。

昨日、市長は、ここ３年間くらいで、広報等でお知らせしてきたので、住民の納得が得られているとおっしゃいました。これは全くナンセンスなことですね。市長は一体、何人くらいの人の意見を聞いたのでしょうか。また、実際に多摩平支所を利用している住民の意見を聞いたのでしょうか。甚だ疑問と言わざるを得ません。

なぜかならば、どの人に聞いたって、納得なんかしていません。みな一様に疑問を持ち、不安を抱いているだけであります。それは、代替措置が明確に示されていないからであります。郵便局で申請手続ができるとのことですが、大体こういう書類が欲しい人は、すぐにでも書類が欲しい人たちであって、郵便局に行く手間があったら、本庁へ行ってしまいます。母子健康手帳の交付事務については、今まで多摩平支所でできていたものが、これは郵便局ではできない。本庁へ行かざるを得ないわけであります。大きいおなかをして、本庁まで歩いていけというのでありましょうか。

これらのことを考えてみても、その代替措置としては絶対に足の確保が必要なことは、目に見えていることであります。しかるに、昨日の答弁を聞いていても、何ら明確かつ

具体的な交通代替措置は提案されませんでした。このような大変利用率の高い、また全人口の25％もの人たちが利用している施設を廃止にするからには、その代替措置を、ここで言う代替措置はあくまでも足確保という意味で、交通に関しての代替措置でありますが、この代替措置を明確にして、かつ具体的なものを廃止議案と同時に提案すべきであります。それが筋であります。

昨日のような答弁は、まことに無責任な答弁であり、余りにずさんな計画と言わざるを得ません。ここでもやはり思いつき行政の手法が感じられます。これでは統廃合案に賛成したくても、とうていできるはずもなくなってしまいます。

我が党は、支所等の統廃合に決して反対の立場をとるものではありません。行政改革という意味では、むしろ積極的に推進する立場であります。しかしながら、今回の多摩平支所廃止の案はひど過ぎます。とうてい賛成できるものではありません。

そこで、この１点だけ、確認のつもりで市長にお尋ねいたします。多摩平支所廃止案は、交通手段等の代替措置が明確かつ具体的になるまで、また住民側の理解、納得が得られるまで凍結すべきであると思いますが、この点はいかがでありましょうか。

○議長（小山良悟君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　積極的に代替措置を講じまして、ぜひ事業には御協力をいただきたい、こう願っておるわけでございます。

代替措置につきましては、車両の運行ということもぜひ実現をいたしたい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○３番（田原　茂君）　ほとんど昨日と同じような答弁ということも確認させていただいたわけですが、ここでは問題提起にとどめ、委員会での審議に委ねたいと思います。

次の質問に移ります。

市内の交通体系のことでございます。できれば、市内の交通体系を見直しをする一環として、この多摩平支所廃止後の市役所への足確保を考えたかったのでありますが、既にそれは不可能となりましたので、多摩平支所の問題とは切り離して考えざるを得なくなりました。

さて、日野台路線のバス運行も、長年の住民の願いが実り、この５月よりいよいよスタートすることになったわけでございますが、これは住民要望のほんのまだ一部と思われます。市民の方からよく耳にする話は、市役所へ行くバスがないと、よく言われます。

今ここにバスの時刻表がありますが、これをちょっと見てみますと、市役所経由の日

野駅と豊田駅間のバスは、まず豊田駅発は、平日で見てみますと、朝の７時台と８時台に１本ずつ、あと夜７時まで１本もないのです。また、日野駅発も、朝の６時、７時台に１本ずつで、もう夜７時までは１本もないというのが実態であります。

今度は、同じく市役所経由でも、日野駅と高幡不動駅間を見てみると、それぞれ１時間に１本ずつです。それも５時台で終わってしまいます。今度は高幡不動駅間と平山城址公園駅のミニバスの路線を見てみますと、１時間に１本ずつですが、高幡不動駅発は12時台と２時台が１本もなく、最終が５時台で終わってしまいます。

平山城址公園駅発は、午後の１時台と２時台が１本もなく、午後の６時台で最終です。これでは市役所へのバスがないと言われても仕方がありません。つまり、市役所を中心とした交通体系がいかに整っていないかがわかります。

また、市内を走っているバスの絶対数が少ないと思います。日野市ほどバスが余り走っていない市もめずらしいのではないかと思うのです。まず、この現状をどう思われるのでしょうか。特に市役所を中心としたバスが余りない、これがまず第１点の質問です。

次に、浅川を挟んで、南北を結ぶ路線がまだまだ確保できていないと感じます。ミニバスも走っていますが、先ほど述べたように、余り便利とは言えません。私の住んでいる多摩平団地から、もし京王線に乗ろうとすれば、バスか中央線で八王子駅まで出た方が早いのです。この南北を結ぶ路線をどのように考えておられるのか、これが第２点目です。

第３点目は、東平山、西平山地域へのミニバスの路線変更の問題であります。昨年の12月には、請願も出されているようであります。総務委員会で継続審議になっているのでありますけれども、この問題に対する市の取り組みはどうなっているかのかということでございます。

第４点目に、日野駅や豊田駅から八王子方面への路線バスが、夜10時台で最終になっている問題であります。都内へ通勤しているサラリーマンにとって、10時台でバスが終わってしまうことは、大変な痛手であります。時間を延長してもらいたいとの声を多く聞くわけでございます。この点についてはどのようにお考えになっているのか、これが４点目です。

最後の５点目として、北野街道を走るバスが１本もございません。現在、走っておりませんが、この点はどのようにお考えか。以上、５点につき、御答弁願います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、５点についてお答えしたいと思います。

まず、１点目の関係につきましては、現状についてどう思うかということでございます。

今、御質問者の話の中にもありました、現在の市役所を中心としたバスの運行経路につきましては、３路線、23便というような行程でございます。確かに、現行、市役所の周囲を通る路線としては３路線の、今申し上げたとおりでございますが、大変多いというふうには感じておりませんし、我々も一層の努力をしてきたつもりでございます。

しかし、なかなか京王側の需要との問題の中で増便が実現できない、大変残念に思っております。しかしそれだけでは解決しないということで、我々も（仮称）乗合タクシーの運行というようなことで、前の議会にもお話を申し上げました。関係３交通機関、タクシー会社に対して要請をしながら、市役所を中心としての３路線を組もうというようなこと、あわせまして、この交通不便の問題の解消に努力したいということで、現行、対応しているところでございます。

しかし前回も申し上げましたとおり、京王のバス運行のエリア権の問題等がありまして、なかなか合い乗りタクシーの運行の関係が進まないのが実態でございますが、なお一層の努力を図りたいというふうに考えております。

なお、２点目の南北路線の考えでございます。確かに南北路線については、中央道路の問題等を含んで、平山、高幡を中心としての問題以外ないわけでございます。この点につきましても、やはり今後の解決につきましては、合い乗りタクシー運行等を含んだ中で、道路上の問題等もありますので、考えていきたいというふうに思っております。

３点目の、路線の市内連絡バスに対する請願の絡みだと思いますが、既に総務委員会で継続になっている経過でございます。東平山二丁目20番地の地域かと思います。この調査につきましては、大変現行と公図上の問題とに相違がございます。よって、これをどう解決すればいいのかということで、現状と公図との差の整合性を現在、調査をし、ある程度、地主もわかっているわけでございますが、なかなか入り組んだ公図になっているということでございます。この辺を調整しながら、これはバス路線の運行等含んで、やはり交通体系上の隅切りの問題も考えなければいけないだろうというふうに思っております。

なお、公図上の問題を整理して、一層の努力をしていきたいというふうに思っております。

なお、４点目でございますが、終バスの時間帯が10時程度で終わってしまうということでございます。この問題は、過去にも、この議場の中でもいろいろ御質問、意見等、

伺っております。京王側にはあらゆる面で時間延長も要望を、既にしてあります。しかしなかなか経営の問題等を含んでの問題もあるわけでございますが、その延長時間に至らないのが実情でございます。

なお、最後の５番目の北野街道の問題でございます。これは、同じように前にも議員さんからもお話をいただいております。これは京王がエリア権を持っているために、京王電車との関係、あわせて道路が平行しているということで、京王のバスを走らせないというのが実態でございます。

この問題を、平山、南平を含んでの解決は、やはりこれからも京王が敷かないということであれば、別の方法を考えるべきだというふうな対応を進めたいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○３番（田原　茂君）　ありがとうございました。特に３点目の東平山、西平山地域へのミニバスの路線変更の点につきまして、ちょっと再質問をさせていただきます。

一つには、先ほど部長さんのお話の中でもありましたけれども、あそこは隅切りの土地が確保できればいいわけですね。ある意味では、それで可能になってくるというふうに思います。

そこで第１点目の再質問としては、その隅切りの土地の関係ですけれども、地主さんと交渉を、現在しているのか。またかつてしたことがあるのか。また、購入する方法も含めて、借りる方向も当然これは有効な手段として考えられるわけでございますので、その辺の状況についての御説明と、その方向としての、借りるという方向も含めて、ちょっとお考えをお聞かせいただきたい。

第２点目は、もしその隅切りが不可能な場合には、先を進んだ中で、ほどよいところでＵターンしてくる場所があるかどうか。要するに、隅切りを通らずに前に進んでいく中で、途中でＵターンをしてくる方法がとれないかどうかです。

３番目には、それも不可能な場合には、その住宅街が武蔵台団地があるわけでございますが、その中にも結構広い通りがございますので、その広い通りを通るという意味で、武蔵台団地を通る方向はどうか。

この３点について、再質問させていただきます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　３点の再質問につきまして、お答えしたいと思います。

まず１点の、土地の交渉はしたのかということでございます。この場所につきましては、先ほども申し上げましたが、土地交渉するについて調査をした結果、公図上、一人の地主さんだけでなくして、隅切り部分に他の所有者の関係が現状として、公図上は乗っかっているということで、現行では交渉しておりません。

よって、この公図上の整理をまず第一にしませんと、現状の場所としては、一人の地主さんのように使用している実態でございます。しかし公図上は、複数の所有者になっているということで、まだ交渉には入っておりません。

２点目の問題につきましては、先に行って、途中で連絡バスを回せるかということの御質問だろうと思いますが、これは過去にもお話ししましたが、大変道路部分の幅員との問題もございます。また、その後戻るということについては、なかなか陸運局との認可がとれないということで、不可能だというふうに思っております。

３点目の、ある程度先に行って、恐らく住宅街ということでございますので、武蔵台、第２武蔵台でしょうかね、その中をというふうに御質問だと思います。これについては、私どもも、実態としてまだ調査をしたことはございませんが、幅員が十分あるかどうか、その辺を調査しながら、あるいはまたその中を、密集地でございます。通ることが、地域の方が十分理解していただけるかどうか、いろいろな条件等も整備を進めて、研究はしてみたいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○３番（田原　茂君）　ぜひ、そういった意味で交通網の体系については、地域的にもかなり不均衡が生じているというふうに私は思います。その不均衡を少しでもなくしていくためにも、このような地域的な請願については積極的に是正をしていくよう努力をしていただきたい、そのように強くお願いをするものでございます。

あと第１点目、第２点目、及び第４点目、５点目につきましては、先ほどお話がございましたけれども、いろいろ制約もあり、京王とのいろいろなエリアの関係もあるということで、現実的には難しい面もあるというようなお話も伺いましたけれども、できるものから、当然のことながら進めていくわけでございますが、その中で私が思いますのは、やはり市民の足を確保をするということは、ある程度、市の行政、姿勢というか、方向性としては重要な観点になってくるのではないかというように思っているわけでございます。

そういった意味では、やはりこのような問題については、大胆にある意味ではお金を使うということを、私はしていかなければ、なかなか業者任せという意味ではできないのではないかということを強く感じているわけでございます。

今議会ではいろいろと市の積立金等の貯金の問題も議論が出ているわけでございますが、やはりこのような問題についても、私は積極的にお金を使うべきである、このように思うわけでございます。

バス会社も、先ほどお話があったとおり、当然採算がとれなければ、そのような本数をふやすということはやらないでしょう。この辺は、市民のためにもやはり市がお金を出して、運行をふやす等の働きかけをしていく、これはやはり当然必要なことだろうと私は思います。

今議会でも駐車場の問題も議論が出ておりました。駐車場をつくるのも必要でしょうが、逆に、バス路線が整備されれば、マイカーも減ると考えるのは、甘い考えでしょうか。これから高齢化社会を迎えるについても、高齢者の方は、たとえ運転免許を持っていても、車よりバスの方を好む傾向が強いようであります。

そういう意味でも、今後は余り車を使わない社会を目指すということも、一方で大変大事な考え方になっていくのではないでしょうか。一日も早い交通網の整備が待たれるところであります。

最後に、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内の交通体系、まことに大切だと思っております。これまでもいろいろ工夫をいたしまして、市案を考え、免許を持っております京王当局とも交渉もやっておるわけですが、なかなか実現につながっていかない、こういうもどかしさを感じております。

先ほど部長からも、お答えの中に申し上げておりますとおり、市内のタクシー業者の方に、合い乗りタクシーという方式の運行をやってもらう、そういう形で陸運局から今、免許がおりるように努めておるわけでありますが、エリア権を持っているという京王自動車、京王バスとのなお調整を要しておる。その発想が相当京王バス当局を、バス会社のお考えを変えたということも事実であります。

なお一層具体的な路線の設定を考えまして、努力をしなければならないと思っております。

またあわせて、今、市内渋滞解消キャンペーンという取り組みを、庁内で行っております。その構成に京王バス、それから多摩動物園、我々の市当局、つまりバスと電車になるべく乗ってもらう運動をしよう、そのために動物園の場合は南平路線の誘導も図ろ

う、こういうことを具体的に今、進めつつありまして、なかなか一朝一夕には解決はしにくいわけでありますけれども、市民意識にもお願いをいたしまして、努めて交通渋滞につながらない、一つの足をみずから考え、また開発をするという方向で取り組んでいきたいという努力を、進めつつあるところであります。

○議長（小山良悟君）　田原茂君。

○3番（田原　茂君）　ありがとうございました。

乗合タクシー等いろいろ工夫をしてやっていくというお話しでありました。また、バス、電車に乗る運動を進めていきたいというお話も伺いました。そういう運動を進めていくにしても、何といっても絶対数が今、少ないのですから、そういった意味では、こういったもののためにはお金を使うことを惜しまずに、どうか口先だけじゃなくして、市民の方々が市役所にもいつでも行けるというような交通の体系を、一日を早く整備していたきますことをお願いして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって、20の2、多摩平支所廃止後の市役所への足確保と市内の交通体系を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後4時49分　休憩

午後5時25分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問21の1、大坂上都営建替計画と周辺整備の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員登壇〕

○22番（夏井明男君）　それでは1問目につきまして、質問をさせていただきます。

東京都の都営住宅の建てかえ計画の中で、大坂上都営住宅につきましては、具体的な

スケジュールが発表されております。それによりますと、平成2年に居住者の移転のあっせんを行い、それに並行しまして平成3年から文化財の調査に入り、引き続き移転あっせんをしながら、平成4年の半ばに日野市と具体的な協議に入り、平成5年には設計を行って、平成5年の末には工事に入るという計画になっております。

一部、大坂上都営住宅につきましては、居住者の移転が行われ、移転あっせんも進んでいるわけでございますが、そうしますと、この計画でいきますと平成4年の秋口くらいからは具体的な市の協議に入るわけであります。そのときに、市の方の要望を出していくチャンスがこの時期ではないかというふうに思います。その意味で、この時期に取り上げるのはふさわしいということで、質問をさせていただくわけであります。

この問題につきましては、過去に予算委員会等で質問をしているわけですが、そういう意味では市の方もこれから具体的な作業に入っていくことだろうというふうに思います。そういう意味で、若干その中でぜひ考慮をし、実現をしてほしい事項がございますので、その辺の御答弁をいただきたいというふうに思います。

まず中心としましては、道路整備についてであります。大坂上中学校北側の旧甲州街道、都道でございますが、ここは日野台高校、大坂上中学の生徒たちが通う道でもありますし、一般の歩行者、勤労者の方も通る道路でありますが、御承知のとおり、ダストボックスが歩道の上に置かれておりますので、つい車道を歩くというふうな状況になっております。これは特に清掃部では、この問題については有名な話ですので、その実態については十分把握をされている状況だと思います。

この大坂上の都営の建てかえに関連をしまして、歩行者、通学者の利便を考える対策をぜひとっていただきたい。せめては、長年の懸案がこの過程の中で解決を見るわけですので、その辺の方策についての考えを伺いたいというのが第1点であります。

道路整備の第2点としましては、同じくこの大坂上都営のほぼ真ん中を通っておりますが、市の幹線道路$11_{3}49$号線の整備についてであります。ここは、現況の道路状況は、まず歩道がないという状況があります。さらに曲がりくねった危険な坂を伴う市道でありますので、この大坂上都営の建かえに関連をして、この道路状況を整備していただきたいというのが第2点であります。

次に、日野落川、栄町二丁目等では、都営住宅にお住まいのための集会施設以外に、地域の方にも利用していただけるような、規模はさまざまですが、文化的な建物を建てることになっております。栄町二丁目におきましては、かなり何回か請願がありまして、有名な話にもなっております。

ちなみに、日野落川の平米面積が２万8008平米、栄町二丁目の跡地が２万2284平米であります。大坂上都営はかなり大きい規模でありまして、４万619平米であります。当然、大坂上の都営の建てかえにつきましては、ここに従来からお住まいの方のための集会施設をつくることは当然としまして、やはりこの地域には、前々から複合文化的なセンターといいますか、そういうものがないということで言われている土地であります。

ここの具体的な利用は、大坂上西地区センターという場所で利用が行われているわけですが、この建てかえ計画に沿って、ぜひ同じ手法で、この地域の方のための複合的な施設を企画の中で検討していただきたいというのが２点目であります。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　まず１点目の関係でございますが、都道に関係する道路整備ということでございます。

今、質問者の方から一応スケジュール等がございました。確かに平成４年の秋には市と協議ということに、現状なっております。ただ、大阪上都営住宅全体では年次を追って、29年、30年に建ったものでございます。よって、この住宅の建築につきましては、第２、第３、第５というふうに都営住宅が分かれております。合わせて、現行200戸あるわけでございます。

よって、今、平成４年の秋に市と協議する場所につきましては、都営第２、76世帯部分だけでございます。よって、これは１戸建ての場所であるということでございます。現在は40戸建っておりますが、その中で居住している場所は38戸でございます。それ以外は、既にもう取り壊しがされているという実情でございます。前段部分の内容としては、そういう実態でございますが、それでは都道に面したところと申し上げますと、１戸建ての部分では公園の約束側の一部だけが接触する部分でございます。もちろん、この都道整備等含んでの問題としては、ダストボックスの問題もあるわけでございますので、市としても、協議の中では、各部署の意見を踏まえた中で対応していきたいというふうに思っております。

あわせて、２点目の真ん中の道路、多少曲がりくねっているわけでございます。そういう中での整備はということでございます。

全体的な計画を詰めての建てかえではございませんので、一部に当たる部分だけで道路の整備が可能である部分は、やはり今の曲がりくねったところを完全に整備すべきであろうというふうに考えております。

なお、３点目の複合文化施設の問題でございます。地域の実情、あるいは各関係部のいろいろな実態を踏まえた中で、市に正式に協議があった時点では、関係部署との協議を進め、市としての要望事項の１本化を図って、東京都に対して要請する考え方でおります。当然、その中には今、質問の中でお話がありましたような問題も取り上げていくべきだろうというふうには思っておりますが、庁内の検討を踏まえて、市としての全体的な計画の中で要望をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、企画財政部長から御答弁いただきましたが、平成４年の秋ロくらいには市との協議に入る予定のようであります。ぜひ問題点を、私は、私の思っている問題点だけを取り上げましたけれども、そのほか例えば老人世帯の住宅ですとか、身障者の方の住宅の確保でありますとか、さまざま具体的に市の方で考えている考えがあると思いますが、ぜひ早めに準備をしていただきまして、地域の方にも喜んでいただけるような計画であっていただきたいということを最後に要望しまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって21の１、大坂上都営建替計画と周辺整備の質問を終わります。

一般質問21の２、吹上地域の地区センター建設についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この問題は、通称吹上の地区センターといいますと、東豊田三丁目にあります複合的な既存の地区センターの名称ですが、私のここで申し上げますのは、東豊田四丁目地域における地区センターの必要性であります。

過去に私も、平成元年の第４回の定例会で質問をさせていただいております。下村議員もこの問題については質問をされているところでありますが、市の地区センターへの建設の基本方針によりますと、約半径300メートルの描く同円周の中を目安に建てるという考え方が基本的にあるということを伺っております。

その中で、既存の東豊田三丁目にあります地区センターに、この原則を取り入れましても、現在の東豊田四丁目の大半がこの同円周から外れる地域であるということ。さらにＪＲ中央線を挟んでの、分断の区域であるということ。さらに小学校区の生活圏が違うということ。さらに川辺堀之内地区全体の中で考えるならば、地区センターの必要性を十分認めるところだというお話しでありました。

昭和48年では、この東豊田四丁目の地域では117世帯に対する352名の人口、平成２年

の調査によれば、460世帯の1084名ということであります。川辺堀之内地区を含めますと、740世帯の1945人の地域であります。

そこで私も提案をさせていただいたわけですが、豊田の南口における区画整理事業の中で用地確保を図り、対策を考えるべきではないかというお話をさせていただきました。この地域は、地区広場等をつくるということを考え、市長の方でも再三広報で土地を貸してくれる方はないかということで、努力をした地域でもあります。

その中で、現実には土地の提供ということは実現を見なかった地域であります。そういう点を含めますと、豊田の南口の区画整理事業の手法の中で、まだ私は間に合う話だと思いますが、十分可能であるというふうにも考えております。

担当課の方では、建てる計画というものは具体的に持っているけれども、最終的には用地取得の困難性ということで挫折をしているというお話もあります。100平米前後であれば、かなり地域の方にも利用されるということは、十分目に見えているというお話も伺っているところでありますが、この点については、市長に２回目の質問になるかと思いますが、区画整理事業の延長線の中で考えていただきたいと思いますが、特に市長のお考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の地域の区画整理名で言いますと吹上、現在は東豊田三丁目地域ということでありますが、あそこの区画整理事業の中で、当時、将来に必要な市民施設なるものが必ずしも手当てが十分でなかったということにつきまして、何とか解決を図りたいという考えを持っております。

今まで用地を貸していただけませんかというふうな問いかけもさせていただいたわけでありますが、現在のところまでは、ちょっと確保できておりません。あとは、適当な場所があれば買い取るとか、あるいは今、御指摘の南に当たります豊田南区画整理事業の中で用地を工夫するということは可能だというふうに思っておりますので、そのようなこともあわせて、一つの解決の方途を探してみたい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　この地域につきましては、神明の苦労の話も聞いておりますけれども、やはり全体的な計画の中では地区センターの必要性がますます強くなってくるということは十分予測されますし、私も今ここでお話ししているのは、地域の方がぜひそのようなコミュニティ的な拠点を欲しいという声を踏まえての質問でありますので、ぜひ実現方の努力をお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって21の２、吹上地域の地区センター建設についての質問を終わります。

一般質問21の３、東豊田三丁目地域の課題の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　ここでは、さまざまな課題が多くあるわけですが、２点だけを中心にして、お話をさせていただきます。

一つは、非常に有名な話になっておりますが、下水処理場が将来的には廃止になるわけですけれども、その後の利用については非常に地域の方も重大な関心を持って見ているところであります。

過去の例で申し上げますと、61年の12月の９日に1028名の方の署名の中で、ほぼ超党派の議員の紹介ということで、昭和62年３月６日に全会一致、請願の採択を見ております。

これと前後しまして、各議員の方よりこの必要性を指摘をされて、市も積極的な答弁をされている経緯がございます。この処理場の跡地の問題は、跡地利用計画につきましては、これから具体的なスケジュールとして作業に入っていく課題である時期に入ったというふうに私も認識をしておりますので、その辺の取り組みの基本方針、基本的な考え方を確認をさせていただきたいというふうに思います。

これは市長の方から御答弁いただきたいわけですが、再三市長も、この辺については十分問題点を把握されているというふうに認識をしておりますので、お願いをしたいと思います。

それから第２点目の地域課題の問題ですが、平成２年の２月に市によりまして、いわゆる都市計画道路３・４・14号線交通予測調査の報告書が出ております。今回の予算原案の中にも、この対策と思われる予算が計上を見ているわけですが、非常に対策としては遅いのではないかというふうに、私は現状認識をしております。

かなりこの調査報告書は重要な内容であると思いますので、この報告書を中心にお話をさせていただきたいというふうに思います。

この調査は、平成２年の２月になされているわけですが、この目的としては、都市計画道路網の整備は、より円滑な交通環境と生活環境の向上のために進められたものである。しかしこの都市計画道路網は、すべて完成をして本来の機能を発揮するが、すべての整備には長い年月を要する。

したがって、整備可能な区間から徐々に進捗を図っていく。したがって暫定的な道路

網とならざるを得ない、こういう時期がある。この段階においては、都市計画道路のみだけで、道路交通の処理を行うことはできず、現在の道路を含めた道路で交通処理がなされる結果になる。

ここで一番問題になるのは、道路機能に一時的な混乱が生じることであり、供用された道路のインパクトが、居住環境を保全すべき地区に通過車両ですが、通過交通車両を進入させる等の影響を与えることである。

今回の３・４・14号線の一部供用が、平成４年度内には具体的に開始をされる予定である。しかしこの暫定的な道路網となることから、東豊田地区に通過交通を進入させることになり、安全性の低下、騒音等の環境悪化等の問題を生じるのではないかと危惧されているところである。

本調査は、以上の背景から、この暫定供用に伴い、危惧される東豊田地区の影響をできる限り定量的に予測をして、生活環境の保全と交通利便性の両面から望まれる対策案を検討することを目的とするということで、調査を始めたわけであります。

この中にさまざまな手法、問題点も指摘されておりますが、一番最終的な結論として、問題点と対応策の検討ということで、結論を出しているページがあります。

その点を要約をしてありますので、申し上げさせていただきたいと思います。

問題点と対策案の検討。

問題点。

道路網から見た問題点。

3･4･14号線の供用によって、3･4･15号線と接続し、幹線道路網をつくる。交通量の増加が見込まれるが、3･4･15号線の豊田駅寄りが供用されるまで、すなわち豊田の区画整理事業との関連でこの道路が整備をされる地域でありますが、これが供用されるまでは、豊田駅方向の交通に幹線道路で対応ができない。したがって対象地域、すなわち東豊田地区周辺の既存にある区画道路に、これらの交通が進入をしてくるということであります。

特にこの東豊田対象地域周辺で、ＪＲ中央線を横断する立川寄りの多摩平陸橋と、八王子寄りの豊田陸橋の間隔がおおむね約２キロメートルと長くなっており、道路網間隔から見て、この東豊田対象地域内で鉄道を横断せざるを得ないため、踏切に交通が集中してくる。

さらに3･4･14号線供用後の対象地域、南側の浅川の横断とＪＲ中央線の横断との連続性を見ると、平山橋には豊田陸橋が対応しているが、一番橋には対応する陸橋がなく、

対象地域内の、すなわち堀之内踏切が対応することになる。

この道路網から見た問題点より見て、短期、中期、将来だけでなく、都市計画道路網が完成をする長期の将来においても、南平方面から多摩平方面への通過車両が、この東豊田対象地域内を利用することが考えられる。ちなみに推計結果では、対象地域の多摩平側の出入り口を利用する交通量は、おおむね１日2000台となっている、こういうことであります。

具体的に、この対象地域に入ってくると、どういうふうなルート上の問題が起きてくるかということが、指摘をされております。

第１に、堀之内、黒川踏切が前後の車道幅員に比べ狭い幅員となっている。特に黒川踏切では、前後の車道幅員が６メートルなのに対し、踏切部は３メートルとなっており、自動車通行時の歩行者、自転車の通行が非常に困難となっているということであります。私は、この点については独自に調査をさせてもらって、指摘をさせていただきましたが、これは焦眉の急な状況だろうというふうに思います。

第２点として、ＪＲ中央線の列車の通過がこの踏切においては頻繁であり、踏切横断交通の遮断時間が長いということであります。

３番目の指摘は、対象地域への多摩平側の出入り口が二またの一方通行となっており、特に出口側では幅員が狭く、さらにカーブになっているという指摘であります。このような事情から、このルート上にはボトルネック箇所が多く、走行性を大きく低下させていることになるという指摘であります。

それで、具体的なこの報告書の対策案でありますが、短期、中期の将来の対策案としましては、この都市計画道路の法制等から見て、対象地域内を通過する幹線ルートを確保する必要性が高く、通過交通を締め出すことは困難なので、主に通過交通の処理に当たる幹線機能を持った道路と、地域住民のための区画道路とに対象地域内の道路の機能分担を図る必要があるというふうな指摘であります。

この幹線ルートとしては、現在、車道幅員が６メートル以上であり、既に需要の多いルートに固定をする。ルートの固定には誘導標識、路面表示等を用いる。これは今回の建設部の予算の中の対応で芽を出している部分かと思いますが、その辺はお聞きしたい点であります。

さらに幹線ルート上の環境安全対策として、車の速度を緩めるような具体的な、技術的な手法を細かく指摘をされておりますが、これでは根本的な解決としてはどうかなというのが、私の疑問であります。

さらに対策の指摘としては、黒川踏切北側の交差点に信号機を設置する必要がある。第２点に、黒川踏切の道路幅員を拡幅をして、前後区間の一方通行を解除することから、堀之内踏切利用交通の分散を図る必要がある。第３点は、これから廃止をされます下水処理場の跡地を利用して、多摩平入り口付近のルートを拡幅することによって、相互通行を可能にするという考え方であります。

甚だ体系的に説明をしておりませんが、さらに長期的な対策というものも、ここでは指摘をされております。すなわち、長期的には3･4･14号線を延長した堀之内踏切ルートを多摩平方面と接続させることが、道路網構成上望ましいという指摘であります。これは、過去にそのような計画があったというふうなことも、私は聞き及んでおりますけれども、この問題が出てくるであろうという指摘であります。

さらに堀之内踏切の立体化の問題が出てくる。これも過去にさまざまな事情があったようであります。あと長期的な対策の中には、多摩平団地の建てかえに伴う接続というふうな項目が出てまいります。

この手法をとるにしても、環境、地形、沿道利用状況等の問題点があるという指摘で終わっているわけであります。

以上、非常に的確な問題点をとらえた報告書が平成２年になされておりますけれども、もう既にこの報告書の中でも、平成４年に一部供用開始というふうな指摘もあるとおりでありますので、この辺の対策をどのように進めていく考えなのか、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の関係につきまして、お答えいたします。

下水道跡地の利用計画ということでございます。前にも議員さんからの質問があったわけでございますが、流域下水道と秋川処理区の接続によって、当然廃止されることによっての跡地でございます。この周辺につきましては、約６ヘクタールの緑地があるわけでございますが、日野緑地の一部をなす東豊田緑地保全地域ということで、指定されているわけでございます。

よってわき水の保全、水と緑に親しめる空間としての黒川清流公園、あるいは清水谷公園等の整備を進めてきた実情があるわけでございます。よって、当跡地利用につきましては、こういった緑地の保全を第一原則に考えながら、市民が親しめる場となる公園としての整備を考えていきたいというふうに考えております。

具体的にはこれから作業を進めるわけでございますが、公園を中心として、また市民

全体が何を現在の中で望んでいるかというような問題も、あわせて検討した中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　２点目についてお答えを申し上げます。

今、交通量予測調査の報告の中身については、質問者の方から細部的なことの御指摘がございました。私の方といたしましても、この問題について、すぐできる問題をまずかかろうということで、平成３年度の予算の中で、誘導の案内標識とか警戒標識を設置することを、予算計上させていただいたわけでございます。

また、この御質問の中でも踏切の問題とかいろいろ立体化の問題、これらについてはやはり当面の課題として解決していかなければならない問題ですけれども、すぐできるという問題をまず一つやりまして、それからそういうものに努力していきたいという考え方がございまして、交通管理者の方にも、御指摘の中の信号機の設置や、それから規制に対してのことも、今、交通管理者の方と協議中でございます。こういう形の中で、供用開始までにおいて努力していきたいという考えで、現在おります。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、簡潔に御答弁をいただいたわけですが、第１点目の地区センター、地区広場ということがあの地域から出ていることは、沿革を踏まえて今、お話しをさせてもらいましたけれども、先ほどの企画財政部長のお話ですと、公園として原則としては整備をしていきたい。それから市民全体の利用の中で考えていきたいというお話しでありました。

これは原則としては、私も当然であるというふうに考えております。しかし、あそこの多摩平処理場は非常に古い施設でありまして、市の方も、最後の方でしたが、覆蓋ですか、第１次処理のところを覆蓋させるということで、あれ自体覆蓋がなかったということは、非常にめずらいし現象だと思うのですが、おそまきながらそういうふうな対策を立てて、今日まで来たわけであります。

現在でも皆無とは言わないまでも、多少、処理場と非常に密接した地域にありますから、さまざまな問題があった地域であります。今の吹上の地区センターにつきましても、これは過去のいろいろないきさつの苦労の中から、あそこをようやっと地区センターとして、下に一般住宅の中で確保したという経緯があります。

全体的に、長期的に見ますと、生活環境部の方でも音の問題、振動の問題について対策をとっていただいた経緯があるわけですが、やはり長期的に見ますと、ふさわしい地

域ではないというのが地域の方のお話ですし、私もそう思うわけです。用地取得の困難な状況の中では、この地域の請願というものは、もっともな道理のある話だろうというふうに認識をしております。

したがいまして、あの地域が緑地の保全地域ということはありましても、既存の建造物等の実情があるわけですから、私はその辺についての対策は十分とれるのではないかというふうに、予測をいたしております。

そういう意味で、地域の特殊性もやはりその中に考慮をしていただいて、計画をしていただいても、十分な広がりのある地域というふうに思っております。また、市の方からも、再三、議事録をひもとくまでもなく、積極的な答弁もなされている状況であります。そういう意味で、今の御答弁ではかなり後退をしたような答弁に受け取れますので、その辺の展望を、市長の方からお話しをしていただきたいというふうに思います。

それから交通状況調査報告書の方の、建設部の方の答弁をいただきました。とりあえずできるところから手を打つということの手法の中でというお話がありました。特に信号機におきましても、踏切の拡幅にしましても、渉外に絡む、相手のある話でして、非常に難しい問題だというふうに思っております。

しかし、早く着手をしていただきませんと、時間を要する交渉の中での話になると思いますので、ぜひ精力的に進めていただきたいというふうに要望したいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の前段の、いわゆる多摩平下水処理場の廃止ということが見通せる時期に、到達をすることになっております。

今まで、歴史的経過の中で、いろいろな問題のあった場所でもあります。また現在、周辺の住民からも苦情の対象になった、そういういきさつもあるわけでありまして、日野市といたしましては、貴重な跡地が、日野市にとっても貴重な用地であるということを十分認識しながら、あの周辺の水と緑の一環の関係の位置づけを優先する場所だということで、多分どなたも異論がないところではないか、こんなふうに思っております。

あの敷地の中には黒川の清水谷公園、あるいは湧水から集まっております水路も埋没しておるわけであります。そういうものも十分配慮しながら、全市的な施設という意味合いと、それから地域的な対策というような意味合いを含めた、しかるべき活用を図るということが結論となってくると思っております。

都市計画上の廃止でありますとか、いろいろな手続もなお残るわけでありますので、今からそれらの行政上の施策にも取り組んで、整合を図りつつ、将来の活用の仕方を最

も有益に考えていきたいということは、もう当然だと思っております。

地形のこともありますので、地形もうまく活用する、そういうような工夫がいろいろと検討することによって、適当な利用の仕方が生まれてくるに違いない、こんなふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　かなり調和を図る市民全体の立場、さらには特殊性等も踏まえて、その調和の中で進めていきたいというふうに、私はお話を受けました。ぜひ入念な計画の中で進めていただきたいとというふうに思います。

特に最近残っている問題は、昔行われた事業で、今日を予測しない形でつくられたものがあって、現在の変化の中で対応せざるを得ないというものが、日野市の中で課題として残っているものがあります。

ここで申し上げれば黒川踏切などは、当時これほど車両が通る、人が通る、開発が進むということは予想されておりませんでしたから、踏切内の幅が３メートルで十分足りたわけですが、時代の状況の変化の中で対応を迫られているという問題があります。

さらに、これはこの質問の中では取り上げておりませんが、最近、矢頭橋の辺で防風板が設置を見たわけであります。これも神明橋よりも古い橋でして、防風板を設置するまでの対策を、そこで立てない状況で今日まできたというふうな、過去に行われた事業の中で、それを現在の市民のニーズに合わせて対応を迫らざるを得ないというものが今、目につくわけであります。

私は、建設部で見る限りは、できるところは徹底的にやってきて、残るはそういうふうな課題になってきているのではないかというふうに思います。特にその中で課題として難しいのは、渉外関係に絡む、相手のある事業が残っているというふうに認識をするところでありますが、そういう点では独自の計画、独自の予算で、おのおのの責任で実行していくということがとれません問題ですから、非常に難しい状況があるかと思いますけれども、新しい道路ができる、それによって事故の多発がふえるということでは、この報告書の中にありますとおり、居住者の生活環境を向上させるというふうな一つの目的を達成できない、犠牲にして終わるという結果を、現象的に見てはなりませんので、ぜひ将来の対策を見越して対策を進めていただきたいというふうに要望しまして、終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって21の３、東豊田三丁目地域の課題の質問を終わります。

これより請願第３－３号、公団家賃の「改定ルール」の再検討を要求し、家賃一斉値上げに反対する意見書提出を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第３－３号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第３－４号、区画整理の諸点についてご配意下さいの請願、請願第３－５号、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第３－４号、請願第３－５号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第３－６号、美浜原発２号機重大事故に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第３－６号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には、日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は３月29日、金曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時16分　散会

３月29日　金曜日　（第８日）

平成３年
第１回定例会　**日野市議会会議録　（第８号）**

３月29日　金曜日　（第８日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成3年3月29日（金）
午前10時開議

（議案審査報告）

（総務委員会）

日程第1　議案　第85号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2　議案　第3号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3　議案　第29号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4　議案　第30号　日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5　議案　第31号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（文教委員会）

日程第6　議案　第87号　日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7　議案　第11号　日野市青年の森あづみ荘設置条例の制定について

日程第8　議案　第12号　日野市公民館使用条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

日程第9　議案　第5号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案　第7号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議案　第8号　社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について

日程第12　議案　第9号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案　第10号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

（建設委員会）

日程第14　議案　第6号　日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議案　第32号　市道路線の廃止について

日程第16　議案　第33号　市道路線の認定について

（一般会計予算特別委員会）

日程第17　議案　第21号　平成3年度日野市一般会計予算について

（特別会計予算特別委員会）

日程第18　議案　第22号　平成3年度日野市国民健康保険特別会計予算について

日程第　19　議 案　第 23 号　平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について

日程第　20　議 案　第 24 号　平成３年度日野市下水道事業特別会計予算について

日程第　21　議 案　第 25 号　平成３年度日野市立総合病院事業会計予算について

日程第　22　議 案　第 26 号　平成３年度日野市受託水道事業特別会計予算について

日程第　23　議 案　第 27 号　平成３年度日野市老人保健特別会計予算について

日程第　24　議 案　第 28 号　平成３年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について

（請願審査報告）

（総務委員会）

日程第　25　請願 第 ３－３ 号　公団家賃の「改定ルール」の再検討を要求し、家賃一斉値上げに反対する意見書提出を求める請願

（建設委員会）

日程第　26　請願 第 ２－６ 号　高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願

日程第　27　請願 第 ２－27 号　高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願

日程第　28　請願 第 ２－31 号　東豊田三丁目住宅地内への事業所設置の差止めを求める請願

（継続審査）

（総務委員会）

日程第　29　請願 第 ２－29 号　市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願

日程第　30　請願 第 ２－32 号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願

（文教委員会）

日程第　31　請願 第 ２－24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願

日程第　32　請願 第 ２－25 号　中ホール建設に関する請願

日程第　33　請願 第 ３－２ 号　２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願

（厚生委員会）

日程第　34　請願 第 ２－20 号　日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願

日程第　35　請願 第 ３－６ 号　美浜原発２号機重大事故に関する陳情

（建設委員会）

日程第　36　請願 第 ２－４ 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願

日程第　37　請願 第 ２－５ 号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願

日程第　38　請願 第 ２－11 号　中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願

日程第　39　請願 第 ２－28 号　大阪上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願

日程第　40　請願 第 ２－30 号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願

日程第　41　請願 第 ３－１ 号　大阪上２丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情

日程第　42　請願 第 ３－４ 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願

日程第　43　請願 第 ３－５ 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願

（付託替え）

日程第　44　請願 第 ２－24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願の付託替えについて

日程第　45　請願 第 ２－25 号　中ホール建設に関する請願の付託替えについて

（継続審査議決）

日程第　46　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　47　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　48　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　49　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第　50	議員提出議案第１号	借地・借家法「改正」に反対する意見書
日程第　51	議員提出議案第２号	小選挙区制の導入に反対する意見書
日程第　52	議員提出議案第３号	老人保健法の一部「改正」案の撤回と老人医療費の無料制度復活を求める意見書
日程第　53	議員提出議案第４号	消費税に関する緊急措置を求める意見書
日程第　54	議員提出議案第５号	公団家賃の値上げに反対し、公団家賃改定方式の再検討を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第43及び第46から第49まで

午後１時10分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第３号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　総務委員会に付託されました議案第３号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてで、委員会の経過と結果について申し上げます。

本議案は、公営住宅法の改正により、使用者、申込者の基準額を改めるものでございます。

部長より新旧対照表によりまして、詳細に説明がなされたわけでございます。その一部を簡単に申し上げますと、第５条第１項第４号ア及びイ中、10万円を11万5,000円に、16万2,000円を19万8,000円に改めるということでございます。

第７条第６号及び第７号中、10万円を11万5,000円に改める。

次は第20条の、これは収入超過者のあけ渡し努力義務でございます。16万2,000円を19万8,000円に改め、同２号中10万円を11万5,000円に改めるということでございます。

次が第21条中の16万2,000円を19万8,000円に、20万4,000円を24万5,000円に、10万円

を11万5,000円に改めるということでございます。

第22条第２項第１号ア及びイを次のように改めるということでございます。これは前が、旧を見ればわかるように、新しいのがアです。改正によると19万8,000円。イを24万5,000円ということにするものでございます。

次に22条の第２項第２号、アからウまでを次のように改めるということでございます。アは11万5,000円、イは19万8,000円、ウは24万5,000円ということでございます。

そのような説明がなされまして、質疑応答がなされたわけでございます。簡単に申し上げますと、入居者の収入基準額はいつ改正されたかということでございます。また、どうして改正されたかというようなことも質問に出されました。

政令により５年間は改正されなかった。基準額については、例として、３人世帯、２種の場合はゼロから320万7,999円、１種は320万8,000円から446万3,999円というような答弁がなされたわけでございます。

また、収入基準を超えている人はどのくらいいるか、ということでございました。旧で計算しますと、いわゆる改正前が46％、改正後は29％という答えが出たわけでございます。

また、収入額が超えた場合の指導等はなされているかというようなことでございます。第２種は第１種に希望するようにと。超えた場合です。また、その付加使用料等も取られているわけでございます。

さらに、今度は収入超過者のあけ渡し義務の最高収入の方はどのくらいかというような質問もなされたわけでございます。最高の所得の方は1,013万円。ただし、これは２人働いているということです。控除をしますと710万円というのが所得金額であるというふうな説明がなされました。

さらに、昨年は募集したか、または本年は募集するか、というようなことも問われております。それに対しまして答えは、平成２年はしなかった。３年度は川原付住宅３号棟の新築がされるので24戸募集ということでございます。

そのうち実際に募集するのは24戸であるけれども、募集するのは18戸である。残りの６戸は高幡の市営住宅の建てかえというようなことが行われるので、これは仮入居ということで説明がなされたわけでございます。

以上のような結果を申し上げまして、総務委員会の審議の報告とさせていただきます。全員異議なく原案、これを可決すべきものと決しましたのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第３号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定、議案第30号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。本２件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第31号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　これも付託されたものでございます。議案第31号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは職員給与に関する条例第10号関係で、特殊勤務手当でございます。３年前に改正されたそうでございます。

改正の内容につきましては、別表第３のとおりであるというところで、部長より第３

表第10条関係につきまして詳細に区分、名称、手当、支給額、対象者等につきまして説明がなされたわけでございます。

特に、この名称につきまして質問等もなされたわけでございますけれども、それにつきまして簡単に申し上げますと、質疑につきましては、冒頭に職務給の導入についてというようなことも質問があったわけでございます。昨年12月に検討に入り準備中である、原案が煮詰まれば組合と交渉をして協議に入る、ということでございます。

また、特殊勤務手当の改正について問題はないか。また、併給されるかどうかというようなことです。組合と協議をして合意に達したので問題はない。併給を許されないものは高い方をとって支給をする。また、その併給を認められているものは、11の手当があるそうであります。これは規則によって行われているということでございます。

また、特殊技術手当に関してでございますけれども、これも質問がなされ、これが据え置きになっているのはどうしてかというようなことでございます。これは、電気、ボイラー、タービン主任技術者及び衛生管理者等でありますけれども、特に高圧電気主任技術者につきましては、市役所並びに市民会館、生活・保健センター等でありまして、生活・保健センター並びに市民会館は併任ということであるそうでございます。これらに関しましては、本来ならば給与でこれを行うべきであるけれども、今は手当ということでやっておる。併給は認められているということでございます。

そのようなことで、慎重に審議をいたしました。全会一致、原案、これを決することにいたしましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第31号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号、日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については文教委員長から目下委員

会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第11号、日野市青年の森あづみ荘設置条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋　徹君）　それでは議案第11号、日野市青年の森あづみ荘設置条例の制定についてでございます。

この条例におきましては、さまざまな質問をいただいたわけでありますけれども、特に名称についてでございます。この名称が、本会議でもいろいろ御意見をいただいたわけでありますけれども、日野市内在住の老若男女等しく、また地理的なことも含めまして、わかりやすい名称にしたいという意見が多数出されました。その名称につきましては、日野市青年の森あづみ荘を、日野市乗鞍高原安曇荘、この安曇は漢字で送り仮名を振るということでございます。この名称の部分を修正をしたいということで、新たな提案をさせていただいたわけでございます。

内容につきましては、宿泊費等々、地元の民宿等の料金との兼ね合いもありまして、このように、また三多摩各市の行政の保養施設等も参考にいたしまして、取り決めを行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ただいま文教委員長、議案第11号につきまして報告がございました。修正案が多数で決まったという結果になっておるわけでございますが、修正案に反対、原案に賛成した立場でしたので、その点について一言御意見を申し上げておきた

いと思います。

先ほど委員長も報告がありましたように、本会議の提案あるいは委員会の審査の中でも、青年の森あづみ荘というのは場所を特定することは非常に難しいといいますか、ちょっとわかりにくいんじゃないか、というような御意見がございました。そして修正案に盛られておりますように、乗鞍高原安曇荘というふうに修正されてきたわけでございます。

私は、青年の森というのが名称として使われて、今後、市民の利用に供するということになった場合、青年はいいけれど一般の市民が使いにくいというふうな状況はないんじゃないかというふうに思うわけでございます。これが実際に発足いたしまして、利用された状況を事前に予測するというのはなかなか難しいわけでありますけれど、現に使われている施設名などを参考にして、果たしてそうであるかどうかという、やっぱり判断の材料の一つを私は挙げてみたいと思うわけであります。

委員会の席上で申し上げましたけれど、例えば日野市内に勤労青年会館という名称の建物がございます。これは勤労者や青年だけが、では使いやすくて一般の市民の方は使いにくいかというと、そういう話は私はこれまで一度も聞いたことはないわけでございます。年間90％以上の利用率であるということの事務報告もございますように、大変利用されているという状況などがございました。

それから、場所の案内、わかりやすさという点では、たとえ一般市民向けのあづみ荘の位置を示す案内のチラシなども今後つくると思うんですけれど、その際には地図で場所を特定するというようなことだとか、わかりやすくその場所を案内するということなども今後考えていきたいという、教育委員会の説明でもありました。そういうことによって、私はあえて青年の森というのを変えなくても十分利用の便に供することはできる、このように考えたわけでございます。

よって、原案に賛成、修正案に反対という立場を明らかにしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　原案に賛成、修正案に反対の意見が出ましたので、私の方からは修正案に賛成、原案に反対の立場で意見を申し上げておきたいと思います。

まず、市長から提案されました条例の名称について、今回、文教委員会でも議論があったわけですが、名称は必ずしもふさわしいものではないのではないかということで、修正が行われたわけです。

私どもは、日野市の市民保養施設として、今後、多くの市民の方に利用していただくためには、やはり少しでもわかりやすい、また利用しやすい名称を考えるべきだという

立場から、修正案を提出をいたしました。確かに市長の青年の森あづみ荘という名称に著しい欠陥があるということにはならないかもわかりませんが、よりよい名称があれば、その方向で修正をするのが議会の責任だと思います。共産党だけ一会派だけ頑固に市長案に賛成ということで今意見が述べられておりましたが、私どもは他市の例なども参考にしてこの名称を考えました。

まず、乗鞍高原という名称を入れたことにつきましては、やはり所在地をはっきり市民の皆さんにわかっていただくような名称が考えられて当然だと思います。例えば、他市の例を見てみますと、府中市では、府中市立八ヶ岳府中山荘という名前で、所在地の名前を施設名称に入れております。

町田市の場合にも、町田市自然休暇村の場合に、町田市の名称について――これは所在地が入っておりませんので、これは訂正いたします。失礼しました。小平市と読み違えました。

小平市立八ヶ岳山荘。小平市の場合にも八ヶ岳をきちんと入れております。それから東村山の場合にも、東村山市、これは「はくしゅう」と読むんだと思いますが、山の家、ちゃんと所在地の地域の名称が入っております。

三鷹市の場合にも、三鷹市川上郷自然の村、このように所在地が大体どこにある施設だということがわかるように名称に工夫するのは、当然ではないかと思うわけです。

そういう意味で、乗鞍高原という名称を私どもは加えたということになるわけであります。

また、あづみ荘の平仮名を漢字に書きかえたということは、大変、一見読みづらい感じもするわけでありますが、安曇村というこの漢字のいわゆる字面から来る印象というのは、非常にロマンチックなものがあります。あえてこれを仮名に変えるのではなく、ルビを振ることによって市民の皆様にも自然に読んでいただける。安曇村の自治体の名称もきちんと漢字で書かれているわけでありますので、私どもはそれを尊重し、この安曇村という文字から来る感性というものを大切にしたいと思いましたので、ルビをきちんと振りまして市民の皆様に読んでいただく。そして定着を図るということで、ここも修正をしたわけであります。

今、勤労青年会館のたとえが出されたわけありますが、日野市内にある施設と、市民の皆さんが利用する場合には、半日かかってここの場所には行かなくてはいけないわけです。絶えず毎日市民の皆さんがごらんになっている施設と同等に議論をするというのは、非常にむちゃがあると思いますし、できるだけ利用する際に抵抗のない形で市民の

方に理解をいただくということが大切だと思います。そういった点から修正を試みたわけであります。

また、青年の森という名称について、これを外したわけでありますが、これからお年寄りが大変高齢化社会に向けて高齢者がふえてくる。青年の森という名称から、やはり休暇を取り、またレクリェーションの場としてどこかを選ぶ場合に、市民のそういう施設などを使ってみようということになった場合に、青年の森ということがありますと、なにか若い人たちだけが中心になって使われる施設ではないかということで、利用者がちゅうちょするようなことがあってはいけないと思います。特に余暇時間、レクリェーションなどの時間をこれから大切にして、大幅にそういうものを生活の中に確保していこうという時代でありますので、広範に市民の方が利用いただける名称としては、やはり青年の森ということが頭についておりますと、特定の人たちだけに使われている施設ではないかという、誤った印象を与えることも考えられますので、この際、青年の森という「青年」を取るのがベターではないか、ということになったわけであります。

先ほど申しました他市の例を見ましても、青年の森というような特定のゼネレーションを指定するような名称をつけた施設というのは、ほとんど他市にはありません。先ほど、ちょっと私、間違って申しましたが、町田市の自然休暇村などは青少年が使うというようなことで、条例の中にそういう目的を書いております。ですから、特に私どもが考える場合に、ある限られた人たちが利用するというようなことでこの施設がとらえられてはいけませんので、そういった面で最大の配慮をして、この施設の名称をこのように変えるということを提案したわけであります。

それから、これはちょっと私からの意見ということにはならないんですが、平成元年６月１日の市の広報に、市長は「新たな林間施設の構想」ということを、記事を掲載をいたしました。その中に、林間施設、少年の森大成荘という表現があります。この少年の森という表現をとらえて、文教委員会の中でほかの委員の方から、少年という言葉は少女に対する名称であって、なぜ少年という名称を使うのか、という指摘もありました。指摘されれば、なるほどそういう感もあるわけでありまして、今後、施設名称の命名に当たっては十分配慮をしていただきたいと思います。

以上、修正案に賛成、原案に反対の意見を申し上げます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって議案第11号、日野市青年の森あづみ荘設置条例の制定の件は修正可決されました。

これより議案第12号、日野市公民館使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋　徹君）　それでは文教委員会の報告をさせていただきます。

議案第12号、日野市公民館使用条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案書のとおりでございまして、特に委員の中から質疑、また意見もなく、原案を可決させていただきました。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第12号、日野市公民館使用条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第５号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第７号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定、議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第５号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件は、新しく市立三沢西地区センターが条例の中に加わったこと、また町名地番整理、文言整理などを行ったことなどにより改正となったことでございます。

質疑の主なものといたしましては、多摩平三丁目の地区センターの清掃を委託している人が午後３時ころになるので、市民が利用するときに大変利用しにくい。こういう質疑がございまして、答弁といたしましては、地区センターは地元の自治会に管理委託して、ほとんど90％委託されているけれども、この地元では周辺３館を高齢者事業団にやっていただいているので、このような結果になったということでございました。

今、二つの館が自治会管理になって、あと１館だけになっておりますので、これからは皆さんの要望に沿った形でやっていきたい、このような答弁がございました。

また、管理者会議などをやり、ストーブなども石油に切りかえているところもあるなどという答弁もございました。

以上、慎重審査を行い全会一致原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第７号、日野市心身障害者（児）福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本件は、東京都の心身障害児の条例改正によりまして、日野市においても条例の改正を行う。この手当の支給が500円アップするものでございます。そして、その中で、点頭てんかんは、今まで都の難病の方に入っていたけれども、今度は国の医療費助成を受けるので、これをこの条例から削ること。また、血友病は他のところに包含されるので削るということでございます。

質疑の主なものといたしまして、点頭てんかんは何人くらい患者さんがいらっしゃるのか。また、血友病の患者さんは何人かという、こういう問いに、点頭てんかんは４名、血友病は15人ということでございました。

慎重審査を行いまして、これも全会一致可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第８号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定についてでございます。

本件は、社会福祉法人日本心身障害児協会が多摩市に建設をしていく重症心身障害者（児）通所施設に資金の助成をするものでございます。これは島田療育園に建設をし、日野、多摩、稲城、八王子、町田、この５市で約１億5,000万円の金額を3,000万円ずつ助成するというもので、10月には完成するというものでございます。

質疑の主なものといたしまして、こういう形で出資した施設があるのかという問いには、至誠老人ホームがあるということ。また、一般条例を変えることでなくてできないのかという、こういう質問に対しましては、一般条例は日野市のみの補助になるので、他市に建設する場合には特例を設けなければならない、ということでございました。

慎重審査を行い、全会一致原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この手当の支給額を月単位として、それぞれアップするものでございます。70歳以上の者に４万3,000円を４万5,000円に、70歳未満の者に３万6,000円を３万7,500円に、所得基準が設けられている人については２万4,000円を２万5,000円に、重度心身障害者手当を受けている方については２万4,000円を２万5,000円とするものでございます。

この質疑の主なものといたしましては、福祉手当を受けるときに申請を民生委員を通じてやらなければならない。なぜ民生委員の証明が必要なのかという、こういう問いがございました。

これに対しましては、介護している人や本人より申請をしてもらっているが、寝たきりでない方がもらっている、こういう場合もあったり、また、あるいは地域の中で人間関係もできない場合もありますので、民生委員を通じてこうした状況なども確認できるのではないかということで、民生委員を通じて行っている。こういう答弁がございました。

また、条例の改正がいつされるのかはっきりとわからないので、これをわかるようにしていただきたいという、こういうことでもございました。

これにつきましては、毎年10月が改定であるけれども、本年は４月に制度が変わることになったということで、これにつきましても慎重審査を行い、原案を全会一致可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、児童育成手当を１万500円を１万1,000円に、障害手当を１万2,500円を１万3,000円に、それぞれ支給アップをするものでございます。これにつきましても慎重審査を行いまして、全会一致原案を可決すべきものと決した次第でございます。

以上、５案件の審査を行ったことを御報告申し上げますが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本５件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本５件について採決いたします。本５件に対する委員長報告は原案可決であります。本５件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第５号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第７号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定、議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第６号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第32号、市道路線の廃止、議案第33号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　　建設委員会に付託されました議案６号、32号、33号につきましての審査報告をいたします。

議案６号の日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、別表第１に、高幡地区整備計画区域、下河内地区整備計画、南平地区整備計画区域の三つの区域を新たに加えるものであります。

第６条の見出しに最低限度を加え、高さの最高限度及び最低限度に改めるもので、高幡地区整備計画区域の店舗地区Ａを10メートル、Ｂを７メートル、また南平地区整備区域の沿道地区Ａ，Ｂともに７メートルの建物の高さの最低限度を定めるものであります。

第８条の見出しに最低限度を加え、用途の制限、敷地面積の最低限度並びに高さの最高限度及び最低限度の特例に改めるものであります。

主な質疑としましては、市の都市計画審議会には既に済んでいるかどうか、建築してはならない建物の制限について、違反している場合の対応策等についてであります。

答弁としましては、既に手続は完了している。違反した場合、勧告をいたしまして是正をするよう指導していく。また、10万円以下の罰金に処する等の答弁がありました。

全会一致可決すべきものと決した次第であります。よろしくお願いいたします。

議案第32号、市道路線の廃止、議案第33号、市道路線の認定についての審査報告をいたします。

市道路線の廃止につきましては、路線名Ｄ79－18号線で、基点、大字川辺堀之内の109番地先より同114番地先まで延長52メートル、幅員1.82メートルであります。開発行為に伴い新設道路の区域に編入されるための市道路線を廃止するものであります。

市道路線の認定につきましては、路線名Ｄ79－20号、延長125.1メートルと、路線名Ｄ79－21号線で、延長102.5メートルの２路線につきましては、大字川辺堀之内の開発行為の完了に伴う道路の帰属によるものであります。

路線名Ｃ75－３号線、延長148メートルにつきましては、万願寺歩道橋の完成に伴い市道路線の認定をするものであります。

委員会といたしまして、４路線の現地調査を行い、審議につきましては特に質疑もなく議案32号、市道路線の廃止、議案33号、市道路線の認定の２議案を全会一致可決すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第６号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第32号、市道路線の廃止、議案第33号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号、平成３年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長　登壇〕

○一般会計予算特別委員長（簔野行雄君）　　議案第21号、平成３年度一般会計予算につ

いて審査報告を申し上げます。

審査報告の前に、委員長、副委員長の選任についてでありますが、20日の初日、開会に先立ち委員長に私、副委員長に鈴木美奈子議員が選任され、その後の委員会運営に当たりましたことをまず御報告しておきます。

さて、この委員会は、20日、22、25日の３日間の日程で開かれ、この間、延べ55人の委員から件数にして180件の質問がなされ、熱心な質疑が交わされました。委員あるいは説明員の皆さんの協力のもと、無事に日程内に全議事を終わらせることができました。この際、改めて関係者の皆さんに委員長ともどもお礼を申し上げておきたいと思います。

これから順次、審査内容の報告に入りますが、何分にも質問が多いので、全部これを紹介するわけにはまいりません。そこで一部、主なるものの紹介ということになりますが、そうなりますとどうしても主観的な判断が入るかと思いますが、その辺は御理解のほどをお願いしたいと思います。

第１日目には、まず歳入全般について関係部長より詳細説明を受け、質問に入りました。６人の委員の方から15件の質問がありました。

主なるものとして、住宅使用料の基本使用料と賦課使用料の割合はどうなっているのかということ。

市税の延滞金の状況及び差し押さえの手続について市民に迷惑をかけてはいないか、という質問です。

生活保護世帯数が減少の傾向にあるが、その原因は何かということ。土地・建物貸付料について件数がふえているのに金額が減少しているのはどういうわけか。

市民会館、公民館、ふるさと博物館の使用料の推移について。

あるいは基金の取り崩しについての考え方。

市町村振興交付金の充当項目はどうなっているのか、ということであります。

続いて午後は議会費、総務費に入り、市内連絡バスの補助金の上限についてはどう考えるか。

来年度の職員再雇用については予定はどうなっているのか。

バス代借り上げの単価がまちまちであるがどういうわけか。

企業公社の運営について。あるいは今後の事業計画はどうなっているのか。

御案内の多摩平支所の廃止についての考え方。

浅川公会堂の問題について、これは駐車場問題も含めてどうなるのか。

平和展というのがありますが、これはどういうものか。

都立美術館誘致運動の現状。

納税貯蓄組合の役割と市の今後の対応について。

コミュニティ検討委員会の日程、これからの手順はどうなっているのか。

市立病院建設にどう対応するのか。

海外研修を含めて職員の研修制度についての考え方について。

職員の勤務時間、残業時間、休暇の消化率はどうなっているのかという質問がございました。

以上を含めて８人の委員の皆さんから26件の質問があり、以上で第１日目を終わり、４時46分に初日は閉会ということになりました。

２日目、22日は、まず民生費について説明を受け質疑に入り、11人の委員から37件の質問がありました。

主なるものを紹介しますと、高齢者事業団への委託料はどのぐらいになるか。またその内訳はどうかということ。

青少年活動育成補助について。これは、窓口を一本化すべきではないかという質問もありました。

ダンスに利用する施設はどうなっているのか。

土方英世氏より提供される土地の利用はどうするのか。

児童館の入所状況はどうなのか。

精薄者寮の内容はどんなものなのか。

同じく市民交友集会とはどんなことをするのか。

不燃物ストックヤードについてはどういう考えでいるのか。

老人入院共済事業について。

地区センター冷暖房設置について。

以上のような質問がありまして、これについてはおおよそ３時ごろ終わり、続いて衛生費、労働費に入りました。

主なる質問として、新しく導入される収集車について。

不燃物のボックスの数は週２回収集に伴って減らすのか。あるいは置き場所についても同様かということです。

カレットごみの分別収集について問題はないのか。

あるいは救急医療の中で歯科診療がなされていないがどうなっているのか。

紙類は別に収集できないのか。

あるいは「沼津海の家」の利用状況はどうなっているのか。

法人の粗大ごみの受け入れ状況について。これは事業ごみでなく、ということでございました。

以上を含め８人の委員の方から17件の質問があり、続いて農業費、商工費、土木費、消防費について、５時50分に再開いたしました。

１、水辺環境整備検討委員会、駐車場整備検討委員会、あるいは緑化委員会について、その審議内容はどうなのか。

急斜面工事の内容は何なのか。

防災情報センターの施設の内容、備品倉庫はこの中へ含めるのか。

長沼橋のかけかえについて取りつけ道路はどうなるのか。

八王子市あるいは建設省との負担割合はどうなっているのか。

多摩動物園の裏門の開設見込みはどうなのか。

自治消防団の団員の定数不足はないのか。報酬は他市に比べて低すぎるのではないか。

街路灯の今後の改良計画はどうなっているのか等を含めて20件の質問があり、これにつきましては２日目に消化し切れませんで７時40分に会議を閉じ、残りの質問は３日目に回して行いました。

３日目につきましては、今申し上げたとおり土木費等の質問を終わった後、午後、教育費、公債費、諸支出金等の質疑に入りました。９人、41件の質問がございました。

教職員互助会交付金とは内容がどんなものか。

教職員資料室と幼児教育センターとの整合性はどうなっているのか。その活動内容はどうなのか。

学校交際費というのが新たに設けられたが、１校９万円ということだが学校規模によって多少差をつけた方がいいんではないか。

幼児教育センター顧問は職員なのか。また仕事の内容は。報酬は妥当なのかということ。

東光寺グラウンドの八王子寄り未利用分について整備不良を推進すべきだと思うが対策はどうしているのか。

総合教育センターの設置要望についてどう考えるのか。

一小のグラウンド整備について。またその際の遺跡調査はどうか。

高齢者触れ合いレクリェーションというのはどういうものなのか。

淡水区跡地の借り上げ料は妥当なのか。

学級数、空き教室の現状はどうなのか。

教職員資料室の教職員の参加について問題はないのか。

新学習指導要領による生活科の新設について問題はないか。あるいは、学校の今後の週５日制についての展望はどうか。

パソコンの設置学校は、どことどこになるのか。

以上を終わりまして４時45分より総括質疑に入り、８人の委員から24件の御質問がありました。

まず、民生費の中にコミュニティという文字があるが、なじまないのではないか。ほかに適当な日本語はないかというような質問がなされました。

続いて防災センター用地に関連して、今まで家屋、居住者つきの家屋の土地を買収した先例があるのかという質問でございます。

あるいは、第三次基本構想について、市役所あるいは学校等の公共施設でのごみの減量あるいは再利用についてはどんな施策をとっているのか。

防災センターの工事は具体的にいつ始まる予定なのか。

給食時の食器、アルミから陶器への移行に伴う調理員の負担増についてどんな対策をとるのか。

行政各部門でスペシャリストをこれからは養成に力を入れるべきではないか。

幼児教育センターについて、教育そのものについては行政になじまないではないかというような御質問がございました。

以上で終わり、９時15分に休憩に入ったわけであります。

次に意見となりますが、意見につきましては、慣例により各派代表が本会議で行うということでこれを省略し採決に入ったわけでありますが、採決に先立ち土方議員ほか７名より修正案が提出されました。その内容については、お手元の資料のとおりであります。これを議題とし、質疑、意見を求めましたが別になく、直ちに修正案の採決に入りました。採決の結果は賛成多数でありましたので、これを可決することに決しました。

これで長時間にわたる議案第21号、平成３年度一般会計予算の審議を終わりまして散会いたしました。終わったのは12時半を回っていたと思います。不十分ではありますが、一般会計予算の審査並びに結果の報告を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　先ほど修正案が可決されましたあづみ荘のことなんですが、社会教育費にあづみ荘の管理運営委託料6,000万が計上されております。この積算の根拠

に何か協議があったかどうか。日野市企業公社が運営に当たるということになっておりますが、この点について委員長にお尋ねいたします。

社会教育センター維持管理補助金、これも社会教育費ですが、今回、教育委員会関係の予算に計上されておりますが、この理由はどういうことなのか。予算の組み方が変わったと思うんですが、この点について委員会でどういうお話が出たか、お尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（篠野行雄君）　第１問ですが、それについてはある委員から質問がございまして、内訳は1,487万8,000円が需用費、286万4,000円が役務費、4,067万9,000円が委託関係、そして252万円が車等のリース代、こういうことのようであります。

第２番目については、説明の中にございました。どういう理由かということについては、私は詳しくは記憶しておりません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　最初のあづみ荘の方ですが、大体、日野市企業公社に委託をする部分が予算の大半を占めているということになろうかと思うんですが、何かいろいろ聞くところによりますと、企業公社の職員で、現地に行く方というのがなかなか決めるのが大変ではないかというようなことをちょっと聞いているんですが、その点、現在どういう作業をなさっているか。来年度に向けての市の取り組みについて細かい話があったのであれば、さらにお聞かせをいただきたいと思います。

それから社会教育センターの方は、日野市の補助金で社会教育センターは運営されている。民間の団体がほぼ100％の税金で運営されるという非常に変則的なことになっているわけです。いろいろ今までの経過もあることは承知しておりますが、今回、予算の組み方が統合したというようなことらしいんですが、委員長ははっきり御記憶なさっていないということで、さらに詳しく説明が担当の方から伺えればありがたいと思います。

○議長（小山良悟君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（篠野行雄君）　それでは御要望でございますので、担当の方から説明をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の社会教育予算の中でのあづみ荘の委託でございます。これはたしか資料要求がありまして、全議員さんにその内訳等の資料を配付している予定でございます。すべての経費が、これはあづみ荘に関連するものでございます

ますので、市から企業公社に委託する経費でございます。

社会教育センターの関係でございます。これは予算の説明のときに、本来、過去は企画財政部の所管の中で、もちろん企画調整費の中に予算化をしてきました。事業別予算に編成をしたために社会教育経費の中で、担当部局は括弧書きで企画課というふうに書いてはございますが、組みかえたというような説明を申し上げました。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　担当の方からお話がありましたので、もう少し詳しく教えていただければと思います。

私、先ほどちょっと表現がまずかったと思いますが、要するに管理委託料はこれすべて企業公社の方に出されるものだということは、今御説明があったわけですが、今後の運営について、今非常に、例えば人手がないとか労働力の確保ということが難しいというようなことが言われておりますので、せっかく施設が完成をしても、これが順調に事業開始ができないということがあってはいけませんので、あづみ荘に行くまず市の責任者、それからその責任者がどこかにまた委託をして、そこの会社と一緒に運営に当たるというふうになると思いますが、その辺の段取りはうまく今後とられていくのかどうか。もう一度お尋ねをいたします。

それから社会教育センターの維持管理補助金については、今、予算上の措置についてはわかりました。私はかねて毎回、予算と決算の場で指摘をしてきましたが、社会教育センターに対する補助金というものは、要するに丸抱えでやっているわけです。どれだけ社会教育センター自身で自主的な財政再建、健全な財政運営ができるように心がけているかということで、ここのところは大分赤字も減ってきたというようなことも聞くんですが、平成３年度の補助金の支出に当たっては、社会教育センターの今の運営状況についてはどのようにお考えになっているのか。もう一度、お尋ねをいたします。すこぶる健全だというふうにお考えかどうかです。お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の、これからのあづみ荘の委託を受ける企業公社とその準備の状況ということで、大変失礼しました。

現在、企画財政部の中というよりは、既に企業公社が発足しておりますので、その中で当然、工期が６月末ということでございます。そのオープンに従いまして、現在、委託業者の選定を進めているということでございます。かなりの業者があるわけでござい

ますが、場所的にも特殊でございます。現在まだ細かくは詰めておりませんが、３業者ほどを選びまして、これから業者の選定をしていくということでございます。

なお、これに関連してのあづみ荘の運営に対する人の問題でございます。今の内容としては、あづみ荘を受ける企業公社の職員が２名ということで選考しております。しかし、これはあくまでも市の職員は、これはもちろん派遣しませんので、企業公社の職員を入れるということでございます。新年度になりまして地元との話し合いもあるわけでございますが、地元からぜひ村に対して推選をしてくれという要請の経過も過去ございます。しかし、なかなか地元の問題は進んでおりません。しかし、公社としても現在、人選中でございますが、人がいないということではございませんが、現実の問題としては、まず何とか見つけてオープンまでに努力する、そういう気持ちで準備を進めております。

もう１点、社会教育センターへの委託の問題でございます。毎年かなりの委託料が増加しているわけでございますが、もちろん委託料をあわせて社会教育センターとしても貸し出し事業、あるいはそれに関連する自主事業を重ねております。そういう中では、かなり本年度の計画も館を利用した活動等の計画を一定のものを持っております。赤字から黒字に一応は転換したということで、その黒字経営の考え方を持っている社教センターの事業の拡大を含めながら平成３年度に当たる、というような事業計画を持っておりますので、多少は我々担当部としては事業をぜひ推進し健全財政に努めてもらいたいというような形でお願いを申し上げております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　社会教育センターについては引き続き市の方で適切な指導をやっていただきたい。これを強く要望しておきます。

それからあづみ荘の件なんですが、私がさきに企業公社のことで、委員長にちょっと申しわけないんですが、質問をいたしました。ことしの１月１日に発足をして既にこの組織はでき上がっているわけですが、予算書もなければ事業計画書もないという状態で、企業公社の規約に違反をする形で今企業公社は存在をしているという、全く不自然な状態にあるわけです。ですから４月１日から新しい事業がスタートするわけでありますので、企業公社のきちんとした対応を望んでおきたいんですが、さきに私が指摘しました企業公社の規約に違反する運営のことについては、いろいろ非公式にお聞きいたしましたが、公式のここは場ですので、市の見解を改めてここでお聞きをしておきたいわけです。

市の職員は直接は向こうには派遣できないということで、これはわかります。だとすれば、企業公社の専属の職員が、社員といいますか、向こうに行っていただくということになろうかと思うんですが、その方はオールシーズン向こうに派遣をされるというようなことになるのか。出張というか、あづみ荘のお世話をするために行かれるのかどうか。

というのは、この間、あづみ荘の図面を、配られたものを見ておりましたら、そういう職員の方の部屋というのがないように思うんですが、この点はどういう対応をなさるのか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは２点の御質問にお答えしたいと思います。

１点目の公社の発足に関連しての問題でございます。予算書の関係、発足に関連しての御質問をいただいたわけでございます。１月１日に日野市企業公社としての発足を見ました。その職員につきましては、前回もお話し申し上げましたが、日野市嘱託職員としての非常勤の職というような報酬、あるいは費用弁償に関する条例に基づいての報酬支払いを行っているわけでございます。私の方もその後、行政部地方課の職員とも、電話で連絡でございますが、一応確認をとっております。これにつきましては、日野市嘱託員としての任命行為をし、目的の一定の事業計画が、あづみと駐輪場、駐車場というようなことは前回申し上げました。それに関連しての業務を担当していることであり、現行では違法性はない。違法性の問題もただされたわけでございますが、これについては違法ではないというような、会計上の支出部分についてはそういう見解に立っております。よろしく御理解賜りたいと思います。

なお２点目の、公社職員の問題でございます。平面図の中で管理人の云々、管理人でなくして公社職員の問題でございます。

考え方は、公社職員として管理業務を行うということで、図面の上では、一つは住み込みということでございます。ただし、本予算の議決後において具体的に折衝を精力的にやるつもりでございますが、できることであれば、先ほどもちょっと申し上げましたが、村の方に、地元で管理をしていただける人がいないかということは、過去にもお話し申し上げましたが、できればその方を公社の職員として、管理人として雇いたいという気持ちでいるわけでございます。現在では、いろんな村との関係でちょうど統一選があるわけでございます。安曇村では統一選にかかっているわけでございますので、そん

な関係もありまして、具体的な詰めが現行では進んでいない。いなかった場合には、その返事を受けた中でどう対応するか。１年間あるいは半年交代でやるか。これは、これからの問題として考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　企業公社の会計処理のことなんですが、やはり自治体のこういう経理は、あくまで公明正大にやらなきゃいけないと思いますし、あいまいな運営は幾ら公社であるとはいえ、できるだけ回避をするという努力は必要であったと思うわけです。

実は、担当の方には申し上げましたが、東京都の地方課の見解ということをよくおっしゃいますので、私も東京都の地方課に行ってまいりました。担当者にも会いました。公営企業の担当にも念のため、将来社団法人になった場合に、そちらの方の指導も受けるわけですので、念のためそちらにも行ってまいりました。

しかしニュアンスは、今、企画財政部長がおっしゃったことと、かなり開きがあるわけです。東京都が「いいですよ」というようなことを言うはずがないんです、こういうやり方に。ですから、わずか３カ月のこととはいえ、全く独立した人格を持った企業公社を発足させた以上、独立した予算、事業計画をつくって運営すべきだったと思いますし、誤りがわかれば誤りを正す。会計規則などにもちゃんと、誤払いがあった場合には――誤って支払いが行われた場合にはこのように訂正しなさいというやり方まで、日野市の会計事務規則にはきちんと書かれております。これにのっとってやれば、毎月20万給料をもらっておられたお２人の方から別に返していただかなくてお渡ししたままで書類上、訂正、是正はできたわけです。しかし、残りもう一月ということで、もう既に来月は４月で新年度ということもありますので、余り規則や法律ということを振り回すというのも現実的ではないのかもわかりません。

しかし、日野市が行う事業がこういう状況でスタートしたということは、今後大きないさめとしていただいて、新しい組織ができれば、その組織の規則にのっとった運営が行われるように心がけていただきたいと思うわけです。地方自治法等の規則を引用するまでもなく、非常勤特別職の方はこうあるべきだというようなこともちゃんと書かれておりますし、今も非常勤特別職であるということでのお２人の方の位置づけは非常に無理があるわけです。その辺、重ねて指摘をしておきたいと思います。

結構です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　日本共産党日野市議団を代表して、議案第21号、1991年、平成３年度一般会計予算案に対して原案賛成、修正案反対の立場から一言意見を申し上げます。

今年度の予算案は、これまでの施策を一層充実をさせ、発展をさせていく積極的なものとなっております。所信表明演説で森田市長は「市民の自治と連帯の意識に裏打ちされた魅力と生きがいに富む平和で活力ある地域社会の実現のため、市民の英知と職員の能力を結集し情熱をかけて邁進する所存であります」と述べ、今後のまちづくり事業を進める方向と、基本的な立場を明らかにしております。

まず第１の、健康と福祉のまちづくりでは、高齢化社会に備えて生きがいある老後の暮らしを目指す施策の充実、前進が図られております。老人給食サービス事業や高齢者への民間住宅家賃の助成、集合住宅の借り上げ、さらに高齢者福祉の拠点として100人規模の特別養護老人ホームの計画に着手するなど、今年度の老人福祉費は17億7,283万2,000円、前年対比で２億8,615万6,000円の増となっております。これはちなみに老人70歳以上のお年寄りで割ってみますと、１人当たり20万1,458円という、まさに高齢化社会を控えての積極的な老人福祉施策だということが言えるかと思います。

障害者福祉費では、精神薄弱者のための生活寮の建設や、重度心身障害者の通所訓練施設建設に対する助成などが計上されております。

その他学童クラブの新設や生活・保健センターでの機能訓練事業の実施、そして２年度目になりますけれども、市立総合病院建設基金の積み立てなど、健康と福祉のまちづくりを進める積極的な予算計上がなされております。

第２の、豊かな人間性を育む教育と文化のまちづくりでは、第五小学校、七生中学校の屋内運動場の大規模改造工事を初め平山中学校の食堂の建設、中学校でのパソコン教室の設置、青年の森あづみ荘の開設、さらには少年の森大成荘の建設、浅川スポーツ広場整備など、市民の期待と要求にこたえた積極的な予算化が図られております。

第３の、自然と調和する安全、快適なまちづくりでは、公共下水道事業など都市基盤整備事業に107億2,900万円もの予算計上が図られ、さらに一段と力を込めての基盤整備が進められることになっております。そして川原付市営住宅の建てかえ、交通安全施設

整備事業、日野駅西の自転車駐車場設置、さらには多摩動物公園への連絡路の新設、それに向けての調査実施設計、公共駐車場整備調査計画などが予算化されております。

第４の、活気ある産業と豊かな消費のまちづくりでは、消費者リサイクル運動の推進と消費生活出張相談事業、商店街の活性化を目指す、そして商業振興を目指す商店会への助成、勤労者互助会の記念行事への助成などが予算化されております。

第５の、参加と連帯でつくる市民自治のまちづくりでは、非核平和展の開催、平和映画の集い、平和祈念行事等の参加者への補助、日野女性社会事業協会の充実、さらには市内連絡バスの日野台路線の運行、平山城址公園駅前公共施設設置に向けての設計費の計上、地区センター新築並びに改築の工事費、市民読本の作成など、この施策の前進が盛り込まれております。

さらに施策の充実を図るレベルアップ事業といたしまして、寝たきり老人巡回入浴サービスや生き生き体操教室、中学校生徒修学旅行への補助のレベルアップなど、30に及ぶ施策の充実が図られる、そういう内容の予算化が図られました。

特に、不燃ごみの週２回収集については、公住協を初め多くの市民の年来の要求がようやく実現されることになり、積極的に評価をしたいと思います。ごみになったら処理、処分が困難な製品はつくらせない。行政、地域、家庭が一体となった分別収集によるごみの再利用、再資源化、自主的なリサイクル運動への取り組みが、当面する重要な課題となっております。ごみ問題解決の要は、企業責任を明確にした再利用、再資源化と減量作戦であります。今度の議会では、多くの議員からごみ問題についての発言が行われました。

振り返って、私は19年前、1972年、昭和47年、大変古い話でありますけれども、二昔前になりますが、ごみ戦争に対する積極策について、一般質問に立ちました。第１に大量生産、大量消費をもたらした高度経済成長政策に対する厳しい批判、第２に企業責任の明確化、第３に減量運動、第４にごみの再利用などについて積極的な提言を行いました。十年一日のごとくといいますけれども、まさに二十年一日のごとくの感を強くいたします。ごみ問題は地方自治体の完全義務行政であります。引き続き積極的な当局側の努力を要望しておきたいと思います。

今年度は、81年に臨時行政調査会が財政支出削減、行政合理化の名のもとに開始をしました臨調行革の10年目に当たります。この機会に簡単に振り返ってみたいと思います。

80年代を通じて強行された臨調路線、地方行革は、地方自治体を自民党政府の下請け機関とし、教育、福祉の諸制度を破壊をし、住民いじめと地方自治の空洞化を進めてき

たことは御承知のとおりであります。82年11月に発足した中曽根内閣が戦後政治の総決算と称して強行されてきた臨調行革路線が地方自治体や国民へもたらせたマイナス影響は、はかり知れないものがあります。臨調行革は軍事費の異常突出の犠牲として、82年８月に老人保健法の成立、84年８月に健康保険改悪の成立、さらに85年５月に補助金１割カット、一括法案の成立など、福祉、教育の切り捨てとして強行されてまいりました。

特に地方自治体への補助金カットが始まった85年は、地方行革元年と呼ばれ、政府は地方自治体への財政締めつけを強制的に執行させ、住民に転嫁をさせるために、84年12月には行政改革の推進に関する当面の実施方針についての閣議決定を行い、85年１月には、自治省が地方自治体の行革推進のための次官通達による地方公共団体における行政改革推進の方針についてを発表、そして自治権をも無視して全地方自治体に地方行革大綱の策定と実施を一律に強制をし、住民サービスの切り下げを推進してきたわけであります。この臨調行革路線の本質は、大企業の利益の擁護と軍備拡大の遂行という二大目的を果たすために、これまで長期にわたる国民的な運動や闘争をも反映をして、各分野で築かれてきた民主的な諸制度を一挙に覆して、その反動計画を安心して遂行できる財政上、行政上の基礎を築くというものでありました。

1982年から90年度の国家予算のうち、主なものの推移を見てみますと、軍事費は何と60.8％増であります。経済協力費が66.5％増。これに対して社会保障費はわずか29.8％増。文教費に至っては3.7％という増にとどまっております。軍備拡大のために福祉、教育を犠牲にした臨調路線のねらいが、数字の上に明らかにされています。

また、消費税の実施に伴うマイナス影響も極めて大きなものがあるわけであります。この間、自民党政府、そして鈴木自公民都政のもとで極めて深刻な事態に追い込まれてきたのが、御承知のように国民健康保険事業であります。本年度の一般会計からの国保事業への繰り出しは、６億6,839万8,000円となっています。御承知のように、1984年８月、政府は国保への国庫負担をそれまでの医療費の45％から38.5％に切り下げました。このため、国保財政危機に拍車がかかり、以後、３年間に全国の実に97.4％もの自治体で平均36％の国保税の値上げが行われ、結果として保険税を払いたくても払えない滞納者が急増するという状況が全国的な傾向となってきています。

臨調行革路線の10年目に当たるこの時点で、改めてその実態を見詰め直しながら、市当局と市民が一体となって政府自民党に対してカットされた補助金の復活と増額、消費税存続の反対などを粘り強く要求していく必要があることを、まず強調しておきたいと思います。予算委員会の審議の過程で、森田市長から、国保税の値上げについては近い

年次には考えていないとの態度表明がなされました。この点は高く評価をしておきたいと思います。

次に、自民党、公明党から提出された修正案について、一言触れておきたいと思います。

浅川公会堂、防災情報センターの建設計画は、下水道事業を初め都市基盤整備、自然と住環境を守り安心して暮らせるまちづくりにとって、市民要求との関連で極めて重要な施策であります。今回提出された修正案は、市民の期待と要求を裏切る暴挙だと言わざるを得ません。一部に意見があるから、まだ合意が成立していないからといって、予算計上は認めないとする態度は、多くの良識ある市民からの厳しい批判は避けられないであろうと私は思います。（「市民を追い出すのか。かわいそうに」と呼ぶ者あり）

次に、具体的な要望意見を申し上げておきたいと思います。

まず１点は、老人入院見舞共済制度の見直しであります。対象年齢の引き下げ、支給金額の引き上げ等について積極的に検討をしていただきたいと思います。

２点目は、老人性白内障人工水晶体、いわゆる眼内レンズに関する請願が12月議会で全会一致で採択をされております。森田市長も年内には補助、助成について実施する方向での答弁がなされました。年内の早い時期に、その実現が図られるように積極的に取り組むよう要望し、あわせて健康保険の適用を国に対して要求するよう要望しておきます。

３点目は、障害児を持つ親への交通費の助成であります。この点についても積極的に検討し、実現を図っていただきたいと思います。

４点目は、参加と連帯でつくる市民自治のまちづくりについてでありますけれども、日野市基本計画には「市民参加の充実のために、行政の各分野において地域住民の合意形成のためのシステムを検討していく」こう明記されておりますけれども、下水道事業を初め土地区画整理事業や地区計画、各種公共施設の建設など、いわゆるまちづくりへの市民参加をさらに一層充実させるよう要望をいたしておきます。

５点目は、職員、議員の海外研修、行政調査について、一言要望しておきたいと思います。職員については、既に条例化され、条例に基づいて実施されておりますけれども、その経費は負担金として予算計上され、執行されています。負担金としてではなくて、旅費として計上し、執行されるべきであると考えます。

また、議員の海外行政調査は、きちんと条例を制定をし、条例に基づいて海外行政調査旅費として予算計上し、執行すべきだと思います。財政当局の可及的速やかなる適切

な対応を要望いたしておきます。

以上、５点が要望意見でありますけれども、日本共産党市議団は、昨年秋、アンケート活動や市内諸団体との懇談会などを経て、11月中旬に予算要望書を森田市長に提出をし、市民の切実な要求を積極的に予算編成に反映させるよう強く要望してまいりました。1991年、平成３年度の予算案は、市民の要求と期待にこたえた積極的なものとして高く評価したいと思います。

以上、意見を申し上げ、1991年、平成３年度一般会計予算案に対して、原案賛成、修正案反対の態度を表明して、日本共産党市議団の意見といたします。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

〔21番議員　登壇〕

○21番（奥住日出男君）　市民クラブを代表いたしまして、平成３年度日野市一般会計予算案に対し、原案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

私ども市民クラブは、これまで限られた財源のより効率的、そして計画的な運用を基本に、諸施策の推進をお願いしてまいりましたが、とりわけ社会の流れに乗りおくれない、すなわち時代を読む行政の先取りについて、本会議並びに委員会等で強調をしてまいりました。行政は無限でありまして、今日、物質的豊かさが充足されて、精神的にも余裕が感じられる時代になりましたけれども、こういった時代の中で市民意識を考えますと、今後、行政課題をどう交通整理していくか、この辺が大きな仕事になるというふうに思います。

こういった観点から、平成３年度の予算案を審議させていただきまして、認めるところは認め、改善をお願いしたいところは要望する形で、委員会において発言させていただきました。都市基盤の整備を初めとする基本計画の着実な実践、市民生活向上のための新しい施策、さらにはレベルアップ事業が盛り込まれている予算編成には評価をいたしますが、時代の読み、あるいはいま一歩突っ込んだ施策の推進という点で、一考を要する面もございます。そこで、３点につき要望意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

まず１点は、老人福祉対策で、特に施設の整備についてでございます。厚生省の調査結果によりますと、65歳以上の痴呆性老人の数が現在約100万人といわれております。しかもこの５年間で約25％の伸びという、過去の推計を大きく上回る結果となっております。100万人のうち施設入所者の率は約25％ですけれども、重症で入院が必要な患者は10年後には約３倍になる。こんな予測もされております。

日野市の場合、痴呆性老人は現在約360名と推定をされておりまして、そのうち約20％の方が施設入所を希望し待機中である。このように聞いております。予算案説明の中で、土方英世氏の御協力で確保できる土地の利用について、当面する緊急的課題であるとして、特別養護老人ホーム100人規模の計画の話がございましたが、一例を挙げさせていただいた痴呆性老人の数が予想を大きく上回る早さでふえている。こういう点を考えますと、施設の計画的整備には十分なる御検討を加えていただき、実施をお願いしたい、このように思います。

２点目は、青少年の健全育成に関する組織の一本化、これを検討してほしいということでございます。次代を担う青少年の健全育成は、大人に課せられた責務でございますけれども、平成２年度にスタートいたしました中学校区域で組織された地区育成会、これは地域ぐるみ、地域全体で青少年の健全育成を考えていこうという、言わば育成組織の母体であるというものでございます。したがって、この組織の育成も大変重要であります。

しかしながら、市内には多くの育成団体が存在をしております。加えて、行政側の窓口も教育委員会と生活環境部が担当している、こういう実態でございますので、整理一本化は大変難しい問題ではあると存じますけれども、幸い今予算案の中には、青少年育成事業の中に、市民交流集会実行委員会の委託事業が盛り込まれております。そのあたりで十分なる御議論をお願いし、ぜひ一本化の方向を図っていただきたい。このように思います。

最後の、第３点目でございます。これは勤労市民に対する施策の整備を再度お願いしたい。こういうことでございます。生涯学習の時代を迎えて、多くの勤労市民が触れ合いを第一義に考えて、スポーツあるいは文化活動にと、自由時間を活用して生活をエンジョイしておるわけでございますけれども、他市と比較いたしますと、まだまだ施設の整備不足が目立ちます。とりわけ具体的に申し上げますと、野球場と中規模的な会館の建設は、触れ合いの場としての今後最も重要な施策の一つではないか、このように考えるわけでございます。ぜひ計画の推進をお願いしたいと思います。

以上、３点につきまして要望いたしましたけれども、実現に向けては住民の声を十分に反映をさせていただいて、加えて職員の英知をぜひ結集していただきたい。この旨を強く述べさせていただきまして、市民クラブを代表しての意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　公明党を代表いたしまして、平成３年度一般会計予算の修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

一般会計予算額は歳入歳出それぞれ418億8,026万6,000円で、対前年度比７％の伸びとなっています。歳入予算の基金の繰入金は対前年度比48％増加で、24億2,992万6,000円で、構成費は5.8％となり、近年にない高い構成比率となっているところであります。市民税の収入比率は対前年度比4.5％の伸び率で鈍化しております。今後、おくれている下水道事業、区画整理事業等の都市基盤整備や高齢化社会に向けての諸施策の充実、市民要望の多様化、高レベル化に伴い、日野市行政策の転換期に差しかかっていると思います。今後は中、短期における計画的な基金運用を望むところであります。特に法人市民税の割合が高い当市におかれましては、円相場の変動、輸出に伴う企業の業績に大きく左右される法人市民税を抱えているため、基本計画に基づく実施計画、財政計画は他市より一層の計画的、効率的運用が要求されるものであります。

また、都市計画税等の目的税の運用に当たりましては、目的に沿った運用は当然といたしまして、都市基盤整備に当たっても全市的公平な運用を図るべき課題であります。特に今後、狭隘道路等の調査に伴い、整備に当たっては十分な配慮を望むものであります。また、有価物売払金なども市民意識の高揚を図るなど、市民への還元も必要であり、目的税の見直し、検討を要望いたします。公明党として一般質問や毎年の予算要望でお願いをしてまいりました、高齢者民間住宅家賃助成、高齢者集合住宅借り上げ、老人給食サービス、平山中学校食堂棟の建設や、学校施設整備促進、パソコン教室の設置、大成荘の改築、牛乳パック用ストックヤードの設置等々、さらには女性社会事業協会の開設準備など、女性活動推進事業の充実などは一応の評価はできるものであります。

さて、第三次基本構想、基本計画策定に当たりましては、第二次基本構想に基づく基本計画、実施計画策定を、議会からの強い要望で策定されたこともあり、平成６年度よりの第三次基本構想、基本計画、実施計画等は同じ轍を踏むことなく、期日までに策定されますことを望むものであります。

また、21世紀に向け、夢のある豊かさを実感できるまちづくりのために、第二次基本計画の緑と文化の市民都市像に加え、人間性豊かで活力のある福祉都市の視点をも含みまして検討していただけたらと思います。このことも要望させていただきます。

コミュニティ施設整備に当たっては、ハード、ソフトの両面から、全市的位置計画の策定、及びセンター主義ではなく、コミュニティ施設が活動の場、交流の場、連帯の場

として機能しゆくため、建設懇談会は地域の住民の方々が準備や計画や建設や管理運営等々参加できるように、一部市民の参加ではなく、広い地域市民層に情報をフィールドバックし、意見を聞くなどして市民意識を高めるとともに地域リーダーの育成を図られ、本来のコミュニティ施策の展開、市民参加、市民自治の懇談会の促進を要望させていただきます。

福祉施策におかれましては、急速な高齢社会の移行とともに、ただ単に与える福祉からの、個々人が自立をし生きがいを持ち得る個人尊重への福祉へと変転するとともに、市民ニーズに合った施策、施設整備計画をされますとともに、土方英世氏の御協力によります2.1ヘクタールの譲渡及び貸与を受けられますが、土地の活用においては、高齢者総合福祉施設及び市立総合病院の福祉医療ゾーンと位置づけ、新時代に沿った整備を強く要望するものであります。

ごみ、廃棄物問題は、このまま放置されるならば資源の枯渇や重大な環境汚染をもたらすことは周知のとおりであります。生命の星、地球に思いをはせつつ、地方行政におかれましても最優先課題であり、リサイクル型社会への構築にほかなりません。日野市の緊急課題は、可燃物の約43.5%は紙類であり、この紙類のうち例えば30%をリサイクルできるといたしますと、計算上、収集、中間処理、最終処分費の１億1,400万円の節約となります。この費用で行政が古紙類の収集が可能となる不燃ごみの約40.5%がガラス類であり、このガラス類のリサイクルにより不燃ごみ量が減少され、最終処分場の延命にもつながります。カレットと生き瓶、リターナル瓶の回収の早期実現を図り、リサイクルすることが急務であると考えます。そのために行政は可能な不燃ごみのリサイクル計画を策定すると同時に、牛乳パックや資源ごみ回収奨励費交付制度の利用、アルミ缶、古紙、瓶の回収団体の拡大を図り、市民意識の高揚を図る中で、行政と市民と回収業者が三位一体となった協力をされ、日野市独自のリサイクル方式を築き上げることを切望させていただきます。

このことによりごみボックスの減少と不燃ごみの週１回回収を可能にするものであります。さらには、処分場の延命化、リサイクル化を推進するために、プラスチックの再利用も行っていただきたいと思います。広域処理組合でプラスチックの共同処理施設設置をされますことを、日野市が先導的役割を果たしていただきますことを希望するものであります。

昭和45年から交通事故の死者数が１万人を超える第一次交通戦争が起こり、交通安全施設整備により死者数の減少に至り、昭和63年より第二次交通戦争が到来いたしました。

特に駐車場問題がクローズアップされているところであります。公営駐車場等の発想を打ち出した以上は、豊田駅、日野駅、高幡不動駅周辺の地下駐車場設置は当然といたしまして、団地や団地周辺地域を含みます市内の駐車場状況を実態調査され、駐車問題の解決の計画を策定され、公園の地下駐車場を初め民間の活力導入を図るなど、早急な具体策を望むところであります。

生涯学習、社会教育、学校の週休２日制、コミュニティ、高齢者の生きがい等々の上から、縦割り行政ではなく、利用される市民の皆さんの側から、生活者の立場での体系化、システム化をつくり上げることも望むところであります。そのために文化・スポーツ行政推進本部が幹事会と密接な連携協力を行い、生涯学習への総合的行政計画を策定され、特に適用型ではなく発達型への課題も合わせた計画を立てられ、将来的には情報のネットワーク、生涯学習センター的な施設も望むところであります。

いつも申し上げております行政の文化化とは、行政職員の一人ひとりが美や風景、デザイン等の価値観や判断力を育て、発揮できる体質の行政組織であると考えます。この仕上げが、目で見る、形で創造しゆく都市景観ではないでしょうか。この行政の文化化により、文化創造の発進基地、行政になると思います。思考が硬直したり一方的な傾向の行政では、文化の発想はなかなか生まれてこないといわれています。職員皆さんの自由で自発能動の行政組織の構築が必要であります。森田市長さんの人間尊重の基本理念にのっとり、文化創造の発進基地といわれる時代の先端的行政をつくり上げていただきますことを期待をし、要望させていただきます。

最後になりましたが、修正案賛成の立場の理由を申し述べます。

１、仮称浅川公会堂建設計画は市内施設計画のビジョンのない中、地域の市民の方の要望も調査しないで中規模ホールをメインとした浅川公会堂建設計画案を作成して懇談会を設置し諮問をされたため、全市的要望と地域的要望の整理がされない諮問だったため、懇談会が軌道に乗らないで地域市民と行政、そして利用団体の溝が深まっています。

また、仮称浅川公会堂の担当が社会教育部から生活環境部に移ったことは、浅川公会堂懇談会の通知が市民会館から発送され、初めて知り得たことです。もし学校教育部から生活環境部に移行したものであれば、説明員側が担当部の変更決定を明確にして予算審議に臨んでいただくべきではなかったかと思います。

さらには、請願審査等も文教委員会から厚生委員会に付託がえも本会議前に的確な対応をすべきではなかったでしょうか。

以上の点等を踏まえまして、平成３年度予算の設計委託料及び調査委託料を修正し、

仮称浅川公会堂の基本目的を鮮明にしていただき、市民の希望、要望等を懇談会で十分に話し合っていただいた上で調整、諮問が可能になりましたときに補正予算を組み、議案として上程されることが現況下では適切と考えるものであります。

2、消防費の災害対策費のうち、防災情報センター建設経費の中で、建物購入費と用地購入費を修正するものであります。昨年、地主の方から日野市土地開発公社が購入されたものを、市が防災センター建設のために建物と用地を購入するものであります。公有地取得について、地方自治法第238条において、地上権、地役権、鉱業権、その他これに準ずる権利とありますが、この権利についても、占有権、水利権、担保物件、賃借権、借地権、借家権、電話加入権等は本号に該当しないとあります。公社の定款第13条と第18条に、1、公有地の拡大推進に関する法律第17条第1項各号に掲げる業務となっています。公社は基本的に公有地となる土地を取得することが業務であることは周知のとおりであります。

ところが、今回、公社が取得された土地、建物のアパートには7世帯の居住者がおり、2世帯の居住者についてはこの7月に退去を予定しているようでありますが、あとの5世帯の入居者はまだ解決できず未定です。賃借権及び借家権がついた土地であり、この土地の取得を前提として賃借権及び借家権を介助する契約は、公社の定款に違反するものではないかと考えます。

また、土地及び建物の所有者の方も居住者との賃借及び借家契約をされている中で、一方的に契約解除の意思を公社と結ばれることもどうかと思います。土地、建物の所有者が、公社が売り渡しの申し出をしたとしても、この地上権の消滅をした後でなければ、土地、建物の取得をしてはいけないところですが、平成2年3月5日付で土地及び建物を取得し、登記も完了してしまいました。アパートの借家人に対して精神的、経済的な負担をかけ、権利の保障がないことは好ましいことではないと思います。

以上の問題点がある中で、日野市が防災情報センター建設のために建物と用地を購入しようとしたことは、公共機関として市民の気持ちを損ねるものではないかと考えます。建設工事は12月もしくは平成4年の1月ころ予定されているところでもあり、入居者の問題を早期に解決を図り、土地、建物をきちっと購入できる状況にして、補正予算を組んでいただきたいと思います。現況下では予算修正が一番適切であるため、修正案に賛成するものであります。行政の基本的不備はまことに遺憾であり、二度と繰り返すことのないよう節度を持たれることを要望させていただきまして、公明党を代表いたしまして意見とさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

〔28番議員　登壇〕

○28番（名古屋史郎君）　日野市議会の日本社会党・市民連合5名を代表いたしまして、市長提案の平成3年度一般会計予算に対して原案賛成、修正案反対の立場で意見を申し述べます。

本年度歳入は、前年比7.0％のアップ、約419億円であり、約27億円の増であります。その主なものは、利子割交付金、繰入金、収益事業など、諸収入であります。歳出は、消防費、諸支出金、対前年度比が大幅の増であります。この予算案に対し、総務管理費の公会堂建設関係費が、一般会計予算特別委員会で我が会派の反対にもかかわらず修正可決されました。

また、消防費の防災センター予算も修正可決されましたが、この事業は東京都とも関連がある事業なので、原案の中で市側の一層の努力を期待すべきものと考え、我々は修正案に反対をいたしました。

我が社会党市民連合は、常に弱い者への光りを当てることこそ行政の最優先とすべきと主張してきました。その観点から民生費を見るとき、お年寄りに対する数々の新しい施策、精神薄弱者生活寮を日野市独自予算で建設するなど、高く評価できます。

民生費全体では、わずかな伸びにとどまっており残念であります。来年度以降も高齢化社会に十分対応できるよう一層の努力を望むものであります。

革新市政5期目の折り返し点である平成3年度を、予算案全般から、憲法を市政に生かし、市民の命と暮らしを守ること、緑と清流を取り戻し健康で文化的な生活環境をつくることを中心に施策が展開されていることを認め、市長を初め部課長、市職員の皆さんが全力を挙げてその実行に邁進されることを心からお願いをいたします。

施策の展開に当たっては、本当の市民参加、本当の職員参加の行政を貫くことを強く希望いたします。市政を推進するに当たり市長の責任は重大です。市長の姿勢が市政の方向を決定的なものにします。市長は長きにわたって市長の座にあります。私心を持たず精進されております。そして市長の座になれるにつれて、リーダーシップを遺憾なく発揮しています。尊いことです。1人の英知も大切です。しかし、初めから市長の考えのみありきでは、政治や行政はうまくいきません。周知を集めることが何よりも大切です。民主主義こそ憲法を生かす市政の根幹でなければなりません。

今回、一般会計予算特別委員会で修正可決された仮称浅川公会堂建設にかかわる予算は、広い市民要望に立ってどんなものをつくるかの根本問題が大切であり、懇談会委員

の報酬の追加提案に見られるように、市側の公会堂建設のビジョンが先行し、初めに600席の貸し施設ありきで、それを追認させるような行き方が、懇談会委員選出の不手際にもあらわれた経過があり、本当に残念であります。

また、予算とは直接関係ありませんが、幼児教育センター設置条例改正の議案、多摩平支所の廃止の議案が継続審査になっており、市立病院の建てかえ構想は請願２－６号の採択や市立病院等特別委員会の審議経過などから微妙な展開になることと思います。

以上を述べたごとく、今議会はかつてないほどの議案の継続が多く、予算の一部修正も可決されました。この際、市側は各施設のハード面、ソフト面とも、関係市民、市職員、市議会の意見を十分取り入れる姿勢を持つべきであります。各種懇談会、すなわち諮問機関の中では、真の市民参加を保障しなければなりません。設置時期、人選、意見の尊重など、市長はこれを衆愚などと考えず、周知を集める努力をうむことなく追求すべきと最後に強く主張し、本予算案に対する意見といたします。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

〔６番議員　登壇〕

○６番（土方尚功君）　自由民主クラブを代表して意見を述べたいと思いますが、まず結論から申し上げますと、原案に反対し修正案に賛成をする立場で申し上げます。

それぞれ市民生活に直結する予算であります。その根本には、我々議員として地域の要望、市民要望を市政の場に反映し、また使われる予算そのものをチェックをする機能があります。そういう中で、委員会でも慎重審議されまして、先ほど来、共産党あるいは市民クラブ、公明党、そして日本社会党・市民連合からもあるとおり、根本は市民生活にかかわる段階は認めるところは認める、こういう姿勢でそれぞれ発言をされているというふうに理解しますし、我々自由民主クラブにおいてもしかり、そういう観点の中で、総体的の予算については認めをするところでありますけれども、しかし、先ほど来それぞれの委員さんの中で発言される、市長の言う人間尊重の問題、あるいは市民の命と暮らしを守る立場、そして市民の自治と連帯の意識に裏打ちされた行政ないしは市民の英知、職員の能力、こういったことについていろいろ見てみますと、大変問題があります。その点が、今回の修正になって、案として提示をされているわけですけれども、特段に浅川公会堂の問題については、それぞれの委員さんとダブるような面があろうかと思いますけれども、特に市民の要望ということを言われておりますけれども、原点となる問題、つまり、この土地は万願寺地域の区画整理によって生み出された土地、つまり当初は地域の人たちは、警察があそこにできるんだ、こういうことで、そういう地域

のためになるということで理解をしましょう。それが、警察が甲州街道のところへ新築をされまして土地があいてきた。こういうことからすれば、ぜひ地域のために役立つ場所にしてもらうんならば結構です。こういうことがあって、本来そこの土地の場所に現地換地をされるべき人が飛び換地ということでやむなく移ったという背景もありますし、もともとのその土地が、予算の上では、本当に今の時点では百数万程度で取得を、要するに坪当たりにすれば取得をしている。その背景には、そういった地域施設としてとらえられれば結構だという、大前提があるわけです。

ところが、市が取得をしてしまえば、今度は全市民的なということになります。たとえ全市民的であろうと、地域であろうと、地域の人も利用しやすく市民の方も利用できる、こういった観点からしますと、やはり地元の意見というものを相当取り入れてもらわないことには納得ができませんよというのが、大方の地域の方の意見であります。こういった点が今回欠如をして、先ほども指摘ありましたとおり、人選の問題等にも及んだわけです。

これからも地域でもいろんな取り組みもあるでしょうし、浅川懇談会としてもそれらの問題の解決に向けてはあろうかと思いますけれども、我々がこの案を仮に付帯意見程度で終わるとすれば、市側はその問題が解決をされてから対応をしていきます、という回答には必ずなろうというふうに思いますけれども、どうも今までの行政側のいろいろの面を見ていますと、予算がそこに、要するに「議員さんの方で認められてここにあるから、その年度内に消化をしてしまわなければいけない」こういう考え方がどうしても出てまいります。そんなことを一つの歯どめにする意味では、今回、基本的なその施設に反対をするということではなくて、意見が集約された後に予備費からまた手だてをする。こういう余地を残して修正に向いた背景がございますので、ぜひそういったことを検討されて、市側も対応していただきたい。

防災センターについても、先ほどもいろいろ出ておりましたけれども、本当の考え方の中には、東京都の問題も今、名古屋議員の方もありましたけれども、当然、我々はそういった東京都からの補助を仰ぐ、こういった面も十分承知をしています。そういう中で実施設計等、基本的な仕事としては進めていただいて結構です。しかし、先ほど違法性といいますか、ある程度問題のある公社の取得の問題からかかわって、なおかつそういう土地を解決を見た後に日野市が取得をする。こういったことが本来の行政の中のあり方であろう。つまり、今現在、入居をそこにしているという現実がある以上は、この問題を解決して後で、やはり先ほどと同様、予備費の中から再度補正をして、市側が対

応するべきの問題である。

もう１点、先ほどの中にはありませんでしたけれども、我々が予算全体を見る中には、公共建設基金の取り崩しという中で10億円をそちらに充てております。この問題も、本来であれば合わせて歳入面で10億を落とす。つまり418億程度の金額の予算が408億というのが、本来なれば修正をする基本になるというふうに考えられますけれども、当然この防災施設そのものを頭から否定をするものではない。つまり、市民の圧迫になる部分を取り除いて、早い時点で行政側が対応すべきだ。こういう観点に立っての修正案でございます。市民の立場に立って、あるいは地域の要望に立ってというようなことを十分考えるならばこそ、今回の修正という中で対応をして、後に行政は行政側として予備費からのまた手だてをする。こういうことが順当であろうということを強く申し上げ、そして先ほど来言われております職員の英知をということは、もう当然であります。

こういう中に、市長の今まで長い行政の中での携わりから、どうしても、何回か私は申し上げているとおり、市長のワンマン的なその体質がここにあらわれ、一つの考え方を、先に市長の考え方を出して、職員にそれに整合させるような作業をさせている。これに根本があろうかと思います。こんなことをぜひ今回の修正が、行政に向けての牽制といいますか、そういった意味、一つの警鐘としてとらえていただいて、今後よりよい市民生活のために全力を注いでもらいたい。

こういったことを申し上げ、原案に反対をし、修正案に賛成をする立場で一言申し上げました。終わります。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

〔２番議員　登壇〕

○２番（執印真智子君）　それでは、無会派生活者ネットワークといたしまして、平成３年度一般会計予算案に簡単ではございますが、一部不満を持ちながら原案賛成、修正案反対の立場で意見を述べさせていただきます。

議会に入りまして１年、まだまだ未熟でございますが、すべての市民の幸せのために働いていらっしゃる行政の皆さんの御苦労が、少しずつわかるようになってまいりました。日ごろの御努力に深く敬意を表する次第です。

さて、今回の予算では、命を大切にする視点での施策として、日野消費者運動連絡会補助金の増額や、日野女性社会事業協会の補助金の増額など、評価できる点はたくさんございます。

リサイクルについての御努力も認めるところです。牛乳パックストックヤードの設置、

空き缶つぶし機、ガラス瓶回収臨時職員雇い上げ、ドラム缶への保険料、ごみ情報紙など、リサイクル、ごみ減量に情熱を持つ市民の声をよく聞いてくださっていると思います。

しかし、私が唯一不満に思い、最後まで納得できないのは、不燃ごみの週２回収集の予算でございます。一般会計予算特別委員会も傍聴させていただきましたが、その中でも馬場議員初め多くの方々が、この不燃ごみの２回収集について質問をなさいました。そしてはっきりいたしましたのは、不燃物を週２回収集にする理由の一つに、オレンジボックスを400から500個減らしたいのだということがありましたが、不燃ごみ置き場が2,401カ所で、オレンジボックスが2,576カ所あるということですから、本当に減らしたいところのオレンジボックスが減らせるとは限らないのではないかということです。ということは、交通安全上減らしたいオレンジボックスも何らかの対策を打たないと、撤去までは至らないということだと思います。お考えの中に、どうも矛盾があり過ぎる気がいたします。

また、予算委員会の質疑の中で「今、週２回収集に踏み切ってもリサイクルが進めばまた週１回収集に戻せるんだ」という御回答がありましたが、ここで新聞の記事を御紹介いたしたいと思います。３月16日の多摩読売版で、東村山の記事が載っておりました。「ごみ分別収集正念場に。財政圧迫するコスト高」ということで載っておりますが、その中の一部が、今後の対応策についてアメニティ担当の水野　要課長は、不燃ごみの収集は週２回なのに対し、分別収集は月２回、このため各家庭は待ち切れずに資源ごみも不燃ごみとして捨ててしまうと指摘。不燃ごみの収集回数を減らすのが効果的なのだが、と話す。だが、不燃ごみの収集回数を減らすことは行政サービスの低下ともとられかねない。市民に理解を求め、いかに協力してもらうか。同市のリサイクルシステムはこれからが正念場だ、という記事がありました。

人間の気持ちというのは、たまたま東村山に住んでいるからとか日野に住んでいるからということで、そう変わるものではないと思います。日野も今、２回収集にしてしまえば、回数を減らすのは至難の技になるのではないかと思います。日野市は、リサイクルを進めると片方では言いながら、リサイクルが進みにくい施策をとっていくわけです。

調布では、来年度予算で１億3,000万円をかけてリサイクルを進めるようですし、東村山でも分別収集に対してかなりの予算がかかっているそうです。確かにリサイクルにはお金がかかると思います。しかし、私たちの税金は、子供たちに資源を残し、美しい地球環境を手渡すために使われていいのではないかと考えております。

たくさんの情報を持っている行政であられますので、どうしても週２回収集を実施するならば、他市の情報をとりながら、またさらに日野市内の市民運動の動きをよく見た上で行っていただきたいし、将来に禍根を残さないごみ行政を進めていただきたいと強く要望をいたします。

以上、無会派生活者ネットワークといたしまして、一部不満を持ちながらの原案賛成、修正案反対の意見を終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって議案第21号、平成３年度日野市一般会計予算の件は修正可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時35分　休憩

午後４時33分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第22号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第23号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第24号、平成３年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第25号、平成３年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第26号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成３年度日野市老人保険特別会計予算、議案第28号、平成３年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長　登壇〕

○特別会計予算特別委員長（沢田研二君）　それでは、平成３年度特別会計予算特別委員会に付託されました７議案について、委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本委員会は３月26日に開催し、議長より私沢田研二が委員長としての指名を受けました。その後、副委員長の選出に入りまして、副委員長には小川友一委員を指名させていただき、超フレッシュコンビで運営することの了解をいただきました。

審議は８時間半に及ぶ慎重審議となり、延べ24名の方から52項目に及ぶ種々内容、かつ詳細にわたっての質疑が行われ、おのおの理解を深める中で審議いたしましたが、７議案すべて全員異議なく原案どおり可決されました。

本来であれば、それぞれが貴重な質疑であり詳細に御報告すべきところですが、時間の関係もあり、要点のみとなりますが、順次報告をさせていただきます。

まず、議案第22号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計予算について、報告をいたします。

本会計の予算総額は歳入歳出それぞれ47億886万6,000円で、前年対比で6.2％の伸び。これは前年伸び率の２倍、金額でも約２億8,000万増となっております。

この議案では、６名の方から12項目の質疑が寄せられました。主な質疑を申し上げますと、健康普及事業の取り組み内容及び関連する記念品にかえて、安曇荘の活用などはどうか。また、ヘルス事業の充実策はどうなったか。さらに、出産がますます減少している方向の中でもあり、助産費補助金の増額は検討すべきではないか。また、一般会計からの繰入金が多過ぎないか。徴収率の実態と自主事業の兼ね合いはどうかなど、要望を含めたたくさんの質疑がありましたが、採決の結果、本件全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について報告をいたします。

本会計は、ほとんど昨年と同じ項目の万願寺、高幡、豊田南、万願寺第二の各区画整理事業にかかわるものであり、予算総額は歳入歳出それぞれ50億7,076万9,000円で、前年対比3.7％の伸び率、ちなみにこれは前年伸び率の半分ですけれども、金額では２億円増となっております。

この議案では８名の方から14項目の質疑と、１名の方から意見が寄せられました。この項での主な質疑を申し上げますと、立日橋完成に伴い生じる交通対策と道路整備に関する件は、万願寺区画整理との兼ね合いもある。より早い計画が必要ではないか。また、

豊田南口区画整理に伴う周辺整備や駅前地下駐車場計画に関する件はどうなのか。さらに、高幡区画整理事業と病院建設との兼ね合いはどうなるのか。また、西平山地区、日野駅前等のまちづくり計画の概況はどうなっているかなど、多岐にわたっての質疑が交わされました。

さらに意見としまして、区画整理事業を行う場合、過小宅地にはそれなりの減歩緩和があってしかるべきである、という要望意見が出されました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

続きまして、議案第24号、平成３年度日野市下水道事業特別会計予算について、報告をいたします。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ73億5,308万2,000円で前年対比で15.1％の伸び率です。伸び率では昨年よりも５％ダウンしておりますけれども、金額では９億6,000万アップという内容でございます。

この議案では、４名の方から13項目の質疑が寄せられました。主な質疑を申し上げますと、平成13年度には下水道100％完備と計画をされていますが、期間短縮の考えはないか。また、多摩平処理場管理の全面委託は行政改革の面からも評価できるが、何か問題が生じたときの責任はどうなるのか。さらに、ほかにも行政の中で委託できる事業があれば大いにやるべきではないか、など出されました。

要望を含めた質疑が行われましたが、採決の結果、本件も全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第25号、平成３年度日野市立総合病院事業会計予算について、報告をいたします。

本会計の収益的収入及び支出の予算予定額は、30億4,235万5,000円で、前年の8.8％の伸びに対して、ことしは2.9％、約１億円弱の伸び率となっています。

この議案では、３名の方から７項目の質疑が寄せられました。主な質疑内容は、付き添い看護の要求を今もって病院側から行われているということも聞くが、病院としてはどのように指導されているのか。また、以前から指摘されている夕食の時間帯の改善、及び新たに設けられた病院北側駐車場の活用と周辺路上違法駐車問題等を含めて、早急な対策が必要ではないか。また、人工透析、ミニドック計画はどうなったのか。さらに、平成３年度の病院事業の見通し、特に医業収入と病院職員給与比率など問題がある中で、新病院計画でもこれらの実態を十分考慮すべきではないか。等々、多くの質疑及び要望など出されましたが、採決の結果、本件も全員異議なく原案のとおり可決すべきものと

決した次第でございます。

次に、議案第26号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計予算について報告をいたします。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ22億7,820万円で、前年対比で17.9％の伸び率で、昨年とほぼ同じ程度の伸び率でしたが、金額では３億5,000万円程度の増額となっております。

この項では、１名の方から３項目質疑が寄せられました。内容は、市職員の残業実態はどうなっているか。また、全庁一斉のノー残業デーの新設などは考えられないか、などの質疑が行われましたが、採決の結果、本件も全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

続きまして、議案第27号、平成３年度日野市老人保健特別会計予算について報告をいたします。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ48億2,629万1,000円で、前年対比で7.8％の伸び率となっています。これは昨年より伸び率では２％ダウンしていますが、金額では３億5,000万増となっております。

この項では質疑、意見等も特になく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

最後に、議案第28号、平成３年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について、報告をいたします。

本会計は、老人入院共済会費と一般会計繰入金が主な財源となっているもので、予算総額は歳入歳出それぞれ2,680万1,000円で、前年対比で25.9％、約1,000万円の減となっております。

この議案では、１名の方から１点のみ、内容は一般会計からの繰入金と共済会費との負担バランスが逆転するような形態には問題があるのではないか、などの質疑が行われましたが、採決の結果、本件も全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

平成３年度の特別会計予算委員会は、フレッシュコンビゆえのふなれな議事運営でございましたけれども、諸先輩の皆様の極めて真摯な質疑のおかげで、７議案すべて全会一致で可決することができましたことを、この場をかりまして心からお礼を申し上げたいと思います。本会議での御審議につきましても、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、審査結果についての報告とさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　委員長にお尋ねをいたします。

病院事業会計のことでございますが、質疑の中で、繰出金の増加に伴います一般会計に占める割合、あるいは１人当たりの負担額はどうか。また、医業収益に対する給与費の割合はどうなっているか。こういった質疑がありましたかどうか、お尋ねいたします。ありましたらお答えをお願いします。

○議長（小山良悟君）　　特別会計予算特別委員長。

○特別会計予算特別委員長（沢田研二君）　　繰入金の問題あるいは１人当たりの負担の問題を含めまして論議がありまして、それに対しては一応病院事務長の方からの回答もいただいております。審議はされております。（「だから、どういう答弁か、どういう審議がされたのかと聞いている」と呼ぶ者あり）

全体の説明の中ではございましたけれども、質疑の中では、先ほど報告をしましたような朝食の問題、駐車場の問題、あるいは入院患者に対しての付き添いの問題、それから給与比率の問題、事業経費の問題、人工透析、人間ドックの問題等々ございましたけれども、今、質問されたようなことに関係する部分では、赤字が非常に多いという意味で新しい病院との兼ね合いでも十分考慮をしていくべきではないか、という意味での討議がされました。

○議長（小山良悟君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　フレッシュコンビなので、これ以上委員長に聞くのはやめまして、担当者にお聞きをいたします。

年々、繰出金がかなり多くなっているわけですが、一般会計に占める割合も26市の中で４市が市立病院を持っているわけでございますけれども、昭和60年あたりから比べて日野市が減少することなく、かなり増加をしておる。当然、１人当たりの負担額もふえてくるわけでございます。本年８億2,000万。６万世帯で約１万4,000千円程度の持ち出しがあるわけです。この医業収益に対する給与費の割合も、昭和60年度にはこの４市とも――青梅、町田、稲城、日野とも、この資料によりますと60％から多くて69％。みんな60％台。

ところが61年に入りますと各市、３市ともみな減少傾向にあるにかかわらず、日野市だけが69.9％と増。さらに62、63、元年、２年と、この３市とも同じく横ばいか減少傾向にあるのに、日野市だけが70％を超えてとうとう平成２年度には88.8％になる。この数字を見ましても、これはどこが原因なのか。これだけ多くの比率を残すのはどこが原

因なのか。すなわち医業収益がものすごく少ないのか。あるいは、職員が多くて職員の方に給与として行ってしまうのか。いろいろな要素が絡んでいると思いますが、このことについてお尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　　ただいまの御指摘の、病院事業の経営面における問題点の御質問かと思います。

確かに一般会計からいただく金が年々増高し、私どもも心苦しいわけでございますけれども、院長初めそれなりの医業収益に努力していることを、前もって申し上げたいと思います。

また、この赤字要因といたしましては、二通り考えられるわけでございます。いわゆる外部事情に起因する問題点と、内部事情に起因する問題点が考えられるわけでございます。

外部事情につきましては、やはり採算を度外視しまして、行政上どうしても配慮を優先しなきゃならないという場合があるわけでございます。例えば歯科医師の場合を取り上げますと、１月分の診療報酬を見ますと、104万8,000円、歯科医師の場合は収入を得たわけでございますけれども、そのかかり費を人件費、薬剤費、あるいは面積割合で電気、水道等を換算いたしますと、326万かかったわけであります。差し引き220万ぐらい赤字になるわけで、これを年間やりますと二千五、六百万かかる。

なぜそうなるかと申し上げますと、御承知のとおり、歯科の場合は生活保護者のみ診られないわけでございます。従前、日野市管内の歯科医師の場合はケースワーカーの方々が一つ一つ歯医者さんの照会し、行ってよろしいかという確認の中で行かせている。そういうことをカバーするために病院で生活保護のみという。一般外来で診られないという意味もございます。

また一方、このたびの、これから始めるわけでございますが、人工透析等におきましても、やはり20年以上になりますと採算が合うわけでございますけれども、現在の考えは５ベット、御案内のとおり狭いところで一応人工透析を始めるわけでございますので、その赤字分は大体で2,400万近く、年間上がるわけでございます。

これはそういった意味の、またもう一つは、私どもの病棟、これらがいわゆる外部的な要件じゃなかろうかと思うわけです。

内部的な要件といたしましては、確かに御指摘のとおり年々人件費も増高しております。と申しますのは、どこの病院もそうなってくると思いますけれども、いわゆるかつ

ては１夜勤――１人夜勤、15日ぐらい夜勤をしていた時代があったわけでございますが、人事院の勧告もございまして、２人ないし３人で夜勤をしなさい。なおかつ夜勤も15日から８日以内にしなさい。こう言われますと、15日から８日になりますと、ちょうど半分になりますと１人看護婦が必要になってまいります。

また、１人１夜勤でございますのを３人で１夜勤しますと、２人そこへ必要になってくるわけでございます。病棟を四つ抱えますと、単純でございますけれども、12名の増員になるわけです。それに伴う人件費もかかっていることは事実でございます。

こうした意味もございますし、なおまた昨年度の診療報酬が改定になりまして、１％でございましたけれども、これの収益の増高分と、また昨年人事院勧告もございまして3.67％の勧告もあったわけでございますが、それらを換算いたしますと大体4,000万、5,000万近い、その差でもあるわけです。このことはどこの自治体でも言えるわけですけれども、特に私どもそういう経緯があるわけです。そんなことですから、赤字が生じているわけでございます。

ですから、よその自治体においては、不採算科目については切り捨てるという言葉はいけませんけれども、やって利益を上げるようにしているようですけれども、私どものところは衛生行政上、あるいは民生行政上、やはり多少不採算であっても、また、まちの開業医の皆さんから、いろいろと重症の場合は私どもの病院に照会が来るわけです。そうした高度医療の機械を導入ということと、もう一つは、これから考えなければならないことは、外科部門、内科部門につきましては、一応ベットを、占床率が80％超えているわけでございます。ところが、最近の出生率の問題もあることでしょうけれども、小児病棟あるいは産婦人科病棟がベットの占床率が45％と、非常に低いわけでございます。将来そういったことでベットのいわゆる確保のことを外科、内科調整の中で総合的に見直ししなきゃいけないんじゃないか。

いずれにしましても、産婦人科、小児病棟、45％占床率でも一応看護婦さん、あるいはお医者さんを、それなりの人数を確保しなきゃならないという意味で、赤字が生じているんじゃなかろうかということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　今、御説明がありましたとおり、いわゆる採算部門、あるいはまたベット数の少なさというのも大きな原因になろうかと思いますが、ちょうどこの際ですので、病院事務長にお尋ねをしておきたいと思いますが、今の多摩平の市立病院は

建てかえをしても、あとせいぜいベットが20かそこらしか増加はないというふうに私は聞いておりますが、もし仮に消防署の移転もはっきりしてきた。それからあそこの多摩平幼稚園等も、あの４－３ブロックを全部なくして、そしてこの前どなたか質問したと思いますが、前がカーブになっている道路を含めて、あそこにもし病院をつくるとしたら、どの程度の病院ができるか。この際ですので、お聞きします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　私の立場におきましては、現在ある病院をいかに患者のために尽くし、またそこに働く医局職員に環境整備するのが役目でございまして、このたびの人事異動がございまして新しく、市立病院の改築に当たりましては企画財政部が窓口になりますので、そちらで御答弁いただければと存じます。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　私はこの際ですのでと、あえて病院事務長にお尋ねをしたわけですから、病院事務長にお答えをお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　私も就任して間もないものでございますから、そこまで勉強しておりません。

と申しますのは、今の老朽化した病院を現状の、いわゆるただいま指摘をされましたように赤字病院でございますから、いかに皆さん力を合わせて医業収益を上げるか。そちらの努力の方に私は二月間見ておりましたので、そういった新しい構想につきましては、まだ考えておりません。これは企画財政部の方でお考えになりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　既に委員会の中で資料等もお渡ししたこともあろうかと思いますが、２部の中で調整をした中、あるいは現行の場所での一定の東京都に書類を提出しております。基準面積は多少、ベット当たりの面積は低いわけでございますが、現行の市立病院には250床、建ぺい率いっぱいで立てる計画で、東京都に提出した

書類があるわけでございます。それが１点。

なお、四丁目３番地の場所でございます。今、議員さんの方から、前の道路を取り込んでというような御質問でございます。面積としては、現在の四丁目３番地の場所は、社教センターを除くと、その道路分を別個にして、約同面積でございます。同じ条件の建築基準に基づくものでございますから、大体250程度の面積は確保できる。ただ、道路部分を含めば、当然そこが別になるわけでございますので、300床程度は可能だろうというような検討をした経緯がございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　先日の一般会計のときに市長にも、この市立病院への繰出金のことでお尋ねをいたしました。いわゆる通常言われております二眼レフ構想といわれているもの。市長からは、お互いの病院で二つの病院が切磋琢磨したような形で赤字を減らしていくんだ、このような答弁もあったように記憶をいたしておりますが、私どもはその二眼レフに対しては賛成できかねるということをはっきりと議会で申し上げました。これはいろんな理由があることは当然のことでございますが、土方英世さんの土地２万平米、6,000坪、これほどの今この土地が用意できたということは、まさに千載一遇のチャンスではなかろうかと私は思っております。したがって、今後、医療と福祉も兼ね備えた新しいスタイルの病院というもの――今、私はなぜこの多摩平の４－３ブロックのことを聞きましたかといいますと、やはり限度があるわけです。しかし、6,000坪という広大なこの土地に、将来に向けての大きな総合病院が私は建設することは大変たやすいといいますか、可能なことではなかろうかと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当該委員会でもそういう御質問がありました。私は、市立病院の建てかえという課題は大変重要な課題でありますから、いろんな可能性を追求するということは大切だということは、もう言うまでもありません。

ただ、土方英世さんから御協力いただく土地は、これはこれからいよいよ高齢化社会を迎え、日野市として高齢化社会を乗り切るための高齢者――特別養護老人ホームを初め行います高齢者福祉に対する総合施設ということで、この土地の活用を考えたい。このようにお答えをしたところでありまして、そのことを今のところ諮問をしながら検討中でもございますので、位置を変えるという考え方は今のところない、というふうにお答えをせざるを得ません。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。本７件に対する委員長報告は原案可決であります。本７件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第22号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第23号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第24号、平成３年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第25号、平成３年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第26号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成３年度日野市老人保険特別会計予算、議案第28号、平成３年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第３－３号、公団家賃の「改定ルール」の再検討を要求し、家賃一斉値上げに反対する意見書提出を求める請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　請願第３－３です。件名は、公団家賃の「改定ルール」の再検討を要求し、家賃一斉値上げに反対する意見書提出を求める請願でございます。

請願者は、多摩平四丁目２です。多摩平自治会副会長、山田軍紀さんほか２名でございます。

要旨につきましては、この都市整備公団は1987年４月に家賃改定のルールなるものを決めている。公団は20万円台の高家賃住宅を建設する一方、格差是正を唱え民間借家の人たちとの負担の公平を理由に高家賃化を進めている。

そこでまた、今度は公団は家賃改定を固定資産評価額を初め、建物等の変動に合わせる、いわゆる公営限度額方式に準じて算出した上、さらに周辺地価や民間家賃の相場をもとに地域補正を加えて決めていくという、この公営限度額方式です。そのようなことで整理していきますと、当然そこに住んでいらっしゃる方々は、各自治体が土地、住宅問題の解決を最大に努力する問題として取り組んでいることは知っているけれども、具体的には地価の抑制等とあわせて高地価に反映させない家賃制度の導入、高齢者世帯等に対する家賃補助措置の創設など、さまざまな提言、施策の試みが行われる。こうした時期において、住宅公団は３年前に軒並み１万円近い値上げをした。再びまた本年４月、

10月１日をめどに実施をするということで、反対をしている。

そういうことで、やはりそのような方を一つは、その方が繰り返しの家賃の値上げには耐え切れないということで、本議会に対しましてこのような請願をいたしまして、意見書を出してくださいと、関係方面にです、そのような請願でございます。

慎重に審査をいたしました結果、全会一致、本請願を採択と決しましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－３号、公団家賃の「改定ルール」の再検討を要求し、家賃一斉値上げに反対する意見書提出を求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第２－６号、高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　請願２－６号、高幡土地区画整理事業区域内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願について、審査報告をいたします。

請願者は須崎仙次郎さんほか266名であります。受け付けは平成２年５月８日であります。

高幡区画整理事業は、昭和61年に事業認可を受け、順調に工事も進行しておりましたが、平成元年３月１日、突然、総合病院建設計画があるので土地の有償提供の申し入れがありました。地主が臨時総会を開き、仮換地も決定され事業も進行中なので応じられないとの決定をされております。

平成元年３月17日、市長に対しての要望書が提出され、平成２年２月５日、駅前南側市保有地と北側用地と等価交換を図って集合換地いたしまして、病院建設用地を確保する案が提出され、この突然の提案によりまして、絶対反対であるとの立場で近隣に建設可能適地を提示しての請願が提出されたものであります。

平成２年、第２回定例会で委員会に付託されまして、現地調査も行ってまいりまして、審議を重ねてまいりました。

主な質疑としましては、仮換地後の病院計画について、請願提出後の対応について、可能候補適地について、審議会の状況について等々多数の質疑がなされまして、市長出席要請も出されてまいりました。ここで平成２年11月13日、市長出席で委員会を開催いたしまして、主な質疑としましては、病院建設可能候補適地について、二眼レフ構想について、病院経営等についての質問が出されております。

答弁といたしましては、別の土地を探すのは二重投資で市の財政から無理である。高幡区画整理事業内に市有地があるので、今の段階で不可能ではないので、市の医療体系をつくるためにも活用していきたい。また二眼レフ構想について11月１日の広報に発表してある、等々の答弁がなされております。

平成３年３月19日の委員会の審議としましては、３月16日、審議会が開催され、病院問題は抜きであるということで進めることを確認しましたので、採択である。また、採択よりも取り下げしていただきたい、というような意見もありました。また市長が適地でないとの発言もあるので不採択である。土方英世氏の用地を含めれば可能である、こういうことで採択であるというような意見が出されまして、質疑、意見を終結しまして挙手採決を行いましたところ、挙手多数で採択と決したものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今、黒川議員と市長とのやりとりもありましたが、市長は、この委員会の請願の採択をどのようなお気持ちで受けとめておられるか。二眼レフ構想ということに非常に固執しておられるわけですが、議会はこの請願を採択するのはもう間違いないわけですが、もっと抜本的な見直しを図る機会が訪れたのではないかというふうに私は考えるのですが、市長はこの請願の採択ということを受けてのお考えを、ちょっと聞かせてもらいたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　請願採択の報告は受けております。そして、今回の特別会計予算特別委員会の場でも同様な御質疑に答えたわけであります。

一つの区画整理事業の中に、市有地を、それと買い足しました六千数百平米のいわゆる公共用地を集約することは、区画整理の事業としてはむしろ重要なことであると思っております。

したがって、柔軟な対応の中で、この区画整理事業の中の集合換地ということをぜひ認めていただく。こういう努力をこれからもしていこうと思っております。

もう一つ、つまり市有地があるということは、投資を要しないということであります。これは非常に大切なことでありまして、いずこの場所を求めるにしましても、新規に財政支出が伴うわけでありまして、市の持っている土地は、あるいは公社の持っている土地は一応確保できているということでありますので、財政負担は二重に投資をしない、投資をするということは非常に問題をつくり出している。こういうふうに考えておりますので、せっかく持ち得ておる市有地を公共用地として最大限に活用させていただくということは、むしろ積極的にこれからも進めていかなければならない。こういう課題をはらんでおるというふうに認識をしております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　議会がこの請願を採択するということは、市長の言う、市長の発想である二眼レフ構造の病院、高幡には200床の病院をつくるということですが、これを見直しなさいということを議会が意思決定するわけです。しかし、今までどおりやっていくということについて、それをあくまでそのことにこだわっておられるということは、議会の意思を尊重しないということにもなりますし、今後の新たな病院建設計画をより難しくしてしまうのではないかというふうに思うんです。

それから市長は今、大変なお金を二重投資することになるとおっしゃったんですが、今までの土地は、いわゆる公社等がお金を出して買ってきたものでありますし、それから今後200床程度の病院を２カ所につくるということになりますと、先ほどのやりとりにもありましたように、ことしの病院会計、如実に赤字をはじき出すと７億円を超えるんです。やはり400床前後の病院でないと病院経営というのは非常に難しいわけです。ですから、さらに今後、この程度の中途半端な病院を二つつくるとなると、今後それこそ巨額の財政支出、赤字を背負わなければならないということになってくるわけです。

今、土地がどうのこうのということよりも、既に具体的に議会でも挙げておりますように、病院をつくるにはこの場所がいいのではないかということが、幾つか候補地として挙がってきております。こういうものを視野に入れて、もっと総合的に検討をやり直す、そういう時期をこの請願採択は市長に与えたのではないかというふうに私は考えたいんですが、どうですか。その二眼レフとかいうことがまだ大事ですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどもお答えしておりますとおり、あらゆる視野でその可

能性を追求するという姿勢は大切だというふうに思っております。そのような配慮の中で、十分検討を経ての結論に導きたい、そういう考えでおります。

それから、もちろん請願は請願採択の議会の意思を尊重しなければなりませんが、南部に地域病院が必要であるということは、これもまた全会一致で採択をされている経過がありますので、それらのことを総合的に考えながら、一番現実的で、しかも可能で、しかも市民要望にこたえられるということを総合的視野の中で追求をして、一定の結論に到達したい、こう考えて、現在のところはそう考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　南部地域に病院をつくるということは、確かに現状の市立病院の位置とか規模からすれば、当然、南部地域の医療体制を充実させなければいけないということで、議会もそれは認めたところです。

ただ、即座に用地の手当て等もできないということで、いろいろみんな苦労をして知恵を出し合ってきたわけです。ここで幾つか用地が挙げられるような事態が今展開しているわけですから、ここで南部も、もちろん北部も含めて、日野市全体をにらんで、どこにしっかりした市立病院をつくればいいかということを改めて考えることは、決して間違っていないというふうに思うんです。そういう視点をぜひ持っていただきたいと思うんです。

それから市長、二眼レフというその考え方なんですけれど、私はちょっとよくわからないんです。カメラのこれは二眼レフということをおっしゃっていると思うんです。あれは全然、専門の方のお話を聞くと、別の意味合いを持っているんです、それぞれのレンズというのが。ですから市長のおっしゃるように市立病院を二つつくるということは、正式に市長の命名をここでとらえると、ふさわしくないんですよ、そういう言い方というのは。なにか目玉が二つあるから二眼レフだという、なにか安易な名称をつけられたように思うんですけれど、これは市民に誤解を与えやすい言葉だと思いますから、今後はちょっと見直しをしていただきたいと思います。

先ほどのやりとりのときにも出てまいりましたが、市立病院を今の状態で経営していくというのは、非常に困難があるわけです。建てかえをやる、200床以上の病院にするといっても、高さを高く持ってくれば当然、近隣の今度は反対が出てくると思いますし、実際に250床以上の病床を確保するということが果たして現実に可能かどうかというのを、まだ何とも言えませんね。であれば、ここでぼちぼち市長の発想の転換をしていただいて、ここはどうだろうかという場所を幾つか挙げて、今議論が行われているわけで

すから、それをぜひ視野に入れていただきたいと思うんです。

それから、今の市立病院を、幾ら病院事務長や病院長にああだこうだと私どもが幾ら望んでも、面積的に非常に狭いところに建っているわけですから、駐車場も取れない。しかも市長は平成２年度に約束をしたミニドック、日帰りドック、それから人工透析も平成２年度は実現できなかったんです。はっきり予算にも計上をして、当初この事業をやりますと市民に約束したものができなかったんです。これは一つは、場所が非常に狭いということがあるわけです。しかも狭いところに、あれもこれも総花的にやりますということで無理をして事業を始めるわけですから、今、病院事務長のお話にありましたように、五つのベッドで人工透析をやっても赤字になるのはわかっているわけです。日野にはもっとたくさんの人工透析を必要としておられる方がいらっしゃる。だから本来であれば、10か20のベッドをつくって、そして人工透析をスタートさせれば、赤字そのものにならないわけです。しかも日野で人工透析を必要としている患者の方にもあまねくその恩恵が与えられる。ということであれば、用地を十分保証された場所に市長の視点を変えていくということが、この請願の採択を受けての市長の賢明な私は選択ではないかと思うんです。

高幡の方に市長が構想したことは、当然、当初は市長も公約をしているし、用地が確保できたとか、できそうですというようなことも、公の場所でもかなり何回となく発言してきていますから、ここにこだわりたい気持ちはわかるんですが、しかし、ここにこだわることは決して市民のために直接結びつく方向にはいかないということを、この場所で私は強く申し上げておきたいんです。何か市長、反論はございますか。どうでしょうかね。いい機会じゃないですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　発想は柔軟にということは、先ほども申し上げております。そして、たまたま二眼レフ構想という表現の仕方が適当でないという指摘でもありますが、よりよい言い方があれば改めてよいというふうに思っております。

つまり、二極構造といいましょうか、あるいは1.5と１という関係でもいいかもしれませんが、とにかく日野市の地形上、特に南部という地域を意識すれば、人口も多いわけでありますし、医療機関の極めて希薄な地域にもなっておりますから、何とかこれを総合的な視野の中から、一番市民に喜ばれる、しかも医療事業にこたえて安心ができる。そのレベルを二次診療というふうに申し上げておるわけでありまして、今そういう実現をなるべく手順よく具体的に見通せる手だてをつくらなきゃいけないというのが、病院

の建てかえ事業の当然の推移でなきゃならないというふうに思っております。

今日、公営にせよ、あるいは私営にせよ、特に私営でも、誘致するということにいたしましても、土地を整え、あるいは一応のその場所があるということであれば、医療集団、医療機能を装置することは比較的容易になってくるわけでありまして、そういうこともあわせ考えて、なるべく時間をかけない範囲で一応の見通しを持ちたい。これが現状であります。そういう考え方でおりますことを、お答えをしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　請願第２－６号、高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願採択に、賛成の立場より意見を申し上げます。

経過としては、高幡土地区画整理事業は昭和61年５月30日、事業計画を決定し、昭和63年３月12日、仮換地案の審議を行い、第１回、第２回と仮換地案の供覧も行われました。昭和63年８月10日、審議会において仮換地の決定を行い、東京都に事業内容の一部変更の閲覧を行い、昭和63年10月18日、東京都より事業認可が出され、換地の決定がなされたのであります。事業認可の出される６日前の63年10月12日、審議会に、区画整理地内に南部地域病院用地を確保したい旨の協力要請が出され、平成元年３月、集合換地案が市より説明されました。元年３月17日、地権者は反対の要望書を市長に提出を行いました。平成２年２月５日、突然高幡不動駅北側用地と等価交換して集合換地をし、病院建設用地を確保する案が出されました。地権者の方は突然の市の案に驚き、絶対反対の決議を行い、平成２年５月８日、総合病院建設計画の見直しについての請願が提出されたものであります。

南平地域に病院が計画されていましたが、南平地域での土地利用が無理となり、民間病院誘致が突然市立病院建設に変わりました。換地が決定している高幡区画整理地内に地権者を無視された行政計画決定には同意しかねます。市立病院建設には二眼レフ構想ありきで出発することなく、オープンに全市的、医師会、市民の意見をまとめられ、将来の病院なるべき方向を見出していきたいと思います。

また、土方英世氏の用地を含めまして考えていただければ十分可能ではないでしょうか。

以上の点を踏まえまして、請願採択に賛成の意見といたします。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　この請願の採択に反対した立場から、一言意見を申し上げます。

この請願の要旨は、御存じのように高幡土地区画整理区域内の市有地700平方メートル余りの北側用地と等価交換を図って、日野保健所東側に市有地を集合換地して病院建設用地を確保する案が出されたけれども、我々は絶対に反対である。これが請願の中心的な要旨であります。

建設委員会では、請願審査の経過の中で、請願者が懸念をしていた集合換地はしないということが明らかになりましたし、したがって、請願採択というよりは、むしろ取り下げという扱いが筋ではないかと私は思います。

なお、この請願のつけ足しの部分でありますけれども、病院用地については、病院建設運動に反対しているという誤解を避けるためかどうかわかりませんけれども、病院建設可能候補適地なるものが４カ所、列記をされております。他人の土地をあれこれ適地と称して列記するなら、何十カ所でもこれは列記が可能なわけでありますけれども、委員会の請願審査の中で、ここに列記された４カ所は、いずれも確保の可能性はないということが再三理事者からはっきりと証明をされております。つまり、この請願が採択されたからといって、オープンに全市的に適地を求めてオーケーということにはならないということを、はっきり私は指摘しておきたいと思います。

御承知のように、この南部への病院建設問題は、1987年２月に市の広報に「南部に地域病院を」というタイトルで森田市長の記事が載りました。同じこの２月に、日野市南部地域に総合医療機関をつくる会が発足をして、かなり大規模な署名運動が取り組まれました。そして厚生省基準に照らして300ベッドが日野は不足しているし、特に浅川以南の南部地域は一般病床の病院が一つもないということから、何としても南部に病院が欲しい、こういう立場の運動であります。

９月に市議会に請願書が提出をされました。超党派の議員で11名による紹介議員でありました。そして森田市長は、こうした市民運動、要求を積極的に受けとめて、1988年６月に都知事あてに要望書を提出をしました。つまり、先ほどの請願での訴えをそのまま東京都にぶつけたわけであります。

同じ年の９月28日に請願が採択をされました。このとき、何回かの追加の署名の提出があり、採択された時点では１万4,285名の連名による請願、これが採択をされました。

そして1989年２月に、森田市長を先頭にこの運動を進めてきた「つくる会」の人々が都の衛生局長へ日野市の実情を訴え、そしてベッド規制をしないように申し入れを行った経過もあります。

そして1989年６月には、この会が中心になりまして第２次署名運動が取り組まれました。53の自治会がこの運動に参加をし、１万8,139名の署名が集約をされております。これは東京都知事あてに300床のベッド不足を解消するために、ベッドの規制をやめよ、病院建設を認めよという、こういう陳情になったわけであります。署名の数は合わせて３万2,424名になります。

この病院問題、この運動、そして請願採択、その後の市の取り組みの経過の中で、議会の中での今の論議にも見られますように、さまざまな論議が繰り返されてきたわけでありますけれども、私はこの機会に病院問題、医療問題の背景について、一言触れておきたいと思います。

1985年12月に医療法が改悪をされました。各都道府県ごとに地域医療計画策定が義務づけられたわけであります。日野市の場合、厚生省の基準に照らして299ベッド不足をしておりますけれども、この地域医療計画によれば、南多摩医療圏は454ベッドも過剰である。東京都全体では２万床も過剰であるというきめつけが、この計画によってされたことになります。医療法改悪の背景には、御承知のように、総合研究開発機構という財界のシンクタンクといわれる団体が、1981年、日本の病院はアメリカなどと比べて多過ぎるから老人施設に変える必要がある、こういう提言をしたわけであります。

つまり、190万床のベッドを100万床に削ろう。削るだけではなくて半減させよう。こういう内容が進言をされ、そしてその内容は、普通病院の場合、現在、患者は16人に医師は１人、患者４人に看護婦１人という配置になっておりますけれども、老人保健施設は患者100人に対して医師１人、患者100人に対して看護婦がたった８人。病院はつくらせないけれども、老人保健施設はどんどんつくらせる、こういう方向がとられてきたわけであります。

しかも、この老人保健施設のベッドを0.5床として病院のベッドとして一緒にカウントできるように医療法の改悪が行われたわけであります。ベッド規制を進める財界と自民党政府のねらいは、日本の医療制度そのものを根本的に引っくりかえそう、こういうことであります。

1982年、総合研究開発機構の進言の翌年には、第２次臨時行政調査会の基本答申が出されました。大軍拡のための医療の切り捨て、すなわち医療供給の合理化、効率化が打ち出されたわけであります。

そして1987年１月、これを推進するための厚生省に、国民医療総合対策本部が設置をされてきました。半年後に中間答申、みずからの健康は自分で守る、自分の病気は最終

的には自分で治す、こういう基本理念のもとに、第１に老人の病院からの追い出し、第２に長期入院の是正、第３に保険医登録制度の見直し、第４に快適サービスの選択、こういう中間答申が出され、国は医療には金はかけない。入院は控えて自分の病気は自分で治せ、こういう医療の根本的な改悪がなされたわけであります。つまり、病院建設の道を閉ざしているのは、政府自民党である、こういうことを私はこの機会に強調したいわけであります。

さらに、森田市長が構想している病院づくり構想、これはより現実的なものであります。

一つは、再三再四申し上げますけれども、南部地域は一般病床の病院が一つもない。まさにベッドという点では無医村の状態であります。緊急に行政側の責任でこれに対応しなければならない緊急課題であること。

そして２点目は、今ある市立総合病院のつけ足しつけ足しの極めて老朽化した状況にあります。一日も早く緊急にこれの建てかえ計画を具体化しなければならないということから、既に具体化へ向けての努力がされているわけでありますけれども、いずれにせよ市民の命と健康を守るという課題は、最優先課題であります。

したがって、森田市長の構想は、御承知のように老朽化した市立総合病院を建てかえるために、まず南部に200床の仮病棟をつくって一時移管して、医療を中断することなく継続して行う。市民の命と健康を守るという立場であります。

第２には、市立総合病院250床程度の病院を建てかえる。

第３には、南部の仮病棟を分院として改めて開設をして、二つの病院を設置をする。このことがより現実的な対応であろうと思います

あれこれの他人の土地を適地と称して列記するなら、何十カ所でも列記できるだろうと思います。要は、より現実的な事業の推進が求められていると思いますし、このことが多くの市民の切なる願いであろうと思います。したがって、私は、この請願の採択には絶対反対であります。

もう一度繰り返しますけれども、このことが多数によって採択されたからといって、全市的に視野を広げて新たに適地を求める、それにゴーサインが出た、ということでありません。このことをはっきりと申し添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　冒頭に申し上げておきたいんですが、私ども日本社会党・市民

連合としては、本件の市立総合病院建設問題、それから南部への病院の建設問題といったものを、党利党略的に主張の場として使うことには絶対反対してまいりたいということを、まず冒頭に申し上げておきたいと思います。その上で、日本社会党・市民連合、５名の代表として、残念ながらこの請願に賛成できませんということの意見表明を申し上げたいと思います。

まず、この請願については、二つの問題を私たちに提議しているんではないかと思われるわけです。

その一つは、今、議論になりましたような市立総合病院の建てかえ問題と、南部に病院建設をという住民の要望の問題だと思います。そこで注目しなければならないのは、この請願を出されている方々も南部に病院をつくっていただきたい、と当然考えてきたであろう、そう私は考えているわけです。しかし、なぜこの請願が出てきたのか、そのことに大きな意義を私は感じざるを得ないわけでございます。

すなわち、南部に病院が欲しい。しかし、市立総合病院を二つつくるという、いわゆる市長構想、二眼レフ構想については反対であるという意思、それにつきましては、日本社会党・市民連合も予算要求の中で、一つの日野市の総合病院としては、あるべき姿としては、一つの高度な医療を目指す病院建設が望ましいということを主張してきておるわけですから、したがいまして、やはり地元からこうした請願が出てきたことについては、今後、私たちも当然、市立総合病院の建てかえ問題を考えていく中の一つの要素として入れていかざるを得ないと思っているわけです。

その二つ目といたしましては、集合換地のこの土地区画整理事業地内での集合換地のやり方だと思います。公共用地をこうして集合換地をやる。それを突然に病院に使うといった目的を打ち出してくるということは、やはり市側の私は対応のまずさではなかったか。集合換地を行う前に、やはりもっと早期にこうした何に使うのかといった問題は打ち出していくことが、住民との溝を生まないといった区画整理の手法の一つではなかったかと思われるわけです。それについては、市側に深く反省を求めてまいりたいと思います。

しかしながら、やはりこの請願を採択という形になりますと、今行われております他の区画整理地内事業への影響といったものが一つと、それから民間病院を誘致することについてはどうなのかといった問題、さらには、多目的の公共事業への道を閉ざすものではないかといった、さまざまな観点があり、残念ながら我が会派としてこの請願に対して賛成することができなかったということを表明し、私の意見にかえさせていただき

ます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　突然の挙手でございますが、私は別にここで意見を言うつもりは毛頭なかったわけです。しかし、それぞれの意見を聞いておると、随分私の日ごろ考えているこの請願に対する理解の仕方、要旨に対する反応というものがちょっと違いますので、私は先般の建設委員会のメンバーの一員とし、また、この採択にかかわった１人として責任がありますので、一言意見を言わせていただきます。

まず私は、冒頭に、今、米沢委員がかなり勝手な発言をされておりますので、まずその点について一言触れておきます。

私は、昭和63年、皆さんの推挙で議長に推挙されたときに、真っ先に日野市の議会が積極的に取り組まなければならないのは病院問題である。その前にも一般質問等において、この現在18年目を迎えようとしている森田革新市政が、いかに病院問題について何ら努力をしてこなかったかということも、議会において指摘してきたわけであります。そして市立病院では、あの病院建て直し計画調書というものが作成され、それらを見たときに、議会が積極的にこれを取り上げて、この病院問題を解決せざるを得ないではないかということで、私は冒頭に日野市立病院対策特別委員会設置を代表者の方々にお願いしたわけであります。

そのときに、特別委員会設置に、その名称に反対したのは共産党ではありませんか。そうでしょう。その原点をまず忘れてもらっては困るんです。そして、苦肉の策として、市立病院等対策特別委員会という苦し紛れの言葉をつけて、これを発足させた事実というものを、もう一度かみしめていただきたい、それが１点であります。

その次に、私は市長にも一言申し上げたいんでございますが、今、市長の黒川議員とのやりとり、また古賀議員とのやりとりの後で、土方英世氏提供の用地と老人福祉施設を今後の大きな課題としてあの場所を将来的に見詰めてやっていきたいということを、また一昨日の特別委員会、特別会計の席でもおっしゃられました。それはそれなりに、やはり確かにこれからの高齢化社会に向かって深く理解できるのでございますけれども、例えば私は、桜町の病院に何年か前に、国分寺ですから、すぐそこですから、特養ホームを見学させていただいたことがあるんですが、そのときに、いわゆる院長さんが出てきて、これからの特養ホームは総合病院の付帯施設の一つとしてつくることが望ましいということを指摘されたわけです。もう特養ホームは病院の延長なんです。単なる山の中、川のそばへつくるというだけでは事足りないのだ。医師が１人２人ついているんで

はだめなんだということも考え、あの脳裏から離れないんです。

ということも考えますと、まず私は、土方英世さんの用地は、約6,000坪ですか、その隣に日野市の公社が持っている用地がまだ2,000坪ぐらいあるんです、地図で見ましたら。あれを足したら8,000坪にもなるんです。そういうことを考えれば、まして多摩平の病院にしても、あるいは高幡の区画整理地内の病院計画にしても、せいぜいつくって五、六十台の駐車場というではありませんか。先般も病院対策特別委員会で、青梅病院に行ったときに、院長さんが「これからの病院経営は１ベッド１台の駐車場です。青梅市は500ベッドですから500台の駐車場が確保してあります」このようなことを言われました。

そういうことを考えると、私は今言われた福祉施設ということと病院経営とは表裏一体である。そういうふうに考えますので、市長もこの際、もう一度その点についてお含みいただきたい、かように存じます。

それからもう１点、私は古賀議員とのやりとりの中で、二重投資のむだというようなことをおっしゃられておりました。今、日野市は病院建設を高幡の区画整理地内に進めるために、地主さんからどんどん高い土地を買っているんです。今、遺産相続で、ここで２人ばかり大地主が亡くなったために、全部買っているんですよ、開発公社が。農林省も高い土地を私は買っていると思いますよ。それがなぜ、その農林省跡地が、あるいは多摩動物園付近の用地はもっと緑地帯ですから安いですね、そういう二重投資ということを今言われたんで、何と矛盾していることをおっしゃられているんだろうということを、まず２点目に感じました。

それからもう一つは、米沢議員の、努力を一つも――４カ所この請願要旨には指摘されているけれども、可能性なしといっている。一つも努力も、地主さんの交渉もしないで可能性なしとは何ですか。まず、全農も市長のところへ直接、私は南農協会長から言われたんですが、この区画整理審議会委員長と、余りにもこの問題が遅々として進まないので会長がみずから農林省、全農グラウンドについて「もしよければ私が一肌脱ぎましょう」ということも言ってるんですけど、断られた。

それから、淡水試験所跡地、これは日野市医師会がこの用地交渉をしますから市長に言ってください、と私に直接言ってきているんです。その交渉もゼロです。

それから区画整理審議会委員の方々が、程久保の駅周辺でもいいではないか、ということを言っているんです。あれだけ山があるんですよ。公共用地ですから、建設もできるんです。けれども、この交渉もゼロです。努力を一つもしていないで、望みがない不

可能な場所を指摘して言うということは、一体何を根拠を持って言っているかということを、私は指摘したいんです。

そして、最後でございますけれども、何といっても私が今回のこの請願の採択したポイントの一つは、やはり先ほども下村議員も指摘されておりましたが、もう区画整理事業は仮換地も済んで、どんどん事業が進んでいっているんです。そのときには市長は南平に病院計画の交渉をやっていたんです。南平で。それが、坪数が足りなかったとか、場所が悪かったのか知らないけれども、ついにだめだと見るや、急遽高幡の区画整理地内につくるということも自分の心の中で決めている。それを言ってしまったんです。何もできていない。もう既に仮換地も終了して、だから私は一々指定後にこういう問題をさらに集合換地のためにやり直すということは、違法ではないか。私はある専門家から言われました。「これは違法ですよ、市川さん」いや、都市整備部長、今、総務部長は違法ではないということをおっしゃっていましたけれども、私はある専門家に聞いたら非常に抵触するんじゃないか。こういうことを言われているんです。だからそういう発言をあえて議会で言っているんですけれども、決まったところへそういう無理強いするから、私はおかしいということを言っているわけです。

それやこれやを総合して、まだまだ言いたいことは山ほどあります。あるけれども、意見の場所ですから、それほど、一般質問じゃありませんから言いませんけれども、あらゆる面について、今回のこの計画性というものがいかに先見の見通しがなかったか、思いつきな行政であったかということを、私はあえて指摘したいんです。それがために、どうか全地主がこの請願には一人残らず大地主さんが署名している請願です。どうかこの請願が通りますよう心からお願いして、意見にかわらせていただきます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ちょっと事実に反する名指しの非難がありましたので、一言発言をしておきます。

病院等対策特別委員会が代表者会議で提起された際に、反対したかのごとく発言がありました。過去にもそういう発言があったやに聞きましたけれども、それは事実に反します。

私が申し上げたのは、市立病院対策委員会では、今ある市立病院のことしか検討ができない。南部の病院要求あり、あるいは地域の医療圏の策定といいますか、地域医療計画ありで、「等」というのを入れることによって南部病院のことも検討できるし、いわ

ゆるベッド規制のことも検討できるということで、委員会の活動範囲を広める、こういう意味で等というのをつけ加えることを主張した。こういうことです。

したがって、市立病院対策委員会に反対したことになりますけれども、その反対は、むしろ積極的な意味合いで、等をつけ加えるように主張した。こういうことが真実でありますので、一言発言しておきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって請願第２－６号、高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第２－27号、高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願、請願第２－31号、東豊田三丁目住宅地内への事業所設置の差止めを求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　それでは請願第２－27号、高幡土地区画整理事業地内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願につきましての審査報告をいたします。

請願者は高幡地区区画整理対策連絡協議会会長である難波昭夫さんほか190名であります。紹介議員は６名であります。受け付けは平成２年９月10日であります。

地元区画整理区域内商業者で連絡協議会を発足させ、説明を受けたり研究もしてまいりましたが、何一つ具体的な話は聞けませんでした。占有者全員が不安に脅えることのないよう、安心して仕事ができるよう、完成後の営業の存続、工事期間中の補償問題等、納得いく区画整理事業になりますよう請願する内容であります。平成２年第３回定例会で付託され、現地調査も行ってまいりました。

主な質疑としましては、区画整理法に問題があるのではないか。今後の事業の状況について、地権者と借家人との問題等につきまして、多数の質疑がされてまいりました。補償問題の検討委員会を１、２課合同でつくりまして、今、検討を始めているという説明がありまして、採択すべきとの要望が出され、全会一致採択と決しました。

請願２－31号、東豊田三丁目住宅地区内への事業所設置の差止めを求める請願。請願者は、浜井市太郎さんほか239名。受け付けは平成２年12月６日。平成２年第４回定例会で建設委員会に付託されたものであります。

委員会としても現地調査を行ってきました。東豊田３－８－23、旧中村勝氏住宅と公道の間に車庫兼倉庫の工事が始まり、現在ストップ状況でありますが、完成しますと日照、通風等が悪くなってしまう。電気部品の組み立てを行うとも聞いているため、騒音、災害、交通等の問題もあり、住環境を守るため、事務所として認可することのないよう求める請願の要旨であります。

昨年12月14日、現地調査を行いまして審査を重ねてまいりまして、住宅が小規模工事の形態とする点と、車庫をつくることの２点が建築基準法に違反するため、多摩西部事務所に指導を要請を行っているとの説明がありました。車庫は12月10日に撤去いたしまして、小規模工場は12月末、取りやめるとのことでありまして、これによりまして住民側も了解しているとの説明もありました。平成３年１月18日に撤去したことを担当課として確認されているというような説明がありまして、今回、全会一致採択すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第２－27号、高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願、請願第２－31号、東豊田三丁目住宅地内への事業所設置の差止めを求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時４分　休憩

午後11時34分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第２－29号、市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願、請願第２－32号、無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願、請願第３－２号、２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本３件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの

申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－20号、日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願、請願第３－６号、美浜原発２号機重大事故に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－４号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第２－５号、帝人高層独身寮建設反対に関する請願、請願第２－11号、中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願、請願第２－28号、大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願、請願第２－30号、（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願、請願第３－１号、大坂上２丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情、請願第３－４号、区画整理の諸点についてご配意下さいの請願、請願第３－５号、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し日程第46から日程第49までを先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって日程第46から日程第49までを先議することに決しました。

次に日程第46、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第47、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長よりスポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第48、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第49、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後11時42分　休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　小　山　良　悟

署名議員　藤　林　理一郎

署名議員　高　橋　徳　次